

社会保障研究資料第4号  
2005年3月14日

ISSN 1348-0537  
Social Security Research  
Series, No. 4  
March 14, 2005

# 社会保障統計年報

平成16年版

ANNUAL REPORT ON SOCIAL SECURITY STATISTICS

(2004)

 国立社会保障・人口問題研究所

National Institute of Population and  
Social Security Research  
Tokyo, Japan

本年報の内容についてのお問い合わせは下記まで。

国立社会保障・人口問題研究所

企画部

TEL 03-3595-2985

FAX 03-3591-4912

研究所ホームページ <http://www.ipss.go.jp>

平成16年版

社会保障統計年報

## まえがき

社会保障統計年報は、社会保障に関する統計資料を幅広く集め、編集した資料集として、昭和33年以来作成してきました。国立社会保障・人口問題研究所が本書編集を旧総理府社会保障制度審議会事務局から引き継いでから、本号で4冊目となります。

平成15年度のわが国の国内総生産は、名目501兆2,535億円、実質523兆1,105億円となり、経済成長率は、名目0.8%、実質3.2%となりました。それ以前の数年間はマイナス経済成長が、やっとプラスに転じた年でした。そして平成16年度、景気はゆるやかに回復してきたといわれています。しかし、社会保障をめぐる状況には依然として厳しいものがあります。特に、社会保険財政は、被用者保険の加入者の減少と標準報酬の停滞、国民年金の保険料未払いの増加など、厳しい現状が続いています。このような状況の中で社会保障制度に大きな影響を与える少子化対策については、平成15年7月、次世代育成支援対策推進法と少子化対策基本法が相次いで成立し、平成17年度からは雇用主に「行動計画」の策定が原則義務づけられることになりました。官民が協力して少子化対策に取り組まなければならないという強いメッセージがだされたこととなります。

社会保障の各分野では、平成16年6月には、保険料や給付のあり方を大幅に見直した年金制度の改革案が成立しました。また、高齢者施策については、介護保険が導入から4年を経過し、施行後5年を目途とした制度見直しを踏まえた検討が重ねられ、新部分給付の創設等を内容とする制度見直しのための法案が第162回通常国会に提出されました。一方、初年度から予算を大きく上回る利用があった支援費制度をはじめとした障害者施策についても、平成17年2月に障害者自立支援法案が閣議決定され、介護保険との統合は今後の検討課題とされたものの、障害者福祉施策の見直しも急速にすすみつつあります。

社会保障制度の長期的安定のための施策や少子化対策の実施には、国民の大きな期待が寄せられています。そして、専門家だけでなく国民ひとりひとりが社会保障の将来に強い関心をもっています。本書が社会保障行政に携わる方、社会保障を学ぶ方などに幅広く活用されることを希望してやみません。

本書の作成に当たりましては、行政の担当者をはじめ、たくさんの方々にご協力をいただきました。厚く御礼を申し上げます。厚く御礼を申し上げます。

平成17年3月

国立社会保障・人口問題研究所

所長 阿藤 誠

## 社会保障統計年報の構成内容

		(本文頁)	(目次頁)	節番号
<b>第Ⅰ部 社会保障の動向</b>				
第1節	社会保障の背景—最近の経済・社会の動向—	25—30	7	1
第2節	社会保障の動向	31—91	7	2
第3節	社会保障給付費について	93—125	7	3
第4節	日本の将来推計人口(平成14年1月推計)について	127—147	8	4
<b>第Ⅱ部 社会保障の体系と現状</b>				
		(本文頁)	(目次頁)	節番号
第1節	社会保障の体系と現状	151—189	8	1
第2節	社会保険各制度の成立経過	190—204	9	2
<b>第Ⅲ部 社会保障関係統計資料編</b>				
		(本文頁)	(目次頁)	節番号
第1節	人口統計	207—221	9	1
第2節	社会保障給付及び再配分効果	222—234	9	2
第3節	国民所得と国民負担(率)の動向等	235—249	10	3
第4節	社会保険関係	250—396	10	4
第5節	高齢者保健(医療)福祉	397—422	15	5
第6節	医療供給と医療費	423—432	16	6
第7節	公衆衛生	433—453	16	7
第8節	福祉サービス	454—471	17	8
第9節	生活保護	472—477	18	9
第10節	恩給・戦争犠牲者援護	478—483	18	10
第11節	関連制度・関係機関	484—512	19	11
第12節	社会保障分野における人的資源の状況	513—519	19	12
第13節	財政	520—530	20	13
第14節	国際統計及び比較	531—580	20	14

## 目次

## 第 I 部 社会保障の動向

## 第 1 節 社会保障の背景－最近の経済・社会の動向－

1 景気の動向	25
2 財政・金融	26
3 雇 用	28
4 家計収支	29
5 人口・世帯	30

## 第 2 節 社会保障の動向

1 概 況	31
2 高齢者保健医療福祉	35
3 児童福祉等	38
4 障害者福祉等	42
5 医療保険	47
6 年金保険	51
7 労働保険等	54
8 生活保護	56
9 保健医療と環境衛生	57
10 人材の確保と資質の向上	60
11 社会福祉基礎構造改革について	61
(表 1) 今後 5 か年間の高齢者保健福祉施策の方向(ゴールドプラン 21)の概要	63
(表 2) 少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)の概要	66
(表 3) 少子化対策プラスワン(要点)	80
(表 4) 障害者基本計画(概要)	82
(表 5) 重点施策実施 5 か年計画	85

## 第 3 節 社会保障給付費について

I 社会保障給付費の範囲	93
II 平成 14 年度社会保障給付費の概要	94

Ⅲ 平成14年度社会保障財源の概要	99
統計表	101
【付録】国際比較	120
<b>第4節 日本の将来推計人口（平成14年1月推計）について</b>	
Ⅰ 日本の全国将来推計人口の概要	127
Ⅱ 推計方法の概要	131

## 第Ⅱ部 社会保障の体系と現状

### 第1節 社会保障の体系と現状

1 はじめに	151
2 社会保険、児童手当及び老人保健制度の内容一覧	152
① 医療保険制度	152
② 年金制度	154
③ 業務災害補償制度	162
④ 雇用保険制度	166
⑤ 児童手当	170
⑥ 老人保健	171
⑦ 介護保険	172
3 老人福祉	173
① 施設福祉対策	173
② 在宅福祉対策	174
③ 介護予防・地域支え合い対策	175
4 身体障害者福祉施策	176
① 身体障害者在宅福祉施策の概要	176
② 身体障害者施設福祉施策の概要	178
5 障害児（者）施策	179
① 在宅福祉施策	179
② 障害児・知的障害者施設福祉施策の概要	180
6 精神障害者施策の概要（平成16年度）	182
7 年齢別児童家庭福祉施策の一覧	183
8 社会（家族）手当	184
9 生活保護制度	185
〔参考〕1 社会保障制度の種類と行政機構の概略	186
2 審議会の整理合理化について	188

### 第2節 社会保険各制度の成立経過

① 医療保険制度	190
② 年金保険制度	192
③ 業務災害補償制度	194
④ 雇用保険制度	195
〔参考〕1 社会保障制度審議会勧告等一覧	196
2 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ	198
3 平成13年1月以降の審議会意見書等一覧	201

## 第Ⅲ部 社会保障関係統計資料編

### 第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移	207
第2表 「日本の将来推計人口」の要約	208
第3表 年齢3区分別人口の推移	209
第4表 総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）	210
第5表 年齢3区分別人口及び構造係数（中位推計）	211
第6表 人口動態	214
第7表 平均余命（性×特定年齢×年次別）	216
第8表 主要死因別死亡率（人口10万対）の年次推移	217
第9表 年次別死因順位及び死亡率	218
第10表 世帯数（世帯業態別）	219
第11表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移	219
第12表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移	220
第13表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移	220
第14表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移	221
第15表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移	221

### 第2節 社会保障給付及び再配分効果

第16表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移	222
第17表 制度別社会保障給付費の推移	223
第18表 社会保障移転の推移	224
第19表 部門別社会保障給付費の前年度との比較	225
第20表 高齢者関係給付費の前年度との比較	225
第21表 一般会計予算の内訳	226
第22表 社会保障給付費等の年次推移	227

第23表	社会保障関係費の推移	227
第24表	社会保障の給付と負担の見通し（平成16年5月推計）	228
第25表	所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較	230
第26表	再分配による所得階級別の世帯分布の変化	230
第27表	世帯主の年齢階級別所得再配分状況	231
第28表	世帯類型別所得再配分状況	232
第29表	世帯構造別所得再配分状況	233
第30表	当初所得階級別所得再配分状況	234

### 第3節 国民所得と国民負担（率）の動向等

第31表	国民負担率（租税負担率及び社会保障負担率）の対国民所得比の推移	235
第32表	国民所得及び国民可処分所得の配分（名目）	236
第33表	国内総支出（名目）	238
第34表	家計（個人企業を含む）	240
第35表	常用労働者1人当たり平均月間現金給与額	241
第36表	1人平均月間きまって支給する現金給与額（通勤・住込別）	243
第37表	賞与支給状況	244
第38表	全世帯年平均1か月間の消費支出	244
第39表	勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出	245
第40表	年間収入階級別勤労者1世帯当り年平均1か月間の収入と支出（全国）	246
第41表	消費者物価指数（中分類）	248
第42表	農家家計費（全国1戸当り平均）	249

### 第4節 社会保険関係

#### 1 総括

第43表	医療保険適用者数（制度別）	250
第44表	公的年金適用者数（制度別）	251
第45表	雇用保険適用者数（制度別）	251
第46表	業務災害補償保険適用者数（制度別）	251
第47表	社会保険被保険者（組合員）1人当たり平均標準報酬月額（制度別）	252
第48表	制度別被保険者1人当たり診療費	253
第49表	公的年金受給権者数	254
第50表	公的年金における年金総額（制度別）	256
第51表	公的年金受給権者1人当たり年金額	258
第52表	公的年金積立金状況	260
第53表	年金財政指標	261
第54表	業務災害補償保険年金受給者数	264
第55表	業務災害補償保険年金支払総額	264

第56表	業務災害補償保険年金受給者1人当たり金額	265
第57表	介護保険適用者数	266
第58表	介護保険認定者数	266
第59表	介護保険給付における介護給付・予防給付	267
第60表	介護保険給付の高額介護（居宅支援）サービス費	267
第61表	介護保険保険料収納額	268
第62表	介護保険保険料基準額の分布状況	268
第63表	介護保険要介護認定者数の見込み	269
第64表	介護保険介護サービス量の見込み	269

#### 2 健康保険

##### ① 政府管掌健康保険

第65表	政府管掌健康保険適用状況	270
第66表	政府管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）	271
第67表	政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）	272
第68表	政府管掌健康保険保険料徴収状況	273
第69表	政府管掌健康保険給付決定状況	274
第70表	政府管掌健康保険診療費決定状況	278
第71表	政府管掌健康保険給付諸率	280
第72表	政府管掌健康保険収支状況	284

##### ② 組合管掌健康保険

第73表	組合管掌健康保険適用状況	285
第74表	組合管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）	286
第75表	組合管掌健康保険適用状況（業態別）	287
第76表	組合管掌健康保険平均保険料率	287
第77表	組合管掌健康保険給付決定状況	288
第78表	組合管掌健康保険診療費決定状況	291
第79表	組合管掌健康保険給付諸率	292
第80表	組合管掌健康保険収支状況	294

#### 3 国民健康保険

第81表	国民健康保険適用状況	295
第82表	国民健康保険給付決定状況	295
第83表	国民健康保険療養の給付等決定状況	296
第84表	国民健康保険療養費等決定状況	296
第85表	国民健康保険療養の給付諸率	297
第86表	国民健康保険「その他の給付」決定状況	297
第87表	国民健康保険諸率	298
第88表	国民健康保険診療施設経理状況	299
第89表	国民健康保険料（税）収納状況	299



第90表 国民健康保険收支状況	300
<b>4 厚生年金保険</b>	
① 厚生年金保険	
第91表 厚生年金保険適用状況	301
第92表 厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）	302
第93表 厚生年金保険適用状況（業態別）	303
第94表 厚生年金保険年金受給権者状況	304
第95表 厚生年金保険一時金裁定状況	305
第96表 厚生年金保険給付受給権者1人当り金額	305
第97表 厚生年金保険保険料徴収状況	306
第98表 厚生年金保険收支状況	306
② 厚生年金基金	
第99表 厚生年金基金適用状況	307
第100表 厚生年金基金年金受給権者状況	308
第101表 厚生年金基金一時金裁定状況	308
第102表 厚生年金基金給付1人当り金額	308
○ 参考 その他の企業年金（適格退職年金、確定給付企業年金）	
第103表 加入件数	309
第104表 加入者数	309
<b>5 国民年金</b>	
第105表 国民年金被保険者数	310
第106表 国民年金保険料収納済歳入額状況	310
第107表 拠出制年金受給権者状況	311
第108表 福祉年金受給権者状況	312
第109表 国民年金特別会計収支状況	313
<b>6 農業者年金基金</b>	
第110表 農業者年金被保険者数	315
第111表 農業者年金受給権者状況	315
第112表 農業者年金年金勘定経理状況	316
<b>7 国家公務員共済組合</b>	
第113表 国家公務員共済組合適用状況	318
第114表 国家公務員共済組合短期部門給付決定状況	320
第115表 国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）	322
第116表 国家公務員共済組合短期部門給付諸率	323
第117表 国家公務員共済組合長期部門支払状況	325
第118表 国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況	326
第119表 国家公務員共済組合長期部門1人当り金額	327
第120表 国家公務員共済組合短期経理状況	328

第121表 国家公務員共済組合長期経理状況	329
第122表 国家公務員共済組合業務経理状況	330
第123表 国家公務員共済組合保健経理状況	331
第124表 国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況	332
第125表 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合における所要財源率	333
<b>8 地方公務員等共済組合</b>	
第126表 地方公務員等共済組合適用状況	334
第127表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況	336
第128表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況（診療費分）	339
第129表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率	340
第130表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況	342
第131表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況	343
第132表 地方公務員等共済組合長期部門1人当り金額	344
第133表 地方公務員等共済組合短期経理状況	345
第134表 地方公務員等共済組合長期経理状況	346
第135表 地方公務員等共済組合業務経理状況	347
第136表 地方公務員等共済組合保健経理状況	347
<b>9 私立学校教職員共済</b>	
第137表 私立学校教職員共済適用状況（学校種別）	348
第138表 私立学校教職員共済平均標準給与月額（学校種別）	349
第139表 私立学校教職員共済加入者数（標準給与等級別）	350
第140表 私立学校教職員共済短期部門給付決定状況	351
第141表 私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）	353
第142表 私立学校教職員共済短期部門給付諸率	354
第143表 私立学校教職員共済長期部門支給決定状況	356
第144表 私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況	357
第145表 私立学校教職員共済長期部門1人当り金額	358
第146表 私立学校教職員共済短期経理状況	359
第147表 私立学校教職員共済長期経理状況	360
第148表 私立学校教職員共済業務経理状況	361
第149表 私立学校教職員共済保健経理状況	361
<b>10 農林漁業団体職員共済組合</b>	
第150表 農林漁業団体職員共済組合適用状況	362
第151表 農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）	362
第152表 農林漁業団体職員共済組合支給状況	363
第153表 農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況	364
第154表 農林漁業団体職員共済組合給付1人当り金額	365
第155表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況	366

第 156 表	農林漁業団体職員共済組合業務経理状況	367
<b>11 船員保険</b>		
第 157 表	船員保険適用状況	368
第 158 表	船員保険被保険者数（標準報酬等級別）	369
第 159 表	船員保険疾病部門給付決定状況	370
第 160 表	船員保険疾病部門診療費決定状況	372
第 161 表	船員保険疾病部門給付諸率	373
第 162 表	船員保険年金部門（職務上）年金受給権者状況	375
第 163 表	船員保険年金部門（職務上）一時金裁定状況	375
第 164 表	船員保険年金部門（職務上）1人当り金額	375
第 165 表	船員保険失業部門給付決定状況	376
第 166 表	船員保険収支状況	377
第 167 表	船員保険保険料徴収状況	378
<b>12 雇用保険</b>		
第 168 表	雇用保険適用状況	379
第 169 表	雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）	380
第 170 表	雇用保険給付状況	381
第 171 表	一般求職者給付の状況	382
第 172 表	労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）	383
第 173 表	労働保険特別会計雇用勘定収支状況	383
<b>13 労働者災害補償保険</b>		
第 174 表	労働者災害補償保険適用状況	384
第 175 表	労働者災害補償保険給付支払状況	385
第 176 表	労働保険保険料徴収状況（労災勘定）	386
第 177 表	労働者災害補償保険給付平均支払額	386
第 178 表	労働保険特別会計労災勘定収支状況	386
<b>14 公務災害補償</b>		
第 179 表	国家公務員災害補償費支払状況	387
第 180 表	国家公務員災害補償1件当り金額	387
第 181 表	地方公務員災害補償費支払状況	388
第 182 表	地方公務員災害補償1件当り補償費	388
<b>15 介護保険</b>		
第 183 表	介護保険適用状況	389
第 184 表	介護保険要介護（要支援）認定者数	389
第 185 表	介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況	390
第 186 表	介護保険居宅介護（支援）サービス受給者数	392
第 187 表	介護保険施設介護サービス受給者数	392
第 188 表	居宅サービス受給者・施設サービス受給者の年齢階級別・要介護度別状況	393

第 189 表	介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況	394
第 190 表	介護保険給付の高額介護（居宅支援）サービス費（世帯類型別）	394
第 191 表	介護保険における保険料収納額	394
第 192 表	介護保険特別会計経理状況（保険事業勘定）	396

**第5節 高齢者保健（医療）福祉****1 総括**

第 193 表	ゴールドプラン 21 の推進	397
第 194 表	介護保険施設等の比較	398

**2 老人福祉**

第 195 表	老人福祉施設の施設数及び在所者数	400
第 196 表	職種別にみた従事者数	401
第 197 表	性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りを要する者の数	404
第 198 表	性・年齢階級別にみた手助けや見守りを要する者の数及び率	405

**3 老人医療**

第 199 表	老人医療受給対象者数	406
第 200 表	老人医療費の状況	406
第 201 表	制度別老人医療費の状況	407
第 202 表	老人医療費（診療費）の状況	407
第 203 表	老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移	408
第 204 表	老人医療費と国民医療費の推移	409
第 205 表	老人医療費の負担	410
第 206 表	老人医療費の負担の状況	410
第 207 表	老人医療費拠出金積算内訳	411
第 208 表	開設者別老人病院数、病床数	412
第 209 表	老人病院等の区分別状況	412

**4 老人保健施設**

第 210 表	開設者別にみた施設数及び入所定員数	413
---------	-------------------	-----

**5 老人保健（ヘルス事業）**

第 211 表	老人保健事業の概要	414
第 212 表	老人保健事業実施状況	417
第 213 表	老人保健健康手帳の交付状況	419
第 214 表	基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況	419
第 215 表	基本健康診査による検査結果別要指導・要医療者数	420
第 216 表	がん検診の受診人員・結果別人員状況	421

## 第6節 医療供給と医療費

## 1 総括

第217表 国民医療費推計額	423
第218表 診療費支払方法別患者数（病院・診療所別）	424
第219表 患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）	424

## 2 医療機関

第220表 病院・診療所数（開設者別）	426
第221表 病床数（開設者・種類別）	427
第222表 医療法人数の推移	427
第223表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数	428
第224表 病院1施設当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）	428
第225表 一般診療所1施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）	429
第226表 歯科診療所1施設当り収支状況（構成比率、開設者別）	429

## 3 地域医療計画

第227表 地域医療計画の内容	430
第228表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進	431
第229表 都道府県別基準病床数及び既存病床数の状況	432

## 第7節 公衆衛生

## 1 結核等

第230表 結核医療費推計額	433
第231表 結核医療費予算額	433
第232表 結核登録者	433
第233表 結核病床数・患者数・病床利用率	434
第234表 ハンセン病療養所入所者数	435
第235表 ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額	435
第236表 エイズ対策の概要	436
第237表 HIV感染者及びエイズ患者の現状	437

## 2 感染症（伝染病）

第238表 感染症患者数	438
第239表 予防接種被接種者数	439

## 3 精神保健

第240表 精神病床数・患者数・病床利用率	440
第241表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額	440
第242表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助金額	440
第243表 医療保護入院届出件数	440

## 4 難病

第244表 難病対策の概要	441
第245表 特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数	442

## 5 環境衛生

第246表 全国水道普及状況	443
第247表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況	443
第248表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費	443
第249表 廃棄物の分類と処理体制	444
第250表 ゴミ処理等の流れ	445
第251表 市町村のごみ処理費用の推移	446

## 6 公害

第252表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数	447
第253表 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結状況	448
第254表 典型7公害の種類別苦情件数の推移	449
第255表 典型7公害以外の種類別苦情件数	449
第256表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等	450
第257表 独立行政法人環境再生保全機構の事業状況	451

## 7 保健所及び保健センター

第258表 保健所の活動	452
第259表 保健所数及び保健所職員総数	452
第260表 保健所活動状況	453
第261表 市町村保健センター数	453

## 第8節 福祉サービス

## 1 身体障害者及び知的障害者福祉

第262表 身体障害者手帳交付台帳登載数	454
第263表 福祉事務所における知的障害者相談状況	454
第264表 身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数	455
第265表 身体障害者更生援護状況	456
第266表 身体障害者に対する補装具交付等の状況	457
第267表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況	458
第268表 障害者職業能力開発校修了者数	458
第269表 訪問介護（ホームヘルパー）設置市町村数・訪問介護員数及び派遣対象世帯数	459

## 2 児童福祉

第270表 児童相談所処理件数	460
第271表 児童福祉施設数及び在所者数	461
第272表 里親・保護受託者及び委託児童数	462
第273表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況	462

第 274 表	1 歳 6 か月児健診実施件数	463
第 275 表	3 歳児健康診査成績	463
第 276 表	児童扶養手当受給世帯数	463
第 277 表	特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数	463
第 278 表	児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況	464
第 279 表	児童手当抛出金徴収状況	464
第 280 表	児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況	465
第 281 表	児童手当制度の費用負担	466
<b>3 社会福祉関係機関・施設等</b>		
第 282 表	社会福祉行政機関等設置状況	467
第 283 表	社会福祉施設数（施設の種別別）	468
第 284 表	生活福祉資金貸付状況	470
第 285 表	母子福祉資金貸付状況	470
第 286 表	災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況	471
<b>第 9 節 生活保護</b>		
第 287 表	被保護実世帯・被保護実人員・保護率	472
第 288 表	被保護実世帯数（世帯主の労働力類型別）	472
第 289 表	扶助別人員	473
第 290 表	保護開始世帯数（世帯類型・構造別）	473
第 291 表	保護廃止世帯数（世帯類型・構造別）	474
第 292 表	保護費（扶助別）	474
第 293 表	医療扶助決定状況（診療費分）	475
第 294 表	生活保護基準額改定の推移	476
第 295 表	保護施設の施設数及び在所者数	477
<b>第 10 節 恩給・戦争犠牲者援護</b>		
<b>1 恩 給</b>		
第 296 表	文官恩給年金受給権者状況	478
第 297 表	軍人恩給年金受給権者状況	478
第 298 表	都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況	480
<b>2 戦争犠牲者援護</b>		
第 299 表	未帰還者留守家族等援護法による援護状況	482
第 300 表	戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況	482
第 301 表	戦傷病者特別援護法による補装具交付状況	482
第 302 表	戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況	483
第 303 表	原爆被爆者対策状況	483

**第 11 節 関連制度・関係機関****1 関連制度**

## ① 住宅関係

第 304 表	住宅数・世帯数・世帯人員・1 戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1 人当り 居住室の畳数	484
第 305 表	居住状況（地域別）	485
第 306 表	住宅の所有関係	485
第 307 表	1 か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）	486
第 308 表	公営住宅等建設戸数	486
第 309 表	住宅建設戸数	487
② 雇用関係一般		
第 310 表	労働力人口・非労働力人口（年平均）	488
第 311 表	年齢階級別労働力人口比率の推移（年平均）	489
第 312 表	就業者数（産業別、年平均）	490
第 313 表	就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）	496
第 314 表	年齢別有効求人倍率	498
第 315 表	職業転換給付金関係予算の推移	499
第 316 表	地域別最低賃金額の改定状況	500
第 317 表	産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数	501
第 318 表	障害者雇用の現状	502
第 319 表	定年制等の状況	503

**2 関係機関**

第 320 表	社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額	504
第 321 表	年金資金運用基金の資金別、融資実行額・回収額・融資残高	506
第 322 表	年金資金運用基金の運用資産状況	508
第 323 表	年金資金運用基金の資金別被保険者住宅金融資産決定状況	509
第 324 表	独立行政法人福祉医療機構の医療貸付状況（施設・資金別）	510
第 325 表	独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付状況（事業種別）	511
第 326 表	独立行政法人労働者健康福祉機構の経営施設数	511
第 327 表	独立行政法人雇用・能力開発機構の設置運営施設数	512
第 328 表	中小企業退職金共済加入状況	512
第 329 表	中小企業退職金共済支給状況	512

**第 12 節 社会保障分野における人的資源の状況**

第 330 表	医師数（業務別）	513
第 331 表	歯科医師数（業務別）	513
第 332 表	歯科衛生士数（就業場所別）	514

第 333 表	歯科技工士数（就業場所別）	514
第 334 表	薬剤師数（業務別）	514
第 335 表	看護職員需給見通し	515
第 336 表	保健師数（就業場所別）	516
第 337 表	助産師数（就業場所別）	516
第 338 表	看護師数及び准看護師数（就業場所・資格別）	517
第 339 表	就業あん摩指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数	517
第 340 表	理学療法士及び作業療法士数（登録者数）	517
第 341 表	社会福祉士・介護福祉士登録者数	518
第 342 表	全医療施設の従事者数（業務の種類別）	519
<b>第 13 節 財 政</b>		
第 343 表	一般関係歳出予算額の推移（当初予算）	520
第 344 表	一般会計歳入・歳出（目的別）	521
第 345 表	地方財政（普通会計）歳入歳出	522
第 346 表	地方の民生費と衛生費の状況	524
第 347 表	国内総支出に対する財政規模	528
第 348 表	国税及び地方税	529
第 349 表	高齢社会対策関係予算（一般会計分）の推移	529
第 350 表	市町村税納税義務者数	530
<b>第 14 節 国際統計及び比較</b>		
<b>1 人 口</b>		
第 351 表	世界の主要地域別人口及び人口増加率	531
第 352 表	平均寿命の国際比較	532
第 353 表	主要国の 65 歳以上人口比率の推移と予測	533
第 354 表	主要先進国の合計特殊出生率（1950～2003 年）	536
第 355 表	諸外国の出生率	538
<b>2 社会保障</b>		
第 356 表	ILO 条約及び勧告（社会保障関係）	539
第 357 表	国民負担率の国際比較等	542
第 358 表	諸外国の社会保障費 ILO 基準第 19 次調査収入表	543
第 359 表	諸外国の社会保障費 ILO 基準第 19 次調査支出表	548
第 360 表	OECD 社会支出（公的＋義務化されている私的社會支出）の推移	554
第 361 表	OECD 社会支出（公的＋義務化されている私的社會支出）の対 GDP 比率の推移	556
第 362 表	イギリスの社会保障概況	558
第 363 表	フランスの社会保障概況	560

第 364 表	ドイツの社会保障概況	562
第 365 表	アメリカの社会保障概況	564
第 366 表	スウェーデンの社会保障概況	566
<b>3 医 療</b>		
第 367 表	医療保障制度の国際比較	568
第 368 表	医療費の対国内総生産比の国際比較	570
第 369 表	診療報酬支払方式の国際比較	571
第 370 表	医療供給に関する指標の国際比較（人口 1,000 人当たり）	571
<b>4 年 金</b>		
第 371 表	諸外国の公的年金制度の概要	572
<b>5 児童手当</b>		
第 372 表	主要国の児童手当制度	574
<b>6 労 働</b>		
第 373 表	主要国の失業者数及び失業率	576
第 374 表	年間総実労働時間の国際比較（製造業生産労働者、2002 年）	576
第 375 表	ILO 労働統計報告による週当たり労働時間（製造業）	577
第 376 表	労働費用構成の国際比較	577
<b>7 国際協力</b>		
第 377 表	WHO への分担率（分担金の占有率）の推移	578
第 378 表	厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移	578
<b>8 国民所得</b>		
第 379 表	国民所得（総額）	579
第 380 表	1 人当り国民所得	580

# 第 I 部

## 社会保障の動向

## 第1節 社会保障の背景

### ——最近の経済・社会の動向——

#### 1 景気の動向

日本経済は、平成14年初から回復が続いているが、とりわけ平成15年後半以降、海外経済の復調による輸出の増加や設備投資の増加に伴い、一段と着実に回復してきた。企業部門では、これまでのリストラの効果で過剰雇用や債務の縮小が進むとともに、売上げの増加による増収効果によって企業収益が増加し、それが設備投資につながるという好循環がみられる。他方、企業部門は、厳しい競争にさらされ、依然として雇用や賃金の増加に慎重な面もあり、雇用や賃金の増加は過去の回復局面と比べてやや遅れた。ただし、企業のリストラや倒産による失業が一服し、雇用情勢も改善してきている。こうした中、家計部門では、個人消費は比較的堅調に推移し、景気を下支えしている。物価については、国際商品市況の上昇もあり、素材等の物価がわずかながら上昇に転じているものの、今のところ最終需要財価格や消費者物価への波及は十分ではない。経済の先行きについては、海外経済の動向等の懸念要因はあるものの、着実な景気の回復が期待される状況にある。

国際経済面では、近年8%を上回る経済成長を続ける中国を中心に、アジア経済と日本の関係が大転換を遂げている。日本企業の輸出市場、海外生産拠点、低付加価値品の供給元という位置付けをはるかに超えて、財、サービス、資本、労働力に関する密接な関係が構築されつつある。こうした動きが、輸出の増加となって日本の景気にプラスとなっている。

平成15年度のわが国の国内総生産(GDP)は、名目501兆2,535億円、実質523兆1,105億円となり、経済成長率は、名目0.8%、実質3.2%となった。わが国の実質経済成長率は、1990年代に入ってバブル崩壊後低下し、名目成長率は、緩やかなデフレが進展する中で弱い動きとなっており、特に平成10年以降は平成12年を除きマイナス成長となっていたが、平成15年度は若干持ち直ししている。また、最近の特徴として、物価が持続的に下落し、緩やかなデフレ傾向にあることが挙げられる。

景気は平成14年に底入れしたのち、緩やかに回復し、平成15年に入り生産の持ち直し、所定外労働時間の増加等に伴い、賃金も所定外給与が増加に転じた一方、所定内給与、特別に支払われた給与は減少傾向が続いているものの、減少幅は縮小した。

賃金の動向を見ると、平成15年の現金給与総額(月額)は34万1,898円で、前年比0.8%減と3年連続で減少したものの、減少幅は縮小した。一般労働者とパートタイム労働者別に見ると、いずれも現金給与総額は下げ止まってきており、全体での現金給与総額の減少は、相対的に見ると賃金の低いパートタイム労働者の割合が増加したこ

ための施策を推進することとした。なお、消費税に対する国民の理解を一層深める観点から、消費税収の使途（地方交付税交付金を除く。）を基礎年金、老人医療及び介護に限る旨を予算総則に明記した。

平成16年度財政投融资計画は、財政改革の趣旨を踏まえ、中小企業対策等セーフティネットの構築等、真に必要な資金需要には的確に対応しつつ、対象事業の一層の重点化を図ることとされた。財政投融资の規模は20兆4,894億円（対前年度当初計画比12.5%減）となった。厚生福祉関係については、1兆415億円（15年度計画額1兆184億円）の財政投融资を予定し、独立行政法人福祉医療機構において、高齢社会に対応するため、所要の貸付計画額を確保することとしたほか、独立行政法人国立病院機構、地方公共団体等において、病院、厚生福祉施設等の整備促進を図ることとされた。

一方、税制については、平成16年度税制改正において、最近の社会経済情勢及び財政状況を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、住宅・土地税制、中小企業関連税制、金融・証券税制、法人税制、国際課税等について適切な措置を講ずるとともに、年金税制について、年金制度改革に資する観点をも踏まえつつ、世代間及び世代内の公平を確保するための見直しを行う。併せて、地方分権を推進する観点から所要の措置を講ずることとされた。

金融政策については、海外経済の拡大が続いていることに加え、企業の過剰設備・過剰債務等の構造的な問題への取り組みが実を結びつつあり、景気が回復基調で推移し、企業収益が改善が続いていることを踏まえ、以前から続けてきた量的緩和政策を堅持することとされた。日本銀行の現在の金融政策の大きな枠組みは、以下のとおりである。

① 新しい金融市場調節方式（日本銀行当座預金残高を主たる目標とする金融市場調節方式）

保険料水準固定方式のもとで給付水準をマクロ経済スライドにより自動的に調整する仕組みの導入、安定財源を確保した上での基礎年金の国庫負担割合の引上げ等の制度改革を行い、16年度の基礎年金国庫負担については、年金課税の見直しによる増収分を財源とした引上げを行った。また、16年度の年金額等について、物価・賃金の状況等を踏まえ、15年の消費者物価の下落に応じた物価スライドを行った。医療については、最近の医療費の動向、診療報酬・薬価等改定の影響等を織り込んだ上で、国庫負担81,238億円（対前年度比4.8%増）を計上したほか、医療安全対策や医療提供体制の整備等を推進することとした。生活保護については、原則70歳以上の者に支給される「老齢加算」について3年で段階的に廃止することとするとともに、国民の消費動向や年金額の物価スライドの実施等を総合的に勘案し、生活扶助基準等について0.2%の引下げを行うほか、運用について適正化対策等を実施した。高齢者介護については、介護保険給付費の適正化対策を推進するほか、介護保険制度の円滑な実施のため、PFI（民間資金等活用事業）等も活用した介護サービス基盤の整備を効率的に進めることとした。少子化対策については、安心して子どもを産み育てることができる社会を実現し、仕事と子育ての両立を支援する等の観点から、平成15年度税制改革の趣旨を踏まえた児童手当の充実等を行うとともに、待機児童ゼロ作戦の推進、放課後児童受入れ体制の整備等を着実に進めていくこととした。障害者対策については、障害者の自立と社会参加を推進するため、新障害者プランや雇用と福祉の連携等による障害者雇用等を推進することとした。雇用対策については、失業者の生活の安定と早期再就職の促進を図る観点から、雇用保険求職者給付の支給に必要な資金を確保するほか、若年者雇用対策の推進、官民による労働力需給調整機能の強化、民間を活用した職業能力開発の充実等、円滑な労働移動及び早期再就職の実現等の

による。内訳は、所定内給与が前年比0.8%減、特別給与が2.5%減に対し、所定外給与は3.6%増と、所定外労働時間の増加を反映して3年ぶりに増加に転じた。実質賃金は、前年比0.6%減と3年連続で減少したものの減少幅は縮小した。

労働時間は、平成13年以降減少が続いていたが、平成15年は景気を持ち直しを反映して所定外労働時間の増加幅が拡大したこと等から、平成15年における総実労働時間は、月平均152.3時間（年間1,828時間）で前年比横ばいとなった。その内訳を見ると、所定内労働時間は月平均142.3時間で前年比0.4%減（14年1.0%減）と減少幅が縮小したのに対し、所定外労働時間は月

平均10.0時間で前年比4.8%増となっており、景気を持ち直しを反映している。

平成16年の消費者物価は、総合指数は平成12年を100として98.1となり、前年と同水準になった。なお、総合指数は平成11年以降5年連続して下落していた。

資料：「平成16年度年次経済財政報告」（平成16年7月16日 内閣府HP）  
「平成15年度GDP確報（国内総支出系列等）」（平成16年12月8日 内閣府経済社会総合研究所HP）  
「平成16年版労働経済の分析」（平成16年9月 厚生労働省HP）  
「平成12年基準 消費者物価指数（全国 平成16年平均）」（平成17年1月28日 総務省統計局HP）

行額は36兆5,900億円、公債依存度は44.6%となり、前年度当初予算と同じ割合である。

社会保障予算については、急速な少子・高齢化の進展に伴い、経済の伸びを上回って給付と負担が増大していくことが見込まれる中で、個人の自助・自立の精神を基本として世代間・世代内の給付と負担の均衡を図り、制度の合理化・効率化を行うことにより経済・財政と調和し、将来にわたって持続可能な安定した制度を構築していく必要がある、という考え方のもとで編成された。年金について、長期的な給付と負担の均衡を図り、社会経済と調和した持続可能な制度への改革に取り組みとともに、診療報酬・薬価等について1.0%（医療費ベース）の引下げを行う等、歳出の合理化・効率化を図り、社会保障関係費は、19兆7,970億円（対前年度比8,063億円、4.2%増）計上された。まず、年金については、少子化等の社会経済の変動に対応した持続可能な制度を構築し、制度に対する信頼の確保を図るため、保険料率の引上げ、財政均衡期間に係る有限均衡方式の導入、

## 2 財政・金融

平成16年度予算は、これまでの「改革断行予算」という基本路線を継承し、構造改革を一層推進し、活力ある経済社会と持続的な財政構造の構築を図ることを基本に編成された。「官から民へ」「国から地方へ」「利用者の選択の拡大へ」「ハードからソフトへ」との観点に立ち、制度・政策の抜本的な見直しを行うとともに、政府全体の歳出を国と地方が歩調を合わせつつ抑制することにより、政府の大きさを極力抑制し、持続可能な財政構造の構築を図り、将来においてもわが国経済の活力を維持する必要がある、との考え方に沿って、歳出全体にわたる徹底した見直しが行われ、一般歳出及び一般会計歳出全体について実質的に15年度の水準以下に抑制することとされた。また、14年度の「国債発行30兆円以下」の基本精神を受け継ぎ、国債発行額も極力抑制することとされた。

平成16年度の一般会計予算の規模は82兆1,109億円（対前年度比0.4%増）、一般歳出の規模は47兆6,320億円（対前年度比0.1%増）となっている。また、平成16年度における公債発



- ② 金融緩和の時間軸効果（量的緩和政策継続のコミットメント）
- ③ 長期国債の買い入れ増額
- ④ 補完貸付制度（いわゆるロンバート型貸出制度）
- ⑤ 金融緩和の波及メカニズム強化（資産担保証券の買入措置等）

平成15年10月10日の政策委員会・金融政策決定会合において、金融政策面から、最近の景気回復に向けた動きをより確実なものとするに資する措置として次の措置が決定されたが、平成16年1月20日には、①のみ「27～32兆円程度」から「30～35兆円程度」に引き上げられることとなった。

- ① 金融調節の柔軟性を高め、流動性供給面から機動的に対応する余地を広げる観点から、日本

銀行当座預金残高の目標値の上限を「27～30兆円程度」から「27～32兆円程度」に引き上げる。

- ② 金融調節を機動的に行う観点から、国際買現先オペの最長期間を「6か月」から「1年」に延長する。
- ③ 金融政策運営の透明性を強化する観点から、量的緩和政策継続のコミットメントをより明確化するとともに、経済・物価情勢に関する日本銀行の判断について説明を充実する。

資料：「16年度予算」（財務省HP）  
 「平成16年度予算及び財政投融资計画の説明」（平成16年1月23日 財務省HP）  
 「平成16年度税制改正の要綱」（平成16年1月16日 財務省HP）  
 「金融政策」（日本銀行HP）

働力率の低下が、労働力人口の減少の原因となる傾向がある。また、非労働力人口のうち「適当な仕事がありそうにない」ことを理由に求職活動を行っていない者（求職意欲喪失者）は平成16年1～3月期で205万人となっている

地域ブロック別に雇用失業情勢を見ると、景気回復を牽引している産業が集積している地域で改善が見られるものの、それ以外の地域では改善が遅れる等、地域格差が生じている。また、中小企業は依然として厳しい状況にある。今後、景気回復が続き、地域における雇用機会の創出や中小企業の活性化等により、その裾野が広がっていくことが重要になる。

資料：「平成16年版労働経済の分析」（平成16年9月 厚生労働省HP）

350万人（前年差9万人減）となり、13年ぶりに減少した。求職理由別に見ると、景気の悪化に伴う勤め先や事業の都合等による非自発的理由による離職者が、平成15年以降減少傾向で推移した。平成15年平均（原数値）の完全失業率は男女計で5.3%、男性で5.2%、女性で4.5%となり、男性に比べると女性が相対的に良い傾向が続いている。

失業頻度は男女とも低下し、新たな失業者の発生は減少したものの、失業継続期間は特に男性で長期化したままであり、失業期間が1年以上の長期失業者数は依然として高水準である。世帯主失業者は減少傾向で推移し、平成15年平均で95万人（前年差4万人減）と12年ぶりに減少した。

労働力率は低下傾向となっている。これは、高齢化による人口構成の変化の影響の強まりによるところが大きい。また、それぞれの年齢層での労働

### 3 雇 用

新規求人は平成14年初めから増加が続いている。産業別に見ると、製造業、サービス業等を中心として増加している。弱い状態が続いていた建設業も平成15年半ばに増加に転じ、引き続き高水準となっている。新規求職は平成14年下半期以降減少傾向で推移してきたが、平成16年に入り増加に転じ、引き続き高水準となっている。

有効求人倍率は上昇傾向で推移し、平成15年平均では0.64倍と前年の0.54倍を0.10ポイント上回った。新規求人倍率も徐々に高まっており、平成15年平均では1.07倍と前年の0.93倍を0.14ポイント上回った。雇用形態別に有効求人倍率（平成15年平均）を見ると、一般は0.51倍、パートは1.46倍となった。

平成15年3月の新規学卒者の就職率は依然として低水準であるものの、前年より改善している。

平成15年平均の就業者数は6,316万人（前年

差14万人減）と6年連続の減少となった。雇用者数は平成15年平均で5,335万人（前年差4万人増）と2年ぶりの増加となった。

平成15年の雇用者数の動向をまとめると、(1)常雇は女性が半ば頃から増加に転じ、男性も平成15年に入り減少幅が縮小しており、男女計では半ば頃から増加傾向となった。臨時、日雇も増加傾向となった、(2)女性では増加が続いているが、男性は前半に緩やかな回復が見られたあと、再び減少している、(3)産業別には、医療、福祉は前年比で増加が続いている一方、建設業、製造業は前年比で減少傾向、非農林業雇用者を従業員規模別に見ると、大規模企業では平成15年に入り増加に転じている一方、小規模企業は引き続き減少、といった特徴がみられる。また、自営業主・家族従業者は依然として減少している。

平成15年平均（原数値）の完全失業者数は

### 4 家計収支

平成15年の勤労者世帯（平均世帯人員3.49人、世帯主の平均年齢46.3歳）の実収入は、1世帯当たり1か月平均52万4,542円で、前年に比べ名目-2.6%、実質-2.3%と、名目、実質とも6年連続の減少となった。これは現行の家計調査開始（昭和38年）以来初めてである。また、実収入から税金・社会保険料等を控除した可処分所得も、1世帯当たり1か月平均44万461円で、名目-2.7%、実質-2.4%となり、名目、実質とも6年連続の減少となった。

勤労者世帯の消費支出の動向についても、平成15年には1世帯当たり1か月平均32万5,823円で、名目-1.5%、実質-1.2%となり、名目、実質とも6年連続の減少となった。消費支出の内訳を見ると、食料（-2.2%）、教養娯楽（-1.0%）、家具・家事用品（-0.9%）、被服及び履物

（-0.5%）が実質減少となったほか、「その他の消費支出」（名目-5.7%）も大幅な実質増加となった。一方、保健医療（+6.4%）が大幅な実質増加となったほか、住居（+3.9%）、交通・通信（+2.4%）、教育（+2.4%）、光熱・水道（+0.4%）、も実質増加となった。

また、直接税や社会保険料等の非消費支出は84,081円で、名目-2.0%と6年連続の減少となった。非消費支出の内訳を見ると、実収入の減少が続いていることから勤労所得税（名目-7.8%）、個人住民税（名目-6.0%）が減少となった。一方、厚生年金や雇用保険等の社会保険料（名目+1.3%）は増加となった。

資料：「家計調査年報 平成15年」（総務省統計局HP）

## 5 人口・世帯

平成15年10月1日現在のわが国の総人口は、1億2,761万9千人であり、この1年間に18万4千人(0.14%)増加した。これを年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)の3区分別に見れば、平成14年では、それぞれ1,790万5千人(19万7千人減、総人口の14.0%)、8,540万4千人(30万2千人減、総人口の66.9%)、2,431万1千人(68万3千人増、総人口の19.0%)となっている。平成7年以後生産年齢人口は減少し続け、平成9年には老年人口が年少人口よりも多くなった。なお、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」の中位推計によると、総人口は平成18年にピークに達した後、長期の人口減少過程に入ると予測されている。老年人口の割合は平成12年現在の17.4%から平成26年には25%台に達し、4人に1人が65歳以上となり、その後も上昇を続け、平成45年に30%台に達し、

平成62年には35.7%(2.8人に1人が65歳以上)となるものと予測されている。

世帯数は、平成15年6月5日現在で、4,580万世帯となっている。世帯人員別に見ると、2人世帯が最も多く1,242万8千世帯(全世帯の27.1%)、平均世帯人員は2.76人となっている。世帯構造別に見ると、「核家族世帯」が2,735万1千世帯で、全世帯の59.7%を占めている。世帯類型別に見ると、「高齢者世帯」は、725万世帯で全世帯に占める割合は15.8%となっている。また、65歳以上の高齢者のみの世帯は723万世帯で、高齢者世帯の41.9%を占めている。

資料：「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)  
「平成15年10月1日現在推計人口」(総務省統計局HP)  
「平成15年 国民生活基礎調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

## 第2節 社会保障の動向

### 1 概況

わが国の社会保障制度は、戦後の経済発展の過程で逐次改善・充実が図られ、国民生活の安定向上に大きく貢献してきた。医学医術の進歩、栄養の改善、環境衛生の向上等と相伴って平均寿命は大幅な伸長を示してきた。平成15年簡易生命表によると、男の平均寿命は78.36年、女の平均寿命は85.33年で、前年と比較して男は0.04年、女は0.10年上回っており、男女とも世界最高の水準に達している。

一方で、出生率は持続的な低下傾向を示し、平成15年の人口動態統計によると、合計特殊出生率は1.29で、前年の1.32を下回って過去最低記録を更新した。このように、少子化が一層進行するとともに、人口の高齢化も例を見ない速さで進んでいる。また財政赤字の拡大等の社会保障を取り巻く社会経済環境の様々な変化に対し、社会保障制度が対応していくことが要請されている。

このような21世紀の少子・高齢社会に対応するため、平成7年以降、次のような動きが見られた。

まず、平成7年7月、社会保障制度審議会から、21世紀の社会保障のあるべき姿を構想し、今後わが国社会保障体制の進むべき途を提示した、「社会保障体制の再構築～安心して暮らせる21世紀の社会を目指して～」と題する勧告が内閣総理大臣に提出された。同勧告は、平成3年から行って

きた社会保障についての理論及び将来像についての検討の成果を踏まえ、21世紀に耐えうる社会保障制度の構築に向け、社会保障の理念として従来の「最低限度の生活保障」に替えて新たに「広く国民に健やかに安心できる生活を保障すること」を掲げるとともに、社会保障制度改革の具体策として、公的介護保険の導入をはじめ、医療保障と医療供給体制の整備、雇用・所得保障、子どもの健全育成、女性の就業支援、障害者の社会参加、住宅対策等、広汎な分野にわたって提言したものである。

同年11月には、第135回臨時国会において、参議院国民生活に関する調査会の提出による「高齢社会対策基本法」が成立し、公布された。同法では、①公正で活力ある社会、②地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会、③豊かな社会、が構築されることを基本理念とするとともに、内閣総理大臣を会長とする高齢社会対策会議を設置すること、政府が推進すべき高齢社会対策の大纲を定めること、等を規定している。なお、これに基づき、平成8年7月に「高齢社会対策大綱」が閣議決定された。この中では、政府が高齢社会対策を策定し、施策の展開を図るに当たっての基本的考え方として、①高齢者の自立、参加及び選択の重視、②国民の生涯にわたる施策の体系的な展開、③地域の自主性の尊重、④施策の効果

的推進、⑤関係行政機関の連携、⑥医療・福祉、情報通信等に係る科学技術の活用、の6つが示されている。

さらに、障害者施策については、平成7年12月、「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が障害者対策本部により策定された。これは、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念のもと、平成5年3月に策定された「障害者対策に関する新長期計画」の具体化を図るための重点施策実施計画として策定されたものである。

今日、少子・高齢化の進展、核家族化や女性の社会進出による家庭機能の変化、障害者の自立と社会参加の進展に伴い、社会福祉制度は、かつてのような限られた者の救済だけでなく、国民全体を対象として、その生活の安定を支える役割を果たすことが期待されている。こうした認識のもと、平成12年5月、第147回通常国会において、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、平成12年6月に公布された。同法では、①昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度等、社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉への要求に対応するため、見直しを行うこと、②この見直しは、平成12年4月から施行されている介護保険制度の円滑な実施や成年後見制度の補完、地方分権の推進、社会福祉法人による不祥事の防止等に資するものである、ということ趣旨とし、①利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、②サービスの質の向上、③社会福祉事業の充実・活性化、④地域福祉の推進を行う、ことを内容としている。

平成15年度以降には、以下のような社会保障関係法が成立した。

〔食品衛生法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成15年5月30日

施行年月日：平成15年8月29日（一部を除く）

平成15年7月に「食品安全基本法」が施行され、食品健康影響評価（リスク評価）を行う食品安全委員会が設立されるとともに、厚生労働省、農林水産省等がリスク管理機関としての役割を担う新しい体制が発足したことに併せ、食品の安全確保に向けた措置を講じた。

〔健康増進法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成15年5月30日

施行年月日：平成16年2月27日（一部を除く）

健康の保持増進に役立つものとして販売される食品について、国民の健康の保持増進を図る観点から必要な取り組みが求められていることを受け、虚偽又は誇大な広告等の表示を禁止すること等の改正を行った。

〔職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成15年6月13日

施行年月日：平成16年3月1日

厳しい雇用失業情勢や働き方の多様化等に対応し、民間を中心とした多様な労働力需給調整機関が、労働力需給の迅速、円滑、的確な結合を促進するため、労働市場においてより積極的な役割を果たすことが可能となるよう、①職業紹介事業の許可の簡素化、②兼業禁止規制、保証金の廃止等、③労働者派遣期間の延長、④派遣労働者の直接雇用の促進、派遣対象業務の拡大等の改正、等を内容としている。

〔労働基準法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成15年7月4日

施行年月日：平成16年1月1日

産業・雇用構造の変化に対応して、労働者が主体的に多様な働き方を選択できる可能性を拡大するとともに、働き方に応じた適正な労働条件を確保し、紛争の解決にも資するようにするため、①有期労働契約期間の上限変更（1年→3年）、②労働契約の終了についての規定の整備、③裁量労働制の規定の整備、等の改正を行うことを内容と

したものである。

〔児童福祉法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成15年7月16日

施行年月日：平成17年4月1日等

地域における子育て支援の取組みの強化を図るため、地域における子育て支援事業（①保護者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行う事業、②保育所等において児童の養育を支援する事業、③居宅において児童の養育を支援する事業）を法定化するとともに、市町村がその必要な措置の実施に努めるものとし、市町村は子育て支援総合コーディネートをを行うことを内容としたものである。

〔次世代育成支援対策推進法〕

公布年月日：平成15年7月16日

施行年月日：平成15年7月16日等

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つための環境整備のための取組みを全体として「次世代育成支援対策」と位置づけ、都道府県、市町村及び事業主による行動計画の策定等について規定し、今後の次世代育成支援対策を集中的に進めるうえでの枠組みを作ることを内容としたものである。

〔少子化対策基本法〕

公布年月日：平成15年7月30日

施行年月日：平成15年9月1日

急速な少子化の進展に、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、講ずべき施策の基本事項等を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としたものである。

〔感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成15年10月16日

施行年月日：平成15年11月5日（一部を除く）

世界各地で流行した重症急性呼吸器症候群（SARS）をはじめとした海外における感染症の発生状況、国際交流の進展による人や物の移動の活発化・高速化等に伴い、感染症対策の一層の充実強化が要請されてきた状況を踏まえ、感染症の類型の見直し、国による対応の強化、動物輸入届出制度の創設や、検疫との連携を強化するとともに、水際対策を強化する等、総合的な感染症対策の充実強化を図ることを内容としたものである。

〔児童福祉法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成16年3月31日

施行年月日：平成16年4月1日

都道府県及び市町村が設置する保育所における保育の実施に要する保育費用、市町村における介護保険の事務の処理に必要な費用等を国庫負担の対象外とすることに係る所要の改正を内容としたものである。

〔平成16年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〕

公布年月日：平成16年3月31日

施行年月日：平成16年4月1日

平成15年の消費者物価は対前年比0.3%の下落となり、特段の措置を講じなければ、平成16年度の年金額は、平成12年度以降過去3年の特例措置として据え置いた－1.7%とあわせて2.0%下がることとなる。平成15年度においては、平成14年の消費者物価指数の下落分のみを改定を行ったが、平成16年度においても、前年度同様、現役世代の賃金が低下している中で、保険料を負担する現役世代との均衡を考慮し、高齢者等の生活にも配慮しつつ、平成15年の物価指数の下落分（－0.3%）のみで改正を行うことを内容としたものである。

〔高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成16年6月11日

施行年月日：平成16年12月1日等

少子高齢化の急速な進展等を踏まえ、少なくとも

も年金支給開始年齢までは働き続けることができるようにするため、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等による65歳までの雇用機会の確保、高齢者等の再就職援助の強化等所要の措置を講ずることを内容としたものである。

〔国民年金法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成16年6月11日

施行年月日：平成16年10月1日等

少子化等の社会経済の変動に対応した持続可能な制度を構築し、制度に対する信頼の確保を図るため、保険料水準固定方式の下で給付水準を自動調整する仕組みの導入を図る等、国民年金制度及び厚生年金制度について所要の改正を行うほか、年金積立金の運用及び企業年金制度等についても所要の見直しを行うことを内容としたものである。

〔年金積立金管理運用独立行政法人法〕

公布年月日：平成16年6月11日

施行年月日：平成18年4月1日等

特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）を受けて、年金積立金の管理及び運用を行う独立行政法人として、年金積立金管理運用独立行政法人を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等について定めることを内容としたものである。

〔児童手当法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成16年6月18日

施行年月日：平成16年4月1日等

次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、児童手当制度における支給対象年齢の引上げ（義務教育就学前まで→小学校3年修了まで）を行うことを内容としたものである。

〔社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律〕

公布年月日：平成16年6月18日

施行年月日：平成16年6月18日等

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との

間の協定を実施するため、アメリカ合衆国の法令が適用される者について、厚生年金保険法等の公的年金各法及び健康保険法等の公的医療保険各法の適用を免除するほか、公的年金各法に係る給付の支給要件及び給付の額に関する特例等の措置を講ずることを内容としたものである。

〔社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律〕

公布年月日：平成16年6月18日

施行年月日：平成16年6月18日等

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定を実施するため、大韓民国の法令が適用される者について、厚生年金保険法等の公的年金各法の適用を免除する等の措置を講ずることを内容としたものである。

〔結核予防法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成16年6月23日

施行年月日：平成17年4月1日

結核対策の充実強化を図るため、乳幼児へのツベルクリン反応検査を廃止して、直接BCG接種を行うこと、定期の健康診断及び定期外の健康診断の対象者、方法等の見直しを行うことその他所要の措置を講ずることを内容としたものである。

〔薬剤師法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成16年6月23日

施行年月日：平成18年4月1日

医療の高度化、複雑化等、薬剤師を取り巻く環境の大きな変化に伴い医療の担い手としての役割が求められている薬剤師の資質を向上させる必要があることから、薬剤師国家試験の受験資格を6年間の薬学の学部教育を修了した者とする等の措置を講ずることを内容としたものである。

〔児童福祉法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成16年12月3日

施行年月日：平成17年1月1日

次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待等の問題に適切に対応できるよう、①児童相談に

推進するため、①育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大、②育児休業期間の延長、③介護休業の取得回数制限の緩和、④子の看護休暇制度の創設、⑤育児休業給付及び介護休業給付の支給範囲の拡大等の措置を講ずることを内容としたものである。

資料：「平成15年 簡易生命表」（厚生労働省HP）  
「平成15年 人口動態統計」（厚生労働省HP）  
「平成16年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）  
「官報資料版」（平成16年3月10日 独立行政法人 国立印刷局）

関する体制の充実、②児童福祉施設・里親等の見直し、③保護を要する児童に関する司法関与の強化を図るとともに、慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付等の事業を法律上の事業として位置づけ、国の補助等について規定することを内容としたものである。

〔育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成16年12月8日

施行年月日：平成17年4月1日

次世代育成支援対策において大きな課題となっている、仕事と子育ての両立支援等をより一層

## 2 高齢者保健医療福祉

わが国の高齢化は、先進諸国が経験したことのない速度で進展している。65歳以上人口は、昭和45（1970）年に約740万人（全人口の7.1%）であったのが、平成15（2003）年10月1日現在では約2,431万人（全人口の19.0%）と急増しており、国立社会保障・人口問題研究所の平成14年1月推計の中位推計によれば、平成25（2013）年に3,000万人を突破し、平成30（2018）年の3,417万人（全人口の27.3%）へと急速な増加を続けるものとみられている。その後も勢いは弱まるものが高齢化が進展し、平成62（2050）年には3,586万人（全人口の35.7%）になるものとみられている。

高齢化の進展に伴い、要援護老人の増加もみられる。平成5年で寝たきり老人（寝たきり痴呆を含む）、非寝たきり要介護痴呆性老人及び虚弱老人はそれぞれ約90万人、約10万人及び約100万人と推計されていたが、これが平成12年にはそれぞれ約120万人、約20万人及び約130万人に増加すると予想されていた（旧厚生省推計）。また、「国民生活基礎調査」によると、平成13年に介護

保険法の要支援または要介護と認定された者のいる世帯は高齢者世帯の35.3%となっている。これら要介護者等の日常生活の自立状況を見ると、寝たきり18.5%と寝たきりに近い状態18.1%で全体の約4割を占めている。痴呆の状態について見ると、痴呆の診断を受けた者が22.4%で、そのうちの半数が、ときどきまたは頻りに日常生活に支障をきたし、介護を必要とする状況にある。

これらの要援護老人に対する施策の充実は今後最も重要な課題の一つである。また、元気な高齢者も増加していくが、これらの人たちが積極的に社会に参加・貢献していくための条件を整える必要がある。

〔ゴールドプラン21の策定〕

政府は、平成6年12月、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（いわゆる「ゴールドプラン」）。平成元年策定）の全面的な見直しを行い、「新・高齢者保健福祉推進十か年戦略」（「新ゴールドプラン」）を策定した。これは、地域ニーズを踏まえて当面緊急に行うべき各種高齢者介護サービスの供給体制の整備目標の引上げ等を行うとともに、

今後取り組むべき高齢者介護サービスの供給体制の整備に関する施策の基本的枠組みを新たに策定したものである。この中で、訪問介護員（ホームヘルパー）や特別養護老人ホーム等について整備目標が大幅に引き上げられたほか、施策の基本的理念として利用者本位・自立支援、普遍主義、総合的サービスの提供、地域主義が掲げられ、高齢者介護サービス基盤の総合的整備及び介護基盤整備のための支援施策の総合的実施につき施策の目標が示された。また、平成7年度以降平成11年度までの総事業費は9兆円を上回る規模とし、より効率的で国民誰もが円滑に利用できる介護サービスの実現を図る観点から新しい公的介護システムの創設を含めた総合的な高齢者介護の検討を進めること等が合意された。

高齢化がますます進行し、世界最高水準に達する一方で、平成12年度から介護保険法が施行され、その一環として全国の地方自治体において介護保険事業計画等が策定されること、同じく平成12年度から「健康日本21」とも連携して保健事業第4次計画が開始されること等から、政府は、平成11年12月、「今後5か年の高齢者保健福祉施策の方向」（「ゴールドプラン21」）を策定した。これは、介護保険法に基づくサービスを中核に据えながら、いかに地域の高齢者保健水準の向上を図るべきか、施策の大きな方向性を示したものである。

#### 【介護保険制度の普及と見直し】

介護保険法は、平成6年12月の高齢者介護・自立支援システム研究会報告、平成7年7月の社会保障制度審議会勧告、老人保健福祉審議会や与党における検討を経て、平成8年11月29日に第139回臨時国会に提出され、以来約1年間にわたる国会審議を経て成立し、平成9年12月17日に公布された。

介護保険制度は、高齢化の進行に伴い高齢者介護の問題が社会全体にとって大きな問題となり新たな社会的支援体制の確立が求められている中、

福祉と医療に分かれている高齢者の介護に関する制度を再編成し、利用者本位の仕組みとするとともに、増加する費用を社会全体の連帯によって、安定的に賄うことができるようにしようとするものである。制度の概要は以下のとおり。

- ① 保険者 市町村（特別区を含む）
- ② 市町村への支援 市町村に対する支援策としては、要介護認定に係る事務経費の2分の1相当額を国が交付するとともに、都道府県に設置される財政安定化基金を通じての資金の貸付・交付や調整交付金の交付を通じて安定的な財政運営の確保を図り、また、実施体制面からも種々の支援策を講じることとしている。
- ③ 被保険者 第1号被保険者：65歳以上の者  
第2号被保険者：40歳以上65歳未満の医療保険加入者
- ④ 保険給付 保険者による適切な要介護認定を受けたうえで在宅・施設両面にわたる介護サービスを計画的に提供。  
当初、訪問通所サービスと短期入所サービスの利用限度額を別々に設定していたが、区分することによってサービスの選択性が低くなっていたため、平成14年1月からは限度額が一本化されている。
- ⑤ 公費負担 給付費の2分の1
- ⑥ 利用者負担 費用の1割（施設の場合の食費は厚生労働大臣が定める標準負担額）
- ⑦ 保険料 65歳以上の被保険者（第1号被保険者）のうち、一定額以上の老齢・退職年金受給者については、年金保険者による特別徴収（天引き）が行われ、それ以外の者については、市町村が個別に徴収。40歳から64歳の被保険者（第2号被保険者）は医療保険者が徴収のうえ一括して社会保険診療報酬支払基金に納付し、全国プールしたものを市町村に配付。
- ⑧ 施行日 在宅サービス、施設サービスともに平成12年4月1日から同時実施。  
介護保険制度は、3年を1つの事業運営期間と

医療費の対象拡大等の措置が同年4月から施行された。また、3年以内を目途として老人医療費拠出金の算定方法に関し検討を行い、所要の措置を講ずることとされた。

平成8年12月には、老人保健福祉審議会において「今後の老人保健制度改革と平成9年改正について」の意見書がとりまとめられた。この意見書では、厳しい医療保険財政の状況等にかんがみ、介護保険制度の施行時を目途に老人保健制度に代わる新たな仕組みの創設を含め、老人医療費負担の仕組みを抜本的に見直す必要があるとしたうえで、当面取り組むべき課題として、①高齢者の心身の特性に応じた適切な保健医療サービスの提供、保健事業の充実等、②老人医療の効率化、適正化、③老人医療費の公平な負担（給付と負担の見直し）、④拠出金算定方法の見直し、等を挙げている。

なお、平成10年6月に成立した国民健康保険法等の一部を改正する法律により、近年の人口高齢化に伴い、退職者に係る老人医療費拠出金が増大していること及び老人加入率が著しく高い保険者数が増加してきていることを踏まえ、現行制度下における老人医療費拠出金の負担の公平化を図るため、退職者に係る老人医療費拠出金について、市町村国民健康保険が負担していた額の2分の1を、退職者医療制度において負担することとする改正が行われた。

平成12年4月からの介護保険制度の実施に合わせ、老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費、療養型病床群等の介護的色彩が強い医療費の公費負担割合を5割とする仕組みを廃止し、老人保健制度による医療費に対する公費負担割合を3割に統一し、老人保健施設を要介護者に対しサービスを提供する施設として介護保険法に根拠を移す等の改正が行われた。

また、平成14年7月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成14年10月から、高齢者の定率1割負担（一定以上所得者

しており、各自治体は、3年ごとにそれぞれの自治体における介護サービスの見込み量や必要な介護サービスを確保するための方策等を定めた「介護保険事業計画」を策定することになる。この計画における介護サービスの見込み量をもとに、保険料の水準が決定される。

平成15年4月から各自治体で介護保険事業計画の見直し、保険料の改定が行われたのに合わせ、各サービス事業者に支払われる介護報酬の見直しも行われた。介護報酬の改定については、保険料の上昇幅をできる限り抑制する見地から引下げを行いつつも、必要な介護サービスの確保と質の向上を図る観点から所要の財源を確保することとし、在宅分は平均で0.1%のプラス改定、施設分は4.0%のマイナス改定、全体で2.3%のマイナス改定となった。

平成15年5月から、介護保険法附則第2条において、施行後5年を目途として制度全般に関して検討を加え、その結果に基づき必要な見直し等を行うこととされていることを受け、社会保障審議会介護保険部会等で、平成17年に改正法案を提出すべく検討が進められている。

#### 【老人保健制度の見直し】

平成6年6月、「老人保健法」等の改正によって医療の給付、付添看護・介護に係る医療費、入院時食事療養費等に関し健康保険制度等の改正に準じた改正を行うとともに、医療保険の保険者からの拠出金を財源とし、老人保健施設や老人訪問看護ステーションの整備等に対する社会保険診療報酬支払基金による助成事業、利用者本位のサービス提供体制の整備、老人保健福祉審議会の創設等の措置を講じることとされ、同年10月から全面的に施行されている。

また、平成7年3月の「老人保健法」等の改正により、老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上下限の引上げが行われるとともに、実質的負担の著しく多い老人医療費拠出金に係る特別調整の実施、公費負担割合が5割となる老人

保健医療体制の整備、⑤地域で子どもを育てる教育環境の整備、⑥子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現、⑦教育に伴う経済的負担の軽減、⑧住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援である。

さらに、平成13年3月に政府・与党社会保障改革協議会でとりまとめられた「社会保障改革大綱」や経済財政諮問会議の「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月閣議決定）、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（平成13年7月閣議決定）においても、子育て不安の解消や虐待防止、地域交流の活性化等、総合的な少子化対策の推進が重要な柱と位置づけられ、保育所の待機児童ゼロ作戦や必要な地域すべてにおける放課後児童の受け入れ体制の整備等が盛り込まれた。

また、夫婦出生力の低下という新たな現象を踏まえ、少子化の流れを変えるため、平成11年12月の「少子化対策推進基本方針」のもとで、もう一段の少子化対策を推進し、「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」等、4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進すべく、平成14年9月に「少子化対策プラスワン」が策定された。

平成15年3月の少子化対策推進関係閣僚会議において、「少子化対策プラスワン」を発展させた形で「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が決定された。基本的な考え方は、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援（次世代育成支援）することにより、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備することである。具体的には、従来の「子育てと仕事の両立支援」に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って、総合的な取組を効率的かつ効果的

労働、住宅、教育等、様々な面において、次代の社会を担う子どもたちが、健やかにたくましく育つことができるような環境づくりを進めていくことが求められている。

#### 〔子ども・子育て応援プランの策定等〕

このようなことから、平成6年12月、文部、厚生、労働、建設の4大臣により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）が合意された。エンゼルプランでは、少子化への対応の必要性、わが国の少子化の原因と背景について分析したのち、子育て支援のための施策の趣旨及び基本的視点、施策の基本的方向、重点施策を掲げている。重点施策としては、①仕事と育児との両立のための雇用環境の整備、②多様な保育サービスの充実、③安心して子どもを産み育てることができる母子保健医療体制の充実、④住居及び生活環境の整備、⑤ゆとりある学校教育の推進と学校外活動、家庭教育の充実、⑥子育てに伴う経済的負担の軽減、⑦子育て支援のための基盤整備を掲げている。

またエンゼルプランの施策の具体化の一環として、近年の女性の社会進出の増加等に伴う保育需要の多様化等に対応するため、平成6年12月、大蔵・厚生・自治の3大臣合意により、「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（緊急保育対策等5か年事業）が策定され、低年齢児保育や時間延長型保育等の計画的な推進を図ってきた。

平成11年12月、大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣により、「少子化対策推進基本方針」が打ち出され、これまでの施策を見直した「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が合意され、平成12年度から実施されることになった。新エンゼルプランの主な施策は、①保育サービス等子育て支援サービスの充実、②仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、③働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、④母子

は2割)、老人医療の対象年齢の引上げ等が行われた。

#### 〔その他の制度・施策の動向〕

平成7年6月には「育児休業等に関する法律」が改正され、介護休業も包括した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」となり、連続3か月を限度として、常時介護を要する対象家族1人につき1回の介護休業を請求する権利が平成11年4月より保障されることとなった。平成13年11月の改正では、介護休業者の不利益取扱いの禁止が盛り込まれた。

高齢者の生きがいや健康づくりを支援する対策としては、「長寿社会開発センター」や各都道府県の「明るい長寿社会づくり推進機構」において高齢者の社会活動、スポーツ活動、ボランティア活動等の支援が行われているほか、高齢者の自主的積極的活動の場となる老人クラブに対する助成等が行われている。なお、高齢者の就業意欲に応えるため、平成11年度より、老人クラブとシルバー人材センター連合が共同で就業先の開拓や受け入れ体制の整備を検討することで生きがい促進のための臨時的・短期的な就業を支援する「高齢者の生きがい促進のための就業支援試行的事業」

を実施している。

介護保険制度が実施された平成12年度には、高齢者が要介護状態になることを予防するためのサービス（介護予防）や、高齢者の自立した生活を支えるために必要なサービス（生活支援）によって高齢者の生活全体を支えることが重要であることから「介護予防・生活支援事業」が創設され、平成15年度には「介護予防・地域支え合い事業」に改称された。

また、平成15年度からは、高齢者自身の介護予防の取組みを促進するため、「高齢者筋力向上トレーニング事業」を支援の対象に追加するとともに、歩行継続のための重要な要素である足指・爪のケア（フットケア）についても支援を開始した。

資料：「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）  
「平成15年10月1日現在推計人口」（総務省統計局HP）  
「平成13年国民生活基礎調査 第1巻解説編」（厚生労働省大臣官房統計情報部）  
「平成16年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）  
「社会福祉の動向 2004」（社会福祉の動向編集委員会 編集、中央法規出版）

よる社会の活力の低下等、社会経済全般に大きな影響を及ぼすと懸念されている。

また保健衛生水準や生活水準の向上等に伴って、現在の子どもはおおむね健康であり、物質的に豊かな生活を享受している反面、経済成長、産業構造や就業構造の変化、都市化、受験競争の激化といった様々な環境の変化は、新たな疾病、家族関係の希薄化、遊びの変質等、好ましくない影響を子どもたちに与えている。これらの子どもの成長をめぐる現代的な問題の解決に向け、保育、

## 3 児童福祉等

わが国の年間出生数は第2次ベビーブームの昭和48年の約209万人以来減少し続け、平成15年には史上最低の約112.4万人となった。合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む平均子ども数）で見ると、平成15年は1.29人で史上最低記録を塗りかえ、総人口の規模を維持する水準（2.08人）を大きく下回った。少子化は、子ども同士のふれあいの減少等により自主性や社会性が育ちにくいといった影響や、年金等の社会保障費用に係る現役世代の負担の増大、若年労働力の減少等に

## 第1部 社会保障の動向

に進めることとされた。

平成15年2月に10年間の時限立法として「次世代育成支援対策推進法」が成立し、地方自治体や事業主の行動計画策定指針が示された。なお、成立時期は前後したが「少子化社会対策基本法」が同年9月に施行され、これに基づく少子化社会対策会議が招集され、平成16年6月に、少子化社会対策大綱が策定された。この大綱では、①若者の自立とたくましい子どもの育ち、②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解、④子育ての新たな支え合いと連帯、の4つを重点課題として、集中的に施策を推進することとしています。

平成16年12月24日の少子化社会対策会議では、平成12年度から平成16年度までの新エンゼルプランに代わるものとして「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)」を策定し、平成17年度から実施されることになった。子ども・子育て応援プランでは、少子化社会対策大綱の掲げる4つの重点課題に沿って、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示するとともに、「子どもが健康に育つ社会」「子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会」への転換の進捗状況が分かるよう、概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を掲げ、内容や効果を評価しながら、この5年間に重点的に取り組むことが掲げられた。

### 〔児童福祉法の改正〕

現行の児童家庭福祉制度の中心をなす児童福祉法は、法制定後半世紀を経る中で、児童をめぐる環境が大きく変化し、保育需要の多様化や児童をめぐる問題の複雑化・多様化に適切に対応することが困難となっていた。中央児童福祉審議会基本問題部会は、平成8年3月に設置されて以来、児童福祉家庭福祉制度のうち、①児童保育施策体系、②要保護児童施策体系、③母子家庭施策体系について、21世紀を見据え、昨今の児童や家庭を取

り巻く社会経済環境に対応した見直しの審議を行い、同年12月、「少子社会にふさわしい保育システムについて」、「少子社会にふさわしい児童自立支援システムについて」、「母子家庭の実態と施策の方向について」の3つの中間報告をとりまとめた。政府はこれらの中間報告を受け、第140回通常国会に児童福祉法等の一部を改正する法律案を提出し、平成9年6月に成立し、公布された。同法は、①保育所に入所する仕組みを市町村の措置(行政処分)から保護者が保育所に関する情報に基づき希望する保育所を選択する仕組みに改めること、所得に応じた保育料負担方式から年齢等に応じた保育サービスの費用に基づき家計への影響をも考慮した負担方式に改めること、保育所がその機能を活用して地域住民に対して子育てに関する相談・助言を行うよう努めなければならないこと、放課後児童健全育成事業を社会福祉事業と位置づけ普及を図ること等の児童保育施策の見直し、②児童をめぐる問題が複雑・多様化している状況等を踏まえ、教護院、養護施設、乳児院等の児童福祉施設の名称、対象児童、機能等の見直し、虐待等の困難な事例に対応できるよう都道府県審議会を活用した児童相談所の機能強化、地域における児童や家庭の相談支援体制強化のための児童家庭支援センターの創設等の児童の自立支援施策の充実、③母子寮の機能強化等、母子家庭の自立支援策の強化等を内容とするものである。

平成13年度には、地域において児童が安心して健やかに成長することができる環境を整備するため、認可外保育施設に対する監督の強化等を図るとともに児童委員の職務の明確化及びその資質の向上を図るため、児童福祉法の改正が行われた。

平成15年3月、厚生労働省では、地域における子育て支援の取組みの強化を図るため、「児童福祉法の一部を改正する法律案」を第156回通常国会に提出し、平成15年7月9日に成立し、平成15年7月に公布された。この改正は「主として要保護児童や保育に欠ける児童に着目した法

## 第2節 社会保障の動向

として、児童手当の支給対象年齢を3歳未満から義務教育就学前(6歳に達した日以後最初の年度末)までに拡大されたのに続き、平成13年6月から、児童手当支給の所得制限が緩和された。平成16年4月からは児童手当の支給対象年齢が義務教育就学前(6歳に達した日以後最初の年度末)から小学校第3学年修了前までに拡大された。

平成6年10月からは健康保険法等の改正を受けて出産育児一時金の支給も行われている。

また、平成3年6月に「育児休業等に関する法律」が制定され、1歳までの1年間に育児休業を請求する権利等が保障されたが、平成7年4月からは、雇用保険法等に基づく育児休業給付の支給、健康保険や厚生年金保険等に係る育児休業中の本人負担分の保険料の免除措置、国家公務員・地方公務員に対する育児休業手当金の支給が実施されている。また、平成7年6月の「育児休業等に関する法律」の改正により、介護休業も包括した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」となり労働者への育児休業中及び休業後の労働条件に関する事項の周知及び雇用管理上の措置、事業主の育児等、退職者の再雇用特別措置(努力義務)等が同年10月より実施されている。平成13年11月の改正では、労働者が就業しつつ子の養育等を容易にするための環境整備として、不利益取扱いの禁止、時間外労働の制限、勤務時間短縮等措置の対象年齢の引上げ(1歳未満→3歳未満)、子の看護休暇(努力義務)、等が平成14年4月より施行された。平成16年12月の改正では、①育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大、②育児休業期間を、特に必要な場合は1歳→1歳6カ月に延長、③介護休業の取得回数制限の緩和、④子の看護休暇制度の創設(小学校就学の始期までの子が負傷や病気のと き1年度につき5労働日まで休暇取得可)、⑤育児休業給付及び介護休業給付の支給範囲の拡大、が平成17年4月1日から施行される。

なお、近年児童虐待に関する相談件数が増加の

律」から「すべての子どものための法律」に改めることが主たるねらいであり、地域における子育て支援事業(①保護者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行う事業、②保育所等において児童の養育を支援する事業、③居宅において児童の養育を支援する事業)を法定化するとともに、市町村がその必要な措置の実施に努めるものとした。併せて、市町村は子育て支援事業に関し情報提供を行い、保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、助言を行うとともに、子育て支援事業の利用のあつせん、調整等を行う「子育て支援総合コーディネート」を行うこととした。

平成16年10月、厚生労働省では、児童虐待防止対策等の充実・強化及び新たな小児慢性特定疾患対策の確立等の措置を講じるため、「児童福祉法の一部を改正する法律案」を第159回通常国会に提出し、平成16年12月に公布された。この法律は、児童虐待防止対策等の充実・強化については、①児童相談に関する体制の充実、②児童福祉施設・里親等の見直し、③保護を要する児童に関する司法関与の強化を図ることとし、新たな小児慢性特定疾患対策の確立に関する措置としては、長期にわたり療養の必要な慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付等の事業を法律上の事業として位置づけるとともに、本事業に係る国の補助等について規定している。

### 〔その他の制度・施策の動向〕

平成6年3月に児童手当法の一部改正が行われ、従来の児童手当制度に基づく「福祉施設」が「児童育成事業」と改められ、それまでの手当給付のための拠出金に加えて新たに児童育成事業に要する費用に充てるための拠出金が徴収されることになった。これにより、事業所内保育施設への助成、児童館の施設整備、延長保育等の就労の実態に即した多様な育児支援サービスへの助成等、幅広い子育て支援事業推進の安定化が図られた。平成12年6月から、総合的な少子化対策の一環

一途をたどっており、児童虐待の早期発見・早期対応及び被虐待児童の適切な保護を行うため「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、平成12年11月に施行された。

また、近年の離婚件数の増大に伴い、母子家庭等が急増しているため、平成14年11月に「母子及び寡婦福祉法」等が改正され、母子家庭等に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼をおき、福祉事務所を設置する地方公共団体において相談、情報提供体制を整備し

つつ、①子育てや生活支援策、②就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的、計画的に展開することとされた。

資料：「平成15年 人口動態統計（確定数）の概況」（厚生労働省HP）  
「平成16年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）  
「社会福祉の動向 2004」（社会福祉の動向編集委員会 編集、中央法規出版）

- ① サービスを選択するための相談支援を市町村等から受け、市町村に対し支援費の支給申請を行う。
- ② 市町村は、支給を行うことが適切であると認めるときは、申請者に対して支援費の支給決定を行う。
- ③ 支援費の支給決定を受けた者は、都道府県知事等の指定を受けた指定事業者又は施設との契約により、サービスを利用する。
- ④ サービスを利用したときは、本人及び扶養義務者は、指定事業者又は施設に対し、サービスの利用に要する費用のうち、本人及び扶養義務者の負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払うとともに、市町村は、サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額を支援費として支給する（ただし、当該支援費を指定事業者又は施設が代理受領する方式をとる）。

務者は、指定事業者又は施設に対し、サービスの利用に要する費用のうち、本人及び扶養義務者の負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払うとともに、市町村は、サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額を支援費として支給する（ただし、当該支援費を指定事業者又は施設が代理受領する方式をとる）。

## 4 障害者福祉等

わが国の障害者総数は、身体障害（児）者約351.6万人（在宅者：平成13年、施設入所者：平成12年）、知的障害（児）者約45.9万人（平成12年）、精神障害者約258.4万人（平成13年）の計約655.9万人と推計され、わが国の総人口の約5%となっている。

障害者施策については、昭和56年の国際障害者年や昭和57年3月に策定された「障害者対策に関する長期計画」を通じて、その推進が図られてきた。最近では、平成5年3月に「国連・障害者の10年」（昭和58年から平成4年まで）以降の障害者施策の推進の基本指針として、「障害者対策に関する新長期計画－全員参加の社会づくりをめざして－」が策定されたのに続き、平成5年12月には、障害者の自立社会参加を一層推進するため、「心身障害者対策基本法」に代わって「障害者基本法」が制定され、障害者施策の基本理念の規定、障害者の日に関する規定、障害者基本計画の策定・雇用の促進・公共的施設や情報の利用等についての国及び地方公共団体の責務規定等が設けられた。

このような新たな枠組みが整備される中、平成6年9月に厚生省内に「障害者保健福祉施策推進

本部」が設置され、障害の各分野にわたる保健福祉施策について総合的な検討が行われ、平成7年7月、その検討結果が「中間報告」としてとりまとめられた。

### 〔障害者福祉サービスの支援費制度への移行〕

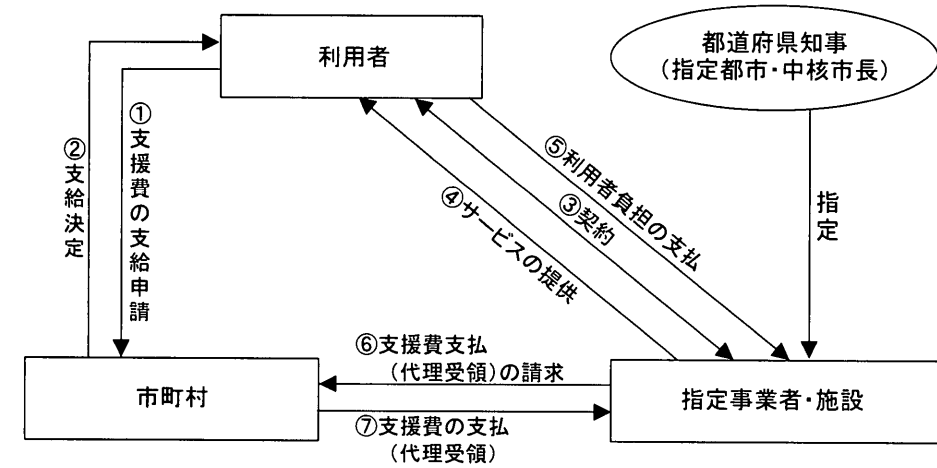
平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、身体障害者（児）や知的障害者（児）の福祉サービスについて、利用者の立場に立った制度とするため、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、新たな利用の仕組み（「支援費制度」）に、平成15年4月から移行した。

支援費制度においては、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとしたところであり、事業者は、サービス提供の主体として、利用者の選択に十分こたえることができるようサービスの質の向上を図ることが求められることとなる。

基本的仕組み：

- (1) 障害者福祉サービスの利用について支援費の支給を希望する者は、必要に応じて適切なサー

図 支援費制度の基本的仕組み



### 〔障害者基本計画の策定〕

平成7年12月、政府の障害者対策本部において、関係省庁の障害者施策を横断的に盛り込んだ「障害者プラン－ノーマライゼーション7か年戦略－」（平成8～14年度）が策定された。障害者プランは、「障害者対策に関する新長期計画」（平成5～14年度）の具体化を図るための重点施策実施計画として位置づけられた。このプランでは、ライフステージのすべての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」の理念と、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念とを踏まえつつ、①地域で共に生活するために、②社会的自立を促進するために、③バリアフリー化を促進するために、④生活の質（QOL）の向上を

目指して、⑤安全な暮らしを確保するために、⑥心のバリアを取り除くために、⑦わが国にふさわしい国際協力・国際交流、の7つの視点から施策の重点的な推進を図ることとしている。さらに、当面障害者施策として緊急に整備すべき平成14年度末までの目標として、グループホーム・福祉ホームの増設やホームヘルパーの増員等、具体的な数値目標が掲げられた。

「障害者対策に関する新長期計画」と「障害者プラン」が平成14年度に終了することに伴い、平成14年2月、障害者施策推進本部において、平成15年度を初年度とする新たな「障害者基本計画」及び「障害者プラン」の策定を決定し、検討を重ねた。12月、「障害者基本計画」が閣議決定され、平成15年度から24年度までの10年間



に講ずべき障害者施策の基本的方向が示された。新しい「障害者基本計画」は、リハビリテーションとノーマライゼーションのもと、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指し、生活支援、保健・医療等8つの分野について施策の基本的方向を定めている。

また、「障害者基本計画」に掲げた「共生社会」の実現に向け、障害者基本計画の前期5年間ににおいて重点的に実施する施策及びその達成目標、計画の推進方策を定めた「重点施策実施5か年計画」も策定された。

#### 〔社会福祉事業法等の改正〕

平成11年1月に身体障害者福祉審議会、中央児童福祉審議会及び公衆衛生審議会精神保健福祉部会の合同企画分科会の意見具申「今後の障害者保健福祉施策のあり方について」を踏まえ、平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が公布され、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法等の改正が行われた。この改正は、障害者のノーマライゼーションや自己決定の理念の実現を図り、障害者の地域生活を支援するため、①障害者福祉サービスの利用方法を従来の「措置」から契約による「利用制度」へ変更すること（支援費制度）、②知的障害者及び障害者福祉に関する事務を市町村へ移譲すること、③身体障害者生活訓練等事業、知的障害者デイサービス事業等障害者の地域生活を支援するための事業を法定化すること、等を主な内容とするものであり、一部を除き、平成15年度から実施されている。

#### 〔制度・施策の動向〕

##### ① 身体障害者施策

身体障害者施策としては、平成2年6月の身体障害者福祉法の改正により、身体障害者の在宅介護が一層支援されることとなった。さらに、老人と身体障害者がそれぞれのデイサービスを利用できるような制度の改善がなされるとともに、「障

害者の明るいくらし」促進事業において、身体障害者の地域生活にとって重要な移動対策について計画的な事業の充実が図られてきた。また、平成6年度からは、「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」がゴールドプランの一つとして位置づけられたが、新ゴールドプランにおいては、その一層の推進を図るとともに、障害者・高齢者に配慮した住宅の整備促進を図ることが新たに盛り込まれた。一方、障害児に対して通園により生活訓練等の場を提供する心身障害児通園事業に加え、重症心身障害児（者）に対する在宅施策として、平成8年度より、新たに重症心身障害児（者）通園事業を実施している。

平成14年5月には、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため「身体障害者補助犬法」が公布され、平成14年10月から順次施行されている。

##### ② 知的障害者施策

知的障害者施策としては、従来、施設施策を中心として行われてきたところであるが、平成2年の精神薄弱者福祉法等の改正により、ショートステイやグループホーム等、在宅施策も法的な位置づけがなされることとなった。また、平成12年の改正では、第1条にこの法律の目的として「知的障害者の自立と社会経済活動への参加の促進」が新たに規定され、知的障害者デイサービスセンター及び知的障害者デイサービス事業が法定化された。同時に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、これらの事業が第2種社会福祉事業として明文化された。

近年においては、一般の住宅地の中の通常のアパート・マンション等で共同生活を営む知的障害者に対し日常生活援助を行うグループホーム事業等による生活の場や、社会活動総合推進事業、デイサービス、ゆうあいピック（全国知的障害者スポーツ大会）等の実施による活動の場を確保することにより、知的障害者の社会活動の参加を促進しているところである。特に、グループホームに

については、重度の障害を有する知的障害者に適切な処遇が確保されるよう平成8年度から新たに運営費の加算制度を設ける等、その充実を図ることとしている。また、グループホームの住宅地における設置を促進するため、公営住宅の活用等が可能となるようにするための公営住宅法の改正法が第136回通常国会において成立し、平成8年5月に公布されたところである。

なお、平成15年4月から、グループホームやショートステイの利用、施設入所等の知的障害者に関する事務等が市町村に移り、より地域に密着した施策が推進できるようになった。

##### ③ 精神障害者施策

精神障害者施策については、「精神衛生法」を全面改正した「精神保健法」が昭和63年7月に施行され、以来、法定化された精神障害者の社会復帰施設の整備をはじめとして、小規模作業所に対する助成、保健所における社会復帰相談、通院患者リハビリテーション事業等各種施策の充実により、精神障害者の人権擁護と社会復帰の促進が図られてきた。平成5年6月には、精神障害者等の社会復帰のより一層の促進を図るとともに、精神障害者等の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を実施するため、「精神保健法」の改正が行われ、グループホームの法定化、精神障害者の社会復帰を促進するための啓発活動等を行う民法法人の指定、仮入院期間の3週間から1週間への短縮、精神障害者の定義規定の見直し、栄養士等の資格取得について精神障害者であることが絶対的欠格事由から相対的欠格事由に改められた。また、平成7年5月には、精神障害者の福祉を法体系上位置づけ、法律の題名を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改めるとともに、精神障害者保健福祉手帳の交付、正しい知識の普及や相談指導等の地域保健福祉施策の充実、生活訓練施設（援護寮）、授産施設、福祉ホーム、福祉工場の4施設類型を法律上明記、精神障害者社会適応訓練事業の法定化、市町村の役割の明示、精

神医療に係る公費負担医療の公費優先から保険優先への移行等を内容とする改正が行われた。平成11年には、平成5年改正時の「5年後に見直す」規定を踏まえ、精神障害者の人権に配慮した医療を確保するため、精神医療審査会の機能強化、精神保健指定の役割の強化、医療保護入院の要件の明確化等の改正を行うとともに、緊急入院が必要となる精神障害者の移送に関する制度を創設し、保護者の義務を軽減した。さらに、精神障害者の保健福祉の充実を図るため、都道府県等に設置された精神保健福祉センターの機能を拡充し、社会復帰施設に「地域生活支援センター」を加え、また、居宅生活支援事業として、従来の地域生活援助事業に居宅介護等事業（ホームヘルプ）、短期入所事業（ショートステイ）を加えるとともに、福祉サービスの利用に関する相談・助言等の在宅精神障害者に対する福祉事業を市町村を中心として行う体制を整備する等の所要の改正が行われた。この改正により、平成14年度から市町村を中心として精神障害者居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス、ショートステイ、グループホーム）を実施するとともに、社会復帰施設、居宅生活支援事業等の利用に関する相談のほか、通院医療費公費負担、精神障害者保健福祉手帳の申請の受理等を行うこととなった。

また、平成9年秋の臨時国会では、精神障害者の社会復帰を支援する精神科ソーシャルワーカーの国家資格化を図るため、「精神保健福祉士法」が成立した。

##### ④ 障害者雇用施策

障害者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関は全従業員に占める障害者の割合が法定雇用率以上になるよう障害者を雇用することが義務づけられている。しかしながら、一般民間企業の障害者実雇用率が平成元年から平成3年まで1.32%と停滞傾向が続いたことから、労働省は平成4年3月に初めて雇用率

未達成の企業のうち改善努力のみられない企業名の公表を行った。

また、平成4年5月の同法の改正により、労働大臣による障害者雇用対策基本方針の策定、短時間労働者の重度障害者に対する雇用率制度の適用、重度知的障害者に対するダブルカウントの適用及びこれらに対する納付金制度の適用、精神障害回復者を雇用する事業主に対する助成金の支給等が行われることとなった。さらに平成6年6月の同法改正では、都道府県知事による障害者雇用支援センターの指定、障害者を取り巻く職業生活環境の整備を図るための助成措置の拡充等が行われた。

当時の法定雇用率は身体障害者のみを対象としていたため、知的障害者は雇用義務がないが、身体障害者とみなして実雇用率にカウントできることとされている。障害者雇用審議会は、平成9年1月27日に労働大臣に対して意見書を提出した。その趣旨は、①近年、知的障害者の雇用が進み、従来にはなかった産業分野にも拡がりを見せていること、②知的障害者について実雇用率の算定に当たってのみカウントするという取扱いが身体障害者の雇用に対して影響を及ぼすに至っていること、③近年の障害者の社会参加に関する社会的気運の盛り上がり等にかんがみると、雇用率制度上、知的障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるべき時期にきていること等から、知的障害者を含む法定雇用率の設定が必要なこと、及び障害者に対する雇用支援策を充実すべきこと（地域レベルでのきめ細かい職業リハビリテーションの推進等）等である。労働省はこの意見書を踏まえ、第140回通常国会に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、同国会において成立し、平成9年4月に公布された。これに伴い、平成10年7月からの法定雇用率は、①常用労働者数56人以上の一般民間企業は1.8%、②常用労働者数48人以上の特殊法人は2.1%、③

職員数48人以上の国・地方公共団体は2.1%（ただし、職員数50人以上規模の都道府県等の教育委員会は2.0%）となった。

また、平成14年1月の労働政策審議会意見書を受け、第154回通常国会に、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、同法案は同国会において成立し、平成14年5月に公布された。主な柱は、①障害者の職域等雇用の場の拡大、②障害者への総合的支援の充実、③精神障害者の雇用の促進、の3つである。

なお、同法には、障害者の雇用義務の軽減措置である除外率制度や除外職員制度は、障害者が一定の職種に全く就き得ないことを想起させ、ノーマライゼーションの理念からみて適切でないため、段階的に廃止に向けて縮小することが盛り込まれており、平成16年4月から各除外率設定業種で10%縮小することとなり、除外職員制度についても、職種を限定するとともに障害者の雇用義務の軽減割合を縮小しつつ、除外率に転換することとなった。

民間企業の障害者実雇用率は、法定雇用率1.8%に対し、平成15年6月には1.48%、平成16年6月には1.46%となっている。特殊法人は、法定2.1%に対し、平成15年6月には2.09%、平成16年6月には1.71%となっている。平成15年に比べて平成16年度の実雇用率が減っているのは、除外率引き下げの影響を受けたためである。

資料：「平成16年版 厚生労働白書」(厚生労働省 監修、ぎょうせい)  
「平成16年版 障害者白書」(内閣府 ホームページ：政策統括官 総合企画調整担当)  
「社会福祉の動向 2004」(社会福祉の動向編集委員会 編集、中央法規出版)  
「身体障害者及び知的障害者の雇用状況について」(平成16年12月28日 厚生労働省HP)

## 5 医療保険

21世紀の本格的な高齢社会を迎えるに当たって、国民の医療ニーズの多様化、高度化等に的確に対応した揺るぎない医療保険制度を確立することが、今後の重要な課題となっている。

平成14年度の国民医療費は31兆1,240億円、国民1人当たりの医療費は24万4,200円に達している。特に老人医療費について見ると、国民医療費に占める割合が次第に増加し平成14年度には37.7%に達している。今後も人口の高齢化の進展、医療技術の進歩等により、医療費の増加は避けられないところであり、伸び率を適正な範囲に抑えるための努力が求められている。

### 【最近の医療保健改正の動向】

このような観点から、医療保険審議会では、平成5年1月に、①公的医療保険の役割、②保険給付の範囲・内容、③給付と負担の公平、④医療費の規模及びその財源・負担のあり方、⑤医療保険制度の枠組み及び保険者運営のあり方、⑥現金給付のあり方、⑦保健施設事業のあり方、⑧その他、の8つの検討項目をまとめた。このうち、主として①及び②については、平成6年6月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、付添看護・介護についての給付の改革として看護の位置づけの明確化や付添看護療養費の原則廃止、在宅医療の推進のため在宅医療の法律上の位置づけの明確化及び訪問看護事業の拡大が行われた。また、同時に、入院時の食事についての給付の見直しとして療養の給付から入院時の食事療養を切り離して入院時食事療養費を創設し、患者は定額の標準負担額を支払うこととなったほか、出産育児の支援措置も講じられた。

平成7年3月以降、医療保険審議会では、上記検討項目のうち③～⑤を中心に審議を重ね、同年8月に「中間とりまとめ」を行った。さらに、こ

こで取り上げられた様々な論点等についてさらに掘り下げた検討を行った結果、平成8年6月に、「今後の国民医療と医療保険制度改革のあり方について(第2次報告)」がとりまとめられた。同報告では、高齢化と経済の低成長の中で国民医療費は増大し、医療保険財政が深刻な赤字構造に陥っている中で、年金、医療、福祉の各分野を通じた社会保障全体の効率化が必要であり、特に医療については、医療提供体制を含めた今後の国民医療のあり方について基本的な検討を行う必要があるとの認識に立って、医療保険制度改革に取り組んでいくことが必要であるとしている。そのうえで、医療提供体制の見直し、これからの医療保険制度の役割、医療保険制度の構造の見直し、患者負担等の見直し、診療報酬体系等の見直し、等についての考え方を示している。

同報告を受けて、医療保険審議会では、平成8年7月、今後の医療保険制度改革において考えられる複数の改革メニューを提示し、これをもとに中期的な改革ビジョンと平成9年度を含む当面の制度改革案について審議を行った結果、同年11月、「今後の医療保険制度のあり方と平成9年改正について」の建議を厚生大臣に対して行った。同建議では、医療の質の向上と効率化、少子高齢社会における国民皆保険体制の堅持、制度間の公平や給付と負担のバランスの確保、等を基本的な考え方として21世紀初頭に目指すべき医療保険制度の姿を示すとともに、今後の一連の医療保険制度改革の第一段階として、平成9年改正においては医療保険の財政収支の均衡を図るために必要な改革を実施するよう提言している。

その後、政府・与党内で平成9年度改正の内容についての検討が行われ、これを受けて、平成9年1月に、①患者負担について、老人の入院を

## 第1部 社会保障の動向

1日当たり710円から1,000円に、外来を1月当たり1,020円から1回当たり500円（1月4回、2,000円限度）に、被用者本人を1割から2割にするとともに、老人、被用者本人、家族、国民健康保険について外来の薬剤に対する一部負担を導入すること、②政府管掌健康保険の保険料率を1,000分の82から1,000分の85に改定すること等を内容とする「健康保険法等の一部を改正する法律案」が医療保険審議会、老人保健福祉審議会、社会保障制度審議会に諮問され、答申が行われた後、同年2月10日、第140回通常国会に提出された。同法は、平成9年6月に成立し公布され、同年9月から施行された。

平成10年に入り、経済情勢が一層悪化し、患者負担増が不況を深刻化させたという議論がなされたことから、平成11年7月から1年限りの措置として、高齢者の薬剤一部負担を全額国費により免除することとなった。

平成12年2月18日、抜本改革の第一歩として、①老人定率一割負担（月額上限つき）の導入、②高額療養費の見直し、③保険料率の上限は一般保険料のみを対象とし、介護保険料を含まないこと等を内容とする健保法等の改正案が第147回通常国会に提出されたが、廃案となった。なお、この改正案には、月額上限つきの老人定率一割負担制導入に伴い、老人の薬剤一部負担を廃止することが盛り込まれていたが、廃案となったため、与党三党の議員立法により、健保法が改正されるまでの間、国が引き続き老人薬剤一部負担を肩代わりすることとなった。その後、健保法等改正案は9月に召集された第150回臨時国会に提出され、12月に成立し公布され、平成13年1月から施行された。

その後も、引き続き経済の低迷、高齢化の進展、医療技術の進歩、国民の意識の変化といった医療制度を取り巻く環境の変化から、医療制度全般にわたる総合的な構造改革が求められた。厚生労働省は、平成13年9月に「医療制度改革試案」を

公表し、政府・与党社会保障改革協議会は「医療制度改革大綱」をまとめた。平成14年3月、「健康保険法等の一部を改正する法律案」が154回通常国会に提出され、100時間に及ぶ審議の末、7月に成立し、8月に公布され、平成14年10月から平成15年4月からの2段階施行となった。改正の内容は、①患者一部負担金の見直し（15年4月）②健康保険の保険料における総報酬制の導入（15年4月）、③政府管掌健康保険の保険料の引上げ（15年4月）、④老人医療費拠出金の算定方法の見直し（14年10月）、⑤国民健康保険の財政基盤の強化（14年10月・15年4月）等である。

### 〔医療保険制度抜本改革の検討〕

医療費の伸びと経済成長との均衡が崩れ、このままでは医療保険の運営に支障が生じ必要な医療サービスを賄うことすら確保できなくなるおそれがあることから、国会の論議その他各方面から医療保険制度の抜本改革が求められており、与党3党は平成8年12月に与党医療保険制度改革協議会（与党協）を設置し、医療保険制度改革について検討を進め、平成9年4月に「医療制度改革の基本方針」をとりまとめた。

一方、厚生省では、国会における審議及び与党3党からの求めに応じ、平成9年8月に「21世紀の医療保険制度」（厚生省案）をとりまとめ、診療報酬体系、薬価基準制度、医療提供体制、医療保険の制度体系、高齢者医療制度等の改革案を提示した。与党3党は、この厚生省案や各方面の意見を踏まえ、同年8月29日に医療提供体制、薬価制度、診療報酬体系、高齢者医療保険制度等について「21世紀の国民医療（与党協案）」をとりまとめ、抜本改革は平成12年を目途とするが、可能なものからできる限り速やかに実施することとした。

医療保険福祉審議会は、制度企画部会を設け、平成9年11月以降、与党協案を基本として抜本改革の審議を行った。抜本改革の内容は診療報酬

## 第2節 社会保障の動向

作って検討を進め、12月、『医療保険制度の体系の在り方』と『診療報酬体系の見直し』について」（厚生労働省試案）を公表した。

15年3月には「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針（医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針）」が閣議決定され、今後の改革の基本的な方向が示された。基本方針に基づく医療保険制度体系に関する改革については、平成20年度に向けての実現を目指すこととされ、法律改正を伴わずに実施できるものは逐次実施し、法律改正を伴うものについてはおおむね2年を目途に順次制度改正に着手し、診療報酬体系に関する改革は16年4月の診療報酬改定から逐次実施することとされた。

15年9月には、14年に改正された老人保健法の規定に基づき、都道府県・市町村の老人医療費の伸びの適正化に向けた取り組みを支援することを目的とする「老人医療費の伸びを適正化するための指針（厚生労働大臣告示）」が策定された。

### 〔国民健康保険制度の動向〕

国民健康保険については、平成元年に社会保障制度審議会から「国民健康保険制度の長期安定確保策について」の意見が出され、平成2年の国民健康保険法改正では、保険基盤安定制度の恒久化、国庫助成の拡充と財政調整機能の強化等の措置が図られた。また、平成7年の国民健康保険法改正では、国民健康保険財政の安定化と保険料負担の公平化を図るため、保険料軽減制度の拡充、高額医療費共同事業の拡充・制度化等のほか、平成5年の改正で2年間の暫定措置とされた保険基盤安定制度に係る国庫負担の特例措置をさらに2年間継続した。また、平成9年度以降の国民健康保険制度のあり方については、平成8年12月の「国民健康保険制度の改革について」と題する医療保険審議会の建議書において、国民健康保険制度の基本構造に踏みこんだ改革の20世紀中の実現を目指して検討を進めるべきである旨の指摘がなさ

れている。平成10年の国民健康保険法改正では、退職者の老人医療費拠出金負担の見直し、老人保健拠出金の算定に用いられる各保険者の老人加入率の上限の引上げ、診療報酬の不正請求の防止等の措置が図られた。

#### 〔診療報酬・薬価の改定〕

診療報酬については、平成6年4月の改定において、診療報酬体系の簡素化を図る観点から甲乙点数表が一本化されるとともに、許認可事項の簡素合理化が図られ、医療機関の機能・特質に応じた評価、医療技術の適正な評価、在宅医療の推進、難病患者、老人患者等の心身の特性にふさわしい医療の推進、薬剤使用や検査の適正化等が図られた。また、同年10月には改正健康保険法等の施行に伴う診療報酬の改定が行われた。また、平成8年4月の改定では、医療機関の機能分担の推進、老人外来医療等の包括化等診療報酬の合理化とともに、多剤投与の場合の薬剤料の低減措置の拡大等薬剤使用の適正化を推進する措置が講じられた。さらに、平成10年4月の改定では、医療機関における人件費・物件費の上昇に対応するため、1.5%の引上げを行うとともに、診療報酬点数の合理化を行い、その分の財源を充実すべき報酬項目に振り向けることとし、併せて、薬剤費等の適正化を図るため、薬価を医療費ベースで2.7%（薬価ベースで9.7%）、医療材料価格を医療費ベースで0.1%引き下げることとされた。平成12年4月の改定では、入院基本料の導入等包括払いの拡大が進められた。平成14年4月の改定では、賃金・物価の動向や厳しい経済動向を踏まえ、医師の技術料等に関する診療報酬本体について、初のマイナス改定となる△1.3%、薬価について△1.4%、合わせて2.7%の引下げが行われた。この改定においては、広範な項目について合理化を行う一方、医療の質の向上等の観点から、①小児入院医療の評価の充実、②がん緩和ケアチームによる診療等を評価、③年間症例数等の基準を設定する手術の範囲の拡大、④社会的入院の保

険給付の範囲見直し、⑤薬事法承認後で保険収載前の医薬品の投与等の特定療養費化、等メリハリの利いた重点的な評価が行われた。平成16年4月の改定では、患者中心の、質が良く安心できる効率的な医療を確立する観点から、①小児医療について、専門的な入院医療や救急医療体制等に対する評価の充実、②精神医療について、医療保護入院等における適切な処遇の確保への対応や精神科在宅医療等に対する評価の充実、③平成15年4月から導入している急性期入院医療に係る診断群分類別包括評価（DPC）について、導入の影響の検証を引き続き行うとともに、調査協力医療機関についても、DPC方式を試行的に適用してデータ収集の拡大を図り、その評価を検証、等が進められた。

なお、薬価については、平成3年5月の中央社会保険医療協議会の建議を受け、算定方式が従来よりも市場の実勢価格が反映されるような方式に改められた。また、平成8年4月の基準改定では、既存薬について、価格設定時の条件に変化が生じた場合に薬価の再算定を行うこととされた。平成12年4月の基準改定では、従来のR幅方式が廃止され、代わって逆ざや防止のための調整幅方式（2%）が導入された。

#### 〔医療提供体制〕

医療提供体制についても、これまで「その他の病床」として整理があいまいになっていた病床区分を、主として急性期の患者を対象とした「一般病床」と、主として慢性期の患者を対象とした「療養病床」とに区分すること等を内容とする医療法改正案が、平成12年の健保法等改正案とともに国会に提出され、12月に成立し、平成13年3月から施行された。

平成15年8月末までに、病院の開設者がいづれかを選択することとなっていたが、全国では、一般病床が92万3千床（72.7%）、療養病床が34万6千床（27.3%）となった。

資料：「平成14年 国民医療費」（厚生労働省HP）  
「平成14年度 老人医療事業年報」（厚生労働省保険局）  
「平成16年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、

ぎょうせい）  
「保険と年金の動向 2004年版」（「厚生指標」臨時増刊、厚生統計協会）

## 6 年金保険

公的年金制度は、現役世代が年金受給世代を支える「世代間扶養の仕組み」に基づき、すべての国民の老後生活を保障するとともに、障害を負った場合や生計維持者が死亡した場合の保障を行っている。

平成14年度末現在のわが国の国民年金被保険者数は7,046万人、受給権者数は2,212万人、被用者年金被保険者数は3,686万人、受給権者数は1,230万人、年金支給総額は約39.3兆円にのぼる。平成15年の国民生活基礎調査によれば、「高齢者世帯」の所得を種類別に見ると、「公的年金・恩給」が204万1千円（総所得の67.0%）で最も多く、公的年金・恩給を受給している「高齢者世帯」の中で「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は61.2%となっており、公的年金は国民生活に欠くことのできないものとして深く浸透している。平成16年4月時点で、老齢基礎年金（40年加入の場合）は月額66,208円、サラリーマン夫婦（第2号被保険者の厚生年金（平均的な賃金で40年加入）と2人分の老齢基礎年金の合計）は月額233,300円となっている。

#### 〔最近の年金改正の動向〕

平成元年の改正では、給付額の改善、完全自動物価スライド制の導入、従来任意加入とされていた学生に対する国民年金の適用及び自営業者等に基礎年金の上乗せ年金を支給する国民年金基金制度の創設等が行われた。

また、平成6年の改正では、活力ある長寿社会の構築に向け人生80年時代にふさわしい年金制

度とし、また将来にわたり給付と負担の均衡を図るため、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の段階的引上げ、在職老齢年金の改善等を行うとともに、財政再計算に伴う年金額の改善（なお、厚生年金の報酬比例部分の再評価率の改定方法については、これまでの現役世代の賃金の伸びに応じて行う方法から、税や社会保険料を差し引いた現役世代の手取り賃金の伸びに応じて行う方法（可処分所得スライド）に改めることとされた。）と保険料率の引上げ幅の見直し、遺族年金、障害年金、厚生年金基金等の改善、賞与等からの特別保険料徴収等を行うこととされた。また、65歳未満の厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受けている場合は、その間、老齢厚生年金の支給を停止することとなった。

平成11年度の財政再計算においては、少子・高齢化の急速な進行、経済基調等の変化等により年金を取り巻く環境が厳しいものとなっていることから将来の負担を過重なものとならないよう制度全体の抜本的な見直しを図り、長期的に安定した制度を構築すること等が重要な課題となっていた。年金審議会では、平成9年5月27日より次期財政再計算に向けた検討を開始し、制度改正に係る基本的事項をはじめ、給付と負担の適正化、年金積立金の自主運用のあり方等幅広く検討した。平成9年12月5日には年金審議会での論点が整理され、また、それと同時に、厚生省も国民的合意形成に資するため、給付と負担の組み合わせについて5つの選択肢を提示した。平成10年3

月には次期改正に向けた「有識者調査」を実施し、その結果を5月に公表した。年金審議会では、論点整理に示された論点について検討を深め、平成10年10月に意見書を取りまとめた。この意見書を踏まえて、政府は、①報酬比例部分の厚生年金の給付水準の5%適正化、②65歳以降の年金の改定方式の変更、③特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢の引上げ、④60歳後半の在職老齢年金の導入、⑤学生の国民年金保険料納付の特例制度導入、⑥国民年金保険料の半額免除制度の導入、⑦総報酬制の導入等を盛り込んだ年金改正法案を平成11年の国会に提出した。同法案は平成12年3月に成立し、平成12年4月から順次施行された。

#### 〔平成16年年金制度改革〕

その後も、公的年金制度を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、厳しい経済情勢、雇用の流動化、女性のライフスタイルの変化等、急速に変化してきている。この状況を踏まえ、平成16年の年金制度改革に向け、公的年金制度を持続可能で安定的なものとするため、平成14年1月に社会保障審議会年金部会が発足し、公的年金の財政方式、制度体系や給付と負担の基本的なあり方について、検討が進められた。平成14年12月、厚生労働省は、「年金改革の骨格に関する方向性と論点」を公表した。その後も各方面で検討が進められ、平成15年9月には坂口厚労相試案「16年年金改革における給付と負担の見直しについて」が公表された。それを受けて11月には厚生労働省案「持続可能な安心できる年金制度構築に向けて」も公表された。

平成16年2月、年金改正法案を国会に提出し、平成16年6月に成立し、平成16年10月から順次施行された。同法案には、社会経済と調和した持続可能な制度を構築し、国民の制度に対する信頼を確保するとともに、多様な生き方及び働き方に対応した制度とするため、国民年金及び厚生年金保険について、①基礎年金に対する国庫負担割

合の2分の1への引上げ、②今後の保険料水準を法定、③年金額の水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入、④在職老齢年金制度の見直し、⑤育児期間に対する配慮措置の拡充、⑥離婚時等における厚生年金保険の標準報酬分割制度の創設、⑦国民年金保険料の徴収強化の措置等を講ずることが盛り込まれたほか、企業年金制度について、厚生年金基金制度の改善や企業年金の通算措置の拡充についても盛り込まれた。

#### 〔公的年金制度長期的安定のための措置等〕

なお、公的年金の長期的安定を目指して、社会保障制度審議会の年金数理部会は、平成4年9月には、公的年金の一元化、支給開始年齢問題を中心とする給付と負担のあり方及び年金財政に関する情報公開等についての提言を行った「年金数理部会第3次報告書」を、平成5年12月には、年金制度の財政再計算のあり方及び年金財政の情報公開のあり方等について提言を行った「年金数理部会第4次報告書」をそれぞれ発表した。さらに平成10年3月には「年金数理部会第5次報告書」を発表し、公的年金制度の長期的安定のためには現行の段階保険料設定の方法を見直す必要があるとの提言を行った。

21世紀の超高齢社会に備え、老後の所得保障の支柱である公的年金については、長期的に安定した、公正・公平な制度を確立していくことが重要である。このようなことから、政府は、昭和59年の閣議決定により、平成7年を目途に公的年金制度の一元化を完了するという目標を示した。これを受けて、昭和61年4月に国民共通の基礎年金制度が導入され、公的年金のいわゆる1階部分について一元化が図られた。平成元年には、基礎年金に上乘せされるいわゆる2階部分の給付面における一元化へ向けての当面の措置として「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」が制定され、被用者年金制度間の費用負担の調整措置が平成2年4月から実施された。

平成6年2月には、「公的年金制度の一元化に関する懇談会」が政府に設置され、検討を重ねてきたが、平成7年7月、「公的年金制度の一元化について」報告がとりまとめられ、これを受けて平成8年3月、「公的年金制度の再編成の推進について」と題する閣議決定が行われた。この閣議決定では、被用者年金制度の再編成の進め方として、①第一段階として、日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合を平成9年度に厚生年金保険に統合する、②国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、まず両制度において財政安定化のための措置を検討する、③農林漁業団体職員共済組合及び私立学校教職員共済組合については、被用者年金制度全体の中におけるそれぞれの制度の位置づけについて検討を行う、とされた。また、被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、制度運営に関する適切な情報の公開を行うとともに、社会保障制度審議会年金数理部会に要請し、制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時ごとに検証を行うこと、年金現業業務について基礎年金番号の導入等統一的な処理を推進すること、等も決定された。

この閣議決定を受けて、平成8年6月、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が成立し、①JR共済、JT共済、NTT共済の厚生年金への統合、②統合に伴い、旧三共済の組合員を新たに厚生年金の加入者とし、厚生年金のルールに従って年金を支給すること、③統合に際しては、三共済より必要な額の積立金を移管するとともに、被用者年金全制度が一定のルールに従って財政支援を行うこととされた。

ところで、完全自動物価スライド制のもとでは、本来、年金額は、前年の全国消費者物価指数の動向に応じて改定されることとなるが、最近の全国消費者物価指数は対前年比で下落傾向にある。しかし、平成14年度までは社会経済情勢にかんがみ、特例として物価スライドを行わないこととす

るための特例法が制定された。平成15年度においては、現役世代の賃金の低下傾向が明らかとなっている中で、保険料を負担する現役世代との均衡を考慮し、高齢者等の生活にも配慮して、（本来なら平成12年度からの累積で-2.6%だが）平成14年分だけの-0.9%スライドさせる特例法が制定された。平成16年度においても、平成15年度と同様、平成15年の消費者物価の下落分（-0.3%）のみスライドさせる特例法が制定された。これらの特例法により、年金額は本来の額より1.7%かさ上げされた水準となった。平成16年の年金改正により、今後物価が上昇したときに年金額を引き上げないことで、かさ上げ分（物価スライド特例措置）を相殺解消することとされた。

#### 〔確定給付企業年金法の制定〕

少子・高齢化の進展、雇用の流動化、株価の低迷等の厳しい経済金融情勢等、公的年金制度を取り巻く環境は急速に変化している。企業がその従業員に対し、公的年金である厚生年金の上乗せ給付を行う確定給付型の企業年金としては、厚生年金基金と適格退職年金等があるが、近年の厳しい経済環境のもと、企業倒産等の際に年金資産が十分に確保されていない等の事例が出てきており、受給権を保護するための制度整備が必要となってきた。確定給付企業年金法は、積立義務を定める等、受給権保護の措置を統一的に定めるとともに、確定給付型の企業年金を再編成し、国民に信頼される制度として再構築しようとするもので、政府は平成9年6月から関係省庁による企業年金に係る基本法の策定の検討を開始し、平成12年12月に法案要綱を取りまとめた。同法案は平成13年2月の第151回通常国会に提出され、6月8日に可決・成立し、6月15日に公布され、平成14年4月から施行された。

#### 〔確定拠出年金法の制定〕

確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金である。

従来の確定給付型の企業年金等には、①中小零細企業に十分普及していない、②転職の際の年金資産の移換（ポータビリティ）が十分確保されておらず、労働移動への対応が困難、といった問題があり、公的年金に上乘せされる新たな選択肢として、確定拠出年金の導入が求められていた。平成11年1月以降、関係省庁による検討が進められ、12月に制度の概要案がまとめられ、平成12年3月の第147回通常国会に法案が提出され、廃

案・再提出の末、第151回通常国会において、平成13年6月22日に可決・成立し、6月29日に公布され、平成13年10月から施行された。

資料：「平成16年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）  
「保険と年金の動向 2004年版」（「厚生指標」臨時増刊、厚生統計協会）  
「平成15年 国民生活基礎調査」（厚生労働省HP）

79.4%にあたる43,747人が常用雇用に移行する等の効果があがっている。

また、平成15年6月には、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣により、すべてのやる気のある若者の職業的自立を促進し、若年失業者等の増加傾向の転換を目標とした「若者自立・挑戦プラン」が策定され、産業界、教育界の協力の下、関係者が一体となって若年者の雇用問題の解決に向けての取り組みが進められている。

高齢化の進展に伴い高齢者の雇用・就業の場の確保が重要な課題となっており、平成2年6月に、事業主による定年到達者の65歳までの再雇用の努力義務等を内容とする「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正が行われ、また平成6年6月の同法改正では、60歳定年が努力義務から義務化になる（施行は平成10年4月）とともに、労働大臣は、60歳定年後の継続雇用制度導入計画の作成指示ができるようになった。

さらに、平成8年5月の改正では、地域の企業、家庭、官公庁等から仕事を請け負い、委任により引き受け、おおむね60歳以上の高齢者である会員に提供する「シルバー人材センター」について、会員、仕事、事業実施地域の一層の拡大を図るため、2以上のシルバー人材センターを会員とする公益法人を「シルバー人材センター連合」として都道府県知事の指定を受けることができることとされた。

平成16年6月の改正では、少子高齢化の急速な進展等を踏まえ、少なくとも年金支給開始年齢までは働き続けることができるようにするため、①定年の引き上げ、②継続雇用制度の導入等による65歳までの雇用機会の確保、③高齢者等の再就職援助の強化等の措置が講じられた。

なお、「平成16年雇用管理調査結果の概況」によると、定年制を定めている企業割合は91.5%であり、そのうち一律定年制を定めている企業割合は96.8%となっている。そのうち、60歳以上

休業給付が、基本給付金について563億円、職場復帰給付金（復帰後6か月雇用時点で給付）について145億円となっている。

なお、平成10年の「雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律」により、労働者の主体的な能力開発の取組みを支援するための給付及び介護休業する労働者の雇用の継続を図るための給付を創設するとともに、高齢求職者給付金の額等の改正、失業等給付に係る国庫負担の見直し等を行う改正が行われた。

また、平成12年3月の第147回通常国会において、現下の厳しい雇用失業情勢に加え、経済社会の変化に対応するため、①基本手当の所定給付日数の中高年リストラ層等への重点化、②育児休業給付及び介護休業給付の改善、③国庫負担及び雇用保険料率の見直し等を内容とする改正が審議され、平成13年4月から施行された。

続いて平成14年8月には、雇用保険率を1000分の2引き上げる旨の告示も出され、10月から施行された。

さらに、平成15年1月の第156回通常国会においては、厳しい雇用失業情勢が長期化する中で、経済社会の構造的変化に的確に対応し、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、給付について①早期再就職の促進、②多様な働き方への対応、③再就職の困難な状況に対応した重点化を図るとともに、保険料率について労使負担の急増の緩和に配慮したうえで、制度の安定的運営のために必要最小限の引き上げを行うこと等を内容とする改正が審議され、15年5月から施行された。

#### 【若年失業者・高齢者の雇用の確保等】

近年増加している若年失業者への対応としては、短期間のトライアル雇用として受け入れる企業に支援を行い、その後常用雇用への移行を図る「若年者トライアル雇用事業」を平成13年12月から実施している。これにより、平成16年3月までの間に73,835人がトライアル雇用を開始し、そのうちトライアル雇用を終了した55,092人の

## 7 労働保険等

### 【労災保険の動向】

平成15年度における労災保険の適用労働者は4,792万人で、前年度比0.6%の微減となった。労働災害は累次の労働災害防止計画の推進等により全体としては減少傾向にあるものの、近年その減少率に鈍化傾向がみられ、平成14年度に新たに保険給付の支払を受けた被災労働者数（全国）は、業務災害による者が52万9,139人、通勤災害による者が4万9,090人、全体で57万8,229人となっており、前年度に比べ21,981人（4.7%）の減少となっている。給付費支払額は、年金受給者の累増等を反映して年々増加傾向にある。保険給付の内訳では、年金の給付金額が年々増加し最も多くなっており、その割合は平成14年度には50.9%となっている。

平成7年3月には、介護補償給付の創設、遺族補償年金の給付内容等の改善、労働福祉事業の改善等を内容とする「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律」が成立した。近年、厳しい雇用環境を背景として、長時間労働や仕事によるストレス等を原因とする脳・心臓疾患、精神障害や自殺に関する労災請求が増加していることから、「過労死」等を予防するため、平成13年4月から「二次健康診断等給付」が創設された。

また、厚生労働省では、事業場における労働者の心の健康の保持増進を図るため、事業者が行うことが望ましい基本的なメンタルヘルスケアの具体的な実施方法を総合的に示した「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」を平成12年8月に策定し、普及・定着を図るとともに、時間外労働の削減と一定以上の時間外労働を行わせた場合の健康管理措置等について定めた「過重労働による健康障害防止のための総合対策」を平成14年2月に策定し、周知徹底を図っている。

### 【雇用保険の動向】

雇用保険については、平成13年度まで過去最高の水準で推移してきた平均の一般求職者給付基本手当受給者実人員は、平成14年度前年度を下回り、105万人、平成15年度は85万人とさらに減少した。

平成6年6月には「雇用保険法等の一部を改正する法律」が成立し、高齢雇用継続給付（60歳時点に比べて賃金額が15%を超えて低下した状態で雇用を継続する高齢者に支給）及び育児休業給付（1歳未満の子を養育するため育児休業を取得した被保険者に支給）の創設、求職者給付、就職促進給付の充実等が行われた。平成14年度実績は、高齢雇用継続給付が1,437億円、育児

の定年制の普及率は99.3%、定年を60歳とする企業が90.5%、61歳以上とする企業が8.9%、65歳以上とする企業が6.5%あった。なお、一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度、再雇用制度のどちらかまたは両方の制度がある企業は73.8%となっている。今後は希望する者が

65歳まで現役として働けるような環境づくりを進めていくことが課題となっている。

資料：「平成16年版 厚生労働白書」(厚生労働省 監修、ぎょうせい)  
「平成16年雇用管理調査」(労働統計調査部)

## 8 生活保護

生活保護制度は国民生活の最終的なよりどころとして重要な役割を果たしてきているが、その中心となる生活扶助の基準については、従来から一般国民の生活水準の向上に即した改善が図られてきている。平成16年度については、国民の消費支出や物価が下落する中で、国民全体の消費水準との均衡を図るため、0.2%引き下げることとなり、世帯当たりの最低生活費は18万170円(標準3人世帯、1級地-1の場合)となった。また、被保護者数は、昭和59年をピークとして減少傾向で推移してきたが、平成6年度から横ばい傾向となり、平成8年度後半からは増加傾向に転じている。平成15年度の被保護人員は134万4,327人となっている。保護率について見ると、平成15年度は10.12%となっている。

平成15年8月、社会保障審議会福祉部会に、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」が設置された。その背景には平成12年以降の国会における審議がある。すなわち、生活保護制度については、次のような指摘がされているところである。

ア 「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案」に係る附帯決議(平成12年5月10日衆議院厚生委員会。同月25日参議院国民福祉委員会でも同旨)「社会福祉基礎構造改革を踏まえた今後の社会福祉の状況変化

や規制緩和、地方分権の進展、介護保険の施行状況等を踏まえつつ、介護保険制度の施行後5年後を目途とした同制度全般の見直しの際に、(中略)生活保護の在り方について、十分検討を行うこと」  
イ 「今後の社会保障改革の方向性に関する意見」(平成15年6月16日社会保障審議会)「生活保護については、(中略)今後その在り方についてより専門的に検討していく必要がある」

ウ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)「生活保護その他福祉の各分野においても、制度、執行の両面から各種の改革を推進する」、「高齢加算等の扶助基準等制度、運営の両面にわたる見直しが必要である」

同専門委員会においては平成16年度においても引き続き保護基準の在り方について議論をすすめており、平成17年度を目途に見直しを実施すべく、平成16年12月には報告書がまとめられた。

資料：「社会福祉の動向 2004」(社会福祉の動向編集委員会 編集、中央法規出版)  
「平成16年版 厚生労働白書」(厚生労働省 監修、ぎょうせい)  
社会保障審議会-福祉部会「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」第1回(平成15年8月6日)  
資料1「生活保護制度の在り方に関する専門委員会の設置について」

## 9 保健医療と環境衛生

わが国の疾病構造は、結核等の感染症から、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病を中心とする慢性疾患へと疾病構造が変化しており、このような医療を取り巻く環境の変化に対応して、施策の面においても健康増進からリハビリテーションを通じた包括医療の重要性が高まっている。

〔医療提供体制の整備等〕

医療提供体制については、都道府県ごとの医療計画が作成され、少なくとも5年に一度見直しが行われているほか、地域の実情や特性に即した保健医療サービスの提供体制の整備を図るため、2次医療圏(日常生活圏)単位に地域保健医療計画が作成されている。また、平成4年6月には、患者の心身の状況に応じた良質かつ適切な医療を効率的に提供するための「医療法の一部を改正する法律」が成立し、医療施設機能の体系化を図るため高度医療を必要とする患者等に医療を提供する「特定機能病院」及び長期療養を必要とする患者等に医療を提供する「療養型病床群」が制度化されるとともに、医療に関する適切な情報提供が推進されることとなった。

さらに本格的な高齢社会に向けて、国民に良質かつ適切な医療提供体制を整備していくため、平成7年4月より、医療審議会では基本問題検討委員会を設置し、今後の医療提供体制のあり方について検討を行い、平成8年4月に意見具申をとりまとめた。これを踏まえ、要介護者の増大に対応し、地域に必要な医療を確保する観点からの措置を盛り込んだ「医療法の一部を改正する法律案」が医療審議会、社会保障制度審議会に諮問され、同年6月に答申が行われた。同法律案は、①医療の担い手は医療の提供に当たって適切な説明を行うよう努めることとすること、②要介護者の増大に対応するための療養型病床群制度の診療所へ

の拡大、③かかりつけ医・かかりつけ歯科医等を支援するための地域医療支援病院制度の創設、④地域医療支援病院や療養型病床群の整備目標等の医療計画における必要的記載事項化、⑤老人居宅介護事業等の医療法人の附帯業務への追加、⑥広告事項の追加、等を内容とするものである。同法律案は、平成8年11月、第139回臨時国会に提出されたが継続審議とされ、平成9年10月、第141回臨時国会において可決成立し、平成9年12月に公布された。

また、高齢化の進展等に伴う疾病構造の変化等を踏まえ、良質な医療を効率的に提供する体制を確立するとともに、入院医療を提供する体制の整備、医療における情報提供の推進及び医療従事者の資質の向上を図るため、「医療法の一部を改正する法律案」が平成12年3月の第147回通常国会に提出された。その後、継続審議となり、平成12年12月に可決成立し公布され、平成13年3月から施行された。この改正で、従前の「その他の病床」(結核病床、精神病床、感染症病床を除いた病床)を「一般病床」と「療養病床」に区分するとともに、それらの人員配置基準が定められた。なお、新たな病床区分に係る届出は平成15年8月まで、人員配置基準については平成18年2月まで、経過措置が設けられている。

平成13年9月、厚生労働省は「21世紀の医療提供の姿」を公表し、医療の将来像(イメージ)を示すと同時に、この将来像に向けて当面取り組むべき施策の内容とスケジュールを示した。「医療の将来像(イメージ)」は、①「患者の選択の尊重と情報提供」として、医療に関する適切な情報提供が行われ、患者が医療機関を選択し、治療方針の決定に患者の意向が尊重される等、患者も自覚と責任をもって医療に参加するようになるこ

と、②「質の高い効率的な医療提供体制」として、患者の選択に対応して医療機関側は医療の質や患者サービスの向上で競い、医療の重点化、効率化と質の向上が進むこと、特に急性期病床と長期療養病床の機能分化が進むこと、③「国民の安心のための基盤づくり」として、地域（二次医療圏）で充足した医療が提供され、医療安全対策や救急医療等安心が確保され、さらに情報提供の基盤として電子カルテ等IT化が進むこと、の3点を基本的視点としている。

平成14年4月からは、医療に関する情報開示を進め、患者の選択の拡大を図る観点から、医療機関による広告について大幅な規制緩和が行われた。

平成15年8月、厚生労働省は「医療提供体制の改革のビジョン」をとりまとめ、医療提供体制の分野ごとの将来像のイメージやその実現に向けて当面進めるべき施策を示した。ビジョンでは、今後の医療提供体制の改革は、患者と医療人との信頼関係の下、患者が健康に対する自覚を高め、医療への参加意識を持つとともに、予防から治療までのニーズに応じた医療サービスが提供される患者本位の医療を確立することを基本として進めるべきであるとし、「患者の視点の尊重」、「質が高く効率的な医療の提供」、「医療の基盤整備」の3つの視点に立って改革を進める必要があるとしている。

医薬分業は、かかりつけ薬局が患者の服薬の記録を保存（薬歴管理）し、複数の病院等から処方される薬の飲み合わせを確認することを通じて、重複投薬や相互作用の発生を防止するもので、医薬品の適正使用に大きく資するものである。保健所を事務局とした医薬分業定着促進事業等を通じ、分業率は平成15年度には51.6%にまで達しているが、今後は、患者が複数の医療機関を受診した場合でも一つのかかりつけ薬局から薬を受け取る「面分業」体制を推進していくこととされている。

地域保健対策については、平成6年6月、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、「保健所法」から「地域保健法」への名称の変更、地域保健対策に関する地方公共団体及び国の責務の明確化、地域保健対策の推進に関する基本指針及び小規模町村の人材確保のための支援計画の策定、保健所及び市町村保健センターに関する規定の整備等が行われた。また、平成6年12月には、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が告示された。平成9年4月には、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」の全面施行により、母子保健に関する事務等の市町村への移譲、診療所の開設届出の受理等の事務が保健所政令市へ権限移譲されるとともに、保健所の機能強化及び所管区域の見直しが実施された。

#### 【健康づくり対策】

健康づくり対策については、がん、脳卒中、心臓病といった生活習慣病等の国民的課題を改善し一層の健康増進を図るため、従来の健康に関する計画を質的にも大きく転換し、健康に生きることが出来る期間の延長とともに生活の質（QOL）の向上を目的として、厚生労働省では、平成12年から「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進している。ここでは、国民の健康増進、疾病予防等のために保健医療上重要な課題となる対象分野を「栄養」、「運動」、「休養」、「たばこ」、「アルコール」、「歯の健康」、「糖尿病」、「循環器病」、「がん」に設定し、平成22年を目途とした到達すべき具体的数値目標を定め、達成するための諸施策を体系化しており、平成12年4月から実施されている。

また、政府は、平成14年3月には「健康増進法案」を第154回通常国会に提出した。同法案は、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくりや疾病予防をさらに積極的に推進するための法的基盤を整備するため、①健康づくりを総合的に推進

するため、国が全国的な目標や基本的な方向を提示するための基本方針を策定すること、②地域の実情に応じた健康づくりを進めるため、地方公共団体において、健康増進計画を策定すること、③職域、地域、学校等の健康診査を、生涯を通じた自らの健康づくりに一層活用できるものとするため、共通の指針を定めること、等を内容としており、平成14年7月に成立し、8月に公布され、平成15年5月から施行された。

また、一定基準を満たした運動施設及び温泉利用施設を国が健康増進施設として認定する等、国民の健康づくりに対する民間施設を利用するの支援も行われている。

#### 【感染症対策】

公衆衛生審議会は、新興・再興感染症の出現や、感染症を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえた新しい時代の感染症対策について検討を重ね、平成9年12月「新しい時代の感染症対策について」と題する意見書を厚生大臣に提出した。これを踏まえ、厚生省は、総合的な感染症予防対策を図るため、伝染病予防法等を廃止し、国及び地方公共団体の責務を明確にするとともに、法の対象とする感染症の類型の見直しと法に基づく入院についての医療体制等について定めることを内容とする「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案」等を国会に提出した。同法案は第142回通常国会に提出されたが継続審議とされ、その後、平成10年10月、第143回臨時国会において可決成立し公布され、平成11年4月から施行された。

なお、平成14年11月から、国内には発症の報告がないものの重症患者の3～15%の致命率を持つ「ウエストナイル熱」を四類感染症に位置づけ、平成15年7月から、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」を感染症法上の指定感染症と位置づけ、より迅速に対応することとされた。

またエイズ対策では、依然として感染の拡大が続いていることから、平成11年10月に作成され

た「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（エイズ予防指針）」に基づいて効果的なエイズ対策が総合的に推進されている。エイズ対策の総合的な推進のための予算規模は平成16年度で105億円にのぼっている。

#### 【環境衛生対策等その他の施策】

環境衛生対策については、廃棄物対策では、平成3年10月に、廃棄物の減量化、リサイクルの促進、適正処理の確保等を内容とする「廃棄物処理法」の改正が行われた。平成7年6月には、容器包装廃棄物の減量化と再資源化の推進を目的とした「容器包装リサイクル法」が成立し、平成9年4月より施行されている。平成9年6月には、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、廃棄物処理に関する信頼性と安全性の向上、不法投棄対策の強化等の総合対策の実施を内容とする「廃棄物処理法」の改正が行われた。さらに、平成10年6月には、廃家電品のリサイクルを目的とした「家電リサイクル法」が成立した。廃棄物処理施設の整備については、平成8年6月に「廃棄物処理施設整備緊急措置法」が改正され、それに基づき、平成8年12月に「第8次廃棄物処理施設整備計画」が閣議決定されている。また、「バーゼル条約」等の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成4年12月には「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」が成立した。

一方、水道法に関しては、平成8年6月に、内外から強く要望されていた水道の指定工事店制度の見直しを踏まえた水道法の改正が行われ、平成9年度より給水装置工事主任技術者の国家試験を実施することとなった。平成13年6月にも、管理業務の第三者への委託を制度化するとともに、利用者の多い未規制水道や貯水槽水道の管理体制の強化についての措置を講ずることを内容とした水道法の改正が行われた。

食品安全対策としては、牛海綿状脳症（BSE）の発生や基準違反の残留農薬、偽装表示等食品に関する様々な問題を契機に食品の安全性に対する



国民の不安や不信が高まっている状況を踏まえ、平成15年2月、①食品の安全性の確保に関する基本理念の明示、②食品健康影響評価（リスク評価）を行う食品安全委員会の設置等を内容とする「食品安全基本法案」が第156回通常国会に提出され、平成15年5月に可決・成立し公布され、7月から施行された。また、この法律や農林水産省の関係法律と相まって、食品の安全性を確保す

## 10 人材の確保と資質の向上

昭和62年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、社会福祉従事者の資格化が図られたが、介護職員や看護職員等の一層の養成確保策が必要とされている。旧厚生省の推計によると、平成12年には保健医療関係者235万人、社会福祉関係者111万人が必要となるとされていた。また、平成11年12月には新ゴールドプランの見直しが行われ、ゴールドプラン21が策定され、平成16年度までのマンパワー等整備目標として、訪問介護員（ホームヘルパー）225百万時間（35万人）、訪問看護ステーション44百万時間（9,900か所）、短期入所生活介護（ショートステイ）4,785千週（9.6万人分）、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）36万人分、等が位置づけられている。さらに、訪問介護員（ホームヘルパー）については、平成14年12月の「新障害者プラン」において、平成14年度末まで緊急整備目標として6万人の上乗せを図ることとされた。

このように将来において膨大な人材の需要が見込まれることに応え、人材確保を強力に推進することが必要なことから、社会福祉事業従事者については、平成4年6月に、基本指針の策定、福祉人材センター及び福利厚生センターの指定、訪問介護員（ホームヘルパー）等に対する社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用等を内容とする

ることにより、国民の健康の保護を図ることを目的として、食品衛生法や健康増進法も改正された。

資料：「平成16年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）  
「保険と年金の動向 2004年版」（「厚生指針」臨時増刊、厚生統計協会）  
「処方せん受取状況の推計（平成15年度速報値）」（日本薬剤師会HP）

「社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律」（いわゆる「人材確保法」）が成立した。同法により「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の策定告示、都道府県福祉人材センターの全都道府県設置並びに中央福祉人材センター及び福利厚生センターの指定が行われた。また、同指針を踏まえ、福祉人材センターによる就労援助、研修、啓発・広報や、介護福祉士等に係る修学資金の貸付等資質の向上及び社会的評価の確立等に係る総合的な人材確保対策が推進されている。

看護職員についても、同じく平成4年6月に、看護婦等の確保に関する指針の策定、国及び地方公共団体の責務、病院等の開設者等の責務、離職した看護婦等に対する無料職業紹介、講習会の開催等を行う中央ナースセンター及び都道府県ナースセンターの指定等を内容とする「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」が成立した。同法に基づく「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」は、同年12月に策定告示された。同法及び同指針に基づき、離職の防止、再就業の支援、養成力の確保、資質の向上等総合的な看護職員確保対策が推進されている。平成14年の看護職員就業者数は123.4万人だが、平

成12年12月に策定された「看護職員需給見通し」においては、平成17年に就業者を約130万人とすることで需給が均衡する見込みとなっている。

今後増大かつ多様化する国民の保健医療・福祉需要に対応し、きめの細かいサービスを必要に応じ提供するためには、これらの人材の確保に加え、様々な民間サービスや、住民参加型福祉サービス、ボランティア等、多様な形態で国民が保健医療・福祉サービスに積極的に参加することが求められている。住民参加型の組織は年々増加傾向にあり、全国社会福祉協議会の調査（ボランティアセンター事業年報2003）によれば、ボランティア活動者の数は、平成15年4月現在で約779万人に達している。全国の都道府県及び市区町村の社会福祉協議会にはボランティアセンターが多数設置されており、ボランティアの登録・斡旋等の情報提供をはじめとする各種事業を行っている。

また、平成4年5月には介護労働者の雇用管理の改善等計画の策定、介護労働安定センターの創設等を内容とする「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が成立した。

良質な医療サービスが安定的に提供されるためには、それを担う医療従事者の確保とともに資質の向上が重要だが、医療技術の高度化、専門化が

進む中、患者を全人的に診られる医師の養成が求められていることから、平成16年4月から卒後臨床研修を必修化することとなった。具体的には、①研修医がアルバイトをせずに研修に専念できるよう研修医の処遇を確保し、②幅広い基本的な診療能力が身につけられるよう、基本となる診療分野（内科、外科、救急部門（麻酔科を含む）、小児科、産婦人科、精神科及び地域保健・医療）の研修を必修とし、③臨床研修病院の指定基準を見直し、研修医に対する適切な指導體制を有する地域の医療機関等が連携して医師臨床研修に参加できるような取組みを進めることとしている。

薬剤師についても、医療技術の高度化、医薬分業の進展等に伴う医薬品の適正使用という社会的要請に応えるため、医療の担い手としての質の高さが求められてきたことから、平成18年4月から大学での薬学教育が4年から6年に延長され、薬剤師国家試験の受験資格も6年の課程を修了した者に与えられることとなった。

資料：「平成16年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）  
「ボランティアセンター事業年報2003」（全国社会福祉協議会）

## 11 社会福祉基礎構造改革について

昭和20年代に形づくられた現在の社会福祉の基礎制度を取り巻く環境は、少子・高齢化、女性の社会進出、核家族化等の急速な進展により、その対象者が一部の経済的な生活困窮者から国民一般に普遍化する等、大きく変化している。こうした状況変化に伴う福祉需要の増大・多様化に適切に対応すべく、近年、介護保険制度創設や児童福祉法改正等の各個別分野においては施策の充実が図られてきたが、一方、社会福祉事業、社会福

祉法人、措置制度、福祉事務所等社会福祉の基礎構造については、社会福祉事業法制定以来、約半世紀の間、その基本的枠組みが維持されたままであり、時代の要請にそぐわない部分が種々生じていた。

こうした動きを踏まえ、厚生省では平成9年8月から「社会福祉事業等の在り方に関する検討会」が開催され、社会福祉の基礎構造について議論された結果、同年11月、検討会報告として「社会

福祉の基礎構造改革について（主要な論点）がとりまとめられ、国民の信頼と納得の得られる福祉サービスが提供されるよう改革の基本的方向が示された。さらに、同年11月からは、中央社会福祉審議会において社会福祉構造改革分科会を設置し、検討会での論点整理を参考にしつつ審議を行い、平成10年6月、同分科会としての中間報告をとりまとめ、新しい社会福祉制度の方向性、改革の具体的内容等が示された。その後も検討が続けられ、平成12年2月、第147回国会で「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が審議され、平成12年5月29日に可決成立し、6月7日に公布・施行された。改正の趣旨は、昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度等社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉への要求に対応するため、見直しを行い、平成12年4月から施行されている介護保険

制度の円滑な実施や成年後見制度の補完、地方分権の推進、社会福祉法人による不祥事の防止等に資することである。これにより、平成15年4月から、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、利用者が事業者と直接契約をし、市町村が利用者に支援費を支給する「支援費制度」に移行した。

また、福祉サービスの利用者を支援する仕組みとして、平成11年から成年後見制度に併せて「地域福祉権利擁護事業」が開始され、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方々が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関する援助を行っている。

資料：「平成15年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）  
「国民の福祉の動向 2003年版」（「厚生指針」臨時増刊、厚生統計協会）

（表1）

今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン21）の概要

○平成12年（2000年）には世界最高水準の高齢化率となる中で、高齢者保健福祉施策の一層の充実を図るため、新たなプランを策定。

1 プランの基本方向

（基本的な目標）

- I 活力ある高齢者像の構築  
「高齢者の世紀」である21世紀を明るく活力ある社会とするため、可能な限り多くの高齢者が健康で生きがいをもって社会参加できるよう、「活力ある高齢者像」を構築する。
- II 高齢者の尊厳の確保と自立支援  
要援護の高齢者が自立した生活を尊厳をもって送ることができるよう、また、介護家族への支援が図られるよう、在宅福祉を基本として、介護サービス基盤の質・量両面にわたる整備を進める。
- III 支え合う地域社会の形成  
地域において、介護にとどまらず、生活全般にわたる支援体制が整備されるよう、住民相互に支え合うことのできる地域社会づくりや高齢者の居住環境等の整備に向けて積極的に取り組む。
- IV 利用者から信頼される介護サービスの確立  
措置から契約への変更が利用者本位の仕組みとして定着するよう、利用者保護の環境整備や介護サービス事業の健全な発展を図り、介護サービスの信頼性を確立する。

（プランの期間）

平成12年度から平成16年度までの5か年。状況の変化に応じて適宜見直し。

2 今後取り組むべき具体的施策

介護サービス基盤の整備と生活支援対策等を車の両輪として実施する観点から、以下の事業の適切な実施に努力。また、地方公共団体の自主事業を支援。

- (1) 介護サービス基盤の整備  
～「いつでもどこでも介護サービス」～
  - ・人材確保と研修強化
  - ・介護関連施設の整備
  - ・施設処遇の質的改善
- (2) 痴呆性高齢者支援対策の推進  
～「高齢者が尊厳を保ちながら暮らせる社会づくり」～

第1部 社会保障の動向

- ・痴呆性老人グループホームの整備
- ・痴呆介護の質的向上
- ・権利擁護体制の充実

(3) 元気高齢者づくり対策の推進

～「ヤング・オールド作戦」の推進～

- ・総合的な疾病管理の推進
- ・地域リハビリテーション体制の整備
- ・生きがい、介護予防、社会参加の推進

(4) 地域生活支援体制の整備

～「支え合うあたたかな地域づくり」～

- ・あたたかな地域社会づくりの支援
- ・生活支援サービスの充実
- ・居住環境等の整備

(5) 利用者保護と信頼できる介護サービスの育成

～「安心して選べるサービスづくり」～

- ・情報化と利用者保護の推進
- ・多様な事業者の参入促進
- ・福祉用具の開発・普及

(6) 高齢者の保健福祉を支える社会的基礎の確立

～「保健福祉を支える基礎づくり」～

- ・長寿科学の推進
- ・福祉教育の推進
- ・国際交流の推進

第2節 社会保障の動向

3 平成16年度における介護サービス提供量

各地方公共団体が作成する介護保険事業計画における介護サービス見込量の集計等を踏まえ、平成16年度における介護サービス提供の見込量は下記のとおりである。

(訪問系サービス)		
区分	(新G P目標) 平成11年度	平成16年度
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	— 17万人	225百万時間 (35万人) ※
訪問看護 訪問看護ステーション	— 5,000か所	44百万時間 (9,900か所) ※
(通所系サービス)		
通所介護(デイサービス) / 通所リハビリテーション (デイ・ケア)	— 1.7万か所	105百万回 (2.6万か所) ※
(短期入所(ショートステイ)系サービス)		
短期入所生活介護 / 短期入所療養介護	— 6万人分 (ショートステイ専用床)	4,785千週 9.6万人分 (短期入所生活介護専用床)
(施設系サービス)		
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	29万人分	36万人分
介護老人保健施設	28万人分	29.7万人分
(生活支援系サービス)		
痴呆対応型共同生活介護 (痴呆性老人グループホーム)	—	3,200か所
介護利用型軽費老人ホーム (ケアハウス)	10万人分	10.5万人分
高齢者生活福祉センター	400か所	1,800か所

注1：平成16年度( )※の数値については、一定の前提条件の下で試算した参考値である。

注2：介護療養型医療施設については、療養型病床群等の中から申請を受けて、都道府県知事が指定を行うこととなる。

(表2)

少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)の概要

I 策定の趣旨

少子化社会対策基本法に基づき、国の基本施策として、「少子化社会対策大綱」(平成16年6月4日閣議決定)を策定し、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進することとしているが、本大綱に盛り込まれた施策について、その効果的な推進を図るため、重点施策の具体的実施計画として、この「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」を策定する。

本計画では、大綱に盛り込まれた施策のうち、地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要があるものについて、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げるとともに、施策の実施によって子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会への転換がどのように進んでいるのかが分かるよう、概ね10年後を展望した、目指すべき社会の姿を掲げ、それに向けて、この5年間に施策を重点的に取り組んでいくこととする。

今後、本計画に基づき、夢と希望にあふれる若者が生まれ、家庭を築き、安心と喜びを持って子育てに当たっていくことを社会全体で応援する環境が整ってきたという実感の持てるよう、内容や効果を評価しながら、政府を挙げて取組を強力に進めていく。

II 施策の内容・目標

1. 若者の自立とたくましい子どもの育ち

(1) 若者の就労支援の充実

○若者が早くから仕事に接し、考える機会を持つことができ、就業を自らの人生において積極的に位置づけられるようにすることを通じて、若者の生活基盤の強化を図り、自立を促す。

具体的施策	平成18年度までの達成目標
初等中等教育段階におけるキャリア教育の推進	
キャリア探索プログラムの推進	
インターンシップ(就業体験)の推進	
若年者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)における支援の推進	
若年者試行雇用の活用	常用雇用移行率 80%
日本版デュアルシステムの推進	
キャリア・コンサルタントの養成・活用の推進	
約2万人(15年度)	約5万人
職場定着の促進	新規学卒就職者の就職後3年以内の離職率を毎年度対前年度比で減少

目指すべき社会の姿

◇若者が意欲を持って就業し、経済的にも自立できるようになる(早期に若年失業者等の増加傾向を転換(フリーター約200万人、若年失業者・無業者約100万人それぞれについて、低下を示すような状況を目指す))

(2) 奨学金事業の充実

○若者の自立を促すためにも、勉学を希望する若者が経済的理由でその機会を失うことがないように支援する。

具体的施策	今後5年間の目標
日本学生支援機構奨学金事業の充実	基準を満たす希望者全員への貸与に向け努力

目指すべき社会の姿

◇教育を受ける意欲と能力のある者が、経済的理由で修学を断念することのないようにする

(3) 体験活動を通じた豊かな人間性の育成

○子どもたちが、様々な自然体験・社会体験活動の機会を持ち、自然や人とふれあう中で、基本的なルール、感性、社会性等を身に付け、意欲にあふれた自立した若者へと成長できるようにする。

具体的施策	今後5年間の目標
子どもの多様な活動の機会や場所づくりの推進	
地域ボランティア活動の推進	
学校における体験活動の充実	全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動が実施されるようになること
青少年の自立を支援する体験活動の充実	全国に普及(平成19年度までに達成)
子どもエコクラブ事業の推進 ・小中学生の子どもエコクラブ登録者数 82,299人(15年度)	11万人(平成18年度までの目標)
子どもパークレンジャー事業の推進	
農林漁業体験活動等の推進	
都市公園の整備	
河川空間を活用した体験活動の推進	
自然・社会教育活動等の場としての海岸づくり	

目指すべき社会の姿

◇ボランティア体験、自然体験、社会体験活動の機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる

(4) 子どもの学びの支援

○子どもたちが「生きる力」をはぐくむことができる学校教育を推進するため、魅力ある公立学校づくりをはじめとする子どもたちの学びを支援する。

具体的施策
義務教育改革の推進
「生きる力」の育成
地域に開かれ信頼される学校づくり
特色ある高等学校づくり

目指すべき社会の姿

◇子どもたちが、「確かな学力」、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」をはぐくむことができる学校教育が推進される

2. 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

○職場優先の風土を変え、働き方の見直しを図り、男性も女性もともに、社会の中で個性と能力を發揮しながら、子育てにしっかりと力と時間を注ぐことができるようにする。

① 企業等におけるもう一段の取組の推進

具体的施策	今後5年間の目標
一般事業主行動計画の策定・実施の支援	行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合 大企業 100% 中小企業 25% 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業数 計画策定企業の20%以上
ファミリー・フレンドリー企業の普及促進 ・表彰企業数 227企業（16年度までの累計）	700企業（21年度までの累計）

② 育児休業制度等についての取組の推進

具体的施策	今後5年間の目標
育児休業制度の定着 ・育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合 61.4%（14年）	100%
育児休業の取得促進、子育て期間中の勤務時間短縮等の措置の普及促進	
時間外労働の制限、深夜業の免除、子の看護休暇の制度の定着	

③ 男性の子育て参加の促進

具体的施策	今後5年間の目標
男性の子育て参加促進に向けた取組の推進	次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（男性の育児休業取得実績がある企業）の割合 計画策定企業の20%以上

④ 仕事と生活の調和のとれた働き方の実現

具体的施策	今後5年間の目標
個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進	
仕事と生活の調和キャンペーンの推進（「短時間集中」型の働き方等の普及）	官公庁と大企業のすべてが取組
長時間にわたる時間外労働の是正 〔週労働時間60時間以上の雇用者の割合12.2%（15年）〕	長時間にわたる時間外労働を行っている者 1割以上減少
年次有給休暇の取得促進 ・企業全体に係る労働者一人平均年次有給休暇の取得率 47.4%（15年度）	少なくとも55%以上
パートタイム労働者の均衡処遇の推進	パートタイム労働者と通常の労働者との均衡処遇に向けた環境の整備を進める企業の割合が増加する
柔軟な転換制度の導入の推進	
多様就業型ワークシェアリングの普及促進	
テレワークの普及促進 ・就業人口に占めるテレワーカー（※）の比率 6.1%（14年）	20%（平成22年までの目標）
公務員の勤務形態の弾力化・多様化	

（※）情報通信手段を週8時間以上活用して、時間や場所に制約されない働き方をする人。

⑤ 安心して妊娠・出産し働き続けられる職場環境の整備

具体的施策	今後5年間の目標
妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いの是正	
母性健康管理対策の推進	
企業におけるポジティブ・アクションの普及促進 ・取組企業の割合 29.5% (15年度)	40%

⑥ 再就職等の促進

具体的施策	今後5年間の目標
再就職準備支援の推進	
育児時間に配慮した職業訓練等の推進	
両立支援ハローワークにおける再就職の援助等の推進	
求人年齢の上限の緩和促進 ・公共職業安定所における全求人における年齢不問求人の割合 15.2% (15年度)	30% (平成17年度)
求職者の保育所利用の促進	

目指すべき社会の姿

- ◇希望する者すべてが安心して育児休業等を取得できる職場環境となる(育児休業取得率 男性10%、女性80%/小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率 25%)
- ◇男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる(育児期の男性の育児等の時間が先進国並みに)
- ◇働き方を見直し、多様な人材を効果的に育成活用することにより、労働生産性が上昇するとともに、育児期にある男女の長時間労働が是正される
- ◇働き方の多様な選択肢が用意される
- ◇育児期に離職を余儀なくされる者の割合が減るとともに、育児が一段落した後の円滑な再就職が可能となる

3. 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

○これから親となる人が皆、乳幼児期の子どもとふれあう機会や子どもや家庭の大切さを考える機会を持つことができるようにする。

具体的施策	今後5年間の目標
乳幼児とふれあう機会の拡大	すべての保育所、児童館、保健センターにおいて受入を推進
生命の大切さや家庭の役割等に関する学校教育の充実	
安心して子どもを生み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	全市町村で実施

目指すべき社会の姿

- ◇様々な場において、中・高校生が乳幼児とふれあう機会をもてるようになる
- ◇多くの若者が子育てに肯定的なイメージを持つようになる(子育てに肯定的なイメージを持つ割合が増える)
- ◇全国の市町村において地域住民や関係者を交えた子育てを応援する各種の取組が行われるようになる

4. 子育ての新たな支え合いと連帯

(1) きめ細かい地域子育て支援の展開

○働いている、いないにかかわらず、親と子の育ちを地域で支え、家庭の中だけでの孤独な子育てをなくしていく。

(※) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に掲げられた目標の実現を目指す(平成21年度の目標値は、各市町村において検討中の目標値の集計結果を踏まえて設定)。

① 気軽に利用できる子育て支援の拠点の整備

具体的施策	平成16年度	平成21年度
地域における子育て支援の拠点の整備(※)	2,954か所	6,000か所(全国の中学校区の約6割で実施)
・つどいの広場事業の推進(※)	171か所	1,600か所
・地域子育て支援センター事業の推進(※)	2,783か所	4,400か所
一時・特定保育の推進(※)	5,935か所	9,500か所(全国の中学校区の約9割で実施)
商店街の空き店舗を活用した子育て支援事業の推進		
子育て短期支援事業の推進		
・ショートステイ事業の推進(※)	569か所	870か所(全国の児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院の約9割で実施)
・トワイライトステイ事業の推進(※)	310か所	560か所(全国の児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院の約6割で実施)

② 就学前の教育・保育の充実

具体的施策
幼稚園における地域の幼児教育センターとしての機能の充実
幼稚園就園奨励事業の推進
幼稚園と保育所の連携、就学前教育・保育と小学校の連携
総合施設の制度化
幼稚園及び保育所における自己評価や第三者評価の推進

③ 地域住民による主体的な子育て支援の促進

具体的施策	平成16年度	平成21年度
ファミリー・サポート・センターの推進(※)	368 か所	710 か所 (全国の市区町村の約4分の1で実施)
シルバー人材センターによる高齢者活用子育て支援事業の推進		
地域住民による子どもの基本的生活習慣の形成の促進		
子育てNPOや子育てサークルの育成		
老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進		全市町村で実施 (今後5年間の目標)

目指すべき社会の姿

◇すべての子育て家庭が歩いていける場所に気兼ねなく親子で集まって、相談や交流ができるようになる(子育て支援拠点がすべての中学校区に1か所以上ある)

◇孤独な子育てをなくす(誰にも子育てについて相談できない人の割合や誰にも預けられない人の割合が減る)

(2) 子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等の充実

○「待機児童ゼロ作戦」、多様な保育サービスのより一層の充実など、子育て家庭がどこでも必要なときに利用できる保育サービス等を充実する。

(※) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に掲げられた目標の実現を目指す(平成21年度の目標値は、各市町村において検討中の目標値の集計結果を踏まえて設定)。

① 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開

具体的施策	平成16年度	平成21年度
保育所の受入れ児童数の拡大(※)	203 万人	215 万人

② 放課後児童対策の充実

具体的施策	平成16年度	平成21年度
放課後児童クラブの推進(※)	15,133 か所	17,500 か所 (全国の小学校区の約4分の3で実施)

③ 多様な保育ニーズへの対応

具体的施策	平成16年度	平成21年度
延長保育の推進(※)	12,783 か所	16,200 か所 (全国の保育所の約7割で実施)
休日保育の推進(※)	666 か所	2,200 か所 (全国の保育所の約1割で実施)
夜間保育の推進(※)	66 か所	140 か所 (人口30万人以上の市の約5割で実施)
乳幼児健康支援一時預かり(病後児保育)の推進(※)	507 か所	1,500 か所 (全国の市町村の約4割で実施)

目指すべき社会の姿

◇全国どこでも保育サービスが利用できるようになる(保育所待機児童が50人以上いる市町村をなくす)

◇就業形態に対応した保育ニーズが満たされるようになる(保育ニーズが満たされていると考える保護者の割合が増える)

(3) 家庭教育支援の充実

○基本的な生活習慣や社会的マナー、自制心や自立心などを育成する上で重要な役割を果たす家庭教育を支援する。

具体的施策	今後5年間の目標
家庭教育に関する学習機会や情報の提供の推進	全市町村で家庭教育に関する講座が開設されるようになること
ITを活用した家庭教育支援手法の普及	全国に普及

目指すべき社会の姿

◇家庭教育に関する親の不安や負担感が軽減される(しつけや子育てに自信がないという親の割合が減る)

(4) 特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援の推進

○児童虐待の防止やその適切な対応、障害児やひとり親家庭などの多様なニーズへの対応を図り、すべ

ての子どもと子育てを大切にしていく。

① 児童虐待防止対策の推進

具体的施策	平成16年度	平成21年度（今後5年間）
虐待防止ネットワークの設置	1,243市町村	全市町村
乳児健診未受診児など生後4か月までに全乳児の状況の把握		全市町村で実施
育児支援家庭訪問事業の推進		
児童相談所の夜間対応等の体制整備		全都道府県・指定都市で実施
虐待対応のための協力医療機関の充実		全都道府県・指定都市で実施
個別対応できる一時保護所の環境改善		全都道府県・指定都市で実施
児童家庭支援センターの整備	51か所	100か所 (都道府県に2か所、指定都市に1か所程度設置)
情緒障害児短期治療施設の整備		
施設の小規模化の推進	299か所	845か所（児童養護施設等において1施設あたり1か所程度で小規模ケアを実施）
里親の拡充 ・児童養護施設、乳児院、里親に措置された児童のうち里親への委託率 8.1%（15年度） ・専門里親登録者総数 146人（15年度）		15% 500人
自立援助ホームの整備	26か所	60か所 (都道府県・指定都市に1か所程度で実施)
虐待対策に関する最新の知見の集積及び調査・研究		
学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究		

② 母子家庭等ひとり親家庭への支援の推進

具体的施策	今後5年間の目標
総合的な自立に向けた支援の推進	
・子育て・生活支援策の推進	
・就業支援策の推進	母子家庭等就業・自立支援センターを全都道府県・指定都市・中核市に設置 自立支援教育訓練給付金事業を全都道府県・市等で実施 高等技能訓練促進費事業による資格取得者全員の就業を目指す
資格取得者総数 118人（15年）	1,300人

③ 障害児等への支援の推進

具体的施策	平成19年度までに達成する目標（※）
地域における障害のある児童とその家族への支援	
・訪問介護（ホームヘルプサービス）事業の推進	ホームヘルパーを約6万人確保（障害者・難病分を含む）
・障害児通園（児童デイサービス）事業の推進	約11,000人分整備
・重症心身障害児（者）通園事業の推進	約280か所整備
・障害児（者）短期入所（ショートステイ）事業の推進	約5,600人分整備（障害者・難病分を含む）
障害児の活動する場の確保等の推進	
発達障害に対する一貫した支援	
・自閉症・発達障害支援センターの整備	21都道府県・指定都市（平成16年度）
小児慢性特定疾患対策の推進	60都道府県・指定都市（平成19年度までに達成）

※本目標は、重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）に基づくもの

目指すべき社会の姿

- ◇児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会になる（児童虐待死の撲滅を目指す）
- ◇全国どこでも養育困難家庭の育児への不安や負担感が軽減される支援を受けられるようになる
- ◇虐待を受けた子どもが良好な家庭的環境の中で育まれるようになる
- ◇母子家庭等の安定、自立した生活が確保されるようになる
- ◇障害のある子どもの「育ち」を支援し、一人ひとりの適性に応じた社会的・職業的な自立が促進される

(5) いつでも安心して小児医療、母子保健医療が受けられる体制の整備

○どこでも、子どもの病気や出産の緊急時に適切に対応できる体制を整備し、妊娠、出産、育児の安心・安全を確保するとともに、子どもの健やかな育ちを支援する。



① 子どもの病気に対し適切に対応できる体制整備

具体的施策	平成16年度	平成21年度（今後5年間）
小児救急医療体制の推進	221 地区	404 地区
小児科医師等の確保・育成 ・かかりつけ医を持っている子どもの割合 81.7%（12年）		小児科医師数が適正に配置され た医療施設数の増加 100%
小児医療の診療報酬上の適切な評価		

② 子どもの健やかな成長の促進

具体的施策	今後5年間の目標
予防接種の推進	予防接種の接種率向上
「食育」の推進	取組を推進している市町村・保育所の割合 100%
子どもの生活習慣の改善	肥満児の割合を減少傾向に 〔14年度 10.6%〕
喫煙防止対策の推進	妊娠・育児中の両親の喫煙率の低下 〔13年度 父親 35.9% 母親 12.2%〕
母乳育児の推進	母乳育児の割合を増加傾向に 〔12年度 44.8%〕
家庭内等における子どもの事故 防止対策の推進	対策に取り組んでいる市町村の割合 100%

③ 子どもの心と身体の問題への対応

具体的施策	今後5年間の目標
子どものこころの健康支援の推進	子どものこころの健康に関する研修を受けている 小児科医、精神科医（子どもの診療に関わる医師） の割合 100%
学校における心身の健康相談等 の充実	
思春期保健対策等の推進	思春期保健対策に取り組んでいる地方自治体の割合 100% 10代の人工妊娠中絶率の低下 〔12年度 12.1（人口千対）〕 10代の性感染症罹患率の低下 〔12年度 性器クラミジア感染症 男子196.0、女子968.0（人口10万対）〕

④ 妊娠・出産の安全・安心の確保

具体的施策	今後5年間の目標
「いいお産」の普及 ・妊娠・出産について満足している者の割合 84.4%（12年度）	100%
周産期医療ネットワークの整備 28都道府県（平成16年度）	全都道府県（平成19年度までに達成）
周産期医療の診療報酬上の適切な評価	

⑤ 不妊に悩む者への支援

具体的施策	平成16年度	平成21年度（今後5年間）
不妊専門相談センターの整備	51 都道府県市	95 都道府県市（全都道府県・指定都市・中核市で設置）
特定不妊治療費助成事業の推進	87 都道府県市	95 都道府県市（全都道府県・指定都市・中核市で実施）

⑥ 成育医療の推進

具体的施策
成育医療に関する全国的なネットワークの構築

目指すべき社会の姿

- ◇周産期、乳幼児期の安全が確保される（周産期、新生児、乳児・幼児死亡率の世界最高水準を維持・向上する）
- ◇全国どこでも子どもが病気の際に適切に対応できるようになる（すべての小児救急医療圏で小児救急医療体制が整備されるなど、小児医療体制が充実している）

(6) 子育てに安心、安全な住まいやまちづくり

○妊婦、子ども及び子ども連れの人々が安心して住み、街に出ることができるようにする。

① 子育てに適した住宅の確保等の支援

具体的施策
子育てを支援するゆとりのある住宅取得等の支援
シックハウス対策の推進

② 子育てバリアフリーなどの推進

具体的施策	今後5年間の目標
建築物のバリアフリー化の促進 ・2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストックのうち、ハートビル法に基づく利用円滑化基準を満たすものの割合 約3割(15年度)	約4割(平成19年度までに達成)
公共交通機関のバリアフリー化の推進 ・1日の平均利用者数が5,000人以上の旅客施設(鉄道駅・航空旅客ターミナル等)のバリアフリー化(段差の解消)の割合 44.1%(15年度) ・公共交通機関における車両等のバリアフリー化の割合 鉄道車両・軌道車両 23.7%(15年度) ノンステップバス 9.3%(15年度) 船舶 4.4%(15年度) 航空機 32.1%(15年度)	原則100%(平成22年までに達成)  約30%(平成22年までに達成) 20～25%(平成22年までに達成) 約50%(平成22年までに達成) 約40%(平成22年までに達成)
・歩行空間のバリアフリー化の推進 ・1日の平均利用者数が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な道路、信号機のバリアフリー化の割合 道路 25%(15年度) 信号機 約4割(14年度)	約5割(平成19年度までに達成) 約8割(平成19年度までに達成)
あんしん歩行エリアの整備 ・エリア内の死傷事故の抑止割合	約2割 (歩行者・自転車事故については約3割) (平成19年度までに達成)
安全・快適な道路交通環境の整備	
都市公園のバリアフリー化等の推進	
河川空間のバリアフリー化の推進	
海岸保全施設のバリアフリー化の推進	
歩車分離式信号の運用の推進	
建築物における事故防止対策の推進	
劇場等において、乳幼児同伴に配慮した区画された観覧室の設置の促進	
子育てバリアフリーの意識啓発等の推進	子育てバリアフリーマップの取組を全市町村で浸透

輸送分野における子育て支援活動の推進	
育児にかかる製品の安全性の確保	

③ 子どもの安全の確保

具体的施策
子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進
「安全・安心まちづくり」の推進

目指すべき社会の姿

◇妊婦、子ども及び子ども連れの人に対して配慮が行き届き安心して外出できるようになる(妊婦、子ども及び子ども連れの人が安心して外出できると感じる割合が増える)

(7) 経済的負担の軽減

具体的施策
税制の在り方について検討

Ⅲ 検討課題

社会保障給付について、大きな比重を占める高齢者関係給付を見直し、これを支える若い世代及び将来世代の負担増を抑えるとともに、社会保障の枠にとらわれることなく次世代育成支援の推進を図る。

併せて、我が国の人口が転換期を迎えるこれからの5年間で重要な時期であるとの認識のもと、社会全体で次世代の育成を効果的に支援していくため、地域や家族の多様な子育て支援、働き方に関わる施策、児童手当等の経済的支援など多岐にわたる次世代育成支援施策について、総合的かつ効率的な視点に立って、その在り方等を幅広く検討する。

(表3)

## 少子化対策プラスワン(要点)

## 基本的考え方

- 「夫婦出生力の低下」という新たな現象を踏まえ、少子化の流れを変えるため、少子化対策推進基本方針の下で、もう一段の少子化対策を推進。
- 「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」など4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進。

## 主な取組

すべての働きながら子どもを育てている人のために

## 1 男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現

- 子育て期間における残業時間の縮減
- 子どもが生まれたら父親誰もが最低5日間の休暇の取得
- 短時間正社員制度の普及

## 2 仕事と子育ての両立の推進

- 育児休業取得率(男性10%、女性80%)、子どもの看護休暇制度の普及率(25%)、小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率(25%)として、具体的目標を設定
- 目標達成に向け、様々な促進策を展開

## 3 保育サービス等の充実

- 待機児童ゼロ作戦の推進
- パートタイムなどで働いている方々のための新しい「特定保育事業」(※)の創設  
※週2～3日、午前又は午後のみ利用といった柔軟な保育サービスを提供
- 保育ママについて、利用者の必要に応じた、利用日数・時間の弾力化

子育てしているすべての家庭のために

## 1 地域の様々な子育て支援サービスの推進とネットワークづくりの導入

- 子育て中の親が集まる「つどいの場」づくり、地域の高齢者や子育て経験のある方等による子育て支援を推進
- 「子育て支援相談員」による子育て支援情報の発信
- 子どもとサービスをつなぐ「子育て支援委員会」の小中学校区単位での設置

## 2 子育てを支援する生活環境の整備(子育てバリアフリー)

- 公共施設等への託児室、授乳コーナー、乳幼児に配慮したトイレの設置促進
- 「子育てバリアフリー」マップの作成、配布

## 3 社会保障における「次世代」支援

- 年金制度における配慮(年金額計算における育児期間への配慮の検討)

## 4 教育に伴う経済的負担の軽減

- 若者が自立して学べるようにするための奨学金制度の充実

次世代を育む親となるために

## 1 親になるための出会い、ふれあい

- 中高生の赤ちゃんとふれあいの場の拡充

## 2 子どもの生きる力の育成と子育てに関する理解の促進

- 体験活動や世代間交流の推進

## 3 若者の安定就労や自立した生活の促進

- 若年者に対する職業体験機会の提供、職業訓練の推進、就労支援など

## 4 子どもの健康と安心・安全の確保

- 食を通じた家族形成や人間性の育成(食育)
- 安全で快適な「いいお産」の普及

## 5 不妊治療

- 子どもを産みたい方々に対する不妊治療対策の充実と支援の在り方の検討

今後の推進方策

- (※)「多様な就業型ワークシェアリング」も視野に入れる。

## 少子化社会への対応を進める際の留意点

～「少子化社会を考える懇談会」中間とりまとめ(平成14年9月13日)抜粋～

## (1) 「子どもにとっての幸せの視点で」

子どもの数だけを問題にするのではなく、子どもが心身ともに健やかに育つための支援という観点で取り組むこと。

## (2) 「産む産まないは個人の選択」

子どもを産むか産まないかは個人の選択にゆだねるべきことであり、子どもを持つ意志のない人、子どもを産みたくても産めない人を心理的に追いつめることになってはならないこと。

## (3) 「多様な家庭の形態や生き方に配慮」

共働き家庭や片働き家庭、ひとり親家庭など多様な形態の家庭が存在していることや、結婚するしない、子どもを持つ持たないなどといった多様な生き方があり、これらを尊重すること。

(表4)

## 障害者基本計画（概要）

## 1 計画期間

平成15年度から24年度

## 2 計画の考え方

国民誰もが人格と個性を尊重して相互に支え合う共生社会の実現。

## 3 4つの横断的な視点

施策を推進する4つの横断的な視点を取り上げ、施策推進の基本方針を明確化。

(4つの視点)

- 社会のバリアフリー化
  - ・ ハード、ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化
  - ・ ユニバーサルデザインの観点からのまちづくり、ものづくりの推進
- 利用者本位の支援
  - ・ 障害者一人一人のニーズに対応したライフサイクルの全段階を通じた支援
  - ・ 多様かつ十分なサービス確保のため企業等の積極活用も含め、供給主体を拡充
  - ・ NPOや地域住民団体との連携・協力の推進
- 障害の特性を踏まえた施策の展開
  - ・ 個々の障害の特性に応じた適切な施策の推進
  - ・ 現在障害者施策の対象になっていない障害等にも対応
  - ・ WHOのICF（国際生活機能分類）の活用方を検討
- 総合的かつ効果的な施策の推進
  - ・ 広域的かつ計画的観点からの施策推進、施策体系の見直し等

## 4 4つの重点課題

重点的に取り組むべき4つの課題を打ち出し、施策を重点化

(4つの重点課題)

- 活動し、参加する力の向上
  - ・ 疾病、事故等の予防・防止と治療・医学的リハビリテーションの推進
  - ・ 福祉用具等の研究開発とユニバーサルデザイン化の推進
  - ・ IT革命への対応
- 活動し、参加する基盤の整備
  - ・ 地域での自立生活を可能とするため、住宅、公共施設、交通等の基盤整備と日常生活支援体制の充実
  - ・ 雇用・就業など経済自立基盤の強化

- 精神障害者施策の総合的な取組
  - ・ 入院医療中心から、退院・社会復帰を可能とするための地域サービス基盤の整備へ
- アジア太平洋地域における域内協力の強化

## 5 新規・重点施策

- 啓発・広報
  - ・ 共生社会の理念の普及
  - ・ 公共サービス従事者に対する障害者理解の促進
- 生活支援
  - ・ 身近な地域での相談窓口の総合化とケアマネジメント体制の整備
  - ・ 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等の利用促進
  - ・ 障害者本人による政策決定プロセスへの関与等の検討など本人活動の支援
  - ・ 各種障害への対応
    - ・ 高次脳機能障害、強度行動障害、盲ろう等の重度・重複障害への対応の在り方の検討、難病患者等への支援策の充実等
  - ・ 施設サービスの再構築
    - ・ 入所施設は、真に必要な場合に限定。施設は在宅サービスの拠点として位置付け、相互利用、身近で利用できる施設を整備。入所施設については、施設の小規模化、個室化を推進
  - ・ サービスの質の向上
    - ・ 第三者機関によるサービス評価の検討、苦情解決体制の周知
- 生活環境
  - ・ ユニバーサルデザインに配慮した生活環境
  - ・ ハートビル法、交通バリアフリー法に基づくバリアフリー化の推進
  - ・ 交通安全対策、防災、防犯対策を充実
- 教育・育成
  - ・ 学習障害、注意欠陥／多動性障害、自閉症などにも対応
  - ・ 関係機関の役割分担の下に適切な支援を行うための個別支援計画を策定するなど一貫した相談支援体制の整備
  - ・ 盲・聾・養護学校、療育機関に専門機能を有する地域センターとしての役割を付与
  - ・ 特殊教育に係る免許制度の改善
  - ・ 福祉、医療、労働など幅広い分野との連携を強化
- 雇用・就業
  - ・ 能力を最大限発揮して働くことができるための条件整備
  - ・ 雇用率制度について、
    - ・ 精神障害者を対象とすることを検討
    - ・ 除外率制度の段階的縮小・廃止
  - ・ 特例子会社制度の積極活用
  - ・ 短時間雇用、在宅就業等の多様な雇用・就業形態の促進

重点施策実施5か年計画

障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）に沿って、同基本計画の前期5年間に重点的に実施する施策及びその達成目標並びに計画の推進方策を以下のとおり定める。

**I 重点的に実施する施策及びその達成目標**

**1 活動し参加する力の向上のための施策**

(1) 障害の原因となる疾病の予防及び治療・医学的リハビリテーション

- ・難治性疾患に関し、病因・病態の解明、治療法の開発及び生活の質につながる研究開発を推進する。
- ・周産期医療ネットワークを全都道府県に整備する。
- ・生活習慣の改善により循環器病等の減少を図る。
- ・糖尿病について、検診を受ける者の増加、有病者数の減少及び有病者の治療継続率の向上を図る。
- ・医療刑務所等に機能回復訓練に必要なリハビリテーション機器を更新整備する。8施設

(2) 福祉用具等の研究開発とユニバーサルデザイン化の促進

- ・基準やガイドライン等の作成における高齢者・障害者のニーズへの配慮指針である国際規格ISO/IECガイド71（規格作成における高齢者・障害者のニーズへの配慮ガイドライン）を平成15年度までにJIS規格化する。
- ・障害の特性に配慮したセキュリティシステム、防犯・防災設備の研究開発、普及を行う。
- ・個人適合型の生活環境・就業環境創出のためのデータベース整備・研究開発を行う。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した設計に必要な人間の寸法・形態に関する知的基盤を整備するため、平成16年度までに人体寸法を、約10分間（従来約90分間）で測定する技術開発を行うとともに、少なくとも100人程度の人体寸法・形態を測定する。

(3) 情報バリアフリー化の推進

① デジタル・ディバイドの解消

- ・高齢者・障害者の利用するIT機器の設計ガイドラインを平成15年度までに作成し、以降IT機器別のJIS規格を順次整備する。
- ・障害者のIT利用を支援する技術者の養成・育成研修等の開催を推進し、平成19年度までに10,000人以上が受講することを目指す。
- ・障害者のIT活用を総合的に支援する拠点を整備する。
- ・ホームページ等のバリアフリー化の推進のための普及・啓発を推進する。

② 情報提供の充実

- ・字幕番組、解説番組及び手話番組の制作費に対する必要な助成を行う。
- ・効率的な番組制作技術の研究開発等の推進により障害者向け放送番組の拡充を図る。
- ・障害者の自立した食生活の実現のための関連情報の提供を推進する。

- ・ITを活用した雇用の促進
- ・官公需における障害者雇用率達成状況等への配慮の方法を検討
- ・障害者の創業・起業を支援
- ・保健福祉、教育と連携した職業リハビリテーション
- ・職業能力開発における民間教育機関等の活用
- ・雇用の場における人権の擁護
- 保健・医療
  - ・精神疾患、難治性疾患等についての関係機関によるサービス提供体制の充実と連携
  - ・保健・医療サービス等に関する自主的な情報公開と第三者評価、情報提供
  - ・うつ対策等の自殺予防対策、思春期や心的外傷体験への相談体制
  - ・精神医療における人権確保のための精神医療審査会の機能充実、適正化
  - ・心神喪失等で重大な他害行為を行った者に対する適切な医療の確保
  - ・最新の知見や技術を活用した研究開発の推進
- 情報・コミュニケーション
  - ・情報バリアフリー化の推進
    - 情報活用能力向上のための人的支援、使いやすい情報通信機器の開発・普及、公共調達において障害者に配慮した情報通信機器の調達に努力等
  - ・電子投票の導入
  - ・IT活用による就業の推進
- 国際協力
  - 「アジア太平洋障害者の十年」が更に10年延長されたことを踏まえた対応

**6 推進体制**

- ・重点施策実施計画の策定
- ・市町村計画の策定支援
- ・計画の必要に応じた見直し
- ・関係する各種法令の見直し等による将来的に必要な法制的整備について検討

## ③ 研究開発

- ・障害者が使いやすい情報通信機器、システム等の開発・普及支援を行う。
- ・障害者ナビゲーションシステムを開発する。
- ・ユビキタスネットワークとロボットを結ぶネットワーク技術等の研究開発を行う。
- ・視覚障害者に音声情報を提供し、歩行、移動等を支援する案内システムを設計するための指針に関するJIS規格を、平成15年度までに整備する。

## (4) 欠格条項見直しに伴う環境整備

障害者施策推進本部申合せ（平成13年6月12日）に沿って、障害者に係る欠格事由の見直しに伴う教育、就業環境等の整備に努める。

## 2 地域基盤の整備

## (1) 生活支援

## ① 利用者本位の相談支援体制の充実

市町村を中心とした相談・支援体制の充実を図り、これを拠点としてケアマネジメント体制を整備する。

## ② 在宅サービス

- ・ホームヘルパーを約60,000人確保する。
- ・ショートステイを約5,600人分整備する。
- ・デイサービスを約1,600か所整備する。
- ・障害児通園（児童デイサービス）事業を約11,000人分整備する。
- ・重症心身障害児（者）通園事業を約280か所整備する。
- ・グループホームを約30,400人分整備する。
- ・福祉ホームを約5,200人分整備する。
- ・市町村における社会参加促進事業を着実に推進する。

## ③ 施設サービス

- ・通所授産施設を約73,700人分整備する。
- ・施設サービスについては、通所施設の整備に努めるとともに、入所施設は真に必要なものに限定し、地域資源として有効に活用する。

## (2) 生活環境

## ① ユニバーサルデザインによるまちづくり

地方公共団体が行うユニバーサルデザインによるまちづくりを支援する。

## ② 住宅、建築物のバリアフリー化の推進

- ・新設されるすべての公共賃貸住宅について、バリアフリー化を実施する。
- ・手すりの設置、広い廊下幅の確保、段差の解消等がなされた住宅ストックの形成を推進する。平成27年度までに全住宅ストックの2割
- ・ハートビル法の利用円滑化基準に適合する特別特定建築物（新・増改築工事に係る部分の床面積が2,000㎡以上のもの）の建築を推進する。100%
- ・ハートビル法に基づいて、新営する国土交通省所管の官庁施設を、利用円滑化誘導基準に適合し

た施設として整備する。100%

- ・窓口業務を行う官署が入居する国土交通省所管の既存官庁施設について、手すり、スロープ、視覚障害者誘導用ブロック、身体障害者用便所、自動ドア、エレベーター（延床面積1,000㎡以上のもの）等の改修を実施する。平成22年度までに100%
- ・地方公共団体が行う公共施設等のバリアフリー化を支援する。

## ③ 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進

- ・一日当たりの平均利用者数が5,000人以上である鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルに関し、原則すべてについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には身体障害者用便所の設置を推進する。

平成22年までに100%、

そのうち、段差の解消につき、平成17年までに、

鉄軌道駅については約60%、

バスターミナルについては約80%、

旅客船ターミナルについては約70%、

航空旅客ターミナルについては約70%

- ・バリアフリー化された鉄軌道車両の導入を推進する。

平成17年までに約20%、

平成22年までに約30%

- ・低床化されたバス車両の導入を推進する。

平成17年までに約30%、

平成27年までに100%

- ・ノンステップバスの導入を推進する。

平成17年までに約10%、

平成22年までに20～25%

- ・バリアフリー化された旅客船の導入を推進する。

平成17年までに約25%、

平成22年までに約50%

- ・バリアフリー化された航空機の導入を推進する。

平成17年までに約35%、

平成22年までに約40%

- ・福祉タクシーの導入を推進する。

平成17年度までに2,600台

- ・主要な鉄道駅等周辺における主な道路のバリアフリー化を実施する。

平成19年度までに53%

- ・今後整備する高速道路等のサービスエリア及びパーキングエリア並びに主要な幹線道路の道の駅については、身体障害者用便所、身体障害者用駐車スペースの整備を推進する。

- ・直轄河川において新設される水辺プラザ等の河川利用の拠点において、手すり・緩傾斜スロープ等の設置、堤防・護岸の緩傾斜化等を実施する。

- ・人の利用に供するすべての新設港湾緑地において、手すり、スロープ、休憩施設、身体障害者用便所、身体障害者用駐車スペース等を整備する。
  - ・バリアフリーに配慮した森林総合利用施設の整備を推進する。
  - ・移動支援バリアフリーマップを提供する。
- ④ 交通安全の確保
- ・バリアフリー対応型信号機の整備を推進し、交通バリアフリー法の特定経路を構成する道路上の信号機の約8割をバリアフリー対応型信号機とすることを目指す。
  - ・「あんしん歩行エリア」の形成を進め、エリア内の死傷事故の約2割を抑止、うち歩行者・自転車事故については約3割を抑止することを目指す。
- ⑤ 運転免許取得希望者等に対する利便の向上
- ・指定自動車教習所に対する持ち込み車両等を使用した教習の実施等の指導を行う。
  - ・持ち込み車両等による技能試験の実施等を推進する。
  - ・免許申請時等における障害者等のプライバシー保護への配慮及び運転適性相談に係る態勢の充実を図る。
- ⑥ 生活の安全の確保
- ・Eメール、ファックス等による安全ネットワークを推進する。
  - ・「手話交番」を推進する。
  - ・地域における防犯ネットワークを確立する。
  - ・自主防災組織による支援体制を整備する。
  - ・行政機関と福祉関係者等による防火指導等を一層推進する。
  - ・緊急通報システムによる消防への緊急通報体制の一層の充実など障害者に係る火災予防体制を強化する。
  - ・砂防、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策事業の実施により、土砂災害のおそれのある自力避難の困難な障害者等の災害弱者が24時間入院・入居している施設を保全する。  
平成19年度までに240施設
  - ・障害者等災害弱者関連施設に係るきめ細かな治山対策を実施する。
  - ・防災情報を住民等に一斉に伝達するための送信装置のモデルシステムを平成15年度に開発する。

### 3 精神障害者施策の充実

条件が整えば退院可能とされる約72,000人の入院患者について、10年のうちに退院・社会復帰を目指す。このため、今後、更に総合的な推進方策を検討する。

#### (1) 保健・医療

- ・精神科救急医療システムを全都道府県に整備する。
- ・うつ病対策、心的外傷体験へのケア対策及び睡眠障害への対策について、それぞれ平成15年度までに地域保健医療福祉関係者向けマニュアルを作成し、普及させる。
- ・「思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業」事例集を平成15年度までに作成し、普及させる。
- ・若年齢層の「社会的ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドラインを平成15年度までに作成し、普及させる。

- ・心的外傷体験へのケア対策及び思春期の心の健康対策に従事する専門家を養成する。

#### (2) 福祉

##### ① 在宅サービス

- ・精神障害者地域生活支援センターを約470か所整備する。
- ・精神障害者ホームヘルパーを約3,300人確保する。
- ・精神障害者グループホームを約12,000人分整備する。
- ・精神障害者福祉ホームを約4,000人分整備する。

##### ② 施設サービス

- ・精神障害者生活訓練施設（援護寮）を約6,700人分整備する。
- ・精神障害者通所授産施設を約7,200人分整備する。

※ 精神障害者ホームヘルパー、精神障害者グループホーム、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者通所授産施設の達成目標については、2（1）に掲げた達成目標の内数を掲げたものである。

### 4 アジア太平洋地域における域内協力の強化

#### (1) 政府開発援助における障害者に対する配慮

- ・JICA等を通じた研修員の受入れ等を実施する。
- ・草の根無償資金協力を通じた支援を実施する。
- ・日本NGO支援無償資金協力及びNGO事業補助金を通じた支援を実施する。

#### (2) 国際機関を通じた協力の推進

- ・平成16年開所に向けてアジア・太平洋障害者センターに対する支援を推進する。
- ・日本・エスキャップ協力基金への拠出を実施する。
- ・国連障害者基金への拠出を実施する。

### 5 啓発・広報

#### (1) 共生社会に関する国民理解の向上

「共生社会」の用語、考え方の周知度を障害者基本計画の計画期間中に成人国民の50%以上とする。

#### (2) 関係機関・団体との連携による公共サービス事業者に対する障害者理解を促進する。

### 6 教育・育成

#### (1) 一貫した相談支援体制の整備

- ・地域において一貫して効果的な相談支援を行う体制を整備するためのガイドラインを平成16年度までに策定する。
- ・小・中学校における学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）等の児童生徒への教育支援を行う体制を整備するためのガイドラインを平成16年度までに策定する。
- ・盲・聾・養護学校において個別の支援計画を平成17年度までに策定する。

#### (2) 専門機関の機能の充実と多様化

- ・盲・聾・養護学校に関して地域における教育のセンター的役割を果たす学校についての制度的検討を行い、平成15年度中に結論を得るとともに、その検討状況も踏まえて特殊教育に係る免許制度

についても改善を図る。

- ・大学と国立特殊教育総合研究所の連携協力の下に自閉症の教育研究を行う学校を平成16年度までに設置する。

(3) 指導力の向上と研究の推進

- ・盲・聾・養護学校に関して地域における教育のセンター的役割を果たす学校についての制度的検討を行い、平成15年度中に結論を得るとともに、その検討状況も踏まえて特殊教育に係る免許制度についても改善を図る。
- ・国立特殊教育総合研究所において、教育現場のニーズに対応した障害のある児童生徒の教育の総合的な教育情報提供体制を平成16年度までに整備する。

(4) 施設のバリアフリー化の推進

小・中学校等の施設のバリアフリー化の参考となる指針を平成15年度中に取りまとめるとともに、計画・設計手法等に関する事例集を平成16年度中に作成する。

7 雇用・就業の確保

トライアル雇用、職場適応援助者（ジョブコーチ）、各種助成金等の活用、職業訓練の実施などにより平成19年度までにハローワークの年間障害者就職件数を30,000人に、平成20年度の障害者雇用実態調査において雇用障害者数を600,000人にするをを目指す。

II 計画の推進方策

- ・本計画の推進に当たっては、個々の障害に係るニーズや社会・経済の状況等に適切に対応するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。
- ・本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、障害者施策推進本部において、障害者関係団体等との意見交換を毎年実施するとともに計画の進捗よく状況を毎年度調査し公表する。
- ・障害を理由とした不当な差別的取扱い等に対する救済措置を整備する。
- ・本計画の推進に当たり、地方公共団体と緊密な連携協力を図るため、全国都道府県会議を毎年開催するとともに、障害者計画未策定市町村に対する技術的協力を積極的に行い、全市区町村における障害者計画の策定を目指す。
- ・障害者に関する総合的データベースを平成16年度までに構築する。

重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）

平成15年度予算（案） 1,301億円

- 新障害者基本計画（平成15年度から24年度までの10年間）に沿って、その前期5年間（平成15年度から19年度まで）において重点的に実施する施策及び達成目標を定め、これに基づき、障害者福祉サービスの基盤整備を図る。

1 在宅サービスの充実

区 分	平成14年度 (障害者プラン目標)	平成19年度 (新障害者プラン目標)
訪問介護員(ホームヘルパー)	45,000人	約 60,000人
短期入所生活介護(ショートステイ)	4,500人分	約 5,600人分
日帰り介護施設(デイサービスセンター)	1,000か所	約 1,600か所
障害児通園(デイサービス)事業	} 1,300か所	約 11,000人分
重症心身障害児(者)通園事業		約 280か所
精神障害者地域生活支援センター	概ね人口30万人 当たり概ね各2か所	約 470か所

2 住まいや活動の場等の確保

区 分	平成14年度 (障害者プラン目標)	平成19年度 (新障害者プラン目標)
地域生活援助事業(グループホーム)	} 20,000人分	約 30,400人分
福祉ホーム		約 5,200人分
通所授産施設	62,800人分	約 73,700人分
精神障害者生活訓練施設(援護寮)	6,000人分	約 6,700人分



## 第3節 社会保障給付費について

表章記号は次のとおりである

計数のない場合	—
比率が微小（0.05未満）の場合	0.0
推計数が表章単位の1/2未満の場合	0
減少数（率）の場合	△

3

### I 社会保障給付費の範囲

1. 社会保障給付費の範囲は、ILO（国際労働機関）が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて決定されている。

ILOでは、社会保障の基準を次のように定めている。すなわち、以下の3基準を満たすすべての制度を社会保障制度と定義する。

①制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。

- (1) 高齢 (2) 遺族 (3) 障害 (4) 労働災害 (5) 保健医療 (6) 家族 (7) 失業 (8) 住宅  
(9) 生活保護その他

②制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。

③制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。特に、労働者災害補償の制度については、民間機関により実行されていることがあるが、対象の中に含めるべきである。

上記の基準に従えば、社会保障制度として、社会保険制度（雇用保険や労働者災害補償保険を含む）、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれる。

社会保障給付費は、上記のILO基準に従い、国内の社会保障各制度の給付費について、毎年度の決算等をもとに推計したものである。

ILOは1949年以来19回の社会保障費用調査を実施し、各国から提供された社会保障費データを、“The Cost of Social Security”としてインターネットのホームページで公開している。

(ILO 該当 URL は <http://www.ilo.org/public/english/protection/socsec/publ/css/cssindex.htm>)

2. 社会保障給付費の「医療」「年金」「福祉その他」部門別分類は、次のとおりである。

「医療」には、医療保険、老人保健の医療給付、生活保護の医療扶助、労災保険の医療給付、結核、精神その他の公費負担医療、保健所等が行う公衆衛生サービスに係る費用等が含まれる。

「年金」には、厚生年金、国民年金等の公的年金、恩給及び労災保険の年金給付等が含まれる。

「福祉その他」には、社会福祉サービスや介護対策に係る費用、生活保護の医療扶助以外の各種扶助、児童手当等の各種手当、医療保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、雇用保険の失業給付が含まれる。なお、再掲した介護対策には、介護保険給付と生活保護の介護扶助、原爆被爆者介護保険法一部負担金及び介護休業給付が含まれる。

3. 社会保障給付費の機能別分類は、上記社会保障給付費の範囲1. ①におけるリスクやニーズごとに給付費を集計したものである。

表3 1人(1世帯)当たり社会保障給付費

社会保障給付費	平成13年度	平成14年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
1人当たり	千円 639.5	千円 655.8	千円 16.3	% 2.5
1世帯当たり	1,760.8	1,795.5	34.6	2.0

(注) 1世帯当たり社会保障給付費 = (世帯人員総数/世帯総数) × 1人当たり社会保障給付費によって算出した。

## II 平成14年度社会保障給付費の概要

- 平成14年度の社会保障給付費の総額は83兆5,666億円である。
  - 部門別社会保障給付費をみると、「医療」が26兆2,744億円(31.4%)、「年金」が44兆3,781億円(53.1%)、「福祉その他」が12兆9,140億円(15.5%)である。
  - 平成14年度社会保障給付費の対前年度伸び率は2.7%であり、対国民所得比は23.03%である。
  - 国民1人当たり社会保障給付費は65万5,800円であり、1世帯当たりでは179万5,500円となっている。

表1 部門別社会保障給付費

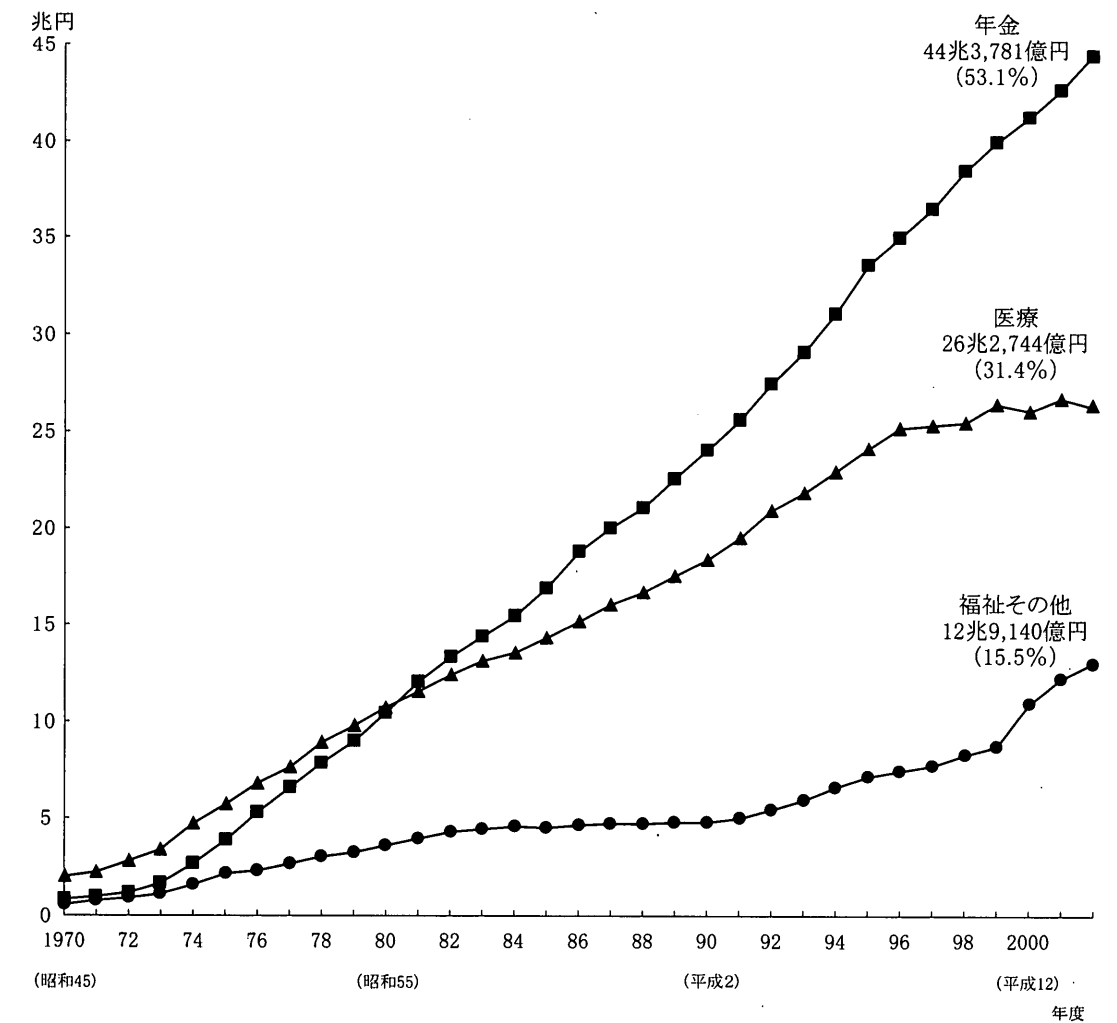
社会保障給付費	平成13年度	平成14年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 814,007 (100.0)	億円 835,666 (100.0)	億円 21,659	% 2.7
医療	266,415 (32.7)	262,744 (31.4)	△3,670	△1.4
年金	425,714 (52.3)	443,781 (53.1)	18,067	4.2
福祉その他	121,878 (15.0)	129,140 (15.5)	7,262	6.0
介護対策(再掲)	41,462 (5.1)	46,995 (5.6)	5,533	13.3

(注) ( )内は構成割合である。

表2 部門別社会保障給付費の対国民所得比

社会保障給付費	平成13年度	平成14年度	対前年度増加分
計	% 22.14	% 23.03	%ポイント 0.89
医療	7.24	7.24	△0.00
年金	11.58	12.23	0.65
福祉その他	3.31	3.56	0.24
介護対策(再掲)	1.13	1.30	0.17

図1 社会保障給付費の部門別推移



2. 機能別社会保障給付費をみると「高齢」が全体の49.3%で最も大きく、ついで「保健医療」が30.9%であり、この二つの機能で80.3%を占めている。これ以外の機能では、「遺族」(7.3%)、「家族」(3.2%)、「失業」(3.0%)、「生活保護その他」(2.4%)、「障害」(2.3%)、「労働災害」(1.2%)、「住宅」(0.3%)の順となっている。

表4 機能別社会保障給付費

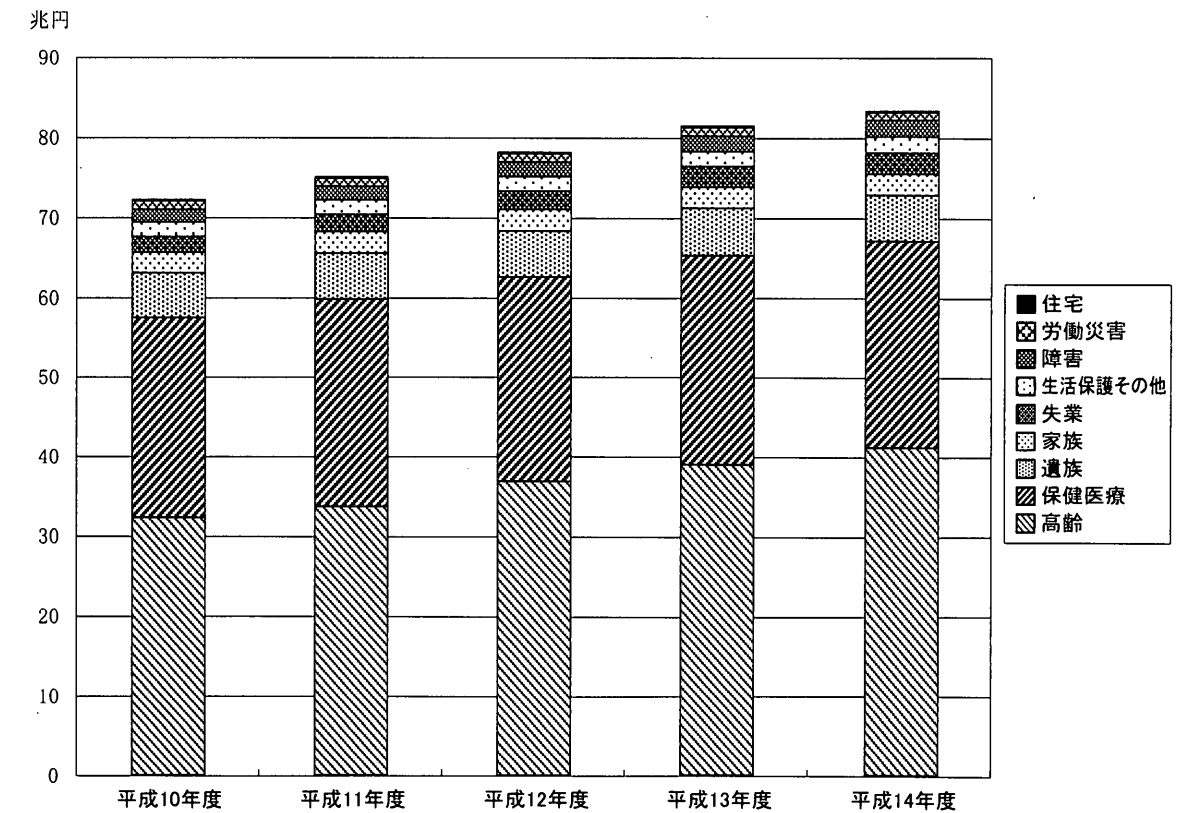
社会保障給付費	平成13年度 億円	平成14年度 億円	対前年度比	
			増加額 億円	伸び率 %
計	814,007 (100.0)	835,666 (100.0)	21,659	2.7
高齢	389,509 (47.9)	412,382 (49.3)	22,873	5.9
遺族	60,057 (7.4)	60,875 (7.3)	818	1.4
障害	19,051 (2.3)	19,393 (2.3)	342	1.8
労働災害	10,346 (1.3)	10,012 (1.2)	△ 334	△ 3.2
保健医療	262,085 (32.2)	258,374 (30.9)	△ 3,711	△ 1.4
家族	25,559 (3.1)	27,001 (3.2)	1,442	5.6
失業	26,524 (3.3)	25,472 (3.0)	△ 1,053	△ 4.0
住宅	2,201 (0.3)	2,503 (0.3)	303	13.8
生活保護その他	18,676 (2.3)	19,564 (2.4)	978	5.2

(注)  
1. ( )内は構成割合である。  
2. 機能別の項目説明は、参考：機能別社会保障給付費の項目説明を参照。

表5 機能別社会保障給付費の対国民所得比

社会保障給付費	平成13年度 %	平成14年度 %	対前年度増加分 %ポイント
計	22.14	23.03	0.89
高齢	10.59	11.37	0.77
遺族	1.63	1.68	0.04
障害	0.52	0.53	0.02
労働災害	0.28	0.28	△ 0.01
保健医療	7.13	7.12	△ 0.01
家族	0.70	0.74	0.05
失業	0.72	0.70	△ 0.02
住宅	0.06	0.07	0.01
生活保護その他	0.51	0.54	0.03

図2 機能別社会保障給付費の推移



3. 年金保険給付費、老人保健（医療分）給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせた高齢者関係給付費は、平成14年度には58兆4,379億円となり、社会保障給付費に対する割合は69.9%である。

表6 高齢者関係給付費

	平成13年度	平成14年度	対前年度伸び率
社会保険給付費	億円 814,007 (100.0)	億円 835,666 (100.0)	% 2.7
年金保険給付費	億円 406,178	億円 425,025	% 4.6
老人保健（医療分）給付費	107,216	107,125	△ 0.1
老人福祉サービス給付費	44,873	50,792	13.2
高年齢雇用継続給付費	1,250	1,437	15.0
計	559,517 (68.7)	584,379 (69.9)	4.4
60歳以上人口	万人 3,079	万人 3,173	% 3.1
65歳以上人口	2,287	2,363	3.3
70歳以上人口	1,559	1,625	4.2
75歳以上人口	953	1,004	5.4

(注)

- ( )内は社会保障給付費に占める割合である。
- 老人福祉サービス給付費は、介護対策給付費と介護保険以外の在宅福祉サービス費等からなる。
- 高年齢雇用継続給付費は、60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進を図る観点から、60歳時点に比して賃金額が15%以上低下した状態で雇用を継続する高年齢者に対し、60歳以後の賃金額の25%相当額を65歳に達するまでの間支給するものである。

### Ⅲ 平成14年度社会保障財源の概要

平成14年度の社会保障財源の総額は88兆2,218億円である。

(1) 項目別割合をみると、社会保険料が63.3%、税が30.3%、他の収入が6.4%となっている。

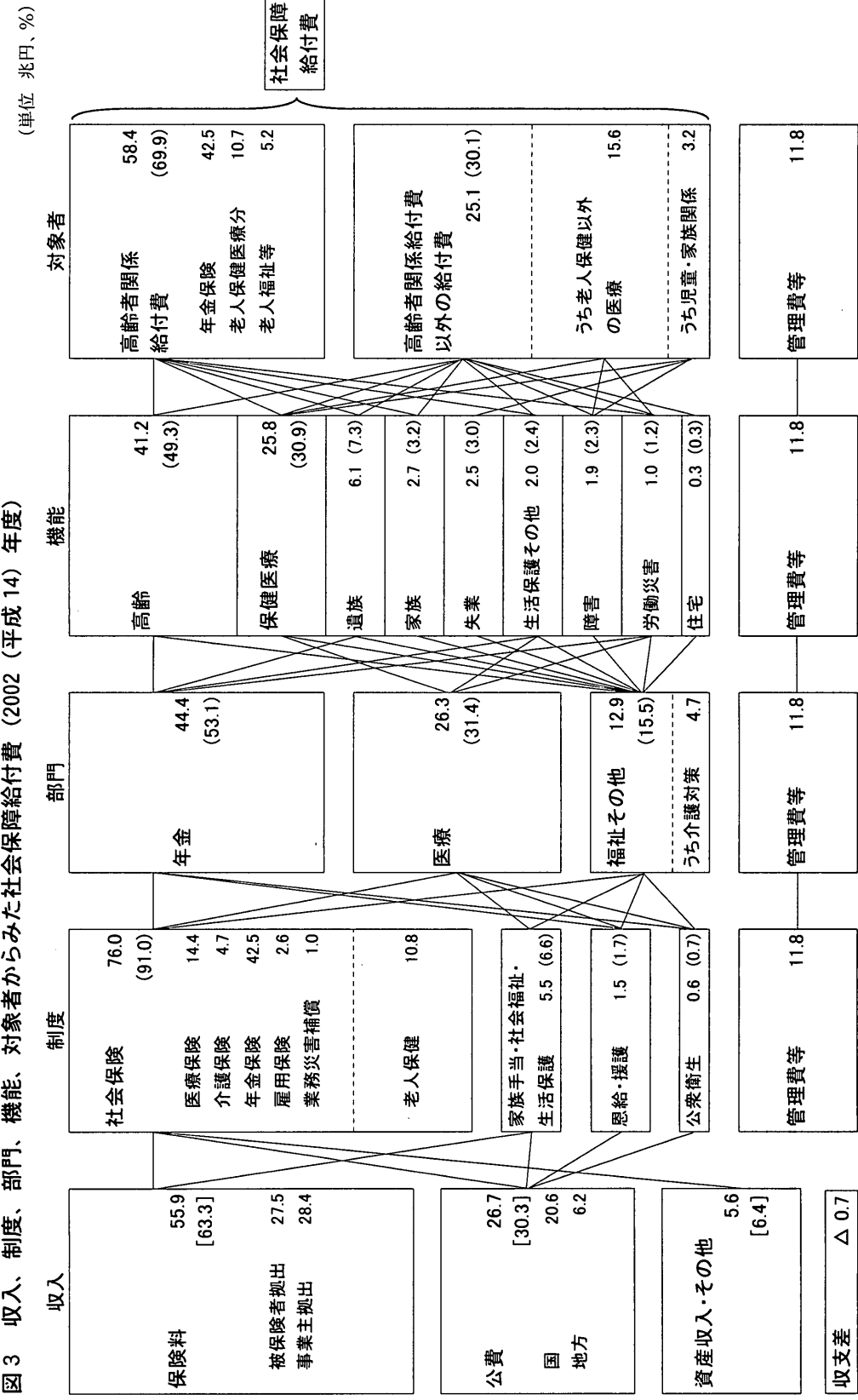
(2) 対前年度比は2.40%の減少となった。

表7 項目別社会保障財源

	平成13年度	平成14年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 903,902 (100.0)	億円 882,218 (100.0)	億円 △ 21,684	% △ 2.40
I 社会保険料	561,257 (62.1)	558,784 (63.3)	△ 2,473	△ 0.44
事業主拠出	286,537 (31.7)	284,054 (32.2)	△ 2,483	△ 0.87
被保険者拠出	274,720 (30.4)	274,731 (31.1)	10	0.00
II 税	266,922 (29.5)	267,140 (30.3)	219	0.08
国	207,075 (22.9)	205,520 (23.3)	△ 1,555	△ 0.75
地方	59,847 (6.6)	61,620 (7.0)	1,774	2.96
III 他の収入	75,724 (8.4)	56,294 (6.4)	△ 19,430	△ 25.66
資産収入	43,464 (4.8)	16,124 (1.8)	△ 27,341	△ 62.90
その他	32,259 (3.6)	40,170 (4.6)	7,911	24.52

(注) ( )内は構成割合である。

図3 収入、制度、部門、機能、対象者からみた社会保障給付費(2002(平成14)年度)



(注) 「児童・家族関係」は、社会保障給付費のうち、医療保険の出産育児一時金、雇用保険の育児休業給付、保育所運営費、児童手当、児童扶養手当等である。  
 1. 平成14年度の社会保障収入は88.2兆円(他制度からの移転を除く)であり、「」内は社会保障収入に対する割合。  
 2. 平成14年度の社会保障給付費は83.6兆円であり、「」内は社会保障給付費に対する割合。  
 3. 平成14年度の社会保障給付費は83.6兆円であり、「」内は社会保障給付費に対する割合。

統計表

第1表 社会保障給付費の部門別推移

年 度	社 会 保 障 給 付 費						
	計 (億円)	医療 (億円)	構成割合 (%)	年金・福祉その他 (億円)	構成割合 (%)		
1950(昭和25)	1,261	646	51.2	615	48.8		
1951( 26)	1,571	804	51.1	768	48.9		
1952( 27)	2,194	1,149	52.3	1,046	47.7		
1953( 28)	2,577	1,480	57.5	1,096	42.5		
1954( 29)	3,841	1,712	44.6	2,129	55.4		
1955( 30)	3,893	1,919	49.3	1,974	50.7		
1956( 31)	3,986	2,018	50.6	1,969	49.4		
1957( 32)	4,357	2,224	51.0	2,133	49.0		
1958( 33)	5,080	2,099	41.3	2,981	58.7		
1959( 34)	5,778	2,523	43.7	3,255	56.3		
1960( 35)	6,553	2,942	44.9	3,611	55.1		
1961( 36)	7,900	3,850	48.7	4,050	51.3		
1962( 37)	9,219	4,699	51.0	4,520	49.0		
1963( 38)	11,214	5,885	52.5	5,329	47.5		
				年金 (億円)	構成割合 (%)	福祉その他 (億円)	構成割合 (%)
1964( 39)	13,475	7,328	54.4	3,056	22.7	3,091	22.9
1965( 40)	16,037	9,137	57.0	3,508	21.9	3,392	21.2
1966( 41)	18,670	10,766	57.7	4,199	22.5	3,705	19.8
1967( 42)	21,644	12,583	58.1	4,947	22.9	4,114	19.0
1968( 43)	25,096	14,679	58.5	5,835	23.3	4,582	18.3
1969( 44)	28,752	16,975	59.0	6,935	24.1	4,842	16.8
1970( 45)	35,239	20,758	58.9	8,562	24.3	5,920	16.8
1971( 46)	40,258	22,505	55.9	10,192	25.3	7,561	18.8
1972( 47)	49,845	28,111	56.4	12,367	24.8	9,367	18.8
1973( 48)	62,587	34,270	54.8	16,758	26.8	11,559	18.5
1974( 49)	90,270	47,208	52.3	26,782	29.7	16,280	18.0
1975( 50)	117,693	57,132	48.5	38,831	33.0	21,730	18.5
1976( 51)	145,165	68,098	46.9	53,415	36.8	23,652	16.3
1977( 52)	168,868	76,256	45.2	65,880	39.0	26,732	15.8
1978( 53)	197,763	89,167	45.1	78,377	39.6	30,219	15.3
1979( 54)	219,832	97,743	44.5	89,817	40.9	32,272	14.7
1980( 55)	247,736	107,329	43.3	104,525	42.2	35,882	14.5
1981( 56)	275,638	115,221	41.8	120,420	43.7	39,997	14.5
1982( 57)	300,973	124,118	41.2	133,404	44.3	43,451	14.4
1983( 58)	319,733	130,983	41.0	144,108	45.1	44,642	14.0
1984( 59)	336,396	135,654	40.3	154,527	45.9	46,216	13.7
1985( 60)	356,798	142,830	40.0	168,923	47.3	45,044	12.6
1986( 61)	385,918	151,489	39.3	187,620	48.6	46,809	12.1
1987( 62)	407,337	160,001	39.3	199,874	49.1	47,462	11.7
1988( 63)	424,582	166,726	39.3	210,459	49.6	47,397	11.2
1989(平成元)	448,822	175,279	39.1	225,407	50.2	48,136	10.7
1990( 2)	472,203	183,795	38.9	240,420	50.9	47,989	10.2
1991( 3)	501,346	195,056	38.9	256,145	51.1	50,145	10.0
1992( 4)	538,280	209,395	38.9	274,013	50.9	54,872	10.2
1993( 5)	568,039	218,059	38.4	290,376	51.1	59,603	10.5
1994( 6)	604,727	228,726	37.8	310,084	51.3	65,918	10.9
1995( 7)	647,314	240,593	37.2	334,986	51.8	71,735	11.1
1996( 8)	675,475	251,789	37.3	349,548	51.7	74,139	11.0
1997( 9)	694,163	253,070	36.5	363,996	52.4	77,098	11.1
1998( 10)	721,411	254,077	35.2	384,105	53.2	83,228	11.5
1999( 11)	750,417	263,953	35.2	399,112	53.2	87,352	11.6
2000( 12)	781,272	260,062	33.3	412,012	52.7	109,198	14.0
2001( 13)	814,007	266,415	32.7	425,714	52.3	121,878	15.0
2002( 14)	835,666	262,744	31.4	443,781	53.1	129,140	15.5

(注) 四捨五入の関係で総数が一致しない場合がある。

第2表 社会保障給付費（対国民所得比）の部門別推移

(単位 %)

年 度	社会保障給付費(対国民所得比)				国民所得 (億円)
	計	医療	年金	福祉その他	
1951(昭和26)	3.54	1.81	1.73		44,346
1952( 27)	4.21	2.20	2.01		52,159
1953( 28)	4.29	2.47	1.83		60,015
1954( 29)	5.83	2.60	3.23		65,917
1955( 30)	5.58	2.75	2.83		69,733
1956( 31)	5.05	2.56	2.49		78,962
1957( 32)	4.91	2.51	2.41		88,681
1958( 33)	5.41	2.24	3.18		93,829
1959( 34)	5.23	2.28	2.95		110,421
1960( 35)	4.86	2.18	2.68		134,967
1961( 36)	4.91	2.39	2.52		160,819
1962( 37)	5.15	2.63	2.53		178,933
1963( 38)	5.31	2.79	2.53		210,993
1964( 39)	5.60	3.05	1.27	1.29	240,514
1965( 40)	5.98	3.41	1.31	1.26	268,270
1966( 41)	5.90	3.40	1.33	1.17	316,448
1967( 42)	5.76	3.35	1.32	1.10	375,477
1968( 43)	5.74	3.36	1.33	1.05	437,209
1969( 44)	5.52	3.26	1.33	0.93	521,178
1970( 45)	5.77	3.40	1.40	0.97	610,297
1971( 46)	6.11	3.41	1.55	1.15	659,105
1972( 47)	6.40	3.61	1.59	1.20	779,369
1973( 48)	6.53	3.58	1.75	1.21	958,396
1974( 49)	8.03	4.20	2.38	1.45	1,124,716
1975( 50)	9.49	4.61	3.13	1.75	1,239,907
1976( 51)	10.34	4.85	3.80	1.68	1,403,972
1977( 52)	10.85	4.90	4.23	1.72	1,557,032
1978( 53)	11.51	5.19	4.56	1.76	1,717,785
1979( 54)	12.06	5.36	4.93	1.77	1,822,066
1980( 55)	12.19	5.28	5.14	1.77	2,032,410
1981( 56)	13.01	5.44	5.68	1.89	2,118,783
1982( 57)	13.68	5.64	6.06	1.97	2,200,091
1983( 58)	13.82	5.66	6.23	1.93	2,312,854
1984( 59)	13.83	5.58	6.36	1.90	2,431,547
1985( 60)	13.67	5.47	6.47	1.73	2,610,890
1986( 61)	14.39	5.65	7.00	1.75	2,680,934
1987( 62)	14.45	5.68	7.09	1.68	2,818,190
1988( 63)	13.97	5.48	6.92	1.56	3,039,679
1989(平成元)	13.93	5.44	7.00	1.49	3,222,073
1990( 2)	13.56	5.28	6.90	1.38	3,483,454
1991( 3)	13.51	5.26	6.90	1.35	3,710,808
1992( 4)	14.57	5.67	7.42	1.49	3,693,236
1993( 5)	15.39	5.91	7.87	1.62	3,690,327
1994( 6)	16.17	6.11	8.29	1.76	3,740,683
1995( 7)	17.30	6.43	8.95	1.92	3,742,477
1996( 8)	17.46	6.51	9.04	1.92	3,867,623
1997( 9)	17.78	6.48	9.32	1.97	3,904,060
1998( 10)	19.06	6.71	10.15	2.20	3,785,535
1999( 11)	20.13	7.08	10.71	2.34	3,726,934
2000( 12)	20.65	6.87	10.89	2.89	3,783,922
2001( 13)	22.14	7.24	11.58	3.31	3,677,301
2002( 14)	23.03	7.24	12.23	3.56	3,628,499

(資料) 国民所得出所は、昭和29年度以前は経済企画庁「昭和53年版国民所得統計年報」、昭和30-52年度は同「長期過及主要系列国民経済計算報告」、昭和53-54年度は同「平成12年版国民経済計算年報」、昭和55-平成14年度は内閣府経済社会総合研究所「平成16年版国民経済計算年報」による。

第3表 社会保障給付費・国民所得の対前年度伸び率の推移

(単位 %)

年 度	社会保障給付費				国民所得
	計	医療	年金	福祉その他	
1951(昭和26)	24.6	24.5	24.9		—
1952( 27)	39.7	42.9	36.2		17.6
1953( 28)	17.5	28.8	4.8		15.1
1954( 29)	49.0	15.7	94.3		9.8
1955( 30)	1.4	12.1	△ 7.3		5.8
1956( 31)	2.4	5.2	△ 0.3		13.2
1957( 32)	9.3	10.2	8.3		12.3
1958( 33)	16.6	△ 5.6	39.8		5.8
1959( 34)	13.7	20.2	9.2		17.7
1960( 35)	13.4	16.6	10.9		22.2
1961( 36)	20.6	30.9	12.2		19.2
1962( 37)	16.7	22.1	11.6		11.3
1963( 38)	21.6	25.2	17.9		17.9
1964( 39)	20.2	24.5	15.3		14.0
1965( 40)	19.0	24.7	14.8	9.7	11.5
1966( 41)	16.4	17.8	19.7	9.2	18.0
1967( 42)	15.9	16.9	17.8	11.0	18.7
1968( 43)	15.9	16.7	18.0	11.4	16.4
1969( 44)	14.6	15.6	18.9	5.7	19.2
1970( 45)	22.6	22.3	23.5	22.3	17.1
1971( 46)	14.2	8.4	19.0	27.7	8.0
1972( 47)	23.8	24.9	21.3	23.9	18.2
1973( 48)	25.6	21.9	35.5	23.4	23.0
1974( 49)	44.2	37.8	59.8	40.8	17.4
1975( 50)	30.4	21.0	45.0	33.5	10.2
1976( 51)	23.3	19.2	37.6	8.8	13.2
1977( 52)	16.3	12.0	23.3	13.0	10.9
1978( 53)	17.1	16.9	19.0	13.0	10.3
1979( 54)	11.2	9.6	14.6	6.8	6.1
1980( 55)	12.7	9.8	16.4	11.2	11.5
1981( 56)	11.3	7.4	15.2	11.5	4.2
1982( 57)	9.2	7.7	10.8	8.6	3.8
1983( 58)	6.2	5.5	8.0	2.7	5.1
1984( 59)	5.2	3.6	7.2	3.5	5.1
1985( 60)	6.1	5.3	9.3	△ 2.5	7.4
1986( 61)	8.2	6.1	11.1	3.9	2.7
1987( 62)	5.6	5.6	6.5	1.4	5.1
1988( 63)	4.2	4.2	5.3	△ 0.1	7.9
1989(平成元)	5.7	5.1	7.1	1.6	6.0
1990( 2)	5.2	4.9	6.7	△ 0.3	8.1
1991( 3)	6.2	6.1	6.5	4.5	6.5
1992( 4)	7.4	7.4	7.0	9.4	△ 0.5
1993( 5)	5.5	4.1	6.0	8.6	△ 0.1
1994( 6)	6.5	4.9	6.8	10.6	1.4
1995( 7)	7.0	5.2	8.0	8.8	0.0
1996( 8)	4.4	4.7	4.3	3.4	3.3
1997( 9)	2.8	0.5	4.1	4.0	0.9
1998( 10)	3.9	0.4	5.5	8.0	△ 3.0
1999( 11)	4.0	3.9	3.9	5.0	△ 1.5
2000( 12)	4.1	△ 1.5	3.2	25.0	1.5
2001( 13)	4.2	2.4	3.3	11.6	△ 2.8
2002( 14)	2.7	△ 1.4	4.2	6.0	△ 1.3



第7表 制度別社会保障給付費の推移

(単位 百万円)

年 度	1993 (平成5)	1994 (平成6)	1995 (平成7)	1996 (平成8)	1997 (平成9)	
給 付 費	総計	56,803,907	60,472,707	64,731,417	67,547,515	69,416,332
	医療保険	13,611,148	14,115,415	14,623,415	15,019,579	14,665,248
	老人保健	7,271,074	7,909,604	8,582,796	9,300,376	9,777,650
	介護保険	—	—	—	—	—
	年金保険	26,619,877	28,624,789	31,156,538	32,671,304	34,169,859
	雇用保険等	1,634,738	1,904,201	2,207,155	2,209,495	2,313,828
	業務災害補償	1,002,597	1,007,279	1,028,878	1,045,874	1,054,426
	家族手当	507,158	492,821	511,187	520,129	530,420
	生活保護	1,337,804	1,383,898	1,484,894	1,502,467	1,606,257
	社会福祉	2,143,728	2,431,341	2,603,244	2,832,488	2,915,792
	公衆衛生	659,052	620,350	606,661	594,807	560,325
	恩給	1,809,489	1,771,104	1,720,624	1,659,031	1,599,757
	戦争犠牲者援護	207,242	211,908	206,023	191,963	222,770
	構 成 割 合 (%)	総計	100.0	100.0	100.0	100.0
医療保険		24.0	23.3	22.6	22.2	21.1
老人保健		12.8	13.1	13.3	13.8	14.1
介護保険		—	—	—	—	—
年金保険		46.9	47.3	48.1	48.4	49.2
雇用保険等		2.9	3.1	3.4	3.3	3.3
業務災害補償		1.8	1.7	1.6	1.5	1.5
家族手当		0.9	0.8	0.8	0.8	0.8
生活保護		2.4	2.3	2.3	2.2	2.3
社会福祉		3.8	4.0	4.0	4.2	4.2
公衆衛生		1.2	1.0	0.9	0.9	0.8
恩給		3.2	2.9	2.7	2.5	2.3
戦争犠牲者援護		0.4	0.4	0.3	0.3	0.3

1998 (平成10)	1999 (平成11)	2000 (平成12)	2001 (平成13)	2002 (平成14)
72,141,071	75,041,726	78,127,238	81,400,724	83,566,605
14,360,954	14,436,281	14,572,699	14,791,576	14,439,575
10,188,446	11,026,058	10,447,419	10,804,055	10,801,187
—	—	3,252,114	4,122,775	4,666,117
36,237,881	37,806,127	39,172,913	40,617,812	42,502,502
2,703,379	2,836,289	2,664,958	2,713,358	2,619,154
1,044,118	1,025,530	1,018,528	1,015,412	982,922
537,013	552,367	711,649	857,359	896,364
1,682,009	1,814,815	1,929,889	2,060,403	2,186,944
3,082,738	3,312,714	2,186,116	2,315,279	2,460,662
545,734	547,837	563,047	568,112	551,989
1,547,077	1,486,055	1,419,745	1,350,930	1,280,425
211,723	197,651	188,161	183,654	178,763
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
19.9	19.2	18.7	18.2	17.3
14.1	14.7	13.4	13.3	12.9
—	—	4.2	5.1	5.6
50.2	50.4	50.1	49.9	50.9
3.7	3.8	3.4	3.3	3.1
1.4	1.4	1.3	1.2	1.2
0.7	0.7	0.9	1.1	1.1
2.3	2.4	2.5	2.5	2.6
4.3	4.4	2.8	2.8	2.9
0.8	0.7	0.7	0.7	0.7
2.1	2.0	1.8	1.7	1.5
0.3	0.3	0.2	0.2	0.2

(注)  
 1. 老人保健には医療を含む保健事業すべてが計上されている。  
 2. 家族手当は、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。  
 3. 雇用保険等は雇用保険の総額と船員保険の失業・雇用対策の給付を含む。



第8表 機能別社会保障給付費の推移（平成10年度～14年度）

	平成10年度	平成11年度	平成12年度
社会保障給付費	72,141,071	75,041,726	78,127,238
I 高齢	32,229,683	33,648,527	36,827,004
現金給付	30,849,989	32,138,468	33,292,829
退職年金	30,330,605	31,541,584	32,676,547
早期退職年金	—	—	—
一括給付金	—	—	—
退職（老齢）給付金	516,919	594,049	586,709
その他の現金給付	2,465	2,835	29,573
現物給付	1,379,694	1,510,059	3,534,175
II 遺族	5,561,187	5,732,752	5,874,743
現金給付	5,560,093	5,731,778	5,873,870
遺族年金	5,429,594	5,610,573	5,754,698
一括給付金	10,732	11,174	11,301
遺族給付金	—	—	—
その他の現金給付	119,767	110,032	107,871
現物給付	1,094	974	873
埋葬費	—	—	—
その他	1,094	974	873
III 障害	1,802,210	1,846,131	1,874,664
現金給付	1,614,681	1,648,786	1,670,284
障害年金	1,568,021	1,601,586	1,623,413
軽度障害年金	—	—	—
早期退職年金	—	—	—
一括給付金	466	431	348
障害給付金	—	—	—
その他の現金給付	46,194	46,769	46,523
現物給付	187,529	197,346	204,380
IV 労働災害	1,063,877	1,044,946	1,037,704
被保険者に対する現金給付	515,184	504,920	496,743
短期現金給付	200,961	193,664	188,542
長期現金給付（年金）	241,579	240,185	238,348
その他の現金給付	72,644	71,072	69,853
遺族に対する現金給付	262,616	264,080	266,317
定期的給付	239,302	241,835	243,617
その他の現金給付	23,313	22,245	22,700
現物給付	286,078	275,946	274,645
医療の現物給付	284,183	274,227	272,805
その他の現物給付	1,895	1,718	1,839
V 保健医療	25,162,109	26,077,023	25,640,763
現金給付	982,187	946,356	946,355
疾病給付	292,487	280,324	269,362
出産給付	468,574	461,523	461,623
その他の現金給付	221,127	220,749	215,370
現物給付（保健）	24,179,922	25,114,426	24,694,408
VI 家族	1,932,071	2,036,964	2,282,577
現金給付	598,440	618,134	786,251
定期的現金給付	598,440	618,134	786,251
その他の現金給付	—	—	—
現物給付	1,333,631	1,418,830	1,496,326
VII 失業	2,674,227	2,803,719	2,627,083
現金給付	2,674,227	2,803,719	2,627,083
正規失業手当	2,283,387	2,334,626	2,183,121
特別失業手当	273,155	283,596	272,407
退職／余剰手当	—	—	—
その他の現金給付	117,685	185,497	171,555
現物給付	—	—	—
VIII 住宅	158,097	177,562	198,619
現金給付	158,097	177,562	198,619
家賃補助金	158,097	177,562	198,619
現物給付	—	—	—
家賃補助	—	—	—
家主補助金	—	—	—
その他の現物給付	—	—	—
IX 生活保護その他	1,557,610	1,674,102	1,764,080
現金給付	561,615	607,884	656,587
定期的現金給付	556,529	603,130	651,379
その他の現金給付	5,086	4,755	5,208
現物給付	995,995	1,066,218	1,107,493

(単位 百万円)

平成13年度	平成14年度
81,400,724	83,566,605
38,950,874	41,238,195
34,530,579	36,246,586
33,928,365	35,190,854
—	—
552,735	995,544
49,479	60,187
4,420,295	4,991,610
6,005,681	6,087,524
6,004,892	6,086,813
5,884,224	5,966,577
11,163	10,299
—	—
109,506	109,937
789	711
—	—
789	711
1,905,079	1,939,278
1,692,407	1,715,825
1,645,877	1,669,335
—	—
—	—
343	350
—	—
46,179	46,140
212,672	223,452
1,034,645	1,001,203
494,757	481,670
186,819	178,465
238,050	235,370
69,888	67,834
267,952	271,298
245,343	248,466
22,609	22,832
271,936	248,235
269,986	246,046
1,950	2,189
26,208,481	25,837,414
928,655	913,037
251,035	240,733
460,350	454,080
217,270	218,225
25,279,826	24,924,378
2,555,851	2,700,094
968,323	1,023,623
968,323	1,023,623
—	—
1,587,528	1,676,471
2,652,439	2,547,179
2,652,439	2,547,179
2,255,704	2,152,741
250,397	242,050
—	—
146,339	152,388
—	—
220,058	250,321
220,058	250,321
220,058	250,321
—	—
—	—
—	—
1,867,616	1,965,398
696,762	765,015
692,053	759,912
4,709	5,103
1,170,855	1,200,383

(注) 第8表は、ILO事務局「第19次社会保障費用調査」の分類に従って算出したものである。

第9表 平成14年度社会保障費用①

	収			
	拠 出		社会保障 特別税	国庫負担
	被保険者	事業主		
社会保険				
1. 健康保険				
(A) 政府管掌健康保険	3,016,467	3,036,283	—	1,004,982
(B) 組合管掌健康保険	2,642,931	3,320,734	—	38,067
2. 国民健康保険	3,886,583	—	—	4,027,881
退職者医療制度(再掲)	528,067	—	—	—
3. 老人保健	—	—	—	2,203,383
4. 介護保険	806,301	—	—	1,165,141
5. 厚生年金保険	10,101,682	10,101,682	—	4,048,059
6. 厚生年金基金等	832,103	3,347,250	—	495
7. 国民年金	1,906,562	—	—	1,562,875
8. 農業者年金基金等	165,718	—	—	158,399
9. 船員保険	21,469	45,102	—	5,372
10. 農林漁業団体職員共済組合	13,414	19,282	—	14,271
11. 私立学校振興・共済事業団	215,840	209,643	—	43,438
12. 雇用保険	960,567	1,486,069	—	642,575
13. 労働者災害補償保険	—	1,219,033	—	1,307
家族手当				
14. 児童手当	—	180,011	—	191,596
公務員				
15. 国家公務員共済組合	739,283	1,268,870	—	138,195
16. 存続組合等	—	403,920	—	547
17. 地方公務員等共済組合	2,163,225	3,592,469	—	1,871
18. 旧令共済組合等	—	745	—	15,928
19. 国家公務員災害補償	—	13,725	—	—
20. 地方公務員等災害補償	0	28,408	—	—
21. 旧公共企業体職員業務災害	—	6,656	—	—
22. 国家公務員恩給	917	50,447	—	164
23. 地方公務員恩給	—	75,041	—	—
公衆保健サービス				
24. 公衆衛生	—	—	—	540,304
公的扶助及び社会福祉				
25. 生活保護	—	—	—	1,676,919
26. 社会福祉	—	—	—	1,730,797
戦争犠牲者				
27. 戦争犠牲者	—	—	—	1,339,435
総 計	27,473,062	28,405,372	—	20,552,001

(注)  
 1. 第9表については、各制度の年報等による平成14年度決算の数値を、ILO事務局「第18次社会保障費用調査」の分類に従って単純集計したものである。  
 2. 「老人保健」は、医療、特定療養費の支出及び老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費の支出に関するもののみを計上しており、これらを除く保健事業に関するものは「公衆衛生」に計上している。  
 3. 国民年金は、福祉年金及び基礎年金を含む。  
 4. 厚生年金保険及び国民年金の資産収入は、「厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書(平成13年度)」中、年金積立金の運用実績(承継資産の損益を含む場合)を参照して計上している。  
 5. 農業者年金基金等は、国民年金基金を含む。  
 6. 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたが、職域加算部分(3階部分)の給付については、農林漁業団体職員共済組合から支給されている。  
 7. 公衆衛生は、結核医療等の公費負担医療を含む。  
 8. 家族手当は、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。

(単位 百万円)

入					
他の公費負担	資産収入	その他	小 計	他制度からの 移転	収入合計
—	38	24,275	7,082,044	739	7,082,783
—	84,462	664,228	6,750,422	—	6,750,422
977,944	—	518,046	9,410,454	1,365,142	10,775,596
—	—	—	528,067	1,365,142	1,893,209
1,100,737	—	—	3,304,119	8,076,731	11,380,850
1,404,380	125	133,658	3,509,604	1,538,365	5,047,969
—	273,118	21,163	24,545,705	3,562,461	28,108,166
—	87,780	28,688	4,296,316	120,327	4,416,644
—	17,463	1,171,552	4,658,451	11,428,247	16,086,698
—	850	252,993	577,961	—	577,961
—	2,447	895	75,286	—	75,286
—	6,957	479,601	533,524	8,492	542,017
7,802	67,961	947	545,631	21,813	567,443
—	8,101	383,631	3,480,944	—	3,480,944
—	141,038	252,233	1,613,611	—	1,613,611
138,551	—	21,378	531,535	—	531,535
—	214,886	45,738	2,406,973	193,492	2,600,465
—	45,460	302	450,229	—	450,229
350,429	658,951	16,177	6,783,123	427,038	7,210,161
—	52	—	16,725	—	16,725
—	—	—	13,725	—	13,725
—	2,666	1,492	32,566	—	32,566
—	—	—	6,656	—	6,656
—	—	—	51,528	—	51,528
—	—	—	75,041	—	75,041
250,852	—	—	791,156	—	791,156
555,975	—	—	2,232,895	—	2,232,895
1,375,345	—	—	3,106,142	—	3,106,142
—	—	—	1,339,435	—	1,339,435
6,162,014	1,612,356	4,016,997	88,221,802	26,742,848	114,964,650

9. 平成9年4月より「旧公共企業体職員共済組合」は、短期給付については組合管掌健康保険に継承され、長期給付については厚生年金に統合されたが、一部年金給付については、「16. 存続組合等」に引き継がれている。  
 10. 四捨五入の関係で計に一致しない場合がある。0は百万円単位で四捨五入するとゼロであることを示す。  
 11. 「失業・雇用対策」には高年齢雇用継続給付等を含む。  
 12. 介護保険の国庫負担には臨時特例交付金(円滑導入基金)を含む。  
 備考 社会保障費用の項目説明  
 1. 収入項目  
 (1) 資産収入：利子、配当金、施設利用料、賃貸料、財産処分益、償還差益等  
 (2) 他制度からの移転：政府管掌健康保険が組合管掌健康保険及び国民健康保険から受ける日雇拠出金、国民健康保険が医療保険各制度から受ける退職者医療分にかかる療養給付費交付金、老人保健が医療保険各制度から受ける医療費拠出金、国民年金が年金保険制度から受け取る基礎年金拠出金、年金保険各制度が国民年金から受ける基礎年金交付金、介護保険が各健康保険の拠出によって支払基金より移転される交付金等。  
 (3) その他の収入：受取延滞金、損害賠償金、手数料、繰入金、繰越金、雑収入等。

第9表 平成14年度社会保障費用②

(単位 百万円)

	支 給			
	疾病・出産		業 務	
	医 療	現 金	医 療	医療以外の現物
社会保険				
1. 健康保険				
(A) 政府管掌健康保険	3,656,626	314,431	—	—
(B) 組管掌健康保険	2,870,544	239,444	—	—
2. 国民健康保険	6,072,179	97,822	—	—
退職者医療制度(再掲)	1,596,455	—	—	—
3. 老人保健	10,712,483	—	—	—
4. 介護保険	—	—	—	—
5. 厚生年金保険	—	—	—	—
6. 厚生年金基金等	—	—	—	—
7. 国民年金	—	—	—	—
8. 農業者年金基金等	—	—	—	—
9. 船員保険	19,356	2,290	4,713	—
10. 農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—
11. 私立学校振興・共済事業団	91,762	7,539	—	—
12. 雇用保険	—	70,767	—	—
13. 労働者災害補償保険	—	—	229,907	2,158
家族手当				
14. 児童手当	—	—	—	—
公務員				
15. 国家公務員共済組合	223,663	20,491	—	—
16. 存続組合等	—	—	—	—
17. 地方公務員等共済組合	645,767	83,398	—	—
18. 旧令共済組合等	57	1,781	—	—
19. 国家公務員災害補償	—	—	4,183	13
20. 地方公務員等災害補償	—	—	7,218	18
21. 旧公共企業体職員業務災害	—	—	25	—
22. 国家公務員恩給	—	—	—	—
23. 地方公務員恩給	—	—	—	—
公衆保健サービス				
24. 公衆衛生	482,581	112,630	—	—
公的扶助及び社会福祉				
25. 生活保護	1,144,706	228	—	—
26. 社会福祉	107,207	—	—	—
戦争犠牲者				
27. 戦争犠牲者	1,466	—	—	—
総 計	26,028,395	950,820	246,046	2,189

2. 支出項目  
 (1) 管理費：業務取扱費、事務費、事務所費、総務費、基金運営費、業務委託費、組合会費、旅費等。  
 (2) 運用損失：決算時点で生じた積立金等の評価損等。  
 (3) その他の支出：支払基金事務費、施設整備費、保健施設費、福祉施設費、営繕費、組合償費、保険料等還付金等。  
 (4) 他制度への移転：医療保険各制度から日雇特例、退職者医療及び老人保健への拠出金。年金保険各制度の国民年金に対する基礎年金拠出金、国民年金の年金保険各制度に対する基礎年金交付金、各健康保険から拠出される介護納付金等。

		出 付			
災 害		年 金	失業・雇用対策	家族手当	
現 金	年金以外の現金				
年 金	年金以外の現金				
—	—	—	—	—	1. (A)
—	—	—	—	—	1. (B)
—	—	—	—	—	2.
—	—	—	—	—	3.
—	—	—	—	—	4.
—	—	20,346,570	—	—	5.
—	—	2,717,953	—	—	6.
—	—	12,670,323	—	—	7.
—	—	422,046	—	—	8.
5,687	2,103	—	6,790	—	9.
—	—	110,261	—	—	10.
—	—	211,233	—	—	11.
—	—	—	2,540,389	—	12.
490,632	201,074	—	—	—	13.
—	—	—	—	431,456	14.
4,094	—	1,681,114	—	—	15.
5,413	—	31,902	—	—	16.
6,671	—	4,288,760	—	—	17.
—	—	6,162	—	—	18.
6,812	2,718	—	—	—	19.
17,118	4,016	—	—	—	20.
6,608	23	—	—	—	21.
—	—	51,364	—	—	22.
—	—	75,041	—	—	23.
—	—	1,700	—	—	24.
—	—	—	—	—	25.
—	—	—	—	464,908	26.
—	—	1,220,670	—	—	27.
543,034	209,933	43,835,099	2,547,179	896,364	

第9表 平成14年度社会保障費用 ③

(単位 百万円)

	支					管理費
	給		付		計	
	現物	現金	医療以外の現物	現金		
社会保険						
1. 健康保険						
(A) 政府管掌健康保険	—	—	—	20,997	3,992,054	55,727
(B) 組合管掌健康保険	—	—	—	15,518	3,125,505	129,340
2. 国民健康保険	—	—	—	34,191	6,204,192	230,577
退職者医療制度(再掲)	—	—	—	—	1,596,455	—
3. 老人保健	—	—	—	—	10,712,483	—
4. 介護保険	4,608,831	57,286	—	—	4,666,117	207,646
5. 厚生年金保険	—	—	—	—	20,346,570	79,833
6. 厚生年金基金等	—	—	—	—	2,717,953	247,006
7. 国民年金	—	—	—	—	12,670,323	140,892
8. 農業者年金基金等	—	—	—	—	422,046	11,689
9. 船員保険	—	2	—	611	41,551	2,042
10. 農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—	110,261	3,316
11. 私立学校振興・共済事業団	—	—	—	1,932	312,464	4,406
12. 雇用保険	—	1,209	—	—	2,612,364	113,915
13. 労働者災害補償保険	—	—	—	—	923,771	49,692
家族手当						
14. 児童手当	—	—	63,979	—	495,436	10,291
公務員						
15. 国家公務員共済組合	—	72	—	4,838	1,934,272	4,719
16. 存続組合等	—	—	—	—	37,315	2,053
17. 地方公務員等共済組合	—	1,042	—	11,123	5,036,761	26,978
18. 旧令共済組合等	—	—	—	—	8,000	328
19. 国家公務員災害補償	—	—	—	—	13,725	—
20. 地方公務員等災害補償	—	—	—	—	28,370	2,057
21. 旧公共企業体職員業務災害	—	—	—	—	6,656	—
22. 国家公務員恩給	—	—	—	—	51,364	164
23. 地方公務員恩給	—	—	—	—	75,041	—
公衆保健サービス						
24. 公衆衛生	3,094	—	40,689	1	640,693	2,313
公的扶助及び社会福祉						
25. 生活保護	27,983	—	—	1,014,027	2,186,944	45,951
26. 社会福祉	—	—	2,243,322	46,153	2,861,590	26,233
戦争犠牲者						
27. 戦争犠牲者	—	—	711	109,937	1,332,783	6,652
総計	4,639,908	59,611	2,348,701	1,259,325	83,566,605	1,403,820

出					収支差	
運用損失	その他	小計	他制度への移転	支出合計		
—	158,391	4,206,172	3,378,779	7,584,952	△ 502,168	1. (A)
—	504,803	3,759,649	2,745,397	6,505,046	245,377	1. (B)
—	373,485	6,808,254	3,796,089	10,604,342	171,254	2.
—	—	1,596,455	—	1,596,455	296,754	
—	48,878	10,761,361	—	10,761,361	619,489	3.
—	49,217	4,922,980	—	4,922,980	124,990	4.
—	188,023	20,614,426	10,017,899	30,632,325	△ 2,524,159	5.
7,094,769	205,184	10,264,911	—	10,264,911	△ 5,848,268	6.
37,129	53,099	12,901,442	2,072,751	14,974,193	1,112,505	7.
200,050	33,734	667,519	—	667,519	△ 89,558	8.
—	2,565	46,157	33,341	79,498	△ 4,213	9.
—	402,123	515,700	1,611,222	2,126,922	△ 1,584,905	10.
—	1,330	318,200	202,174	520,375	47,069	11.
—	411,690	3,137,969	—	3,137,969	342,975	12.
—	224,486	1,197,949	—	1,197,949	415,662	13.
—	9,639	515,367	—	515,367	16,169	14.
—	8,636	1,947,627	597,476	2,545,103	55,362	15.
—	6	39,374	517,243	556,617	△ 106,389	16.
—	9,659	5,073,398	1,648,375	6,721,774	488,387	17.
—	8,369	16,697	—	16,697	29	18.
—	—	13,725	—	13,725	0	19.
—	1,207	31,635	—	31,635	931	20.
—	—	6,656	—	6,656	0	21.
—	—	51,528	—	51,528	0	22.
—	—	75,041	—	75,041	0	23.
—	148,150	791,156	—	791,156	0	24.
—	—	2,232,895	—	2,232,895	0	25.
—	218,319	3,106,142	—	3,106,142	0	26.
—	—	1,339,435	—	1,339,435	0	27.
7,331,948	3,060,993	95,363,366	26,620,746	121,984,112	△ 7,019,462	



第11表 社会保障財源の項目別推移（平成10年度～14年度）

(単位 百万円)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
合計	89,261,009	97,102,826	90,156,212	90,390,211	88,221,802
I 社会保険料	54,980,748	54,535,810	54,969,440	56,125,696	55,878,434
事業主拠出	28,644,912	28,427,077	28,310,569	28,653,657	28,405,372
民間事業主拠出	23,401,548	23,243,086	23,154,013	23,511,410	23,334,507
公的事業主拠出	5,243,364	5,183,991	5,156,556	5,142,247	5,070,865
被保険者拠出	26,335,837	26,108,733	26,658,872	27,472,038	27,473,062
被用者拠出	20,738,659	20,398,403	20,570,291	20,933,815	20,707,898
自営業者及び年金受給者拠出	5,597,178	5,710,330	6,088,581	6,538,224	6,765,163
II 税	21,989,802	24,662,561	25,218,359	26,692,161	26,714,015
普通税	21,989,802	24,662,561	25,218,359	26,692,161	26,714,015
国	17,169,697	19,506,390	19,706,578	20,707,501	20,552,001
地方	4,820,105	5,156,171	5,511,781	5,984,660	6,162,014
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
III 他の収入	12,290,459	17,904,455	9,968,412	7,572,355	5,629,353
資産収入	8,998,895	14,438,148	6,497,578	4,346,421	1,612,356
その他	3,291,564	3,466,307	3,470,834	3,225,934	4,016,997
IV 積立金からの受入	—	—	—	—	—

対前年度比(%)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
合計	△ 0.97	8.79	△ 7.15	0.26	△ 2.40
I 社会保険料	0.29	△ 0.81	0.80	2.10	△ 0.44
事業主拠出	0.21	△ 0.76	△ 0.41	1.21	△ 0.87
民間事業主拠出	0.27	△ 0.68	△ 0.38	1.54	△ 0.75
公的事業主拠出	△ 0.03	△ 1.13	△ 0.53	△ 0.28	△ 1.39
被保険者拠出	0.37	△ 0.86	2.11	3.05	0.00
被用者拠出	0.18	△ 1.64	0.84	1.77	△ 1.08
自営業者及び年金受給者拠出	1.08	2.02	6.62	7.39	3.47
II 税	1.08	12.15	2.25	5.84	0.08
普通税	1.08	12.15	2.25	5.84	0.08
国	0.33	13.61	1.03	5.08	△ 0.75
地方	3.83	6.97	6.90	8.58	2.96
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
III 他の収入	△ 9.35	45.68	△ 44.32	△ 24.04	△ 25.66
資産収入	△ 13.82	60.44	△ 55.00	△ 33.11	△ 62.90
その他	5.65	5.31	0.13	△ 7.06	24.52
IV 積立金からの受入	—	—	—	—	—

(注) 第11表は、ILO事務局「第19次社会保障費用調査」の分類（他制度からの移転を除く）に従って算出したものである。

参考：機能別社会保障給付費の項目説明

社会保障給付費	ILO定義	日本の例
高齢	退職によって労働市場から引退した人に提供される全ての給付が対象	厚生年金：老齢年金 国民年金：老齢年金、老齢福祉年金 厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等 各種共済組合：退職共済年金 各種恩給 介護保険の給付および社会福祉の老人福祉サービス等 (注) 高齢者の医療費は「保健医療」を含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」を含む
遺族	保護対象者の死亡により生じる給付が対象	厚生年金：遺族年金 国民年金：遺族年金および一時金 各種共済組合：遺族年金および一時金 戦争犠牲者：遺族等年金等 (注) 遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「労働災害」を含む
障害	部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付が対象	厚生年金：障害年金および一時金 国民年金：障害年金 各種共済組合：障害年金および一時金 公衆衛生：予防接種事故救済給付 社会福祉：特別児童扶養手当等給付金、身体障害者保護費等
労働災害	保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付が対象	労働者災害補償保険、船員保険、公務員の災害補償保険
保健医療	病気、傷害、出産による保護対象者の健康状態を維持、回復、改善する目的で提供される給付が対象 (傷病で休職中の所得保障を含む)	健康保険制度（組合管掌健康保険、政府管掌健康保険、国民健康保険）の療養給付・出産給付、傷病手当金等 各種共済組合：短期（医療）給付・出産給付、休業給付 公衆衛生：予防接種事故救済給付・現金給付等 (注) 労働災害補償制度から支給される給付は「労働災害」を含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」を含む
家族	子どもその他の被扶養者がいる家族（世帯）を支援するために提供される給付が対象	雇用保険等の育児休業給付、介護休業給付 児童手当 公衆衛生：家族介護手当、介護加算 社会福祉：児童扶養手当、児童福祉サービス（児童保護費、児童健全育成事業等）
失業	失業した保護対象者に提供される給付が対象	雇用保険、船員保険：求職者給付、雇用継続給付、雇用安定事業 (注) 雇用継続給付の育児休業給付および介護休業給付は「家族」を含む (注) 雇用安定事業は、失業者以外に在職者や雇用主対象の給付も含む
住宅	住居費の援助目的で提供される給付（資力調査を行うもの）	生活保護制度：住宅扶助費
生活保護その他	定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定の個人又は集団に対して提供される現金及び現物給付が対象	生活保護：諸扶助費 各種共済組合：災害見舞金等 (注) ただし、生活保護の住宅扶助は「住宅」を含む

(注) ILO 定義とは「第19次社会保障費用調査」の基準である。

〔付 録〕

国際比較統計をご利用になる際の留意点について：  
 付録に記載した国際比較のデータはILO基準（p.120～122）とOECD基準（p.123～125）の2種類ある。  
 社会保障給付費はILO基準でまとめられており、日本の給付費との比較ではILO基準を用いるのが適当である。  
 しかし、ILOの直近データが1996年度と古いため、より新しいデータとして日本もデータを提供しているOECD基準の国際比較データを参考として掲載した。  
 なお国際比較データを利用する場合は、OECD基準の社会支出はILO基準の社会保障給付費より费用的に広い範囲を含んでいるため、日本を含む各国の数値はILO基準の社会保障給付費総額を上回っていることに留意されたい。

国際比較（ILO基準）

第19次調査について、報告を行っている国が昨年度と同様限られているため、日本についても、1996年度の社会保障給付費を掲載した。

図1 社会保障給付費の対国民所得比の国際比較

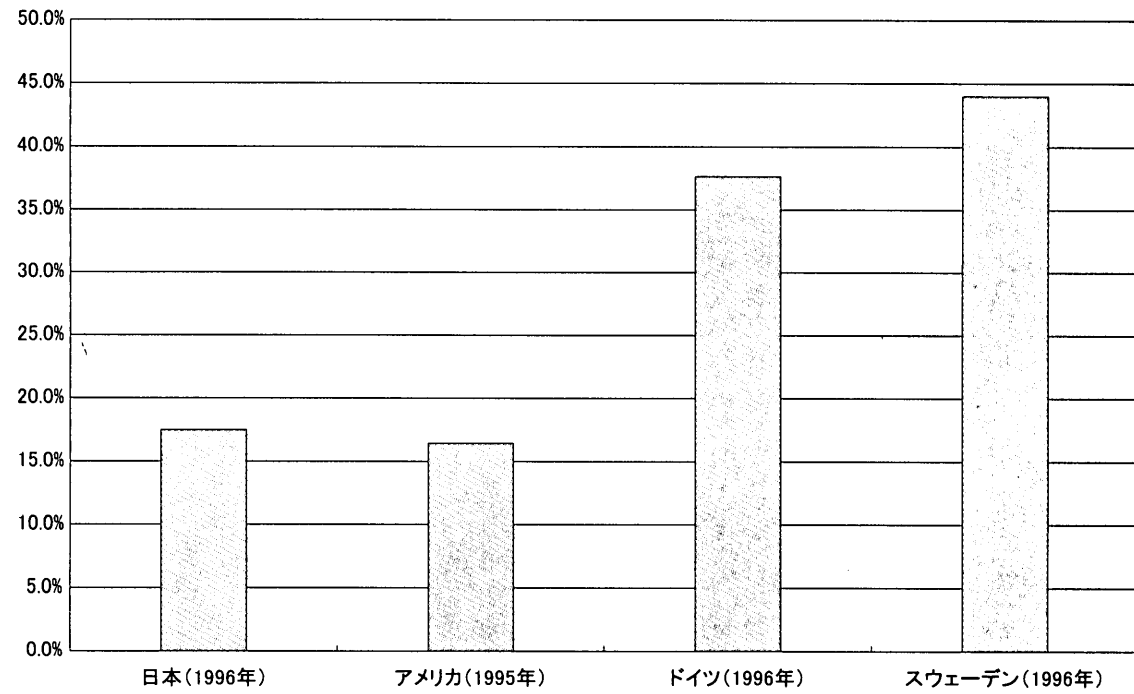


表1 社会保障給付費の対国民所得比及び対国内総生産比の国際比較

	日本(1996年)	アメリカ(1995年)	ドイツ(1996年)	スウェーデン(1996年)
対国民所得比	17.46%	16.43%	37.68%	44.00%
対国内総生産比	13.14%	14.49%	28.21%	32.04%

(資料) 日本の国民所得及び国内総生産については、内閣府経済社会総合研究所「平成16年版国民経済計算年報」による(以下同じ)。  
 アメリカ、ドイツ及びスウェーデンの国民所得及び国内総生産については、National Accounts of OECD Countries: Main Aggregates, Vol. 1, OECD, 2004 による(以下同じ)。

図2 機能別社会保障給付費の構成割合の国際比較

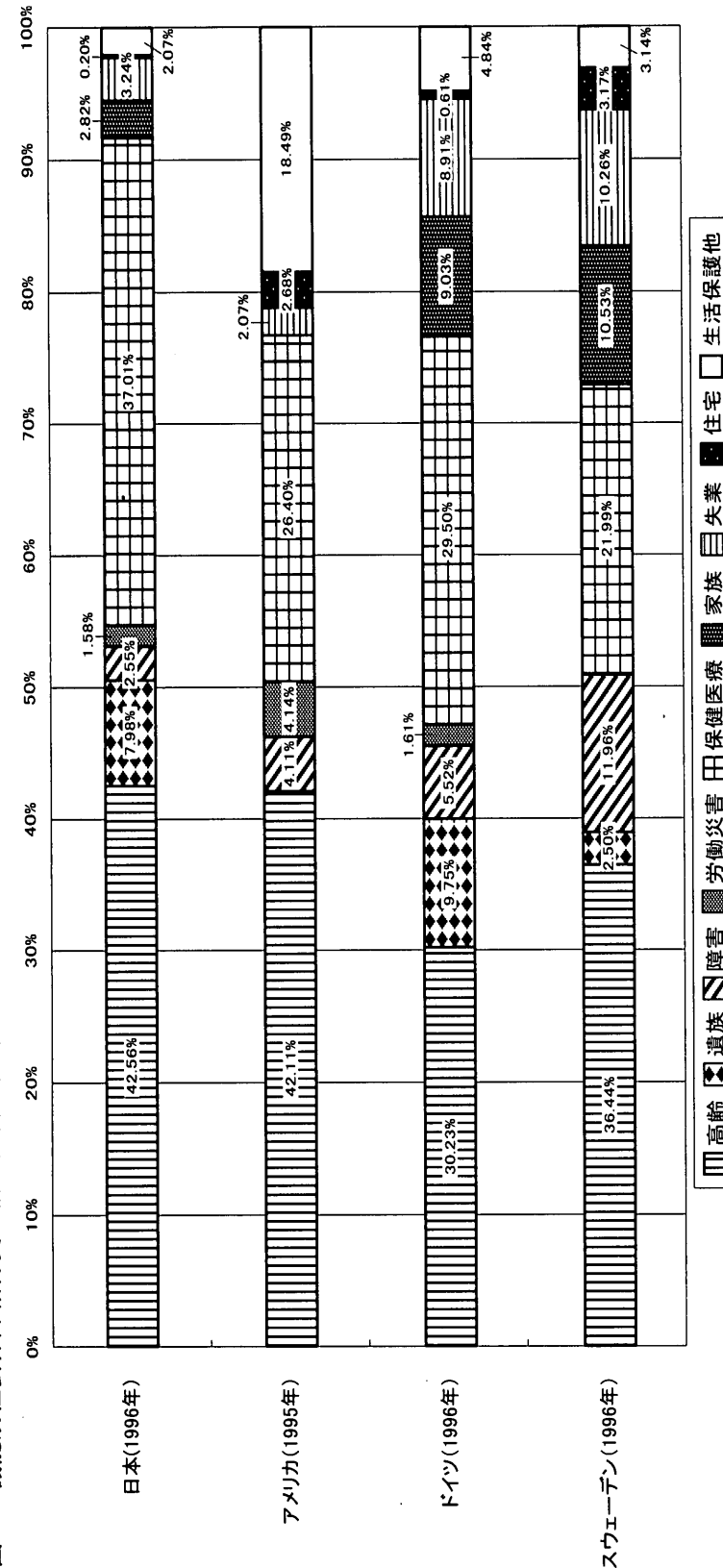


表2 機能別社会保障給付費の対国民所得比の国際比較

国(年)	高齢	遺族	障害	労働災害	保健医療	家族	失業	住宅	生活保護他	給付費合計
日本(1996年)	7.43%	1.39%	0.44%	0.28%	6.43%	0.49%	0.57%	0.03%	0.36%	17.46%
アメリカ(1995年)	6.92%	—	0.68%	0.68%	4.34%	—	0.34%	0.44%	3.04%	16.43%
ドイツ(1996年)	11.39%	3.68%	2.08%	0.61%	11.12%	3.40%	3.36%	0.23%	1.82%	37.68%
スウェーデン(1996年)	16.03%	1.10%	5.26%	—	9.68%	4.63%	4.51%	1.39%	1.38%	44.00%

(注) アメリカは、「高齢」に含まれる。「遺族」は、「障害」に含まれる。スウェーデンは、「労働災害」が含まれる。

図3 社会保障財源の構成割合の国際比較

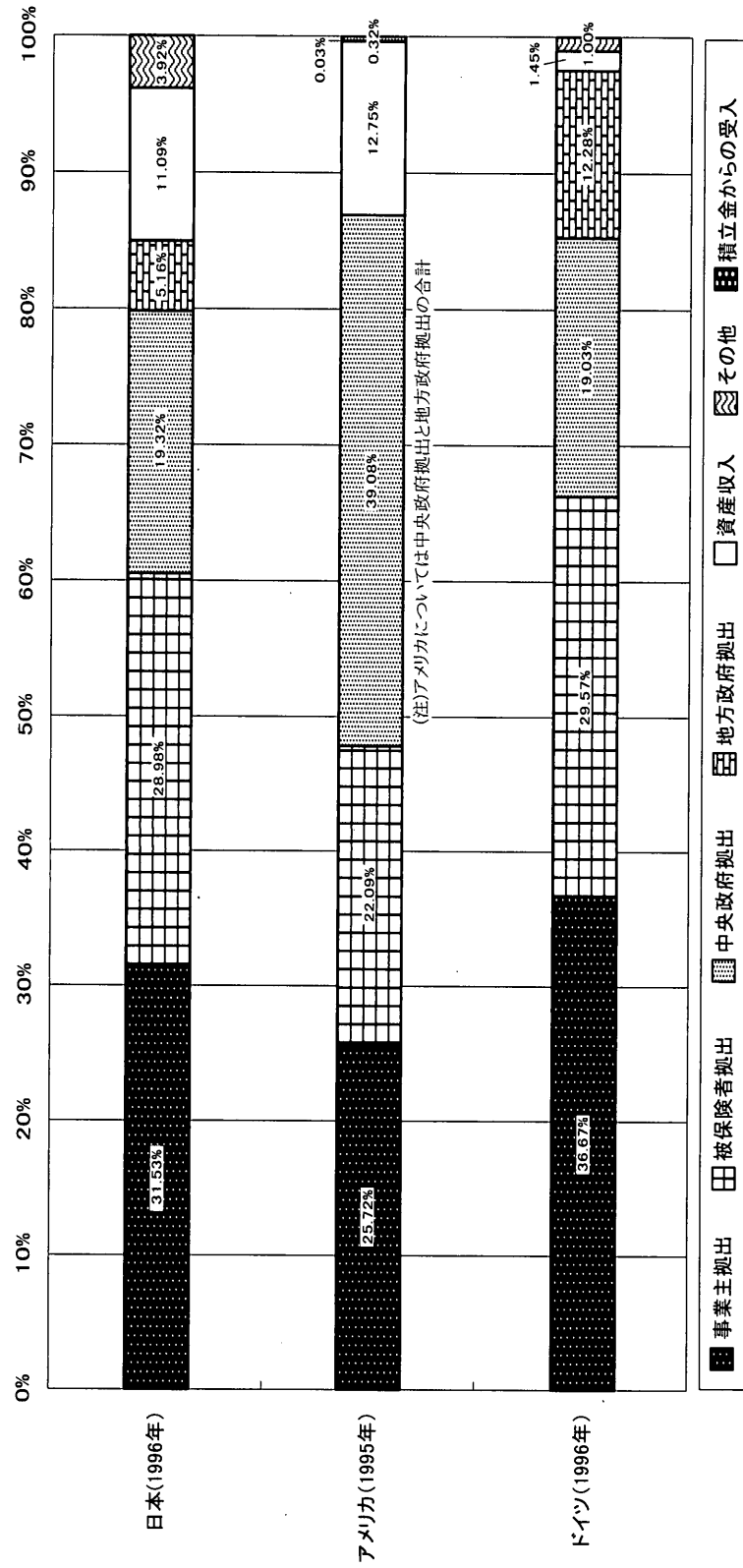


表3 社会保障財源の対国民所得比の国際比較

	社会保険料拠出		税		その他の収入		収入合計
	事業主拠出	被保険者拠出	中央政府拠出	地方政府拠出	資産収入	その他	
日本(1996年)	7.10%	6.53%	4.35%	1.16%	2.50%	0.88%	22.53%
アメリカ(1995年)	5.18%	4.45%	7.87%	-	2.57%	0.01%	20.13%
ドイツ(1996年)	14.43%	11.64%	7.49%	4.83%	0.57%	0.39%	39.35%

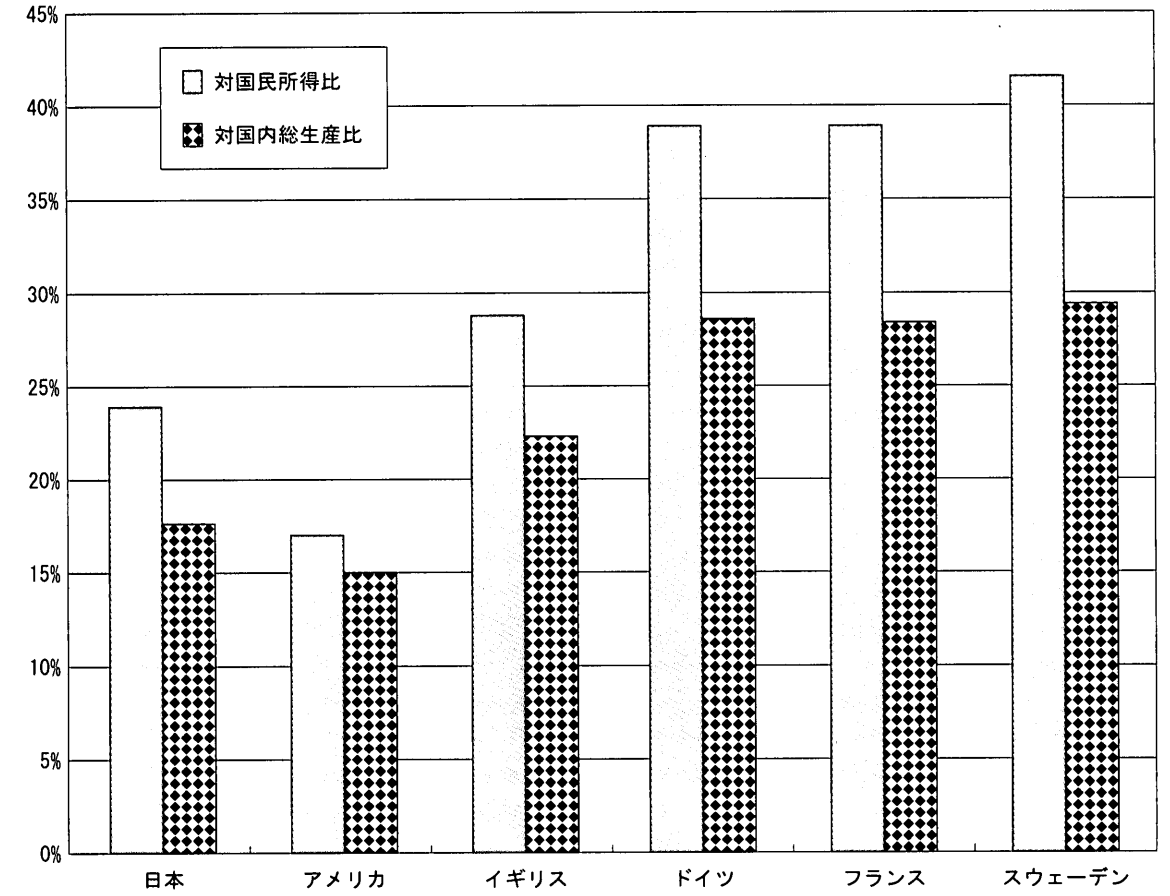
(注) アメリカは一般政府を中央と地方に分離していない。

(参考資料) OECD 基準による社会支出の国際比較

OECD 基準による社会支出は、社会保障給付費よりも広い費用を含むものとして集計されている。従って、どの国においてもILO 基準より規模が大きくなっている。その差は主に、施設設備整備費などの直接個人に移転されない費用が範囲に含まれていることによる。

(出所) OECD Social Expenditure Database 2004 (forthcoming)

参考図1 社会支出の対国民所得比及び対国内総生産比の国際比較 (2001年)



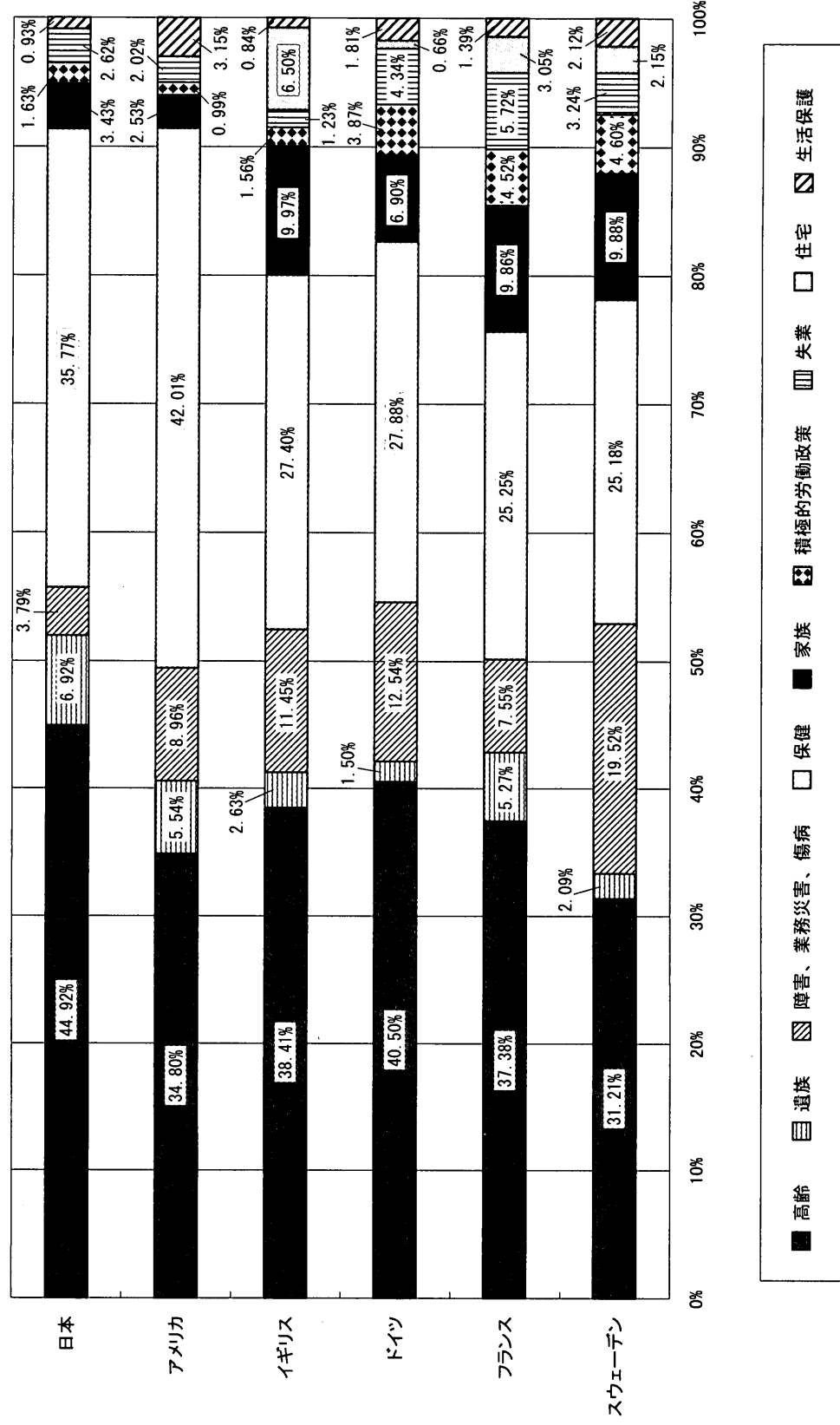
参考表1 社会支出の対国民所得比及び対国内総生産比の国際比較 (2001年)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
対国民所得比	24.02%	17.05%	28.90%	38.83%	38.88%	41.48%
対国内総生産比	17.64%	15.17%	22.35%	28.77%	28.45%	29.50%

(資料) OECD Social Expenditure Database 2004 (forthcoming)  
国民所得及び国内総生産については、表1 (p.120) と同じ。



参考図2 政策分野別社会支出の構成割合の国際比較 (2001年)



参考表2-1 政策分野別社会支出の対国民所得比の国際比較 (2001年)

	高齢	遺族	障害、業務災害、傷病	保健	家族	積極的労働政策	失業	住宅	生活保護	合計
日本	10.79%	1.66%	0.91%	8.59%	0.82%	0.39%	0.63%	-	0.22%	24.02%
アメリカ	5.93%	0.94%	1.53%	7.16%	0.43%	0.17%	0.34%	-	0.54%	17.05%
イギリス	11.10%	0.76%	3.31%	7.92%	2.88%	0.45%	0.36%	1.88%	0.24%	28.90%
ドイツ	15.72%	0.58%	4.87%	10.82%	2.68%	1.50%	1.69%	0.26%	0.70%	38.83%
フランス	14.54%	2.05%	2.93%	9.82%	3.83%	1.76%	2.22%	1.19%	0.54%	38.88%
スウェーデン	12.95%	0.87%	8.10%	10.44%	4.10%	1.91%	1.34%	0.89%	0.88%	41.48%

参考表2-2 政策分野別社会支出の対国内総生産比の国際比較 (2001年)

	高齢	遺族	障害、業務災害、傷病	保健	家族	積極的労働政策	失業	住宅	生活保護	合計
日本	7.85%	1.21%	0.66%	6.25%	0.60%	0.29%	0.46%	-	0.16%	17.47%
アメリカ	5.28%	0.84%	1.36%	6.37%	0.38%	0.15%	0.31%	-	0.48%	15.17%
イギリス	8.59%	0.59%	2.56%	6.12%	2.23%	0.35%	0.27%	1.45%	0.19%	22.35%
ドイツ	11.65%	0.43%	3.61%	8.02%	1.99%	1.11%	1.25%	0.19%	0.52%	28.77%
フランス	10.64%	1.50%	2.15%	7.19%	2.81%	1.29%	1.63%	0.87%	0.39%	28.45%
スウェーデン	9.21%	0.62%	5.76%	7.43%	2.92%	1.36%	0.96%	0.64%	0.62%	29.50%

(注) OECD Social Expenditure Database では、支出だけを集計しており収入集計を行っていないため、財源の国際比較は出来ない。

## 第4節 日本の将来推計人口 （平成14年1月推計）について

—平成13(2001)年～平成62(2050)年—

附：参考推計 平成63(2051)年～平成112(2100)年

国立社会保障・人口問題研究所は、旧人口問題研究所時代から定期的に将来人口推計を行い、公表してきた。前回推計は平成7年国勢調査人口を基準人口とする「平成9（1997）年1月推計」であるが、今回の全国将来推計人口は、第12回目の推計にあたり、平成12年国勢調査の第一次基本集計結果、ならびに同年人口動態統計の確定数が公表されたことをふまえ、新たに全国将来人口推計を実施し、その結果をとりまとめたものである。

### I 日本の全国将来推計人口の概要

#### 1. 総人口の推移

人口推計のスタート時点である平成12（2000）年の日本の総人口は同年の国勢調査によれば1億2,693万人であった。中位推計の結果に基づけば、この総人口は今後も緩やかに増加し、平成18（2006）年に1億2,774万人でピークに達した後、以後長期の人口減少過程に入る。平成25（2013）年にはほぼ現在の人口規模に戻り、平成62（2050）年にはおよそ1億60万人になるものと予測される（表1、図1）。

高位推計によれば、総人口は、中位推計よりやや遅れて、平成21（2009）年に1億2,815万人でピークに達する。そして、それ以降は減少に転じ平成62（2050）年には1億825万人に達するものと見込まれる（表2、図1）。

一方、低位推計では平成16（2004）年に1億2,748万人でピークに達し、以後減少して平成62（2050）年には9,203万人に達する（表3、図1）。

このように日本の人口はまもなく人口減少時代に突入り、右肩上がりの人口増加の趨勢は終焉する。日本の出生率が1970年代半ばから人口を一定の規模で保持する水準（人口置換水準、合計特殊出生率で2.08前後の水準）を大きく割り込んでいるため、このような過去四半世紀続いた低出生率水準と今後の見通しは今世紀初頭から始まる人口減少をほぼ避けることの出来ない現象としている。

#### 2. 年齢3区分別人口の推移

##### (1) 年少（0～14歳）人口の推移

出生数は昭和48年（1973）年の209万人から平成12（2000）年の119万人まで減少してきた。その結果、年少（0～14歳）人口も1980年代初めの2,700万人規模から平成12（2000）年国勢調査

の1,851万人まで減少してきた。

中位推計の結果によると年少人口は、2003年に1,700万人台に減少する（表1、図3）。その後も低い出生率のもとで減少が続き、平成28（2016）年には1,600万人を割り込み、緩やかな長期減少過程に入る。そして推計の最終年次の2050年には1,084万人の規模となるものと予測される。

高位ならびに低位推計によって、今後の出生率仮定の違いによる年少人口の傾向をみると、高位推計においても、長期的な低出生率のもとで減少傾向に向かい、平成62（2050）年にはおよそ1,400万人に達する（表2）。低位推計では、超低出生率のもとで、急速な年少人口減少が予測される。現在の年少人口およそ1,800万人規模から、平成26（2014）年には1,500万人を割り込み、今世紀半ばにはおよそ750万人に達すると予測される（表3）。

#### 4 (2) 生産年齢（15～64歳）人口の推移

生産年齢人口（15～64歳）は戦後一貫して増加を続け、平成7（1995）年の国勢調査では8,717万人に達したが、その後減少局面に入り、平成12（2000）年国勢調査によると8,638万人を記録した。

中位推計の結果によれば、生産年齢人口は平成7（1995）年をピークに以後一転して減少過程に入り、平成42（2030）年には7,000万人を割り込み、平成62（2050）年には5,389万人に達する（表1、図3）。

高位ならびに低位推計によって、今後の出生率仮定の違いによる傾向をみると、高位推計では、出生率が高く推移するぶん生産年齢人口の減少の勢いはやや遅く、平成45（2033）年に7,000万人を割り込むと予測される。そしてその後も生産年齢人口の減少が続き、平成62（2050）年に5,838万人に達する（表2）。低位推計の生産年齢人口は平成40（2028）年に7,000万人を割り込むものと予測される。さらに平成61（2049）年に5,000万人を割り込み、平成62（2050）年には4,868万人へと縮小するものとみられる（表3）。

#### 4 (3) 老年（65歳以上）人口の推移

中位推計結果によれば年少人口の減少に続いて、今後生産年齢人口の減少が始まる一方で、老年（65歳以上）人口はおよそ現在の2,200万人から平成25（2013）年に3,000万人を突破し、平成30（2018）年の3,417万人へと急速な増加を続ける（表1、図3）。すなわち、団塊の世代（昭和22～24年出生世代）が65歳以上の年齢層に入りきるまで急速な老年人口の増加を生じることになる。その後、戦後の出生規模の縮小世代が老年人口に参入するため、増加の勢いは弱まり、緩やかな増加期となるが、第二次ベビーブーム世代が老年人口となる平成55（2043）年に老年人口はピークに達し、その後緩やかな減少に転じ、平成62（2050）年に3,586万人となる。なお、高位と低位推計では、将来の生残率や国際移動の仮定が同じであるため、中位推計と同じ結果である（表2、表3）。

### 3. 年齢3区分別人口割合の推移

#### (1) 年少（0～14歳）人口割合の推移

今回の中位推計によると、年少人口割合は、平成12（2000）年の14.6%から減少を続け、平成17（2005）年には14%台を割り込み、平成33（2021）年に12.0%に達する（表1、図4）。その後も年少人口割合は減少を続け、平成48（2036）年に11.0%を経て、平成62（2050）年に10.8%になるも

のと見込まれる。

高位推計では、年少人口割合の減少テンポがやや緩やかで、平成19（2007）年に14%台を割り込み、平成62（2050）年に12.9%に達する。

低位推計では、年少人口割合の減少は急速で、平成16（2004）年に14%台を切り、平成36（2024）年に10%を割り込んだ後、平成62（2050）年に8.1%に達するものと見込まれる。

#### (2) 生産年齢（15～64歳）人口割合の推移

中位推計結果による生産年齢人口は、平成12（2000）年の68.1%から減少を続け、平成32（2020）年には60.0%に縮小する（表1、図4）。そして、その後も緩やかな縮小を続け、平成47（2035）年に現在の水準より10ポイント低い58.0%に達する。その後も減少傾向が続き、平成55（2043）年の54.9%を経て、平成62（2050）年に53.6%になるものと見込まれる。

高位推計でも、その年次推移は中位推計結果とほぼ似通っており、わずかに縮小傾向が弱まるに過ぎない。平成62（2050）年の生産年齢人口割合は、中位推計結果より0.3ポイント高い53.9%に過ぎない。

低位推計では、生産年齢人口割合は、中位推計結果より、その縮小は緩やかで、60.0%に縮小するのが平成42（2030）年である。しかし、その後の縮小は急速で、平成62（2050）年52.9%に達する。このような一見矛盾した動きは、生産年齢人口割合が、相対的な指標であることから現れている。

#### (3) 老年（65歳以上）人口割合の推移

老年人口の割合は平成12（2000）年現在の17.4%から平成26（2014）年には25%台に達し、日本人口の4人に1人が65歳以上人口となる。その後、平成29（2017）年に27.0%になる（表1、図4）。老年人口は、平成30（2018）年以降平成46（2034）年頃まで、およそ3,400万人台で推移するが、老年人口割合は低出生率の影響を受けて平成30（2018）年以降も上昇を続け、平成45（2033）年には30%台に達する。そして、その後も持続的に上昇が続き、平成62（2050）年には、35.7%の水準に達する。すなわち2.8人に1人が65歳以上人口となるものとみられる。

将来の出生率仮定の違いによる高齢化の傾向の差異を、高位と低位推計の結果の比較によってみると、平成30（2018）年ころまでの趨勢に仮定値の違いによる差異は小さい。平成37（2025）年に低位推計では29.5%と高位推計の28.0%に比べ、1.5ポイントの違いが生じている（表2、表3）。この差が、今後の出生率水準が高齢化におよぼす影響である。この高齢化水準の違いは年次が経過すればさらに拡大し、平成62（2050）年では、高位が33.1%、低位が39.0%と5.9ポイントもの差が生じる。このように低出生率社会が長期に続くとすれば、それだけ相対的に高齢化水準が高くなることを示している（図2）。

### 4. 人口ピラミッドの変化

日本の人口ピラミッドは全体として高齢化していくことになるが、過去における出生数の急増減、すなわち昭和22～24年の出生数の急増（第1次ベビーブーム）と昭和25～32年の出生数の急減（ベビーバスター）により、過去の出生数の変動が、年齢層の高い部分で凹凸を持つ人口ピラミッドとなる（図5）。

平成12(2000)年の人口ピラミッドでは第1次ベビーブーム世代が50歳代の前半、第2次ベビーブーム世代が20歳代後半にあるが、平成37(2025)年に第1次ベビーブーム世代は70歳代の後半、第2次ベビーブーム世代は50歳代前半となる。平成37(2025)年頃までの人口高齢化は第1次ベビーブーム世代を中心とするものであることがわかる。一方、平成62(2050)年頃の高齢化水準の高まりは第2次ベビーブーム世代が高齢者となることによって起きるとともに、出生率低迷の影響を受け、世代毎に人口規模が縮小することを反映する姿となっている。

このようにわが国の人口ピラミッドは、戦前の富士山型から近年のような釣鐘型を経て、将来ツボ型へと姿を変えることになる。

#### 5. 従属人口指数の推移

生産年齢人口に対する年少人口と老年人口の相対的な大きさを比較し、生産年齢人口の扶養負担の程度をあらわすための指標として従属人口指数がある。中位推計に基づく老年従属人口指数(老年人口を生産年齢人口で除した値)は、現在の26%(働き手3.9人で老人1人を扶養)から2030年代には50%台(2人で1人を扶養)に上昇し、2050年には67%(1.5人で1人を扶養)となるものと予測される(表4)。一方、年少従属人口指数(年少人口を生産年齢人口で除した値)は、現在の21%(働き手4.7人で年少者1人を扶養)の水準から今後19~21%の水準の範囲で推移するものと予測される。

低出生率によって年少人口が減少するにもかかわらず、年少従属人口指数の水準が大きく低下しないのは親世代に当たる生産年齢人口そのものが減少していくからである。

年少従属人口指数と老年従属人口指数を足した値を従属人口指数といい、生産年齢人口に対する全体の扶養の程度をみることができるが、全体の従属人口指数は老年従属人口指数の動きに沿って上昇する。従属人口指数は生産年齢人口の縮小傾向のもとで、現在の47%水準から平成34(2022)年には67%水準にまで上昇し、その後平成62(2050)年に87%に達するものと予測される。

#### 6. 人口動態率と人口動態数の推移

中位推計結果によると、普通死亡率(人口千人当たりの死亡数)は平成13(2001)年の7.7‰(パーミル)から一貫して上昇を続け、平成32(2020)年には12.1‰、平成62(2050)年には16.2‰に達する(表5)。平均寿命が伸び続けると仮定しているにもかかわらず普通死亡率が上昇を続けるのは、日本の人口が今後急速に高齢化し死亡率の高い老年人口の割合が増えていくためである。

普通出生率(人口千人当たりの出生数)は平成13(2001)年の9.4‰から低下を続け、平成25(2013)年には8.0‰に達する。その後も普通出生率は低下を続け、平成47(2035)年に7.0‰となり、平成62(2050)年に6.7‰となる。

普通出生率と普通死亡率の差である自然増加率は、平成12(2001)年の1.7‰からしばらくプラスを保つが、平成18(2006)年からはマイナスとなり平成62(2050)年には-9.5‰となる。

今回の中位推計によると、年間の出生数は平成12(2001)年の119万人から減少を続け、平成20(2008)年には110万人を切り、平成26(2014)年には100万人の大台を割り込む。そして出生数の規模は減少を続け、平成62(2050)年の67万人に達するものと見込まれる(表5)。

一方、死亡数は平成12(2001)年の98万人から一貫して増加を続け、平成33(2021)年の151万

人を経て、平成50(2038)年にはピークの170万人に達する。その後、やや減少して平成62(2050)年には162万人となる。

## II 推計方法の概要

### 1. 推計期間

推計期間は平成13(2001)年~平成62(2050)年の50年間とした。

### 2. 推計の方法

推計の方法としては、前回同様コーホート要因法を採用した。この方法は、国際人口移動を考慮しつつ、すでに生存する人口については将来生命表を用いて年々加齢していく人口を求めると同時に、新たに生まれる人口については、将来の出生率を用いて将来の出生数を計算してその生存数を求める方法である。コーホート要因法によって将来人口を推計するためには、(1)基準人口、(2)将来の生残率、(3)将来の出生率、(4)将来の出生性比、(5)将来の国際人口移動数(率)の5つのデータが必要である。

### 3. 基準人口

推計の出発点となる基準人口は、総務省統計局『平成12年国勢調査』による平成12(2000)年10月1日現在男女年齢各歳別人口(総人口)を用いた。ただし、年齢「不詳」の人口を各歳別に按分して含めた。

### 4. 生残率の仮定(将来生命表)

ある年の人口から翌年の人口を推計するには男女年齢各歳別の生残率が必要であり、将来の生残率を得るためには将来生命表を作成する必要がある。

将来生命表の作成方法には、大きく分けて、経験的方法、数学的方法、そしてリレーショナルモデルの3種類の方法がある。本推計では、リレーショナルモデルを用いた方法であるリー・カーター・モデルを採用し修正して使用した。リー・カーター・モデルは、「平均的な」年齢別死亡率、死亡の一般的水準(死亡指数)、「死亡の一般的水準が変化するときの」年齢別死亡率変化率および誤差項に分解することで、死亡の一般的水準の変化に応じて年齢毎に異なる変化率を記述するモデルである。最近30年間に徐々に緩やかになっている死亡水準の変化を反映させるために、昭和45(1970)年以降のデータを用い関数当てはめを行った。ただし、平成7(1995)年は阪神大震災の影響があるために除外し、また、平成13(2001)年の2月の死亡数が例年になく極めて少ないことから、平成13年については別途生命表を作成し、最終的な関数当てはめを行った。以上の手続きにより求められたパラメータと変数から最終的に平成62(2050)年までの死亡率を男女別各歳別で算出し、将来生命表を推計した。

将来生命表に基づくと、平成12(2000)年に男子77.64年、女子84.62年であった平均寿命は、平成17(2005)年には男子78.11年、女子85.20年、平成37(2025)年には男子79.76年、女子87.52

年、平成62（2050）年には男子80.95年、女子89.22年に到達する（表6、図6）。

5. 出生率の仮定

将来の出生数を推計するには、将来における女子の年齢各歳別出生率が必要である。将来の出生率を推計する方法としては期間出生率法とコーホート出生率法があるが、本推計では後者の方法を採用した。コーホート出生率法は、毎年の女子出生コーホート毎に出生過程を観察し、出生過程が完結していないコーホートについて完結出生力の水準と出生タイミングを予測しようとするものである。将来の各年の年齢別出生率ならびに合計特殊出生率は、推計されたコーホート出生率データを年次別データに変換することによって得られる。出生率の将来については不確定要素が大きいため以下の三つの仮定（中位、高位、低位）を設け、それぞれについて出生率を推計した。

(1) 中位の仮定について

- ① コーホート別にみた晩婚化は昭和25（1950）年出生コーホートの24.4歳から昭和60（1985）年出生コーホートの27.8歳まで進み、平成12（2000）年出生コーホート以後は変わらない。
- ② 生涯未婚率は昭和25（1950）年出生コーホートの4.9%から昭和60（1985）年出生コーホートの16.8%まで進み、平成12（2000）年出生コーホート以後は変わらない。
- ③ 夫婦の完結出生児数は、晩婚・晩産の影響および夫婦の出生行動の変化によって、昭和23～27（1948～52）年出生コーホートの2.14人から昭和60（1985）年出生コーホートの1.72人まで低下し、平成12（2000）年出生コーホート以後は変わらない。
- ④ 全女子の完結出生児数別の分布は以下のように変化し、平成12（2000）年出生コーホート以後一定となる。

出生コーホート	完結出生児数分布(%)					平均出生児数
	0人	1人	2人	3人	4人以上	
昭和25年(1950年)	10.0	12.3	52.1	21.1	4.6	1.98
昭和60年(1985年)	31.2	18.5	33.9	12.9	3.5	1.39

この場合、合計特殊出生率は平成12（2000）年の1.36から平成19（2007）年の1.31まで低下した後には上昇に転じ、平成61（2049）年には1.39の水準に達する（表7、図7）。

(2) 高位の仮定について

- ① コーホート別にみた晩婚化は昭和25（1950）年出生コーホートの24.4歳から昭和60（1985）年出生コーホートの27.3歳まで進み、平成12（2000）年出生コーホート以後は変わらない。
- ② 生涯未婚率は昭和25（1950）年出生コーホートの4.9%から昭和60（1985）年出生コーホートの13.3%まで進み、平成12（2000）年出生コーホート以後は変わらない。
- ③ 夫婦の完結出生児数は、晩婚・晩産の影響で昭和23～27（1948～52）年出生コーホートの2.14人から昭和60（1985）年出生コーホートの1.93人まで低下し、平成12（2000）年出生コーホート以後は変わらない。

ト以後は変わらない。

- ④ 全女子の完結出生児数別の分布は以下のように変化し、平成12（2000）年出生コーホート以後一定となる。

出生コーホート	完結出生児数分布(%)					平均出生児数
	0人	1人	2人	3人	4人以上	
昭和60年(1985年)	21.1	20.1	38.6	15.5	4.7	1.62

この場合、合計特殊出生率は平成12（2000）年の1.36から直ちに上昇に転じ、平成61（2049）年には1.63の水準に到達する（表7、図7）。

(3) 低位の仮定について

- ① コーホート別にみた晩婚化は昭和25（1950）年出生コーホートの24.4歳から昭和60（1985）年出生コーホートの28.7歳まで進み、平成12（2000）年出生コーホート以後は変わらない。
- ② 生涯未婚率は昭和25（1950）年出生コーホートの4.9%から昭和60（1985）年出生コーホートの22.6%まで進み、平成12（2000）年出生コーホート以後は変わらない。
- ③ 夫婦の完結出生児数は、晩婚・晩産の影響および夫婦の出生行動の変化によって、昭和23～27（1948～52）年出生コーホートの2.14人から昭和60（1985）年出生コーホートの1.49人まで低下し、平成12（2000）年出生コーホート以後は変わらない。
- ④ 全女子の完結出生児数別の分布は以下のように変化し、平成12（2000）年出生コーホート以後一定となる。

出生コーホート	完結出生児数分布(%)					平均出生児数
	0人	1人	2人	3人	4人以上	
昭和60年(1985年)	42.0	17.5	29.1	9.3	2.1	1.12

この場合、合計特殊出生率は平成12（2000）年の1.36から低下を続け、平成61（2049）年には1.10に達する（表7、図7）。

6. 出生性比の仮定

将来の出生数を男児と女児に分けるための出生性比については、最近の5年間の実績に基づき女子100に対して男子105.5とし、平成13（2001）年以降一定とした（表8、図8）。

7. 国際人口移動率の仮定

国際人口移動は、わが国の国際化の進展や経済変動に伴い大きく変化する。さらに、国の政策や施策あるいは諸外国における経済・社会状況によっても変動する。

従来の将来人口推計における国際人口移動の仮定は、性、年齢別入国超過率を一定とした仮定設定

を行った。しかし、国際人口移動の動向は、日本人と外国人では異なった推移を示している。さらに、人口移動、特に入国数の発生は、人口規模ならびに構造に依存しない。

今回の推計では、将来の国際人口移動は、日本人と外国人とに分けて仮定した。すなわち、日本人の入国超過率、ならびに外国人の入国超過数の2種類について仮定した。

日本人の国際人口移動については、比較的安定し、かつ出国超過を示していることから次のように仮定した。まず、性、年齢別純移動率（入国超過率）の1995～2000年平均値を求め、さらに、偶然変動によるブレを取り除くため補正した率を、2001年以降一定とした。なお、移動数の発生母数（人口）は、日本人であるため、別途日本人人口の推定が必要になる。そこで、算出された将来の性、年齢別人口に日本人人口割合（2000年の国勢調査人口と人口動態統計出生数より算定）を乗ずることにより、日本人人口を求めた。

つぎに、外国人の国際人口移動については、ほぼ入国超過であり、近年増加傾向にあることから、1970年以降について性別に回帰線の当てはめを行った。しかし、1990年前後の急激な変動は、全体の傾向との乖離が大きいため1988～95年を除いた年次を用いて、ロジスティック曲線により補外し、将来の外国人の性別入国超過数を求めた。なお、入国者の年齢別割合は、1995～2000年の平均値を一定とした（図9～図11）。

図1 総人口の推移：中位・高位・低位

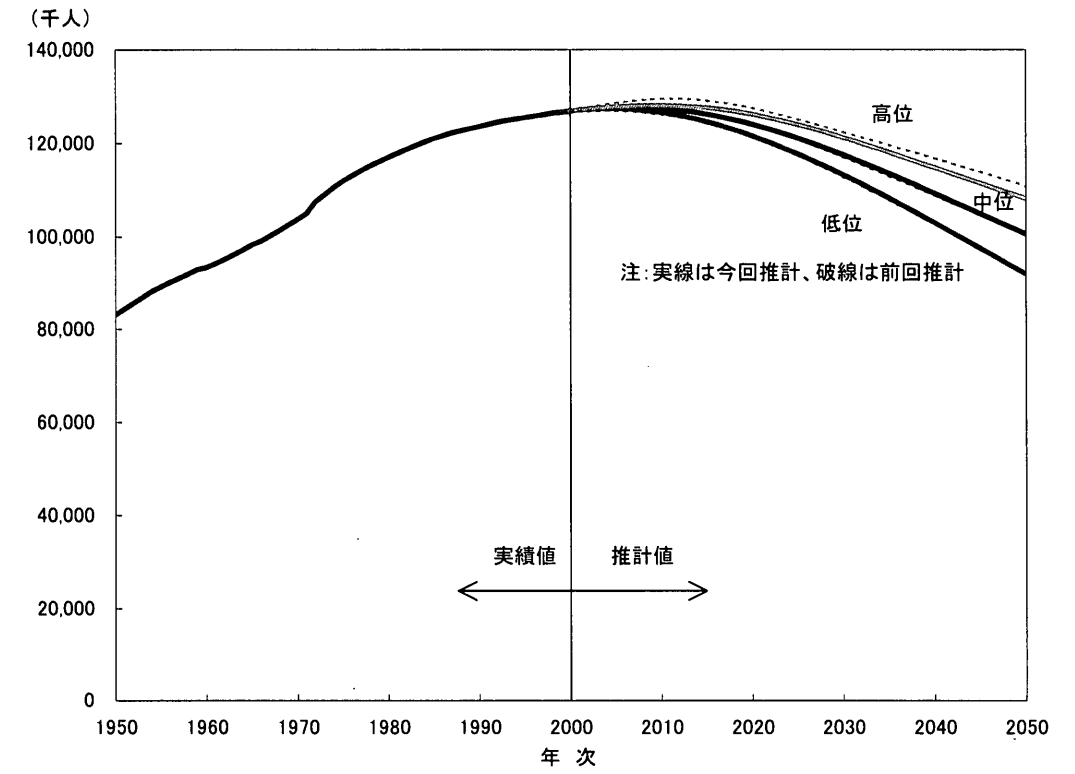


図2 65歳以上人口割合の推移：中位・高位・低位

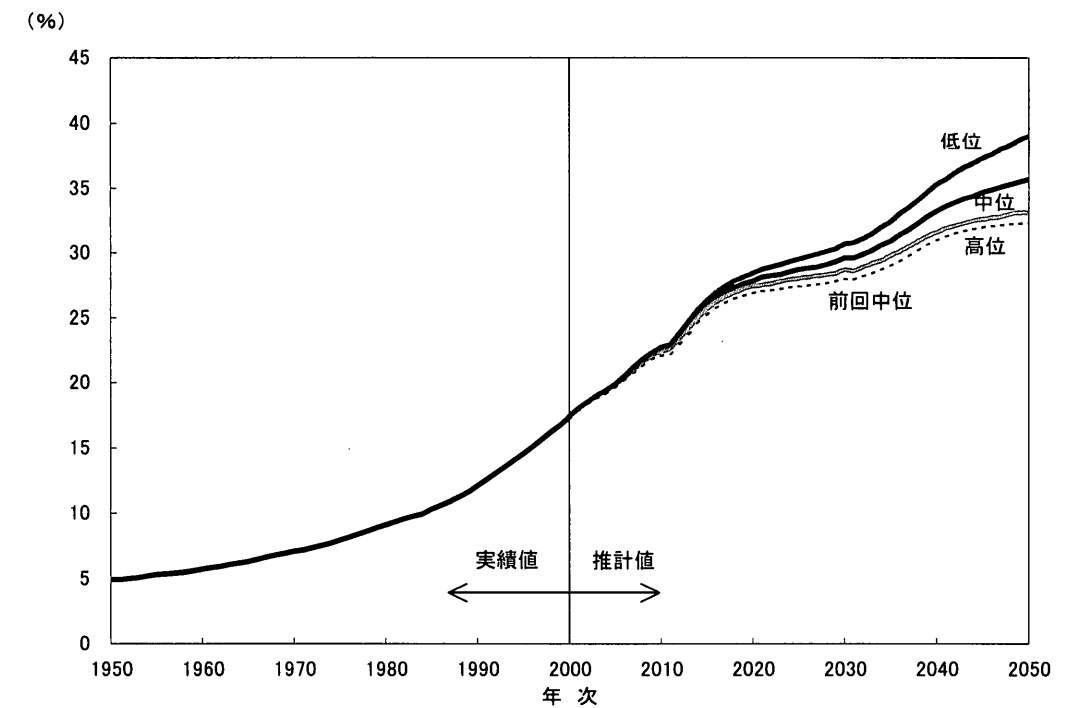


図3 年齢3区分別人口の推移：中位推計

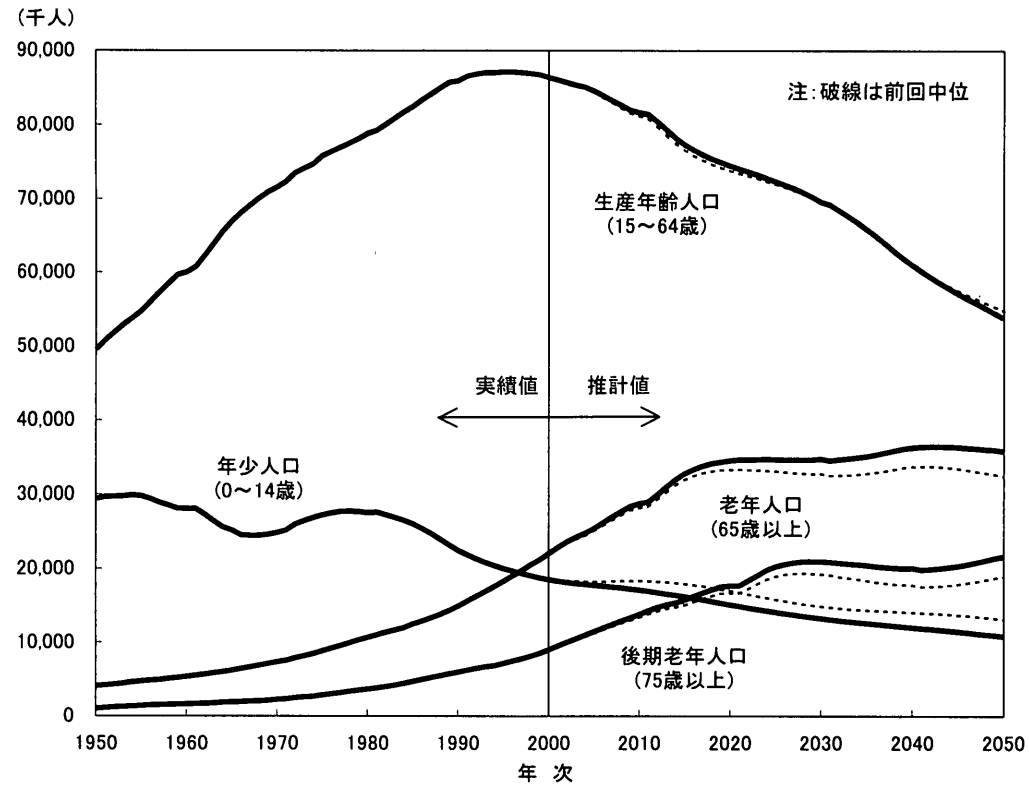


図4 年齢3区分別人口割合の推移：中位推計

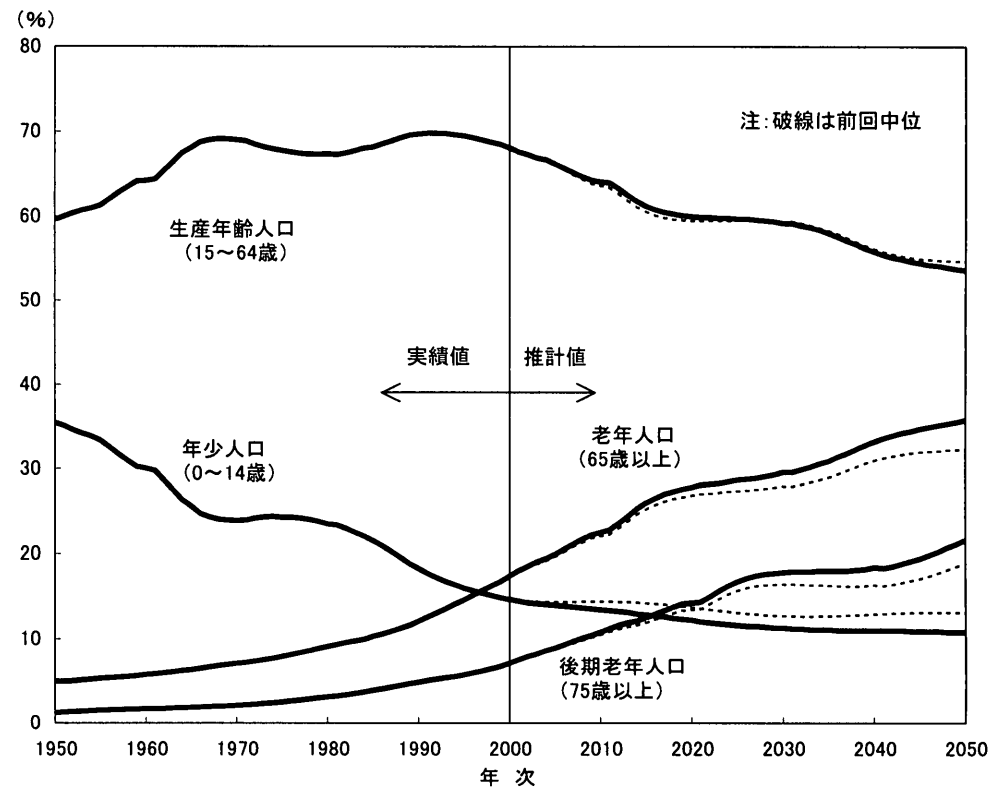


図5 人口ピラミッドの変化：中位推計

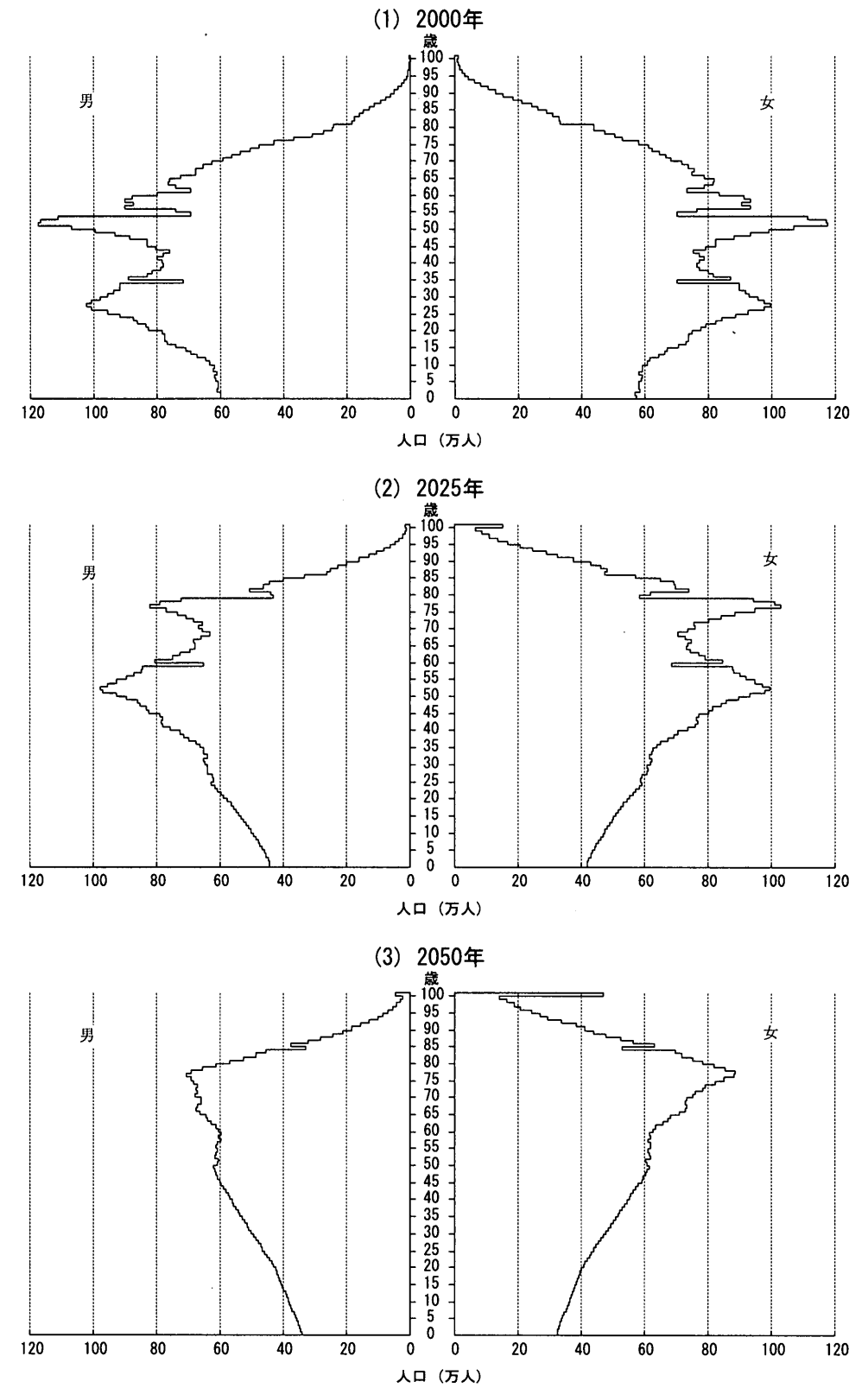








表5 出生、死亡および自然増加の実数ならびに率：中位推計

年次	実数(1,000人)			率(人口1,000対)		
	出生	死亡	自然増加	出生	死亡	自然増加
平成13(2001)	1,194	982	212	9.4	7.7	1.7
14(2002)	1,183	1,033	150	9.3	8.1	1.2
15(2003)	1,170	1,067	102	9.2	8.4	0.8
16(2004)	1,154	1,092	62	9.0	8.6	0.5
17(2005)	1,137	1,117	20	8.9	8.7	0.2
18(2006)	1,119	1,142	-23	8.8	8.9	-0.2
19(2007)	1,102	1,167	-66	8.6	9.1	-0.5
20(2008)	1,085	1,193	-108	8.5	9.4	-0.8
21(2009)	1,069	1,219	-150	8.4	9.6	-1.2
22(2010)	1,055	1,245	-191	8.3	9.8	-1.5
23(2011)	1,041	1,272	-231	8.2	10.0	-1.8
24(2012)	1,027	1,298	-271	8.1	10.2	-2.1
25(2013)	1,013	1,325	-312	8.0	10.5	-2.5
26(2014)	999	1,351	-352	7.9	10.7	-2.8
27(2015)	985	1,376	-392	7.8	10.9	-3.1
28(2016)	971	1,401	-431	7.7	11.2	-3.4
29(2017)	956	1,426	-470	7.6	11.4	-3.8
30(2018)	941	1,449	-508	7.6	11.6	-4.1
31(2019)	928	1,472	-544	7.5	11.9	-4.4
32(2020)	914	1,493	-579	7.4	12.1	-4.7
33(2021)	902	1,514	-612	7.3	12.3	-5.0
34(2022)	891	1,533	-643	7.3	12.5	-5.3
35(2023)	880	1,552	-671	7.2	12.7	-5.5
36(2024)	871	1,569	-698	7.2	13.0	-5.8
37(2025)	863	1,585	-723	7.2	13.2	-6.0
38(2026)	855	1,601	-746	7.1	13.4	-6.2
39(2027)	847	1,615	-768	7.1	13.6	-6.4
40(2028)	840	1,628	-788	7.1	13.8	-6.7
41(2029)	834	1,641	-807	7.1	14.0	-6.9
42(2030)	828	1,652	-825	7.1	14.1	-7.1
43(2031)	821	1,663	-842	7.1	14.3	-7.3
44(2032)	815	1,672	-857	7.1	14.5	-7.4
45(2033)	808	1,680	-872	7.1	14.7	-7.6
46(2034)	801	1,687	-886	7.1	14.8	-7.8
47(2035)	794	1,692	-899	7.0	15.0	-8.0
48(2036)	786	1,697	-910	7.0	15.2	-8.1
49(2037)	778	1,699	-921	7.0	15.3	-8.3
50(2038)	770	1,700	-930	7.0	15.4	-8.4
51(2039)	761	1,699	-938	7.0	15.5	-8.6
52(2040)	753	1,697	-944	6.9	15.6	-8.7
53(2041)	744	1,693	-949	6.9	15.7	-8.8
54(2042)	735	1,686	-951	6.9	15.8	-8.9
55(2043)	726	1,679	-952	6.9	15.9	-9.0
56(2044)	717	1,669	-952	6.8	15.9	-9.1
57(2045)	708	1,659	-951	6.8	15.9	-9.1
58(2046)	700	1,649	-950	6.8	16.0	-9.2
59(2047)	691	1,641	-950	6.8	16.0	-9.3
60(2048)	682	1,633	-950	6.7	16.1	-9.4
61(2049)	674	1,624	-950	6.7	16.1	-9.4
62(2050)	667	1,617	-950	6.7	16.2	-9.5

日本における外国人を含む。

図6 平均寿命の推移：実績値および仮定値

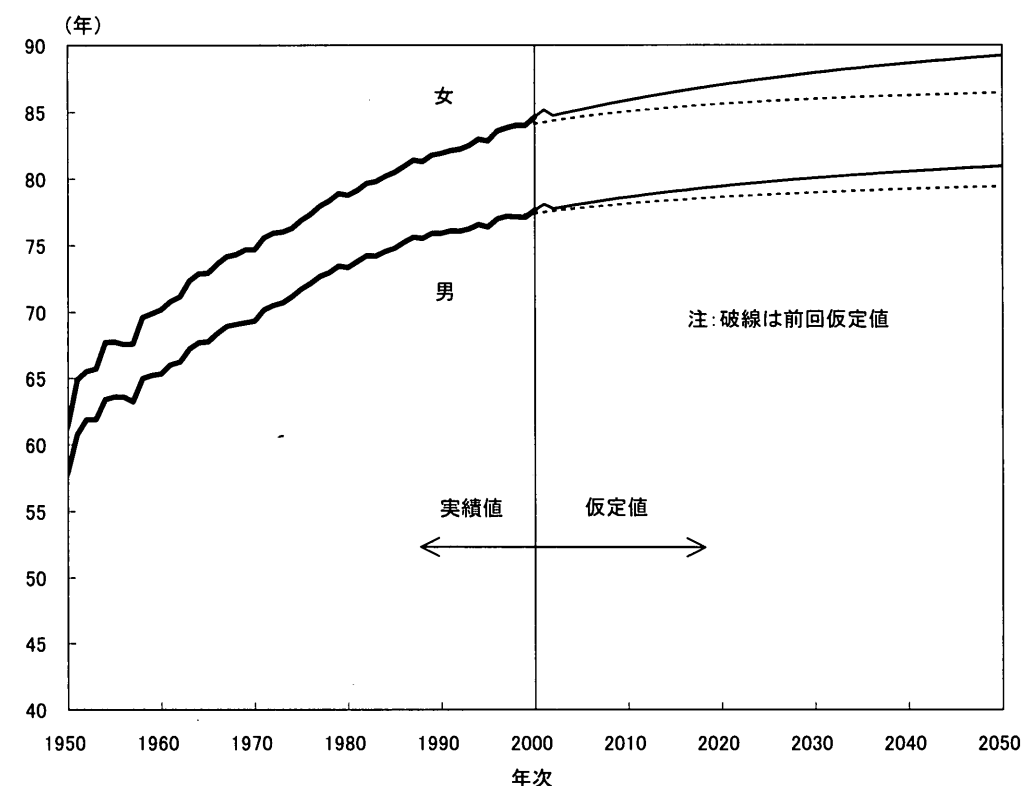


表6 仮定された平均寿命（出生時の平均余命）の推移

年次	(年)			年次	(年)		
	男	女	男女差		男	女	男女差
平成12(2000)	77.64	84.62	6.98	平成38(2026)	79.82	87.60	7.78
13(2001)	78.08	85.18	7.10	39(2027)	79.88	87.69	7.81
14(2002)	77.76	84.73	6.97	40(2028)	79.94	87.77	7.83
15(2003)	77.88	84.89	7.01	41(2029)	80.00	87.85	7.85
16(2004)	77.99	85.05	7.06	42(2030)	80.06	87.93	7.88
17(2005)	78.11	85.20	7.10	43(2031)	80.11	88.01	7.90
18(2006)	78.21	85.35	7.14	44(2032)	80.16	88.09	7.93
19(2007)	78.32	85.50	7.18	45(2033)	80.21	88.16	7.95
20(2008)	78.42	85.64	7.21	46(2034)	80.27	88.24	7.97
21(2009)	78.52	85.77	7.25	47(2035)	80.32	88.31	7.99
22(2010)	78.62	85.90	7.29	48(2036)	80.36	88.38	8.01
23(2011)	78.71	86.03	7.32	49(2037)	80.41	88.44	8.03
24(2012)	78.80	86.16	7.36	50(2038)	80.46	88.51	8.05
25(2013)	78.89	86.28	7.39	51(2039)	80.50	88.58	8.07
26(2014)	78.97	86.40	7.43	52(2040)	80.55	88.64	8.09
27(2015)	79.05	86.51	7.46	53(2041)	80.59	88.70	8.11
28(2016)	79.13	86.63	7.49	54(2042)	80.63	88.77	8.13
29(2017)	79.21	86.73	7.52	55(2043)	80.68	88.83	8.15
30(2018)	79.29	86.84	7.56	56(2044)	80.72	88.88	8.17
31(2019)	79.36	86.95	7.59	57(2045)	80.76	88.94	8.19
32(2020)	79.43	87.05	7.61	58(2046)	80.80	89.00	8.20
33(2021)	79.50	87.15	7.64	59(2047)	80.83	89.05	8.22
34(2022)	79.57	87.24	7.67	60(2048)	80.87	89.11	8.24
35(2023)	79.64	87.34	7.70	61(2049)	80.91	89.16	8.25
36(2024)	79.70	87.43	7.73	62(2050)	80.95	89.22	8.27
37(2025)	79.76	87.52	7.75				

平成12(2000)年は実績値である。

図7 合計特殊出生率の年次推移：実績値および仮定値

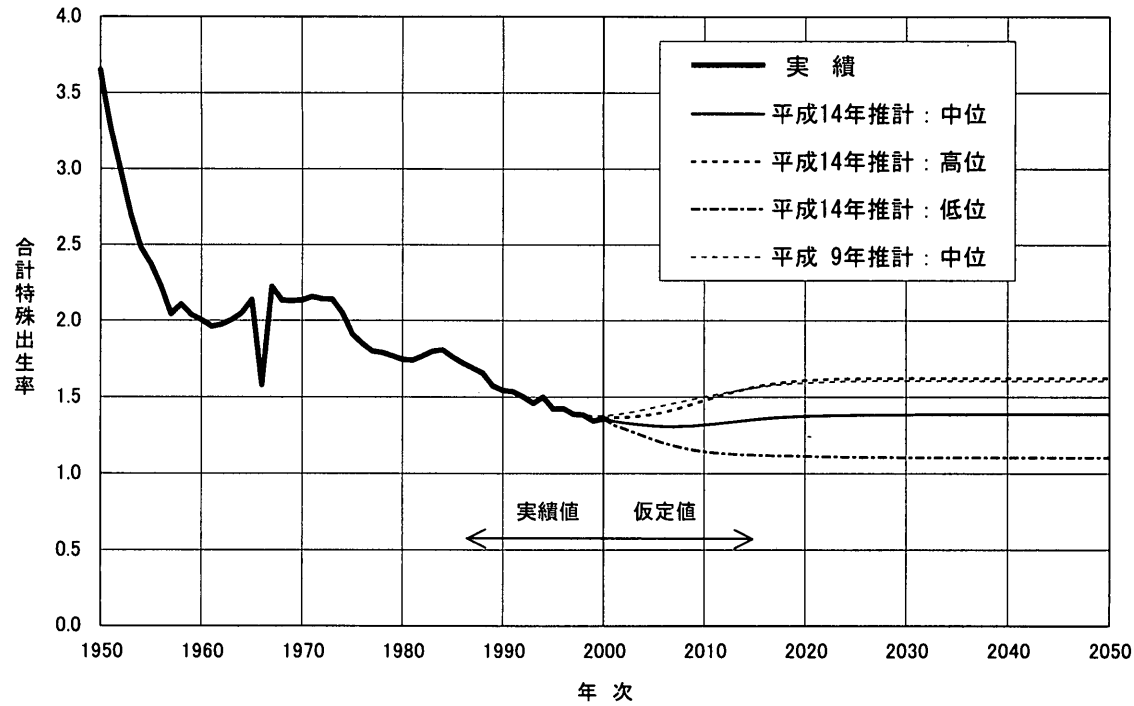


表7 仮定された合計特殊出生率の推移

年次	中位	高位	低位	年次	中位	高位	低位
平成12 (2000)	1.36009	1.36009	1.36009	平成38 (2026)	1.38214	1.62256	1.10603
13 (2001)	1.34277	1.36761	1.31671	39 (2027)	1.38253	1.62303	1.10527
14 (2002)	1.33240	1.36752	1.29344	40 (2028)	1.38304	1.62348	1.10475
15 (2003)	1.32344	1.37084	1.26896	41 (2029)	1.38361	1.62391	1.10441
16 (2004)	1.31686	1.37857	1.24511	42 (2030)	1.38420	1.62429	1.10419
17 (2005)	1.31076	1.38831	1.22074	43 (2031)	1.38477	1.62460	1.10404
18 (2006)	1.30696	1.40118	1.19843	44 (2032)	1.38528	1.62485	1.10392
19 (2007)	1.30622	1.41744	1.17963	45 (2033)	1.38565	1.62496	1.10375
20 (2008)	1.30816	1.43632	1.16432	46 (2034)	1.38599	1.62505	1.10363
21 (2009)	1.31166	1.45585	1.15156	47 (2035)	1.38629	1.62514	1.10356
22 (2010)	1.31786	1.47677	1.14260	48 (2036)	1.38654	1.62521	1.10351
23 (2011)	1.32471	1.49694	1.13555	49 (2037)	1.38673	1.62526	1.10347
24 (2012)	1.33225	1.51606	1.13025	50 (2038)	1.38688	1.62530	1.10344
25 (2013)	1.33929	1.53359	1.12556	51 (2039)	1.38699	1.62533	1.10342
26 (2014)	1.34688	1.55023	1.12258	52 (2040)	1.38708	1.62535	1.10340
27 (2015)	1.35370	1.56484	1.12022	53 (2041)	1.38714	1.62536	1.10339
28 (2016)	1.36028	1.57793	1.11880	54 (2042)	1.38718	1.62537	1.10339
29 (2017)	1.36509	1.58814	1.11677	55 (2043)	1.38721	1.62538	1.10338
30 (2018)	1.36881	1.59634	1.11469	56 (2044)	1.38723	1.62538	1.10338
31 (2019)	1.37303	1.60418	1.11407	57 (2045)	1.38725	1.62538	1.10338
32 (2020)	1.37522	1.60924	1.11222	58 (2046)	1.38725	1.62538	1.10338
33 (2021)	1.37673	1.61295	1.11039	59 (2047)	1.38726	1.62538	1.10338
34 (2022)	1.37890	1.61674	1.10983	60 (2048)	1.38726	1.62538	1.10338
35 (2023)	1.37992	1.61885	1.10857	61 (2049)	1.38726	1.62538	1.10338
36 (2024)	1.38091	1.62060	1.10769	62 (2050)	1.38726	1.62538	1.10338
37 (2025)	1.38191	1.62208	1.10713				

注：平成12(2000)年は実績値である。ただし、7月1日(年次)人口にもとづく実績値。人口動態統計公表値は10月1日人口にもとづく。

図8 出生性比の推移

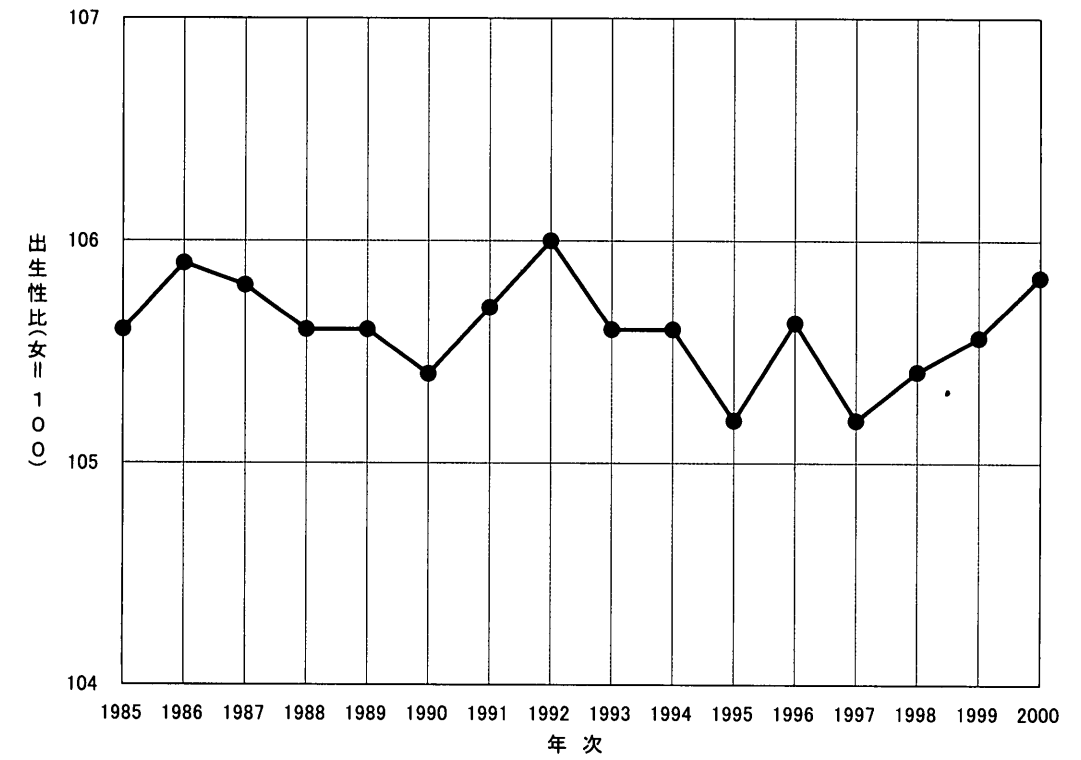


表8 性別出生数および出生性比：1970～2000年

年次	総数	男	女	出生性比 <sup>1)</sup>
1970	1,934,239	1,000,403	933,836	107.1
1975	1,901,440	979,091	922,349	106.2
1976	1,832,617	943,829	888,788	106.2
1977	1,755,100	903,380	851,720	106.1
1978	1,708,643	879,149	829,494	106.0
1979	1,642,580	845,884	796,696	106.2
1980	1,576,889	811,418	765,471	106.0
1981	1,529,455	786,596	742,859	105.9
1982	1,515,392	777,855	737,537	105.5
1983	1,508,687	775,206	733,481	105.7
1984	1,489,780	764,597	725,183	105.4
1985	1,431,577	735,284	696,293	105.6
1986	1,382,946	711,301	671,645	105.9
1987	1,346,658	692,304	654,354	105.8
1988	1,314,006	674,883	639,123	105.6
1989	1,246,802	640,506	606,296	105.6
1990	1,221,585	626,971	594,614	105.4
1991	1,223,245	628,615	594,630	105.7
1992	1,208,989	622,136	586,853	106.0
1993	1,188,317	610,268	578,049	105.6
1994	1,238,247	635,863	602,384	105.6
1995	1,187,064	608,547	578,517	105.2
1996	1,206,555	619,793	586,762	105.6
1997	1,191,665	610,905	580,760	105.2
1998	1,203,147	617,414	585,733	105.4
1999	1,177,669	604,769	572,900	105.6
2000	1,190,547	612,148	578,399	105.8

厚生労働省統計情報部『人口動態統計』による。  
注：日本人のみ。1970年は沖縄県を含まない。  
1) 出生性比は女100に対する男の数。

図9 日本人入国超過率の仮定

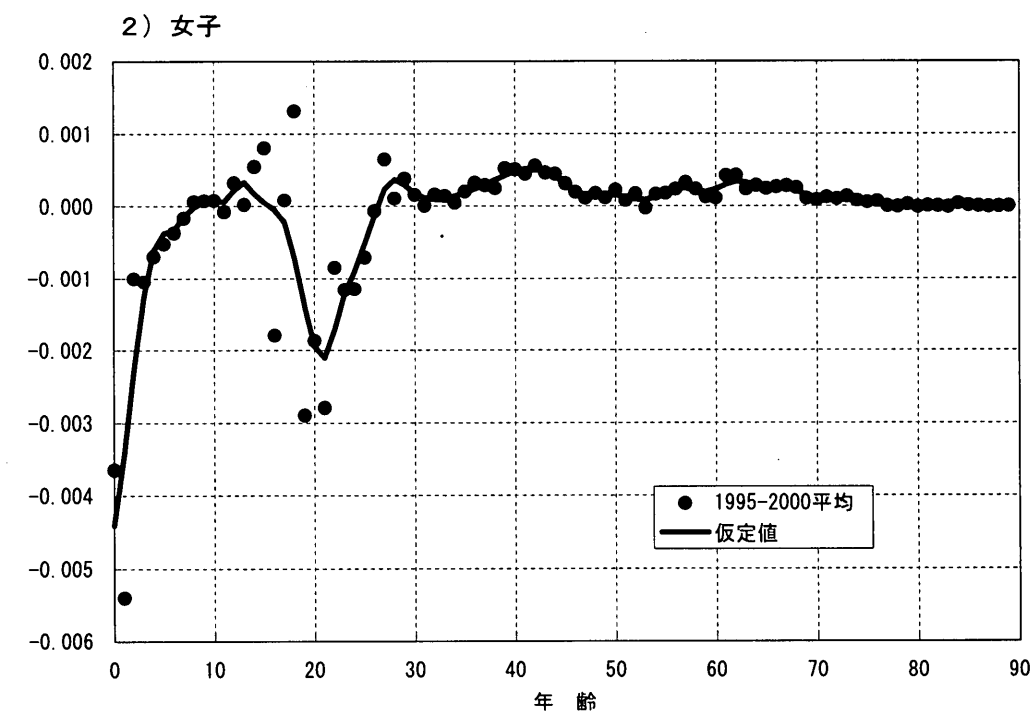
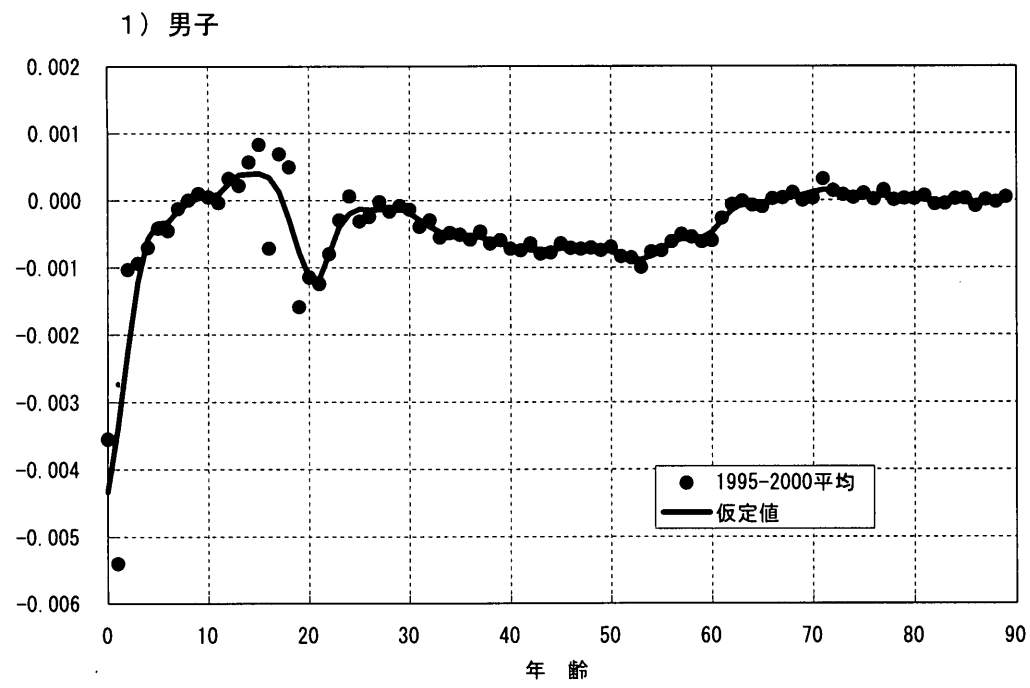


図10 外国人入国超過数の仮定値

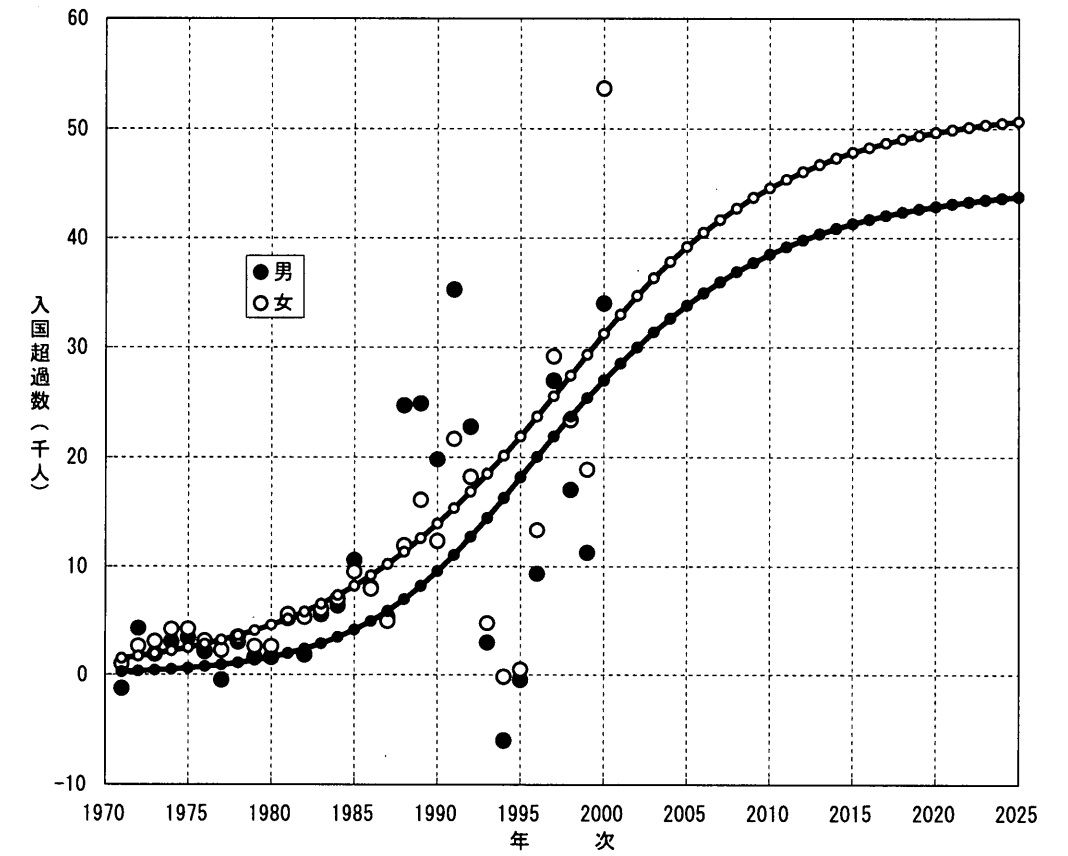
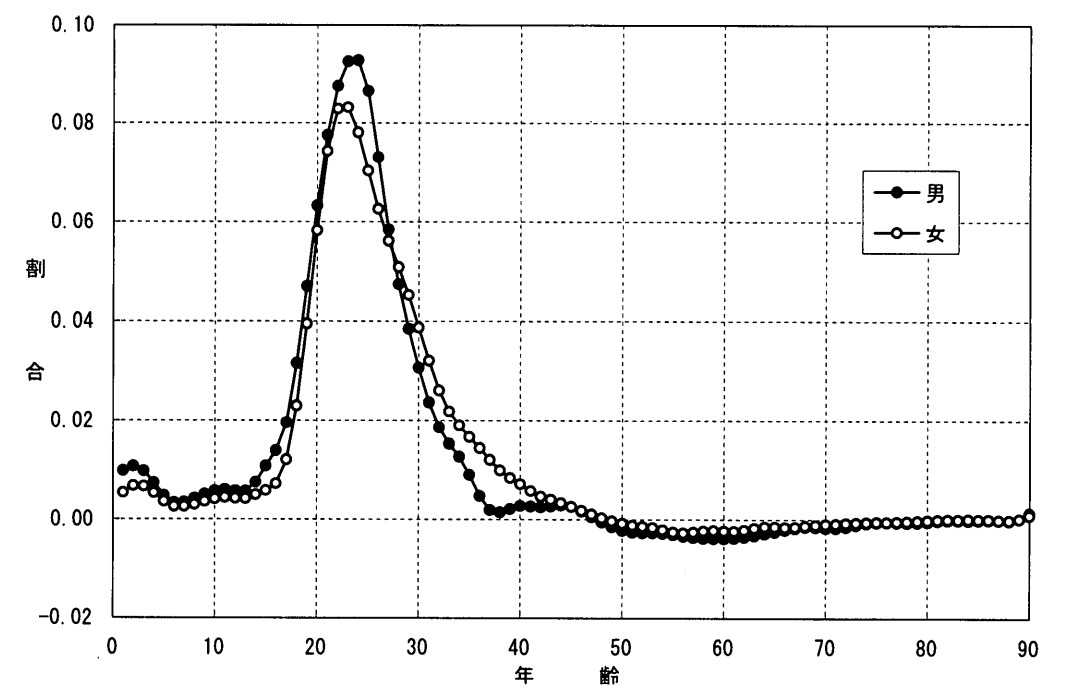


図11 外国人入国超過年齢別割合



## 第Ⅱ部

### 社会保障の体系と現状

## 第1節 社会保障の体系と現状

### 1 はじめに

中央省庁再編（中央省庁等改革基本法）によって、総理府社会保障制度審議会事務局が平成13年1月6日をもって廃止された。そのため本統計年報において平成11年版まで掲載してきた同事務局の推計「社会保障関係総費用」の更新ができなくなった。これまで本節、1. 社会保障の体系は社会保障制度審議会の「報告」に基づく社会保障制度の定義において整理してきた。基本的にその枠組みが変更されることは無いが、「社会保障関係総費用」において採用されてきた3分類すなわち「狭義の社会保障」「広義の社会保障」「社会保障関連制度」の区分による、費用を示すことができない。そこで代わりに社会保障費用統計としては、国立社会保障・人口問題研究所が推計公表している「社会保障給付費」を掲載し、理解の助けとなるよう配慮した。

なお、社会保障給付費の範囲は、ILO（国際労働機関）が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて決定されている。

ILOでは、社会保障の基準を次のように定めている。すなわち、以下の3基準を満たすすべての制度を社会保障制度と定義する。

- 1 制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。
  - (1) 高齢 (2) 遺族 (3) 障害 (4) 労働災害 (5) 保健医療 (6) 家族 (7) 失業 (8) 住宅 (9) 生活保護その他
- 2 制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。
- 3 制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。  
あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。  
特に、労働者災害補償の制度については、民間機関により実行されていることがあるが、対象の中に含めるべきである。

上記の基準に従えば、社会保障制度として、社会保険制度（雇用保険、労働者災害補償保険、介護保険を含む）、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれる。

## 2 社会保険、児童手当及び老人保健制度の内容一覧

### ① 医療保険制度

		職 域			
制度の種類		健康保険		船員保険	
根拠法 〔施行〕		健康保険法(大11.4.22法70) 〔昭2.1.1〕		船員保険法 (昭14.4.6法73) 〔昭和15.6.1〕	
対象		一般被用者		法第3条第2項の規定による労働者 船員	
経営主体 (平成15年度末現在)		政 府	各種健康保険組合 (1,674)	政 府	政 府
加入者数 (平成15年度末現在)		18,812千人 (家族数17,039千人)	14,790千人 (15,778千人)	22千人 (12千人)	73千人 (124千人)
財源	一般被用者 本人使用者計	4.1% } 8.2% 4.1% }	3.599% } 8.146% 4.547% } (平成15年3月末現在の平均)	1級日額 ~ 13級日額 (平均) 50 } 130 } 1,010 } 2,640 } 80 } 円 1,630 } 円	4.55% } 9.1% 4.55% }
	国庫負担・補助 (平成15年度予算)	給付費の13.0% (老人保健医療費 拠出金分16.4%)	事務費の補助 103.3億円(定額)	給付費の13.0% (老人保健医療費 拠出金分16.4%)	給付費の補助 30億円(定額)
保 険 給 付	診療等 (一部負担)	3歳未満 2割 3歳~69歳 3割 70歳~74歳 1割(一定以上所得者は2割)			
	入院時食事療養費	標準負担額 ・一般 1日780円 ・低所得者 1日650円 但し、91日目以降は1日500円			
給 付	高額療養費	自己負担額が72,300円+(医療費-241,000円)×1% (低所得者は35,400円、上位所得者は ※ ①世帯合算(同一月に21,000円以上の負担が複数生じた場合はこれを合算して世帯単位で高 ②多数回数該当世帯の負担軽減(前12カ月間に高額療養費の支給が4月以上になった場合は、 ③長期高額疾病患者の負担軽減(血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等については、			
	出産育児一時金	300,000円			
給 付	家族出産育児一時金	300,000円			
	埋葬料	標準報酬月額×1/10 (最低額100,000円)	最大月間標準賃金日額総額 相当(最低額100,000円)	標準報酬月額の2月分 (最低額100,000円)	
給 付	家族埋葬料	100,000円		標準報酬月額×2月分× 7/10(最低額100,000円)	
	傷病手当金	1日につき標準報酬日額×6/10 1年6月まで	1日につき最大月間標準賃金日額総額×1/50 相当額 6月(結核性1.5年)まで	1日につき標準報酬日額×6/10 3年まで	
給 付	出産手当金	1日につき標準報酬日額×6/10 分娩日(分娩が分娩予定日後であるときは、分娩予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は、98日)から分娩日後56日まで	1日につき、月間標準賃金日額総額×1/50	1日につき標準報酬日額×6/10 分娩日以前未就労期間、 分娩日後56日分まで	
	休業手当金	—			
災 害 給 付	弔慰金	—			
	家族弔慰金	—			
給 付	災害見舞金	—			

(注) 1 被用者保険の保険料には、老人保健拠出金、退職者給付拠出金を含む。(法第3条第2項被保険者を使用する事業主の  
2 健康保険組合及び各共済組合の保険給付には、付加給付あり。  
3 各種共済組合の保険料率は最高・最低の短期掛金率である。  
4 各国民健康保険組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入する  
資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

平成16(2004)年7月現在

保 険			地 域 保 険		
国家公務員共済組合 (昭33.5.1法128) 〔昭33.7.1〕	地方公務員共済組合 (昭37.9.8法152) 〔昭37.12.1〕	私立学校教職員共済 (昭28.8.21法245) 〔昭29.1.1〕	国民健康保険 (昭33.12.27法192) 〔昭34.1.1〕		
国家公務員	地方公務員	私立学校教職員	一般国民(農業者・自営業者等)	被用者保険の退職者	
各省庁等共済組合 (23)	各地方公務員等共済組合 (54)	日本私立学校振興・共済事業団	各市町村(特別区) (3,224)	各国民健康保険組合 (166)	各市町村 退職者 5,815千人
1,130千人 (1,469千人)	2,854千人 (3,514千人)	455千人 (373千人)	46,191千人	4,106千人	
2.06%~3.57% } 2.06%~3.57% } 4.13~ 7.15% (平成15年4月1日現在)	4.21% } 8.43% 4.21% }	4.44% } 8.89% 4.44% }	(1世帯当たり平均保険料(税)調定額) (市町村) (163,842円) (14年度)		
事務費の全額	〔各地方公共団体が事務費の全額負担〕	事務費の一部	事務費の全額 給付費等の50%	給付費等の32~52%	なし
・低所得者のうち特に所得の低い者 1日300円					
139,800円+(医療費-466,000円)×1% を超える場合その超える額を支給する。 額療養費を支給) 4月日以降の自己負担額は40,200円(低所得者24,600円、上位所得者77,700円)) 自己負担限度額は10,000円)〔長期高額疾病は厚生労働大臣が指定〕					
条例・規定の定めるところによる (基準額300,000円)			条例・規定の定めるところによる *(基準額300,000円)		
標準報酬月額×1/10 (最低額100,000円)			給料の1月分 (最低額100,000円)		
標準報酬月額×70/100 (最低額100,000円)			標準給与月額×70/100 (最低額100,000円)		
1日につき標準報酬日額 ×65/100 1年6月(結核性3年)まで			1日につき給料日額×80/100 1年6月(結核性3年)まで		
1日につき標準報酬日額 ×65/100 分娩日(分娩が分娩予定日後であるときは、分娩予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は、98日)から分娩日後56日まで			1日につき標準給与日額 ×80/100 1年6月(結核性3年)まで		
1日につき標準報酬日額×50/100			1日につき給料日額×60/100		
標準報酬月額×1/10 (最低額100,000円)			給料月額×70/100		
標準報酬月額×70/100			給料月額×70/100		
損害の程度に応じ標準報酬月額の半月分~3月分			損害の程度に応じ給料の半月分~3月分		
設立する健康保険組合にあっては、日雇拠出金を含む)					

る者及びその家族については政管健保並である。

② 年金制度

平成16(2004)年10月1日現在

制度の種類	国民年金		
根拠法〔施行〕	国民年金法(昭34.4.16法141)〔(拠出制年金)昭36.4.1〕		
対象	第1号被保険者…日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次の第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者 第2号被保険者…被用者年金制度の被保険者又は組合員 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者であって、20歳以上60歳未満の者		
経営主体	政府		
被保険者数 (平成14年度末現在)	3,360万人(第1号・3号・任意加入被保険者の数)		
財源	保険料	第1号被保険者…(一般保険料)月額13,300円 <sup>(注1)</sup> (付加保険料)月額400円 第2号被保険者} 被用者年金制度から、基礎年金拠出金として国民年金に拠出 第3号被保険者}	
	国庫負担	基礎年金給付費の1/3 <sup>(注2)</sup> 、保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用、付加年金給付費の1/4、事務費の全額	
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	老齢基礎年金	保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間(合算対象期間も含む。)が25年 <sup>(注3)</sup> 以上である者が65歳に達したとき支給(支給の繰上げ、繰下げの制度がある。)	$794,500円 \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料半額免除月数}) \times \frac{2}{3} + (\text{保険料全額免除月数}) \times \frac{1}{3}}{480}$ <sup>(注4)</sup> 厚生年金保険の配偶者加給の対象となっている妻には、振替加算がある。
	付加年金	付加保険料納付者が老齢基礎年金の受給権を取得したとき支給	200円×付加保険料納付済月数
障害給付	障害基礎年金	(1)被保険者期間中に初診日のある傷病等で、障害認定日において障害等級表に該当する者に支給(初診日前に滞納期間が1/3未満の場合に限る。 <sup>(注5)</sup> ) (2)20歳前に初診日のある傷病で、20歳に到達した日(又は障害認定日)に障害等級表に該当する者に支給	1級 993,100円+加算額 2級 794,500円+加算額 (加算額は子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき228,600円、3人目以上は1人につき76,200円)
	遺族給付	次のいずれかに該当する被保険者等が死亡したときに、生計を維持されているその者の子のある妻又は子に支給。ただし、(1)又は(2)に該当するときは死亡前の滞納期間が1/3未満の場合に限る。 <sup>(注6)</sup> (1)被保険者 (2)被保険者であった者であって、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者 (3)老齢基礎年金の資格期間を満たしている者	子のある妻に支給する場合 794,500円+加算額(子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき228,600円、3人目以上は1人につき76,200円) 子に支給する場合 794,500円+加算額(2人目の子には228,600円、3人目以上は1人につき76,200円)
給付	寡婦年金	第1号被保険者期間で老齢基礎年金の支給要件を満たしている夫が死亡した場合に、10年以上継続して婚姻関係がある65歳未満の妻に60歳から65歳に達するまでの間支給(夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給した場合を除く。)	第1号被保険者としての被保険者期間について老齢基礎年金の例によって計算した額×3/4
	死亡一時金	第1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上の者(基礎年金受給者を除く。)が死亡した場合にその者の遺族に支給	保険料納付済期間に応じた額(12万円~32万円) 付加保険料納付済期間が3年以上の場合8,500円を加算

- (注) 1 平成17年4月から毎年280円(16年度価格)ずつ引き上げ、29年度以降16,900円(16年度価格)で固定する。  
2 平成16年度から引き上げに着手し、21年度までに1/2に引き上げる。  
3 昭和5年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて24~21年の期間短縮措置がある。  
4 昭和16年4月1日以前に生まれた者については、25~39年の加入可能年数を12倍した数になる。  
5 平成28年3月までは、初診日や死亡した日のある月の前々月までの直近1年間に保険料滞納がなければ支給する。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

制度の種類	厚生年金保険		
根拠法〔施行〕	厚生年金保険法(昭29.5.19法115)〔昭29.5.1(昭和16年法律第60号の全部改正)〕		
対象	70歳未満の一般被用者並びに船員、旅客鉄道会社等、日本たばこ産業及び日本電信電話の役員、農林漁業団体等職員		
経営主体	政府		
加入者数 (平成14年度末現在)	3,214万人(農林漁業団体等職員を除く。農林漁業団体職員共済の14年度末の組合員数は45万人)		
財源	掛金率	本人計 6.967% <sup>(注1)</sup> 13.934% <sup>(注1)</sup> 7.604% <sup>(注1)</sup> 15.208% <sup>(注2)</sup> 7.845% <sup>(注2)</sup> 15.69% <sup>(注2)</sup> 7.775% <sup>(注2)</sup> 15.55% <sup>(注2)</sup> 7.775% <sup>(注2)</sup> 15.55% <sup>(注2)</sup> 7.352% <sup>(注3)</sup> 7.352% <sup>(注3)</sup> 14.704% <sup>(注3)</sup>	
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3 <sup>(注4)</sup> 等、事務費の全額	
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	老齢厚生年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている者に65歳から支給  (特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしており厚生年金の被保険者期間が1年以上である者が、60歳に達した後65歳まで支給	$\text{A} \left\{ \left( \frac{\text{平成15年3月以前の平均標準報酬月額}}{1000} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{平成15年3月以前の加入期間月数} \right) + \left( \frac{\text{平成15年4月以後の平均標準報酬月額}}{1000} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{平成15年4月以後の加入期間月数} \right) \right\} \times \text{スライド率} 0.998 + \text{加給年金額} (\text{配偶者} 228,600円、\text{子} (18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者) 2人目まで1人につき228,600円、3人目以上は1人につき76,200円)$ 新たな給付乗率による年金額が、改正前の年金額の計算方式(物価スライドを含む)による年金額を下回る場合には、改正前の年金額の計算方式による年金額を支給  〔(1,676円 <sup>(注5)</sup> )×加入期間月数×スライド率0.988)+(上記計算式A)〕
	障害給付	障害厚生年金 障害手当金	被保険者であった間に初診日のある傷病に関し、障害基礎年金の受給要件を満たしている者に障害の程度に応じて支給  障害厚生年金に準ずる(障害厚生年金に該当しない障害の程度)
遺族給付	遺族厚生年金	次のいずれかに該当した場合に支給 (1)被保険者が死亡したとき又は被保険者資格を喪失後被保険者であった間に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき(遺族基礎年金と同様の国民年金の被保険者期間の要件が必要) (2)障害厚生年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき (3)老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき	老齢厚生年金額×3/4  子のない寡婦で権利を取得した当時35歳以上の者等には40歳から65歳に達するまで596,000円を加算する
	順位	1	
	配偶者	1	
	子	2	
給付	父母	2	
	孫	3	
給付	祖父母	4	
	祖父母	4	

- (注) 1 平成16年10月から毎年0.354%ずつ引き上げ、29年9月以降18.3%で固定される。  
2 日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業の各共済組合は平成9年4月に厚生年金保険に統合された。なお、厚生年金の保険料率が追いつくまでの間、日本鉄道及び日本たばこ産業に使用される被保険者の保険料率は据え置くこととしている。  
3 農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に、厚生年金保険に統合された。なお、農林漁業団体等の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の保険料率は、厚生年金保険法の保険料率(13.934%)に0.77%を加算した14.704%である。  
4 平成16年度から引き上げに着手し、21年度までに1/2に引き上げる。  
5 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{9.5}{1000} \sim \frac{7.23}{1000}$ とする。  
6 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{7.308}{1000} \sim \frac{5.562}{1000}$ とする。  
7 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて3,143円~1,730円となる。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」



平成16(2004)年10月1日現在

制度の種類		国家公務員共済組合	
根拠法〔施行〕		国家公務員共済組合法(昭33.5.1法128)〔昭33.7.1(昭和23年法律第69号の全部改正)〕	
対象		国家公務員及び国家公務員共済組合連合会の職員	
経営主体		国家公務員共済組合連合会	
加入者数 (平成14年度末現在)		110万人	
財源	掛金率 本人使用者計	(連合会) 7.2545%   14.509% 7.2545%   [一般組合員]	
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3 <sup>(注1)</sup> 等、事務費の全額	
給付		支給要件	年金額
老齢給付	退職共済年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、65歳に達した後に退職し、又は退職した後に65歳に達したとき支給 老齢基礎年金の受給要件を満たしている65歳以上の組合員に、標準報酬月額に応じて減額支給	$\textcircled{A} \left( \frac{\text{平成15年3月以前の平均標準報酬月額} \times 7.125^{(注2)}}{1000} \times \text{平成15年3月以前の組合員期間月数} \right)$ $+ \left( \frac{\text{平成15年4月以後の平均標準報酬月額} \times 5.481^{(注3)}}{1000} \times \text{平成15年4月以後の組合員期間月数} \right)$ $+ \left( \frac{\text{平成15年3月以前の平均標準報酬月額} \times 1.425^{(注4)}}{1000} \times \text{平成15年3月以前の組合員期間月数} \right)$ $+ \left( \frac{\text{平成15年4月以後の平均標準報酬月額} \times 1.096^{(注5)}}{1000} \times \text{平成15年4月以後の組合員期間月数} \right)$ ×スライド率0.988+加給年金額(老齢基礎年金に同じ) 新たな給付乗率による年金額が、改正前の年金額の計算方式(物価スライドを含む)による年金額を下回る場合には、改正前の年金額の計算方式による年金額を支給
		(特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たし組合員期間が1年以上ある組合員が、60歳に達した後65歳まで支給	$(1,676 \text{円}^{(注6)}) \times \text{組合員期間月数} \times \text{スライド率} 0.988 + (\text{上記計算式}\textcircled{A})$
障害給付	障害共済年金	組合員であった間に初診日のある傷病に関して、障害の程度に応じて支給 (受給権者が組合員である間は支給停止)	1級 退職共済年金×1.25+加給年金額 2級 退職共済年金+加給年金額 3級 退職共済年金(最低保障596,000円)
	障害一時金	障害共済年金に準ずる(障害共済年金に該当しない障害の程度)	退職共済年金×2(最低保障1,171,400円)
遺族給付	遺族共済年金	組合員又は組合員であった者が、次のいずれかに該当した場合に支給 (1)組合員が死亡したとき (2)組合員が退職後、組合員であった期間中に初診日がある傷病によって、初診日から5年以内に死亡したとき (3)障害共済年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき (4)退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき	退職共済年金×3/4 子のない寡婦等には、40歳から65歳に達するまで596,000円を加算する
	順位		
	配偶者	1	
	子	1	
	父母	2	
	孫	3	
	祖父母	4	

- (注) 1 平成16年度から引き上げに着手し、21年度までに1/2に引き上げる。  
 2 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて  $\frac{9.5}{1000} \sim \frac{7.23}{1000}$  とする。  
 3 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて  $\frac{7.308}{1000} \sim \frac{5.562}{1000}$  とする。  
 4 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて  $\frac{0.475}{1000} \sim \frac{1.397}{1000}$  とする。  
 5 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて  $\frac{0.365}{1000} \sim \frac{1.075}{1000}$  とする。  
 6 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて3,143円～1,730円となる。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

制度の種類		地方公務員共済組合		私立学校教職員共済	
根拠法〔施行〕		地方公務員等共済組合法 (昭37.9.8法152)〔昭37.12.1〕		私立学校教職員共済法 (昭28.8.21法245)〔昭29.1.1〕	
対象		地方公務員		私立学校教職員	
経営主体 (平成14年度末現在)		各地方公務員共済組合(83組合)		日本私立学校振興・共済事業団	
加入者数 (平成14年度末現在)		318万人		43万人	
財源	掛金率 本人使用者計	6.692% } 13.384% 6.692% }		5.23% } 10.46% 5.23% }	
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3 <sup>(注1)</sup> 等、事務費の全額(地方公共団体負担)		基礎年金拠出金の1/3 <sup>(注1)</sup> 等、事務費の一部	
給付		支給要件	年金額	支給要件	年金額
老齢給付	退職共済年金		(国家公務員共済組合に同じ)		(国家公務員共済組合に同じ)
		障害共済年金	(国家公務員共済組合に同じ)	障害一時金	(国家公務員共済組合に同じ)
遺族給付	遺族共済年金		(国家公務員共済組合に同じ)		(国家公務員共済組合に同じ)
	順位				
	配偶者	1			
	子	1			
	父母	2			
	孫	3			
	祖父母	4			

- (注) 1 平成16年度から引き上げに着手し、21年度までに1/2に引き上げる。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

平成16(2004)年3月31日現在

制度の種類		厚生年金基金	
根拠法〔施行〕	厚生年金保険法(昭29.5.19法115)〔昭40.6.1法104で追加、昭41.10.1〕		
対象	65歳未満の一般被用者及び船員(いずれも基金加入者)		
経営主体 (平成15年度末現在)	各厚生年金基金(1,357基金)		
加入者数 (平成15年度末現在)	835万1千人		
財源	掛金率 本人使用者計	1.6%~1.9% } 3.2%~3.8%	
	国庫負担	なし	
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	(年金給付) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに支給	給付形態には次の3通りがある	
		①代行型 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ②加算型 ・基本部分 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ・加算部分 定率又は定額給付 ③共済型 標準給与×一定率(又は加入期間別乗率)	

平成16(2004)年3月31日現在

制度の種類		国民年金基金	
根拠法〔施行〕	国民年金法(昭34.4.16法141)〔平元.12.22法86で追加、平3.4.1〕		
対象	国民年金の第1号被保険者(国民年金の保険料免除者、農業者年金の被保険者を除く)		
経営主体 (平成15年度末現在)	各国民年金基金 72基金 地域型国民年金基金・職能型国民年金基金		
加入者数 (平成15年度末現在)	78万9千人		
財源	保険料 (掛金)	給付の型や加入時の年齢により異なる。上限額 月額 68,000円	
	国庫負担	国民年金本体の付加年金と同様、事務費	
給付	支給要件	年金額	
年金	老齢年金	65歳に達したとき	終身年金A型・B型と確定年金I型・II型・III型の5種類、加入する口数によって、受け取る年金額が決まる。
	遺族一時金	保証期間のあるタイプの年金に加入していた人が、年金を受ける前や保証期間分の年金をすべて受ける前に亡くなった場合に、生活を共にしていた遺族(次の①~⑥の順位①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹)に支給。	加入する口数によって、受け取る年金額が決まる。

資料：法研「厚生年金基金の手引」「国民年金基金の手引」

	厚生年金基金	確定給付企業年金	適格退職年金
根拠法	厚生年金保険法 (制度創設：昭和41年)	確定給付企業年金法 (制度創設：平成14年)	法人税法 (制度創設：昭和37年)
設立	厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立	基金型企業年金：厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立 規約型企業年金：信託会社、生命保険会社等と契約を締結し厚生労働大臣の認可を受ける。	信託契約・生保契約等について国税庁長官の承認(平成14年4月以降新たなものは認められず、既存のものは平成24年3月末までに他制度へ移行等する必要あり。)
運営主体	厚生年金基金	基金型企業年金：企業年金基金 規約型企業年金：事業主	事業主
給付			
①給付水準	厚生年金の代行部分の1割以上の上乗せ給付※平成17年4月以降に設立の基金は5割以上	なし	なし
②給付期間	原則として終身年金	5年以上	5年以上
掛金負担	原則事業主と加入者で折半であるが、上乗せ部分は大半が事業主負担。	事業主負担を原則とし、本人も任意で拠出可能	事業主負担を原則とし、本人も任意で拠出可能
積立基準	少なくとも5年ごとに財政再計算を実施 給付債務に見合った積立金の積立を義務づけ (継続基準、非継続基準)	同左	少なくとも5年ごとに財政再計算を実施 積立を行う義務はなし。
受託者責任	制度の管理・運営に関わる者の責任、行為準則を規定	同左	明文規定はない。
情報開示	財務状況等について加入者等への情報開示	同左	明文規定はない。
税制上の取扱い			
①掛金	事業主負担：損金算入 加入者負担：社会保険料控除	事業主負担：損金算入 加入者負担：生命保険料控除	事業主負担：損金算入 加入者負担：生命保険料控除
②積立金	代行相当分の2.7倍に相当する水準を超える部分について1.173%(国税1%、地方税0.173%)の特別法人税が課税(平成16年度までは凍結)	本人掛金を除いた部分について1.173%(国税1%、地方税0.173%)の特別法人税が課税(平成16年度までは凍結)	本人掛金を除いた部分について1.173%(国税1%、地方税0.173%)の特別法人税が課税(平成16年度までは凍結)
③給付	年金：雑所得課税(公的年金等控除) 一時金：退職手当等として課税(一定額控除)	年金：雑所得課税(公的年金等控除) 一時金：退職手当等として課税(一定額控除) (いずれも本人拠出分を除く)	年金：雑所得課税(公的年金等控除) 一時金：退職手当等として課税(一定額控除) (いずれも本人拠出分を除く)

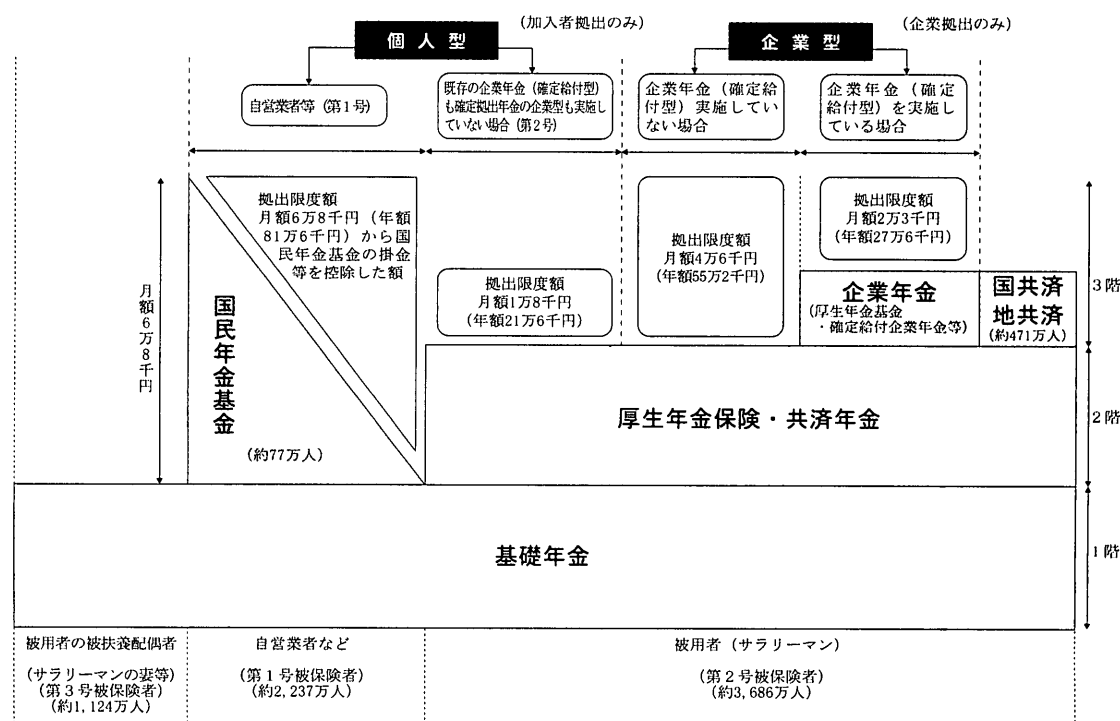
資料：法研「厚生年金基金の手引」

平成15(2003)年1月1日現在

	確定拠出年金			
	企業型年金加入者		個人型年金加入者	
	厚生年金被保険者		国民年金第1号被保険者	厚生年金被保険者
	企業年金あり	企業年金なし	自営業者等	企業型年金、企業年金なし
加入資格	60歳未満の企業型年金規約に定めた者		20歳以上60歳未満の自営業者	60歳未満の企業従業員
拠出方法	企業拠出		自己拠出	自己拠出(原則給与天引き)
税制	拠出時	損金算入(年額27万6,000円が拠出限度)	損金算入(年額55万2,000円が拠出限度)	所得控除(年額81万6,000円が拠出限度)
	運用時	運用益については非課税(年金資産には特別法人税が課されるが、特別法人税は平成14年度末まで課税停止中)		運用益については非課税(年金資産には特別法人税が課されるが、特別法人税は平成14年度末まで課税停止中)
	給付時	老齢給付金において、一時金：退職所得控除/年金：公的年金等控除		老齢給付金において、一時金：退職所得控除/年金：公的年金等控除
運用商品	運営管理機関が示した商品のなかから加入者が選択		加入者が運営管理機関の用意する複数のプランのなかから1つのプランを選択	
給付方法	老齢給付金を60歳から受けるには10年以上の加入期間が必要。加入期間によって支給開始が繰り下げられ、遅くとも70歳までに受け取りを開始すること		老齢給付金を60歳から受けるには10年以上の加入期間が必要。加入期間によって支給開始が繰り下げられ、遅くとも70歳までに受け取りを開始すること	
ポータビリティ	あり(ただし、規約の定めで掛金が事業主に返還される場合あり)		あり	
途中引き出し	不可(ただし例外的に脱退一時金制度あり)		不可(ただし脱退一時金が支給される)	

資料：ライフデザイン研究所「平成14年版企業年金白書」

確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係



(注) 加入員数 年金制度の体系(平成15年3月末現在)  
資料：厚生労働省「厚生労働白書」

制度の種類	農業者年金基金		
根拠法〔施行〕	農業者年金基金法(昭45.5.20法78)〔昭46.1.1〕 平成13年改正法施行		
対象	農業者		
経営主体	農業者年金基金		
加入者数 (平成13年度末現在)	6万2千人		
財源	保険料	通常保険料 政策支援を受けない者が納付する保険料 月額 2万円から6万7千円まで千円単位で加入者が決定 特例保険料 認定農業者等政策支援を受ける者が納付する保険料 月額 基本となる保険料2万円から補助額(2割、3割及び5割)を除いた額	
	国庫負担	政策支援(保険料の国庫補助)にあたる部分	
給付	支給要件	年金額	
(平成14年1月1日から、任意加入方式の新制度となった。)			
年金	農業者老齢年金(新制度)	65歳に達したとき(60歳まで繰上げ受給可)	納付した保険料及びその運用収入の総額を予定利率及び予定死亡率を勘案して農林水産大臣が定める数で除して得た額
	特例付加年金(新制度)	①65歳到達、②農業経営の廃止(経営継承)、③60歳までの保険料納付済期間等が20年以上である場合の3つの要件全てを満たしたとき(農業廃止後60歳まで繰上げ受給可)	国庫助成額及びその運用収入の総額を基礎として、予定利率及び予定死亡率を勘案して農林水産大臣が定める数で除して得た額
一時金	死亡一時金(新制度)	加入者及び受給権者が80歳に達する前に死亡したとき	死亡した日の翌月から80歳に達する月までに、そのものに支給されることとなる農業者老齢年金の額の現価に相当する額
(旧制度の加入者は平成14年1月1日で全員資格喪失となった。)			
加入者への経過措置	脱退一時金(旧制度)	旧制度の保険料納付済期間が3年以上ある場合	納付済保険料総額の約3割
	特例脱退一時金(旧制度)	旧制度の加入者や待期者で、旧制度の保険料納付済期間等と特別カラ期間を合算した期間が20年以上ある場合	将来年金を受給するか特例脱退一時金を受給するか選択 納付済保険料総額の8割に相当する額
受給者への経過措置	農業者老齢年金(旧制度)	これのみの受給の場合、削減なし。 物価スライド廃止	
	経営移譲年金(旧制度)	給付適正化措置により平均9.8%の削減。 物価スライド廃止	

資料：農業者年金基金「農業者年金入門ガイド」

③ 業務災害補償制度

平成16(2004)年8月1日現在

制度の種類	労働者災害補償保険	
根拠法〔施行〕	労働者災害補償保険法 (昭22.4.7法50)〔昭22.9.1〕	
対象	一般被用者	
営業主体	政府(厚生労働省)	
対象人員 (平成15年度末現在)	4,792万人	
財源	使用者掛金率	事業の種類に応じ賃金総額に対し0.5～12.9%
	国庫負担等	予算の範囲で一部費用補助
負傷、疾病に対するもの	右以外の場合	療養開始後1年6ヵ月を経過しても治らず傷病等級に該当する場合
	療養補償給付(療養給付)	療養の給付又は療養費の支給10割。ただし
	休業補償給付(休業給付) 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額(平均賃金相当額)の60% 〔労働福祉事業〕 休業特別支給金 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額の20%	傷病補償年金(傷病年金) 給付基礎日額の313日分(1級)～245日分(3級) 〔労働福祉事業〕 傷病特別支給金 114万円(1級)～100万円(3級) 傷病特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)～245日分(3級)
障害に対するもの	年金	障害補償年金(障害年金) 給付基礎日額の313日分(1級)～131日分(7級) 〔労働福祉事業〕 障害特別支給金 342万円(1級)～159万円(7級) 障害特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)～131日分(7級)
	一時金	障害補償一時金(障害一時金) 給付基礎日額の503日分(8級)～56日分(14級) 〔労働福祉事業〕 障害特別支給金 65万円(8級)～8万円(14級) 障害特別一時金 算定基礎日額の503日分(8級)～56日分(14級)
遺族に対するもの	年金	遺族補償年金(遺族年金) 給付基礎日額の153日分(遺族1人)～245日分(遺族4人以上) 〔労働福祉事業〕 遺族特別年金 算定基礎日額の153日分(遺族1人)～245日分(遺族4人以上) 遺族特別支給金 300万円(労働者の死亡当時の遺族補償給付(遺族給付)の受給権者に支給)
	一時金	○遺族補償年金(遺族年金)を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金(遺族一時金) 給付基礎日額の1,000日分を限度 〔労働福祉事業〕 遺族特別一時金 算定基礎日額の1,000日分を限度 遺族特別支給金 300万円(労働者の死亡当時の遺族補償給付(遺族給付)の受給権者に支給)
介護に対するもの	介護補償給付(介護給付) 介護の費用として支出した額(上限額：常時介護は月104,970円、随時介護は52,490円)、あるいは一律定額	
葬祭に対するもの	葬祭料(葬祭給付) 315,000円+給付基礎日額の30日分(この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分)	
二次健康診断に対するもの	二次健康診断…脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査 特定保健指導…二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症の予防を図るため医師等により行われる保健指導	
労働福祉事業	労災病院、特別支給金、義肢等補装具支給等	

(注) 1 ( )内は通勤災害の場合の給付の名称である。  
2 労災保険では、賃金の変動率に応じて自動的に給付額の改定を行う(スライド制)。船員保険では、労災保険と同様に資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

平成15(2003)年6月1日現在

船員保険
船員保険法(災害補償部門創設) (昭22.9.5法103)〔昭22.12.1〕
船員
政府
6万7千人
7.0%
支給費用のうち船員法を超える部分の一部
(受給に加入期間による制限はない)
療養の給付(又は療養費) 通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり
傷病手当金 4月まで1日につき標準報酬日額の全額 4月をこえる1日につき標準報酬日額の60% 〔福祉事業〕 傷病手当特別支給金 4月をこえる1日につき標準報酬日額の20%
障害年金 最終標準報酬月額10.4月分(1級)～4.4月分(7級) 〔福祉事業〕 障害第一種特別支給金 342万円(1級)～159万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害年金の額の8%
障害手当金 最終標準報酬月額20月分(1級)～2月分(7級) 〔福祉事業〕 障害第一種特別支給金 65万円(1級)～8万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害手当金の額の8%
遺族年金 最終標準報酬月額5.5月(加給金の対象となる子の数0人)～8.2月(加給金の対象となる子の数3人以上) 〔福祉事業〕 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族年金の額の8%
○遺族年金を受ける者がいないとき支給 遺族一時金 最終標準報酬月額×36月分 行方不明手当金 1日につき最終標準報酬日額相当額 受給期間3月まで 〔福祉事業〕 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族一時金の額の8%
介護料 介護の費用として支出した額(上限額：常時介護は月104,970円、随時介護は月52,490円)、あるいは一律定額
葬祭料 最終標準報酬月額2月分(最終標準報酬月額が315,000円未満の場合は、315,000円+1月分)
なし
船員保険病院、特別支給金、義肢等補装具支給等

スライドされる。

(関係制度及び年金保険部門のうち業務上・職務上(通勤災害を含む)障害・死亡の場合にのみ支給される給付を含む)

制度の種類	国家公務員災害補償		地方公務員災害補償
根拠法〔施行〕	国家公務員災害補償法 (昭26.6.2法191)〔昭26.7.1〕		地方公務員災害補償法 (昭42.8.1法121) 〔昭42.12.1〕
対象	国家公務員		地方公務員
経営主体	政府		地方公務員災害補償基金
適用者数	114万人(平成12年度末現在)		329万人(平成12年度末現在)
財源	(全額負担)		地方公共団体負担
負傷・疾病に対するもの	右以外の場合	療養の開始後1年6月を経過しても治らず、傷病等級に該当する場合	
	療養補償給付 療養の給付又は療養費の支給 10割。 ただし、通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり。	休業補償給付 平均給与額の60% 〔福祉事業〕 休業援護金 平均給与額の20% *平均給与額とは最終3ヵ月間の平均日額	
障害に対するもの	年	障害補償年金 平均給与額の313日分(1級)～131日分(7級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 342万円(1級)～159万円(7級) 障害特別援護金 1,460万円(1級)～450万円(7級) (通勤途上の場合、910万円(1級)～285万円(7級)) 障害特別給付金 障害補償年金×特別給支給率	国家公務員災害補償に同じ
	一時金	障害補償一時金 平均給与額の503日分(8級)～56日分(14級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 65万円(8級)～8万円(14級) 障害特別給付金 障害補償一時金×特別給支給率	
介護に対するもの	介護補償 介護の費用として支出した額 (上限額：常時介護は月104,970円、随時介護は52,490円)		
遺族に対するもの	年	遺族補償年金 平均給与額の153日分(遺族1人)～245日分(遺族4人以上) 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別援護金 1,860万円(通勤途上の場合、1,200万円) 遺族特別給付金 遺族補償年金×特別給支給率	
	一時金	遺族補償年金を受け取ることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金 平均給与額の1000日分～400日分 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円～120万円 遺族特別援護金 1,860万円～744万円 (通勤途上の場合、1,200万円～480万円) 遺族特別給付金 遺族補償一時金×特別給支給率	
葬祭に対するもの	葬祭補償 315,000円+平均給与額の30日分(この額が平均給与額の60日分に満たない場合は、平均給与額の60日分)		
二次健康診断に対するもの	なし		
労働福祉事業	特別支給金、義肢等補装具支給等		

資料：法研「社会保障便利事典」

制度の種類	国家公務員共済組合	地方公務員等共済組合	私立学校教職員共済組合	農林漁業団体職員共済組合
財源	使用者掛金率 国庫負担	公務上の障害年金、遺族年金の費用の全額 地方公共団体負担	事務費の一部	事務費の一部
負傷・疾病に対するもの	(受給に加入期間による制限はない)			
障害に対するもの	障害共済年金〔公務上〕 厚生年金相当部分(①)+300月以下分の職域年金相当部分(②)+300月超分の職域年金相当部分(③) ☆①・②・③とも平成15年4月前と以後の期間に分けて計算し、平成15年4月以後の期間については、 $\frac{7.125}{1000}$ は $\frac{5.481}{1000}$ と、 $\frac{19}{100}$ は $\frac{14.615}{100}$ と、 $\frac{1.425}{1000}$ は $\frac{1.096}{1000}$ となる。 $(\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{組合員}^{(注)} \times \text{物価} \times \text{スライド率}) \times \text{期間月数} + (\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times 12 \times \frac{19}{100} \times \text{物価} \times \text{スライド率}) \times \text{期間月数} + (\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times \frac{1.425}{1000} \times (\text{組合員}(300\text{月を越えるとき}) - 300\text{月}) \times \text{物価} \times \text{スライド率})$ ☆1級の場合は、①の額× $\frac{125}{100}$ と②の支給乗率 $\frac{19}{100}$ は $\frac{28.5}{100}$ と、 $\frac{14.615}{100}$ は $\frac{21.923}{100}$ と、③の支給乗率 $\frac{1.425}{1000}$ は $\frac{1.781}{1000}$ と、 $\frac{1.096}{1000}$ は $\frac{1.37}{1000}$ となる。			
	遺族に対するもの	遺族共済年金〔公務上〕 ・短期要件 $(\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{組合員}^{(注)} \times \text{物価} \times \frac{3}{4}) + (\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times \frac{3.20600}{1000} \times \text{組合員}^{(注)} \times \text{物価} \times \text{スライド率})$ ・長期要件 $(\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times \frac{9.5 \sim 7.125}{1000} \times \text{組合員}^{(注)} \times \text{物価} \times \frac{3}{4}) + (\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times \frac{2.85000 \sim 3.20450}{1000} \times \text{組合員}^{(注)} \times \text{物価} \times \text{スライド率})$ ☆すべて平成15年4月前と以後の期間に分けて計算し、平成15年4月以後の期間については、 $\frac{7.125}{1000}$ は $\frac{5.481}{1000}$ と、 $\frac{3.20600}{1000}$ は $\frac{2.46600}{1000}$ となる。また、 $\frac{2.85000 \sim 3.20450}{1000}$ は $\frac{2.19200 \sim 2.46550}{1000}$ となる。		

(注) 組合員期間月数が300月未満のときは、300月として計算する。

資料：法研「社会保障便利事典」

④ 雇用保険制度

平成16(2004)年8月1日現在

制度の種類別	雇 用 保 険																																																																																							
根拠法〔施行〕	雇用保険法(昭49.12.28法116) [昭50.4.1]																																																																																							
対 象	一 般 雇 用 者	短 期 雇 用 者	高 年 齢 雇 用 者																																																																																					
保 険 者	政 府																																																																																							
被 保 険 者 数 (平成15年度末現在)	3,394万人																																																																																							
財 源	本人計 0.70% } 1.75% (農林水産業、清酒製造業については、0.80% } 1.95% ) 使用者計 1.05% } 1.15% (建設業については、0.80% } 2.05% ) (うち0.35% (建設業は0.45%) は三事業分)																																																																																							
国庫負担	求職者給付(高年齢求職者給付金を除く)は給付費の1/4、就職促進給付及び教育訓練給付はなし、 雇用継続給付は給付費の1/8																																																																																							
求 職 者 給 付	基 本 手 当	(1) 受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2) 日 額…前職賃金(賃与等を除く)の8割～5割(60歳以上65歳未満の者については、8割～4.5割) (3) 給付日数 ① 倒産・解雇等による離職者(③を除く) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> <tr> <td>30歳未満</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30歳以上45歳未満</td> <td rowspan="2">90日</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>35歳以上45歳未満</td> <td>240日</td> <td>270日</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>45歳以上60歳未満</td> <td rowspan="2">180日</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> <td>330日</td> </tr> <tr> <td>60歳以上65歳未満</td> <td>150日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> </table> ② 倒産・解雇等以外の事由による離職者(③を除く) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">全 年 齢</th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> <tr> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> </tr> </table> ③ 就職困難者 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> <tr> <td>45歳未満</td> <td>150日</td> <td>300日</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>45歳以上65歳未満</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>360日</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>		被保険者であった期間					1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	30歳未満	90日	120日	180日	240日	—	30歳以上45歳未満	90日	90日	180日	210日	240日	35歳以上45歳未満	240日	270日	—	—	45歳以上60歳未満	180日	180日	240日	270日	330日	60歳以上65歳未満	150日	180日	210日	240日	全 年 齢	被保険者であった期間					1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	90日	120日	150日	180日	210日		被保険者であった期間					1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	45歳未満	150日	300日	—	—	—	45歳以上65歳未満	—	—	360日	—	—	基本手当の日額の50日分に相当する特例一時金が支給される。 公共職業訓練等受講者は、その訓練等が終わるまで、基本手当が支給される。	高年齢求職者給付金 (1) 受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2) 給付金の額…次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額 <table border="1"> <tr> <th>被保険者であった期間</th> <th>給付金額</th> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>30日分</td> </tr> <tr> <td>1年以上</td> <td>50日分</td> </tr> </table> ただし、任意加入による被保険者に対しては、一律に50日分が支給される。	被保険者であった期間	給付金額	1年未満	30日分	1年以上	50日分
				被保険者であった期間																																																																																				
			1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																																																																	
		30歳未満	90日	120日	180日	240日	—																																																																																	
30歳以上45歳未満	90日	90日	180日	210日	240日																																																																																			
35歳以上45歳未満		240日	270日	—	—																																																																																			
45歳以上60歳未満	180日	180日	240日	270日	330日																																																																																			
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日																																																																																			
全 年 齢	被保険者であった期間																																																																																							
	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																																																																			
90日	120日	150日	180日	210日																																																																																				
	被保険者であった期間																																																																																							
	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																																																																			
45歳未満	150日	300日	—	—	—																																																																																			
45歳以上65歳未満	—	—	360日	—	—																																																																																			
被保険者であった期間	給付金額																																																																																							
1年未満	30日分																																																																																							
1年以上	50日分																																																																																							
技能習得手当	(1) 受講手当…日額500円 (2) 通所手当…42,500円を限度とする交通費実費	—	—																																																																																					
寄宿手当	月額10,700円	—	—																																																																																					
傷病手当	基本手当日額と同額	—	—																																																																																					

船 員 保 険																																																							
船員保険法(失業部門創設)昭22.12.24法235 [昭22.11.1]																																																							
日 雇 労 働 者	船 員																																																						
政 府	政 府																																																						
3万5千人	5万2千人																																																						
次の印紙保険料 1級 88円 } 176円    2級 73円 } 146円 3級 48円 } 96円	0.9% } 1.8% 0.9% }																																																						
給付費の1/3	求職者給付は1/4(高年齢求職者給付はなし)、就職促進給付はなし、雇用継続給付は1/8																																																						
給付日額(第1級7,500円、第2級6,200円、第3級4,100円)の13日～17日分 失業前の2月間(前月及び前々月)に26日以上印紙保険料を納めた者に支給 ① 第1級給付金 第1級印紙保険料が24日分以上 ② 第2級給付金 イ 第1級及び第2級印紙保険料が24日分以上 ロ 第1級から順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料の日額以上の場合(①の場合を除く) ③ 第3級給付金 前記①、②以外るとき 継続する6月間に各月11日分以上かつ通算して78日分以上印紙保険料を納付した者に60日分を限度として特例給付が支給される。	・失業保険金 (1) 離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2) 標準報酬日額(最終2ヵ月間の平均)の8割～5割 (3) 給付日数 ① 一般の離職者(②、③に該当する者を除く。) <table border="1"> <tr> <th>被保険者であった期間</th> <th>1年未満</th> <th>1年以上5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> <tr> <td>日 数</td> <td>50日</td> <td>90日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> </tr> </table> ② 障害者等の就職困難者 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>1年未満</th> <th>1年以上</th> </tr> <tr> <td>45歳未満</td> <td>110日</td> <td>300日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上60歳未満</td> <td>110日</td> <td>360日</td> </tr> </table> ③ 倒産・解雇等により、再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>1年未満</th> <th>1年以上</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> <tr> <td>30歳未満</td> <td rowspan="4">50日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>180日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30歳以上35歳未満</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>35歳以上45歳未満</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上60歳未満</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> <td>330日</td> </tr> </table> ・高年齢求職者給付金 60歳前から引き続き被保険者である者が60歳に達した日以後失業したときは、失業保険金の支給に代えて支給する。 <table border="1"> <tr> <th>算定基礎期間</th> <th>高年齢求職者給付金の額</th> </tr> <tr> <td>1年以上</td> <td>失業保険金日額の 50日分</td> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>失業保険金日額の 30日分</td> </tr> </table> * 給付日数の延長は次の2種類 イ. 職業補導延長給付 ロ. 全国延長給付	被保険者であった期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	日 数	50日	90日	90日	120日	150日		1年未満	1年以上	45歳未満	110日	300日	45歳以上60歳未満	110日	360日		1年未満	1年以上	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	30歳未満	50日	90日	120日	180日	—	30歳以上35歳未満	90日	180日	210日	240日	35歳以上45歳未満	90日	180日	240日	270日	45歳以上60歳未満	180日	240日	270日	330日	算定基礎期間	高年齢求職者給付金の額	1年以上	失業保険金日額の 50日分	1年未満	失業保険金日額の 30日分
被保険者であった期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																																		
日 数	50日	90日	90日	120日	150日																																																		
	1年未満	1年以上																																																					
45歳未満	110日	300日																																																					
45歳以上60歳未満	110日	360日																																																					
	1年未満	1年以上	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																																		
30歳未満	50日	90日	120日	180日	—																																																		
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日																																																		
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日																																																		
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日																																																		
算定基礎期間	高年齢求職者給付金の額																																																						
1年以上	失業保険金日額の 50日分																																																						
1年未満	失業保険金日額の 30日分																																																						
—	(1) 受講手当…日額500円 (2) 通所手当…42,500円を限度とする交通費実費																																																						
—	月額10,700円																																																						
—	傷病給付金 失業保険金日額と同額																																																						

平成16(2004)年8月1日現在

制度の種別		雇 用 保 険		
根拠法〔施行〕		雇用保険法(昭49.12.28法116)		[昭50.4.1]
対 象		一 般 雇 用 者	短 期 雇 用 者	高 年 齢 雇 用 者
失 業 等 給 付	就職促進給付	(1)就業促進手当 ①就業手当…就業日ごとに基本手当日額の30% ②再就職手当…支給残日数の30%×基本手当日額 ③常用就職支度手当…基本手当の日額の13.5日～27日分 (2)移転費…鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当 (3)広域求職活動費…鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料	同左(①②を除く。)	—
	教育訓練給付金	(1)受給要件…被保険者又は被保険者であった者が、一定の教育訓練を受け、かつ、その教育訓練を修了した場合 対象となる被保険者又は被保険者であった者については、被保険者であった期間が通算して3年以上あること、過去に教育訓練給付金の支給を受けてから3年以上経過していることを要件とする。 また、対象となる教育訓練については、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を厚生労働大臣が予め指定する。 (2)支 給 額…労働者が負担した教育訓練の入学及び受講にかかる費用の一定額。具体的には被保険者期間が (1)3年以上5年未満の場合20%(上限10万円) (2)5年以上の場合40%(上限20万円)	—	—
	高年齢雇用継続給付	(1)受給要件…被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の者であって、各月に支払われる賃金が60歳時点の賃金の75%未満の場合 (2)支 給 額…60歳以後の賃金の15%(賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金の70.15%を超え75%未満の場合は減額した率) (3)支給期間…65歳に達するまでの期間(失業給付受給後に再就職した場合は、失業給付の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間)	—	—
	育児休業給付	(1)受給要件…1歳未満の子を養育するための育児休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月が12ヵ月以上ある場合 (2)支 給 額…原則として、休業前賃金の40%(30%を休業期間中、残額は職場復帰後6ヵ月間雇用された後) (3)支給期間…1歳に満たない子を養育する期間	—	—
	介護休業給付	(1)受給要件…対象家族を介護するための介護休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月が12ヵ月以上ある場合 (2)支 給 額…原則として、休業前賃金の40% (3)支給期間…3ヵ月	—	—
三 事 業	(1)雇用安定事業…景気の変動、産業構造の変化等に対処して失業の予防、雇用機会の増大その他雇 (2)能力開発事業…被保険者に関し、職業生活の全期間を通じて、能力を開発、向上させることを促 (3)雇用福祉事業…被保険者等に関し、職業生活上の環境の整備改善、就職の援助その他福祉の増進			

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

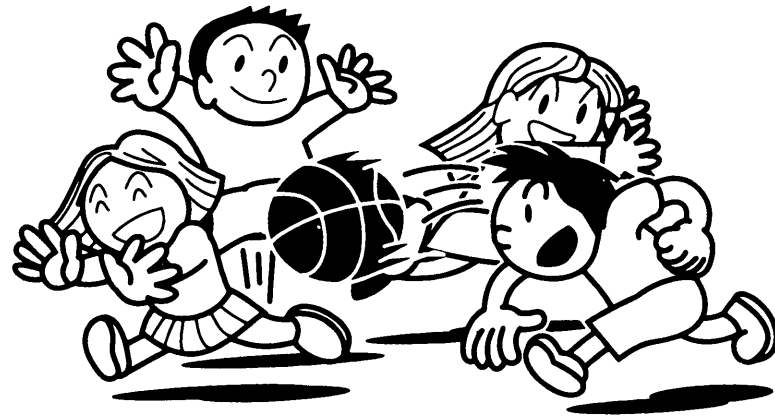
		船 員 保 険	
		船員保険法(失業部門創設)昭22.12.24法235 [昭22.11.1]	
日 雇 労 働 者		船 員	
同 左(①②を除く。) (③の基本手当は日雇労働 求職者給付金と読み替え)		(1)就業促進手当 ①就業手当…失業保険金日額の30% ②再就職手当…支給残日数の30%×基本手当日額 (2)移転費…鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当	
		支給要件期間に応じて、教育訓練費用の20%または40%	
		(1)高年齢雇用継続基本給付金 ・対象月報酬月額15% (2)高年齢再就職給付金 ・高年齢雇用継続基本給付金と同じ	
		(1)育児休業基本給付金 ・給付基礎日額に30を乗じて得た額の30% (2)育児休業者職場復帰給付金 ・給付基礎日額に30を乗じて得た額の10%	
		介護休業給付金 ・給付基礎日額に30を乗じて得た額の40%	
用の安定を図る事業。 進するための事業。 を図る事業。		—	

⑤ 児童手当

平成16(2004)年4月1日現在

制度の種類		児童手当				
根拠法〔施行〕		児童手当法(昭46.5.27法73)〔昭47.1.1〕				
対象		一般国民				
経営主体		政府				
受給者数 (平成15年2月末現在)		588万4千人				
財源	国庫	3歳未満				
		非被用者	被用者	特例給付分	公務員等	
	地方公共団体	都道府県	児童手当に要する費用の4/6	児童手当に要する費用の2/10	—	—
		市町村	1/6	0.5/10	—	—
	事業者	—	7/10	10/10	所属庁10/10	
	国庫	3歳以上小学校第3学年修了前				
		非被用者	被用者	特例給付分	公務員等	
	地方公共団体	都道府県	児童手当に要する費用の4/6			—
		市町村	1/6	—	—	
	事業者	—	—	—	所属庁10/10	
児童手当	支給対象者及び支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校第3学年修了前の児童を監護する者に支給</li> <li>・監護している者が父母の場合は生計を同一にしていること</li> <li>・父母以外の者の場合は児童の生計を維持していること</li> <li>・上記の者に一定額以上の所得があるときは支給されない(所得制限4人世帯415万円未満、ただし給与所得者には574万円未満)</li> </ul>				
	手当額	第1子及び第2子月額5,000円、第3子以降1人月額10,000円				

資料：厚生労働省「厚生労働白書」



⑥ 老人保健

平成16(2004)年10月1日現在

制度の種類		老人保健		
根拠法		老人保健法(昭57.8.17法80)〔施行昭58.2.1〕		
経営主体		各市町村(特別区)		
対象人員 (平成14年3月現在)		1,540万5千人		
保健事業		医療以外の保健事業	医療	
財源	国庫負担	市町村(特別区を含む。以下同じ)の区域内に居住地を有する40歳以上の者(職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる場合を除く)を対象とする	医療は、医療保険各法の被保険者若しくは組合員又は被扶養者であって75歳以上の者(平成14年9月30日までに70歳になった者を含む。65歳以上75歳未満の者であって政令で定める程度の障害の状態にある者を含む。)を対象とする。	
		医療以外の保健事業に要する費用の1/3	医療に要する費用のうち168/600(平成17年9月30日まで)の他、保険者の拠出金の一部について医療保険各法の定めるところにより補助	
	地方公共団体	都道府県	同上 1/3	医療に関する事務の執行に要する費用(事務費拠出金を除く。)については1/2を負担
		市町村	同上 1/3	医療に要する費用のうち 42/600(平成17年9月30日まで) 同上 42/600(平成17年9月30日まで)
	市町村	同上 1/3	同上 1/3	医療に関する事務の執行に要する費用(事務費拠出金を除く。)については1/2を負担
		同上 1/3	同上 1/3	医療に関する事務の執行に要する費用(事務費拠出金を除く。)については1/2を負担
	事業者	—	—	医療に関する事務の執行に要する費用(事務費拠出金を除く。)については1/2を負担
	保険者	医療保険各法の保険者は、医療費拠出金(保険料と国庫補助で構成)及び事務費拠出金(保険料)を納付		医療は、疾病又は負傷に関して診察・薬剤又は治療材料の支給等が行われる。
		健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導及びその他政令で定めるもの		医療を受ける者は、保険医療機関等ごとに1割(一定以上所得者は2割)の一部負担金を支払う。世帯で以下の一部負担額を超えた場合、その超えた額が申請により払い戻される(入院は現物給付)
	保健事業の種類	負担限度額		一定以上所得者
外来(個人ごと)		入院	72,300円+(医療費-361,500円)×1%(多数該当 40,200円)	
一般		12,000円	40,200円	
低所得者		—	24,600円	
低所得者のうち特に所得の低い者		8,000円	15,000円	
入院時食事療養費 標準負担額(1日につき)		一般	780円	
—		低所得者(3カ月めまで)	650円	
—		低所得者(4カ月め以降)	500円	
—		低所得者のうち特に所得の低い者	300円	

資料：厚生労働省「厚生労働白書」



⑦ 介護保険

平成16(2004)年4月1日現在

制度の種類		介護保険		
根拠法〔施行〕		平9.12.17法123〔平12.4.1〕		
经营主体		市町村(地方自治体)		
対象		一般国民		
対象人員 (平成15年3月末現在)		2,393万人(第1号被保険者)	4,265万人(第2号被保険者)	
財源		第1号被保険者(65歳以上)	第2号被保険者(40~64歳)	
	保険料	18%	32%	
	国庫負担	25%		
	地方公共団体	都道府県	12.5%	
		市町村	12.5%	
自己負担	1割			
給付	保険給付(介護サービス)には要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付がある。そのほかに、市町村は介護者と要支援者を対象とした市町村特別給付を行うことができる。	要介護状態にある人で、その要介護状態の原因である身体上または精神上の障害が特定疾病(外傷性、先天性等でない脳血管障害、初老期痴呆などの加齢にともなって生じる心身の変化に起因する疾病)によって生じた者である人。		
備考	保険料は原則年金より天引き。	保険料は医療保険料と一体的に徴収。特定疾患とは、パーキンソン病、慢性関節リウマチなど、15種類の疾病。		

資料：国立社会保障・人口問題研究所作成

3 老人福祉

① 施設福祉対策

	施設名	事業の概要
入所型	特別養護老人ホーム	65歳以上の、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者で、居宅において適切な介護を受けることが困難な者を入所させる施設(平成12年度からは介護保険法に規定する施設サービスのひとつ(指定介護老人福祉施設))。
	養護老人ホーム	65歳以上の、身体上、精神上、環境上の理由や経済的な理由により居宅での生活が困難な者を入所させる施設。
	軽費老人ホーム	60歳以上の(夫婦で入所する場合はどちらかが60歳以上の)、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅での生活が困難な者を低額な料金で利用させる施設。A型とB型に区分され、A型は給食サービスが付いていて、B型は自炊が原則となっている(平成12年度からは介護保険法に規定する居宅サービスのひとつ(特定施設入所者生活介護事業者)の指定を受けることが可能)。
	介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)	高齢者のケアに配慮しつつ自立した生活を確保できるよう工夫された施設で、自炊ができない程度の身体機能の低下があり、独立して生活するには不安が認められ、家族による援助を受けることが困難な者が、食事、入浴、生活相談、緊急時の対応を行う。

利用型	老人福祉センター	地域の高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の便宜を総合的に提供する施設。
	老人憩の家	老人福祉センターより小規模で、市町村の60歳以上の高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供する施設。
	老人休養ホーム	景勝地、温泉地等の休養地に高齢者の保養・休養、安らぎの場として設置された宿泊利用施設。

資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向」

② 在宅福祉対策

事業の名称	事業の概要
訪問介護（ホームヘルプサービス）事業	訪問介護員（ホームヘルパー）等が要介護高齢者等の自宅を訪問し、入浴の介助、身体の清拭、洗髪等の身体介護サービス、調理、衣類の洗濯、掃除等の家事援助サービス、及びこれに付随する相談、助言を行い、日常生活を支援することを目的とする事業（平成12年度からは介護保険法に規定する居宅サービスのひとつ）。
短期入所生活介護（ショートステイ）	居宅において、要介護高齢者等を介護している者が病気、出産等の場合や、介護疲れ、旅行等の場合に、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、介護者の負担の軽減を図るなど、要介護高齢者等やその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業（平成12年度からは介護保険法に規定する居宅サービスのひとつ）。
日帰り介護（デイサービス）	在宅の要介護高齢者等を日帰り介護施設（デイサービスセンター）等に通所させ、入浴サービス、食事サービス、日常生活動作訓練、生活指導、家族介護者教室等の総合的なサービスを行う事業（平成12年度からは介護保険法に規定する居宅サービスのひとつ）。
痴呆対応型老人共同生活援助事業（グループホーム）	要介護者であって痴呆の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者を対象に、小規模な居住空間、なじみの人間関係、家庭的な雰囲気の中で、住み慣れた地域での生活を継続しながら、一人一人の生活のあり方を支援することを目的とする事業（平成12年度からは介護保険法に規定する居宅サービスのひとつ）。
在宅介護支援センター運営事業	在宅の要援護高齢者を抱える家族等に対し、ソーシャルワーカーや看護師等の専門家により、在宅介護に関する総合的な相談に応じるとともに、要援護高齢者及びその家族等の需要に対応した保健、福祉サービス等が円滑に受けられるよう市町村との連絡、調整等を行う事業。夜間等の緊急の相談等に対応できるよう、24時間にわたり機能している特別養護老人ホーム、老人保健施設、病院等で事業を行う。
老人日常生活用具給付等事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者等またはその家族の生活の利便を図るとともに、介護する家族の負担を軽減するため、市町村が身体の機能低下の防止と介護補助のための日常生活用具を、ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者等に対し給付または貸与するものである。
高齢者総合相談センター（シルバー110番）事業	高齢者やその家族が抱える保健・福祉・医療・介護等広範多岐にわたる心配ごと、悩みごとの相談に総合的かつ迅速に対応するため、各都道府県に1か所の高齢者総合相談センター（シルバー110番）を設置し、医師等の専門家等により高齢者等からの電話などによる相談に応じるとともに、市町村の相談体制の支援のため各種情報の提供を行う事業。

資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向」

③ 介護予防・地域支え合い対策

事業の名称	事業の概要
介護予防・地域支え合い事業	<p>要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者並びにその家族等に対し、介護予防サービス、生活支援サービス、家族介護支援サービスを提供することにより、これらの者の自立と生活の質の確保を図るとともに、在宅の高齢者に対する生きがいや健康づくり活動、寝たきり予防のための知識の普及啓発等により、健やかで活力ある地域づくりを推進し、総合的な保健福祉の向上に資することを目的とした事業</p> <p>(1) 市町村事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者等の生活支援事業</li> <li>● 介護予防・生きがい活動支援事業</li> <li>● 家族介護支援事業</li> <li>● 在宅介護支援事業</li> <li>● 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業</li> <li>● 成年後見制度利用支援事業</li> <li>● 緊急通報体制等整備事業</li> <li>● 寝たきり予防対策事業（寝たきり予防対策普及啓発事業）</li> <li>● 健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業</li> <li>● 高齢者地域支援体制整備・評価事業</li> <li>● 高齢者住宅等安心確保事業</li> </ul> <p>(2) 都道府県・指定都市事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者自身の取り組み支援事業</li> <li>● 寝たきり予防対策事業</li> <li>● 介護予防指導者養成事業</li> <li>● 高齢者訪問支援活動推進事業</li> <li>● 高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業</li> <li>● 高齢者地域支援体制整備・評価事業</li> <li>● 老人性痴呆指導対策事業</li> <li>● 高齢者介護施設等支援事業</li> </ul> <p>(3) 老人クラブ活動等事業</p>

資料：法研「高齢者の尊厳を支える介護」

# 4 身体障害者福祉施策

## ① 身体障害者在宅福祉施策の概要

事業名	
障害の軽減・補完、診査・更生相談対策	更生医療の給付 ①
	訪問診査、更生相談 ②
補装具、日常生活用具の給付等	補装具の交付、修理 ③
	日常生活用具の給付等 ④
在宅介護対策	特別障害者手当等の支給 ⑤
	身体障害者居宅介護等事業 ⑥
	身体障害者短期入所事業 ⑦
	身体障害者相談員の設置 ⑧
	市町村障害者生活支援事業 ⑨
社会参加促進、在宅リハビリテーション対策等	障害者社会参加統合推進事業 ⑩
	市町村障害者社会参加促進事業 ⑪
	バリアフリーのまちづくり活動事業 ⑫
	身体障害者デイサービス事業 ⑬
	身体障害者自立支援事業 ⑭
	在宅重度障害者通所援護事業 ⑮
	身体障害者通所授産施設 ⑯
	身体障害者福祉ホーム運営事業 ⑰
	身体障害者スポーツの振興 ⑱
	障害別福祉事業（委託事業） ⑲

番号	事業の概要
①	身体上の障害を軽くしたり除いたりするための医療 関節形成術、角膜移植術、穿孔閉鎖術、人工透析、ペースメーカーのうめ込み手術等
②	医療、生活、職業等の各種の相談、施設への紹介等
③	身体上の障害を補うための用具の交付、修理 ○補装具の種類 (視覚障害) 盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器 (聴覚障害) 補聴器 (言語機能障害) 人工喉頭 (肢体不自由) 義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器等 (内部障害) ストマ用装具
④	重度障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付等 (下肢・体幹障害) 便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、移動用リフト、歩行支援用具等 (上肢障害) 特殊便器、パーソナルコンピュータ (視覚障害) 視覚障害者用ポータブルレコーダー、時計、点字図書、体重計、拡大読書器、視覚障害者用活字文書読上げ装置等 (聴覚障害) 聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置等 (じん臓機能障害) 透析液加温器 (貸与品目) 福祉電話、ファックス
⑤	在宅の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある者に対し、特別障害者手当等を支給する。 ・特別障害者手当(月額) 26,620円 ・障害児福祉手当(月額) 14,480円等
⑥	身体障害者につき、居宅において行われる入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を提供する。
⑦	居宅においてその介護を行う者の疾病等の理由により施設への短期間の入所を必要とする身体障害者につき、施設に短期間の入所をさせ、必要な保護を行う。
⑧	身体障害者の更生相談に応じ、必要な指導を行うとともに福祉事務所など関係機関の業務に対する協力、援護思想の普及を行う。
⑨	在宅の障害者やその家族が地域の中で普通に生活していくことを支援するために、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の有効活用の支援、社会生活訓練プログラムの実施、当事者相談等を総合的に実施する。
⑩	障害者が地域で自立した生活をするために、生活訓練、コミュニケーション手段の確保等必要な社会参加推進施策を都道府県が選択して実施する。
⑪	障害者の社会参加を促進するために、コミュニケーション支援、情報支援、移動支援、生活訓練、スポーツ振興支援、福祉機器リサイクル、知的障害者支援、精神障害者支援などの各事業の中から市町村が事業を選択して実施する。
⑫	バリアフリーのまちづくりの整備を進めるため、当事者自らが実地に点検・調査を行い、これを反映させたバリアフリーのまちづくりに関する基本計画を策定するとともに、これに基づき必要な環境整備事業を実施する。これと併せ、バリアフリー化された施設等の情報を障害者等にわかりやすく提供する。
⑬	身体障害者又はその介護を行う者につき、身体障害者福祉センター等に通わせ、入浴・食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を提供する。
⑭	公営住宅、身体障害者福祉ホーム等に居住する5世帯以上の重度の身体障害者を対象として、専任ケアグループによる安定的な介助サービスを提供する。
⑮	就労の機会が得がたい在宅重度障害者等を対象に小規模な通所による軽作業等の援護事業に対する補助
⑯	雇用困難または生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設
⑰	身体上の障害のために家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を利用して自立した生活を営む施設に対する運営費の補助
⑱	身体障害者の健康の維持、機能の回復、体力の向上等の効果を上げるとともに、社会生活への適応性の向上を図る。
⑲	視覚障害者福祉事業(点字・声の図書事業等)、聴覚・言語障害者福祉事業(手話通訳指導者養成研修等事業等)、視覚・聴覚(重複)障害者福祉事業(盲ろう者向通訳養成研修等事業)、福祉機器開発普及等事業、全国身体障害者総合福祉センター運営事業等

(注) 番号は、前ページの事業名の番号と対応している。

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

② 身体障害者施設福祉施策の概要

事業名		事業の概要	
施設福祉施策	更生施設	肢体不自由者更生施設	障害の程度の如何に関わりなく相当程度の作業能力を回復しうる見込のある人を対象とし、更生訓練を行う施設
		視覚障害者更生施設	あんまマッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等職業についての知識技能、訓練を行う施設
		聴覚・言語障害者更生施設	更生に必要な治療及び訓練を行う施設
		内部障害者更生施設	医学的管理の下に更生に必要な指導、訓練を行う施設
	生活施設	身体障害者療護施設	身体上の著しい障害のため常時介護を必要とするが、家庭ではこれを受けることの困難な最重度の障害者を入所させ、医学的管理の下に必要な保護を行う施設
		身体障害者福祉ホーム	身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者が自立した生活を営む施設
	作業施設	身体障害者授産施設	雇用困難または生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設
		身体障害者通所授産施設	身体障害者授産施設の一つであり、内容は身体障害者授産施設と同じであるが、利用者は通所者に限られる
		身体障害者小規模通所授産施設	通所施設である授産施設であって常時利用する者が20人未満10人以上であるもの
		身体障害者福祉工場	生産能力があっても、通勤事情等のため、一般の企業に就職することの困難な車いす障害者等のための工場
	地域利用施設	身体障害者福祉センター（A型）	身体障害者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなど保健・休養のための施設
		身体障害者福祉センター（B型）	在宅重度障害者が通所して、創作活動、軽作業、日常生活訓練等を行うための施設
在宅障害者デイサービス施設		身体障害者デイサービス事業を行うための施設	
障害者更生センター		障害者、家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための施設	
点字図書館		視覚障害者の求めに応じて点字刊行物や声の図書の閲覧貸出しを行う施設	
点字出版施設		点字刊行物を出版する施設	
聴覚障害者情報提供施設		字幕（手話）入ビデオカセットの製作貸出、手話通訳者の派遣、情報機器の貸出等を行う施設	
補装具製作施設		補装具の製作または修理を行う施設	
盲導犬訓練施設		盲導犬の訓練及び盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設	
盲人ホーム	あんまマッサージ指圧師、はり師及びきゅう師免許を有する視覚障害者の職業生活の便宜を図るため施設を利用させ、技術の指導を行う施設		

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

5 障害児（者）施策

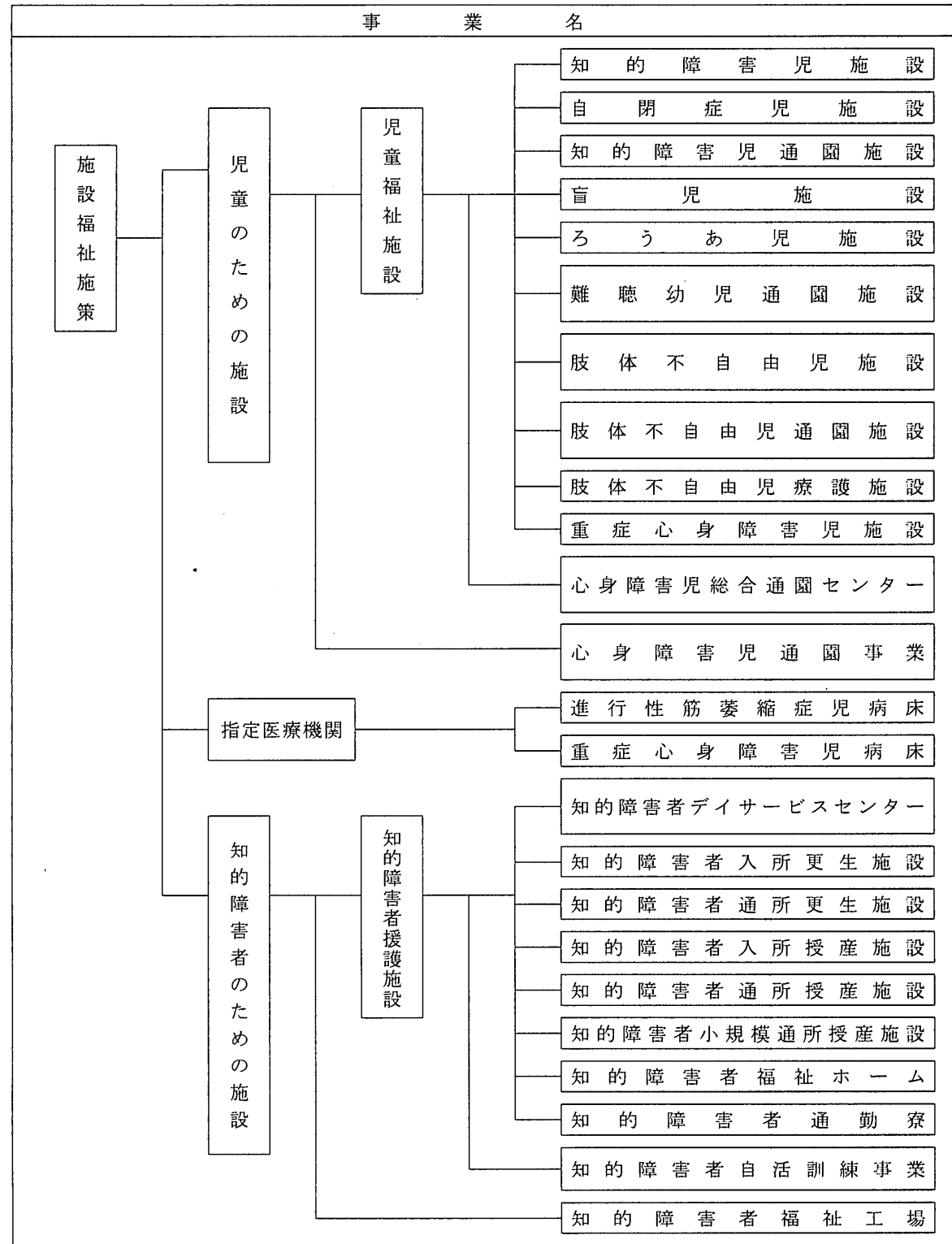
① 在宅福祉施策

障害児（者）に対する在宅福祉施策		
施策の種類	障害児施策	知的障害者施策
早期発見 早期療育	先天性代謝異常等検査 健康診査（乳児、1歳6か月児、3歳児） 育成医療の給付	—
通所事業 通園事業	障害児各種通園施設・通園事業 重症心身障害児（者）通園事業	知的障害者援護施設（通所） 知的障害者デイサービス事業① 同 左
在宅 サービス	日常生活用具の給付等 居宅介護等事業② 短期入所（ショートステイ）事業③ 障害児（者）地域療育等支援事業④ 補装具の交付・修理	同 左 同 左 同 左 同 左
社会参加	—	知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）⑤ 知的障害者生活支援事業・ 障害者社会参加総合推進事業 知的障害者スポーツの振興 知的障害者通所援護事業⑥
就労関連	—	職親制度⑦
総合的 サービス	相談指導（児童相談所等）	療育手帳制度⑧ 相談指導（福祉事務所等）

各種主要施策の概要

- ① 18歳以上の知的障害者又はその介護を行う者につき、知的障害者デイサービスセンター等に通わせ、創作的活動、社会適応訓練、介護方法の指導等の便宜を提供する。
  - ② 日常生活を営むのに支障のある障害児・者のいる家庭にホームヘルパーを派遣して必要な介護、援助を行う。
  - ③ 障害児・者を介護している家族が疾病等によって家庭における介護が困難となった場合に施設に一時的に保護する。
  - ④ 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を総合的に実施する。
  - ⑤ 知的障害者に対する日常生活上の援護を行い、地域での自立生活を援助する。
  - ⑥ 通所による援護事業（小規模作業所）に対し助成する。
  - ⑦ 事業経営者等が知的障害者を自己の下に預かり必要な訓練を行うことにより、自立更生を図る。
  - ⑧ 知的障害児・者に対し一貫した指導・相談を行うとともに、各種援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。
- 資料：厚生労働省「厚生労働白書」

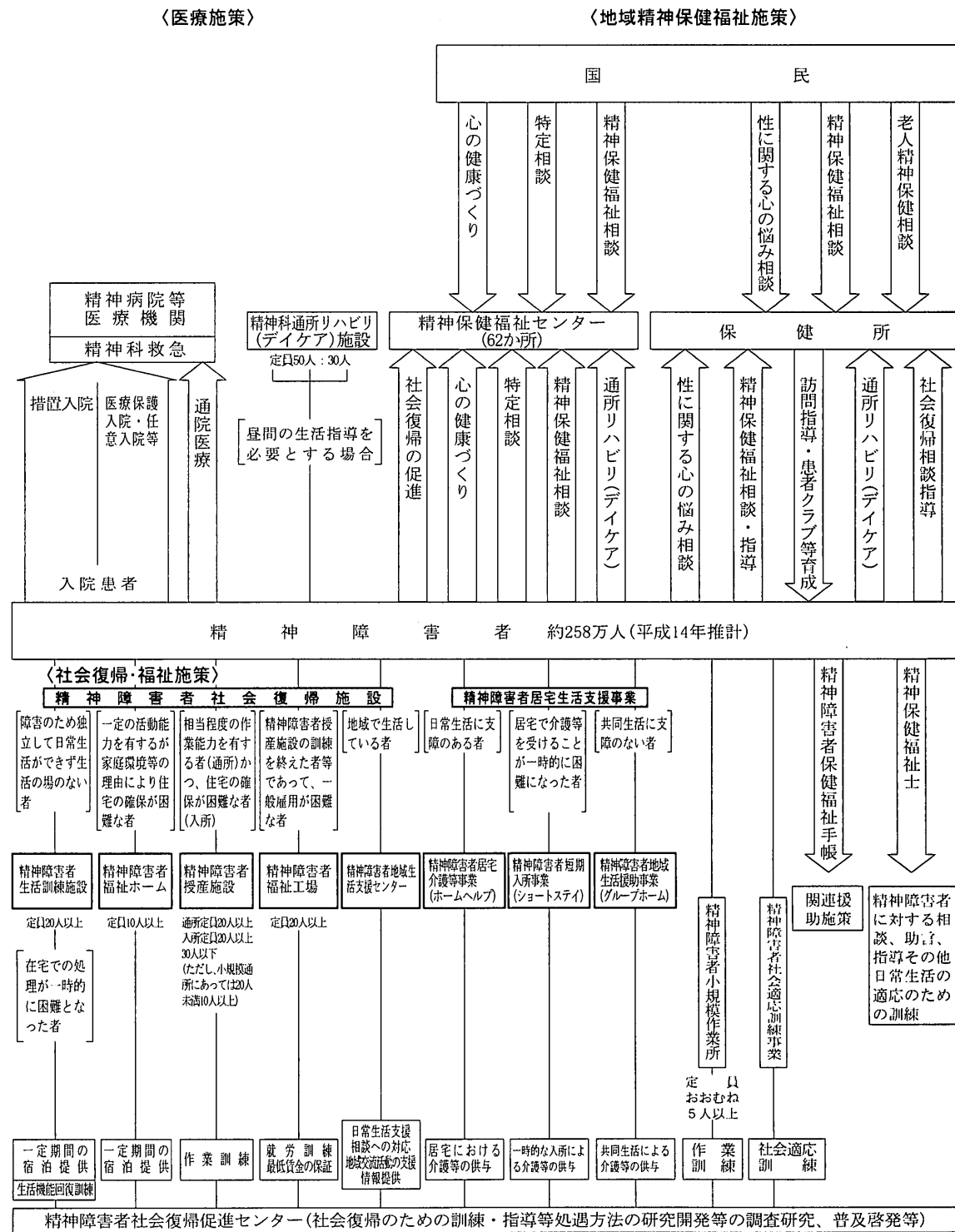
② 障害児・知的障害者施設福祉施策の概要



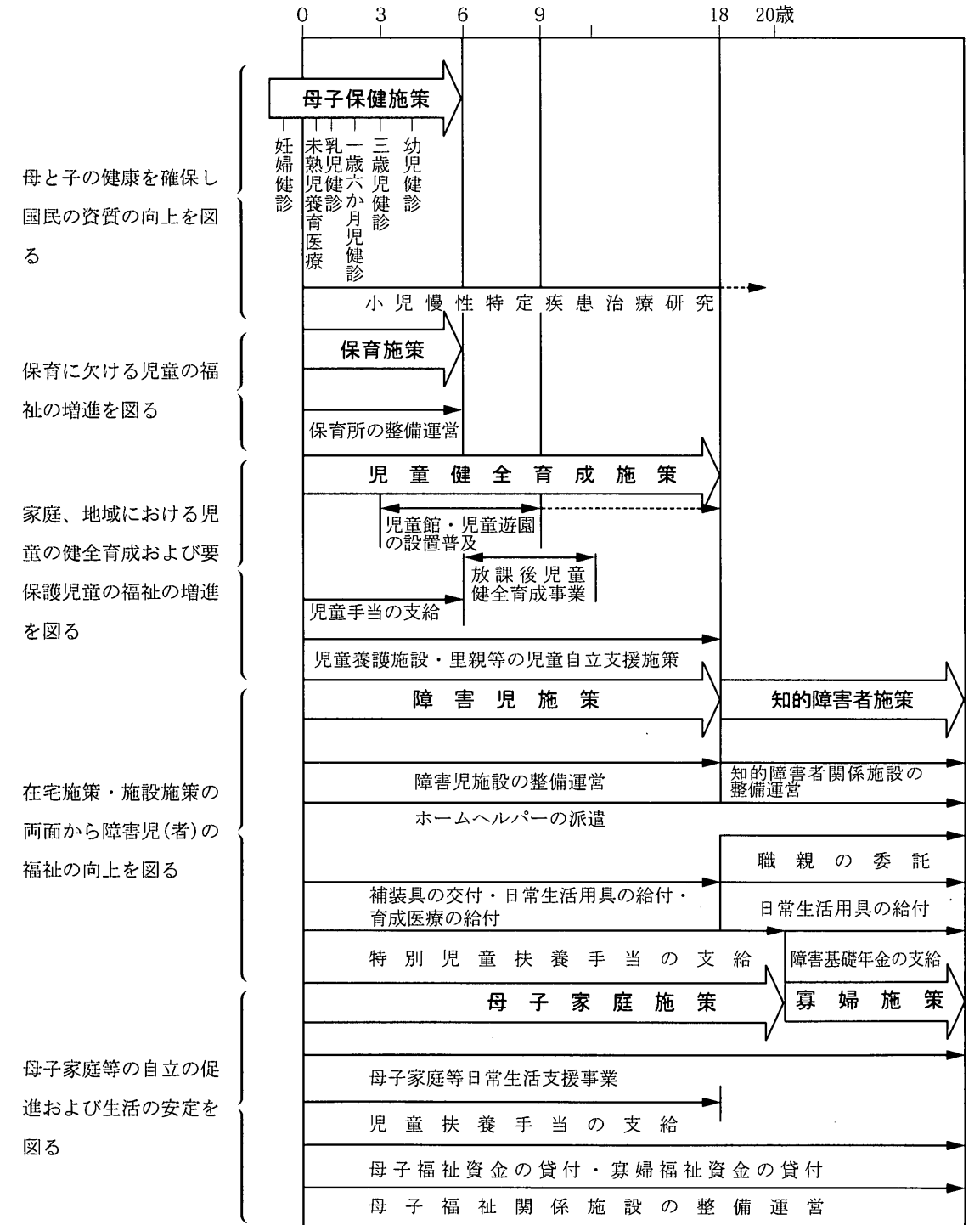
資料：厚生労働省「厚生労働白書」

事業の概要
知的障害の児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設
自閉症を主たる症状とする児童を入所させて保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設
知的障害の児童を日々保護者のもとから通わせて、保護するとともに、独立自活に必要な知識を与える施設
盲児(強度の弱視児を含む。)を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導または援助をする施設
ろうあ児(強度の難聴児を含む)を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導または援助をする施設
強度の難聴の幼児に対し、早期に聴力及び言語能力の機能訓練を実施、残存能力の開発と障害の除去を行うとともに、家庭で一貫した適切な指導訓練が行えるよう母親等に対し指導訓練の技術等について指導する施設
上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童を入所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識・技能を与える施設
上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童を通園させて治療するとともに、独立自活に必要な知識・技能を与える施設
上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童で家庭における養育が困難なものを入所させる施設
重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導をする施設
障害の相談・指導・診断・検査・判定等を行うとともに、時宜を失うことなく障害に応じた療育訓練を行う施設、複数の児童福祉施設の複合体
市町村が通園の場を設けて、障害児に通園の方法により指導を行い、地域社会が一体となって育成助長を図る事業
進行性筋萎縮症児・者を入所させて治療及び日常生活の指導を行う
重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、治療及び日常生活の指導を行う
18歳以上の知的障害者又はその介護を行う者を通所させて、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を提供する施設
知的障害者を入所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設
知的障害者を通所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設
知的障害者で雇用されることが困難な者を入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設
知的障害者で雇用されることが困難な者を通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設
通所施設である授産施設であって、常時利用する者が20人未満10人以上であるもの
就労している知的障害者が、家庭環境、住宅事情等の理由により住居を求めている場合に低額な料金で入居させ、社会参加の助長を図る施設
就労している知的障害者を職場に通勤させながら一定期間利用させて対人関係の調整、余暇の活用、健康管理等独立自活に必要な指導を行う施設
知的障害者援護施設の入所者に地域での自立生活に必要な基本的な生活の知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うことにより、知的障害者の社会参加の円滑化を図る事業
一般企業に就労できない知的障害者を雇用し、社会的自立を促進する施設

## 6 精神障害者施策の概要 (平成16年度)



## 7 年齢別児童家庭福祉施策の一覧



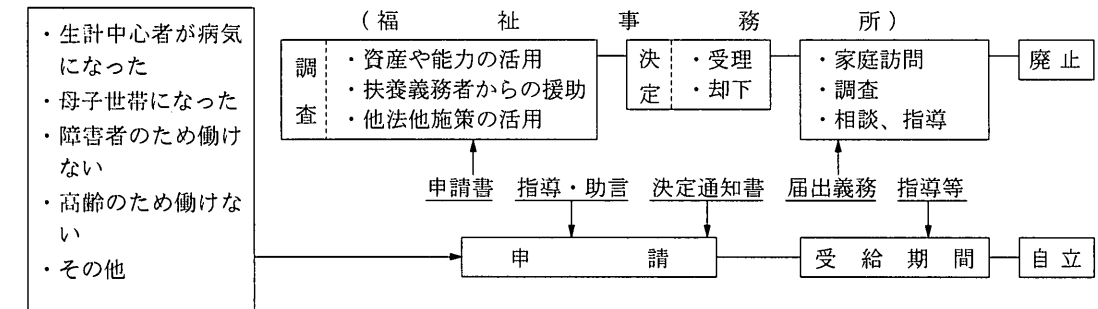
# 8 社会（家族）手当

	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	児童手当	原爆諸手当(主なもの)	
					医療特別手当	健康管理手当
支給対象者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護、養育している生別の母子世帯等の母又は養育者	20歳未満で精神又は身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母又はその他の者	①特別障害者手当 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者 ②障害児福祉手当 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者	義務教育就学前の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母あるいは、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない義務教育就学前の児童を監護し、かつ、その生計を維持する者	原爆の放射線に起因すると認定された負傷、疾病の状態にある(認定被爆者)	原爆の影響に関係がある障害(11障害)のいずれかを伴う疾病にかかっている被爆者
手当額月額(平成16年度)	(8月～) ○児童1人 収入130万円未満 41,880円 収入130万円以上365万円未満 41,870円 ～9,880円(所得に応じて10円きざみ) ○2人目 5,000円加算 ○3人目以降 3,000円加算	○児童1人 1級 50,900円 2級 33,900円	①特別障害者手当 26,520円 ②障害児福祉手当 14,430円 ③福祉手当(経過措置) 14,430円	○第1子及び第2子 5,000円 ○第3子以降 10,000円	137,840円	33,900円
所得制限額(収入ベース)(平成15年度)	○本人(2人世帯) 365.0万円 ○扶養義務者等(6人世帯) 610.0万円	○本人(4人世帯) 770.7万円 ○扶養義務者等(6人世帯) 954.2万円	○本人(2人世帯) 565.6万円 ○扶養義務者等(6人世帯) 954.2万円	○児童手当(4人世帯) 415.0万円 ○特例給付(4人世帯) 574.0万円	なし	なし

資料：厚生労働省「厚生労働白書」、法研「社会保障便利事典」

# 9 生活保護制度

## 【生活保護の流れ】



## 【生活保護費の決め方】

(最低生活費の計算)

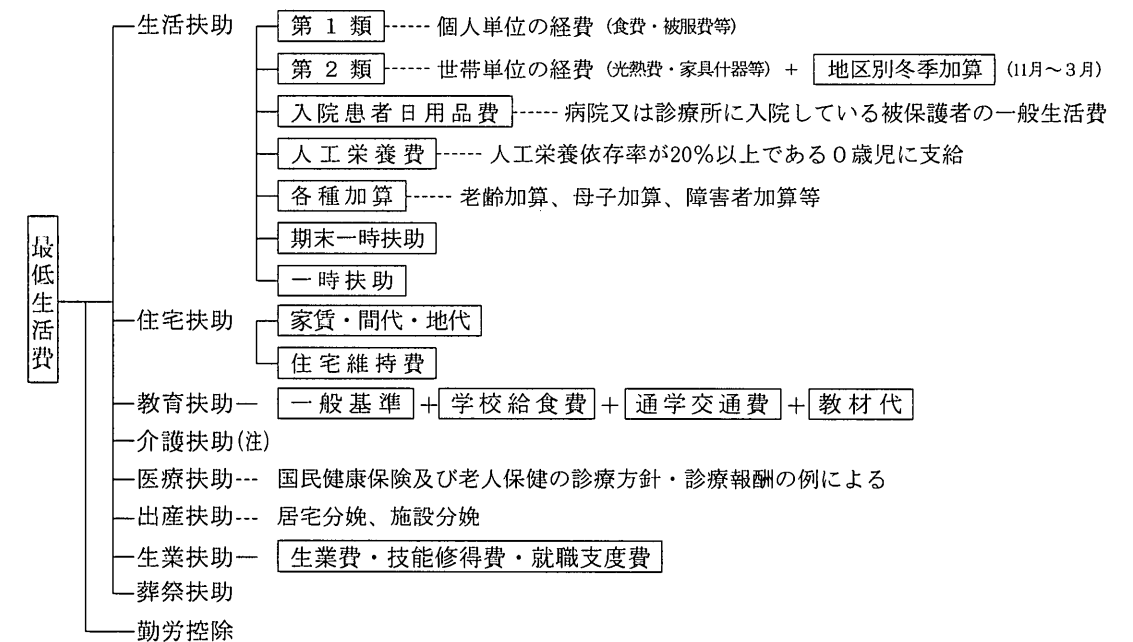
$$\begin{matrix} \text{生活扶助} \\ \text{生活費} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{住宅扶助} \\ \text{家賃等} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{教育扶助} \\ \text{義務教育費} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{介護扶助} \\ \text{介護費} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{医療扶助} \\ \text{医療費} \end{matrix} = \text{最低生活費}$$

・このほか、出産、葬祭等がある場合は、その基準額が加えられる。

(収入充当額の計算) 平均月額収入 - (必要経費の実費 + 各種控除) = 収入充当額

(扶助額の計算) 最低生活費 - 収入充当額 = 扶助額

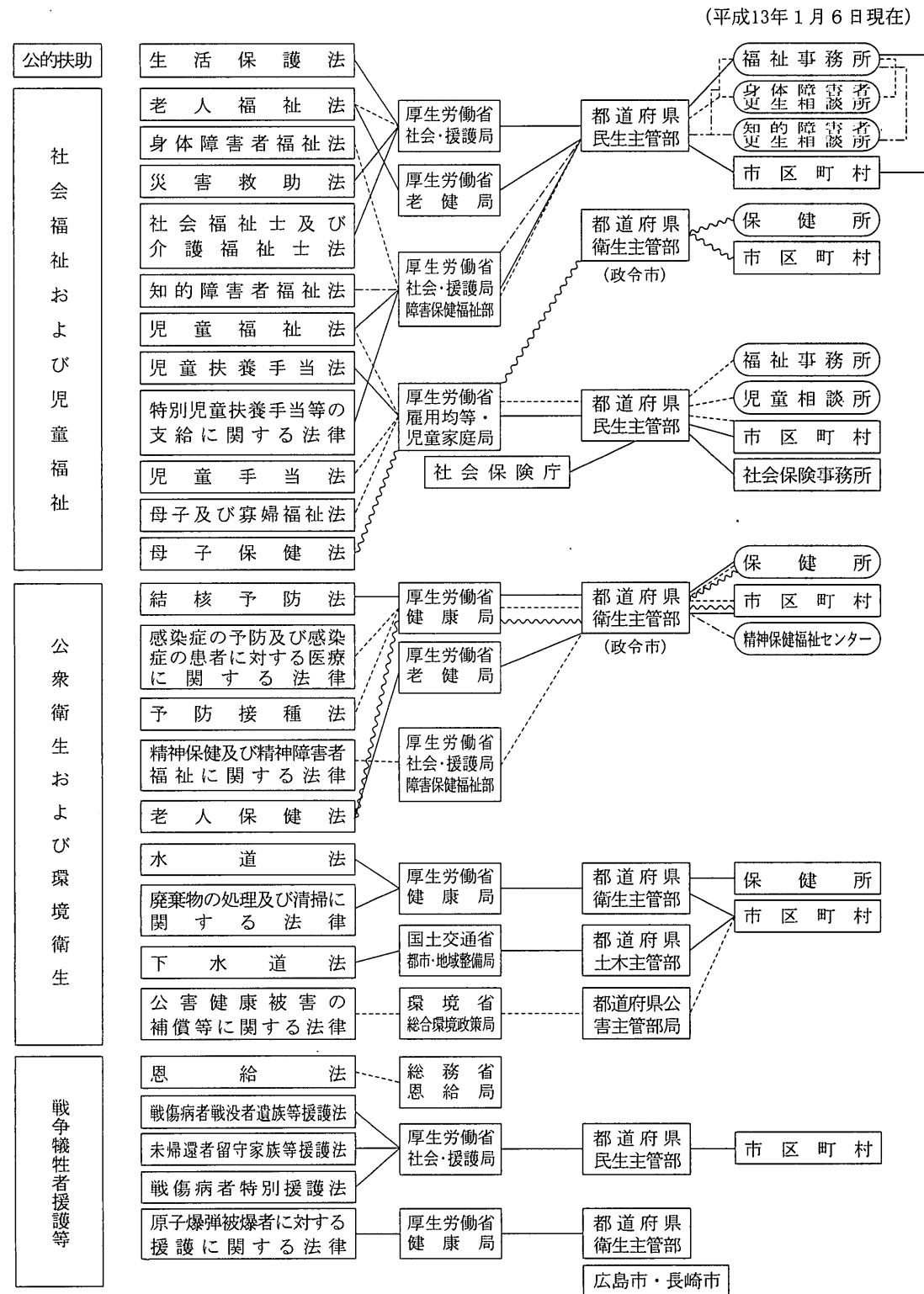
## 【最低生活費の体系】



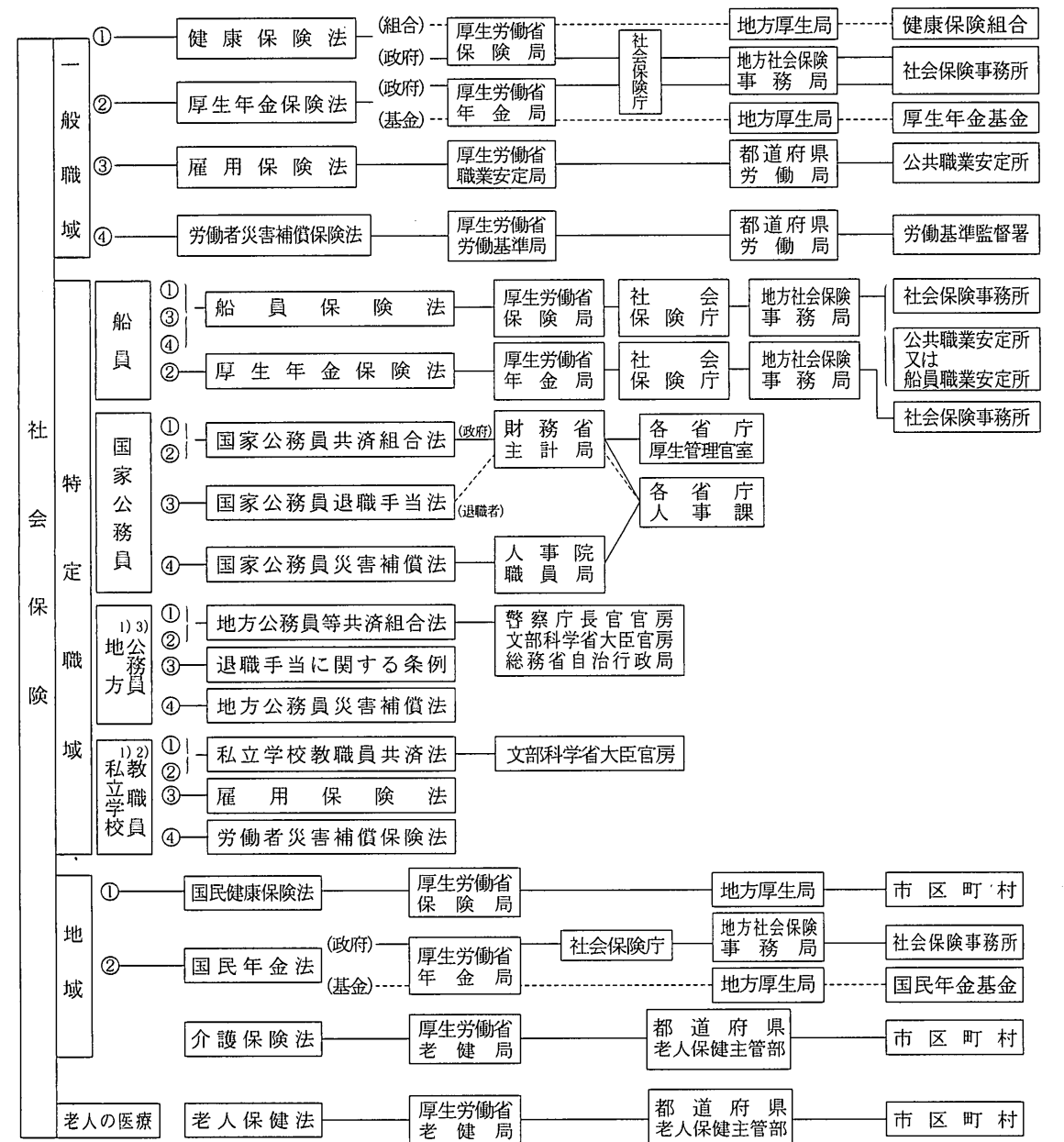
(注) 平成12年4月1日より施行

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

### 〔参考〕1 社会保障制度の種類と行政機構の概略



(平成16年10月現在)



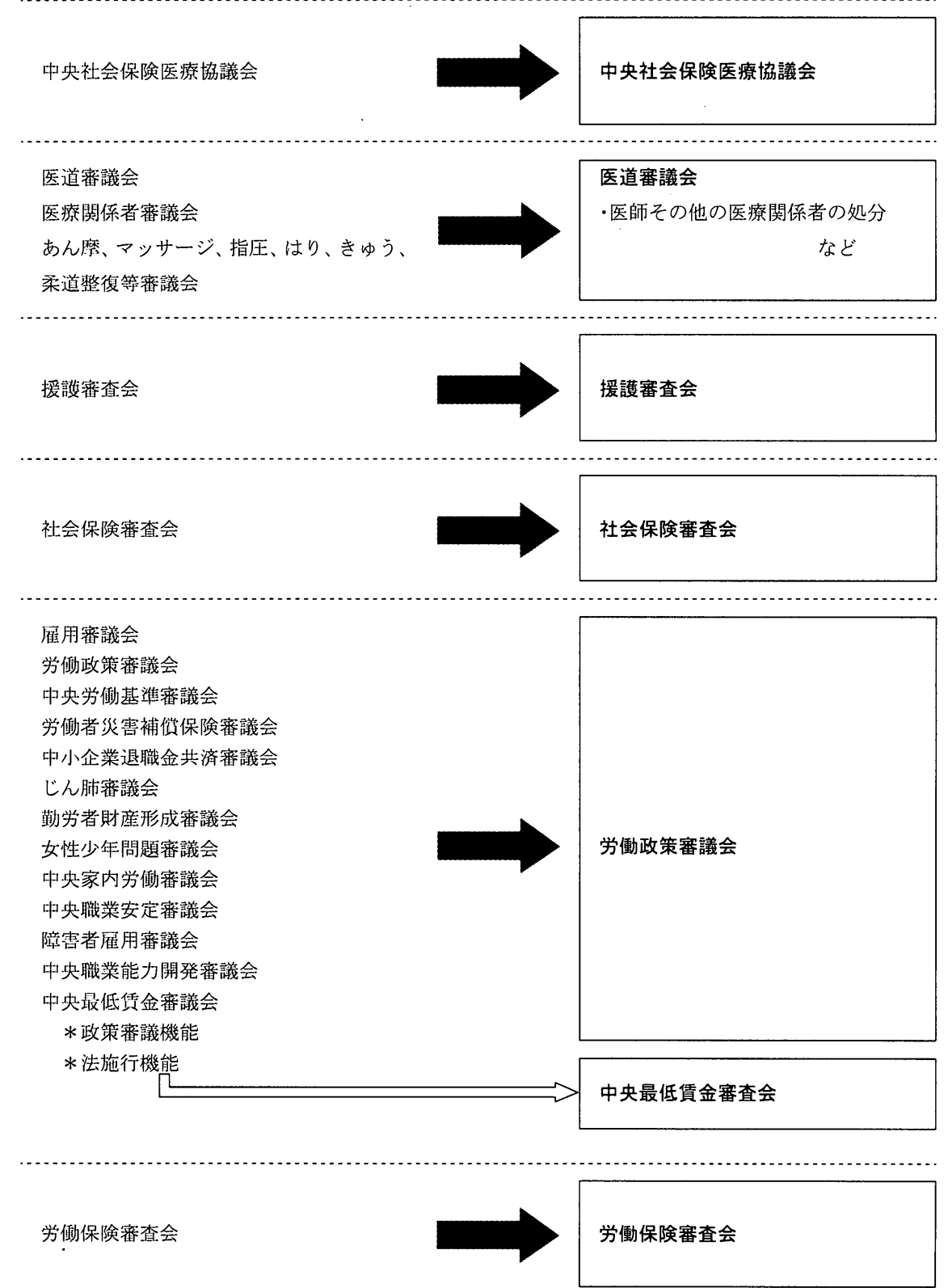
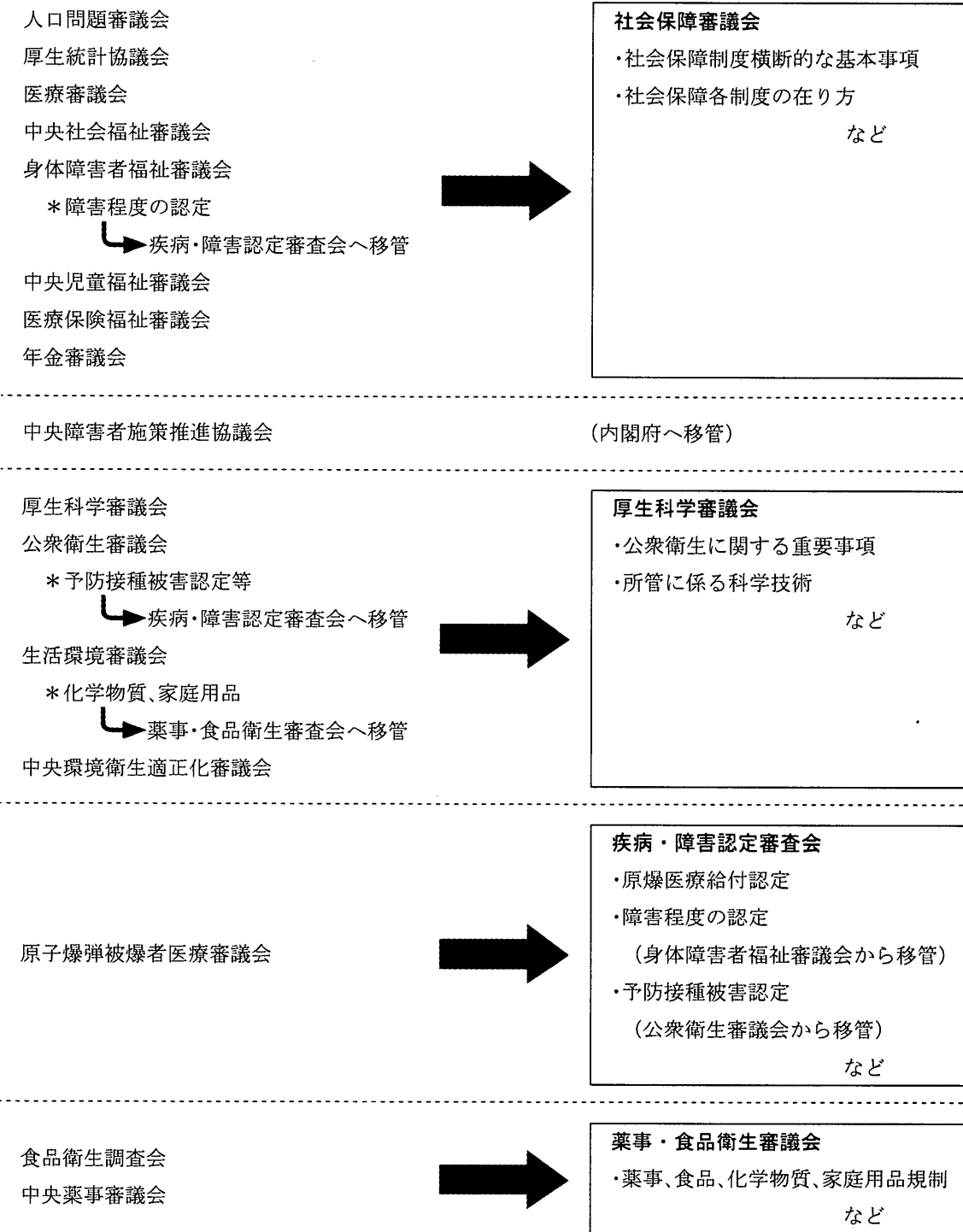
備考 制度①…医療保険  
 ②…年金保険  
 ③…雇用保険(これに代わるものを含む)  
 ④…労災保険( " )

(注) 1 地方公務員と私立学校教職員のうちには健康保険法の適用を受けている者がある。  
 2 私立学校教職員のうちには厚生年金保険法の適用を受けている者がある。  
 3 地方公務員のうち、市町村職員については雇用保険法の適用を受けている者がある。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」



**〔参考〕2 審議会の整理合理化について**



# 第2節 社会保険各制度の成立経過

## ① 医療保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	
被 用 者	一般被用者	健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)		職員健康 保険法 (昭14.法72)			
	日雇労働者			日雇労働者健康保険法 (昭28.法207) (施行 昭28.11.1)			
	船 員			船員保険法(昭14.法73) (施行 昭15.6.1)			
	公 務 員 等	国家公務員	政府職員共済組合 令(昭15.勅827)		旧国家公務員共済 組合法 (昭23.法69)	国家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行 昭33.7.1)	
		適役職 用法人員	国有鉄道共済組合など、明40から勅令により 設立され、医療費の支給等を行っていた。		公共企業体職員等共済組合法 (昭31.法152) (施行 昭31.7.1)		
		地方公務員	政府職員共済組合 令(昭15.勅827)	健康保険法(大11.法70)	国家公務員 共済組合法 (昭29.法204)	地方公務員等 共済組合法 (昭37.法152) (施行 昭37.12.1)	
私立学 校教 職員		①	私立学校教職員共済組合法 (昭28.法245) (施行 昭29.1.1)		私立学校教職員 共済法		
農林漁 業団 体職 員	健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)						
非被用者			旧国民健康保険法(昭13.法60) ②	国民健康保険法 (昭33.法192) (施行 昭34.1.1) ③			
全 国 民					介護保険法 (平9.法123) (施行 平12.4.1)		

① 教員については、健康保険は任意包括であった。昭和27年2月に保健、罹災、休業の短期給付を行う財団法人私立  
教職員共済会が創設されたが、私立学校教職員共済組合法の制定により吸収された。  
② はじめは任意設立の市町村の区域を単位とする国民健康保険組合を保険者としていた。  
市町村公営方式が確立したのは昭和23年である。

	昭50	昭60	平7	平9	平12
	④				
		国家公務員等 共済組合法		国家公務員 共済組合法	
	⑤			健康保険法 (大11.法70) ⑥	
				私立学校教職員 共済法	
				介護保険法 (平9.法123) (施行 平12.4.1)	

③ 全国普及が達成されたのは、昭和36年4月である。  
④ 日雇労働者健康保険法は昭和59年10月1日に廃止された。  
⑤ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。  
⑥ 適用法については、平成9年4月にそれぞれ健康保険組合が設立された。

② 年金保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	
被 用 者	一般被用者			労働者年金保険法(昭16.法60)(施行昭17.6.1) 退職積立金及退職手当法(昭11.法42)	旧厚生年金保険法(昭19.法21)(施行昭19.10.1) ①	厚生年金保険法(昭29.法115)(施行昭29.5.1)	
	日雇労働者					国民年金法(昭34.法141)(施行昭34.11.1)	
	船員			船員保険法(昭14.法73)(施行昭15.6.1)			
	公務員等	国家公務員	官吏恩給法②	恩給法(大12.法48)		旧国家公務員共済組合法(昭23.法69)	国家公務員共済組合法(昭33.法128)(施行昭33.7.1)
		役職人		大正9年から国有鉄道共済組合など官業共済組合では、年金給付を実施していた。			公共企業体職員等共済組合法(昭31.法134)(施行昭31.7.1)
		地方公務員	官吏恩給法	恩給法(大12.法48)	旧国家公務員共済組合法(昭23.法69)	国家公務員共済組合法(昭29.法204)	地方公務員等共済組合法(昭37.法152)(施行昭37.12.1)
	私立学校教職員		財団法人私学恩給財団(大13.10.1発足) ④		私立学校教職員共済組合法(昭28.法245)(施行昭29.1.1) ⑤		
農林漁業団体職員				厚生年金保険法(昭29.法115)	農林漁業団体職員共済組合法(昭33.法99)(施行昭34.1.1)		
非被用者					国民年金法(昭34.法141)(施行昭34.11.1) 農業者年金基金法(昭45.法78号)(施行昭46.1.1)		

- ① 旧厚生年金保険法となったときに、職員、女子も対象者となった。
- ② 国家公務員関係では、明治8年に海軍退隠令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。
- ③ 退職年金条例は、地方公務員共済組合法制定まで残った。
- ④ 昭和27年に財団法人私立中等学校恩給財団より、財団法人私学恩給財団に名称を改め、対象を大学から幼稚園まで拡大した。

		昭50	昭60	平7	平9	平12	
被 用 者	一般被用者						
	日雇労働者						
	船員					厚生年金保険法(昭29.法115)(昭61.4.1統合)	
	公務員等	国家公務員等共済組合法					国家公務員共済組合法
		⑥				⑧	厚生年金保険法(昭29.法115)(平9.4.1統合)
農林漁業団体職員					⑨	厚生年金保険法(昭29.法115)(平14.4.1統合)	

- ⑤ 教員については、厚生年金保険は任意包括であった。
- ⑥ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。
- ⑦ 昭和61年4月1日からの基礎年金の創設に伴い、国民年金法が被用者、非被用者のいずれにも適用されることとなった。
- ⑧ 平成9年4月1日から、被用者年金制度の再編成の第1段階として、旧公共企業体(日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業)の各共済組合は厚生年金保険に統合された。
- ⑨ 農林漁業団体職員共済組合法の廃止により、平成14年4月1日から厚生年金保険法に統合された。

③ 業務災害補償制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	昭60
一般被用者		健康保険法(大11.法70)(施行昭2.1.1)①			労働者災害補償保険法(昭22.法50)(施行昭22.9.1)		
		労働者災害扶助責任保険法②(昭6.法55)					
船員				労働者年・旧厚生年金保険法・金保険法			
			船員保険法(昭14.法73)(施行昭15.6.1)		昭和22年法103号をもって労災補償部門を明確に区分		
公務員等	国家公務員	③ 国有鉄道共済組合及びその他共済組合は大正9年から昭和15年にかけて公傷病年金給付を開始していた。			旧国家公務員共済組合法(昭23.法59)	国家公務員共済組合法(昭33.法128)(施行昭33.7.1)	国家公務員災害補償法(昭26.法191)(施行昭26.7.1)
	役職員				[業務災害補償]に関する協約		労働者災害補償保険法(適用60.4.1)④
	適用法人				国家公務員共済組合法(施行昭33.7)	地方公務員等共済組合法(昭37.法152)(施行昭37.12.1)	
	地方公務員				市町村職員共済組合法(昭29.法204)	地方公務員災害補償法(昭42.法121)(施行昭42.12.1)	

- ① 業務災害補償というよりも、業務上の傷病も対象としていた。厚生年金、船員保険についても同様で業務災害補償部分が明確になったのは、労働者災害補償保険法が制定されてからである。
- ② 労働者災害扶助法(昭和6年4月2日法律第54号)が同時に制定されている。事業主の扶助義務を明確化したものである。
- ③ 昭和23年に「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律」が公布され、一般政府職員の公務災害補償は、これにより行なわれていた。
- ④ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用。



④ 雇用保険制度

		昭10	昭20	昭30	昭40	昭49	昭60
一般被用者		退職積立金及退職手当法(昭11.法42)		失業保険法(昭22.法146)(適用昭22.11.1)①		雇用保険法(昭49.法116)(適用昭50.4.1)②	
日雇労働者				日雇労働者の制度創設(昭24.法87)(施行昭22.6.1)			
船員				船員保険法失業部門創設(昭22.法235)(施行昭22.11.1)			
公務員等	国家公務員			国家公務員退職手当法(昭28.法182)(適用昭28.8.1)			
	役職員						
	適用法人			雇用保険法(適用昭60.4.1)③			
地方公務員				退職手当に関する条例			

- ① 失業保険法と同時に、経過的なものとして失業手当法(昭22.法145)が制定されている。
- ② 失業保険制度を抜本的に改善発展させた雇用に関する総合的機能を有する保険制度である。
- ③ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用



**〔参考〕 1 社会保障制度審議会勧告等一覧**

(●印は主要なもの)

	勸告等
昭和24年～昭和29年	24. 8. 1 健康保険等の給付費に対する国庫負担の件
	24. 9. 13 生活保護制度の改善強化に関する件
	24. 11. 14 社会保障制度確立のための覚え書
	●25. 10. 16 社会保障制度に関する勧告
	26. 7. 24 社会保障制度推進に関する申入書
	26. 10. 20 社会保障制度推進に関する件
	27. 4. 16 戦争遺家族等の援護に関する立法の件
	27. 5. 20 社会保障の最低基準に関する国際労働条約案について
	27. 12. 23 厚生年金保険、公務員の恩給、軍人恩給等年金問題に関する件
	●28. 12. 10 年金制度の整備改革に関する件
	29. 1. 11 建議書(昭和29年度予算編成における社会保障に関する国庫負担に関して)
	29. 3. 1 建議書(年金制度の総合的調整に関して)
29. 12. 24 社会保障制度の推進に関する要望	
" 結核対策の強化改善に関する申入書	
昭和30年～昭和39年	30. 3. 30 社会保障制度の企画運営方法の改善に関する件
	" 結核対策の強化改善に関する件
	●31. 11. 8 医療保障制度に関する勧告について
	32. 12. 19 恩給等の増額に関する意見書について
	●33. 6. 14 国民年金制度に関する基本方策について(答申)
	●33. 10. 6 年金制度の通算等について(答申)
	" 中小企業労働者等福利共済制度について
	35. 8. 1 社会保障制度の推進についての申入れ
	35. 10. 12 公的年金積立金の運用についての要望
	36. 10. 26 申入書(社会保険医療協議会の改組に関して)
	36. 11. 10 社会保障制度の推進に関する申入れ
	●37. 8. 22 社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告
	38. 2. 25 臨時医療報酬調査会設置法案の取扱いについて(申入れ)
38. 12. 21 申入書(昭和39年度予算編成に関して)	
39. 12. 17 厚生年金保険法の一部を改正する法律案および船員保険法の一部を改正する法律案について(申入れ)	

	勸告等
昭和40年～昭和49年	40. 2. 10 申入書(恩給および共済組合両制度の調整について)
	40. 6. 1 医療問題混乱に対する緊急措置について(申入れ)
	40. 9. 15 医療費問題に関する意見及び保険三法改正案に対する答申
	41. 8. 25 内閣総理大臣はじめ関係大臣との懇談における要望要旨
	42. 6. 21 公害対策について(申入れ)
	" 各種公的年金の給付額の調整等について(申入れ)
	42. 12. 15 申入書(財政硬直化と社会保障との関係について)
	43. 12. 23 申入書(社会保障の推進について)
	45. 12. 19 医療保険制度について(意見)
	" 申入書(社会保障の推進について)
	46. 6. 22 申入書(保険医総辞退に関する政府の対処について)
	●46. 9. 13 医療保険制度の改革について(答申)
	48. 9. 18 申入れ(生活扶助基準改訂について)
48. 11. 19 当面する社会保障の危機回避のための建議—インフレーション下の社会保障—	
48. 12. 6 社会保障制度における家族の取り扱いについて	
49. 10. 7 当面の社会保障施策について(意見)	
昭和50年～昭和59年	●50. 12. 1 今後の高齢化社会に対応すべき社会保障の在り方について(建議)
	●52. 12. 19 皆年金下の新年金体系
	53. 2. 10 共済組合制度に関する意見
	54. 2. 13 共済組合制度に関する意見
	●54. 10. 18 高齢者の就業と社会保険年金—統一皆年金下の新年金体系—
●55. 12. 12 老人保健医療対策について(意見)	
昭和60年～	●60. 1. 24 老人福祉の在り方について(建議)
	60. 4. 10 公的年金制度に関する意見
	H元. 12. 14 国民健康保険制度の長期安定確保策について(意見)
	2. 12. 19 新しい時代を担う子どもたちのために(申入れ)
	●7. 7. 4 社会保障体制の再構築(勧告)—安心して暮らせる21世紀の社会を目指して—
	11. 6. 17 介護保険の確実な実施に向けて(会長談話)発表
	●12. 9. 14 新しい世紀に向けた社会保障(意見)
	●13. 1. 6 中央省庁等再編に伴い社会保障制度審議会廃止(機能は経済財政諮問会議及び社会保障審議会に引き継ぐ)

**〔参考〕2 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ**

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1956(S31)	日本経済の成長と近代化	国民の生活と健康はいかに守られているか	とくに題はなし
1957(S32)	速すぎた拡大とその反省	貧困と疾病の追放	〃
1958(S33)	景気循環の復活	厚生省創立20周年記念号	〃
1959(S34)	速やかな景気回復と今後の課題	福祉計画と人間の福祉のための投資	〃
1960(S35)	日本経済の成長力と競争力	福祉国家への途	〃
1961(S36)	成長経済の課題	変動する社会と厚生行政	〃
1962(S37)	景気循環の変貌	人口革命	〃
1963(S38)	先進国への道	健康と福祉	〃
1964(S39)	開放体制下の日本経済	社会開発の推進	〃
1965(S40)	安定成長の課題	40年代の道標	変貌課程にある労働経済 —人手不足経済への移行課程における諸問題—
1966(S41)	持続的成長への道	生活に密着した行政	労働経済の構造変化と今後の課題
1967(S42)	能率と福祉の向上		人手不足への適応と今後の問題 —最近の労働経済にみられる新しい動き—
1968(S43)	国際化のなかの日本経済	広がる障害とその克服	労働力不足の進行と構造変化 —複雑になった構造変化—
1969(S44)	豊かさへの挑戦	繁栄への基礎条件	40年代の労働経済
1970(S45)	日本経済の新しい次元	高齢者問題をとらえつつ	労働経済の長期的諸問題
1971(S46)	内外均衡達成への道	こどもと社会	同上
1972(S47)	新しい福祉社会の建設	近づく年金時代	転機に立つ労働経済 —長期的にみた問題点—
1973(S48)	インフレなき福祉をめざして	転機に立つ社会保障	労働者福祉充実への途 —長期展望と労使の課題—
1974(S49)	成長経済を越えて	人口変動と社会保障	高度成長からの転換と今後の課題
1975(S50)	新しい安定軌道をめざして	これからの社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 —控え目な経済成長の下における労働経済の課題—

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1976(S51)	新たな発展への基礎がため	婦人と社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 —労働経済の構造変化と安定成長の条件—
1977(S52)	安定成長への適応を進める日本経済	高齢者社会の入口に立つ社会保障	安定成長下における労働経済の課題
1978(S53)	構造転換を進めつつある日本経済	健康な老後を考える	労働力需給構造の変化と中高年齢労働者問題
1979(S54)	すぐれた適応力と新たな出発	日本の子供たち—その現状と未来	労働力需給の展望と均衡回復への課題
1980(S55)	先進国日本の試練と課題	高齢化社会への軟着陸をめざして	わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題
1981(S56)	日本経済の創造的活力を求めて	国際障害者年「完全参加と平等」をめざして	労働経済の新たな課題
1982(S57)	経済効率性を活かす道	高齢化社会を支える社会保障をめざして	労働市場の変化と新たな課題
1983(S58)	技術的成長への足固め	新しい時代の潮流と社会保障	労働力需給、失業の長期的変化と課題
1984(S59)	新たな国際化に対応する日本経済	人生80年時代の生活と健康を考える	勤労者生活の動向と課題
1985(S60)	新しい成長とその課題	長寿社会に向かって選択する	技術革新下の労働問題とその課題
1986(S61)	国際的調和をめざす日本経済	未知への挑戦— 明るい長寿社会をめざして	中長期的な職業生活の変化と新たな課題 —雇用の多様化と労働時間短縮—
1987(S62)	進む構造転換と今後の課題	社会保障を担う人々— 社会サービスはこう展開する	経済構造調整と労働経済の課題
1988(S63)	内需型成長の持続と国際社会への貢献	新たな高齢者像と活力ある長寿・福祉社会をめざして(厚生省創設50周年記念号)	構造変化のなかでの雇用安定と勤労者生活の課題
1989(H1)	平成経済の門出と日本経済の新しい潮流	長寿社会における子供・家庭・地域	高齢者雇用と女子パートタイム労働の現状と課題
1990(H2)	持続的拡大への道	真の豊かさに向かっの社会システムの再構築 豊かさのコスト— —廃棄物問題を考える—	勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題
1991(H3)	長期拡大の条件と国際社会における役割	広がりゆく福祉の担い手たち— 皆が参加する「ぬくもりのある福祉社会」の創造—	女子労働者、若者労働者の現状と課題
1992(H4)	調整をこえて新たな展開をめざす日本経済	国連・障害者の十年— —活発化する民間サービスと社会参加活動—	労働力不足、労働移動の活発化と企業の対応
1993(H5)	バブルの教訓と新たな発展への課題	未来をひらく子どもたちのために— —子育ての社会的支援を考える—	職業をめぐる諸問題と今後の対応
1994(H6)	厳しい調整を越えて新たなフロンティアへ		雇用安定を基盤とした豊かな勤労者生活への課題
1995(H7)	日本経済のダイナミズムの復活をめざして	医療—「質」「情報」「選択」そして「納得」	雇用創出を通じた労働市場の構造変化への対応

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1996(H8)	改革が展望を切り開く	家族と社会保障 —家族の社会的支援のために—	労働経済の分析
1997(H9)	改革へ本格起動する日本経済	「健康」と「生活の質」の向上 めざして	構造転換期の雇用・賃金と高齢 化への対応
1998(H10)	創造的発展への基礎固め	少子社会を考える —子どもを産み育てることに 「夢」を持てる社会を—	中長期的にみた働き方と生活の 変化
1999(H11)	経済再生への挑戦	社会保障と国民生活	急速に変化する労働市場と新た な雇用の創出
2000(H12)	新しい世の中が始まる	新しい高齢者像を求めて —21世紀 の高齢社会を迎えるにあたって—	高齢社会の下での若年と中高年 のベストミックス
年次	経済財政白書 (内閣府)	厚生労働白書 (厚生労働省)	労働経済白書 (厚生労働省)
2001(H13)	改革なくして成長なし	生涯にわたり個人の自立を支 援する厚生労働行政	情報通信技術 (IT) の革新と雇 用
2002(H14)	改革なくして成長なしII	現役世代の生活像—経済的側 面を中心として—	最近の雇用・失業の動向とその 背景
2003(H15)	改革なくして成長なしIII	活力ある高齢者像と世代間の 新たな関係の構築	経済社会の変化と働き方の多様 化
2004(H16)	改革なくして成長なしIV	現代生活を取り巻く健康リス ク—情報と協働でつくる安全 と安心—	雇用の質の充実を通じた豊かな 生活の実現に向けた課題

(注) 厚生白書は昭和42年度版からは「発行年版」に改定した。



**〔参考〕3 平成13年1月以降の審議会意見書等一覧**

平成13年2月27日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針について (答申)	社会保障審議会
平成13年11月26日	平成14年度医療制度改革について (意見書)	社会保障審議会医療保険部会
平成13年12月14日	女性自身の貢献がみゆる年金制度 (報告書)	女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会
平成14年1月9日	今後の障害者雇用施策の充実強化について (意見書)	労働政策審議会
平成14年1月24日	中小企業退職金共済制度の改正について (建議)	労働政策審議会
平成14年1月28日	市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について (一人ひとりの地域住民への訴え)	社会保障審議会福祉部会
平成14年3月12日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について (答申)	社会保障審議会
平成14年3月28日	医療提供体制に関する意見	社会保障審議会医療部会
平成14年6月3日	平成15年度予算編成の基本的考え方 (建議)	財政制度等審議会財政制度分科会
平成14年7月1日	介護報酬体系の見直しについて	社会保障審議会介護給付費分科会
平成14年7月23日	中間とりまとめ—経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革	総合規制改革会議
平成14年7月25日	社会保障負担等のあり方に関する研究会報告書	社会保障負担等のあり方等に関する研究会
平成14年8月23日	今後の難病対策の在り方について (中間報告)	厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会
平成14年9月13日	「子どもを育てたい、育てて良かったと思える社会をつくる～いのちを愛おしむ社会～」 (中間とりまとめ)	少子化社会を考える懇談会
平成14年11月20日	平成15年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会財政制度分科会
平成14年11月26日	保健師助産師看護師行政処分の考え方	医道審議会保健師助産師看護師分科会看護倫理部会
平成14年12月5日	年金改革の骨格に関する方向性と論点 (改革議論のたたき台)	厚生労働省年金局
平成14年12月9日	介護報酬見直しの考え方	社会保障審議会介護給付費分科会
平成14年12月13日	医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について	医道審議会医道分科会
平成14年12月17日	「医療保険制度の体系の在り方」「診療報酬体系の見直し」について (厚生労働省試案)	厚生労働省保険局
平成14年12月19日	今後の精神保健医療福祉施策について (報告書)	社会保障審議会障害者部会
平成14年12月20日	ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム (報告)	男女共同参画会議影響調査専門調査会
平成14年12月25日	今後のたばこ対策の基本的考え方について (意見具申)	厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会
平成14年12月26日	雇用保険制度の見直しについて (報告書)	労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会
平成14年12月26日	職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の改正について (建議)	労働政策審議会

平成15年2月7日	今後の化学物質の審査及び規制の在り方について(報告書)	厚生科学審議会化学物質制度改正検討部会
平成15年3月12日	多様な働き方に対応できる中立的な年金制度を目指して(報告書)	雇用と年金に関する研究会
平成15年3月13日	株式を含む分散投資の是非に関する意見	社会保障審議会年金資金運用分科会
平成15年3月26日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について(答申)	社会保障審議会
平成15年3月26日	これからの医業経営の在り方に関する検討会(最終報告書)	これからの医業経営の在り方に関する検討会
平成15年4月28日	水質基準の見直し等について(答申)	厚生科学審議会生活環境水道部会
平成15年4月30日	医療提供体制の改革のビジョン	医療提供体制の改革に関する検討チーム
平成15年5月21日	精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書	厚生科学審議会生殖補助医療部会
平成15年6月9日	看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会(報告書)	看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会
平成15年6月9日	平成16年度予算編成の基本的考え方について(建議)	財政制度等審議会財政制度分科会
平成15年6月10日	診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会(報告書)	診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会
平成15年6月16日	今後の社会保障改革の方向性に関する意見	社会保障審議会
平成15年6月18日	児童虐待の防止等に関する専門委員会(報告書)	社会保障審議会児童部会
平成15年6月26日	2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～(報告書)	高齢者介護研究会
平成15年6月27日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(閣議決定)	経済財政諮問会議
平成15年7月28日	10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン～精神保健福祉センター・保健所・市町村でどのように対応するか・援助するか～	厚生労働科学研究事業
平成15年7月31日	今後の高齢者雇用対策について～雇用と年金との接続を目指して～(報告書)	今後の高齢者雇用対策に関する研究会
平成15年8月7日	社会連帯による次世代育成支援に向けて(報告書)	次世代育成支援施策の在り方に関する研究会
平成15年8月27日	運用利回りの範囲について(検討結果の報告)	社会保障審議会年金資金運用分科会
平成15年9月5日	16年年金改革における給付と負担の見直しについて(坂口厚労相試案)	厚生労働大臣
平成15年9月12日	年金制度改正に関する意見	社会保障審議会年金部会
平成15年9月19日	若者の未来のキャリアを育むために～若年者キャリア支援政策の展開～(報告書)	若年者キャリア支援研究会
平成15年10月27日	社会的養護のあり方に関する専門委員会(報告書)	社会保障審議会児童部会

平成15年11月17日	持続可能な安心できる年金制度構築に向けて(厚生労働省案)	厚生労働省
平成15年11月26日	平成16年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会財政制度分科会
平成15年12月16日	労働委員会の審査迅速化等を図るための方策について(建議)	労働政策審議会
平成15年12月24日	公的年金財政状況報告～平成13年度～	社会保障審議会年金数理部会
平成15年12月25日	仕事と家庭の両立支援対策の充実について(建議)	労働政策審議会
平成16年1月8日	育児休業給付制度及び介護休業給付制度の見直しについて(報告書)	労働政策審議会職業安定分科会 雇用保険部会
平成16年1月20日	今後の高齢者雇用対策について(建議)	労働政策審議会
平成16年1月29日	高齢者リハビリテーションのあるべき方向	高齢者リハビリテーション研究会
平成16年3月9日	歯科医師国家試験制度改善検討部会(報告書)	医道審議会歯科医師分科会
平成16年3月22日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について	社会保障審議会年金資金運用分科会
平成16年3月25日	「こころのバリアフリー宣言」～精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針～	心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会
平成16年5月17日	平成17年度予算編成の基本的考え方について(建議)	財政制度等審議会
平成16年5月19日	健康フロンティア戦略	与党 幹事長・政調会長会議
平成16年7月5日	抗がん剤併用療法に関する報告書	薬事・食品衛生審議会
平成16年7月13日	今後の障害保健福祉施策について(中間的な取りまとめ)	社会保障審議会障害者部会
平成16年7月23日	アレルギー物質を含む食品に関する表示について(検討報告書)	食品の表示に関する共同会議 (薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会等)
平成16年7月30日	介護保険制度の見直しに関する意見	社会保障審議会介護保険部会
平成16年8月末	新型インフルエンザ対策報告書	新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会
平成16年9月6日	労働者の健康情報の保護に関する検討会(報告書)	労働者の健康情報の保護に関する検討会
平成16年9月28日	歯科医師臨床研修検討部会(意見書)	医道審議会歯科医師分科会
平成16年9月30日	今後の医療情報ネットワーク基盤のあり方について(最終報告)	医療情報ネットワーク基盤検討会
平成16年10月25日	生活習慣病予防と介護予防の新たな展開に向けて(中間報告)	老人保健事業の見直しに関する検討会
平成16年11月19日	平成17年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会
平成16年12月8日	社会福祉法人制度の見直しについて(意見書)	社会保障審議会福祉部会
平成16年12月10日	「被保険者・受給者の範囲」の拡大に関する意見	社会保障審議会介護保険部会
平成16年12月15日	生活保護制度の在り方に関する専門委員会(報告書)	社会保障審議会福祉部会
平成16年12月15日	今後の障害者雇用施策の充実強化について～就業機会の拡大による職業的自立を目指して～(意見書)	労働政策審議会



第2部 社会保障の体系と現状

平成16年12月17日	今後の労働時間対策について(建議)	労働政策審議会
平成16年12月24日	就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について(審議のまとめ)	中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議
平成16年12月24日	「痴呆」に替わる用語に関する検討会報告書	「痴呆」に替わる用語に関する検討会
平成16年12月27日	今後の労働安全衛生対策について(建議)	労働政策審議会
平成16年12月27日	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会
平成17年1月7日	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン	医療情報ネットワーク基盤検討会
平成17年1月18日	公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会(報告書)	公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会

# 第Ⅲ部

## 社会保障関係統計資料編

凡 例			
1 本表の記号は次による。	… 不問	0または0.0 単位未満	△ 負数
	— なし	・ 統計項目のありえない場合	
2 統計表で内訳の合計と合計数とが一致しない場合があるがそれは四捨五入によるものである。			
3 統計数字のうち1円、1人、1件というような1位単位のものについては統計表から円、人、件等の単位を省略した。			

## 第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移

(単位 人口：千人)

区 分	昭和35年 (1960)	昭和45年 (1970)	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)	平成15年 (2003)
総 人 口	93,419	103,720	117,060	123,611	126,686	126,926	127,291	127,435	127,619
年齢階級別人口									
0～14歳人口	28,067	24,823	27,507	22,486	18,742	18,472	18,283	18,102	17,905
(%)	30.4	23.9	23.5	18.2	14.8	14.6	14.4	14.2	14.0
15～64歳人口	60,002	71,566	78,835	85,904	86,758	86,220	86,139	85,706	85,404
(%)	64.2	69.0	67.3	69.5	68.5	67.9	67.7	67.3	66.9
65歳以上人口	5,350	7,331	10,647	14,895	21,186	22,005	22,869	23,628	24,311
(%)	5.7	7.1	9.1	12.0	16.7	17.3	18.0	18.5	19.0
出 生	1,606	1,934	1,577	1,222	1,178	1,191	1,171	1,154	1,124
人 口 千 対	17.2	18.8	13.6	10.0	9.4	9.5	9.3	9.2	8.9
死 亡	707	713	723	820	982	962	970	982	1,015
人 口 千 対	7.6	6.9	6.2	6.7	7.8	7.7	7.7	7.8	8.0
自 然 増 加	899	1,221	854	401	196	229	200	171	109
人 口 千 対	9.6	11.8	7.3	3.3	1.6	1.8	1.6	1.4	0.9
平均余命(年)									
男 0歳	65.32	69.31	73.35	75.92	77.10	77.72	78.07	78.32	78.36
65歳	11.62	12.50	14.56	16.22	17.02	17.54	17.78	17.96	18.02
女 0歳	70.19	74.66	78.76	81.90	83.99	84.60	84.93	85.23	85.33
65歳	14.10	15.34	17.68	20.03	21.89	22.42	22.68	22.96	23.04
合計特殊出生率	2.00	2.13	1.75	1.54	1.34	1.36	1.33	1.32	1.29

(注) 1 「出生」「死亡」「自然増加」「平均余命」「合計特殊出生率」の昭和45年以前には、沖縄県を含まない。  
 2 昭和55年、平成2年、平成7年、平成12年の総人口には、年齢不詳を含む。  
 資料：「総人口」「年齢階級別人口」は、総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」  
 上記以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」「完全生命表」「簡易生命表」

第2表 「日本の将来推計人口」の要約

	平成9年1月 将来推計人口		平成14年1月将来推計人口					
	〔中位〕		中位	高位	低位			
基準人口	平成7年10月1日 国勢調査人口		平成12年10月1日国勢調査人口					
平均寿命	平成7年 (1915)	平成62年 (2050)	平成12年(2000)		平成62年(2050)			
	男 76.36 → 79.43		男 77.64 → 80.95		女 84.62 → 89.22			
合計特殊出生率 (最低値)	平成7年 (1995)	1.42	平成12年 (2000)	1.36	平成12年 (2000)	1.36	平成12年 (2000)	1.36
	平成12年 (2000)	1.38	平成19年 (2007)	1.31	平成12年 (2000)	1.36	平成61年 (2049)	1.10
	平成62年 (2050)	1.61	平成62年 (2050)	1.39	平成62年 (2050)	1.63	平成62年 (2050)	1.10
総人口		千人	千人	千人	千人	千人	千人	
	平成12(2000)年	126,892	126,926	126,926	126,926	126,926	126,926	
	22(2010)年	127,623	127,473	128,145	128,145	126,673	126,673	
	32(2020)年	124,133	124,107	126,250	126,250	121,613	121,613	
	42(2030)年	117,149	117,580	121,262	121,262	113,297	113,297	
	52(2040)年	108,964	109,338	114,824	114,824	103,025	103,025	
62(2050)年	100,496	100,593	108,246	108,246	92,031	92,031		
ピーク	平成19(2007)年	127,782	平成18(2006)年	127,741	平成21(2009)年	128,151	平成16(2004)年	127,483
65歳以上人口比率		%	%	%	%	%	%	
	平成12(2000)年	17.2	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4	
	22(2010)年	22.0	22.5	22.4	22.4	22.7	22.7	
	32(2020)年	26.9	27.8	27.4	27.4	28.4	28.4	
	42(2030)年	28.0	29.6	28.7	28.7	30.7	30.7	
	52(2040)年	31.0	33.2	31.6	31.6	35.3	35.3	
62(2050)年	32.3	35.7	33.1	33.1	39.0	39.0		

(注) 平成12年は、総務省統計局「国勢調査報告」(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。  
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口ー平成14年1月推計ー」

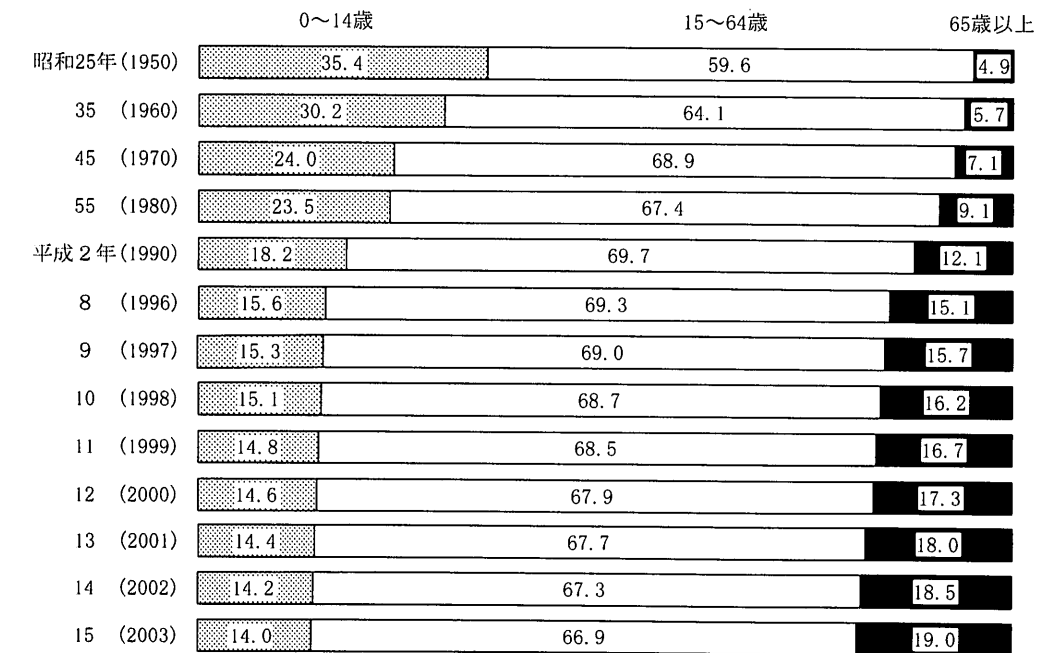
第3表 年齢3区分別人口の推移

区分	総人口 (万人)	総人口に占める割合(%)			年少人口指数
		0~14歳	15~64歳	65歳以上	
昭和25年(1950)	8,411	35.4	59.6	4.9	59.4
30(1955)	9,008	33.4	61.2	5.3	54.6
35(1960)	9,430	30.2	64.1	5.7	47.0
40(1965)	9,921	25.7	68.0	6.3	37.9
45(1970)	10,467	24.0	68.9	7.1	34.9
50(1975)	11,194	24.3	67.7	7.9	35.9
55(1980)	11,706	23.5	67.4	9.1	34.9
60(1985)	12,105	21.5	68.2	10.3	31.6
平成2年(1990)	12,361	18.2	69.7	12.1	26.2
4(1992)	12,445	17.2	69.8	13.1	24.6
5(1993)	12,476	16.7	69.8	13.5	23.9
6(1994)	12,503	16.3	69.6	14.1	23.5
7(1995)	12,557	15.9	69.5	14.6	23.0
8(1996)	12,586	15.6	69.3	15.1	22.6
9(1997)	12,617	15.3	69.0	15.7	22.2
10(1998)	12,649	15.1	68.7	16.2	21.9
11(1999)	12,669	14.8	68.5	16.7	21.6
12(2000)	12,693	14.6	67.9	17.3	21.4
13(2001)	12,729	14.4	67.7	18.0	21.2
14(2002)	12,744	14.2	67.3	18.5	21.1
15(2003)	12,762	14.0	66.9	19.0	21.0
平成17年(2005)	12,771	13.9	66.2	19.9	21.0
22(2010)	12,747	13.4	64.1	22.5	20.9
27(2015)	12,627	12.8	61.2	26.0	21.0

資料：平成13年以前は、総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」  
平成17年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口ー平成14年1月推計ー」の中位推計値

〈年齢別人口の割合の推移〉

(数字は%)



(小数第2位を四捨五入(及び年齢不詳を含む)のため合計は100%にならない)

第4表 総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）

平成15年10月1日現在(単位 千人)

区分	総人口			日本人人口		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	127,619	62,304	65,315	126,139	61,620	64,520
0～4歳	5,800	2,977	2,824	5,744	2,947	2,796
5～9	5,986	3,064	2,921	5,936	3,038	2,896
10～14	6,120	3,135	2,984	6,073	3,111	2,962
15～19	6,997	3,589	3,409	6,920	3,551	3,368
20～24	7,859	4,024	3,835	7,653	3,932	3,721
25～29	9,106	4,629	4,476	8,905	4,539	4,366
30～34	9,700	4,897	4,804	9,503	4,811	4,692
35～39	8,468	4,264	4,203	8,302	4,191	4,110
40～44	7,858	3,951	3,906	7,731	3,893	3,839
45～49	7,929	3,977	3,953	7,835	3,932	3,902
50～54	10,013	4,989	5,026	9,939	4,951	4,988
55～59	9,171	4,524	4,647	9,116	4,495	4,619
60～64	8,304	4,028	4,275	8,262	4,008	4,254
65～69	7,404	3,511	3,894	7,374	3,495	3,879
70～74	6,358	2,898	3,460	6,338	2,890	3,448
75～79	4,897	2,062	2,834	4,881	2,054	2,827
80～84	3,021	1,039	1,982	3,009	1,033	1,975
85～89	1,699	522	1,176	1,694	520	1,173
90歳以上	931	227	704	929	226	702
(再掲)						
0～14歳	17,906	9,176	8,729	17,753	9,096	8,654
15～64	85,405	42,872	42,534	84,166	42,303	41,859
65歳以上	24,310	10,259	14,050	24,225	10,218	14,004

資料：総務省統計局「平成15年10月1日現在推計人口」

第5表 年齢3区分別人口及び構造係数（中位推計）

区分	人口(千人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成12(2000)年	126,926	18,505	86,380	22,041	14.6	68.1	17.4
13(2001)	127,183	18,307	86,033	22,843	14.4	67.6	18.0
14(2002)	127,377	18,123	85,673	23,581	14.2	67.3	18.5
15(2003)	127,524	17,964	85,341	24,219	14.1	66.9	19.0
16(2004)	127,635	17,842	85,071	24,722	14.0	66.7	19.4
17(2005)	127,708	17,727	84,590	25,392	13.9	66.2	19.9
18(2006)	127,741	17,623	83,946	26,172	13.8	65.7	20.5
19(2007)	127,733	17,501	83,272	26,959	13.7	65.2	21.1
20(2008)	127,686	17,385	82,643	27,658	13.6	64.7	21.7
21(2009)	127,599	17,235	81,994	28,370	13.5	64.3	22.2
22(2010)	127,473	17,074	81,665	28,735	13.4	64.1	22.5
23(2011)	127,309	16,919	81,422	28,968	13.3	64.0	22.8
24(2012)	127,107	16,746	80,418	29,942	13.2	63.3	23.6
25(2013)	126,865	16,558	79,326	30,981	13.1	62.5	24.4
26(2014)	126,585	16,385	78,207	31,992	12.9	61.8	25.3
27(2015)	126,266	16,197	77,296	32,772	12.8	61.2	26.0
28(2016)	125,909	15,980	76,556	33,372	12.7	60.8	26.5
29(2017)	125,513	15,759	75,921	33,832	12.6	60.5	27.0
30(2018)	125,080	15,536	75,374	34,170	12.4	60.3	27.3
31(2019)	124,611	15,314	74,918	34,379	12.3	60.1	27.6
32(2020)	124,107	15,095	74,453	34,559	12.2	60.0	27.8
33(2021)	123,570	14,881	74,026	34,663	12.0	59.9	28.1
34(2022)	123,002	14,673	73,658	34,671	11.9	59.9	28.2
35(2023)	122,406	14,471	73,242	34,694	11.8	59.8	28.3
36(2024)	121,784	14,275	72,775	34,734	11.7	59.8	28.5
37(2025)	121,136	14,085	72,325	34,726	11.6	59.7	28.7
38(2026)	120,466	13,901	71,877	34,688	11.5	59.7	28.8
39(2027)	119,773	13,724	71,397	34,652	11.5	59.6	28.9
40(2028)	119,061	13,553	70,858	34,650	11.4	59.5	29.1
41(2029)	118,329	13,389	70,275	34,665	11.3	59.4	29.3
42(2030)	117,580	13,233	69,576	34,770	11.3	59.2	29.6
43(2031)	116,813	13,085	69,174	34,554	11.2	59.2	29.6
44(2032)	116,032	12,944	68,398	34,689	11.2	58.9	29.9
45(2033)	115,235	12,812	67,608	34,815	11.1	58.7	30.2
46(2034)	114,425	12,686	66,771	34,968	11.1	58.4	30.6
47(2035)	113,602	12,567	65,891	35,145	11.1	58.0	30.9
48(2036)	112,768	12,453	64,953	35,362	11.0	57.6	31.4
49(2037)	111,923	12,341	63,962	35,619	11.0	57.1	31.8
50(2038)	111,068	12,233	62,928	35,908	11.0	56.7	32.3
51(2039)	110,207	12,125	61,919	36,163	11.0	56.2	32.8

区 分	人 口 (千人)				割 合 (%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成52(2040)年	109,338	12,017	60,990	36,332	11.0	55.8	33.2
53(2041)	108,465	11,908	60,126	36,432	11.0	55.4	33.6
54(2042)	107,589	11,798	59,329	36,462	11.0	55.1	33.9
55(2043)	106,712	11,686	58,555	36,471	11.0	54.9	34.2
56(2044)	105,835	11,572	57,824	36,439	10.9	54.6	34.4
57(2045)	104,960	11,455	57,108	36,396	10.9	54.4	34.7
58(2046)	104,087	11,336	56,449	36,302	10.9	54.2	34.9
59(2047)	103,213	11,215	55,800	36,198	10.9	54.1	35.1
60(2048)	102,339	11,092	55,146	36,102	10.8	53.9	35.3
61(2049)	101,466	10,967	54,498	36,001	10.8	53.7	35.5
62(2050)	100,593	10,842	53,889	35,863	10.8	53.6	35.7
63(2051)	99,719	10,718	53,331	35,669	10.7	53.5	35.8
64(2052)	98,840	10,599	52,787	35,454	10.7	53.4	35.9
65(2053)	97,956	10,483	52,268	35,205	10.7	53.4	35.9
66(2054)	97,067	10,372	51,787	34,907	10.7	53.4	36.0
67(2055)	96,171	10,266	51,318	34,586	10.7	53.4	36.0
68(2056)	95,268	10,166	50,865	34,237	10.7	53.4	35.9
69(2057)	94,358	10,071	50,404	33,883	10.7	53.4	35.9
70(2058)	93,442	9,982	49,952	33,508	10.7	53.5	35.9
71(2059)	92,520	9,899	49,475	33,146	10.7	53.5	35.8
72(2060)	91,593	9,822	48,993	32,778	10.7	53.5	35.8
73(2061)	90,663	9,752	48,520	32,392	10.8	53.5	35.7
74(2062)	89,732	9,687	48,035	32,010	10.8	53.5	35.7
75(2063)	88,802	9,629	47,541	31,633	10.8	53.5	35.6
76(2064)	87,875	9,576	47,064	31,235	10.9	53.6	35.5
77(2065)	86,953	9,528	46,580	30,845	11.0	53.6	35.5
78(2066)	86,039	9,483	46,077	30,479	11.0	53.6	35.4
79(2067)	85,136	9,440	45,580	30,116	11.1	53.5	35.4
80(2068)	84,244	9,398	45,091	29,755	11.2	53.5	35.3
81(2069)	83,367	9,356	44,613	29,398	11.2	53.5	35.3
82(2070)	82,506	9,316	44,147	29,043	11.3	53.5	35.2
83(2071)	81,662	9,275	43,695	28,692	11.4	53.5	35.1
84(2072)	80,837	9,234	43,256	28,347	11.4	53.5	35.1
85(2073)	80,031	9,194	42,829	28,008	11.5	53.5	35.0
86(2074)	79,244	9,152	42,416	27,676	11.5	53.5	34.9
87(2075)	78,478	9,111	42,013	27,354	11.6	53.5	34.9
88(2076)	77,732	9,069	41,622	27,041	11.7	53.5	34.8
89(2077)	77,004	9,026	41,241	26,737	11.7	53.6	34.7
90(2078)	76,296	8,983	40,872	26,441	11.8	53.6	34.7
91(2079)	75,605	8,940	40,512	26,153	11.8	53.6	34.6

区 分	人 口 (千人)				割 合 (%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成92(2080)年	74,931	8,897	40,164	25,870	11.9	53.6	34.5
93(2081)	74,274	8,854	39,827	25,593	11.9	53.6	34.5
94(2082)	73,631	8,812	39,500	25,319	12.0	53.6	34.4
95(2083)	73,004	8,772	39,185	25,047	12.0	53.7	34.3
96(2084)	72,390	8,732	38,880	24,778	12.1	53.7	34.2
97(2085)	71,789	8,694	38,584	24,510	12.1	53.7	34.1
98(2086)	71,201	8,659	38,298	24,244	12.2	53.8	34.1
99(2087)	70,625	8,625	38,020	23,980	12.2	53.8	34.0
100(2088)	70,061	8,594	37,748	23,719	12.3	53.9	33.9
101(2089)	69,508	8,566	37,482	23,461	12.3	53.9	33.8
102(2090)	68,966	8,540	37,221	23,205	12.4	54.0	33.6
103(2091)	68,435	8,517	36,965	22,953	12.4	54.0	33.5
104(2092)	67,914	8,497	36,713	22,704	12.5	54.1	33.4
105(2093)	67,404	8,479	36,466	22,459	12.6	54.1	33.3
106(2094)	66,904	8,464	36,222	22,218	12.7	54.1	33.2
107(2095)	66,416	8,451	35,982	21,982	12.7	54.2	33.1
108(2096)	65,938	8,441	35,746	21,750	12.8	54.2	33.0
109(2097)	65,471	8,432	35,515	21,524	12.9	54.2	32.9
110(2098)	65,015	8,425	35,288	21,302	13.0	54.3	32.8
111(2099)	64,570	8,420	35,067	21,084	13.0	54.3	32.7
112(2100)	64,137	8,415	34,851	20,871	13.1	54.3	32.5

(注) 1 各年10月1日現在人口。  
 2 平成12年は、総務省統計局「国勢調査」(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。  
 資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口ー平成14年1月推計ー」

第6表 人口動態

区分	人口	出生		死亡		自然増加	
		実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)
昭和30年(1955)	* 89,275,529	1,730,692	19.4	693,523	7.8	1,037,169	11.6
35 (1960)	* 93,418,501	1,606,041	17.2	706,599	7.6	899,442	9.6
40 (1965)	* 98,274,961	1,823,697	18.6	700,438	7.1	1,123,259	11.4
45 (1970)	* 103,119,447	1,934,239	18.8	712,962	6.9	1,221,277	11.8
50 (1975)	* 111,251,507	1,901,440	17.1	702,275	6.3	1,199,165	10.8
55 (1980)	* 116,320,358	1,576,889	13.6	722,801	6.2	854,088	7.3
56 (1981)	117,204,000	1,529,455	13.0	720,262	6.1	809,193	6.9
57 (1982)	118,008,000	1,515,392	12.8	711,883	6.0	803,509	6.8
58 (1983)	118,786,000	1,508,687	12.7	740,038	6.2	768,649	6.5
59 (1984)	119,523,000	1,489,780	12.5	740,247	6.2	749,533	6.3
60 (1985)	* 120,265,700	1,431,577	11.9	752,283	6.3	679,294	5.6
61 (1986)	120,946,000	1,382,946	11.4	750,620	6.2	632,326	5.2
62 (1987)	121,535,000	1,346,658	11.1	751,172	6.2	595,486	4.9
63 (1988)	122,026,000	1,314,006	10.8	793,014	6.5	520,992	4.3
平成元年(1989)	122,460,000	1,246,802	10.2	788,594	6.4	458,208	3.7
2 (1990)	* 122,721,397	1,221,585	10.0	820,305	6.7	401,280	3.3
3 (1991)	123,102,000	1,223,245	9.9	829,797	6.7	393,448	3.2
4 (1992)	123,476,000	1,208,989	9.8	856,643	6.9	352,346	2.9
5 (1993)	123,788,000	1,188,282	9.6	878,532	7.1	309,750	2.5
6 (1994)	124,069,000	1,238,328	10.0	875,933	7.1	362,395	2.9
7 (1995)	* 124,298,947	1,187,064	9.6	922,139	7.4	264,925	2.1
8 (1996)	124,709,000	1,206,555	9.7	896,211	7.2	310,344	2.5
9 (1997)	124,963,000	1,191,665	9.5	913,402	7.3	278,263	2.2
10 (1998)	125,252,000	1,203,147	9.6	936,484	7.5	266,663	2.1
11 (1999)	125,432,000	1,177,669	9.4	982,031	7.8	195,638	1.6
12 (2000)	* 126,925,843	1,190,547	9.5	961,653	7.7	228,894	1.8
13 (2001)	127,291,000	1,170,662	9.3	970,331	7.7	200,331	1.6
14 (2002)	127,435,000	1,153,855	9.2	982,379	7.8	171,476	1.4
15 (2003)	127,619,000	1,123,610	8.9	1,014,951	8.0	108,659	0.9

(注) 1 人口は各年10月1日現在であり、\*印は国勢調査人口、他は推計人口である。なお、昭和40年以前の人口は  
 2 昭和50年以降は、沖縄県を含む。  
 3 乳児(生後1年未満)死亡(実数)は、死亡(実数)の再掲である。  
 4 死産とは、妊娠満12週以後のものである。  
 5 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものである。(昭和50年以前は、妊娠満  
 6 「婚姻」「離婚」の実数は件数を示す。  
 資料: 「人口」は、総務省統計局「国勢調査」「各年10月1日現在推計人口」  
 上記以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

乳児死亡		死産		周産期死亡		婚姻		離婚	
実数	率 (出生千対)	実数	率 (出産千対)	実数	率 (出産千対)	実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)
68,801	39.8	183,265	95.8	75,918	43.9	714,861	8.0	75,267	0.84
49,293	30.7	179,281	100.4	66,552	41.4	866,115	9.3	69,410	0.74
33,742	18.5	161,617	81.4	54,904	30.1	954,852	9.7	77,195	0.79
25,412	13.1	135,095	65.3	41,917	21.7	1,029,405	10.0	95,937	0.93
19,103	10.0	101,862	50.8	30,513	16.0	941,628	8.5	119,135	1.07
11,841	7.5	77,446	46.8	32,422	20.2	774,702	6.7	141,689	1.22
10,891	7.1	79,222	49.2	30,274	19.5	776,531	6.6	154,221	1.32
9,969	6.6	78,107	49.0	28,204	18.3	781,252	6.6	163,980	1.39
9,406	6.2	71,941	45.5	25,925	16.9	762,552	6.4	179,150	1.51
8,920	6.0	72,361	46.3	25,149	16.6	739,991	6.2	178,746	1.50
7,899	5.5	69,009	46.0	22,379	15.4	735,850	6.1	166,640	1.39
7,251	5.2	65,678	45.3	20,389	14.6	710,962	5.9	166,054	1.37
6,711	5.0	63,834	45.3	18,699	13.7	696,173	5.7	158,227	1.30
6,265	4.8	59,636	43.4	16,839	12.7	707,716	5.8	153,600	1.26
5,724	4.6	55,204	42.4	15,183	12.1	708,316	5.8	157,811	1.29
5,616	4.6	53,892	42.3	13,704	11.1	722,138	5.9	157,608	1.28
5,418	4.4	50,510	39.7	10,426	8.5	742,264	6.0	168,969	1.37
5,477	4.5	48,896	38.9	9,888	8.1	754,441	6.1	179,191	1.45
5,169	4.3	45,090	36.6	9,226	7.7	792,658	6.4	188,297	1.52
5,261	4.2	42,962	33.5	9,286	7.5	782,738	6.3	195,106	1.57
5,054	4.3	39,403	32.1	8,412	7.0	791,888	6.4	199,016	1.60
4,546	3.8	39,536	31.7	8,080	6.7	795,080	6.4	206,955	1.66
4,403	3.7	39,546	32.1	7,624	6.4	775,651	6.2	222,635	1.78
4,380	3.6	38,988	31.4	7,447	6.2	784,595	6.3	243,183	1.94
4,010	3.4	38,452	31.6	7,102	6.0	762,028	6.1	250,529	2.00
3,830	3.2	38,393	31.2	6,881	5.8	798,138	6.4	264,246	2.10
3,599	3.1	37,467	31.0	6,476	5.5	799,999	6.4	285,911	2.27
3,497	3.0	36,978	31.1	6,333	5.5	757,331	6.0	289,836	2.30
3,364	3.0	35,330	30.5	5,929	5.3	740,191	5.9	283,854	2.25

総人口(日本に定住している外国人を含む)であり、昭和45年以降は日本人人口である。

28週以後の数値である)

第7表 平均余命（性×特定年齢×年次別）

区分	昭和22年 (1947)	25~27 (1950~ 1952)	30 (1955)	40 (1965)	50 (1975)	60 (1985)	平成2年 (1990)	7 (1995)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
《男》														
0歳	50.06	59.57	63.60	67.74	71.73	74.78	75.92	76.38	77.16	77.10	77.72	78.07	78.32	78.36
5	53.61	60.10	62.45	64.57	67.80	70.39	71.45	71.87	72.58	72.49	73.10	73.42	73.66	73.68
10	49.49	55.68	57.89	59.80	62.94	65.47	66.53	66.94	67.64	67.55	68.15	68.47	68.71	68.72
20	40.89	46.43	48.47	50.18	53.27	55.74	56.77	57.16	57.85	57.74	58.33	58.64	58.87	58.89
30	34.23	38.10	39.70	40.90	43.78	46.16	47.16	47.55	48.22	48.11	48.69	48.99	49.21	49.23
40	26.88	29.65	30.85	31.73	34.41	36.63	37.58	37.96	38.66	38.56	39.13	39.43	39.64	39.67
50	19.44	21.54	22.41	23.00	25.56	27.56	28.40	28.75	29.46	29.37	29.91	30.21	30.42	30.47
60	12.83	14.36	14.97	15.20	17.38	19.34	20.01	20.28	20.99	20.91	21.44	21.72	21.93	21.98
70	7.93	8.82	9.13	8.99	10.53	12.00	12.66	12.97	13.62	13.48	13.97	14.17	14.32	14.35
80	4.62	5.04	5.25	4.81	5.70	6.51	6.88	7.13	7.68	7.53	7.96	8.13	8.25	8.26
85	3.46	3.72	3.90	3.51	4.14	4.64	4.93	5.05	5.49	5.36	5.76	5.87	5.97	5.95
90	—	—	—	—	—	3.28	3.51	3.58	3.86	3.76	4.10	4.19	4.29	4.26
95	—	—	—	—	—	—	—	2.60	2.73	2.64	2.97	3.02	3.10	3.10
100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.20	2.26	2.28
《女》														
0歳	53.96	62.97	67.75	72.92	76.89	80.48	81.90	82.85	84.01	83.99	84.60	84.93	85.23	85.33
5	57.45	63.28	66.41	69.47	72.78	76.03	77.37	78.29	79.41	79.35	79.95	80.26	80.55	80.65
10	53.31	58.82	61.78	64.62	67.87	71.08	72.42	73.34	74.45	74.39	74.98	75.30	75.60	75.69
20	44.87	49.58	52.25	54.85	58.04	61.20	62.54	63.46	64.56	64.50	65.08	65.39	65.69	65.79
30	37.95	41.20	43.25	45.31	48.35	51.41	52.73	53.65	54.75	54.69	55.26	55.56	55.86	55.97
40	30.39	32.77	34.34	35.91	38.76	41.72	43.00	43.91	45.01	44.94	45.52	45.82	46.12	46.22
50	22.64	24.47	25.70	26.85	29.46	32.28	33.51	34.43	35.51	35.43	36.01	36.29	36.58	36.68
60	15.39	16.81	17.72	18.42	20.68	23.24	24.39	25.31	26.37	26.29	26.85	27.13	27.40	27.49
70	9.41	10.34	10.95	11.09	12.78	14.89	15.87	16.76	17.75	17.67	18.19	18.43	18.69	18.75
80	5.09	5.64	6.12	5.80	6.76	8.07	8.72	9.47	10.27	10.18	10.60	10.80	11.02	11.04
85	3.58	3.97	4.42	4.19	4.79	5.60	6.10	6.67	7.35	7.26	7.61	7.76	7.94	7.95
90	—	—	—	—	—	3.82	4.18	4.64	5.15	5.05	5.29	5.41	5.56	5.57
95	—	—	—	—	—	—	—	3.33	3.66	3.57	3.73	3.77	3.88	3.93
100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.65	2.73	2.84

(注) 1 0歳の平均余命を「平均寿命」と呼んでいる。

2 昭和40年以前は、沖縄県を含まない。

資料：平成2年以前及び平成7、12年は、厚生労働省大臣官房統計情報部「完全生命表」  
それ以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「簡易生命表」

第8表 主要死因別死亡率（人口10万対）の年次推移

区分	昭和30年 (1955)	35 (1960)	40 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成7年 (1995)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
結核	52.3	34.2	22.8	15.4	9.5	5.5	3.9	2.6	2.1	2.0	1.8	1.9
悪性新生物	87.1	100.4	108.4	116.3	122.6	139.1	156.1	211.6	235.2	238.8	241.7	245.4
心疾患(高血圧性を除く)	60.9	73.2	77.0	86.7	89.2	106.2	117.3	112.0	116.8	117.8	121.0	126.5
脳血管疾患	136.1	160.7	175.8	175.8	156.7	139.5	112.2	117.9	105.5	104.7	103.4	104.7
肺炎	38.4	40.2	30.4	27.1	27.4	28.4	37.5	64.1	69.2	67.8	69.4	75.3
肝疾患	13.2	14.3	13.9	16.6	16.3	16.3	16.5	13.7	12.8	12.6	12.3	12.5
不慮の事故	37.3	41.7	40.9	42.5	30.3	25.1	24.6	36.5	31.4	31.4	30.7	30.7
自殺	25.2	21.6	14.7	15.3	18.0	17.7	19.4	17.2	24.1	23.3	23.8	25.5

(注) 1 「肺炎」及び「肝疾患」は、平成7年よりICD-10の死因分類が適用されたことに伴い、それぞれ従来の「肺炎及び気管支炎」と「慢性肝疾患及び肝硬変」を分類変更、遡及した。

2 「不慮の事故」は、平成7年より従来の「不慮の事故及び有害作用」を名称変更した。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第9表 年次別死因順位及び死亡率

区分	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率
昭和10年(1935)	全結核	190.8	肺炎及び気管支炎	186.7	胃腸炎	173.2	脳血管疾患	165.4	老衰	114.0
15(1940)	全結核	212.9	肺炎及び気管支炎	185.8	脳血管疾患	177.7	胃腸炎	159.2	老衰	124.5
22(1947)	全結核	187.2	肺炎及び気管支炎	174.8	胃腸炎	136.8	脳血管疾患	129.4	老衰	100.3
25(1950)	全結核	146.4	脳血管疾患	127.1	肺炎及び気管支炎	93.2	胃腸炎	82.4	悪性新生物	77.4
30(1955)	脳血管疾患	136.1	悪性新生物	87.1	老衰	67.1	心疾患	60.9	全結核	52.3
35(1960)	脳血管疾患	160.7	悪性新生物	100.4	心疾患	73.2	老衰	58.0	肺炎及び気管支炎	49.3
40(1965)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	108.4	心疾患	77.0	老衰	50.0	不慮の事故	40.9
45(1970)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	116.3	心疾患	86.7	不慮の事故	42.5	老衰	38.1
50(1975)	脳血管疾患	156.7	悪性新生物	122.6	心疾患	89.2	肺炎及び気管支炎	33.7	不慮の事故	30.3
55(1980)	脳血管疾患	139.5	悪性新生物	139.1	心疾患	106.2	肺炎及び気管支炎	33.7	老衰	27.6
60(1985)	悪性新生物	156.1	心疾患	117.3	脳血管疾患	112.2	肺炎及び気管支炎	42.7	不慮の事故及び有害作用	24.6
平成2年(1990)	悪性新生物	177.2	心疾患	134.8	脳血管疾患	99.4	肺炎及び気管支炎	60.7	不慮の事故及び有害作用	26.2
7(1995)	悪性新生物	211.6	脳血管疾患	117.9	心疾患	112.0	肺炎	64.1	不慮の事故	36.5
12(2000)	悪性新生物	235.2	心疾患	116.8	脳血管疾患	105.5	肺炎	69.2	不慮の事故	31.4
13(2001)	悪性新生物	238.8	心疾患	117.8	脳血管疾患	104.7	肺炎	67.8	不慮の事故	31.4
14(2002)	悪性新生物	241.7	心疾患	121.0	脳血管疾患	103.4	肺炎	69.4	不慮の事故	30.7
15(2003)	悪性新生物	245.4	心疾患	126.5	脳血管疾患	104.7	肺炎	75.3	不慮の事故	30.7

(注) 1 死亡率は、人口10万対の率である。  
 2 平成7年よりICD-10の死因分類の適用に伴い、「肺炎及び気管支炎」は「肺炎」に分類変更し、「不慮の事故及び有害作用」は「不慮の事故」と名称変更した。  
 3 平成7年に死因順位の第2位と第3位が入れ替わったがこれは死亡傾向の急激な変化ではなく、死因分類等の改正に伴う死亡原因の選び方の変更による脳血管疾患の増加と死亡診断書等の改正による心疾患の減少によるものと考えられる。  
 4 「心疾患」は、「心疾患(高血圧性を除く)」である。  
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第10表 世帯数(世帯業態別)

区分	平成9年(1997)	10(1998)	11(1999)	12(2000)	13(2001)	14(2002)	15(2003)
《推計数》(千世帯)							
総数	44,669	44,496	44,923	45,545	45,664	46,005	45,800
雇者・自営業者等の世帯	41,990	44,496	44,923	45,545	44,813	45,654	45,610
常雇者世帯	25,868	25,427	26,188	26,317	25,439	25,488	25,430
臨時雇者世帯	643	844	829	918	1,008	1,055	1,113
日雇労働者世帯	244	241	257	276	261	303	280
自営業者世帯	5,712	6,711	6,524	6,328	6,826	6,374	6,482
その他の世帯	9,523	11,273	11,125	11,705	11,280	12,434	12,304
世帯業態不詳	.	.	.	.	851	351	190
農耕世帯	2,679	.	.	.	.	.	.
《構成割合》(%)							
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇者・自営業者等の世帯	94.0	100.0	100.0	100.0	98.1	99.2	99.6
常雇者世帯	57.9	57.1	58.3	57.8	55.7	55.4	55.5
臨時雇者世帯	1.4	1.9	1.8	2.0	2.2	2.3	2.4
日雇労働者世帯	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6
自営業者世帯	12.8	15.1	14.5	13.9	14.9	13.9	14.2
その他の世帯	21.3	25.3	24.8	25.7	24.7	27.0	26.9
世帯業態不詳	.	.	.	.	1.9	0.8	0.4
農耕世帯	6.0	.	.	.	.	.	.

(注) 1 臨時雇者世帯：1月以上1年未満の契約の雇者世帯  
 2 日雇労働者世帯：日々又は1月未満の契約の雇者世帯  
 3 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
 4 平成10年以降の農耕世帯については調査していないため、雇者・自営業者等の世帯に振り分けられている。  
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第11表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移

区分	総数	国保加入世帯	被用者保険加入世帯	国保・被用者保険加入世帯	その他の世帯		不詳
					被保護世帯	その他の世帯	
《推計数》(千世帯)							
昭和50年(1975)	32,877	9,867	18,218	3,870	414	509	.
55(1980)	35,338	11,488	18,642	4,410	440	358	.
60(1985)	37,226	11,803	19,234	5,301	474	414	.
平成2年(1990)	40,273	12,575	20,644	6,111	407	535	.
7(1995)	40,770	13,057	20,600	6,437	342	335	.
11(1999)	44,923	15,654	21,649	6,990	630	.	.
12(2000)	45,545	16,211	21,546	7,006	782	.	.
13(2001)	45,664	16,948	20,513	6,882	809	.	512
14(2002)	46,005	17,385	20,473	7,055	829	.	263
15(2003)	45,800	17,201	20,487	7,189	802	.	122
《構成割合》(%)							
昭和50年(1975)	100.0	30.0	55.4	11.8	1.3	1.6	.
55(1980)	100.0	32.5	52.8	12.5	1.2	1.0	.
60(1985)	100.0	31.7	51.7	14.2	1.3	1.1	.
平成2年(1990)	100.0	31.2	51.3	15.2	1.0	1.3	.
7(1995)	100.0	32.0	50.5	15.8	0.8	0.8	.
11(1999)	100.0	34.8	48.2	15.6	1.4	.	.
12(2000)	100.0	35.6	47.3	15.4	1.7	.	.
13(2001)	100.0	37.1	44.9	15.1	1.8	.	1.1
14(2002)	100.0	37.8	44.5	15.3	1.8	.	0.6
15(2003)	100.0	37.6	44.7	15.7	1.8	.	0.3

(注) 1 その他の世帯の「被保護世帯」「その他の世帯」は、平成8年以前の区分である。  
 2 被保護世帯：生活保護法による何らかの扶助を受けている者が一人でもいる世帯  
 3 国保加入世帯：国民健康保険の被保険者がいて、他の医療保険の被保険者・被扶養者のいない世帯  
 4 被用者保険加入世帯：健康保険・船員保険・共済組合の被保険者・組合員又はその被扶養者が1人以上いる世帯  
 5 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
 資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」  
 昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」  
 平成11年以降は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」





## 第2節 社会保障給付及び再配分効果

第16表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移

区分	国民所得(分配)		社会保障関係総費用			社会保障給付費			社会保障移転		
	億円	%	億円	%	%	億円	%	%	億円	%	%
昭和45年度(1970)	610,297	17.1	41,844	24.0	6.9	35,239	22.6	5.8	35,364	—	5.8
50 (1975)	1,239,907	10.2	135,312	29.1	10.9	117,693	30.4	9.5	118,260	30.2	9.5
55 (1980)	2,032,410	9.5	287,422	12.4	14.4	247,736	12.7	12.2	249,082	12.3	12.5
60 (1985)	2,610,890	7.4	405,548	6.8	15.6	356,798	6.1	13.7	357,639	6.3	13.7
61 (1986)	2,680,934	2.7	437,858	8.0	16.1	385,918	8.2	14.4	387,428	8.3	14.3
62 (1987)	2,818,190	5.1	463,831	5.9	16.3	407,337	5.6	14.5	409,071	5.6	14.4
63 (1988)	3,039,679	7.9	479,629	3.4	15.9	424,582	4.2	14.0	426,030	4.1	14.1
平成元年度(1989)	3,222,073	6.0	505,931	5.5	15.7	448,822	5.7	13.9	450,226	5.7	14.0
2 (1990)	3,483,454	8.1	538,714	6.5	15.6	472,203	5.2	13.6	481,924	7.0	13.8
3 (1991)	3,710,808	6.5	568,844	5.6	15.7	501,346	6.2	13.5	510,247	5.9	13.8
4 (1992)	3,693,236	△ 0.5	621,521	9.3	16.8	538,280	7.4	14.6	546,916	7.2	14.8
5 (1993)	3,690,327	0.1	672,330	8.2	18.1	568,039	5.5	15.4	573,694	4.9	15.5
6 (1994)	3,740,683	1.4	702,644	4.5	18.8	604,727	6.5	16.2	609,816	6.3	16.3
7 (1995)	3,742,477	0.0	750,400	6.8	19.7	647,314	7.0	17.3	647,317	6.1	17.3
8 (1996)	3,867,623	3.3	778,773	3.8	19.9	675,475	4.4	17.5	676,933	4.6	17.5
9 (1997)	3,904,060	0.9	787,377	1.1	20.2	694,163	2.8	17.8	693,354	2.4	17.8
10 (1998)	3,785,535	△ 3.0	・	・	・	721,411	3.9	19.1	719,883	3.8	19.0
11 (1999)	3,726,934	1.5	・	・	・	750,417	4.0	20.1	747,499	3.8	20.1
12 (2000)	3,783,922	1.5	・	・	・	781,272	4.1	20.7	788,897	5.5	20.8
13 (2001)	3,677,301	△ 2.8	・	・	・	814,007	4.2	22.1	817,713	3.7	22.2
14 (2002)	3,628,499	△ 1.3	・	・	・	835,666	2.7	23.0	833,947	2.0	23.0

(注) 「社会保障関係総費用」は、決算額である。平成10年度以降は、省庁再編により社会保障制度審議会がなくなったために算出されていない。

資料: 「国民所得」「社会保障移転」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」による実績。平成2年度以降は、93SNA基準による。

「社会保障給付費」は、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第17表 制度別社会保障給付費の推移

(単位 百万円)

区分	平成9年度(1997)	10(1998)	11(1999)	12(2000)	13(2001)	14(2002)
総計	69,416,332	72,141,071	75,041,726	78,127,238	81,400,724	83,566,605
医療保険	14,665,248	14,360,954	14,436,281	14,572,699	14,791,576	14,439,575
老人保健	9,777,650	10,188,446	11,026,058	10,447,419	10,804,055	10,801,187
介護保険	・	・	・	3,252,114	4,122,775	4,666,117
年金保険	34,169,859	36,237,881	37,806,127	39,172,913	40,617,812	42,502,502
雇用保険等	2,313,828	2,703,379	2,836,289	2,664,958	2,713,358	2,619,154
業務災害補償	1,054,426	1,044,118	1,025,530	1,018,528	1,015,412	982,922
家族手当	530,420	537,013	552,367	711,649	857,359	896,364
生活保護	1,606,257	1,682,009	1,814,815	1,929,889	2,060,403	2,186,944
社会福祉	2,915,792	3,082,738	3,312,714	2,186,116	2,315,279	2,460,662
公衆衛生	560,325	545,734	547,837	563,047	568,112	551,989
恩給	1,599,757	1,547,077	1,486,055	1,419,745	1,350,930	1,280,425
戦争犠牲者援護	222,770	211,723	197,651	188,161	183,654	178,763

(注) 1 「老人保健」には、医療を含む保健事業すべてが計上されている。

2 「家族手当」には、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。

3 「雇用保険等」には、雇用保険の総額と船員保険の失業・雇用対策の給付を含む。

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第18表 社会保障移転の推移

(単位 10億円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
1. 社会 保 障 給 付	60,335.8	62,847.3	65,115.0	69,282.3	72,041.3	73,528.2
(1)特 別 会 計	33,876.6	35,881.1	37,075.5	38,035.6	39,336.0	40,481.8
a. 厚生保険 (除児童手当)	21,804.3	22,599.4	22,973.2	23,384.0	23,850.0	24,350.9
(a)健康 保 険	4,522.9	4,326.3	4,246.1	4,239.3	4,235.4	4,012.7
(b)厚 生 年 金	17,281.4	18,273.0	18,727.1	19,144.7	19,614.6	20,338.1
b. 国 民 年 金	8,861.4	9,697.5	10,466.4	11,180.2	11,922.2	12,666.0
c. 労 働 保 険	3,153.9	3,527.9	3,582.7	3,422.8	3,518.9	3,423.1
(a)労 災 保 険	973.9	963.4	941.4	937.9	937.6	907.3
(b)雇 用 保 険	2,180.1	2,564.5	2,641.4	2,484.9	2,581.3	2,515.8
d. 船 員 保 険	57.0	56.3	53.2	48.7	44.8	41.9
(a)疾 病 給 付	42.2	39.1	37.1	35.0	31.7	28.8
(b)年 金 給 付	6.1	6.1	6.0	6.2	6.3	6.3
(c)失 業 給 付	8.7	11.0	10.1	7.5	6.8	6.8
(2)国 民 健 康 保 険	5,618.4	5,770.1	5,925.1	6,088.3	6,238.4	6,300.8
(3)老 人 保 健 医 療	9,686.7	10,188.4	11,035.0	10,263.9	10,771.8	10,642.7
(4)共 済 組 合	7,449.2	7,421.8	7,512.5	7,586.2	7,689.8	7,415.3
a. 国 家 公 務 員 共 済 組 合	1,861.4	1,892.5	1,900.8	1,926.1	1,936.9	1,933.5
(a)短 期 経 理	238.4	241.9	241.0	247.2	251.5	249.7
(b)長 期 経 理	1,623.0	1,650.6	1,659.8	1,679.0	1,685.4	1,683.8
b. 地 方 公 務 員 共 済 組 合	4,673.9	4,796.4	4,850.8	4,883.7	4,957.4	4,957.9
(a)短 期 経 理	738.6	746.4	735.2	742.9	759.3	740.2
(b)長 期 経 理	3,935.3	4,050.0	4,115.6	4,140.8	4,198.2	4,217.7
c. そ の 他	914.0	732.9	760.9	776.4	795.4	523.8
(a)短 期 経 理	101.0	102.2	100.6	101.8	102.8	101.1
(b)長 期 経 理	813.0	630.7	660.3	674.5	692.6	422.8
(5)組 合 管 掌 健 康 保 険	3,335.9	3,221.2	3,178.9	3,183.1	3,189.9	3,120.7
(6)児 童 手 当	148.6	147.6	153.6	294.3	401.3	428.3
(7)基 金	220.2	217.1	234.4	247.3	236.9	453.7
(8)介 護 保 険	.	.	.	3,583.5	4,177.3	4,684.9
2. 無 基 金 雇 用 者 社 会 給 付	2,296.1	2,182.8	2,375.9	2,700.5	2,761.6	2,768.7
う ち 公 務 災 害 補 償	10.8	10.8	10.7	12.0	11.1	11.5
3. 社 会 扶 助 給 付	6,703.5	6,958.2	7,259.1	6,906.9	6,968.4	7,097.8
う ち 恩 給	1,610.6	1,557.5	1,495.8	1,428.8	1,359.8	1,288.5
合 計	69,335.4	71,988.3	74,749.9	78,889.7	81,771.3	83,394.7

(注) 93SNA基準による。  
資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

第19表 部門別社会保障給付費の前年度との比較

区 分	平成13年度 (2001)	平成14年度 (2002)	対前年度比	
			増加額	伸び率
合 計	億円 814,007 (100.0)	億円 835,666 (100.0)	億円 21,659	% 2.7
医 療	266,415 (32.7)	262,744 (31.4)	△ 3,670	△ 1.4
年 金	425,714 (52.3)	443,781 (53.1)	18,067	4.2
福 祉 そ の 他	121,878 (15.0)	129,140 (15.5)	7,262	6.0
介 護 対 策 (再 掲)	41,462 (5.1)	46,995 (5.6)	5,533	13.3

(注) ( )内は構成割合である。  
資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

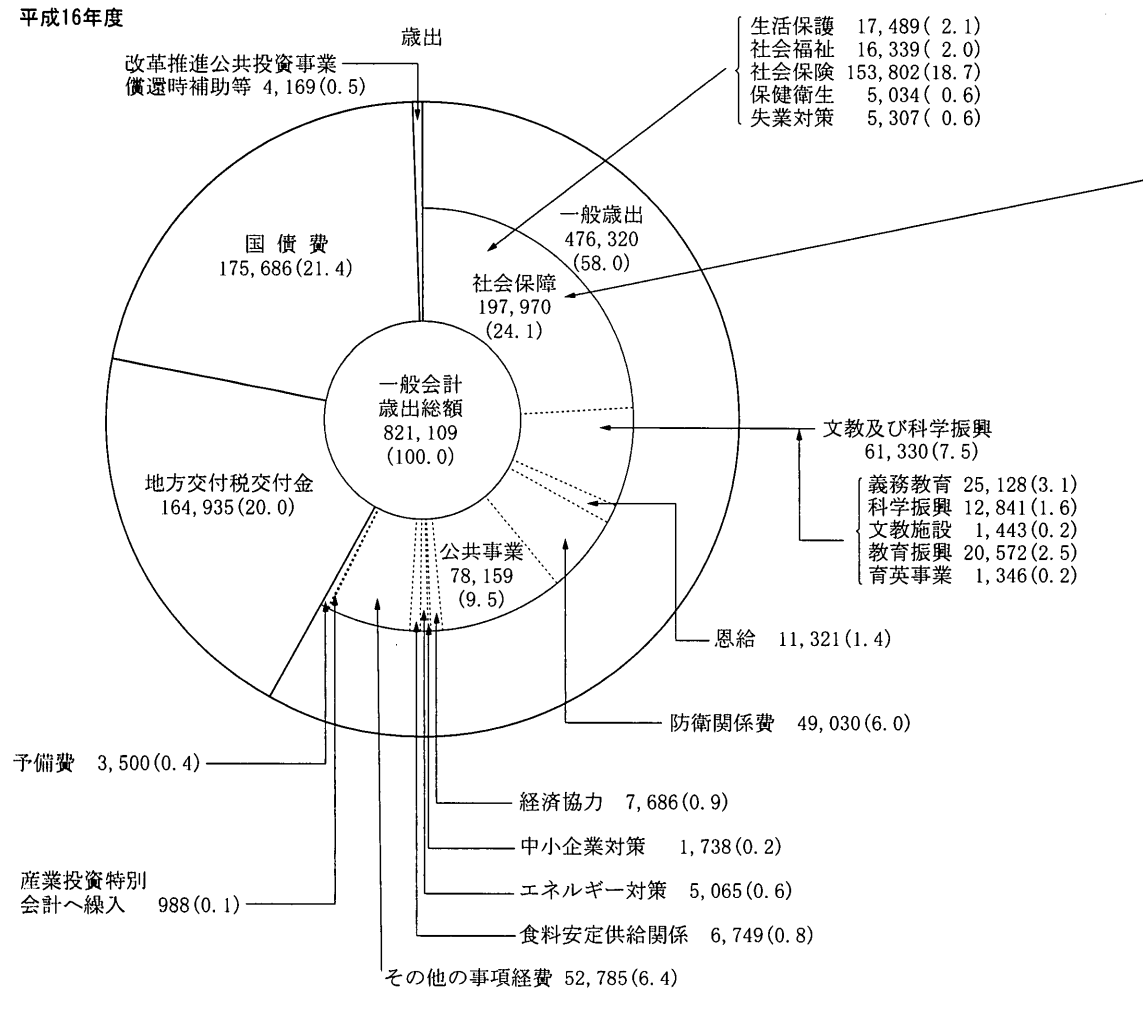
第20表 高齢者関係給付費の前年度との比較

区 分	平成13年度 (2001)	平成14年度 (2002)	対前年度伸び率
社 会 保 障 給 付 費	億円 814,007 (100.0)	億円 835,666 (100.0)	% 2.7
合 計	億円 559,517 (68.7)	億円 584,379 (69.9)	% 4.4
年 金 保 険 給 付 費	406,178	425,025	4.6
老 人 保 健 (医 療 分) 給 付 費	107,216	107,125	△ 0.1
老 人 福 祉 サ ー ビ ス 給 付 費	44,873	50,792	13.2
高 年 齢 雇 用 継 続 給 付 費	1,250	1,437	15.0
60 歳 以 上 人 口	万人 3,079	万人 3,173	% 3.1
65 歳 以 上 人 口	2,287	2,363	3.3
70 歳 以 上 人 口	4,559	1,625	4.2
75 歳 以 上 人 口	953	1,004	5.4

(注) 1 ( )内は社会保障給付費に占める割合である。  
2 「老人福祉サービス給付費」は、介護対策給付費と介護保険以外の在宅福祉サービス費等からなる。  
3 「高齢者雇用継続給付費」は、60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進を図る観点から、60歳時点に比して賃金が15%以上低下した状態で雇用を継続する高齢者に対し、60歳以後の賃金額の25%相当額を65歳に遡するまでの間支給するものである。  
資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第21表 一般会計予算の内訳

(単位 億円、%)



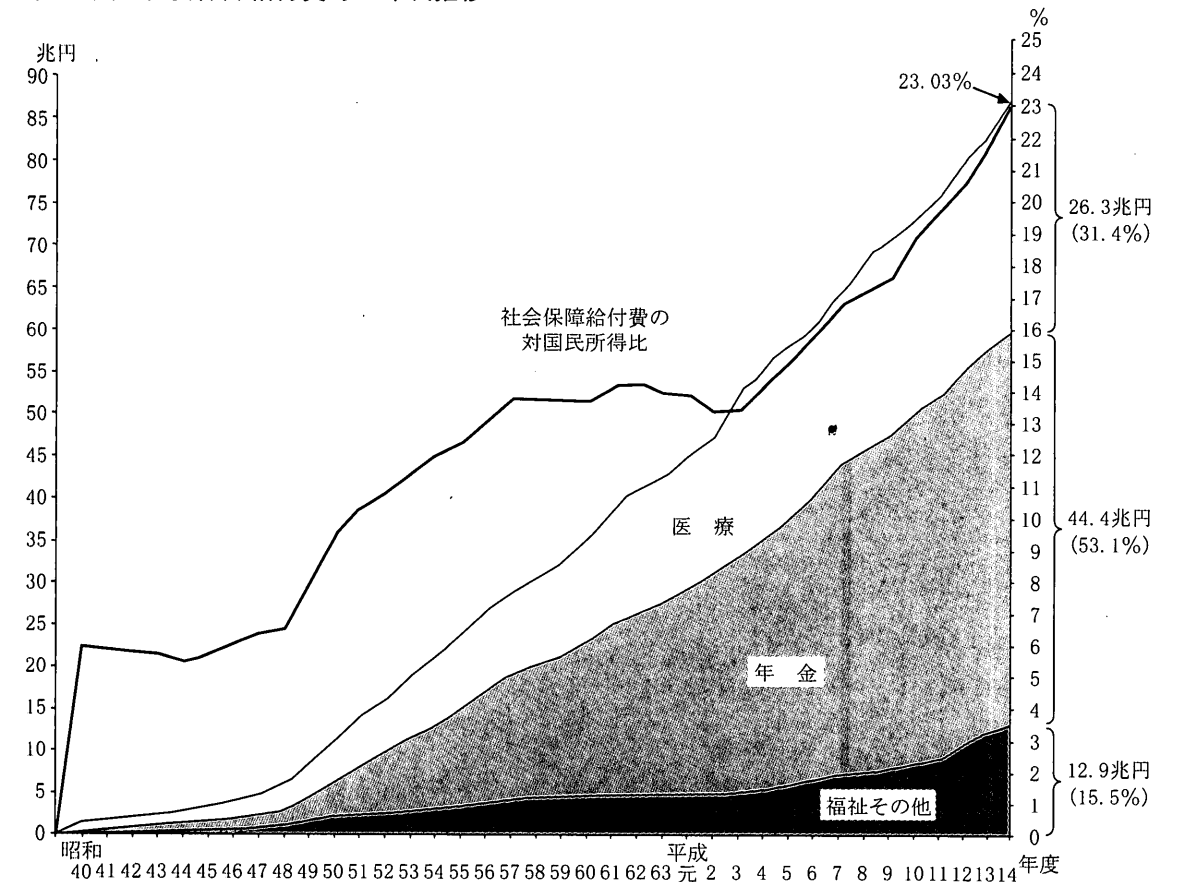
社会保障内訳

区分	16年度予算
1 医療費	81,445
(1) 医療保険	45,660
国民健康保険	37,728
政府管掌健康保険	7,796
その他の	136
(うち老人保健分)	(14,264)
(2) 公費負担医療	35,785
老人医療給付費	25,434
生保・医療扶助	8,760
その他の	1,591
(老人医療費再掲)	(39,698)
2 年金	58,246
(1) 厚生年金	42,792
(2) 国民年金	15,219
(3) 福祉年金	235

資料：年金金融研究所「新 財政と社会保障のポイント」

区分	16年度予算
3 介護	17,921
(1) 給付費負担金等	13,629
(2) 2号保険料国庫負担	4,243
(3) 財政安定化基金	50
4 雇用	5,307
5 福祉その他	35,057
(1) 生活扶助	8,159
(2) 保育所運営費	5,892
(3) その他の	21,006
(生活保護費再掲)	(17,489)
合計	197,970

第22表 社会保障給付費等の年次推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所作成

第23表 社会保障関係費の推移

(単位 億円)

区分	昭和55年度 (1980)	60 (1985)	平成2年度 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
一般歳出	307,332	325,854	353,731	421,417	480,914	486,589	475,472	475,922	476,320
厚生労働省予算	81,495	95,028	115,652	140,115	155,054	180,421	186,684	193,787	201,910
社会保障関係費	82,124	95,740	116,154	139,244	167,666	175,552	182,795	189,907	197,970
生活保護費	9,559	10,816	11,087	10,532	12,306	13,091	13,837	15,217	17,489
社会福祉費	13,698	20,042	24,056	34,728	36,580	16,944	17,218	17,271	16,339
社会保険費	51,095	56,587	71,953	84,700	109,551	135,896	141,584	146,514	153,802
保健衛生対策費	3,981	4,621	5,587	6,348	5,434	5,323	5,276	5,142	5,034
失業対策費	3,791	3,674	3,471	2,936	3,795	4,298	4,881	5,764	5,307
《対前年伸び率》(%)									
一般歳出	5.1	0.0	3.8	3.1	2.6	1.2	△ 2.3	0.1	0.1
厚生労働省予算	7.9	2.7	6.7	2.9	△ 4.6	16.4	3.5	3.8	4.2
《構成比》(%)									
社会保障関係費	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生活保護費	11.6	11.3	9.5	7.6	7.3	7.5	7.6	8.0	8.8
社会福祉費	16.7	20.9	20.7	24.9	21.8	9.7	9.4	9.1	8.3
社会保険費	62.2	59.1	61.9	60.8	65.3	77.4	77.5	77.2	77.7
保健衛生対策費	4.8	4.8	4.8	4.6	3.2	3.0	2.9	2.7	2.5
失業対策費	4.6	3.8	3.0	2.1	2.3	2.4	2.7	3.0	2.7

(注) 1 「厚生労働省予算」の平成12年度以前は、「厚生省予算」である。  
2 「社会保険費」には、福祉年金及び児童手当に要する費用が含まれ、労災保険に要する費用は含まれていない。また、雇用保険に要する費用は「失業対策費」に含まれている。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第24表 社会保障の給付と負担の見通し（平成16年5月推計）

	2004年度(予算ベース) (平成16)		2010年度 (平成22)		2015年度 (平成27)		2025年度 (平成37)	
	兆円	対NI %	兆円	対NI %	兆円	対NI %	兆円	対NI %
社会保障給付費	86	23 1/2	105 (110)	25 1/2 (26 1/2)	121	27	152 (176)	29 (31 1/2)
年金	46	12 1/2	53 (58)	13 (14)	58	13	64 (84)	12 (15)
医療	26	7	34 (35)	8 (8 1/2)	41	9	59 (60)	11 (11)
福祉等	14	3 1/2	18 (17)	4 1/2 (4)	21	5	30 (32)	6 (5 1/2)
うち介護	5	1 1/2	9 (8)	2 (2)	12	2 1/2	19 (20)	3 1/2 (3 1/2)
社会保障に係る負担	78	21 1/2	100 (104)	24 (25)	119	26 1/2	155 (180)	29 1/2 (32 1/2)
保険料負担	52	14	64 (67)	15 1/2 (16)	75	17	96 (116)	18 (21)
公費負担	26	7	36 (37)	9 (9)	43	9 1/2	59 (64)	11 1/2 (11 1/2)
国民所得	366	—	414 (414)	—	448	—	525 (557)	—

(注) 1 括弧内は平成14年5月推計（基礎年金の国庫負担割合を2分の1にした場合）による推計値である。  
 2 仮に、国及び地方の租税負担と財政赤字のうち社会保障以外の支出に係るものの対国民所得比の近年の水準（約26 1/2%\*）に、本推計の2025年度における社会保障に係る負担の対国民所得比（29 1/2%）を単純に合計すると、約56%程度となる。  
 (\*）約26 1/2%＝租税負担(23.1%)＋財政赤字(9.6%)－社会保障に係る公費負担(6.4%)  
 (注：各比率(%)は、平成9～13年実績値（対国民所得比）の平均)

《社会保障に係る負担の内訳》

	2004年度(予算ベース) (平成16)		2010年度 (平成22)		2015年度 (平成27)		2025年度 (平成37)	
	兆円	対NI %	兆円	対NI %	兆円	対NI %	兆円	対NI %
社会保障に係る負担	78	21 1/2	100 (104)	24 (25)	119	26 1/2	155 (180)	29 1/2 (32 1/2)
年金	38	10 1/2	48 (51)	11 1/2 (12 1/2)	55	12 1/2	65 (88)	12 1/2 (16)
医療	26	7	34 (35)	8 (8 1/2)	41	9	59 (60)	11 (11)
福祉等	14	4	18 (17)	4 1/2 (4)	22	5	31 (32)	6 (5 1/2)
うち介護	5	1 1/2	9 (8)	2 (2)	12	2 1/2	19 (20)	3 1/2 (3 1/2)
保険料負担	52	14	64 (67)	15 1/2 (16)	75	17	96 (116)	18 (21)
年金	30	8	36 (39)	8 1/2 (9 1/2)	42	9 1/2	51 (70)	9 1/2 (12 1/2)
医療	16	4 1/2	20 (21)	4 1/2 (5)	23	5	31 (33)	6 (6)
福祉等	6	1 1/2	8 (7)	2 (2)	10	2	14 (14)	2 1/2 (2 1/2)
うち介護	2	1/2	4 (4)	1 (1)	5	1	8 (9)	1 1/2 (1 1/2)
公費負担	26	7	36 (37)	9 (9)	43	9 1/2	59 (64)	11 1/2 (11 1/2)
年金	8	2	12 (12)	3 (3)	13	3	14 (19)	2 1/2 (3 1/2)
医療	10	3	14 (14)	3 1/2 (3 1/2)	18	4	28 (27)	5 (5)
福祉等	8	2	10 (10)	2 1/2 (2 1/2)	12	3	17 (18)	3 1/2 (3 1/2)
うち介護	3	1	5 (5)	1 (1)	7	1 1/2	11 (11)	2 (2)

(注) 1 括弧内は平成14年5月推計（基礎年金の国庫負担割合を2分の1にした場合）による推計値である。

《推計の前提》

	平成14年5月推計の前提	今回推計
(1)経済前提(*)	平成11年年金財政再計算の経済前提をもとに設定。ただし、2007年までは近年の経済情勢を反映させて設定。	平成16年年金財政再計算の経済前提をもとに設定。
(2)人口推計	国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成14年1月推計）の中位推計による。	同左
(3)年金	平成11年財政再計算に上記の経済前提及び平成14年1月将来推計人口の影響を織り込んだ推計（現行制度）。	平成16年年金財政再計算に基づく。
(4)医療	平成14年度予算を足下とし、1人当たり医療費の伸び（一般医療費2.1%、高齢者医療費3.2%、平成7～11年度実績平均）を前提に、人口変動（人口高齢化及び人口増減）及び平成14年の医療制度改革の影響を考慮して医療費を伸ばして推計。	平成16年度予算を足下とし、1人当たり医療費の伸び（一般医療費2.1%、高齢者医療費3.2%、平成7～11年度実績平均）を前提に、人口変動（人口高齢化及び人口増減）の影響を考慮して医療費を伸ばして推計。
(5)福祉等		
a. 介護	平成14年度予算及び最近の認定者の状況を足下とし、サービス利用状況、最近の経済状況、賃金上昇率及び人口変動（人口高齢化及び人口増減）の影響を考慮して推計。	平成16年度予算及び最近の認定者の状況を足下とし、サービス利用状況、最近の経済状況、賃金上昇率及び人口変動（人口高齢化及び人口増減）の影響を考慮して推計。
b. 介護以外	人口や経済の伸び率を勘案して推計。	人口や経済の伸び率を勘案して推計。

(注) 地方公共団体が、自らの財源のみで行う事業に係る費用については、この推計には含まれていない。  
 (\*）毎年の経済前提については、《経済前提》参照。

《経済前提》

	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21～22 (2009～2010)	平成23以降 (2011～)
物 価 上 昇 率	△ 0.2%	0.5%	1.2%	1.5%	1.9%	1.0%	
		(0.0%)				(1.5%)	
賃 金 上 昇 率	0.6%	1.3%	2.0%	2.3%	2.7%	2.1%	
		(1.0%)				(2.5%)	
運 用 利 回 り	0.9%	1.6%	2.3%	2.6%	3.0%	3.2%	
		(2.5%)				(4.0%)	
名目国民所得の伸び率	—	1.4%	2.1%	2.4%	2.8%	1.9%	1.6%
		(1.0%)			(2.5%)		(2.0%)

(注) 括弧内の数値は、平成14年5月推計の前提。

<設定の考え方>  
 ○2008年までは「改革と展望—2003年度改定」の参考試算に準拠。  
 ○2009年度以降  
 ・物価上昇率は、消費者物価上昇率の過去20年（昭和58～平成14(1983～2002)年）平均が1.0%であること及び「改革と展望—2003年度改定」の参考試算において平成16～20(2004～2008)年度平均の消費者物価上昇率が1.0%であることから、1.0%と設定。  
 ・賃金上昇率、運用利回りは、社会保障審議会年金資金運用分科会報告をもとに設定。（構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の見込み（年次経済財政報告(内閣府)）に基づき、中長期的な実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計。）  
 ○名目国民所得の伸び率は、賃金上昇率に労働力人口の変化率を加えたものとして設定。（労働力人口の変化率：平成16～20(2004～2008)年は+0.1%、平成21～22(2009～2010)年は△0.2%、平成23(2011)年以降は△0.5%）

第25表 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較

区 分	当初所得			再分配所得			税による再分配所得		社会保障による再分配所得	
	ジニ係数	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度	
			%		%		%		%	
昭和56年(1981)	0.3491	0.3143	10.0	0.3301	5.4	0.3317	5.0			
59 (1984)	0.3975	0.3426	13.8	0.3824	3.8	0.3584	9.8			
62 (1987)	0.4049	0.3382	16.5	0.3879	4.2	0.3564	12.0			
平成2 (1990)	0.4334	0.3643	15.9	0.4207	2.9	0.3791	12.5			
5 (1993)	0.4394	0.3645	17.0	0.4255	3.2	0.3812	13.2			
8 (1996)	0.4412	0.3606	18.3	0.4338	1.7	0.3721	15.7			
11 (1999)	0.4720	0.3814	19.2	0.4660	1.3	0.3912	17.1			
14 (2002)	0.4983	0.3812	23.5	0.4941	0.8	0.3917	21.4			

- (注) 1 「当初所得」とは、雇労者所得、事業所得、農耕所得、畜産所得、財産所得、家内労働所得、雑収入、私的給付の合計額をいう。  
 2 再分配所得＝当初所得－(税＋社会保険料)＋社会保障給付  
 3 税による再分配所得＝当初所得－税金  
 4 社会保障による再分配所得＝当初所得＋現物給付＋社会保障給付金－社会保険料  
 平成11年以前の現物給付は医療のみであり、平成14年については医療、介護、保育を含む。  
 5 ジニ係数の改善度＝ $\frac{\text{当初所得のジニ係数}-\text{再分配所得のジニ係数}}{\text{当初所得のジニ係数}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成14年所得再分配調査報告書」

第26表 再分配による所得階級別の世帯分布の変化

所得階級	当初所得			再分配所得		
	世帯数	世帯構成 (%)		世帯数	世帯構成 (%)	
		構成比	累積比		構成比	累積比
総 数	7,623	100.0	—	7,623	100.0	—
50万円未満	1,424	18.7	18.7	66	0.9	0.9
50 ～ 100	341	4.5	23.2	264	3.5	4.3
100 ～ 150	340	4.5	27.6	421	5.5	9.9
150 ～ 200	307	4.0	31.6	440	5.8	15.6
200 ～ 250	317	4.2	35.8	460	6.0	21.7
250 ～ 300	292	3.8	39.6	499	6.5	28.2
300 ～ 350	334	4.4	44.0	484	6.3	34.6
350 ～ 400	318	4.2	48.2	533	7.0	41.5
400 ～ 450	390	5.1	53.3	495	6.5	48.0
450 ～ 500	326	4.3	57.6	446	5.9	53.9
500 ～ 550	307	4.0	61.6	386	5.1	59.0
550 ～ 600	271	3.6	65.2	355	4.7	63.6
600 ～ 650	300	3.9	69.1	352	4.6	68.2
650 ～ 700	232	3.0	72.1	300	3.9	72.2
700 ～ 750	262	3.4	75.6	267	3.5	75.7
750 ～ 800	190	2.5	78.1	248	3.3	78.9
800 ～ 850	206	2.7	80.8	194	2.5	81.5
850 ～ 900	163	2.1	82.9	184	2.4	83.9
900 ～ 950	155	2.0	84.9	139	1.8	85.7
950 ～ 1,000	140	1.8	86.8	130	1.7	87.4
1,000万円以上	1,008	13.2	100.0	960	12.6	100.0
平均当初(再分配)所得	510.8万円 (年額)			575.2万円 (年額)		

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成14年所得再分配調査報告書」

第27表 世帯主の年齢階級別所得再分配状況

(単位 人、万円)

区 分	総数	年齢階級										
		29歳以下	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
世帯数	7,623	571	480	511	497	658	931	773	795	798	737	871
世帯人員数	2.82	1.81	2.85	3.26	3.72	3.53	3.28	2.87	2.70	2.49	2.56	2.26
有業人員数	1.36	0.95	1.30	1.38	1.52	1.74	1.95	1.93	1.49	1.08	0.93	0.64
当初所得	510.8	336.6	511.3	609.3	654.3	737.2	765.2	745.5	511.0	304.2	281.3	217.2
総所得	605.7	340.8	525.8	629.4	680.2	768.6	799.6	779.0	626.0	507.7	517.1	429.6
可処分所得	509.5	295.0	446.9	527.1	567.8	636.7	663.9	637.3	519.7	440.5	446.8	373.9
再分配所得	575.2	312.1	475.3	560.2	603.1	675.7	718.0	697.1	592.7	502.6	558.4	524.0
再分配係数(%)	12.6	△7.3	△7.1	△8.0	△7.8	△8.4	△6.2	△6.5	16.0	65.3	98.5	141.2
拠出合計額	96.2	45.7	78.8	102.3	112.4	131.9	135.7	141.7	106.4	67.2	70.2	55.8
税金	48.6	19.7	35.2	49.6	53.0	66.6	66.0	72.0	56.1	36.3	40.3	30.4
社会保険料計	47.6	26.1	43.6	52.7	59.4	65.3	69.7	69.7	50.3	30.8	29.9	25.4
長期	25.0	16.4	26.6	32.0	34.8	38.3	40.7	41.0	24.3	9.1	9.0	8.2
短期	19.0	8.8	15.5	18.7	21.0	22.4	24.4	24.3	22.6	18.1	16.6	13.2
その他	3.6	0.9	1.5	2.0	3.6	4.6	4.6	4.4	3.4	3.7	4.3	4.0
受給合計額	160.6	21.3	42.8	53.3	61.2	70.3	88.5	93.3	188.1	265.6	347.4	362.5
現金給付	94.9	4.2	14.4	20.1	26.0	31.3	34.4	33.5	115.1	203.5	235.8	212.4
(再掲)年金・恩給	90.4	1.9	8.6	15.0	22.6	28.3	31.0	26.8	108.5	199.6	231.6	207.7
現物給付	65.7	17.1	28.3	33.1	35.3	39.0	54.0	59.8	73.1	62.1	111.6	150.1
(再掲)医療	55.2	13.0	18.7	27.4	28.6	35.7	42.9	48.3	57.2	53.4	101.2	129.4
(再掲)介護	8.7	0.0	1.3	0.3	2.9	2.8	10.9	11.0	14.6	8.2	10.0	20.3
ジニ係数												
当初所得	0.4983	0.3617	0.3056	0.3172	0.3152	0.3414	0.3446	0.3910	0.5061	0.6404	0.7176	0.7869
再分配所得	0.3912	0.3538	0.2881	0.2969	0.2939	0.3224	0.3348	0.3618	0.3996	0.4030	0.4094	0.4459
改善度(%)	23.5	2.2	5.7	6.4	6.8	5.6	2.9	7.5	21.0	37.1	43.0	43.3

- (注) 1 総数には、年齢不詳を含む。  
 2 再分配係数＝ $\frac{\text{再分配所得}-\text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成14年所得再分配調査報告書」

第28表 世帯類型別所得再分配状況

(単位 人、万円)

区 分	総数	一般世帯	高齢者世帯	母子世帯
世帯数	7,623	6,133	1,360	115
世帯人員数	2.82	3.10	1.56	2.59
有業人員数	1.36	1.60	0.31	0.99
当初所得	510.8	609.5	92.0	201.3
総所得	605.7	678.4	309.9	243.5
可処分所得	509.5	566.3	279.3	217.2
再分配所得	575.2	622.7	390.1	251.3
再分配係数(%)	12.6	2.2	323.8	24.8
拠出合計額	96.2	112.1	30.5	26.3
税金	48.6	56.2	17.9	8.4
社会保険料計	47.6	55.9	12.7	17.9
長期	25.0	30.8	0.2	9.7
短期	19.0	21.4	9.1	7.5
その他	3.6	3.7	3.3	0.8
受給合計額	160.6	125.3	328.5	76.3
現金給付	94.9	68.9	217.8	42.3
(再掲)年金・恩給	90.4	65.1	212.6	10.2
現物給付	65.7	56.4	110.7	34.1
(再掲)医療	55.2	46.3	98.7	20.9
(再掲)介護	8.7	8.1	12.0	0.0
ジニ係数				
当初所得	0.4983	0.4123	0.8264	0.3537
再分配所得	0.3812	0.3605	0.4058	0.2595
改善度(%)	23.5	12.6	50.9	26.6

(注) 再分配係数 =  $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成14年所得再分配調査報告書」

第29表 世帯構造別所得再分配状況

(単位 人、万円)

区 分	総数	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	一人親と未婚の子のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯
世帯数	7,623	1,600	1,696	2,469	459	860	539
世帯人員数	2.82	1.00	2.00	3.68	2.40	5.34	3.18
有業人員数	1.36	0.52	0.91	1.82	1.25	2.43	1.60
当初所得	510.8	215.6	356.1	732.9	337.4	799.2	543.3
総所得	605.7	282.5	519.4	773.8	413.7	943.7	690.8
可処分所得	509.5	244.8	441.4	641.1	354.5	797.4	579.4
再分配所得	575.2	276.0	520.6	678.9	400.3	942.9	722.0
再分配係数(%)	12.6	28.0	46.2	△7.4	18.6	18.0	32.9
拠出合計額	96.2	37.7	78.0	132.7	59.1	146.3	111.4
税金	48.6	19.0	41.2	67.6	27.0	67.7	60.7
社会保険料計	47.6	18.7	36.8	65.1	32.1	78.7	50.7
長期	25.0	9.7	15.7	37.2	17.5	41.8	23.9
短期	19.0	7.5	17.3	24.0	12.4	31.0	22.1
その他	3.6	1.6	3.8	3.8	2.3	5.9	4.7
受給合計額	160.6	98.2	242.5	78.7	122.0	290.0	290.1
現金給付	94.9	66.9	163.3	40.9	76.2	144.5	147.5
(再掲)年金・恩給	90.4	60.3	160.1	37.7	63.0	141.0	144.6
現物給付	65.7	31.2	79.2	37.8	45.7	145.5	142.6
(再掲)医療	55.2	27.6	74.0	33.5	35.4	110.7	105.8
(再掲)介護	8.7	3.6	5.2	0.9	6.9	30.9	36.1
ジニ係数							
当初所得	0.4983	0.6165	0.6060	0.3423	0.4657	0.3312	0.5057
再分配所得	0.3812	0.3832	0.3311	0.2914	0.3501	0.2989	0.4104
改善度(%)	23.5	37.8	45.4	14.9	24.8	9.8	18.8

(注) 再分配係数 =  $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成14年所得再分配調査報告書」

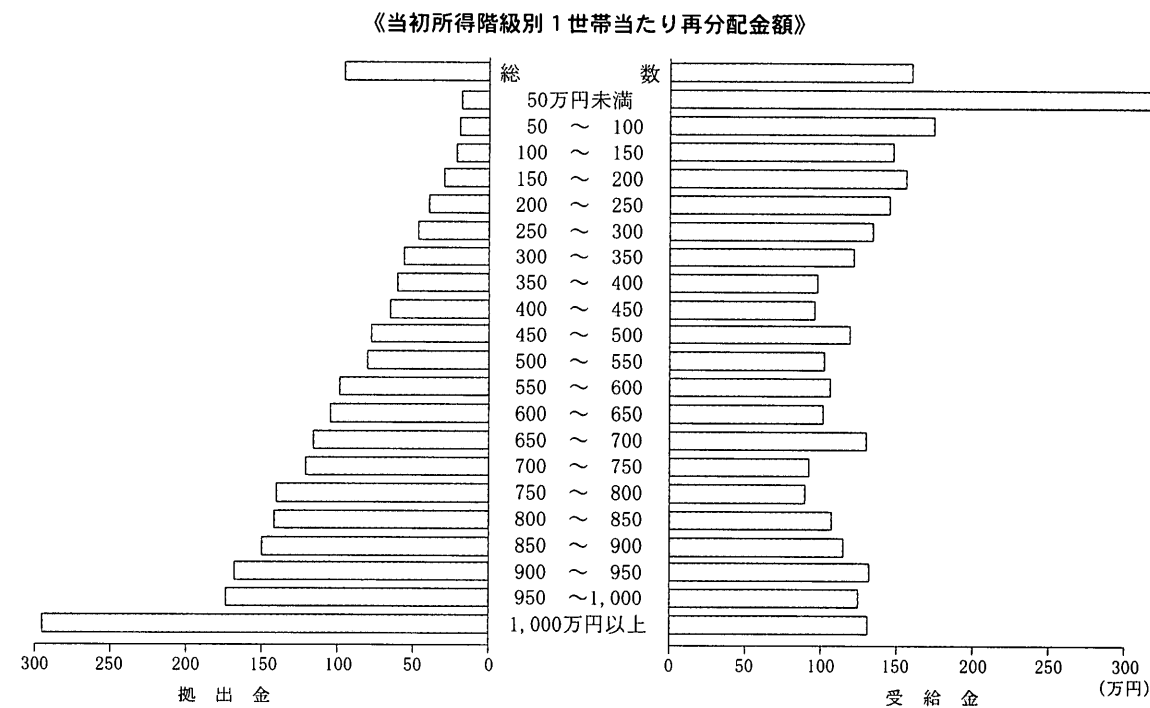
第30表 当初所得階級別所得再分配状況

(単位 万円)

当初所得階級	当初所得	総所得	再分配所得	再分配係数 (%)	拠出		受給総額
					税金	社会保険料	
総 数	510.8	605.7	575.2	12.6	48.6	47.6	160.6
50万円未満	4.3	219.0	306.2	7,092.7	7.4	10.5	319.8
50 ～ 100	73.0	189.4	230.0	215.0	7.9	11.5	176.5
100 ～ 150	123.0	218.2	249.9	103.2	8.2	13.5	148.7
150 ～ 200	171.3	276.6	292.7	70.9	13.7	21.8	157.0
200 ～ 250	222.2	310.5	327.2	47.3	15.7	25.3	146.1
250 ～ 300	272.4	358.8	361.3	32.7	17.3	29.3	135.6
300 ～ 350	320.5	389.6	386.9	20.7	21.3	35.0	122.8
350 ～ 400	372.8	428.0	410.5	10.1	21.9	38.6	98.2
400 ～ 450	419.2	473.3	450.5	7.5	25.0	39.6	95.8
450 ～ 500	471.7	532.6	514.2	9.0	29.5	47.5	119.5
500 ～ 550	519.5	569.2	543.2	4.6	30.4	49.2	103.3
550 ～ 600	573.1	628.9	582.0	1.5	39.4	59.5	107.7
600 ～ 650	619.3	673.4	617.3	△ 0.3	46.4	58.1	102.5
650 ～ 700	672.8	737.7	689.7	2.5	49.4	65.1	131.3
700 ～ 750	722.5	762.9	694.5	△ 3.9	54.5	67.2	93.7
750 ～ 800	771.6	820.1	722.8	△ 6.3	66.5	72.9	90.6
800 ～ 850	821.1	867.2	787.5	△ 4.1	64.3	77.4	108.1
850 ～ 900	874.2	925.0	841.2	△ 3.8	70.0	79.1	116.0
900 ～ 950	920.5	978.2	885.4	△ 3.8	82.3	84.8	132.1
950 ～ 1,000	973.1	1,024.3	923.6	△ 5.1	86.7	87.0	124.2
1,000万円以上	1,480.3	1,543.2	1,317.5	△ 11.1	183.5	110.9	131.6

(注) 再分配係数 =  $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成14年所得再分配調査報告書」



資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成14年所得再分配調査報告書」

### 第3節 国民所得と国民負担(率)の動向等

第31表 国民負担率(租税負担率及び社会保障負担率)の対国民所得比の推移

(単位 %)

区 分	国民負担率	租税負担率	社会保障負担率
昭和30年度(1995)	22.2	18.9	3.3
35(1960)	22.4	18.9	3.6
40(1965)	23.0	18.0	5.0
45(1970)	24.3	18.9	5.4
50(1975)	25.7	18.3	7.5
55(1980)	31.3	22.2	9.1
60(1985)	34.4	24.0	10.4
61(1986)	35.5	24.9	10.6
62(1987)	37.0	26.4	10.6
63(1988)	37.9	27.3	10.6
平成元年度(1989)	38.4	27.6	10.8
2(1990)	38.2	27.6	10.6
3(1991)	37.1	26.5	10.6
4(1992)	36.0	24.9	11.1
5(1993)	35.9	24.6	11.3
6(1994)	34.8	23.1	11.6
7(1995)	36.2	23.7	12.5
8(1996)	35.8	23.4	12.5
9(1997)	36.3	23.5	12.8
10(1998)	36.2	23.0	13.2
11(1999)	35.9	22.6	13.3
12(2000)	36.7	23.3	13.3
13(2001)	37.3	23.3	14.1
14(2002)	36.1	21.8	14.3
15(2003)	35.5	21.0	14.5
16(2004)	35.5	21.1	14.4

(注) 1 平成14年度までは実績、平成15年度は実績見込み、平成16年度は見通しである。

2 国民負担率 = 租税負担率 + 社会保障負担率

3 平成2年度以降は93SNAに基づく計数であり、平成元年以前は68SNAに基づく計数である。ただし、租税負担は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。

資料：年金金融研究所「新 財政と社会保障のポイント」



第32表 国民所得及び国民可処分所得の配分(名目)

Table with 7 columns: 区分, 平成9年度(1997), 10(1998), 11(1999), 12(2000), 13(2001), 14(2002). Rows include categories like 雇用者報酬, 国民所得, 企業所得, and others.

(注) 1 国民所得は通常4の額をいう。
2 企業所得＝営業余剰＋財産所得の受取－財産所得の支払
3 93SNA基準による。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

《構成比》

Table with 7 columns: 区分, 平成9年度(1997), 10(1998), 11(1999), 12(2000), 13(2001), 14(2002). Rows show the percentage composition of the categories from the main table.

3



第34表 家計(個人企業を含む)

(単位 金額:10億円)

区分	可処分所得	最終消費支出	貯蓄	貯蓄率(%)	可処分所得対前年増加額	最終消費支出対前年増加額	貯蓄対前年増加額	平均消費性向(%)	限界消費性向(%)	限界貯蓄性向(%)
昭和55年度(1980)	158,179.5	132,381.6	27,063.4	17.0	13,666.5	10,450.2	3,216.3	83.7	76.5	23.5
56(1981)	169,935.1	140,625.5	30,827.8	18.0	11,755.6	8,243.9	3,764.4	82.8	70.1	32.0
57(1982)	178,283.6	150,584.9	29,388.8	16.3	8,348.5	9,959.4	△1,439.0	84.5	119.3	△17.2
58(1983)	186,419.5	158,174.5	20,094.1	16.0	8,135.9	7,589.6	△9,294.7	84.8	93.3	△114.2
59(1984)	196,440.7	166,567.3	31,930.2	16.1	10,021.2	8,392.8	11,836.1	84.8	83.8	118.1
60(1985)	205,546.2	176,133.6	31,651.1	15.2	9,105.5	9,566.3	△279.1	85.7	105.1	△3.1
61(1986)	210,324.7	182,474.8	30,288.2	14.2	4,778.5	6,341.2	△1,362.9	86.8	132.7	△28.5
62(1987)	218,288.2	192,474.3	28,527.5	12.9	7,963.5	9,999.5	△1,760.7	88.2	125.6	△22.1
63(1988)	231,809.3	203,892.1	30,946.4	13.2	13,521.1	11,417.8	2,418.9	88.0	84.4	17.9
平成元年度(1989)	248,524.5	217,844.3	34,306.6	13.6	16,715.2	13,952.2	3,360.2	87.7	83.5	20.1
2(1990)	265,961.7	234,345.8	35,469.0	13.1	17,437.2	16,501.5	1,162.4	88.1	94.6	6.7
3(1991)	286,991.8	247,277.7	43,591.7	15.0	21,030.1	12,931.9	8,122.7	86.2	61.5	38.6
4(1992)	294,292.0	255,204.8	42,781.5	14.4	7,300.2	7,927.1	△810.2	86.7	108.6	△11.1
5(1993)	296,829.4	261,960.4	38,820.4	12.9	2,537.4	6,755.6	△3,961.1	88.3	266.2	△156.1
6(1994)	306,128.3	268,929.1	40,559.3	13.1	9,298.9	6,968.7	1,738.9	87.8	74.9	18.7
7(1995)	303,159.4	273,731.3	33,131.2	10.8	△2,968.9	4,802.2	△7,428.1	90.3	△161.8	250.2
8(1996)	307,929.0	281,024.6	30,185.0	9.7	4,769.6	7,293.3	△2,946.2	91.3	152.9	△61.8
9(1997)	313,237.2	282,117.6	34,767.5	11.0	5,308.2	1,093.0	4,582.5	90.1	20.6	86.3
10(1998)	312,467.1	281,674.1	33,782.1	10.7	△770.1	△443.5	△985.4	90.1	57.6	128.0
11(1999)	311,426.5	280,312.1	33,723.2	10.7	△1,040.6	△1,362.0	△58.9	90.0	130.9	5.7
12(2000)	305,335.9	280,067.1	27,910.4	9.1	△6,090.6	△245.0	△5,812.8	91.7	4.0	95.4
13(2001)	296,345.1	278,802.8	19,514.8	6.5	△8,990.8	△1,264.3	△8,395.6	94.1	14.1	93.4
14(2002)	295,462.2	278,196.3	18,375.0	6.2	△882.9	△606.5	△1,139.8	94.2	68.7	129.1

(注)1 平均消費性向=最終消費支出÷可処分所得  
 限界消費性向=最終消費支出対前年増加額÷可処分所得対前年増加額  
 限界貯蓄性向=貯蓄対前年増加額÷可処分所得対前年増加額  
 2 93SNA基準による。

資料:「可処分所得」「最終消費支出」「貯蓄」「貯蓄率」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

第35表 常用労働者1人当たり平均月間現金給与額

(i) 事業所規模30人以上

(単位 円)

区分	平成9年(1997)	10(1998)	11(1999)	12(2000)	13(2001)	14(2002)	15(2003)
調査産業計	現金給与総額 421,384	415,675	396,291	398,069	397,366	387,638	389,664
	きまって支給する給与 316,622	315,829	306,167	308,930	309,254	305,700	307,471
	特別に支払われた給与 104,762	99,846	90,124	89,139	88,112	81,938	82,193
鉱業	現金給与総額 460,511	466,026	452,664	456,449	458,207	392,711	388,970
	きまって支給する給与 359,099	362,295	348,583	351,138	351,659	318,540	311,753
	特別に支払われた給与 101,412	103,731	104,081	105,311	106,548	74,171	77,217
建設業	現金給与総額 468,282	457,617	456,758	455,622	455,503	420,069	416,362
	きまって支給する給与 360,618	361,505	366,732	369,261	372,338	348,473	350,670
	特別に支払われた給与 107,664	96,112	90,026	86,361	83,165	71,596	65,692
製造業	現金給与総額 412,799	407,789	399,088	406,707	406,089	401,469	410,817
	きまって支給する給与 310,166	310,219	309,651	314,680	315,259	316,698	322,218
	特別に支払われた給与 102,633	97,570	89,437	92,027	90,830	84,771	88,599
電気・ガス・熱供給・水道業	現金給与総額 601,639	605,573	613,686	605,360	610,385	612,601	616,521
	きまって支給する給与 427,841	433,635	440,224	444,182	444,898	450,423	452,025
	特別に支払われた給与 173,798	171,938	173,462	161,178	165,487	162,178	164,496
運輸・通信業	現金給与総額 432,889	429,638	404,130	408,243	402,474	396,045	385,891
	きまって支給する給与 335,411	332,186	320,124	323,014	320,068	321,834	314,521
	特別に支払われた給与 97,478	97,452	84,006	85,229	82,406	74,211	71,370
卸売・小売業・飲食店	現金給与総額 356,854	344,984	307,182	307,103	309,285	291,587	299,203
	きまって支給する給与 271,560	267,453	241,913	242,326	244,899	232,886	236,930
	特別に支払われた給与 85,294	77,531	65,269	64,777	64,386	58,701	62,273
金融・保険業	現金給与総額 554,038	535,058	532,913	456,375	546,639	529,761	528,276
	きまって支給する給与 389,165	384,294	387,310	399,779	403,700	394,230	399,480
	特別に支払われた給与 164,873	150,764	145,603	146,596	142,939	135,531	128,796
不動産業	現金給与総額 431,801	419,777	445,571	445,355	442,131	417,619	425,522
	きまって支給する給与 321,353	319,098	336,912	336,915	335,373	320,857	325,721
	特別に支払われた給与 110,448	100,679	108,659	108,440	106,758	96,762	99,801
サービス業	現金給与総額 422,461	421,869	407,498	403,621	402,939	397,636	395,904
	きまって支給する給与 315,107	316,610	309,931	310,885	310,191	309,786	309,998
	特別に支払われた給与 107,354	105,259	97,567	92,736	92,748	87,850	85,906

(注) 年平均である。

(ii) 事業所規模5人以上

(単位 円)

区 分		平成9年	10	11	12	13	14	15
		(1997)	(1998)	(1999)	(2000)	(2001)	(2002)	(2003)
調 査 産 業 計	現金給与総額	371,670	366,481	353,679	355,474	351,335	343,480	341,898
	きまって支給する給与	288,641	287,853	281,283	283,846	281,882	278,933	278,747
	特別に支払われた給与	83,029	78,628	72,396	71,628	69,453	64,547	63,151
鉱 業	現金給与総額	379,281	375,359	378,542	396,948	389,831	346,588	327,815
	きまって支給する給与	307,386	310,593	312,011	319,916	317,885	297,933	278,587
	特別に支払われた給与	71,895	64,766	66,531	77,032	71,946	48,655	49,228
建 設 業	現金給与総額	386,555	374,424	377,894	380,680	373,442	355,879	351,947
	きまって支給する給与	319,436	315,695	321,159	325,946	322,159	311,313	312,892
	特別に支払われた給与	67,119	58,729	56,735	54,734	51,283	44,566	39,055
製 造 業	現金給与総額	375,612	371,437	366,793	371,452	368,915	363,937	369,290
	きまって支給する給与	290,717	290,978	292,117	295,195	294,608	294,665	298,233
	特別に支払われた給与	84,895	80,459	74,676	76,257	74,307	69,272	71,057
電気・ガス・熱供給・水道業	現金給与総額	590,565	588,146	597,669	590,222	597,995	596,036	587,893
	きまって支給する給与	421,620	421,502	430,149	433,894	437,803	439,088	434,346
	特別に支払われた給与	168,945	166,644	167,520	156,328	160,192	156,948	153,547
運 輸 ・ 通 信 業	現金給与総額	411,035	408,570	390,653	396,076	382,738	375,961	368,844
	きまって支給する給与	322,675	321,010	313,439	316,788	308,818	308,773	304,804
	特別に支払われた給与	88,360	87,560	77,214	79,288	73,920	67,188	64,040
卸売・小売業・飲食店	現金給与総額	299,155	292,527	270,862	271,644	268,636	256,376	256,586
	きまって支給する給与	238,377	236,946	222,482	222,712	221,886	214,159	213,658
	特別に支払われた給与	60,778	55,581	48,380	48,932	46,750	42,217	42,928
金 融 ・ 保 険 業	現金給与総額	506,035	489,726	482,677	492,507	491,253	483,903	478,530
	きまって支給する給与	359,416	353,794	353,297	363,932	365,698	362,927	366,559
	特別に支払われた給与	146,619	135,932	129,380	128,575	125,555	120,976	111,971
不 動 産 業	現金給与総額	409,108	393,729	394,416	414,075	402,019	393,110	401,195
	きまって支給する給与	317,977	309,191	309,023	323,981	320,568	314,595	323,004
	特別に支払われた給与	91,131	84,538	85,393	90,094	81,451	78,515	78,191
サ ー ビ ス 業	現金給与総額	379,436	378,320	371,942	369,424	366,503	362,819	357,827
	きまって支給する給与	288,399	289,535	287,577	289,216	287,105	287,644	285,426
	特別に支払われた給与	91,037	88,785	84,365	80,208	79,398	75,175	72,401

(注) 年平均である。  
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査月報」

第36表 1人平均月間きまって支給する現金給与額(通勤・住込別)

《事業所規模1~4人》

各年7月末日現在(単位 円)

区 分	全労働者			男			女		
	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込
調 査 産 業 計									
平成9年	199,617	200,531	192,133	276,219	279,074	240,555	141,584	136,830	172,017
10年	201,453	202,168	195,407	278,010	280,117	250,325	142,567	137,929	172,889
11年	196,671	197,036	193,304	272,565	274,885	240,778	141,517	137,174	173,616
12年	196,688	197,387	189,996	271,969	274,334	240,222	141,247	137,911	167,359
13年	194,764	194,991	192,618	266,762	269,157	236,454	141,610	137,814	171,555
14年	193,762	194,304	188,442	263,756	265,558	238,670	140,013	136,808	165,392
15年	193,570	194,865	178,949	261,063	263,454	222,999	138,328	136,203	157,544
平成15年									
鉱 業	260,452	235,473	...	302,413	273,828	...	150,774	149,765	...
建 設 業	258,208	266,894	190,622	282,677	285,282	243,393	152,714	154,791	148,625
製 造 業	212,609	216,833	181,715	271,801	273,792	245,290	129,730	125,151	149,139
電気・ガス・熱供給・水道業	291,866	291,866	—	309,284	309,284	—	...	...	—
運 輸 ・ 通 信 業	255,351	258,334	183,021	303,402	304,595	264,472	189,198	193,066	120,340
卸売・小売業・飲食店	167,751	167,841	166,678	243,407	245,678	207,589	121,883	119,116	150,109
金 融 ・ 保 険 業	237,576	237,979	223,331	326,568	328,295	223,786	172,809	170,954	223,177
不 動 産 業	208,004	210,928	175,990	244,332	246,844	209,222	167,583	169,373	151,916
サ ー ビ ス 業	187,938	188,014	186,897	253,543	256,198	208,895	152,133	150,057	177,870

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査特別調査報告」

第37表 賞与支給状況

(調査産業計)

Table with columns: 区分, 夏季賞与(6,7,8月), 年末賞与(11,12,翌年1月). Rows include industry categories and years from 1997 to 2003.

(注) 1 対前年増減率は、調査事業所の標本抽出替えに伴うギャップを修正して算出している。  
2 「きまって支給する給与(又は所定内給与)に対する支給割合」とは賞与を支給した事業所について、それぞれ「賞与」の「きまって支給する給与(又は所定内給与)」に対する支給月数を求め単純平均したものである。  
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査年報」

第38表 全世帯年平均1か月間の消費支出

(単位 円、人)

Table showing consumption expenditure by household type and year from 1997 to 2003. Rows include national averages and urban areas with 50,000+ population.

(注) 「現物総額」の数字は現物評価額を示し、それ以外は現物を含まない。  
資料：総務省統計局「家計調査年報」

第39表 勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出

(単位 円、人)

Table showing income and expenditure for working households from 1998 to 2003. Rows include national averages and urban areas with 50,000+ population.

(注) 「現物総額」の数字は現物評価額を示し、それ以外は現物を含まない。  
資料：総務省統計局「家計調査年報」

第40表 年間収入階級別勤労者1世帯当り年平均1か月間の収入と支出(全国)

平成15年(2003)(単位 円、人)

区 分	平 均	~	2,000,000	2,500,000	3,000,000	3,500,000	4,000,000	4,500,000	5,000,000
		1,999,999	2,499,999	2,999,999	3,499,999	3,999,999	4,499,999	4,999,999	5,499,999
集計世帯数	4,464	40	85	119	192	236	309	301	323
世帯人員数	3.49	2.48	2.96	2.96	3.14	3.27	3.26	3.46	3.39
有業人員数	1.63	1.26	1.35	1.56	1.35	1.40	1.45	1.48	1.62
収入総額	994,333	297,210	524,881	505,804	537,756	632,218	674,441	750,987	753,008
実収入	524,542	156,598	243,584	250,069	270,267	316,987	342,808	384,292	393,356
勤め先収入	493,643	120,183	214,549	219,358	244,061	283,003	309,639	350,869	365,015
世帯主収入	431,520	113,161	196,441	193,508	231,261	257,455	286,531	315,164	327,774
世帯主の配偶者の収入	53,155	3,677	13,573	15,380	10,620	19,497	18,802	29,056	30,406
他の世帯員収入	8,968	3,344	4,536	10,470	2,181	6,051	4,306	6,649	6,835
事業・内職収入	2,696	1,131	293	936	953	1,969	1,694	2,599	2,664
その他の実収入	28,203	35,284	28,742	29,776	25,252	32,015	31,475	30,824	25,676
実収入以外の収入	394,637	98,053	224,188	188,528	208,719	244,526	265,846	301,157	296,672
繰入金	75,154	42,560	57,109	67,207	58,770	70,705	65,787	65,538	62,981
支出総額	994,333	297,210	524,881	505,804	537,756	632,218	674,441	750,987	753,008
実支出	409,903	139,016	259,837	227,603	230,160	263,871	281,649	304,286	320,745
消費支出	325,823	126,741	232,260	200,127	199,502	227,145	234,954	255,916	266,643
食料	71,606	36,975	50,827	51,602	51,483	55,927	57,496	60,848	61,750
住居	22,248	19,789	28,040	23,246	24,400	23,878	25,288	23,837	21,320
光熱・水道	20,712	13,375	15,920	16,771	16,948	17,308	17,665	18,905	18,735
家具・家事用品	10,378	4,589	7,701	6,686	5,850	7,704	7,806	8,367	8,184
被服及び履物	15,450	4,287	7,560	8,637	8,021	8,675	9,308	10,139	11,972
保健医療	11,498	4,025	7,366	7,438	7,870	9,009	10,331	9,435	11,481
交通・通信	44,622	19,845	42,615	23,129	24,236	31,995	30,634	37,141	39,974
教育	18,021	2,055	8,730	8,476	5,807	8,058	8,258	11,084	12,169
教養娯楽	32,303	8,768	18,546	14,207	18,027	19,329	21,802	23,559	24,673
その他の消費支出	78,985	13,034	44,954	39,936	36,860	45,262	46,366	52,601	56,385
非消費支出	84,081	12,275	27,577	27,476	30,658	36,726	46,696	48,370	54,103
実支出以外の支出	512,280	112,900	205,749	214,588	248,536	296,699	327,970	381,149	372,909
繰越金	72,150	45,294	59,295	63,614	59,059	71,647	64,822	65,552	59,354

資料：総務省統計局「家計調査年報」

5,500,000	6,000,000	6,500,000	7,000,000	7,500,000	8,000,000	9,000,000	10,000,000	12,500,000	15,000,000
5,999,999	6,499,999	6,999,999	7,499,999	7,999,999	8,999,999	9,999,999	12,499,999	14,999,999	~
306	319	273	282	241	407	296	444	168	124
3.54	3.57	3.51	3.55	3.67	3.58	3.59	3.72	3.72	3.65
1.58	1.55	1.54	1.56	1.66	1.68	1.80	1.90	2.03	2.16
824,477	908,956	968,814	1,005,606	1,068,490	1,182,843	1,189,295	1,429,210	1,686,885	2,048,282
429,782	470,701	495,209	520,731	560,569	621,175	644,744	773,160	914,309	1,193,602
397,488	442,852	464,667	498,355	528,101	591,445	622,448	738,156	875,066	1,147,325
361,734	407,276	425,798	451,128	464,595	531,598	544,590	625,691	673,390	850,557
30,110	32,864	34,561	39,594	57,428	51,908	70,268	94,290	175,069	257,544
5,644	2,713	4,308	7,633	6,078	7,940	7,591	18,175	26,606	39,224
2,036	1,790	1,196	1,911	2,684	2,217	2,569	3,840	4,183	14,820
30,259	26,058	29,345	20,465	29,784	27,512	18,727	31,163	35,060	31,457
327,839	366,736	403,459	411,245	433,930	475,935	457,813	567,218	680,073	734,533
66,856	71,520	70,147	73,630	73,992	85,734	86,738	88,831	92,503	120,148
824,477	908,956	968,814	1,005,606	1,068,490	1,182,843	1,189,295	1,429,210	1,686,885	2,048,282
332,490	368,201	393,823	418,865	440,738	478,594	497,619	592,315	667,248	823,235
271,800	300,112	318,452	338,354	352,636	373,994	386,333	451,918	495,097	566,928
66,804	70,020	71,413	74,282	77,594	79,992	82,664	89,753	92,433	102,071
20,703	17,663	23,021	26,744	16,750	20,630	17,097	25,004	23,322	25,206
19,688	20,636	20,621	20,821	22,169	22,295	22,836	24,277	25,405	27,138
8,496	9,537	10,561	12,063	11,697	11,150	11,808	13,757	15,542	19,204
11,352	13,212	15,469	16,418	16,535	18,606	18,486	23,475	29,059	34,593
11,292	10,741	12,557	12,469	11,518	12,111	11,195	14,278	15,055	17,691
34,936	46,976	43,974	44,423	52,123	47,978	52,932	61,756	65,839	64,755
12,572	14,974	17,256	18,705	22,439	26,999	24,612	29,501	26,547	38,984
27,800	30,615	32,536	34,265	37,391	38,726	38,051	46,558	51,288	58,792
58,157	65,738	71,043	78,164	84,421	95,507	106,652	123,559	150,607	178,492
60,690	68,089	75,371	80,511	88,102	104,600	111,286	140,396	172,151	256,308
426,540	472,894	506,291	515,845	556,849	623,812	611,100	754,448	933,491	1,109,093
65,446	67,861	68,700	70,897	70,903	80,438	80,576	82,447	86,146	115,953

第41表 消費者物価指数(中分類)

平成12年(2000)=100

区分	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	娯楽	諸雑費
《全国》 平成9年平均(1997)	100.4	101.1	99.3	101.6	105.9	99.9	94.8	101.5	95.7	101.6	98.7
10(1998)	101.0	102.5	99.9	100.0	104.3	101.3	101.5	99.9	97.5	101.7	99.4
11(1999)	100.7	102.0	99.8	98.4	103.1	101.1	100.8	99.7	98.9	100.9	100.4
12(2000)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
13(2001)	99.3	99.4	100.2	100.6	96.4	97.8	100.7	99.1	101.1	97.0	99.8
14(2002)	98.4	98.6	100.1	99.4	92.9	95.6	99.5	98.5	102.1	94.9	100.0
15(2003)	98.1	98.4	100.0	98.9	90.1	93.8	102.9	98.6	102.7	93.5	100.9
《人口5万以上の都市》 平成9年平均(1997)	100.4	101.2	99.6	101.3	106.1	99.9	94.8	101.4	95.6	101.6	98.8
10(1998)	101.1	102.6	100.1	99.9	104.4	101.3	101.5	99.9	97.4	101.7	99.5
11(1999)	100.7	102.0	100.0	98.5	103.2	101.1	100.7	99.8	98.9	110.9	100.4
12(2000)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
13(2001)	99.2	99.3	99.8	100.8	96.3	97.8	100.7	99.0	101.1	97.0	99.9
14(2002)	98.3	98.6	99.6	99.5	92.5	95.5	99.5	98.5	102.2	94.9	100.0
15(2003)	98.0	98.4	99.2	99.0	89.9	93.8	102.8	98.5	102.8	93.6	100.9

資料：総務省統計局「消費者物価指数年報」

第42表 農家家計費(全国1戸当り平均)

(単位 円、人)

区分	平成9年(1997)	10(1998)	11(1999)	12(2000)	13(2001)	14(2002)	15(2003)
年間月平均世帯員数	3.98	4.12	4.04	3.98	3.94	3.85	3.79
家計費合計	5,723,300	5,626,200	5,543,800	5,397,000	5,273,700	5,150,400	5,031,800
飲食費	1,187,400	1,169,700	1,174,800	.	.	.	.
住居費	400,500	393,100	457,500	.	.	.	.
家計光熱費・水道料	249,500	256,200	265,000	.	.	.	.
家具・家事用品費	220,400	210,600	211,800	.	.	.	.
被服及び履物費	255,400	237,900	219,000	.	.	.	.
保健医療費	154,000	181,600	208,200	.	.	.	.
交通通信費	666,300	646,900	639,200	.	.	.	.
教育費	167,200	192,600	178,900	.	.	.	.
娯楽費	515,700	478,900	457,600	.	.	.	.
雑費	1,739,300	1,617,100	1,498,200	.	.	.	.
臨時費	167,600	241,600	234,100	.	.	.	.
農家経済の総括計算							
(1)農業所得 (農業粗収益-農業経営費)	949,600	1,246,300	1,141,400	1,084,200	1,034,000	1,021,200	1,106,200
(2)農外所得 (農外収入-農外支出)	5,549,600	5,310,600	5,130,200	4,974,600	4,750,900	4,527,200	4,323,800
(3)農家所得((1)+(2))	6,499,200	6,556,900	6,271,600	6,058,800	5,784,900	5,548,400	5,430,000
(4)年金・被贈等の収入	2,260,800	2,123,200	2,187,500	2,221,000	2,237,000	2,293,700	2,285,800
(5)農家総所得((3)+(4))	8,760,300	8,680,100	8,459,100	8,279,800	8,021,900	7,842,100	7,715,800
(6)租税公課諸負担	1,488,000	1,450,400	1,445,100	1,398,800	1,371,400	1,342,200	1,297,900
(7)可処分所得((5)-(6))	7,272,300	7,229,700	7,014,000	6,881,000	6,650,500	6,499,900	6,417,900
(8)農家経済余剰 (7)-家計費合計	1,549,000	1,603,500	1,470,200	1,484,000	1,376,800	1,349,500	1,386,100
分析指標							
農業依存度(%) $\left(\frac{\text{農業所得}}{\text{農家所得}}\right)$	14.6	19.0	18.2	17.9	17.9	18.4	20.4
家計費充足率(%) $\left(\frac{\text{農業所得}}{\text{家計費合計}}\right)$	16.6	22.2	20.6	20.1	19.6	19.8	22.0
農業所得率(%) $\left(\frac{\text{農業所得}}{\text{農業粗収益}}\right)$	32.4	33.6	31.9	30.9	29.8	29.4	30.8

(注) 1 農業経営費等の計上範囲の見直し後の数値である。  
 2 平成7年以降の調査期間は暦年(1月~12月)である。  
 3 平成12年より「家計費」内訳の調査はなくなった。  
 資料：農林水産省統計情報部「農業経営統計調査(農業経営動向統計)」

## 第4節 社会保険関係

### 1 総括

第43表 医療保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合 計	103,645	117,037	124,260	126,067	126,407	126,353	126,465	126,744
被 用 者 保 険	60,282	72,501	81,191	80,613	79,826	78,725	77,512	76,447
被 保 険 者	28,146	31,753	37,926	40,009	39,568	39,246	38,645	38,137
被 扶 養 者	32,136	40,748	43,265	40,604	40,258	39,479	38,867	38,310
政府管掌健康保険								
一 般 被 保 険 者	26,020	31,289	36,666	37,575	37,321	36,758	36,299	35,851
被 保 険 者	13,183	14,562	17,983	19,685	19,527	19,451	19,124	18,812
被 扶 養 者	12,837	16,727	18,683	17,890	17,794	17,307	17,175	17,039
法第3条第2項被保険者	1,192	518	155	59	51	47	41	34
被 保 険 者	638	318	103	38	34	31	28	22
被 扶 養 者	554	200	52	20	17	15	14	12
組合管掌健康保険	21,236	27,502	32,009	32,578	32,115	31,677	31,018	30,568
被 保 険 者	9,697	11,431	14,668	15,650	15,394	15,182	14,936	14,790
被 扶 養 者	11,539	16,071	17,341	16,928	16,721	16,495	16,081	15,778
船 員 保 険	741	672	409	259	244	228	212	198
被 保 険 者	262	212	137	94	89	84	78	73
被 扶 養 者	479	460	272	165	155	145	134	124
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	2,960	3,042	2,805	2,648	2,630	2,652	2,628	2,599
組 合 員	1,149	1,200	1,158	1,137	1,131	1,145	1,138	1,130
被 扶 養 者	1,811	1,842	1,647	1,511	1,499	1,507	1,490	1,469
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	2,203	2,072	1,475	.	.	.	.	.
組 合 員	789	807	513	.	.	.	.	.
被 扶 養 者	1,414	1,265	962	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	5,583	6,803	6,902	6,670	6,637	6,539	6,488	6,368
組 合 員	2,237	2,902	2,963	2,960	2,946	2,905	2,889	2,854
被 扶 養 者	3,346	3,901	3,939	3,710	3,691	3,634	3,599	3,514
私立学校教職員共済	347	603	770	825	826	826	825	828
組 合 員	191	321	401	445	446	448	451	455
被 扶 養 者	156	282	369	380	379	377	374	373
国 民 健 康 保 険	43,363	44,536	43,069	45,454	46,581	47,628	48,953	50,297

(注) 1 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。  
 2 法第3条第2項被保険者の「被保険者数」は、有効手帳所有者数である。  
 3 法第3条第2項被保険者の「被扶養者数」は、昭和45、55年度は社会保険庁推定数値。

第44表 公的年金適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合 計	51,934	59,032	66,311	70,502	70,616	70,491	70,168	70,907
厚生年金保険	22,260	25,239	30,997	32,957	32,481	32,192	31,576	32,144
(再掲)旧三共済	.	.	.	470	461	456	429	809
(再掲)厚生年金基金	3,910	5,964	9,845	12,002	11,692	11,396	10,871	10,386
船員保険(再掲)	262	205	126	82	78	74	69	66
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	1,149	1,179	1,126	1,111	1,106	1,119	1,110	1,102
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	789	788	496	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	2,536	3,225	3,286	3,306	3,288	3,239	3,207	3,181
私立学校教職員共済	194	319	373	403	404	406	408	429
農林漁業団体職員共済組合	407	481	498	482	475	467	459	447
国民年金	24,337	27,596	29,535	32,244	32,861	33,068	33,408	33,604
(再掲)農業者年金	787	1,057	574	294	276	258	248	—

(注) 1 「船員保険」は、平成2年度以降は厚生年金の再掲。  
 2 「農業者年金」の昭和45年度数値は、昭和46年9月末現在。

第45表 雇用保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合 計	21,401	25,295	31,586	33,560	33,632	33,707	33,717
雇用保険	21,220	25,128	31,483	33,494	33,569	33,649	33,662
船員保険	181	167	103	66	63	59	55

第46表 業務災害補償保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合 計	31,507	37,193	47,713	53,330	52,974	52,967	52,948	52,518
労働者災害補償保険	26,530	31,840	43,222	48,824	48,493	48,546	48,579	48,195
船員保険	262	205	127	84	80	76	71	67
国家公務員災害補償								
国家公務員	1,423	1,125	1,081	1,116	1,113	1,106	1,091	1,076
公共企業体職員	789	807	.	.	.	.	.	.
地方公務員災害補償	2,503	3,216	3,283	3,306	3,288	3,239	3,207	3,181

(注) 「国家公務員災害補償」は、各年7月1日現在である。  
 資料：「国家公務員災害補償」は、人事院勤務条件局調べ



第47表 社会保険被保険者（組合員）1人当り平均標準報酬月額（制度別）

年度末現在（単位 円）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
政府管掌健康保険								
一般被保険者	49,960	167,852	251,505	292,492	290,719	290,472	289,250	286,186
法第3条第2項被保険者	1,899	5,870	10,604	13,555	13,563	13,893	13,468	13,318
組合管掌健康保険	61,915	210,985	315,243	369,053	369,209	372,650	373,956	369,726
船員保険								
普通保険	66,200	234,778	323,582	380,501	379,634	372,001	372,691	369,469
失業保険	71,316	245,662	343,582	405,455	404,140	397,399	398,860	396,882
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	60,730	190,796	339,463	406,067	411,952	417,562	420,055	413,288
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	62,716	173,546	358,471	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	65,643	204,035	292,057	357,957	362,306	365,905	368,639	364,899
私立学校教職員共済	50,731	199,827	302,599	373,086	376,634	378,558	379,665	379,681
厚生年金保険	54,806	188,534	273,684	316,186	315,353	318,688	318,679	314,489
厚生年金基金	57,726	202,550	293,162	341,926	343,059	349,231	350,795	348,824
農林漁業団体職員共済組合	43,986	165,201	238,183	289,986	292,577	295,153	296,925	296,582
(参考)国民年金	450	3,770	8,400	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300

(注) 1 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。「法第3条第2項被保険者」は、平均賃金日額である。  
 2 「地方公務員等共済組合」は、平均給料月額である。  
 3 「私立学校教職員共済」は、平均標準給与月額である。  
 4 平成2年度以降の「厚生年金保険」には、船員保険（年金分）を含む。

1

第48表 制度別被保険者1人当り診療費

年度末現在（単位 円）

区 分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
政府管掌健康保険							
一般被保険者	172,608	176,482	189,660	186,452	186,303	187,297	181,769
被保険者分	107,009	108,183	103,140	101,121	100,204	99,934	96,311
被扶養者分	65,599	68,299	86,520	85,331	86,099	87,363	85,458
法第3条第2項被保険者	246,433	208,368	220,045	214,702	226,293	229,787	215,109
被保険者分	196,079	170,048	138,885	134,402	133,305	138,473	131,056
被扶養者分	50,354	38,320	81,160	80,300	92,988	91,314	84,053
組合管掌健康保険	143,855	141,206	157,853	157,583	158,605	160,083	157,804
被保険者分	75,280	82,466	84,544	84,429	84,928	85,532	83,582
被扶養者分	68,575	58,740	73,309	73,154	73,677	74,551	74,222
船員保険	260,687	215,891	235,823	236,654	234,912	232,029	223,829
被保険者分	124,783	143,720	146,014	145,402	144,693	140,556	135,478
被扶養者分	135,904	72,171	89,809	91,252	90,219	91,473	88,351
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	149,003	158,185	162,799	162,607	163,567	164,706	163,120
組合員分	72,402	78,333	71,794	72,075	72,321	73,035	71,865
被扶養者分	76,601	79,852	91,005	90,532	91,246	91,671	91,255
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	161,595	181,433	.	.	.	.	.
組合員分	82,510	85,731	.	.	.	.	.
被扶養者分	79,085	95,702	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	158,764	175,271	181,147	180,707	182,575	183,022	180,489
組合員分	85,180	97,184	96,432	96,680	98,151	98,915	97,395
被扶養者分	73,584	78,087	84,715	84,027	84,424	84,107	83,094
私立学校教職員共済	145,417	160,420	166,342	164,985	165,663	165,663	160,667
組合員分	94,568	102,072	101,142	100,406	100,302	100,726	97,460
被扶養者分	50,849	58,348	65,200	64,579	65,361	64,937	63,207
国民健康保険	97,993	207,418	286,698	294,355	291,396	295,474	286,910
1世帯当り医療費	279,268	488,434	581,379	591,586	580,132	581,333	560,853

(注) 1 「1人当り診療費」とは、療養の給付（家族療養の給付）と特定療養給付費（家族特定療養給付費）を加えた額を年度平均被保険者又は組合員数で除した額をいう。  
 2 国民健康保険の医療費には一部負担金を含むが、その他の社会保険では一部負担金を含まない。  
 なお、国民健康保険以外の保険の被扶養者分には、法定給付費を掲げた。  
 3 平成2年度以降は、老人保健による給付分を除く。ただし、国民健康保険は老人保健分を含む。  
 4 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。

4

第49表 公的年金受給権者数

(ii) 旧制度分

(i) 新制度分 年度末現在 (単位 人)

Table with 9 columns: 区分, 昭和45年度 (1970), 55 (1980), 平成2年度 (1990), 10 (1998), 11 (1999), 12 (2000), 13 (2001), 14 (2002). Rows include categories like 老齡年金, 退職共済年金, 障害年金, 遺族年金, etc.

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。
2 恩給の「老齡年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。

年度末現在 (単位 人)

Table with 9 columns: 区分, 昭和45年度 (1970), 55 (1980), 平成2年度 (1990), 10 (1998), 11 (1999), 12 (2000), 13 (2001), 14 (2002). Rows include categories like 合 計, 老齡年金, 厚生年金, 船員保険, 国共済, etc.

(注) 1 「老齡年金(退職年金)」には特例老齡年金、減額退職年金を含む。
2 私立学校教職員共済の「退職年金」には、恩給財団年金を含む。





第52表 公的年金積立金状況

年度末現在 (単位 百万円)

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計	7,964,568	48,610,970	138,714,453	240,659,318	255,830,156	255,263,685	255,821,954	249,280,854
厚生年金保険	4,420,194	27,983,796	76,860,463	130,844,587	134,798,756	136,880,413	137,393,381	137,702,330
厚生年金基金	187,058	5,020,242	25,853,067	53,326,144	62,241,792	57,956,748	57,015,407	51,159,790
国民年金	727,124	2,638,731	4,356,319	9,686,544	10,186,332	10,545,404	10,673,623	10,635,443
船員保険	110,757	410,679	69,557	121,483	114,876	111,754	108,325	104,078
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	668,552	2,631,396	5,740,766	8,133,689	8,318,911	8,595,085	8,649,999	8,674,678
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	466,264	1,341,812	2,162,060	.	.	.	.	.
地方公務員等共済組合	1,207,585	7,466,385	20,485,949	33,735,765	35,234,559	36,150,680	36,926,665	37,465,805
私立学校教職員共済	55,474	468,022	1,709,999	2,814,963	2,927,022	3,012,269	3,079,961	3,136,754
農林漁業団体職員共済組合	121,560	649,907	1,476,273	1,996,142	2,007,910	2,011,332	1,974,592	401,975

(注) 1 「船員保険」は、船員保険特別会計全体の積立金である。  
 2 「国民年金」は、国民年金勘定と基礎年金勘定の合計である。  
 3 「厚生年金基金」は、平成9年度より時価、平成8年度以前は簿価である。  
 資料：厚生年金基金は、厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」  
 私立学校教職員共済は、日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第53表 年金財政指標

平成10年度(1998年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	高齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(高齢・ 退職相当) (千人)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,957	13,842	8,217	4.01	—	16.4	12.0	80.6	6.0
国共済連合会	1,111	611	579	1.92	2.94	19.5	15.5	80.8	7.8
地共済連合会	3,306	1,447	1,349	2.45	3.81	14.5	11.3	63.4	12.6
私学共済	403	165	60	6.70	—	12.5	8.9	64.4	12.5
農林年金	482	235	144	3.35	—	23.0	18.5	95.5	5.1

平成11年度(1999年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	高齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(高齢・ 退職相当) (千人)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,481	14,555	8,580	3.79	—	17.0	12.3	84.9	6.2
国共済連合会	1,106	615	580	1.91	2.83	20.3	16.2	85.1	7.6
地共済連合会	3,288	1,473	1,372	2.40	3.61	15.4	11.9	64.6	12.4
私学共済	404	173	64	6.36	—	13.1	9.3	67.3	12.3
農林年金	475	243	147	3.24	—	23.5	18.6	98.2	5.1

平成12年度(2000年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	高齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(高齢・ 退職相当) (千人)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,192	15,366	9,014	3.57	—	17.9	13.0	91.0	6.1
国共済連合会	1,119	631	592	1.89	2.73	20.9	16.6	89.3	7.3
地共済連合会	3,239	1,499	1,394	2.32	3.41	16.1	12.5	72.8	12.4
私学共済	406	182	68	5.98	—	13.8	9.7	74.3	11.9
農林年金	467	256	151	3.09	—	24.1	19.0	100.3	5.0

平成13年度(2001年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・組合員数(千人)	老齢・退職年金受給権者数(千人)	同左(老齢・退年相当)(千人)	年金扶養比率	補正した年金扶養比率	総合費用率(%)	独自給付費用率(%)	収支比率(%)	積立比率(倍)
厚生年金	31,576	16,250	9,486	3.33	—	18.8	13.7	102.4	5.9
国共済連合会	1,110	645	601	1.85	2.61	21.5	17.1	95.2	7.3
地共済連合会	3,207	1,546	1,434	2.24	3.23	16.7	13.0	78.3	12.3
私学共済	408	191	72	5.65	—	14.3	10.1	79.2	11.7
農林年金	459	269	157	2.93	—	25.3	19.8	110.7	4.8

平成14年度(2002年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・組合員数(千人)	老齢・退職年金受給権者数(千人)	同左(老齢・退年相当)(千人)	年金扶養比率	補正した年金扶養比率	総合費用率(%)	独自給付費用率(%)	収支比率(%)	積立比率(倍)
厚生年金	32,144	17,444	10,145	3.17	—	19.8	14.4	104.7	5.6
国共済連合会	1,102	660	610	1.81	2.53	22.1	17.5	97.2	7.2
地共済連合会	3,181	1,588	1,471	2.16	3.06	17.5	13.7	84.5	12.0
私学共済	429	200	77	5.60	—	14.2	10.1	83.0	11.4

(注) 1 老齢・退職年金受給権者には、老齢・退年相当受給権者のほか、通算老齢(通算退職)年金相当受給権者を含む。  
 2 厚生年金の総合費用率、独自給付費用率、収支比率、積立比率の算出に用いられる諸数値には、厚生年金基金が代行している部分は含まない。  
 資料：厚生労働省年金局調べ

年金財政指標について

○年金扶養比率

1人の老齢・退職年金受給者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。  
 この場合、老齢・退職年金受給権者(老齢・退年相当)とは、その制度における被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間である25年を満たしている者(経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。)及び旧法の老齢・退職年金受給権者を対象とする。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者・組合員数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数(老齢・退年相当)}}$$

補正した年金扶養比率とは、上記の年金扶養比率を「支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合」で除して補正したものである。

ここでいう支出額とは、  
 支出額 = 給付費 + 基礎年金拠出金 - 基礎年金交付金  
 のことである。

$$\text{補正した年金扶養比率} = \frac{\text{年金扶養比率}}{\left[ \frac{\text{支出額} - \text{追加費用}}{\text{支出額}} \right]}$$

○総合費用率

被用者年金制度について、ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いたもの)が、その年度の標準報酬総額に対してどれだけの比率になっているかを表す指標である。積立金及びその運用収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}}$$

ここで、実質的な支出とは、給付費から追加費用や基礎年金交付金を控除すること等により定められる独自給付費と基礎年金拠出金とからなっており、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度を考慮して、公的年金各制度が、ある年度において社会保険方式として実質的に負担することとなる費用のことである。

$$\begin{aligned} \text{実質的な支出} = & \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金} \\ & + \text{制度間調整拠出金} - \text{制度間調整交付金} \\ & + \text{年金保険者拠出金} - \text{国共済連合会等拠出金収入} \\ & - \text{追加費用} \\ & - \text{職域等費用納付金} \end{aligned}$$

独自給付費とは、実質的な支出から基礎年金拠出金を控除したものであり、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度に対する負担を除外して、公的年金各制度独自に社会保険方式として負担することとなる費用のことである。

○独自給付費用率

被用者年金制度について、ある年度の独自給付費のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いたもの)が、その年度の標準報酬総額に対してどれだけの比率になっているかを表す指標である。基礎年金制度に係る保険料負担を除外して、被用者年金制度の独自給付費に関して単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金} \times 2/3}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}}$$

○収支比率

ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄わなければならない部分(国庫・公経済負担を除いたもの)が、保険料収入と運用収入の計に対してどれだけの比率になっているかを表す指標である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入} + \text{運用収入}}$$

○積立比率

ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄わなければならない部分(国庫・公経済負担を除いたもの)に対して、前年度末に保有する積立金とその何年分に相当しているかを表す指標である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

第54表 業務災害補償保険年金受給者数

年度末現在 (単位 人)

区分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計	153,656	202,492	222,504	223,892	224,920	225,520	226,343
障害補償年金	58,815	84,786	95,821	96,608	97,211	97,540	98,075
労働者災害補償保険	57,276	83,310	94,096	94,891	95,489	95,785	96,310
国家公務員災害補償							
国家公務員	396	490	540	529	524	525	537
公共企業体職員	564	.	.	.	.	.	.
地方公務員災害補償	579	986	1,185	1,188	1,198	1,230	1,228
傷病補償年金	21,773	20,814	14,779	14,150	13,509	12,901	12,308
労働者災害補償保険	21,607	20,653	14,646	14,029	13,392	12,790	12,202
国家公務員災害補償							
国家公務員	71	61	51	48	45	40	38
地方公務員災害補償	95	100	82	73	72	71	68
遺族補償年金	73,068	96,892	111,904	113,134	114,200	115,079	115,960
労働者災害補償保険	67,871	92,800	107,265	108,466	109,505	110,382	111,208
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,044	1,392	1,555	1,569	1,577	1,569	1,598
公共企業体職員	2,290	.	.	.	.	.	.
地方公務員災害補償	1,863	2,700	3,084	3,099	3,118	3,128	3,154

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

第55表 業務災害補償保険年金支払総額

年度末現在 (単位 千円)

区分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計	164,791,118	302,289,518	392,520,252	394,118,634	394,509,075	396,141,924	397,552,907
障害補償年金	52,933,337	110,301,551	153,589,695	154,963,487	155,723,668	157,013,870	157,725,996
労働者災害補償保険	50,468,972	107,302,275	149,216,464	150,673,180	151,387,183	152,377,324	153,027,287
国家公務員災害補償							
国家公務員	480,397	883,880	1,201,082	1,157,706	1,192,145	1,252,514	1,338,562
公共企業体職員	1,155,942	.	.	.	.	.	.
地方公務員災害補償	828,026	2,115,396	3,172,149	3,132,601	3,144,340	3,384,032	3,360,147
傷病補償年金	35,974,870	50,920,240	43,218,519	41,164,127	39,245,961	37,688,160	35,823,918
労働者災害補償保険	35,622,119	50,421,033	42,680,940	40,648,521	38,792,040	37,199,911	35,380,907
国家公務員災害補償							
国家公務員	140,235	159,487	177,866	206,348	150,860	146,990	144,152
地方公務員災害補償	212,516	339,720	359,713	309,258	303,061	341,259	298,859
遺族補償年金	75,882,911	141,067,727	195,712,038	197,991,020	199,539,446	201,439,894	204,002,993
労働者災害補償保険	69,468,344	133,114,151	184,223,606	186,488,782	187,693,566	189,767,525	192,094,755
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,288,428	2,459,444	3,526,375	3,593,654	3,772,496	3,665,320	3,685,035
公共企業体職員	2,578,285	.	.	.	.	.	.
地方公務員災害補償	2,547,854	5,494,132	7,962,057	7,908,584	8,073,384	8,007,049	8,223,203

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

第56表 業務災害補償保険年金受給者1人当り金額

年度末現在 (単位 円)

区分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
障害補償年金							
労働者災害補償保険	881,154	1,287,988	1,585,790	1,587,855	1,585,389	1,590,827	1,558,903
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,213,124	1,803,837	2,224,226	2,188,480	2,275,086	2,385,741	2,492,667
公共企業体職員	2,049,543	.	.	.	.	.	.
地方公務員災害補償	1,430,097	2,145,432	2,676,919	2,636,870	2,624,658	2,751,246	2,736,276
傷病補償年金							
労働者災害補償保険	1,648,638	2,441,342	2,914,170	2,897,464	2,896,658	2,908,515	2,899,599
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,975,141	2,614,541	3,487,569	4,298,917	3,352,444	3,674,750	3,793,474
地方公務員災害補償	2,237,011	3,397,200	4,386,744	4,236,411	4,209,181	4,806,465	4,394,985
遺族補償年金							
労働者災害補償保険	1,023,535	1,434,420	1,717,462	1,719,329	1,714,018	1,719,189	1,727,347
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,234,126	1,766,842	2,267,765	2,290,410	2,392,198	2,336,087	2,306,029
公共企業体職員	1,125,889	.	.	.	.	.	.
地方公務員災害補償	1,367,708	2,034,864	2,581,731	2,551,979	2,589,283	2,559,798	2,607,230

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

第57表 介護保険適用者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
保 険 者 数	2,899	2,877	2,863
世帯数(第1号被保険者のいる世帯)	15,832,694	16,684,774	17,183,112
被 保 険 者 数			
第1号被保険者数	22,422,221	23,168,174	23,933,684
65歳以上75歳未満	13,191,688	13,423,681	13,708,839
75歳以上	9,230,533	9,744,493	10,224,845
第2号被保険者数	43,083,000	42,817,000	42,645,000

(注) 1 「保険者数」とは、市町村及び特別区(広域連合及び一部事務組合を含む。)の数である。  
2 「第2号被保険者数」は、社会保障審議会資料による。

第58表 介護保険認定者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
被 保 険 者 数	2,561,594	2,985,683	3,445,186
第1号被保険者数	2,470,982	2,877,249	3,324,156
65歳以上75歳未満	451,250	519,537	600,225
75歳以上	2,019,732	2,357,712	2,723,931
第2号被保険者数	90,612	105,434	121,030

第59表 介護保険給付における介護給付・予防給付

年度累計 (単位 金額:千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
《件数》			
合 計	44,354,711	59,891,371	71,935,326
居宅介護(支援)サービス	37,346,226	51,743,899	63,315,200
施設介護サービス	7,008,485	8,147,472	8,620,126
《単位数》			
合 計	316,562,976.325	402,712,059.142	457,719,061
居宅介護(支援)サービス	116,632,829.099	168,963,236.242	208,676,640
施設介護サービス	199,930,147.226	233,748,822.900	249,042,421
《費用額》			
合 計	3,627,338,408	4,591,924,164	5,192,877,587
居宅介護(支援)サービス	1,208,104,258	1,756,333,796	2,169,445,868
施設介護サービス	2,419,234,150	2,835,590,367	3,023,431,719
《支給額》			
合 計	3,229,138,269	4,088,447,098	4,626,077,825
居宅介護(支援)サービス	1,095,571,475	1,592,646,138	1,968,830,998
施設介護サービス	2,133,566,794	2,495,800,960	2,657,246,826

(注) 1 平成12年度累計は、平成12年4月サービス分から平成13年2月サービス分までである。  
2 平成13年度累計以降は、各年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

第60表 介護保険給付の高額介護(居宅支援)サービス費

(単位 金額:千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
《件数》			
合 計	1,927,890	3,825,969	4,646,713
世帯合算	162,768	377,199	523,718
その他の	1,765,122	3,448,770	4,122,995
《支給額》			
合 計	13,575,768	25,809,562	31,473,901
世帯合算	1,514,543	3,281,567	4,336,277
その他の	12,061,225	22,527,994	27,137,623



第61表 介護保険保険料収納額

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
調 定 額 累 計	194,546,973	596,503,271	815,845,858
収 納 額 累 計	192,027,731	588,128,315	802,913,314
還 付 未 済 額 (別掲)	364,522	851,746	859,795
不 納 欠 損 額	444	718	1,449
未 収 額	2,517,306	8,373,112	12,917,969
減 免 額 (別掲)	85,597	200,548	328,127

(注) 調定額の変更等に関する事務処理の不備により、特別徴収の「調定額累計」と「収納額累計」が一致しない。

第62表 介護保険保険料基準額の分布状況

平成14年6月現在

区 分	現行保険料		次期保険料Ⅱ		次期保険料Ⅲ	
	市町村数	分布 (%)	市町村数	分布 (%)	市町村数	分布 (%)
合 計	2,895		2,816		2,816	
1,000円超～1,500円以下	0	0.0	2	0.1	6	0.2
1,500円超～2,000円以下	85	2.9	37	1.3	56	2.0
2,000円超～2,500円以下	617	21.3	343	12.2	376	13.4
2,500円超～3,000円以下	1,422	49.1	910	32.3	919	32.6
3,000円超～3,500円以下	673	23.2	904	32.1	802	28.5
3,500円超～4,000円以下	97	3.4	454	16.1	416	14.8
4,000円超～4,500円以下	1	0.0	111	3.9	134	4.8
4,500円超～5,000円以下	0	0.0	42	1.5	51	1.8
5,000円超～5,500円以下	0	0.0	7	0.2	27	1.0
5,500円超～6,000円以下	0	0.0	3	0.1	23	0.8
6,000円超～	0	0.0	3	0.1	6	0.2

(注) 分布状況は、広域化の進展等により、今後変わりうるものである。  
資料：厚生労働省老健局「介護サービス量等の見込み（6月値）」

第63表 介護保険要介護認定者数の見込み

(単位 千人)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	3,279	3,453	3,627	3,791	3,956
要 支 援	424	450	476	499	523
要 介 護 1	953	1,004	1,055	1,103	1,150
要 介 護 2	615	648	679	710	741
要 介 護 3	430	452	473	494	516
要 介 護 4	434	455	477	498	519
要 介 護 5	424	445	466	487	507
認 定 率 (%)	13.7	14.0	14.3	14.6	14.9

(注) 1 要支援・要介護認定者には、第2号被保険者が含まれている。  
2 認定率は、要支援・要介護認定者数を65歳以上人口で除したもの。  
資料：厚生労働省老健局「介護サービス量等の見込み（6月値）」

第64表 介護保険介護サービス量の見込み

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
訪 問 介 護 千回	142,194	155,040	16,681	182,580	198,033
訪 問 入 浴 介 護 千回	4,776	5,190	5,631	6,077	6,565
訪 問 看 護 千回	16,227	17,459	18,779	20,145	21,607
訪問リハビリテーション 千回	1,228	1,344	1,470	1,602	1,748
通 所 介 護 千回	61,707	67,021	72,655	78,400	84,459
通所リハビリテーション 千回	37,754	40,501	43,388	46,322	49,392
居 宅 療 養 管 理 指 導 千人	403	435	473	511	554
短 期 入 所 サ ー ビ ス 千日	20,681	22,539	24,580	26,618	28,784
痴呆対応型共同生活介護 千人	34	40	44	48	51
特定施設入所者生活介護 千人	21	24	26	29	31
介 護 老 人 福 祉 施 設 千人	359	383	405	424	441
介 護 老 人 保 健 施 設 千人	276	291	304	316	325
介 護 療 養 型 医 療 施 設 千人	140	146	152	157	163

資料：厚生労働省老健局「介護サービス量等の見込み（6月値）」

2 健康保険

① 政府管掌健康保険

第65表 政府管掌健康保険適用状況

(i) 一般被保険者関係

年度末現在

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
事業所数	1,562,493	1,554,123	1,548,221	1,541,989	1,522,868	1,496,270
被保険者数	19,958,883	19,684,895	19,526,999	19,450,872	19,124,131	18,811,690
男	12,559,204	12,399,559	12,301,808	12,240,349	12,026,592	11,869,125
女	7,399,679	7,285,336	7,225,191	7,210,523	7,097,539	6,942,565
強制適用	18,741,865	18,458,850	18,300,266	18,245,184	17,921,466	17,658,329
任意包括適用	633,032	600,447	589,151	583,144	566,723	534,367
任意継続適用	583,986	625,598	637,582	622,544	635,942	618,994
(再掲)						
介護保険第2号被保険者数	.	.	.	9,665,692	9,468,794	9,340,126
男	.	.	.	6,147,589	6,038,698	5,968,283
女	.	.	.	3,518,103	3,430,096	3,371,843
被扶養者数	18,016,404	17,889,980	17,794,321	17,306,965	17,174,814	17,039,149
(再掲)						
介護保険第2号被扶養者数	.	.	.	3,347,197	3,331,141	3,316,970
被保険者1人当り被扶養者数	0.903	0.909	0.911	0.890	0.898	0.906
平均標準報酬月額	293,914	292,492	290,719	290,472	289,250	286,186
男	342,587	339,413	336,080	334,989	332,502	327,605
女	211,303	212,631	213,485	214,902	215,960	215,374
(再掲)						
介護保険第2号被保険者	.	.	.	326,343	324,515	320,273
男	.	.	.	384,705	380,884	374,224
女	.	.	.	224,361	225,277	224,778

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

年度末現在

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
印紙購入通帳数	4,338	3,938	3,535	3,210	2,883	2,627
(事業所数)						
有効手帳所有者数	42,177	38,212	33,984	31,460	27,751	22,450
(被保険者数)						
男	28,283	25,572	22,727	21,590	19,835	16,566
女	13,894	12,640	11,257	9,870	7,916	5,884
(再掲)						
介護保険第2号被保険者数	.	.	.	22,494	20,161	16,621
被扶養者数	22,920	20,392	17,288	15,102	13,648	11,984
(再掲)						
介護保険第2号被扶養者数	.	.	.	3,889	3,673	3,201
被保険者1人当り被扶養者数	0.543	0.534	0.509	0.480	0.492	0.534
平均賃金日額	13,654	13,555	13,563	13,893	13,468	13,318
(再掲)						
介護保険第2号被保険者	.	.	.	14,553	13,957	13,695

(注) 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。

資料：社会保険庁「事業年報」

第66表 政府管掌健康保険被保険者数 (一般被保険者・標準報酬等級別)

平成14年度末現在

等級	標準報酬		被保険者数		
	月額	計	男	女	(再掲)介護保険
総数	(千円)	18,811,690	11,869,125	6,942,565	9,340,126
第1級	92	171	76	95	122
2	98	460,120	213,302	246,818	213,012
3	104	85,825	22,370	63,455	46,533
4	110	154,194	39,646	114,548	84,068
5	118	275,725	71,613	204,112	146,918
6	126	293,459	61,807	231,652	159,099
7	134	391,829	91,792	300,037	198,837
8	142	429,590	101,660	327,930	208,148
9	150	678,143	224,725	453,418	314,754
10	160	644,763	198,391	446,372	273,857
11	170	665,684	228,085	437,599	260,046
12	180	726,883	291,165	435,718	269,992
13	190	680,996	288,495	392,501	237,530
14	200	1,263,527	649,300	614,227	475,540
15	220	1,370,093	788,298	581,795	475,064
16	240	1,281,434	840,361	441,073	460,897
17	260	1,306,465	934,757	371,708	524,112
18	280	1,064,515	812,734	251,781	451,411
19	300	1,323,089	1,060,200	262,889	666,137
20	320	796,739	656,084	140,655	409,621
21	340	666,948	564,539	102,409	375,845
22	360	649,543	553,831	95,712	398,409
23	380	588,445	517,384	71,061	390,954
24	410	656,139	568,514	87,625	467,536
25	440	441,744	393,385	48,359	335,986
26	470	292,492	265,305	27,187	233,274
27	500	340,806	290,837	49,969	263,566
28	530	161,180	147,610	13,570	133,658
29	560	138,826	125,362	13,464	113,084
30	590	152,862	132,582	20,280	120,084
31	620	70,421	64,517	5,904	57,866
32	650	68,668	61,741	6,927	54,633
33	680	40,684	37,595	3,089	32,930
34	710	91,488	78,274	13,214	68,107
35	750	49,301	44,297	5,004	38,354
36	790	72,930	61,985	10,945	54,682
37	830	39,491	35,711	3,780	30,010
38	880	43,953	38,733	5,220	33,336
39	930	24,275	22,049	2,226	18,236
40	980	328,250	290,013	38,237	243,878

資料：社会保険庁「事業年報」

第67表 政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）

平成15年9月1日現在

区 分	事業所数	被保険者数			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
合 計	1,492,297	18,472,672	11,508,817	6,963,855	287,975	330,971	216,918
農 林 水 産 業	15,362	139,362	98,519	40,843	268,983	299,734	194,807
鉱 業	4,499	59,542	48,913	10,629	318,182	337,572	228,955
総 合 工 事 業	127,894	1,164,201	970,936	193,265	319,261	339,099	219,594
職 別 工 事 業	65,982	355,772	291,959	63,813	322,610	343,592	226,614
設 備 工 事 業	69,374	531,164	444,973	86,191	330,740	350,400	229,241
食 料 品 ・ た ば こ 製 造 業	31,804	713,250	374,745	338,505	253,013	319,683	179,205
織 維 製 品 製 造 業	24,205	296,464	127,140	169,324	234,823	320,978	170,133
木 製 品 ・ 家 具 等 製 造 業	20,181	199,442	151,222	48,220	271,677	297,319	191,260
紙 製 品 製 造 業	6,587	123,760	87,547	36,213	290,039	328,658	196,674
印 刷 ・ 同 関 連 産 業	21,405	236,243	166,101	70,142	317,830	353,555	233,231
化 学 工 業 ・ 同 類 似 業	25,760	484,362	349,569	134,793	306,864	344,948	208,098
金 属 工 業	41,976	565,962	448,204	117,758	316,058	342,349	215,990
機 械 器 具 製 造 業	61,513	1,254,556	918,842	335,714	304,622	343,779	197,450
そ の 他 の 製 造 業	22,741	295,585	205,091	90,494	299,692	340,385	207,468
卸 売 業	119,328	1,317,176	918,482	398,694	317,400	357,841	224,235
飲 食 料 品 小 売 業	68,565	626,654	350,376	276,278	262,000	315,533	194,110
飲 食 料 品 以 外 の 小 売 業	127,965	1,276,955	742,196	534,759	279,115	327,605	211,815
金 融 ・ 保 険 業	14,526	179,316	110,763	68,553	325,527	381,990	234,298
不 動 産 業	59,667	294,164	184,732	109,432	309,489	347,185	245,853
道 路 貨 物 運 送 業	22,530	508,091	456,653	51,438	299,003	308,366	215,874
そ の 他 の 運 輸 業	18,020	494,320	428,535	65,785	268,776	277,958	208,961
情 報 通 信 業	47,499	587,773	448,629	139,144	310,622	331,885	242,063
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	9,106	100,469	78,495	21,974	320,542	346,631	227,351
飲 食 ・ 店	38,149	306,135	188,959	117,176	268,010	307,213	204,790
宿 泊 業	12,481	244,622	133,442	111,180	245,440	287,211	195,305
医 療 業 ・ 保 健 衛 生	67,870	1,461,557	337,721	1,123,836	287,814	410,305	251,004
社会保険・社会福祉・介護事業	35,053	857,763	217,291	640,472	238,047	285,414	221,978
教 育 ・ 学 習 支 援 業	18,159	268,029	122,617	145,412	264,604	312,570	224,157
複 合 サ ー ビ ス 業	11,219	192,422	121,408	71,014	249,005	281,490	193,469
物 品 賃 貸 業	8,185	106,668	72,770	33,898	301,590	338,839	221,626
対 個 人 サ ー ビ ス 業	28,636	303,450	149,380	154,070	269,844	321,813	219,457
労 働 者 派 遣 業	3,462	149,409	64,573	84,836	243,070	277,661	216,742
そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業	33,548	736,590	486,038	250,552	253,624	286,328	190,181
修 理 業	38,029	260,046	211,598	48,448	300,832	319,070	221,179
娯 楽 業	14,190	314,591	179,084	135,507	278,356	319,801	223,583
廃 棄 物 処 理 業	9,331	123,998	99,292	24,706	322,758	337,970	261,624
学 術 研 究 機 関	2,417	37,480	19,910	17,570	322,942	410,837	223,341
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	29,431	220,727	124,051	96,676	294,535	344,448	230,488
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	97,139	714,626	468,319	246,307	317,907	359,862	238,134
公 務	18,509	369,976	109,742	260,234	180,764	208,256	169,170

(注) 1 産業分類は、社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。  
 2 任意継続被保険者を除く。  
 資料：社会保険庁調べ

第68表 政府管掌健康保険保険料徴収状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 千円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
徴 収 決 定 額	6,116,521,115	6,188,090,804	6,084,807,465	6,296,716,982	6,422,224,804	6,245,309,446
前年度より繰越額(再掲)	100,708,562	118,276,598	134,326,133	150,217,693	167,405,584	179,180,816
収 納 済 額	5,987,306,277	6,043,861,531	5,921,770,033	6,116,881,466	6,220,772,958	6,047,042,011
不 納 欠 損 額	8,957,920	8,514,224	11,434,855	10,884,847	20,239,181	21,333,352
収 納 未 済 額	120,256,918	135,715,050	151,602,507	168,950,668	181,212,665	176,934,083
収 納 率 (%)	97.9	97.7	97.3	97.1	96.9	96.8

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
《印紙売さばき状況》						
印 紙 枚 数 ( 枚 )	6,163,960	5,234,155	4,782,741	4,420,232	3,824,769	3,202,237
第 1 級	4,354	4,389	3,936	3,429	2,628	2,110
2	20,374	19,472	18,778	16,109	12,981	11,831
3	87,848	82,693	77,878	74,196	53,037	39,263
4	172,419	155,930	121,630	107,374	99,266	89,860
5	388,976	325,372	288,400	251,453	177,099	152,972
6	309,562	268,955	257,800	213,535	171,267	159,141
7	568,537	466,323	414,235	402,109	334,948	322,087
8	1,198,869	1,040,184	981,895	936,514	874,621	722,878
9	1,253,101	1,053,641	1,028,410	946,817	870,943	707,385
10	799,880	675,572	596,584	520,318	426,100	308,882
11	547,093	505,230	452,521	433,465	340,318	290,787
12	488,875	398,663	335,201	311,515	280,675	243,812
13	324,072	237,731	205,473	203,398	180,886	151,229
《保険料徴収状況》						
徴 収 決 定 額	1,519,244	1,262,245	1,120,568	1,081,931	1,007,763	882,923
収 納 済 額	1,504,031	1,248,775	1,105,519	1,061,992	981,025	853,366
不 納 欠 損 額	268	665	385	538	54	3,709
収 納 未 済 額	14,944	12,805	14,664	19,401	26,684	25,848

(注) 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。  
 資料：社会保険庁「事業年報」

第69表 政府管掌健康保険給付決定状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計	件数 311,589,887 金額 4,482,614,929	件数 316,827,369 金額 4,281,400,219	件数 316,111,829 金額 4,207,568,509	件数 321,644,555 金額 4,199,899,233	件数 329,905,245 金額 4,197,767,319	件数 329,689,007 金額 4,057,740,936
被保険者分	件数 172,223,399 金額 2,797,760,424	件数 172,293,079 金額 2,582,040,573	件数 171,278,380 金額 2,524,797,095	件数 174,219,315 金額 2,510,861,875	件数 177,863,015 金額 2,496,580,700	件数 175,590,098 金額 2,382,346,066
診療費	件数 139,548,275 日数 329,176,706 金額 2,263,192,006	件数 135,685,841 日数 310,784,915 金額 2,021,371,004	件数 132,054,558 日数 297,036,429 金額 1,954,622,287	件数 131,431,945 日数 287,911,959 金額 1,930,103,643	件数 131,608,151 日数 281,203,775 金額 1,907,695,549	件数 127,938,524 日数 265,866,544 金額 1,799,359,070
薬剤支給	件数 25,465,866 枚数 39,451,075 金額 150,526,671	件数 29,295,490 枚数 44,581,018 金額 153,076,395	件数 32,139,010 枚数 48,387,493 金額 176,014,037	件数 35,735,021 枚数 52,746,214 金額 197,690,162	件数 39,050,820 枚数 56,552,045 金額 224,232,083	件数 40,523,748 枚数 56,739,886 金額 236,962,551
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数 2,174,502 日数 28,117,382 金額 39,663,502	件数 2,058,773 日数 25,814,136 金額 36,417,737	件数 1,950,957 日数 24,004,886 金額 34,045,875	件数 1,887,939 日数 22,460,084 金額 31,904,847	件数 1,818,039 日数 21,072,635 金額 29,697,175	件数 1,722,913 日数 19,242,973 金額 27,254,382
訪問看護療養費	件数 7,042 日数 42,507 金額 324,980	件数 8,608 日数 52,364 金額 388,603	件数 9,773 日数 59,855 金額 444,042	件数 6,012 日数 38,924 金額 287,397	件数 6,359 日数 43,862 金額 323,106	件数 6,391 日数 44,646 金額 329,541
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給)	件数 1,324 日数 74,798 金額 13,546	件数 1,444 日数 72,920 金額 12,491	件数 1,753 日数 79,143 金額 13,100	件数 1,503 日数 67,201 金額 10,828	件数 1,730 日数 73,231 金額 12,907	件数 1,595 日数 65,394 金額 11,741
療養費	件数 5,411,357 金額 39,086,264	件数 5,258,172 金額 35,296,609	件数 5,090,808 金額 33,897,042	件数 5,134,588 金額 33,938,921	件数 5,390,215 金額 35,798,276	件数 5,437,512 金額 35,569,317
看護費	件数 142 日数 3,265 金額 12,414	件数 2 日数 35 金額 109	— — —	— — —	— — —	— — —
移送費	件数 169 金額 15,476	件数 140 金額 8,521	件数 145 金額 7,530	件数 122 金額 8,284	件数 128 金額 9,205	件数 114 金額 6,018
高額療養費	件数 335,194 金額 24,001,255	件数 610,940 金額 53,604,075	件数 624,159 金額 54,558,292	件数 608,685 金額 55,005,129	件数 580,288 金額 51,525,612	件数 523,774 金額 46,399,255
傷病手当金	件数 1,163,879 日数 37,341,167 金額 188,929,439	件数 1,134,548 日数 36,176,185 金額 186,369,268	件数 1,067,181 日数 34,212,927 金額 177,254,044	件数 1,008,618 日数 32,388,123 金額 167,193,989	件数 929,560 日数 29,563,934 金額 151,058,121	件数 865,943 日数 27,592,900 金額 140,894,137
埋葬料	件数 47,133 金額 15,022,743	件数 48,319 金額 15,294,899	件数 46,693 金額 14,693,152	件数 44,319 金額 13,734,243	件数 42,949 金額 13,197,763	件数 41,615 金額 12,552,028
出産育児一時金	件数 123,446 金額 37,033,800	件数 125,227 金額 37,567,214	件数 122,886 金額 36,865,800	件数 124,691 金額 37,407,300	件数 126,778 金額 38,033,478	件数 125,584 金額 37,675,252
分娩費	件数 — 金額 —	件数 △1 金額 △240	— —	— —	— —	— —
出産手当金	件数 119,572 日数 10,179,654 金額 39,938,328	件数 124,350 日数 10,673,477 金額 42,633,891	件数 121,414 日数 10,489,445 金額 42,381,931	件数 123,811 日数 10,698,259 金額 43,577,131	件数 126,037 日数 10,926,611 金額 44,997,427	件数 125,298 日数 10,910,194 金額 45,332,775
育児手当金	件数 — 金額 —	件数 △1 金額 △2	— —	— —	— —	— —
被扶養者分	件数 139,334,578 金額 1,681,266,723	件数 144,485,222 金額 1,693,264,541	件数 144,779,892 金額 1,676,123,696	件数 147,370,150 金額 1,682,131,925	件数 151,986,295 金額 1,694,520,960	件数 153,656,286 金額 1,661,763,870
診療費	件数 112,945,533 日数 256,179,957 金額 1,404,354,931	件数 113,884,653 日数 254,274,578 金額 1,401,011,714	件数 111,727,571 日数 245,688,001 金額 1,373,845,039	件数 111,266,771 日数 239,402,492 金額 1,367,488,950	件数 112,407,617 日数 236,803,812 金額 1,364,040,767	件数 111,723,988 日数 229,552,342 金額 1,325,564,972
薬剤支給	件数 22,738,637 枚数 36,757,372 金額 91,908,015	件数 26,888,559 枚数 43,167,031 金額 104,950,792	件数 29,411,797 枚数 46,625,402 金額 119,699,129	件数 32,430,167 枚数 50,464,185 金額 133,878,376	件数 35,769,797 枚数 54,954,402 金額 153,113,039	件数 38,092,764 枚数 57,118,587 金額 165,761,831
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数 2,044,328 日数 27,110,583 金額 37,543,023	件数 2,023,412 日数 26,154,669 金額 36,269,426	件数 1,941,211 日数 24,875,212 金額 34,656,964	件数 1,889,202 日数 23,464,749 金額 32,687,169	件数 1,846,986 日数 22,431,225 金額 30,980,040	件数 1,767,929 日数 20,953,736 金額 29,064,079

訪問看護療養費	件数 19,055 日数 105,543 金額 680,064	件数 25,864 日数 148,254 金額 962,908	件数 33,038 日数 189,453 金額 1,234,083	件数 25,507 日数 151,879 金額 988,532	件数 28,203 日数 175,095 金額 1,138,575	件数 31,228 日数 197,950 金額 1,285,238
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給)	件数 631 日数 31,449 金額 6,169	件数 739 日数 32,491 金額 6,042	件数 820 日数 34,908 金額 6,069	件数 883 日数 36,499 金額 6,976	件数 921 日数 37,727 金額 7,067	件数 951 日数 32,723 金額 5,857
療養費	件数 2,820,286 金額 18,004,168	件数 2,859,373 金額 18,590,360	件数 2,792,019 金額 18,279,925	件数 2,834,986 金額 17,990,712	件数 2,994,072 金額 18,720,335	件数 3,060,810 金額 18,933,900
看護費	件数 102 日数 2,429 金額 8,064	件数 4 日数 72 金額 232	— — —	— — —	— — —	— — —
移送費	件数 178 金額 9,041	件数 142 金額 5,835	件数 137 金額 6,365	件数 119 金額 4,819	件数 119 金額 5,668	件数 111 金額 9,776
高額療養費	件数 398,646 金額 25,690,532	件数 412,710 金額 27,056,683	件数 415,372 金額 27,645,022	件数 410,169 金額 27,810,228	件数 394,027 金額 26,265,935	件数 368,049 金額 24,452,590
家族埋葬料	件数 101,955 金額 10,195,500	件数 97,714 金額 9,771,350	件数 94,958 金額 9,495,725	件数 95,941 金額 9,594,045	件数 86,062 金額 8,606,200	件数 84,150 金額 8,415,008
家族出産育児一時金	件数 309,559 金額 92,867,700	件数 315,464 金額 94,639,200	件数 304,186 金額 91,256,100	件数 305,607 金額 91,682,118	件数 305,477 金額 91,643,334	件数 294,235 金額 88,270,618
配偶者分娩費	件数 △2 金額 △480	— —	件数 △3 金額 △720	— —	— —	— —
配偶者育児手当金	件数 △2 金額 △4	— —	件数 △3 金額 △6	— —	— —	— —
高齢受給者分(一般)	件数 . 金額 .	件数 . 金額 .	件数 . 金額 .	件数 . 金額 .	件数 . 金額 .	件数 . 金額 312,675
診療費	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 5,759,386
薬剤支給	件数 . 枚数 . 金額 .	件数 . 枚数 . 金額 .	件数 . 枚数 . 金額 .	件数 . 枚数 . 金額 .	件数 . 枚数 . 金額 .	件数 . 枚数 . 金額 4,851,857
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 807,788
訪問看護療養費	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 4,781
高齢受給者分(一定以上所得者)	件数 . 金額 .	件数 . 金額 .	件数 . 金額 .	件数 . 金額 .	件数 . 金額 .	件数 . 金額 67,805
診療費	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 98,622
薬剤支給	件数 . 枚数 . 金額 .	件数 . 枚数 . 金額 .	件数 . 枚数 . 金額 .	件数 . 枚数 . 金額 .	件数 . 枚数 . 金額 .	件数 . 枚数 . 金額 26
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 128
訪問看護療養費	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 .	件数 . 日数 . 金額 1,119
世帯合算高額療養費	件数 31,910 金額 3,587,782	件数 49,068 金額 6,095,106	件数 53,557 金額 6,647,719	件数 55,090 金額 6,905,433	件数 55,935 金額 6,665,658	件数 59,848 金額 6,672,604

- (注) 1 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。  
 2 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。  
 3 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。  
 4 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。  
 5 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。  
 6 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

第3部 社会保障関係統計資料編

第4節 社会保険関係

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計	608,267	527,515	465,404	435,214	398,259	344,432
被保険者分	11,266,699	9,384,173	7,938,971	7,224,852	7,025,616	6,010,885
診療費	9,156,592	7,539,178	6,360,165	5,697,789	5,654,702	4,857,050
薬剤支給	374,595	312,622	270,196	243,915	213,093	178,701
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	1,191,092	978,905	821,305	726,093	663,708	546,382
訪問看護療養費	6,911,832	5,401,926	4,626,780	4,125,804	3,864,223	3,023,242
高額療養費	89,469	82,652	77,124	75,705	72,308	64,534
特別療養費	168,970	153,211	139,694	133,965	125,921	109,062
傷病手当金	611,954	494,836	482,819	476,337	470,703	425,816
埋葬料	7,125	5,918	4,773	3,887	3,675	2,900
出産育児一時金	119,376	99,390	76,122	58,548	56,443	43,323
出産手当金	168,558	139,354	108,234	83,165	80,883	63,323
世帯合算高額療養費	13	13	3	4	8	6
診察費	35	15	10	41	55	51
薬剤支給	281	140	83	293	423	352
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	27	21	28	7	8	10
訪問看護療養費	1,521	667	839	193	367	220
高額療養費	252	84	104	24	69	30
特別療養費	13,016	10,488	9,089	8,697	8,332	7,119
傷病手当金	116,513	89,291	77,630	77,789	76,927	65,688
埋葬料	1	—	—	—	—	—
世帯合算高額療養費	2	—	—	—	—	—
診察費	7	—	—	—	—	—
薬剤支給	—	1	2	—	—	—
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	—	49	147	—	—	—
訪問看護療養費	962	1,483	1,446	1,190	1,193	1,000
高額療養費	61,429	116,213	116,139	92,741	109,633	91,610
特別療養費	1,665	1,649	1,507	1,310	1,064	1,125
傷病手当金	20,832	23,221	18,704	14,110	15,207	18,727
埋葬料	8,321	8,066	6,161	5,411	7,744	7,004
世帯合算高額療養費	248,603	236,850	180,240	155,904	219,855	204,345
診察費	1,239,526	1,251,474	911,047	806,484	1,016,421	1,151,458
薬剤支給	106	106	93	78	69	50
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	19,473	19,780	17,498	14,611	15,947	9,384
訪問看護療養費	12	4	1	12	6	12
高額療養費	3,600	1,200	300	3,600	1,800	3,600
特別療養費	9	5	2	10	7	11
傷病手当金	594	409	199	940	677	792
埋葬料	2,336	1,610	679	2,832	2,465	3,818
世帯合算高額療養費	120,011	110,340	99,703	98,829	94,397	84,217
診察費	2,104,958	1,839,029	1,574,687	1,518,894	1,367,191	1,134,656
薬剤支給	94,824	85,514	75,893	73,809	68,820	60,065
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	282,776	249,947	214,547	201,874	181,166	151,535
訪問看護療養費	1,794,936	1,561,510	1,333,622	1,282,395	1,136,677	932,838
高額療養費	20,200	20,735	20,390	21,598	22,270	20,945
特別療養費	35,803	36,330	35,498	36,893	36,988	33,736
傷病手当金	98,270	95,704	99,566	105,868	112,823	105,605
埋葬料	2,828	2,436	1,941	1,826	1,539	1,157
世帯合算高額療養費	53,918	44,205	33,300	30,162	23,993	17,992
診察費	77,681	64,174	48,051	42,829	33,311	25,538

訪問看護療養費	件数	56	31	40	27	13	27
	日数	556	145	236	227	98	202
	金額	3,174	1,024	1,573	1,449	633	1,245
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	20	10	6	8	1	2
	日数	1,051	610	154	268	42	667
	金額	184	128	17	43	5	183
療養費	件数	2,586	2,004	1,801	1,776	1,919	1,719
	金額	23,663	16,661	15,026	14,952	14,596	13,116
移送費	件数	1	1	—	—	—	1
	金額	69	11	—	—	—	10
高額療養費	件数	898	765	603	528	431	444
	金額	46,100	43,237	34,738	31,207	26,225	21,392
特別療養費	件数	1,149	1,039	763	911	746	878
	金額	10,780	14,281	7,193	7,952	6,619	8,728
家族埋葬料	件数	165	150	136	97	114	74
	金額	16,500	15,000	13,600	9,700	11,400	7,400
家族出産育児一時金	件数	112	91	71	75	83	62
	金額	33,600	27,300	21,300	22,500	24,900	18,600
高齢受給者分	件数	—	—	—	—	—	596
	金額	—	—	—	—	—	14,073
診察費	件数	—	—	—	—	—	469
	日数	—	—	—	—	—	1,350
	金額	—	—	—	—	—	12,877
薬剤支給	件数	—	—	—	—	—	127
	枚数	—	—	—	—	—	223
	金額	—	—	—	—	—	991
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	—	—	—	—	—	11
	日数	—	—	—	—	—	135
	金額	—	—	—	—	—	205
訪問看護療養費	件数	—	—	—	—	—	—
	日数	—	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—	—
特別療養費	件数	—	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—	—
世帯合算高額療養費	件数	60	65	49	46	30	47
	金額	5,149	5,966	4,119	8,168	3,723	5,106

(注) 1 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。  
 2 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。  
 3 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。  
 4 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。  
 5 「高齢受給者」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。  
 6 平成14年度の「高齢受給者」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。  
 資料：社会保険庁「事業年報」

第70表 政府管掌健康保険診療費決定状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
被保険者分	件数 139,548,275 日数 329,176,706 金額 2,263,192,006	135,685,841 310,784,915 2,021,371,004	132,054,558 297,036,429 1,954,622,287	131,431,945 287,911,959 1,930,103,643	131,608,151 281,203,775 1,907,695,549	127,938,524 265,866,544 1,799,359,070
一般診療	件数 112,763,625 日数 257,549,665 金額 1,884,667,280	109,897,594 242,391,186 1,680,887,502	106,882,395 230,752,912 1,625,142,451	106,393,800 223,077,201 1,604,472,399	106,428,783 217,036,029 1,579,317,924	102,822,697 202,978,572 1,480,353,037
入院	件数 2,338,373 日数 32,500,532 金額 710,311,247	2,215,924 29,852,407 649,794,370	2,101,312 27,837,955 629,564,946	2,033,395 26,113,266 626,137,992	1,960,447 24,572,801 612,051,165	1,864,354 22,530,597 573,460,866
入院外	件数 110,425,252 日数 225,049,133 金額 1,174,356,033	107,681,670 212,538,779 1,031,093,132	104,781,083 202,914,957 995,577,505	104,360,405 196,963,935 978,334,407	104,468,336 192,463,228 967,266,759	100,958,343 180,447,975 906,892,171
歯科診療	件数 26,784,650 日数 71,627,041 金額 378,524,726	25,788,247 68,393,729 340,483,502	25,172,163 66,283,517 329,479,835	25,038,145 64,834,758 325,631,244	25,179,368 64,167,746 328,377,625	25,115,827 62,887,972 319,006,033
被扶養者分	件数 112,945,533 日数 256,179,957 金額 1,404,354,931	113,884,653 254,274,578 1,401,011,714	111,727,571 245,688,001 1,373,845,039	111,266,771 239,402,492 1,367,488,950	112,407,617 236,803,812 1,364,040,767	111,723,988 229,552,342 1,325,564,972
一般診療	件数 93,611,937 日数 209,944,586 金額 1,232,245,560	94,698,539 208,655,473 1,229,320,173	92,941,154 201,298,608 1,206,100,232	92,720,367 196,173,925 1,202,584,642	93,930,909 194,502,609 1,200,140,973	93,064,218 187,619,890 1,163,795,950
入院	件数 2,269,943 日数 30,842,196 金額 532,017,794	2,256,359 29,820,572 537,056,644	2,176,749 28,469,579 528,259,633	2,128,129 26,995,129 532,640,236	2,089,571 25,895,707 527,503,123	2,011,352 24,313,707 509,640,489
入院外	件数 91,341,994 日数 179,102,390 金額 700,227,766	92,442,180 178,834,901 692,263,529	90,764,405 172,829,029 677,840,599	90,592,238 169,178,796 669,944,406	91,841,338 168,606,902 672,637,850	91,052,866 163,306,183 654,155,461
歯科診療	件数 19,333,596 日数 46,235,371 金額 172,109,371	19,186,114 45,619,105 171,691,540	18,786,417 44,389,393 167,744,807	18,546,404 43,228,567 164,904,307	18,476,708 42,301,203 163,899,793	18,659,770 41,932,452 161,769,022
高齢受給者(一般)	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	227,320 570,533 4,851,857
入院	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	5,014 75,919 2,102,146
入院外	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	197,389 426,659 2,347,847
歯科	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	24,917 67,955 401,864
高齢受給者(一定以上所得者)	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	51,848 124,054 1,022,598
入院	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	1,100 14,292 460,689
入院外	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	43,710 91,612 474,057
歯科	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	7,038 18,150 87,852

(注) 1 老人保健対象者分を除く。  
 2 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。  
 3 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。  
 4 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
被保険者分	件数 374,595 日数 1,191,092 金額 6,911,832	312,622 978,905 5,401,926	270,196 821,305 4,626,780	243,915 726,093 4,125,804	213,093 663,708 3,864,223	178,701 546,382 3,023,242
一般診療	件数 325,535 日数 1,046,111 金額 6,114,411	271,584 858,913 4,781,813	232,773 711,567 4,062,818	208,669 624,113 3,589,299	181,827 574,012 3,379,386	151,394 469,509 2,619,110
入院	件数 7,756 日数 135,887 金額 2,328,738	6,496 113,125 1,885,063	5,143 86,362 1,603,949	4,282 67,694 1,362,741	3,983 64,292 1,387,149	3,131 49,621 1,106,068
入院外	件数 317,779 日数 910,224 金額 3,785,673	265,088 745,788 2,896,750	227,630 625,205 2,458,869	204,387 556,419 2,226,558	177,844 509,720 1,992,237	148,263 419,888 1,513,042
歯科診療	件数 49,060 日数 144,981 金額 797,422	41,038 119,992 620,114	37,423 109,738 563,962	35,246 101,980 536,505	31,266 89,696 484,837	27,307 76,873 404,132
被扶養者分	件数 94,824 日数 282,776 金額 1,794,936	85,514 249,947 1,561,510	75,893 214,547 1,333,622	73,809 201,874 1,282,395	68,820 181,166 1,136,677	60,065 151,535 932,838
一般診療	件数 80,385 日数 242,041 金額 1,625,379	72,443 213,361 1,413,008	64,286 181,947 1,199,370	62,190 169,730 1,149,295	58,153 151,996 1,013,683	50,441 126,163 827,327
入院	件数 3,014 日数 58,452 金額 854,785	2,585 47,850 732,479	2,081 36,264 571,452	1,934 32,815 551,618	1,682 26,550 457,960	1,245 19,947 385,064
入院外	件数 77,371 日数 183,589 金額 770,594	69,858 165,511 680,529	62,205 145,683 627,918	60,256 136,915 597,677	56,471 125,446 555,723	49,196 106,216 442,263
歯科診療	件数 14,439 日数 40,735 金額 169,558	13,071 36,586 148,501	11,607 32,600 134,251	11,619 32,144 133,100	10,667 29,170 122,994	9,624 25,372 105,512
高齢受給者	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	469 1,350 12,877
入院	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	13 145 7,159
入院外	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	412 1,080 5,007
歯科	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	44 125 711

(注) 1 老人保健対象者分を除く。  
 2 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。  
 3 「高齢受給者」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。  
 4 平成14年度の「高齢受給者」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。  
 資料：社会保険庁「事業年報」

第71表 政府管掌健康保険給付諸率

(i) 一般被保険者関係

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	
<b>《被保険者分》</b>							
診療費	1000人当件数	7,028.15	6,923.35	6,831.72	6,823.48	6,894.25	6,847.94
	1件当日数	2.36	2.29	2.25	2.19	2.14	2.08
	1件当金額	16,218	14,897	14,802	14,685	14,495	14,064
	1人当金額	113,982	103,140	101,121	100,204	99,934	96,311
一般診療	1000人当件数	5,679.18	5,607.51	5,529.46	5,523.59	5,575.24	5,503.61
	1件当日数	2.28	2.21	2.16	2.10	2.04	1.97
	1件当金額	16,713	15,295	15,205	15,081	14,839	14,397
	1人当金額	94,919	85,767	84,075	83,299	82,732	79,236
入院	1000人当件数	117.77	113.07	108.71	105.57	102.70	99.79
	1件当日数	13.90	13.47	13.25	12.84	12.53	12.08
	1件当金額	303,763	293,239	299,606	307,927	312,200	307,592
	1人当金額	35,774	33,156	32,570	32,507	32,062	30,695
入院外	1000人当件数	5,561.41	5,494.44	5,420.75	5,418.02	5,472.54	5,403.82
	1件当日数	2.04	1.97	1.94	1.89	1.84	1.79
	1件当金額	10,635	9,575	9,502	9,375	9,259	8,983
	1人当金額	59,145	52,611	51,505	50,792	50,670	48,542
歯科診療	1000人当件数	1,348.97	1,315.84	1,302.26	1,299.89	1,319.01	1,344.33
	1件当日数	2.67	2.65	2.63	2.59	2.55	2.50
	1件当金額	14,132	13,203	13,089	13,005	13,042	12,701
	1人当金額	19,064	17,373	17,045	16,906	17,202	17,075
看護費	1000人当日数	0.16	0.00	—	—	—	—
	1日当金額	3,802	3,107	—	—	—	—
傷病手当金	1000人当件数	57.44	56.66	53.99	51.19	47.58	45.26
	1人当日数	1.84	1.81	1.73	1.64	1.51	1.44
	1件当金額	162,327	164,267	166,096	165,765	162,505	162,706
埋葬料	1000人当件数	2.33	2.41	2.36	2.25	2.20	2.17
出産育児一時金	1000人当件数	6.09	6.25	6.22	6.33	6.49	6.56
出産手当金	1000人当件数	5.90	6.21	6.14	6.28	6.45	6.55
	1件当金額	334,011	342,854	349,070	351,965	357,018	361,800
<b>《被扶養者分》</b>							
診療費	1000人当件数	6,872.98	7,033.01	6,939.54	7,005.51	7,199.36	7,202.74
	1件当日数	2.27	2.23	2.20	2.15	2.11	2.05
	1件当金額	12,434	12,302	12,296	12,290	12,135	11,865
	1人当金額	85,458	86,520	85,331	86,099	87,363	85,458
一般診療	1000人当件数	5,696.49	5,848.16	5,772.69	5,837.81	6,015.98	5,999.77
	1件当日数	2.24	2.20	2.17	2.12	2.07	2.02
	1件当金額	13,163	12,981	12,977	12,970	12,777	12,505
	1人当金額	74,985	75,917	74,912	75,716	76,865	75,029
入院	1000人当件数	138.13	139.34	135.20	133.99	133.83	129.67
	1件当日数	13.59	13.22	13.08	12.68	12.39	12.09
	1件当金額	234,375	238,019	242,683	250,286	252,446	253,382
	1人当金額	32,374	33,166	32,811	33,536	33,785	32,856
入院外	1000人当件数	5,558.36	5,708.82	5,637.49	5,703.82	5,882.15	5,870.10
	1件当日数	1.96	1.93	1.90	1.87	1.84	1.79
	1件当金額	7,666	7,489	7,468	7,395	7,324	7,184
	1人当金額	42,610	42,751	42,102	42,181	43,080	42,173
歯科診療	1000人当件数	1,176.49	1,184.85	1,166.85	1,167.71	1,183.38	1,202.98
	1件当日数	2.39	2.38	2.36	2.33	2.29	2.25
	1件当金額	8,902	8,949	8,929	8,891	8,871	8,669
	1人当金額	10,473	10,603	10,419	10,383	10,497	10,429
看護費	1000人当日数	0.15	0.00	—	—	—	—
	1日当金額	3,320	3,216	—	—	—	—
家族埋葬料	1000人当件数	5.63	5.47	5.34	5.48	5.00	4.93
家族出産育児一時金	1000人当件数	17.08	17.65	17.12	17.44	17.75	17.23

<b>《高齢受給者分（一般）》</b>						
診療費	1000人当件数	·	·	·	·	7,777.61
	1件当日数	·	·	·	·	2.51
	1件当金額	·	·	·	·	21,344
	1人当金額	·	·	·	·	166,003
入院	1000人当件数	·	·	·	·	171.55
	1件当日数	·	·	·	·	15.14
	1件当金額	·	·	·	·	419,255
	1人当金額	·	·	·	·	71,924
入院外	1000人当件数	·	·	·	·	6,753.54
	1件当日数	·	·	·	·	2.16
	1件当金額	·	·	·	·	11,895
	1人当金額	·	·	·	·	80,330
歯科診療	1000人当件数	·	·	·	·	852.52
	1件当日数	·	·	·	·	2.73
	1件当金額	·	·	·	·	16,128
	1人当金額	·	·	·	·	13,750
<b>《高齢受給者分（一定以上所得者）》</b>						
診療費	1000人当件数	·	·	·	·	7,775.06
	1件当日数	·	·	·	·	2.39
	1件当金額	·	·	·	·	19,723
	1人当金額	·	·	·	·	153,348
入院	1000人当件数	·	·	·	·	164.95
	1件当日数	·	·	·	·	12.99
	1件当金額	·	·	·	·	418,808
	1人当金額	·	·	·	·	69,084
入院外	1000人当件数	·	·	·	·	6,554.70
	1件当日数	·	·	·	·	2.10
	1件当金額	·	·	·	·	10,846
	1人当金額	·	·	·	·	71,089
歯科診療	1000人当件数	·	·	·	·	1,055.41
	1件当日数	·	·	·	·	2.58
	1件当金額	·	·	·	·	12,483
	1人当金額	·	·	·	·	13,174

- (注) 1 「1人当り診療費」及び「1人当り日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1,000人当り件数」及び「1,000人当り日数」は、年度平均1,000人当り件数及び日数である。
- 2 平成13年度までの「診療費」「看護費」は、老人保健対象者を含まない数値で計算しているが、その他の給付については老人保健対象者を含む数値で計算している。
- 3 平成14年度の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 4 平成14年度の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は、高齢受給者分が含まれており老人保健対象者を含む総数で計算している。
- 5 「高齢受給者分」は、高齢（一般・一定以上所得者）の加入者数で計算している。
- 6 「高齢受給者（一般）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 7 「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。
- 8 平成14年度の「高齢受給者（一般）（一定以上所得者）」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。
- 9 平成14年度の平均被保険者数：18,682,765人（70歳未満）、19,134,113人（総数）  
平成14年度の平均被扶養者数：15,511,309人（70歳未満）、17,080,740人（総数）  
平成14年度の平均加入者数：29,228人（高齢（一般））、6,669人（高齢（一定以上所得者））

資料：社会保険庁「事業年報」

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
<b>《被保険者分》</b>						
診療費	1000人当件数	8,828.54	8,037.59	7,848.83	7,880.94	7,636.10
	1件当日数	3.18	3.13	3.04	2.98	3.11
	1件当金額	18,451	17,279	17,124	16,915	18,134
	1人当金額	162,900	138,885	134,402	133,305	138,473
一般診療	1000人当件数	7,672.28	6,982.49	6,761.74	6,742.13	6,515.70
	1件当日数	3.21	3.16	3.06	2.99	3.16
	1件当金額	18,783	17,607	17,454	17,201	18,586
	1人当金額	144,106	122,942	118,019	115,971	121,099
入院	1000人当件数	182.80	167.01	149.40	138.35	142.73
	1件当日数	17.52	17.41	16.79	15.81	16.14
	1件当金額	300,250	290,188	311,870	318,249	348,267
	1人当金額	54,884	48,465	46,593	44,030	49,708
入院外	1000人当件数	7,489.49	6,815.48	6,612.35	6,603.78	6,372.97
	1件当日数	2.86	2.81	2.75	2.72	2.87
	1件当金額	11,913	10,928	10,802	10,894	11,202
	1人当金額	89,222	74,476	71,427	71,940	71,391
歯科診療	1000人当件数	1,156.26	1,055.10	1,087.09	1,138.80	1,120.40
	1件当日数	2.96	2.92	2.93	2.89	2.87
	1件当金額	16,254	15,111	15,070	15,222	15,507
	1人当金額	18,794	15,943	16,382	17,335	17,374
看護費	1000人当日数	0.05	—	—	—	—
	1日当金額	3,515	—	—	—	—
傷病手当金	1000人当件数	189.07	199.62	171.84	167.79	265.78
	1人当日数	5.65	5.86	5.03	4.83	7.55
	1件当金額	148,964	155,154	147,873	149,045	131,253
埋葬料(費)	1000人当件数	2.41	2.62	2.59	2.42	2.37
出産育児一時金	1000人当件数	0.27	0.10	0.03	0.37	0.21
出産手当金	1000人当件数	0.20	0.12	0.06	0.31	0.24
	1件当金額	259,555	322,095	339,688	283,172	352,172
<b>《被扶養者分》</b>						
診療費	1000人当件数	4,419.05	4,444.59	4,569.67	5,351.97	5,528.60
	1件当日数	2.98	2.92	2.83	2.74	2.63
	1件当金額	18,929	18,260	17,572	17,375	16,517
	1人当金額	83,649	81,160	80,300	92,988	91,314
一般診療	1000人当件数	3,746.16	3,765.23	3,870.79	4,509.46	4,671.67
	1件当日数	3.01	2.95	2.83	2.73	2.61
	1件当金額	20,220	19,505	18,657	18,480	17,431
	1人当金額	75,747	73,441	72,216	83,337	81,433
入院	1000人当件数	140.46	134.36	125.30	140.24	135.12
	1件当日数	19.39	18.51	17.43	16.97	15.78
	1件当金額	283,605	283,357	274,605	285,221	272,271
	1人当金額	39,835	38,071	34,408	39,998	36,790
入院外	1000人当件数	3,605.69	3,630.87	3,745.48	4,369.23	4,536.55
	1件当日数	2.37	2.37	2.34	2.27	2.22
	1件当金額	9,960	9,742	10,094	9,919	9,841
	1人当金額	35,912	35,371	37,808	43,338	44,644
歯科診療	1000人当件数	672.90	679.37	698.88	842.51	856.92
	1件当日数	2.82	2.80	2.81	2.77	2.73
	1件当金額	11,743	11,566	11,361	11,455	11,530
	1人当金額	7,902	7,718	8,084	9,651	9,881
看護費	1000人当日数	—	—	—	—	—
	1日当金額	—	—	—	—	—
家族埋葬料	1000人当件数	6.82	6.92	7.24	6.18	8.04
家族出産育児一時金	1000人当件数	4.63	4.20	3.78	4.78	5.85

<b>《高齢受給者分》</b>						
診療費	1000人当件数	—	—	—	—	1,175.93
	1件当日数	—	—	—	—	2.88
	1件当金額	—	—	—	—	27,456
	1人当金額	—	—	—	—	32,287
入院	1000人当件数	—	—	—	—	32.60
	1件当日数	—	—	—	—	11.15
	1件当金額	—	—	—	—	550,655
	1人当金額	—	—	—	—	17,949
入院外	1000人当件数	—	—	—	—	1,033.01
	1件当日数	—	—	—	—	2.62
	1件当金額	—	—	—	—	12,154
	1人当金額	—	—	—	—	12,555
歯科診療	1000人当件数	—	—	—	—	110.32
	1件当日数	—	—	—	—	2.84
	1件当金額	—	—	—	—	16,161
	1人当金額	—	—	—	—	1,783

- (注) 1 「1人当り診療費」及び「1人当り日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1,000人当り件数」及び「1,000人当り日数」は、年度平均1,000人当り件数及び日数である。
- 2 平成13年度までの「診療費」「看護費」は、老人保健対象者を含まない数値で計算しているが、その他の給付については老人保健対象者を含む数値で計算している。
- 3 平成14年度の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 4 平成14年度の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は、高齢受給者分が含まれており老人保健対象者を含む総数で計算している。
- 5 「高齢受給者分」は、高齢受給者の加入者数で計算している。
- 6 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。
- 7 「高齢受給者」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 8 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。
- 9 平成14年度の平均被保険者数：23,068人(70歳未満)、24,242人(総数)  
 平成14年度の平均被扶養者数：11,098人(70歳未満)、12,615人(総数)  
 平成14年度の平均加入者数：399人(高齢受給者)

資料：社会保険庁「事業年報」



第72表 政府管掌健康保険収支状況

(単位 億円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
収 入	69,257	69,805	69,091	70,939	72,217	70,449
保険料収入	59,969	60,524	59,294	61,247	62,276	60,527
医療分	59,969	60,524	59,294	58,851	58,214	56,636
介護分	.	.	.	2,396	4,062	3,891
国庫補助	9,028	8,980	9,597	9,522	9,768	9,741
医療分	9,028	8,980	9,597	8,878	9,057	9,091
介護分	.	.	.	644	711	649
その他	260	301	200	170	173	181
支 出	70,207	69,771	72,254	72,484	76,927	76,037
保険給付費	45,755	43,187	42,584	42,290	42,534	41,008
医療給付費	40,786	37,892	37,432	37,221	37,634	36,331
現金給付費	4,969	5,295	5,152	5,069	4,890	4,677
老人保健拠出金	18,897	20,769	23,372	20,568	21,836	23,288
退職者給付拠出金	3,948	4,215	4,754	5,086	5,816	6,539
介護納付金	.	.	.	3,016	5,252	3,960
その他	1,607	1,600	1,544	1,524	1,499	1,242
収支差引残	△ 950	34	△ 3,163	△ 1,545	△ 4,710	△ 5,588
医療分	△ 950	34	△ 3,163	△ 1,569	△ 4,231	△ 6,169
介護分	.	.	.	24	△ 479	581
		<△ 35>				
国庫補助繰延べ返済額	1,413	—	4,183	—	2,885	—
事業運営安定資金残高	6,857	6,932	8,039	6,725	5,071	△ 524
医療分	6,857	6,932	8,039	6,701	5,526	△ 649
介護分	.	.	.	24	△ 455	125

- (注) 1 単年度における実質的な財政状況である。  
 2 法第3条第2項に係るものを含む。  
 3 支出の「その他」には、健康勘定から業務勘定への繰入が含まれる。  
 4 「収支差引算」の〈 〉は、健康保険組合の解散に伴う承継財産を除いた場合の計数である。  
 5 昭和60年度から平成6年度までの間に計7回、総額7,139億円の国庫補助額の特別減額（繰延べ）が行われている。  
 6 平成4年度より「積立金」は、「事業運営安定資金」となった。  
 7 「事業運営安定資金残高」は、国庫補助繰延べ返済、健康勘定から業務勘定への繰入に係る当年度の剰余金等を含む。

資料：社会保険庁「事業年報」

② 組管掌健康保険

第73表 組管掌健康保険適用状況

年度末現在

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
組 合 数	1,813	1,794	1,780	1,756	1,722	1,674
被 保 険 者 数	15,810,062	15,650,147	15,394,378	15,182,187	14,936,439	14,790,093
男	11,519,480	11,426,987	11,264,607	11,111,775	10,939,919	10,753,093
女	4,290,582	4,223,160	4,129,771	4,070,412	3,996,520	4,037,000
(再掲)						
介護2号被保険者たる被保険者数	.	.	.	7,124,353	7,058,417	6,938,132
男	.	.	.	5,640,213	5,583,261	—
女	.	.	.	1,484,140	1,475,156	—
介護特定被保険者数	.	.	.	54,277	83,774	89,463
男	.	.	.	49,851	78,991	—
女	.	.	.	4,426	4,783	—
被 扶 養 者 数	17,274,766	16,928,252	16,721,062	16,494,530	16,081,393	15,778,140
(再掲)						
介護保険被扶養者数	.	.	.	3,544,953	3,473,203	3,394,523
扶 養 率	1.093	1.082	1.086	1.086	1.077	1.067
平 均 標 準 報 酬 月 額	369,066	369,053	369,209	372,650	373,956	369,726
男	417,411	416,457	415,399	418,922	419,423	414,881
女	239,267	240,788	243,219	246,332	249,496	249,448
(再掲)						
介護保険被保険者	.	.	.	445,190	446,339	439,967
男	.	.	.	492,501	491,138	—
女	.	.	.	265,059	266,604	—

- (注) 1 介護保険関係の値は、年間平均である。  
 2 介護保険被保険者の「平均標準報酬月額」は、介護2号被保険者たる被保険者と特定被保険者の平均である。  
 資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第74表 組合管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成14年度末現在

等級	標準報酬 月額 (千円)	被保険者数		
		計	男	女
総数		14,606,152	10,586,136	4,020,016
第1級	98	53,269	16,145	37,124
2	104	24,666	4,179	20,487
3	110	50,076	9,318	40,758
4	118	83,795	13,358	70,437
5	126	111,774	16,275	95,499
6	134	131,457	18,920	112,537
7	142	139,749	21,514	118,235
8	150	176,140	35,704	140,436
9	160	205,488	46,694	158,794
10	170	228,203	57,959	170,244
11	180	258,369	74,676	183,693
12	190	285,711	88,974	196,737
13	200	511,577	192,525	319,052
14	220	755,935	340,887	415,048
15	240	784,734	419,048	365,686
16	260	797,738	494,137	303,601
17	280	770,652	530,346	240,306
18	300	759,618	564,728	194,890
19	320	731,813	577,541	154,272
20	340	707,922	584,798	123,124
21	360	687,488	587,761	99,727
22	380	815,585	719,352	96,233
23	410	894,929	806,162	88,767
24	440	797,900	730,797	67,103
25	470	693,100	641,729	51,371
26	500	592,289	551,234	41,055
27	530	490,810	462,580	28,230
28	560	400,133	380,048	20,085
29	590	325,020	309,958	15,062
30	620	259,203	248,886	10,317
31	650	202,423	194,960	7,463
32	680	160,231	154,548	5,683
33	710	149,033	143,658	5,375
34	750	119,108	114,903	4,205
35	790	89,232	85,661	3,571
36	830	71,540	68,922	2,618
37	880	55,495	53,281	2,214
38	930	39,378	37,780	1,598
39	980	194,569	186,190	8,379

(注) 特例退職被保険者分を除く。  
資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第75表 組合管掌健康保険適用状況（業態別）

平成15年3月末現在

区分	組合数	被保険者数(人)			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
総数	1,674	14,790,093	10,753,093	4,037,000	369,726	414,881	249,448
単一・連合組合の計	1,375	9,595,920	7,126,297	2,469,623	385,095	430,958	252,753
化学工業	157	830,619	661,045	169,574	401,898	441,320	248,223
窯業並びに土石業	27	77,500	63,970	13,530	391,687	421,778	249,419
紡織工業	36	52,828	35,475	17,353	313,163	369,180	198,646
機械器具工業	364	3,158,192	2,666,601	491,591	390,914	417,089	248,932
その他の工業	97	458,191	341,462	116,729	357,840	405,499	218,424
金属鉱業	4	28,784	24,583	4,201	378,498	405,706	219,281
運送の事業	99	956,478	811,494	144,984	372,872	396,033	243,238
物品販売事業	156	916,032	541,077	374,955	319,719	394,485	211,827
金融保険の事業	181	1,243,328	625,470	617,858	376,423	500,000	251,324
その他の事業	181	1,298,588	1,011,226	287,362	414,284	455,145	270,492
法人又は団体の事務所	73	575,380	343,894	231,486	433,903	496,847	340,394
総合組合の計	299	5,194,173	3,626,796	1,567,377	341,333	383,293	244,242

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第76表 組合管掌健康保険平均保険料率

年度末現在

区分	保険料率(%)			負担割合(%)		
	計	被保険者	事業主	計	被保険者	事業主
平成8年度(1996)	84.56	36.87	47.69	100	44	56
9 (1997)	84.88	37.06	47.82	100	44	56
10 (1998)	85.12	37.22	47.90	100	44	56
11 (1999)	85.14	37.27	47.87	100	44	56
12 (2000)	85.51	37.51	48.00	100	44	56
13 (2001)	85.91	37.78	48.14	100	44	56
14 (2002)	81.46	35.99	45.47	100	44	56

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第77表 組合管掌健康保険給付決定状況

(i) 法定給付

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計	258,571,387 3,215,591,920	265,792,833 3,119,315,568	266,535,432 3,094,188,039	271,438,095 3,101,213,149	278,460,165 3,108,260,621	280,018,960 3,047,278,896
被保険者分	121,877,498 1,782,041,043	123,371,338 1,665,335,578	123,710,271 1,652,955,979	125,775,495 1,653,219,990	128,625,342 1,657,080,469	129,152,544 1,620,698,455
診療費	99,072,253 213,271,120 1,470,891,156	97,813,805 205,337,135 1,338,177,221	96,264,292 199,399,479 1,314,096,042	95,708,996 193,907,431 1,301,113,428	96,053,164 190,555,538 1,292,509,806	94,954,651 183,945,359 1,247,382,396
薬剤支給	18,404,951 27,107,762 101,554,847	21,010,430 30,444,571 102,547,442	23,125,767 33,313,654 118,806,380	25,730,832 36,450,889 134,584,321	28,163,162 39,301,531 154,028,733	29,728,207 40,135,957 166,144,930
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	1,285,284 14,927,655 21,190,053	1,244,459 14,070,049 19,950,853	1,204,531 13,341,459 19,020,647	1,172,491 12,615,235 18,014,516	1,139,522 11,964,390 16,939,113	1,108,407 11,232,493 15,968,918
訪問看護療養費	4,969 27,405 205,035	5,497 34,701 245,308	6,474 41,019 302,534	4,358 29,471 218,935	4,647 33,059 244,862	4,947 35,436 261,584
入院時食事療養費 (差額支給分)	224 6,772 2,110	166 3,951 709	79 2,268 380	142 2,835 681	192 5,036 1,249	146 3,916 824
療養費	3,495,823 22,555,205	3,449,641 19,529,472	3,252,241 19,032,026	3,284,681 18,768,097	3,415,423 19,544,988	3,514,713 19,863,595
高額療養費	280,912 18,886,245	476,751 37,356,045	473,392 37,745,736	471,554 38,432,563	425,242 34,095,034	394,277 31,706,502
看護費	49 807 2,948	3 45 149	3 65 403	3 41 264	0 0 0	0 0 0
移送費	308 26,675	310 24,665	294 23,667	214 19,550	196 17,307	221 13,293
傷病手当金	408,222 12,285,886 75,181,667	400,465 11,890,278 74,163,737	377,117 11,495,592 71,499,926	367,149 11,306,973 70,167,836	359,524 11,056,573 68,621,157	351,929 10,917,998 68,051,197
埋葬料	23,248 9,353,638	23,645 9,549,429	23,191 9,293,728	21,816 8,763,216	21,165 8,426,878	20,619 8,100,821
出産育児一時金	93,432 28,030,007	94,879 28,463,954	94,249 28,274,890	94,183 28,254,900	93,097 27,928,180	93,347 28,004,100
出産手当金	93,107 9,154,418 34,161,457	95,746 9,412,317 35,326,594	93,172 9,163,248 34,859,620	91,567 9,001,540 34,881,683	89,530 8,491,603 34,723,162	89,487 7,578,483 35,200,295
被扶養者分	136,661,176 1,430,513,872	142,376,857 1,449,439,169	142,781,325 1,436,573,240	145,617,360 1,443,100,859	149,792,630 1,446,860,292	150,673,876 1,419,560,961
診療費	109,641,499 233,721,901 1,176,075,828	111,144,557 233,558,121 1,182,847,928	109,201,630 225,933,826 1,159,824,541	108,871,866 220,667,613 1,155,603,358	109,815,522 218,927,363 1,149,420,773	108,658,548 211,091,474 1,117,721,047
薬剤支給	23,559,032 37,717,101 88,565,351	27,578,332 43,254,110 100,351,941	30,111,842 46,673,519 114,144,212	33,231,244 50,646,835 128,001,232	36,412,235 54,935,103 145,217,983	38,439,056 56,670,575 155,321,116
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	1,542,083 17,507,597 24,006,871	1,542,118 17,129,080 23,516,300	1,479,145 16,283,991 22,475,767	1,440,534 15,434,498 21,295,129	1,402,033 14,734,985 20,162,389	1,338,032 13,762,971 18,890,188
訪問看護療養費	11,494 65,804 421,036	16,391 96,603 606,842	20,570 119,807 781,002	17,745 106,981 699,057	19,899 123,760 762,339	22,637 141,274 920,744

入院時食事療養費 (差額支給分)	件数 日数 金額	160 19,250 1,631	88 2,364 521	81 1,930 534	208 2,419 1,606	85 2,221 376	36 569 103
第二家族療養費	件数 金額	2,691,483 17,456,487	2,861,205 16,029,872	2,680,959 15,842,737	2,737,799 15,767,955	2,859,106 16,193,468	2,905,848 16,213,215
高額療養費	件数 金額	382,826 22,466,632	395,216 23,291,759	398,270 23,698,557	401,525 24,262,897	336,570 20,061,081	312,448 18,848,595
看護費	件数 日数 金額	95 2,327 7,690	12 224 607	4 12 77	1 6 10	0 0 0	0 0 0
移送費	件数 金額	237 13,677	306 13,141	261 16,561	198 15,615	161 10,372	151 9,153
家族埋葬料	件数 金額	54,024 5,426,486	57,230 5,724,040	52,617 5,261,952	47,891 4,789,100	48,402 4,840,200	44,544 4,454,400
配偶者出産育児一時金	件数 金額	320,326 96,072,183	323,520 97,056,218	315,091 94,527,300	308,883 92,664,900	300,650 90,191,311	290,608 87,182,400
高齢受給者分(一般)	件数 金額	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	125,155 2,158,809
診療費	件数 日数 金額	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	90,235 218,651 1,789,573
薬剤支給	件数 枚数 金額	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	34,896 53,116 330,768
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	件数 日数 金額	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	1,790 25,702 37,384
訪問看護療養費	件数 日数 金額	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	24 131 1,084
高齢受給者分(一定以上所得者)	件数 金額	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	20,116 312,161
診療費	件数 日数 金額	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	14,725 31,875 261,279
薬剤支給	件数 枚数 金額	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	5,384 7,827 46,292
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	件数 日数 金額	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	266 2,951 4,321
訪問看護療養費	件数 日数 金額	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	7 35 269
世帯合算高額療養費	件数 金額	32,713 3,037,005	44,638 4,540,821	43,836 4,658,820	45,240 4,892,300	42,193 4,319,860	47,269 4,548,510

- (注) 1 「診療費」及び「薬剤支給」については当該月診療分を、その他は当該月決定分を表す。  
 2 支払い基金事務費は含まれていない。  
 3 特定健康保険組合を含む。  
 4 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(配偶者)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健医療給付対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。  
 5 「入院時食事療養費(差額支給分除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合件には含まれていない。  
 6 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。  
 7 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。  
 8 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。  
 9 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。



第79表 組合管掌健康保険給付率

Table with columns: 区分, 平成9年度 (1997), 10 (1998), 11 (1999), 12 (2000), 13 (2001), 14 (2002). Rows include categories like 被保険者分, 療養費, 入院料, etc.

Table with columns: 第二家族療養費, 看護費, 家族移送費, etc. Rows include categories like 第二家族療養費, 看護費, 家族移送費, etc.

(注) 1 特定健康保険組合を含む。
2 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(配偶者)出産一時金」「出産手当金」は、老人保健医療給付対象者を含む数値で除しているが、その他の給付は含まない数値で除している。
3 「1000人当件数」「1人当金額」は、それぞれ年度平均被保険者数及び年度平均被扶養者数で除した数値である。
資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第80表 組合管掌健康保険収支状況

(単位 千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
収入	6,356,752,991	6,347,390,998	6,427,197,457	6,281,220,289	6,438,094,559	6,393,986,381
保険料	5,836,195,058	5,871,767,456	5,795,126,321	5,704,024,541	5,715,408,513	5,614,335,150
国庫支出金	45,164,431	46,121,001	31,591,573	58,292,329	78,922,885	38,067,380
事務負担金	5,703,052	4,402,908	4,396,002	5,084,554	4,945,076	4,823,614
国庫補助金	39,461,379	41,718,093	27,195,571	53,207,775	73,977,809	33,243,766
前年度より繰越金	58,816,624	58,126,939	90,333,534	69,453,438	86,406,174	83,686,980
積立金より繰入金	170,209,256	130,744,890	270,608,518	206,928,642	294,171,124	403,296,736
その他の収入	246,367,622	240,630,712	239,537,511	242,521,339	263,185,863	254,600,135
支出	6,044,406,571	6,028,555,111	6,181,076,374	6,008,658,005	6,190,895,308	6,176,386,724
保険給付費	3,358,117,826	3,215,025,431	3,181,395,332	3,171,016,257	3,199,491,273	3,125,505,365
老人保健拠出金	1,567,834,184	1,710,665,086	1,880,067,920	1,705,942,989	1,813,754,190	1,837,861,029
退職者給付拠出金	369,347,881	382,249,961	420,615,167	454,832,066	525,109,953	588,733,527
日雇拠出金	1,183,594	738,449	661,336	582,740	201,004	730,978
事務費	142,451,380	143,138,039	142,164,191	137,520,861	135,163,982	129,340,021
保健事業費	365,187,304	359,087,847	343,169,111	323,163,967	307,199,731	291,956,940
その他の支出	240,284,402	217,650,298	213,003,317	215,599,125	209,975,175	202,258,864
収支差引残	312,346,420	318,835,887	246,121,084	272,562,284	247,199,251	217,599,657
翌年度への繰越	58,560,078	90,107,342	72,082,882	86,377,289	86,586,573	45,462,776
法定準備金へ繰入	47,467,992	32,227,247	25,243,592	50,275,940	53,559,824	57,862,959
別途積立金へ繰入	205,609,455	195,430,291	146,519,374	127,978,315	104,145,143	112,334,115
その他	708,895	1,071,007	2,275,236	7,930,740	2,907,711	1,939,807
年度末現在積立金	3,551,635,007	3,644,429,847	3,551,788,139	3,521,617,383	3,380,606,746	3,158,663,083
法定準備金	1,334,710,468	1,351,086,494	1,339,399,002	1,358,071,843	1,368,167,964	1,345,565,616
別途積立金	2,216,924,539	2,293,343,353	2,212,389,137	2,163,545,540	2,012,438,782	1,813,097,467

資料：健康保険組合連合会「組合決算概況報告」

3 国民健康保険

第81表 国民健康保険適用状況

年度末現在

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
保険者数	3,415	3,415	3,411	3,408	3,401	3,390
市町村	3,249	3,249	3,245	3,242	3,235	3,224
国保組合	166	166	166	166	166	166
世帯数	21,418,622	22,201,704	22,984,623	23,747,087	24,613,450	25,467,002
市町村	19,519,293	20,337,626	21,153,483	21,948,183	22,833,889	23,713,339
国保組合	1,899,329	1,864,078	1,831,140	1,798,904	1,779,561	1,753,663
被保険者数	44,335,810	45,454,003	46,581,219	47,627,952	48,952,557	50,296,678
市町村	39,813,757	41,020,566	42,241,677	43,374,015	44,769,558	46,190,812
国保組合	4,522,053	4,433,437	4,339,542	4,253,937	4,182,999	4,105,866
(再掲)						
介護保険第2号被保険者数	・	・	・	15,421,100	15,618,057	15,797,994
市町村	・	・	・	13,809,079	14,035,861	14,251,050
国保組合	・	・	・	1,612,021	1,582,196	1,546,944

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第82表 国民健康保険給付決定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
総数 件数	525,200,404	574,376,005	616,705,510	655,308,436	696,898,470	733,253,096
金額	14,577,025,383	15,362,987,825	16,438,286,981	16,246,026,174	17,085,505,490	17,275,632,842
療養諸費 件数	522,715,567	571,617,949	613,374,025	651,573,126	692,700,554	728,556,538
金額	14,460,761,218	15,241,173,390	16,313,759,096	16,120,747,037	16,956,476,111	17,143,689,284
療養の給付等 件数	509,684,821	558,192,328	599,329,639	636,712,599	677,237,050	712,069,070
金額	14,291,792,581	15,063,454,693	16,125,802,510	15,922,340,376	16,747,702,960	16,925,313,983
療養費等 件数	13,030,746	13,425,621	14,044,386	14,860,527	15,463,504	16,487,468
金額	168,968,637	177,718,697	187,956,586	198,406,661	208,773,150	218,375,301
高額療養費(再掲) 件数	5,625,382	5,792,413	5,935,447	6,029,995	5,998,824	5,977,779
金額	481,494,302	504,294,114	526,825,498	550,552,522	548,843,547	543,942,434
医療給付費(再掲) 金額	12,533,575,995	13,140,060,350	14,094,604,335	13,867,279,871	14,553,310,206	14,632,223,253
その他の給付 件数	2,484,837	2,758,056	3,331,485	3,735,310	4,197,916	4,696,558
金額	116,264,165	121,814,435	124,527,885	125,279,137	129,029,379	131,943,558

(注) 1 「医療給付費(再掲)」は、療養諸費合計の保険者負担額+高額療養費である。

2 老人保健分を含む。

3 平成6年度より、「療養の給付等」及び「療養費等」のうち入院時の食事にかかる給付として食事療養が導入された。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第83表 国民健康保険療養の給付等決定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計 件数	509,684,821	558,192,328	599,329,639	636,712,599	677,237,050	709,535,933
金額	14,291,792,581	15,063,454,693	16,125,802,510	15,922,340,376	16,747,703,151	16,924,645,028
診療費 件数	419,659,779	444,740,405	465,159,392	484,803,143	504,861,307	519,904,662
日数	1,324,560,647	1,369,358,433	1,415,783,643	1,418,760,777	1,445,840,973	1,450,042,144
金額	12,435,159,533	12,907,605,002	13,597,376,953	13,776,445,971	14,308,609,811	14,283,249,473
入院 件数	15,779,380	16,443,788	16,925,143	16,497,699	16,864,086	17,218,949
日数	314,204,094	321,151,381	328,546,306	309,448,568	315,257,638	315,654,016
金額	5,791,432,986	6,119,313,745	6,452,961,258	6,480,205,746	6,731,451,623	6,847,301,402
入院外 件数	348,344,654	370,707,438	388,099,013	406,069,088	423,455,779	434,777,158
日数	858,718,744	892,487,666	925,417,162	944,080,533	960,037,328	959,864,779
金額	5,698,582,965	5,805,381,343	6,113,925,985	6,230,435,037	6,466,449,529	6,305,694,609
歯科診療 件数	55,535,745	57,589,179	60,135,236	62,236,356	64,541,442	67,908,555
日数	151,637,809	155,719,386	161,820,175	165,231,676	170,546,007	174,523,349
金額	945,143,583	982,909,914	1,030,489,710	1,065,805,188	1,110,708,659	1,130,253,462
入院時食事療養費 件数	14,875,105	15,489,423	15,930,191	15,494,138	15,809,801	16,153,639
金額	627,883,793	639,485,485	656,992,432	616,070,398	627,581,529	630,789,105
薬剤の支給 件数	87,044,518	109,661,370	129,559,771	151,553,126	171,995,133	189,241,056
金額	828,304,420	1,016,682,809	1,275,811,881	1,509,197,142	1,788,813,403	1,986,626,557
施設療養費 件数	2,158,346	2,676,674	3,162,061	8,838	△ 13	84
金額	360,087,132	443,504,016	521,486,126	967,036	△ 95,966	△ 32,132
訪問看護療養費 件数	822,178	1,113,879	1,448,415	347,492	380,623	390,131
金額	40,357,703	56,177,381	74,135,118	19,659,829	22,794,374	24,012,025

(注) 1 老人保健分を含む。  
 2 「入院時食事療養費」の件数については、再掲扱いになるので合計には計上されていない。  
 3 平成14年度は、3月～2月ベース（当該年3月から翌年2月）の値である。  
 資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第84表 国民健康保険療養費等決定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計 件数	13,030,746	13,425,621	14,044,386	14,860,527	15,463,504	16,411,181
金額	168,968,637	177,718,697	187,956,586	198,406,661	208,773,150	218,090,862
診療費 件数	101,968	115,723	120,482	479,060	201,578	256,299
金額	2,535,500	2,781,768	2,827,266	4,499,549	3,264,470	3,846,189
その他 件数	12,928,778	13,309,898	13,923,904	14,381,467	15,261,926	16,154,882
金額	166,433,137	174,936,929	185,129,320	193,907,112	205,508,680	214,244,673

(注) 1 老人保健分を含む。  
 2 平成14年度は、3月～2月ベース（当該年3月から翌年2月）の値である。  
 資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第85表 国民健康保険療養の給付率

(単位 金額：円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
診療費 1000人当件数	9,526.59	9,878.38	10,069.74	10,254.43	10,425.45	10,443.42
1件当日数	3.16	3.08	3.04	2.93	2.86	2.79
1件当金額	29,632	29,023	29,232	28,417	28,342	27,473
1人当金額	282,287	286,698	294,355	291,396	295,474	286,910
入院 1000人当件数	358.20	365.24	366.39	348.96	348.25	345.88
1件当日数	19.91	19.53	19.41	18.76	18.69	18.33
1件当金額	367,025	372,135	381,265	392,795	399,159	397,661
1人当金額	131,470	135,920	139,693	137,068	139,005	137,543
入院外 1000人当件数	7,907.68	8,233.99	8,401.55	8,589.07	8,744.41	8,733.45
1件当日数	2.47	2.41	2.38	2.32	2.27	2.21
1件当金額	16,359	15,660	15,754	15,343	15,271	14,503
1人当金額	129,362	128,947	132,354	131,785	133,533	126,664
歯科診療 1000人当件数	1,260.70	1,279.15	1,301.80	1,316.41	1,332.79	1,364.09
1件当日数	2.73	2.70	2.69	2.65	2.64	2.57
1件当金額	17,019	17,068	17,136	17,125	17,209	16,644
1人当金額	21,455	21,832	22,308	22,544	22,936	22,704
療養費等 1000人当件数	295.81	298.20	304.03	314.33	319.32	329.65

(注) 1 老人保健分を含む。  
 2 平成14年度は、3月～2月ベース（当該年3月から翌年2月）の値である。  
 資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第86表 国民健康保険「その他の給付」決定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計 件数	2,484,837	2,758,056	3,331,485	3,735,310	4,197,916	4,696,558
金額	116,264,165	121,814,435	124,527,885	125,279,137	129,029,379	131,943,558
葬祭給付 件数	575,590	616,837	631,095	626,940	652,733	686,496
金額	27,795,364	30,318,423	31,188,172	31,125,648	32,408,221	34,186,177
出産育児給付 件数	243,145	248,179	248,054	250,784	253,016	253,043
金額	72,993,269	75,751,724	75,927,047	76,824,443	77,517,741	77,773,125
その他 件数	1,666,102	1,893,040	2,452,336	2,857,586	3,292,167	3,757,019
金額	15,475,532	15,744,288	17,412,666	17,329,045	19,103,417	19,984,255

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第87表 国民健康保険諸率

(単位 金額：円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
保険料(税)現年分						
1世帯当調定額	166,608	163,721	162,336	166,990	165,660	163,842
被保険者1人当調定額	80,202	79,689	79,843	82,954	83,113	82,725
被保険者1人当収納額	74,942	74,062	73,860	76,686	76,440	75,661
収入(1人当金額)						
国庫支出金	70,495	69,450	74,252	73,986	78,297	74,873
事務費負担金	172	68	65	92	85	80
療養給付費等	56,532	55,702	58,796	58,970	62,697	60,325
普通調整交付金	9,890	9,922	10,971	11,529	12,202	11,417
特別調整交付金	3,512	3,424	3,570	3,109	3,163	2,922
その他	389	333	850	287	149	130
都道府県支出金	1,463	1,309	1,241	886	692	614
一般会計繰入金	6,502	6,798	7,155	6,762	7,156	7,392
支出(1人当金額)						
総務費	4,934	4,856	5,220	4,843	4,696	4,632
療養諸費	328,270	338,530	353,159	340,982	350,153	344,368
老人保健拠出金						
事務費	495	546	608	654	724	739
事業費	184	176	156	.	.	.
医療費	49,740	53,363	59,159	53,457	59,334	65,711
介護納付金	.	.	.	9,281	10,246	9,803
保健事業費	1,349	1,311	1,250	1,194	1,227	1,152

(注)1 経理関係諸率の算出に当たって使用した被保険者数には、老人保健医療給付対象者を含む。

2 平成12年度以降の調定額は、介護納付金を含む。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第88表 国民健康保険診療施設経理状況

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
収入	84,399,405	85,987,679	86,128,562	84,698,299	84,751,179	84,311,851
診療収入	58,029,214	57,466,596	58,380,709	59,513,810	60,174,327	56,841,520
入院	2,565,974	2,803,887	2,818,240	3,007,949	3,036,823	2,937,752
外来	53,959,256	53,092,327	53,972,659	54,770,027	55,120,060	51,902,085
その他	1,503,985	1,570,381	1,589,810	1,735,834	2,017,444	2,001,683
国庫支出金	292,376	158,670	230,218	138,997	181,666	142,448
繰入金	16,461,619	17,405,070	16,853,751	16,067,028	15,628,150	17,129,963
他会計	12,425,695	13,223,210	12,598,813	12,237,225	11,843,804	11,661,892
基金	820,363	841,472	1,258,311	634,944	1,004,270	2,536,936
事業勘定	3,215,561	3,340,388	2,996,627	3,194,859	2,780,076	2,931,135
前年度繰越金	5,098,180	4,653,438	4,731,982	5,121,828	5,363,648	5,845,408
その他	4,518,016	6,303,905	5,931,903	3,856,635	3,403,387	4,352,513
支出	83,514,612	84,847,450	84,325,412	82,133,397	81,820,762	81,934,162
総務費	44,091,221	44,393,761	42,743,983	43,730,121	42,895,249	41,995,712
医療費	28,685,015	28,116,905	28,319,677	28,384,432	28,871,611	27,925,929
医療費	28,344,800	27,760,219	27,954,686	28,023,014	28,509,177	27,603,476
給食費	340,215	356,686	364,991	361,418	362,434	322,453
施設整備費	3,771,129	4,925,995	6,259,423	2,671,764	3,165,212	5,328,110
公償費	2,410,124	2,581,346	2,754,892	2,978,835	3,017,984	3,094,968
その他	4,557,124	4,829,445	4,247,438	4,368,245	3,870,706	3,589,443
収支差引額	884,793	1,140,229	1,803,150	2,564,902	2,930,417	2,377,689
積立金保有額	8,923,010	10,293,925	10,239,436	14,376,259	11,256,129	9,540,688
市町村債	18,674,342	21,611,310	22,965,411	26,743,222	24,079,760	31,005,257

(注) 国民健康保険直営診療施設のうち、地方公営企業法の適用を受けない施設に係る分である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第89表 国民健康保険料(税)収納状況

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
保険料(税)現年分						
調定額	3,532,993,027	3,587,728,121	3,688,228,606	3,921,865,202	4,024,827,488	4,118,275,229
収納額	3,301,288,183	3,334,377,605	3,411,850,724	3,625,526,103	3,701,673,102	3,766,626,347
収納率(%)	93.47	92.97	92.55	92.49	92.02	91.52

(注)1 「収納率」は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。

2 平成12年度以降の調定額は、介護納付金分を含む。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」



第90表 国民健康保険收支状況

(単位 千円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
収 入	8,713,277,028	8,996,526,554	9,537,006,841	10,025,266,969	10,552,768,329	10,491,264,682
保 険 料 ( 税 )	3,382,356,377	3,419,953,563	3,502,256,737	3,721,484,602	3,816,395,471	3,886,582,858
国 庫 支 出 金	3,105,414,239	3,126,743,833	3,429,956,214	3,497,863,465	3,791,592,715	3,727,393,556
事 務 費 負 担 金	7,595,377	3,066,022	2,999,323	4,338,297	4,114,316	3,971,297
療 養 給 付 費 等 負 担 金	2,490,310,070	2,507,804,919	2,731,090,042	2,787,927,497	3,036,137,209	3,003,152,245
調 整 交 付 金	590,376,018	600,877,843	656,594,438	692,008,243	744,098,305	713,825,618
そ の 他	17,132,774	14,995,049	39,272,411	13,589,428	7,242,885	6,444,396
療 養 給 付 費 交 付 金	911,059,886	1,039,185,679	1,172,602,016	1,296,864,471	1,325,252,226	1,233,699,772
都 道 府 県 支 出 金	64,462,385	58,942,958	57,348,867	41,873,430	33,503,766	30,570,798
保 険 基 盤 安 定 繰 入 金	177,668,967	194,817,196	215,197,003	248,191,116	271,772,543	293,969,791
基 準 超 過 費 用	1,976,992	3,639,533	3,451,087	3,235,285	3,233,628	1,827,552
職 員 給 与 費 等	129,526,037	138,111,498	144,714,293	158,899,151	160,733,716	166,279,127
出 産 育 児 一 時 金 等	40,482,538	41,807,574	42,109,169	44,148,964	44,805,532	45,274,352
財 政 安 定 化 支 援	126,974,822	112,448,831	119,671,165	129,090,873	106,347,576	106,282,536
一 般 会 計 繰 入 金	286,437,660	306,043,450	330,534,605	319,710,019	346,530,804	367,986,652
基 金 繰 入 金	44,179,219	48,711,042	58,325,002	37,616,106	63,628,453	87,312,611
繰 越 金	294,733,393	364,173,157	314,506,681	334,004,579	391,595,895	385,700,702
そ の 他	148,004,514	141,948,240	146,334,003	192,284,908	197,376,003	158,384,376
支 出	8,363,034,603	8,718,439,927	9,235,820,804	9,667,499,951	10,220,236,104	10,222,992,084
総 務 費	217,364,352	218,614,501	241,113,450	228,968,504	227,396,664	230,576,794
保 険 給 付 費	5,639,956,197	5,770,122,726	5,948,740,079	6,112,130,166	6,262,880,300	5,847,421,696
一 般 被 保 険 者 分						
療 養 諸 費	3,792,128,682	3,838,946,898	3,890,065,206	3,967,995,877	4,051,653,425	3,749,927,198
高 額 療 養 費	414,990,067	432,957,711	449,491,118	467,474,682	464,970,637	460,205,732
退 職 被 保 険 者 等 分						
療 養 諸 費	1,228,159,375	1,281,796,230	1,383,247,869	1,444,085,980	1,508,489,445	1,396,624,256
高 額 療 養 費	66,757,558	71,543,898	77,659,524	83,385,848	84,160,251	84,048,382
育 児 諸 費	13,934	44,447	24,395	14,650	20,502	17,390
出 産 育 児 諸 費	73,029,598	75,749,106	75,952,991	76,850,019	77,551,982	77,811,782
葬 祭 諸 費	27,804,845	30,330,906	31,200,033	31,135,575	32,417,502	34,190,509
そ の 他	15,499,332	15,785,456	17,434,219	17,371,108	19,126,125	20,016,059
審 査 支 払 手 数 料	21,572,806	22,968,074	23,664,725	23,816,427	24,490,431	24,580,390
老 人 保 健 拠 出 金	2,221,048,981	2,435,028,513	2,768,048,110	2,558,239,641	2,908,369,165	3,308,064,172
介 護 納 付 金	.	.	.	438,791,681	496,178,978	488,017,105
保 健 事 業 費	59,422,121	59,021,482	57,760,682	56,453,425	59,406,683	57,333,998
直 診 勘 定 繰 出 金	5,850,416	6,043,263	5,664,787	5,224,712	5,227,306	6,069,037
基 金 等 積 立 金	.	.	.	.	.	38,501,326
前 年 度 繰 上 充 用 金	55,740,974	48,225,716	68,281,552	70,823,251	71,173,632	81,383,920
そ の 他	163,651,561	181,383,725	146,212,144	196,868,571	189,603,376	165,624,038
収 支 差 引 残	350,242,425	278,086,628	301,186,037	357,767,017	332,532,226	268,272,598
黒 字 保 険 者 分	398,444,918	346,289,559	372,008,040	428,929,398	413,875,760	367,215,490
赤 字 保 険 者 分	△ 48,202,492	△ 68,202,931	△ 70,822,004	△ 71,162,381	△ 81,343,535	△ 98,942,892
市 町 村 ( 組 合 ) 價	89,421	48,268	25,187	288,314	14,024	74,141
保 険 給 付 費 未 払 費	△ 172,163	200,769	1,787,808	1,114,453	42,868	1,015,174

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

4 厚生年金保険

① 厚生年金保険

第91表 厚生年金保険適用状況

年度末現在

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
事 業 所 数	1,702,932	1,691,358	1,682,652	1,674,165	1,651,493	1,628,841
船 舶 所 有 者 数	7,057	6,752	6,525	6,327	6,092	5,879
被 保 険 者 数	33,467,745	32,956,551	32,481,408	32,192,494	31,575,928	32,144,195
男	22,361,008	22,039,056	21,720,107	21,507,818	21,087,129	21,414,352
女	11,010,696	10,829,893	10,679,660	10,608,106	10,418,661	10,662,649
坑 内 員	3,088	3,000	2,842	2,656	906	918
船 員	89,475	82,351	77,582	73,802	69,232	66,276
任 意 継 続	3,478	2,251	1,217	112	—	—
船 員 任 意 継 続 (再 掲)	—	—	—	—	—	—
平 均 標 準 報 酬 月 額	316,881	316,186	315,353	318,688	318,679	314,489
男	365,532	363,777	361,901	365,917	365,143	359,249
女	217,624	218,915	220,278	222,587	224,311	224,292
坑 内 員	406,838	406,776	370,827	369,175	376,364	392,061
船 員	373,917	371,121	370,737	366,382	366,802	362,128
任 意 継 続	215,229	216,685	218,859	267,625	—	—
船 員 任 意 継 続 (再 掲)	—	—	—	—	—	—

資料：社会保険庁「事業年報」

第92表 厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成15年3月末現在

標準報酬等級	月額 (千円)	被保険者数				
		計	男	女	坑内員	船員
総数		32,144,195	21,414,352	10,662,649	918	66,276
第1級	98	392,028	151,380	239,833	2	813
2	104	101,031	20,459	80,408	—	164
3	110	187,272	37,791	149,088	—	393
4	118	333,350	68,745	264,281	—	324
5	126	384,902	66,114	318,573	2	213
6	134	498,492	95,113	402,939	1	439
7	142	547,362	108,926	438,112	—	324
8	150	804,001	223,105	580,191	—	705
9	160	821,762	222,529	598,782	—	451
10	170	868,876	264,770	603,376	3	727
11	180	961,374	343,913	616,285	2	1,174
12	190	947,224	359,681	586,676	2	865
13	200	1,720,397	793,940	924,543	6	1,908
14	220	2,083,235	1,091,117	989,969	10	2,139
15	240	2,025,868	1,224,973	798,364	14	2,517
16	260	2,055,404	1,388,117	664,179	17	3,091
17	280	1,792,493	1,307,159	481,561	39	3,734
18	300	1,820,788	1,389,025	426,572	36	5,155
19	320	1,500,275	1,210,736	285,302	58	4,179
20	340	1,338,018	1,117,263	216,962	58	3,735
21	360	1,296,375	1,105,554	186,978	72	3,771
22	380	1,351,009	1,187,793	158,441	286	4,489
23	410	1,505,501	1,335,249	165,253	53	4,946
24	440	1,200,057	1,093,023	102,773	39	4,222
25	470	954,699	885,459	65,646	42	3,552
26	500	907,398	825,568	78,930	83	2,817
27	530	629,964	594,219	33,609	43	2,093
28	560	516,842	487,129	28,080	22	1,611
29	590	460,378	426,730	32,518	10	1,120
30	620	2,137,820	1,988,772	144,425	18	4,605

(注) 任意継続被保険者及び船員任意継続被保険者を除く。  
資料：社会保険庁「事業年報」

第93表 厚生年金保険適用状況（業態別）

平成15年9月1日現在

区分	事業所数	被保険者数				平均標準報酬月額(円)			
		計	男	女	坑内員	平均	男	女	坑内員
合計	1,623,238	32,423,903	21,542,008	10,881,013	882	315,507	360,709	226,012	376,773
農林水産業	15,621	149,588	105,677	43,911	0	268,702	299,410	194,801	0
鉱業	4,706	87,850	73,678	13,470	702	336,433	356,371	224,977	382,464
総合工事業	135,441	1,648,745	1,393,384	255,354	7	340,369	361,902	222,869	290,857
職別工事業	69,026	431,058	356,630	74,427	1	320,604	340,399	225,754	440,000
設備工事業	74,410	777,890	664,112	113,765	13	342,106	361,253	230,328	356,923
食料品・たばこ製造業	33,416	1,034,517	596,805	437,711	1	276,993	344,071	185,534	470,000
繊維製品製造業	26,155	409,271	184,763	224,508	0	248,429	330,000	181,298	0
木製品・家具等製造業	21,444	243,499	182,648	60,851	0	277,909	304,026	199,516	0
紙製品製造業	8,033	260,313	197,746	62,567	0	321,409	358,049	205,607	0
印刷・同関連産業	26,671	482,585	356,023	126,562	0	335,240	368,699	241,120	0
化学工業・同類似業	29,614	1,204,000	931,417	272,582	1	356,165	392,654	231,481	142,000
金属工業	46,725	1,011,272	830,211	181,055	6	335,949	361,529	218,648	478,333
機械器具製造業	69,798	3,637,131	2,923,223	713,906	2	358,389	391,695	222,010	230,000
その他の製造業	25,255	570,003	420,753	149,234	16	333,336	373,155	221,067	356,875
卸売業	134,934	2,367,609	1,653,611	713,974	24	326,769	368,376	230,404	281,667
食料品小売業	71,639	1,041,166	598,360	442,806	0	274,743	331,703	197,774	0
食料品以外の小売業	136,875	2,100,374	1,237,902	862,471	1	280,917	331,178	208,779	360,000
金融・保険業	18,277	1,433,816	757,637	676,179	0	357,858	453,921	250,222	0
不動産業	61,878	422,786	282,288	140,498	0	317,670	355,542	241,578	0
道路貨物運送業	27,123	864,066	769,725	94,341	0	314,578	326,649	216,086	0
その他の運輸業	21,220	961,954	831,673	130,278	3	316,508	330,846	224,981	327,333
情報通信業	58,317	2,153,865	1,678,380	475,480	5	367,902	393,664	276,968	391,600
電気・ガス・熱供給・水道業	9,703	304,115	257,121	46,994	0	415,854	441,334	276,445	0
飲食店	39,251	493,109	310,290	182,817	2	267,134	306,220	200,795	173,000
宿泊業	13,052	317,650	182,659	134,991	0	251,796	292,893	196,187	0
医療業・保健衛生	74,715	1,883,137	443,775	1,439,361	1	286,146	378,689	257,614	620,000
社会保険・社会福祉・介護事業	36,736	896,653	235,278	661,374	1	239,929	289,333	222,353	190,000
教育・学習支援業	18,622	333,184	162,398	170,786	0	276,667	327,569	228,264	0
複合サービス業	12,154	297,136	188,230	108,906	0	265,608	302,544	201,769	0
物品貸貸業	8,670	148,380	102,851	45,529	0	308,050	345,460	223,542	0
対個人サービス業	29,520	399,301	193,126	206,174	1	270,921	321,956	223,115	620,000
労働者派遣業	3,868	365,467	109,083	256,384	0	247,248	291,314	228,500	0
その他の対事業所サービス業	35,830	1,005,553	676,725	328,822	6	268,455	302,766	197,839	345,000
修理業	42,001	357,830	294,174	63,655	1	308,324	326,950	222,249	150,000
娯楽業	14,809	382,820	214,749	168,071	0	271,057	311,979	218,770	0
廃棄物処理業	9,531	137,565	106,435	31,127	3	309,168	327,457	246,643	213,333
学術研究機関	2,662	69,945	43,277	26,667	1	359,891	433,369	240,635	620,000
政治・経済・文化団体	31,468	253,273	141,917	111,356	0	302,288	353,715	236,748	0
その他のサービス業	105,072	1,063,090	722,994	340,012	84	329,341	369,100	244,786	377,857
公務	18,996	422,337	130,280	292,057	0	188,252	226,133	171,354	0

(注) 1 産業分類は、社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。  
2 任意継続被保険者及び船員たる被保険者を除く。  
資料：社会保険庁調べ



第97表 厚生年金保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
徴収決定額	21,016,852,622	20,985,303,618	20,621,125,145	20,491,594,331	20,417,604,799	20,676,840,368
前年度からの繰越額	260,109,276	310,287,359	348,397,389	381,827,461	411,836,976	429,389,061
本年度分	20,756,743,346	20,675,016,259	20,272,727,756	20,109,766,870	20,005,767,822	20,247,451,307
収納済額	20,683,172,557	20,615,075,449	20,209,855,227	20,051,216,759	19,935,986,552	20,203,364,573
不納欠損額	19,415,382	18,996,555	26,672,641	25,519,148	48,604,253	50,228,591
収納未済額	314,264,683	351,231,614	384,597,277	414,858,424	433,013,994	423,247,204
収納率(%)	98.4	98.2	98.0	97.9	97.6	97.7

資料：社会保険庁「事業年報」

第98表 厚生年金保険収支状況

(i) 厚生保険特別会計年金勘定

(単位 千円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
収入	33,164,893,934	32,105,360,716	31,875,258,462	30,698,925,264	29,788,556,772	30,888,444,786
保険料	20,683,172,557	20,615,075,449	20,209,855,227	20,051,216,759	19,935,986,552	20,203,364,573
国庫負担金	2,711,454,392	2,830,224,040	3,635,618,854	3,720,885,751	3,816,383,180	4,003,622,223
拠出金収入等	1,629,606,499	920,823,173	970,032,637	634,731,798	592,786,688	2,124,535,660
国共済組合連合会等拠出金収入	27,333,333	32,716,859	32,716,859	32,716,859	32,716,859	27,292,226
積立金相当額納付金	702,044,460	362,545,489	484,209,387	188,778,744	162,133,485	1,724,256,336
職域等費用納付金	369,137,829	432,617,383	425,557,607	413,236,194	397,936,344	372,987,097
旧制度間調整法調整拠出金収入	531,090,877	92,943,441	27,548,784	.	.	.
国年特会より受入	2,549,335,521	2,495,194,693	2,303,639,745	1,957,354,774	1,556,579,221	1,424,025,239
利子(運用収入)	5,563,690,337	5,216,408,461	4,728,593,834	4,306,656,638	3,860,738,911	3,107,090,884
年金福祉事業団納付金	-	-	-	-	-	-
その他の収入	27,634,627	27,634,899	27,518,165	28,079,544	26,082,220	25,806,207
支出	25,873,928,830	27,025,262,174	27,927,062,120	28,621,029,252	29,281,820,301	30,587,757,783
保険給付費	17,289,476,764	18,282,366,795	18,736,442,631	19,154,365,996	19,622,797,727	20,346,570,347
旧制度間調整法調整交付金	539,531,307	93,002,373	27,588,939	.	.	.
国年特会へ繰入	7,717,292,575	8,314,437,066	8,823,468,689	9,127,239,624	9,304,796,282	9,896,099,409
業務勘定へ繰入	229,803,646	232,025,950	227,456,722	220,874,349	231,155,470	220,216,891
その他の支出	97,824,538	103,429,990	112,105,139	118,549,283	123,070,822	124,871,135
差引収支過不足額	7,290,965,104	5,080,098,541	3,948,196,343	2,077,896,012	506,736,471	300,687,003
業務勘定から積立金への繰入	7,124,663	8,497,068	5,971,999	3,761,826	6,231,428	8,262,238
積立金へ繰入	7,298,089,767	5,088,595,610	3,954,168,342	2,081,657,838	512,967,899	308,949,242
年度末現在積立金	125,755,991,558	130,844,587,168	134,798,755,510	136,880,413,347	137,393,381,246	137,702,330,488

(注) 1 収入の「国年特会(国民年金特別会計)より受入」とは、基礎年金給付に相当する部分に対する交付金であり、支出の「国年特会へ繰入」とは基礎年金拠出金である。  
 2 収入の「旧制度間調整法調整拠出金収入」は平成8年度までは「制度間調整勘定より受入」であり、支出の「旧制度間調整法調整交付金」は平成8年度までは「制度間調整勘定へ繰入」であった。  
 3 「積立金」は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。  
 平成12年度までの積立金は、旧大蔵省資金運用部への預託残高である。平成14年度の積立金は預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額である。年金資金運用基金の運用に係る損益(旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む)も含めた平成14年度末の時価ベースの積立金額は、約132.1兆円である。  
 4 平成9年度より旧公共企業体共済組合が統合されたことにより区分等に変更があった。

(ii) 厚生保険特別会計業務勘定

(単位 千円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
収入	733,776,568	696,078,768	643,380,906	628,152,515	629,884,656	588,496,610
国庫負担金	120,507,311	83,383,625	82,855,381	83,511,304	84,422,886	83,104,166
他勘定より受入	386,986,865	388,179,096	377,994,782	369,109,099	376,802,077	339,972,978
健康勘定より受入	157,183,219	156,153,146	150,538,060	148,234,750	145,646,607	119,756,087
年金勘定より受入	229,803,646	232,025,950	227,456,722	220,874,349	231,155,470	220,216,891
児童手当収入	141,768,101	141,494,299	138,809,298	137,716,509	136,899,332	136,982,743
特別保健福祉事業資金より受入	57,720,011	58,696,078	23,953,412	18,316,053	12,934,941	8,993,908
その他の収入	26,794,281	24,325,670	19,768,033	19,499,550	18,825,420	19,442,815
支出	703,143,636	668,038,114	619,455,035	610,692,703	611,477,118	573,686,806
事務費	138,591,592	144,261,407	141,355,305	139,860,184	145,460,094	142,943,733
保健事業費	84,122,425	83,353,783	90,101,572	90,445,838	92,765,534	79,353,897
福祉事業費	274,201,552	232,832,111	219,187,811	218,353,635	217,933,885	200,844,644
特別保健福祉事業	59,166,799	58,582,067	23,680,747	18,304,094	12,925,196	8,972,732
児童手当勘定へ繰入	140,112,464	139,761,905	137,030,437	135,906,721	135,059,923	135,157,506
その他の支出	6,948,804	9,246,840	8,099,163	7,822,230	7,332,485	6,414,294
差引収支過不足額	30,632,932	28,040,654	23,925,872	17,459,812	18,407,538	14,809,804

(注) 1 「差引収支過不足額」のうち、「他勘定より受入」から「保健事業費」「福祉事業費」及び「事務費」の一部を差し引いた額は、健康勘定の事業運営安定資金と年金勘定の積立金に組み入れられる。残りは業務勘定において翌年度に繰り越され、その額は翌年度の収入の「その他」に含まれる。  
 2 平成9年度より旧公共企業体共済組合が統合されたことにより区分等に変更があった。

資料：社会保険庁「事業年報」

② 厚生年金基金

第99表 厚生年金基金適用状況

年度末現在

区 分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
基金数	1,858	1,835	1,801	1,737	1,656	1,357
設立事業所数	186,168	181,522	177,368	170,790	162,041	148,510
加入員数	12,001,647	11,691,748	11,395,527	10,871,483	10,385,707	8,351,440
男	8,707,859	8,503,087	8,298,011	7,941,899	7,590,266	6,000,623
女	3,293,751	3,188,627	3,097,478	2,929,584	2,795,441	2,350,817
坑内員	37	34	38	.	.	.
平均標準給与月額	341,926	343,059	349,231	350,795	348,824	345,509
男	385,112	385,271	392,351	393,213	390,061	387,245
女	227,754	230,490	233,713	235,803	236,856	238,975
坑内員	322,162	277,941	271,316	.	.	.

(注) 平成13年度より「坑内員」は、「男」に含まれる。  
 資料：厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」

第100表 厚生年金基金年金受給権者状況

年度末現在 (単位 金額:千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合計件数	4,027,812	4,348,990	4,682,329	4,991,811	5,292,172	5,009,869
金額	1,621,308,424	1,850,196,283	2,040,760,257	2,269,244,569	2,476,567,606	2,354,861,775
基金裁定件数	3,048,303	3,284,034	3,512,433	3,698,697	3,863,745	3,422,589
金額	1,572,102,626	1,795,236,766	1,978,764,112	2,199,006,189	2,397,317,951	2,265,026,060
基金連合会裁定件数	979,509	1,064,956	1,169,896	1,293,114	1,428,427	1,587,280
金額	49,205,798	54,959,517	61,996,144	70,238,380	79,249,655	89,835,715

資料: 厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」

第101表 厚生年金基金一時金裁定状況

(単位 金額:千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合計件数	451,305	454,657	457,637	495,169	510,631	462,632
金額	495,899,123	569,344,863	551,489,198	664,789,916	771,949,195	627,028,978
脱退一時金件数	366,259	358,542	361,099	370,810	370,361	325,987
金額	120,341,696	128,666,119	134,548,633	144,717,641	158,433,861	126,406,338
遺族一時金件数	14,356	14,368	14,277	14,830	15,064	14,384
金額	42,989,704	44,075,172	46,398,339	49,584,223	50,102,586	47,666,671
選択一時金件数	70,690	81,747	82,261	109,529	125,206	122,261
金額	332,567,723	396,603,572	370,542,226	470,488,053	563,412,749	452,955,969

(注) 「選択一時金」とは、年金給付の原資の一部を退職時又は年金給付の支給開始年齢の到達時に、受給権者の選択により支給したものである。

資料: 厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」

第102表 厚生年金基金給付1人当り金額

年度末現在 (単位 円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
年金	402,528	425,431	435,843	454,593	467,968	470,045
一時金	1,098,811	1,252,251	1,205,080	1,342,552	1,511,755	1,355,352
脱退一時金	328,570	358,859	372,609	390,274	427,782	387,765
死亡一時金	2,994,546	3,067,593	3,249,866	3,343,508	3,325,982	3,313,868
選択一時金	4,704,594	4,851,598	4,504,470	4,295,557	4,499,886	3,704,828

(注) 一時金裁定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

○参考 その他の企業年金 (適格退職年金、確定給付企業年金)

第103表 加入件数

年度末現在

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
《適格退職年金》						
合計	85,047	81,463	77,563	73,913	66,752	59,162
生保会社	75,065	71,475	67,623	64,249	57,433	50,463
全共連	866	798	709	581	532	459
信託銀行	9,116	9,190	9,231	9,083	8,787	8,240
《確定給付企業年金》						
合計	.	.	.	.	15	312
生保会社	.	.	.	.	3	89
全共連	.	.	.	.	—	3
信託銀行	.	.	.	.	12	220

(注) 1 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。

2 東京生命分については、平成12年度までは本表に含まれない。

資料: (社)生命保険協会調べ

第104表 加入者数

年度末現在 (単位 万人)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
《適格退職年金》						
合計	1,029	964	992	915	858	777
生保会社	585	541	562	513	469	420
全共連	12	12	12	12	11	11
信託銀行	432	411	418	390	377	345
《確定給付企業年金》						
合計	.	.	.	.	3	135
生保会社	.	.	.	.	0	14
全共連	.	.	.	.	—	0
信託銀行	.	.	.	.	3	120

(注) 1 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。

2 東京生命分については、平成12年度までは本表に含まれない。

資料: (社)生命保険協会調べ

5 国民年金

第105表 国民年金被保険者数

年度末現在

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
総数	31,537,601	32,243,683	32,861,433	33,068,030	33,407,544	33,603,769
第1号被保険者	19,247,171	20,111,668	20,877,588	21,246,771	21,774,826	22,064,406
任意加入被保険者	341,717	313,902	297,590	290,573	299,060	303,510
第3号被保険者 (再掲)	11,948,713	11,818,113	11,686,255	11,530,686	11,333,658	11,235,853
付加保険料納付被保険者	911,981	861,639	821,705	781,545	718,368	679,687
強制	292,397	274,193	258,443	242,159	122,416	102,002
任意	619,584	587,446	563,262	539,386	595,952	577,685
保険料免除被保険者	3,585,420	3,998,337	4,427,663	3,697,626	3,759,364	2,808,646
法定免除	873,435	900,490	931,616	956,501	989,555	1,027,786
申請免除	2,711,985	3,097,847	3,496,047	2,741,125	2,769,809	1,780,860
全額	.	.	.	.	.	1,436,907
半額	.	.	.	.	.	343,953

資料：社会保険庁「事業年報」

第106表 国民年金保険料収納済歳入額状況

(単位 千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
印紙売りさばき 代金収納済額	1,849,603,798	1,880,210,895	1,900,205,273	1,859,624,703	1,833,537,356	.
保険料収納済歳入額	1,938,137,470	1,975,817,355	2,002,222,182	1,964,825,904	1,959,177,513	1,843,704,663
付加保険料(再掲)	4,357,609	4,080,553	3,835,339	3,613,147	3,475,599	.
印紙収入検認額	1,842,402,032	1,884,425,647	1,899,900,471	1,856,609,959	1,838,954,926	.
付加保険料(再掲)	4,340,476	4,060,692	3,820,050	3,599,233	3,459,251	.
現年度保険料	.	.	.	.	.	1,739,780,580
過年度保険料	82,757,570	78,818,568	89,578,612	92,331,855	100,469,750	103,924,083
付加保険料(再掲)	13,912	11,803	11,348	8,649	9,942	.
前納保険料	736,698	1,952,806	1,197,060	1,664,473	1,910,801	.
付加保険料(再掲)	3,221	8,058	3,942	5,265	6,407	.
追納保険料 (再掲)	12,241,171	10,620,335	11,546,039	14,219,616	17,842,036	.
前納保険料	.	.	.	.	.	390,685,342
追納保険料	.	.	.	.	.	18,795,918

- (注) 1 平成14年度から法改正により保険料徴収が市町村から国になったため、区分に変更がある。  
 2 平成14年度の「前納保険料」は、「現年度保険料」の再掲である。  
 3 平成14年度の「追納保険料」は、「現年度保険料」「過年度保険料」の中に含まれている追納分の再掲である。  
 4 この他に、平成14年度中に納められた平成13年度分の保険料に係る印紙売りさばき代金収入52,088,587千円がある。

資料：社会保険庁「事業年報」

第107表 拠出制年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計	人員 641,830 金額 414,070,047	人員 601,323 金額 400,783,727	人員 576,940 金額 392,217,896	人員 559,870 金額 384,938,888	人員 560,777 金額 383,604,477	人員 563,902 金額 387,378,925
老齢基礎年金	人員 513,264 金額 311,508,053	人員 472,570 金額 295,122,134	人員 446,306 金額 284,371,134	人員 435,057 金額 281,570,449	人員 437,549 金額 281,078,664	人員 440,775 金額 284,698,055
障害基礎年金	人員 70,909 金額 62,917,137	人員 73,240 金額 66,054,605	人員 74,749 金額 67,529,415	人員 72,724 金額 65,581,577	人員 73,606 金額 66,382,672	人員 74,902 金額 67,412,926
遺族基礎年金	人員 47,729 金額 35,775,661	人員 47,259 金額 36,080,685	人員 48,123 金額 36,930,633	人員 45,164 金額 34,705,718	人員 43,320 金額 33,358,729	人員 42,217 金額 32,613,699
老齢年金	人員 629 金額 311,552	人員 434 金額 223,672	人員 332 金額 174,102	人員 261 金額 138,523	人員 237 金額 122,834	人員 211 金額 111,692
通算老齢年金	人員 3,491 金額 548,748	人員 2,180 金額 364,239	人員 1,681 金額 276,462	人員 1,341 金額 237,733	人員 1,102 金額 194,806	人員 948 金額 152,353
障害年金	人員 423 金額 361,471	人員 395 金額 340,138	人員 325 金額 279,643	人員 327 金額 282,119	人員 231 金額 197,588	人員 228 金額 194,424
母子年金	人員 — 金額 —	人員 1 金額 1,260	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 1 金額 1,267	人員 — 金額 —
準母子年金	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —
遺児年金	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —
寡婦年金	人員 5,385 金額 2,647,426	人員 5,244 金額 2,596,994	人員 5,424 金額 2,656,507	人員 4,996 金額 2,422,770	人員 4,731 金額 2,267,916	人員 4,621 金額 2,195,777

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計	人員 16,987,365 金額 9,376,718,436	人員 17,871,389 金額 10,253,211,983	人員 18,794,678 金額 11,069,950,349	人員 19,736,770 金額 11,835,987,518	人員 20,668,965 金額 12,582,975,235	人員 21,652,589 金額 13,359,790,800
老齢基礎年金	人員 8,180,227 金額 5,167,033,489	人員 9,363,050 金額 6,073,311,669	人員 10,539,065 金額 6,931,645,176	人員 11,763,913 金額 7,795,287,972	人員 12,990,383 金額 8,646,255,856	人員 14,269,266 金額 9,527,065,079
障害基礎年金	人員 1,179,134 金額 1,065,251,930	人員 1,220,554 金額 1,118,763,373	人員 1,265,675 金額 1,165,695,594	人員 1,309,985 金額 1,202,377,510	人員 1,352,764 金額 1,237,747,808	人員 1,395,812 金額 1,273,290,567
遺族基礎年金	人員 268,640 金額 205,441,383	人員 271,496 金額 211,818,756	人員 317,410 金額 248,145,238	人員 317,321 金額 248,589,420	人員 313,849 金額 246,530,293	人員 308,770 金額 243,365,865
老齢年金	人員 5,095,477 金額 2,317,607,145	人員 4,823,349 金額 2,239,033,869	人員 4,551,419 金額 2,131,232,792	人員 4,297,230 金額 2,018,331,120	人員 4,039,346 金額 1,903,094,852	人員 3,784,223 金額 1,788,854,586
通算老齢年金	人員 2,010,573 金額 418,528,136	人員 1,951,940 金額 415,122,823	人員 1,889,982 金額 405,921,636	人員 1,828,844 金額 394,454,001	人員 1,764,146 金額 382,149,592	人員 1,696,578 金額 369,173,144
障害年金	人員 190,701 金額 169,161,369	人員 181,052 金額 163,325,612	人員 171,805 金額 155,891,405	人員 163,315 金額 148,085,475	人員 155,035 金額 140,438,150	人員 147,067 金額 133,119,446
母子年金	人員 5,616 金額 5,271,597	人員 3,760 金額 3,550,071	人員 3,732 金額 3,542,518	人員 2,278 金額 2,140,887	人員 1,261 金額 1,176,925	人員 584 金額 544,704
準母子年金	人員 5 金額 5,058	人員 4 金額 4,118	人員 4 金額 4,142	人員 4 金額 4,142	人員 2 金額 2,071	人員 — 金額 —
遺児年金	人員 86 金額 64,197	人員 53 金額 40,665	人員 51 金額 39,296	人員 29 金額 22,749	人員 17 金額 13,099	人員 10 金額 7,469
寡婦年金	人員 56,906 金額 28,354,134	人員 56,131 金額 28,241,026	人員 55,535 金額 27,832,551	人員 53,851 金額 26,694,244	人員 52,162 金額 25,566,590	人員 50,279 金額 24,369,940

資料：社会保険庁「事業年報」

第108表 福祉年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計 件数	178	111	94	58	48	29
金額	70,744	45,466	38,728	23,896	19,776	11,948
老齢福祉年金 件数	175	111	94	58	48	29
金額	70,420	45,466	38,728	23,896	19,776	11,948
老齢特別給付金 件数	3	—	—	—	—	—
金額	324	—	—	—	—	—

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計 件数	285,895	229,636	185,195	144,639	110,048
金額	117,101,687	94,609,120	76,299,428	59,590,660	45,339,168
老齢福祉年金 件数	285,892	229,633	185,192	144,637	110,046
金額	117,101,363	94,608,796	76,299,104	59,590,444	45,338,952
(再掲)					
一部支給停止 件数	30,521	23,523	18,176	14,102	10,324
金額	7,536,075	5,715,869	4,376,094	3,313,532	2,366,294
全部支給停止 件数	71,191	58,444	48,437	37,303	28,345
老齢特別給付金 件数	3	3	3	2	2
金額	324	324	324	216	216
(再掲)					
一部支給停止 件数	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
全部支給停止 件数	—	—	—	—	—

(注) 「一部支給停止」金額は、支給額である。  
資料：社会保険庁「事業年報」、一部社会保険庁調べ

第109表 国民年金特別会計収支状況

(単位 千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
《基礎年金勘定》						
収入	13,163,091,045	13,831,341,761	14,346,243,728	14,779,811,889	15,220,200,359	15,966,496,187
拠出金等収入	13,095,471,406	13,787,248,394	14,302,090,122	14,743,747,920	15,194,124,371	15,943,720,229
運用収入	61,551,260	38,456,505	38,620,485	30,440,730	20,910,118	17,463,098
雑収入	6,068,379	5,636,862	5,533,120	5,623,239	5,165,869	5,312,859
支出	12,024,634,676	12,789,834,134	13,384,214,597	13,773,715,750	14,074,067,289	14,599,325,058
基礎年金給付費	5,769,041,779	6,711,387,048	7,614,619,305	8,477,441,020	9,363,319,032	10,249,367,215
基礎年金相当給付費繰入及交付金	6,254,371,314	6,078,053,670	5,769,468,793	5,296,171,300	4,710,666,538	4,349,884,802
諸支出金	1,221,583	393,416	126,499	103,430	81,719	73,041
収支差引	1,138,456,368	1,041,507,627	962,029,131	1,006,096,139	1,146,133,070	1,367,171,129
翌年度へ繰越	1,138,456,368	1,041,507,627	962,029,131	1,006,096,139	1,146,133,070	1,367,171,129
年度末現在積立金	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812
《国民年金勘定》						
収入	6,517,237,124	6,421,868,675	6,327,637,609	6,188,788,825	6,038,863,727	5,822,400,655
保険料収入	1,945,339,236	1,971,602,603	2,002,526,984	1,967,840,647	1,953,759,943	1,895,793,250
一般会計より受入	1,332,231,269	1,326,490,058	1,322,664,124	1,363,650,972	1,430,705,811	1,456,538,388
基礎年金勘定より受入	2,843,476,557	2,782,606,841	2,674,773,497	2,570,129,176	2,424,546,596	2,277,134,154
運用収入	340,452,180	336,750,589	323,554,010	282,833,674	226,287,107	189,718,311
雑収入	55,737,882	4,418,584	4,118,995	4,334,356	3,564,269	3,216,551
支出	5,902,121,984	5,934,769,227	5,832,427,705	5,836,132,117	5,920,466,781	5,870,881,372
国民年金給付費	2,978,332,277	2,893,294,830	2,778,099,151	2,645,403,018	2,513,268,392	2,381,898,322
基礎年金勘定へ繰入	2,835,175,015	2,960,657,719	2,971,636,833	3,092,488,405	3,287,081,698	3,369,340,268
諸支出金	32,477,581	24,266,377	24,012,319	26,306,955	25,774,465	25,956,835
業務勘定へ繰入	56,137,111	56,550,301	58,679,402	71,933,739	94,342,225	93,685,947
収支差引	615,115,140	487,099,448	495,209,903	352,656,708	118,396,946	—
超過受入	—	—	—	—	—	—
積立金へ繰入	615,115,140	487,099,448	495,209,903	352,656,708	118,396,946	—
積立金から補足	—	—	—	—	—	48,480,718
年度末現在積立金	8,468,289,370	8,961,936,662	9,461,723,689	9,820,795,696	9,949,014,922	9,910,835,492

《福祉年金勘定》							
収 入	135,480,937	105,605,667	88,584,192	78,239,807	64,013,521	45,900,834	
一般会計より受入	107,995,814	88,827,960	80,733,521	68,369,407	48,310,420	31,761,108	
雑収入等	27,485,123	16,777,707	7,850,671	9,870,399	15,703,101	14,139,726	
支 出	118,945,423	97,998,174	78,932,547	62,669,906	49,990,198	39,057,445	
福祉年金給付費	118,945,186	97,998,113	78,932,500	62,669,846	49,989,337	39,057,441	
諸支出金	237	61	47	60	861	4	
収支差引	16,535,514	7,607,493	9,651,645	15,569,900	14,023,323	6,843,388	
《業務勘定》							
収 入	2,075,908,024	2,073,887,198	2,087,027,073	2,046,114,028	2,030,840,249	233,867,782	
一般会計より受入	162,332,622	129,939,510	124,328,759	111,425,082	99,320,519	74,575,064	
印紙売さばき収入	1,849,603,798	1,880,210,895	1,900,205,273	1,859,624,703	1,833,537,356	62,856,847	
国民年金勘定より受入	56,137,111	56,550,301	58,679,402	71,933,739	94,342,225	93,685,947	
雑収入等	7,834,493	7,186,492	3,813,639	3,130,504	3,640,149	2,749,924	
支 出	2,065,241,702	2,063,653,644	2,080,389,162	2,036,190,573	2,018,700,757	220,049,186	
業務取扱費	162,712,986	163,980,622	163,327,575	159,096,619	167,377,281	140,891,547	
施設整備費	501,143	275,238	39,491	15,901	16,530	447,058	
諸支出金（印紙買戻費）	.	.	.	.	.	10,768,259	
国民年金勘定へ繰入	1,849,603,798	1,880,210,895	1,900,205,273	1,859,624,703	1,833,537,356	52,088,587	
福祉施設費	52,423,775	19,186,889	16,816,824	17,453,350	17,769,590	15,853,734	
収支差引	10,666,322	10,233,553	6,637,911	9,923,455	12,139,492	13,818,596	
翌年度へ繰越	6,819,815	3,685,709	2,060,788	3,508,155	2,317,213	3,517,308	
国民年金勘定積立金へ繰入	3,846,507	6,547,844	4,577,123	6,415,299	9,822,279	10,301,288	

(注) 1 国民年金特別会計の決算額による。  
 2 「積立金」は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。  
 平成12年度までの積立金は、旧大蔵省資金運用部への預託残高である。平成14年度の積立金は預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額である。年金資金運用基金の運用に係る損益（旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む）も含めた平成14年度末の時価ベースの積立金額は、約9.5兆円である。  
 資料：社会保険庁「事業年報」、一部社会保険庁調べ

## 6 農業者年金基金

第110表 農業者年金被保険者数

年度末現在（単位 人）

区 分	総数	当然加入被保険者	任意加入被保険者	30a以上50a未満の経営者	農業生産法人構成員	後継者	その他
5	441,937	228,170	213,767	4,976	1,463	206,259	1,069
6	405,803	203,144	202,659	4,335	1,393	195,825	1,106
7	371,632	180,505	191,127	3,799	1,354	184,850	1,124
8	340,477	160,642	179,835	3,338	1,300	172,501	2,696
9	313,796	144,683	169,113	2,927	1,245	161,241	3,700
10	293,867	132,998	160,869	2,608	1,193	152,697	4,371
11	275,745	122,689	153,056	2,307	1,152	144,934	4,663
12	258,452	113,136	145,316	2,059	1,110	137,598	4,549
13	247,518	107,242	140,276	1,874	1,066	132,817	4,519
13年度構成比(%)	100.0	43.3	56.7	0.8	0.4	53.7	1.8

(注) 任意加入被保険者の「その他」とは、50アール以上、高齢任意、任意継続、特例任意の被保険者である。  
 (なお、平成8年度以降は、50アール未満及び配偶者の被保険者を含む)  
 資料：農業者年金基金「数字でみる農年」

第111表 農業者年金受給権者状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成8年度(1996)	9(1997)	10(1998)	11(1999)	12(2000)	13(2001)
経営移譲年金 人員	671,091	669,283	664,892	659,442	653,767	644,467
金額	87,943,017	83,091,319	82,846,269	85,026,084	88,136,579	74,258,334
農業者高齢年金 人員	633,740	624,143	611,726	597,875	583,695	567,646
金額	92,341,793	91,928,419	91,902,414	91,180,028	90,212,898	89,163,122

資料：農業者年金基金「数字でみる農年」



第112表 農業者年金年金勘定経理状況

(単位 千円)

区 分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
収 益	630,476,582	624,450,248	634,117,163	741,386,879	766,087,722	681,256,804
年金給付関係	624,982,998	618,852,376	628,524,856	735,892,149	760,709,093	677,367,048
保険料収入	61,399,296	58,148,580	54,949,328	53,337,106	46,047,566	29,308,179
運用収入	8,193,985	5,100,770	3,236,440	2,122,690	1,217,776	241,256
国庫補助金・負担金収入	89,710,367	79,932,063	76,624,163	75,319,082	77,751,181	59,889,704
支払・責任準備金戻入	439,428,095	437,192,483	440,435,540	454,639,767	564,140,858	587,927,513
雑 益	205,997	10,932	11,213	34,300	1,184	394
当期欠損金	26,045,255	38,467,545	53,268,170	150,439,203	71,550,525	—
年金給付関係以外	5,493,584	5,597,872	5,592,306	5,494,730	5,378,628	3,889,756
国庫補助金収入	4,925,318	5,072,861	3,793,518	3,734,735	3,640,586	2,969,353
資産見返補助金収入	5,157	5,070	4,596	6,066	6,685	6,040
運用収入	560,294	516,581	1,791,635	1,751,489	1,728,596	910,995
雑 益	2,814	3,359	2,555	2,437	2,760	3,368
費 用	630,476,582	624,450,248	634,117,163	741,386,879	766,087,722	681,256,804
年金給付関係	624,982,998	618,852,376	628,524,856	735,892,149	760,709,093	677,367,048
給 付 金	185,899,200	176,294,963	172,629,583	170,831,861	172,001,644	129,205,102
支払・責任準備金繰入	437,192,483	440,435,540	454,639,767	564,140,858	587,927,513	—
雑 損	12,188	9,659	76,668	11,674	7,223	728,943
保険料還付金	1,879,126	2,112,213	1,178,836	907,754	772,712	512,720
当期利益金	—	—	—	—	—	546,920,280
年金給付関係以外	5,493,584	5,597,872	5,592,306	5,494,730	5,378,628	3,889,756
一般管理費	5,492,294	5,596,908	5,592,087	5,494,255	5,376,879	3,888,599
固定資産除却損	997	638	59	384	819	685
当期利益金	292	325	159	90	929	471

(注) 平成13年度は、制度改革(平成14年1月より)のため平成13年4月1日～平成13年12月31日までの値である。

平成14年1月1日～3月31日(単位 千円)

区 分	特例付加年金勘定		農業者老齢年金勘定		旧年金勘定		農地売買 貸借等勘定	計
	被保険者経理	業務経理	被保険者経理	業務経理	被保険者経理	旧年金業務経理		
収 益	312,989	583,860	3,862,333	583,861	65,630,127	854,264	568,559	72,395,995
経常収益	312,989	583,860	3,862,333	583,861	32,011,968	854,264	344,707	38,553,984
保険料収入	—	—	3,861,928	—	—	—	—	3,861,928
運用収入	65	—	405	—	479,520	—	—	479,990
農地割賦利息収入	—	—	—	—	—	—	18,046	18,046
貸付金利息収入	—	—	—	—	229,210	—	120,644	349,855
国庫補助金収入	312,923	583,416	—	583,417	—	340,280	111,117	1,931,155
国庫負担金等収入	—	—	—	—	31,303,156	—	—	31,303,156
政府補給金収入	—	—	—	—	—	—	90,519	90,519
旧年金経理より受入	—	—	—	—	—	508,055	—	508,055
資産見返補助金戻入	—	438	—	438	—	4,101	2,464	7,444
事業外収益	—	5	—	5	80	1,826	1,914	3,831
当期欠損金	—	—	—	—	33,618,158	—	223,852	33,842,011
費 用	312,989	583,860	3,862,333	583,861	65,630,127	854,264	568,559	72,395,995
経常費用	312,989	583,858	3,862,333	583,858	65,438,258	853,213	567,629	72,202,141
給付金	—	—	—	—	61,694,753	—	—	61,694,753
借入金利息	—	—	—	—	—	—	229,210	229,210
信託等運用損	—	—	—	—	3,231,382	—	—	3,231,382
一般管理費	—	583,858	—	583,858	—	853,213	113,468	2,134,399
貸倒引当金繰入	—	—	—	—	—	—	224,950	224,950
給付原資積立金繰入	312,989	—	3,862,333	—	—	—	—	4,175,322
旧年金業務経理へ繰入	—	—	—	—	508,055	—	—	508,055
事業外費用	—	—	—	—	4,067	—	—	4,067
特別損失	—	—	—	—	191,868	837	930	193,636
当期利益金	—	2	—	2	—	213	—	217

(注) 平成13年度は、制度改革(平成14年1月より)のため平成14年1月1日～平成14年3月31日までの値である。  
資料：農業者年金基金「事業年報」

7 国家公務員共済組合

第113表 国家公務員共済組合適用状況

区分	組合員数						被扶養	
	計	長期組合員	短期組合員	継続長期	任意継続	(再掲)介護保険第2号被保険者	計	長期短期
平成9年度(1997)	1,147,675	1,117,919	97	3,680	25,979	.	1,519,927	1,497,692
10 (1998)	1,136,874	1,106,895	99	3,699	26,181	.	1,510,647	1,488,336
11 (1999)	1,131,195	1,102,536	109	3,726	24,824	.	1,499,215	1,477,731
12 (2000)	1,144,960	1,115,505	126	3,701	25,628	6,520,678	1,506,717	1,484,138
13 (2001)	1,138,437	1,106,872	129	3,531	27,905	6,591,213	1,489,652	1,464,469
14 (2002)	1,130,181	1,098,794	129	3,425	27,833	6,582,497	1,469,200	1,443,213
平成14年度								
衆議院	2,779	2,669	—	1	109	15,686	2,243	2,169
参議院	1,368	1,335	—	—	33	8,805	1,390	1,366
内閣	7,156	6,930	42	72	112	42,288	9,989	9,885
総務省	4,916	4,671	15	125	105	32,192	4,919	4,851
法務省	30,568	29,899	6	17	646	175,320	39,513	38,878
外務省	5,514	5,427	6	9	72	13,882	7,771	7,688
財務省	73,115	71,503	5	473	1,134	432,149	107,911	106,691
文部科学省	143,173	139,187	8	396	3,582	1,020,281	188,342	185,339
厚生労働省	32,141	31,447	16	473	205	185,945	39,531	39,354
農林水産省	33,908	32,875	5	233	795	213,703	54,450	53,552
経済産業省	12,896	12,222	5	409	260	79,322	16,367	16,105
国土交通省	69,474	67,582	17	1,046	829	416,399	107,201	106,489
裁判所	27,090	25,951	—	6	1,133	148,337	26,655	25,860
会計検査院	1,283	1,244	—	23	16	8,354	1,381	1,372
防衛庁	271,262	267,637	4	1	3,620	1,139,056	360,163	356,071
刑務	21,263	20,877	—	1	385	149,690	35,875	35,497
印刷局	5,712	5,620	—	1	91	37,573	6,803	6,744
造幣局	1,332	1,270	—	—	62	10,554	1,817	1,770
厚生労働省第二	53,454	51,752	—	2	1,700	360,301	43,637	42,944
社会保険職員	16,877	16,722	—	—	155	84,582	17,014	16,917
林野庁	10,395	9,982	—	21	392	86,504	15,800	15,438
郵政	292,419	280,383	—	116	11,920	1,860,785	372,499	360,544
連合会職員	12,086	11,609	—	—	477	60,789	7,929	7,689

(注) 1 「長期組合員」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期組合員」は短期保険のみの適用者である。  
 2 長期組合員の「継続長期組合員」とは、公社又は公益等に転出した後も引続き長期保険の適用を受ける組合員である。  
 3 短期組合員の「任意継続組合員」とは、退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者である。  
 4 「介護保険」は、年間の数値である。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

年度末現在

者数	任意継続	(再掲)介護保険	組合員1人当り被扶養者数	組合員1人当り標準報酬月額				
				任意継続	長期組合員	継続長期	短期組合員	平均
22,235	.	1.34	0.86	389,580	524,383	980,000	341,721	398,709
22,311	.	1.34	0.85	396,170	528,654	980,000	344,975	406,067
21,484	.	1.34	0.87	401,510	533,798	980,000	349,522	411,952
22,579	3,303,010	1.33	0.88	409,542	550,359	980,000	354,789	417,562
25,183	3,382,636	1.32	0.90	411,788	551,015	980,000	362,680	420,055
25,987	3,384,515	1.31	0.93	405,921	551,087	980,000	365,986	413,288
74	6,944	0.81	0.68	460,547	470,000	—	466,055	497,636
24	4,493	1.02	0.73	491,730	—	—	504,848	535,199
104	23,845	1.42	0.93	456,785	558,333	980,000	399,911	482,767
68	13,642	1.04	0.65	441,642	482,640	980,000	374,667	460,019
635	99,644	1.30	0.98	425,816	574,118	980,000	399,350	438,296
83	10,179	1.42	1.15	465,970	610,000	980,000	470,000	499,236
1,220	265,451	1.49	1.08	455,042	552,516	980,000	429,462	462,674
3,003	492,587	1.33	0.84	459,487	503,460	980,000	388,171	471,244
177	89,091	1.25	0.86	414,835	550,085	980,000	374,927	420,143
898	122,848	1.63	1.13	419,527	549,957	980,000	377,019	426,164
262	42,432	1.32	1.01	484,253	566,406	980,000	417,962	507,797
712	277,796	1.58	0.86	434,284	571,845	980,000	359,146	442,448
795	62,573	1.00	0.70	419,867	560,000	—	340,794	445,007
9	4,128	1.10	0.56	477,186	573,043	—	425,000	501,262
4,092	688,847	1.33	1.13	360,509	560,000	980,000	343,921	363,757
378	90,157	1.70	0.98	447,891	410,000	—	390,494	452,165
59	13,972	1.20	0.65	403,714	500,000	—	383,297	407,926
47	5,963	1.39	0.76	412,335	—	—	368,387	416,595
693	73,738	0.83	0.41	411,283	515,000	—	339,271	432,609
97	35,652	1.01	0.63	378,792	—	—	351,226	379,989
362	50,126	1.55	0.92	397,515	464,476	—	306,199	401,370
11,955	890,599	1.29	1.00	387,401	548,103	—	361,670	389,409
240	19,808	0.66	0.50	407,169	—	—	365,493	433,836



第115表 国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況(診療費分)

(単位 金額:千円)

Table with 7 columns: 区分, 平成9年度(1997), 10(1998), 11(1999), 12(2000), 13(2001), 14(2002). Rows include categories like 組合員分, 一般診療, 入院, 外来, 歯科診療, and 被扶養者分.

資料: 財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

第116表 国家公務員共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額:円)

Table with 7 columns: 区分, 平成9年度(1997), 10(1998), 11(1999), 12(2000), 13(2001), 14(2002). Rows include categories like 《組合員分》, 診療費, 一般診療, 入院, 入院外, 歯科診療, 出産費, 埋葬料, and 《被扶養者分》.

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合 計 1000人当件数	52.61	56.18	65.02	65.99	70.47	73.87
1件当日数	29.20	29.28	27.01	29.89	30.67	30.65
1日当金額	2,151	2,146	2,165	2,255	2,798	3,049
傷病手当金 1000人当件数	9.75	10.14	10.14	11.38	12.04	12.47
1件当日数	19.68	19.66	19.70	19.80	19.52	19.74
1日当金額	4,605	4,427	4,534	4,530	4,298	4,593
出産手当金 1000人当件数	1.06	1.30	1.18	1.22	1.08	1.25
1件当日数	24.47	23.18	24.10	23.72	26.67	25.48
1日当金額	8,242	8,263	8,686	8,813	8,713	8,861
休業手当金 1000人当件数	0.13	0.13	0.11	0.18	0.16	0.09
1件当日数	8.49	8.36	8.23	9.45	7.36	5.22
1日当金額	4,607	3,966	3,689	5,008	6,072	7,331
育児休業手当金 1000人当件数	37.41	39.97	48.67	47.24	51.11	53.99
(休業中分) 1件当日数	19.66	19.34	17.29	20.01	20.09	20.05
1日当金額	2,489	2,555	2,605	2,779	3,884	3,913
育児休業手当金 1000人当件数	4.26	4.64	4.92	5.19	5.36	5.26
(復職後分) 1件当日数	136.57	138.18	139.46	146.70	160.56	169.87
1日当金額	637	654	662	656	856	1,328
介護休業手当金 1000人当件数	.	.	0.00	0.79	0.72	0.81
1件当日数	.	.	7.25	13.01	12.86	12.56
1日当金額	.	.	2,149	3,746	5,896	6,311

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合 計 1000人当件数	0.21	0.33	0.27	0.33	0.17	0.14
1件当金額	658,224	544,832	558,983	573,567	704,089	762,601
弔慰金 1000人当件数	0.03	0.03	0.02	0.02	0.01	0.02
1件当金額	420,811	388,387	472,593	478,800	425,000	475,882
家族弔慰金 1000人当件数	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01
1件当金額	323,296	333,667	309,750	318,231	318,500	373,692
災害見舞金 1000人当件数	0.15	0.29	0.22	0.30	0.14	0.11
1件当金額	761,272	571,368	587,905	590,249	761,531	843,333

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

第117表 国家公務員共済組合長期部門支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合 計 件数	4,661,522	4,743,744	4,815,249	4,950,397	5,066,224	5,194,726
金額	1,624,037,352	1,651,671,159	1,660,776,585	1,680,029,240	1,686,719,979	1,685,207,997
退職共済年金 件数	1,739,224	1,845,842	1,942,155	2,070,878	2,204,248	2,356,494
金額	634,112,905	667,388,041	688,254,812	715,355,584	738,982,600	756,354,573
障害共済年金 件数	15,830	17,660	19,655	21,927	24,364	26,792
金額	2,489,705	2,802,052	3,097,485	3,495,153	3,836,986	4,243,718
遺族共済年金 件数	624,206	685,548	748,953	819,145	881,157	940,887
金額	156,926,850	174,292,237	191,220,299	208,218,268	223,009,162	237,343,634
退職年金 件数	1,270,235	1,212,678	1,151,570	1,108,838	1,055,158	998,787
金額	559,139,828	539,047,589	515,614,575	496,377,712	471,859,121	446,076,881
減額退職年金 件数	467,560	459,022	450,209	442,138	432,101	421,801
金額	153,349,284	152,668,809	150,802,907	148,127,713	144,629,928	141,080,207
通算退職年金 件数	46,921	45,147	43,242	41,528	39,811	37,952
金額	6,138,662	5,961,017	5,739,649	5,526,728	5,285,657	5,022,718
退職一時金 件数	120	248	231	209	229	187
金額	101,098	181,117	210,225	174,135	220,511	198,327
障害年金 件数	32,365	30,754	29,163	28,067	27,057	25,850
金額	11,197,175	10,774,224	10,259,022	9,807,390	9,396,939	8,912,401
障害一時金 件数	3	7	3	5	2	4
金額	5,806	15,467	5,652	13,814	6,374	10,630
遺族年金 件数	459,595	441,563	424,966	412,714	397,353	381,408
金額	99,418,908	97,392,848	94,482,973	91,883,886	88,499,601	84,989,661
通算遺族年金 件数	3,065	3,008	2,926	2,868	2,771	2,671
金額	171,276	171,172	170,608	162,599	157,230	151,656
死亡一時金 件数	33	36	20	33	19	25
金額	48,989	56,124	22,060	35,678	22,025	48,513
船員給付 件数	1,976	1,910	1,867	1,778	1,700	1,629
金額	825,181	811,618	798,499	759,497	726,444	691,826
公務災害給付 件数	389	321	289	269	254	239
金額	111,685	108,844	97,818	91,083	87,404	83,253

(注) 1 「退職一時金」には、返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含み、「死亡一時金」には特例死亡一時金を含む。

2 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」





第122表 国家公務員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
利 益	4,640,226	4,716,181	4,645,255	4,516,570	4,864,612	4,880,228
負担金収入	4,553,404	3,453,972	3,448,122	3,267,671	3,533,180	3,542,146
移換金	.	.	.	1,938	—	—
雑収入	35,001	36,604	40,551	38,688	38,537	38,455
短期経理より受入	.	50,236	50,754	50,103	111,271	113,609
長期経理より受入	.	1,100,746	1,098,991	1,038,588	1,064,302	1,067,037
受取利息	2,474	1,446	321	434	211	56
雑益	—	—	—	7	—	15
前期損益修正益	0	158	5,083	101	27	2,684
当期損失金	49,346	73,020	1,433	119,041	117,085	116,226
損 失	4,640,226	4,716,181	4,645,255	4,516,570	4,864,612	4,880,228
職員給与	1,428,886	1,458,052	1,448,072	1,453,342	1,571,267	1,527,784
厚生費	12,066	12,300	11,546	7,532	9,228	8,864
旅費	57,772	57,906	51,363	51,741	55,267	54,903
事務費	1,852,525	1,773,369	1,812,480	1,767,616	1,776,699	1,759,383
その他	1,255,114	1,368,826	1,247,006	1,201,731	1,313,171	1,392,282
前期損益修正損	1,674	1,721	1,393	2,458	386	472
当期利益金	32,188	44,008	73,395	32,152	138,594	136,541

(注) 平成12年度は、平成13年1月6日の共済組合の統廃合に伴い二重に経理処理されたものを控除した額である。  
資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

第123表 国家公務員共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
利 益	22,682,132	23,049,332	22,635,618	23,694,582	22,995,963	23,563,657
負担金収入	6,738,460	6,792,640	6,862,591	7,038,633	7,042,398	6,961,939
掛金収入	7,036,049	7,093,196	7,143,210	7,336,393	7,364,532	7,286,218
移換金収入	.	.	.	134,010	—	—
施設収入	719,664	674,608	644,149	584,432	569,621	537,110
国庫補助金収入	458,677	603,403	167,435	104,481	248,204	135,137
交付金収入	462,076	462,447	461,859	464,911	454,722	388,263
繰入金受入	6,801,731	6,497,558	6,702,587	7,218,473	6,932,170	7,311,565
受取利息等	84,822	70,912	30,222	43,730	44,378	126,889
その他	15,580	12,810	15,918	26,938	8,952	10,635
前期損益修正益	2,817	3,093	4,054	19,438	2,057	3,082
固定資産売却益	0	5	25	76,137	361	16,478
当期損失金	362,256	838,661	603,567	647,006	328,567	786,340
損 失	22,682,132	23,049,332	22,635,618	23,694,582	22,995,963	23,563,657
職員給与	428,460	425,337	448,742	457,133	444,659	458,347
厚生費	8,228,650	8,519,174	8,134,117	8,680,581	8,475,328	9,422,525
旅費	67,086	66,812	50,745	49,277	47,375	45,641
事務費	82,727	86,599	81,907	80,016	66,019	63,820
連合会繰入金	5,670,717	5,716,061	5,761,286	5,929,314	5,927,473	5,863,950
他経理への繰入	6,091,488	6,462,296	6,602,486	6,516,699	6,357,926	6,281,847
他経理へ相互繰入	.	.	.	.	.	61,794
その他	1,345,519	1,187,990	1,146,264	990,988	946,337	890,642
前期損益修正損	17,935	23,157	71,313	3,710	17,088	12,157
固定資産売却損	.	.	.	.	.	550
固定資産除却損	4,995	7,707	6,637	9,420	121,511	14,886
当期利益金	744,555	554,199	332,121	977,444	592,246	447,498

(注) 平成12年度は、平成13年1月6日の共済組合の統廃合に伴い二重に経理処理されたものを控除した額である。  
資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」



第124表 国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況

年度末現在 (単位 金額: 千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合計人員	6,829	6,211	5,632	5,112	4,600	4,134	3,648
金額	7,802,544	7,201,119	6,588,260	5,995,690	5,432,309	4,904,621	4,352,335
1人当金額	1,143	1,159	1,170	1,173	1,181	1,186	1,193
退職年金人員	802	676	534	422	355	286	222
金額	955,524	810,398	641,438	503,913	420,315	338,488	262,805
1人当金額	1,191	1,199	1,201	1,194	1,184	1,184	1,184
障害年金人員	7	7	7	7	5	5	5
金額	2,918	2,947	2,963	2,969	1,797	1,797	1,798
1人当金額	417	421	423	424	359	359	360
遺族年金人員	4,976	4,537	4,152	3,806	3,412	3,071	2,703
金額	4,571,019	4,213,971	3,878,470	3,557,769	3,187,071	2,865,879	2,514,535
1人当金額	919	929	934	935	934	933	930
公務傷病年金人員	225	213	197	185	177	166	154
金額	772,661	734,374	685,993	641,529	612,968	574,607	531,442
1人当金額	3,434	3,448	3,482	3,468	3,463	3,461	3,451
公務傷病遺族年金人員	150	154	157	152	155	155	154
金額	226,382	235,549	242,003	235,524	240,502	240,994	239,434
1人当金額	1,509	1,530	1,541	1,550	1,552	1,555	1,555
殉職年金人員	669	624	585	540	496	451	410
金額	1,274,040	1,203,880	1,137,393	1,053,986	969,656	882,856	802,321
1人当金額	1,904	1,929	1,944	1,952	1,955	1,958	1,957

(注) 年金支給額の算定上、人員、金額とも各年度の2月末の数値で表示している。  
資料: 国家公務員共済組合連合会調べ

第125表 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合における所要財源率

平成16年10月1日現在 (単位 %) )

区分	短期給付			長期給付		
	組員掛金率	国庫(地方)負担率	計	組員掛金率	国庫(地方)負担率	整理資源率
国家公務員共済組合						
衆議院	27.00	27.00	54.00	72.545	72.845	発生額 負担方式
参議院	29.10	29.10	58.20			
内閣	28.04	28.04	56.08			
総務省	27.72	27.72	55.44			
法務省	32.72	32.72	65.44			
外務省(本)	35.48	35.48	70.96			
(在)	18.09	18.09	36.18			
財務省	34.83	34.83	69.66			
文部科学省	33.12	33.12	66.24			
厚生労働省	33.43	33.43	66.86			
農林水産省	33.57	33.57	67.14			
経済産業省	25.52	25.52	51.04			
国土交通省	33.63	33.63	67.26			
裁判所	28.09	28.09	56.18			
会計検査院	23.63	23.63	47.26			
防衛庁(自)	23.54	23.54	47.08			
(文)	27.02	27.02	54.04			
刑務	35.74	35.74	71.48			
厚生労働省第二	29.50	29.50	59.00			
社会保険職員	34.02	34.02	68.04			
林野庁	35.18	35.18	70.36			
郵政省	38.33	38.33	76.66			
連合会職員	23.82	23.82	47.64			
地方公務員共済組合						
地方職員	42.81	42.81	85.62	83.6500	83.6500	
(34.24)	(34.24)	(68.48)				
公立学校	42.69	42.69	85.38			
(34.16)	(34.16)	(68.32)				
警察	49.05	49.05	98.10			
(39.24)	(39.24)	(78.48)				
東京都職員	42.475	42.475	84.95			
(33.98)	(33.98)	(67.96)				
指定都市職員	49.1625~52.775	49.1625~52.775	98.325~105.55			
(39.33~42.22)	(39.33~42.22)	(78.66~84.44)				
都市職員	49.30~49.85	49.30~49.85	98.60~99.70			
(39.44~39.88)	(39.44~39.88)	(78.88~79.76)				
市町村職員	41.15~54.3975	41.15~54.3975	82.30~108.795			
(32.92~43.518)	(32.92~43.518)	(65.84~87.036)				

(注) 1 短期給付における指定都市職員共済組合の率は、札幌市職員共済組合及び名古屋市職員共済組合(名古屋市港湾管理組合職員に限る)のものであり、都市職員共済組合の率は、北海道都市職員共済組合及び仙台市職員共済組合のものである。  
2 長期給付は一般組員に係る率である。  
3 財源率は給料に対する率であり、( ) 書は期末手当等に対する率である。  
4 短期給付の財源率には、介護財源率、福祉財源率を含む。  
資料: 国家公務員共済組合は財務省主計局調べ、地方公務員共済組合は総務省自治行政局調べ

8 地方公務員等共済組合

第126表 地方公務員等共済組合適用状況

区 分	組 合 数	組 合 員 数						
		合 計	短期長期	短期	長 期	任意継続		継続長期
						特例継続(再掲)		
平成9年度(1997)	90	3,384,335	2,919,451	9	406,135	0	58,236	504
10 (1998)	90	3,363,204	2,902,880	6	402,891	1	57,169	258
11 (1999)	89	3,342,368	2,891,973	5	396,017	0	54,129	244
12 (2000)	85	3,287,432	2,855,800	4	382,737	0	48,610	281
13 (2001)	84	3,263,578	2,831,909	2	374,842	0	56,495	330
14 (2002)	83	3,238,417	2,794,869	0	384,266	0	57,753	1,529
平成14年度								
地方職員共済組合	1	366,447	339,005	—	21,862	—	5,147	433
公立学校共済組合	1	1,040,634	1,013,490	—	2,516	—	24,620	8
警察共済組合	1	276,425	274,035	—	37	—	2,232	121
東京都職員共済組合	1	150,384	143,884	—	3,768	—	2,181	551
指定都市職員共済組合	10	205,907	16,227	—	189,049	—	358	273
市町村職員共済組合	47	1,062,856	975,240	—	64,896	—	22,602	118
都市職員共済組合	22	135,764	32,988	—	102,138	—	613	25

(注) 1 「短期長期」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期」は短期保険のみの適用者、「長期」は長期保険のみに適用者、「任意継続」は退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者、「継続長期」は公社又は公庫等に転出した後も引続き長期保険の適用を受ける者である。  
 2 「本棒月額」は、年度末1月間(毎年度3月)に支給したものの平均である。  
 3 地方職員共済組合には、団体共済部を含む。  
 資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

年度末現在

被 扶 養 者 数				組 合 員 1 人 当 り 本 俸 月 額					
被扶養者数	任意継続(再掲)	組合員1人当り		平 均	短期長期	短 期	長 期	任意継続	継続長期
		被扶養者数	任意継続						
3,750,310	45,884	1.26	0.79	352,637	353,781	476,667	349,158	319,487	355,202
3,709,791	46,219	1.25	0.81	357,957	359,175	480,167	353,784	325,333	391,891
3,690,999	43,639	1.25	0.81	362,306	363,713	485,000	356,890	326,692	371,168
3,634,285	38,618	1.25	0.79	365,905	367,350	485,500	359,743	329,399	389,078
3,599,172	44,737	1.25	0.79	368,639	370,342	466,000	361,115	333,076	387,403
3,513,980	46,018	1.23	0.80	364,899	366,581	0	357,232	333,778	392,383
464,184	4,086	1.35	0.79	361,801	361,908	—	366,699	329,911	410,092
1,138,860	18,981	1.10	0.77	396,773	397,868	—	391,325	352,260	408,000
461,244	2,347	1.67	1.05	365,235	365,480	—	429,216	333,011	385,843
149,309	1,316	1.02	0.60	360,439	359,850	—	392,134	343,376	365,143
22,523	346	1.36	0.97	353,232	362,219	—	352,431	308,642	431,795
1,236,241	18,407	1.24	0.81	339,127	337,673	—	369,742	313,810	366,237
41,619	535	1.24	0.87	352,652	348,642	—	353,988	343,563	405,680

みの適用者、「任意継続」は退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者、「継続長期」は公社又は公庫等の適用者

第127表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況

(i) 保健給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合 計	件数 55,469,018 金額 679,785,385	56,805,109 655,870,612	57,851,371 658,375,067	58,709,515 662,644,482	60,293,831 666,305,003	61,034,904 655,314,554
組 合 員 分	件数 25,932,349 金額 364,518,366	26,278,417 332,407,729	26,917,072 335,498,854	27,599,591 339,416,677	28,529,263 344,788,615	28,920,482 340,049,772
療 養 の 給 付	件数 21,345,462 日数 45,448,762 金額 316,917,563	21,115,375 43,912,323 285,438,964	21,133,586 43,380,211 284,825,760	21,179,253 42,881,647 285,064,637	21,435,718 42,226,685 285,698,838	21,361,302 41,206,388 277,823,032
入院時食事療養の給付	件数 295,076 日数 3,358,612 金額 4,696,848	291,054 3,248,973 4,553,626	288,198 3,160,546 4,463,434	286,602 3,074,255 4,337,987	283,244 2,946,597 4,108,300	272,667 2,826,071 3,922,653
訪問看護療養の給付	件数 993 日数 6,813 金額 52,536	1,160 7,631 54,997	1,312 8,436 62,137	1,151 8,409 61,250	1,085 8,748 63,989	1,308 14,362 73,642
療 養 費	件数 772,991 金額 5,098,484	750,583 4,547,408	773,875 4,680,136	784,650 4,721,332	822,483 4,907,828	845,219 4,970,078
入院時食事療養費	件数 29 日数 261 金額 133	121 1,278 1,278	49 1,035 286	26 405 28	27 339 94	4 28 △ 82
薬 剤 支 給	件数 3,768,115 金額 21,860,071	4,366,744 21,756,656	4,963,327 25,566,163	5,592,224 29,661,887	6,227,986 34,536,855	6,671,183 37,891,113
移 送 費	件数 41 金額 3,141	44 3,334	39 3,147	32 2,235	29 1,656	33 4,223
出 産 費	件数 40,992 金額 14,093,803	40,786 14,213,019	39,954 14,063,407	38,719 13,768,338	38,384 13,680,978	37,996 13,633,840
埋 葬 料	件数 3,728 金額 1,793,900	3,712 1,837,804	4,979 1,834,406	3,562 1,798,983	3,578 1,790,077	3,441 1,731,273
看 護 料	件数 27 日数 505 金額 1,887	13 216 643	— — △ 22	. . . . .	. . . . .	. . . . .
被 扶 養 者 分	件数 29,536,669 金額 315,267,021	30,526,692 323,462,883	30,934,299 322,876,214	31,109,924 323,227,805	31,764,568 321,516,388	32,114,422 315,264,782
療 養 の 給 付	件数 23,982,925 日数 50,857,699 金額 250,442,007	24,149,600 50,505,703 250,757,615	23,913,324 49,211,617 247,549,303	23,554,186 47,656,158 245,196,751	23,523,095 46,620,454 242,930,280	23,405,337 45,242,000 237,029,189
入院時食事療養の給付	件数 348,992 日数 4,238,210 金額 5,813,900	341,884 4,083,612 5,642,013	330,972 3,948,818 5,448,056	334,587 3,747,964 5,214,289	311,021 3,542,967 4,847,239	256,183 2,870,938 3,955,472
訪問看護療養の給付	件数 2,418 日数 14,246 金額 84,314	3,140 17,723 115,310	4,146 24,894 158,718	3,998 24,005 156,889	4,375 27,294 181,559	4,667 30,140 196,915
高 額 療 養 の 給 付	件数 104,194 金額 8,304,348	109,536 9,679,307	106,202 9,640,141	108,860 9,928,336	108,886 9,713,527	117,615 9,374,600

療 養 費	件数 515,414 金額 3,024,851	518,589 3,058,356	532,181 3,099,883	546,584 3,100,233	592,949 3,270,066	589,516 3,289,406
入院時食事療養費	件数 69 日数 56 金額 640	161 1,091 2,334	69 444 658	68 526 810	76 669 514	46 326 479
高 額 療 養 費	件数 155,392 金額 9,124,001	202,785 13,175,935	207,862 13,558,769	214,458 14,293,964	186,760 12,213,710	168,877 11,155,976
薬 剤 支 給	件数 4,975,153 金額 19,225,451	5,795,040 21,646,490	6,426,022 24,569,599	6,949,037 27,111,254	7,589,276 30,490,419	8,062,057 32,921,415
移 送 費	件数 46 金額 2,083	56 2,257	38 3,378	34 1,632	29 1,388	32 847
配 偶 者 出 産 費	件数 44,028 金額 13,484,181	42,963 13,225,439	42,061 12,986,690	40,496 12,536,571	39,655 12,292,873	37,658 11,782,485
家 族 埋 葬 料	件数 16,640 金額 5,757,052	17,303 6,157,792	16,527 5,861,019	15,589 5,687,076	15,189 5,574,813	15,155 5,557,998
看 護 料	件数 45 日数 924 金額 4,193	1 5 35	— — —	. . . . .	. . . . .	. . . . .

(注) 1 「高額療養の給付」及び「高額療養費」の件数は、「療養の給付」及び「療養費」の再掲である。  
2 「入院時食事療養の給付」及び「入院時食事療養費」の件数及び日数は再掲であり、合計には含まれていない。

(ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合 計	件数 439,827 日数 7,755,650 金額 33,432,833	432,817 7,830,730 34,661,387	439,006 8,077,359 35,914,134	449,622 8,199,535 39,226,058	451,957 9,186,014 50,988,777	453,210 8,351,793 55,591,969
傷 病 手 当 金	件数 21,559 日数 435,760 金額 5,138,143	23,289 474,777 5,499,108	24,814 521,863 5,952,282	25,990 531,115 6,290,235	27,562 576,357 6,510,798	27,985 567,038 6,624,696
出 産 手 当 金	件数 1,452 日数 52,520 金額 452,525	1,318 55,157 485,399	1,315 53,209 476,632	1,303 54,812 488,343	1,277 56,114 506,740	1,236 53,863 484,858
休 業 手 当 金	件数 1,317 日数 24,583 金額 237,874	1,374 21,820 226,945	2,179 39,339 286,878	1,328 21,192 223,197	1,567 26,033 254,108	1,149 18,008 193,115
育 児 休 業 手 当 金 (休業中支給分)	件数 362,279 日数 7,242,787 金額 22,484,956	367,318 7,278,976 23,116,849	369,186 7,462,948 23,628,163	370,278 7,419,800 25,687,380	373,914 3,898,854 35,588,900	377,602 7,591,443 36,443,999
育 児 休 業 手 当 金 (復職後支給分)	件数 53,220 金額 5,119,335	39,518 5,333,086	41,512 5,570,178	39,899 5,628,414	39,681 7,089,824	37,506 10,802,946
介 護 休 業 手 当 金	件数 . 日数 . 金額 .	. . . . .	. . . . .	10,824 172,616 908,489	7,956 128,656 1,038,407	7,732 121,441 1,042,355

(iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計 件数	880	1,439	935	1,328	670	769
金額	638,467	805,737	612,845	780,780	503,039	555,790
弔慰金 件数	70	56	54	54	49	44
金額	30,899	25,260	23,263	25,549	23,284	20,618
家族弔慰金 件数	91	74	77	81	70	67
金額	29,901	26,318	27,267	27,605	21,655	24,073
災害見舞金 件数	719	1,309	804	1,193	551	658
金額	577,667	754,158	562,315	727,627	458,100	511,098

(iv) 附加給付

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計 件数	10,617,730	9,265,713	5,794,343	5,462,321	5,121,304	2,141,728
金額	49,955,617	50,453,586	40,995,657	39,412,590	39,734,141	29,867,605
家族療養費 件数	6,759,696	4,841,064	2,945,849	2,754,740	2,548,773	964,359
金額	27,105,081	22,368,421	17,225,314	16,230,780	16,251,281	10,808,289
家族訪問看護療養費 件数	415	1,247	515	487	602	468
金額	3,071	43,364	4,665	5,250	7,681	5,808
出産費 件数	32,192	35,522	35,107	34,042	33,584	33,079
金額	833,002	907,315	902,194	879,700	870,675	859,845
配偶者出産費 件数	32,261	36,466	37,265	35,572	34,724	33,052
金額	925,376	1,020,241	1,059,059	1,002,027	977,879	932,943
埋葬料 件数	2,229	2,288	2,189	2,182	2,199	2,168
金額	141,368	141,986	144,832	138,558	146,883	141,396
家族埋葬料 件数	11,022	11,606	10,925	10,650	10,437	10,386
金額	452,056	469,867	446,316	431,821	422,512	428,091
傷病手当金 件数	2,801	3,365	3,397	3,656	3,755	3,816
金額	629,001	711,085	730,972	792,301	775,653	761,702
弔慰金 件数	—	—	—	—	1	—
金額	—	—	—	—	959	—
家族弔慰金 件数	—	10	—	—	—	—
金額	—	3,338	—	—	—	—
災害見舞金 件数	1,012	2,245	1,173	1,505	741	807
金額	410,130	730,165	426,544	521,443	326,356	344,081
入院附加金 件数	161,751	156,490	151,073	149,354	144,268	138,686
金額	1,084,641	1,031,163	988,656	968,528	928,475	877,810
結婚手当金 件数	49,659	49,590	48,771	46,876	44,574	41,954
金額	2,623,230	2,719,275	2,750,810	2,643,070	2,493,140	2,363,955
一部負担金の額等の払戻し 件数	3,564,692	4,125,820	2,558,079	2,423,257	2,297,646	912,953
金額	15,748,661	20,307,366	16,316,297	15,799,113	16,532,649	12,343,684

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第128表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況(診療費分)

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
組合員分 件数	21,345,462	21,115,375	21,133,586	21,179,253	21,435,718	21,361,302
日数	45,448,762	43,912,323	43,380,211	42,881,647	42,226,685	41,206,388
金額	316,917,563	285,438,964	284,825,760	285,064,638	285,698,838	277,823,031
一般診療 件数	17,278,470	17,157,776	17,167,424	17,207,959	17,493,396	17,377,375
日数	35,166,708	34,003,586	33,501,916	33,009,702	32,752,435	31,721,791
金額	264,050,924	238,187,267	237,715,762	238,441,894	239,348,517	231,847,565
入院 件数	323,979	320,444	315,594	312,030	305,338	296,817
日数	3,885,026	3,762,920	3,668,401	3,533,369	3,421,859	3,237,881
金額	88,457,089	82,843,605	83,457,694	84,866,460	84,332,364	81,755,469
外来 件数	16,954,491	16,837,332	16,851,830	16,895,929	17,188,058	17,080,558
日数	31,281,682	30,240,666	29,833,515	29,476,333	29,330,576	28,483,910
金額	175,593,835	155,343,662	154,258,068	153,575,434	155,016,153	150,092,096
歯科診療 件数	4,066,992	3,957,599	3,966,162	3,971,294	3,942,322	3,983,927
日数	10,282,054	9,908,737	9,878,295	9,871,945	9,474,250	9,484,597
金額	52,866,639	47,251,697	47,109,998	46,622,744	46,350,321	45,975,466
被扶養者分 件数	23,982,925	24,149,600	23,913,324	23,554,186	23,523,095	23,405,337
日数	50,857,699	50,505,703	49,211,617	47,656,158	46,620,454	45,242,000
金額	250,442,007	250,757,615	247,549,304	245,196,751	242,930,280	237,029,188
一般診療 件数	19,649,601	19,878,140	19,718,342	19,439,160	19,495,860	19,382,181
日数	41,170,533	41,028,148	39,915,072	38,648,030	37,937,699	36,694,178
金額	215,517,669	216,107,069	213,476,431	211,906,067	210,272,772	204,917,925
入院 件数	383,993	383,217	373,042	357,639	347,002	332,916
日数	4,923,247	4,751,159	4,543,159	4,349,999	4,105,090	3,862,753
金額	82,108,134	83,861,448	83,293,271	84,485,500	83,005,893	80,575,040
外来 件数	19,265,608	19,494,923	19,345,300	19,081,521	19,148,858	19,049,265
日数	36,247,286	36,276,989	35,371,913	34,298,031	33,832,609	32,831,425
金額	133,409,535	132,245,621	130,183,160	127,420,567	127,266,879	124,342,885
歯科診療 件数	4,333,324	4,271,460	4,194,982	4,115,026	4,027,235	4,023,156
日数	9,687,166	9,477,555	9,296,545	9,008,128	8,682,755	8,547,822
金額	34,924,338	34,650,546	34,072,873	33,290,684	32,657,508	32,111,263

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第129表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付 (単位 金額：円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
<b>《組合員分》</b>						
診療費 1000人当件数	7,168.52	7,133.53	7,173.51	7,292.24	7,421.48	7,488.50
1件当日数	2.13	2.08	2.05	2.02	1.97	1.93
1件当金額	14,847	13,518	13,477	13,460	13,328	13,006
1人当金額	106,431	96,432	96,680	98,151	98,915	97,395
一般診療 1000人当件数	5,802.69	5,796.51	5,827.25	5,924.88	6,056.57	6,091.88
1件当日数	2.04	1.98	1.95	1.92	1.87	1.83
1件当金額	15,282	13,882	13,847	13,856	13,682	13,342
1人当金額	88,677	80,468	80,689	82,098	82,867	81,277
入院 1000人当件数	108.80	108.26	107.12	107.44	105.71	104.05
1件当日数	11.99	11.74	11.62	11.32	11.21	10.91
1件当金額	273,033	258,528	264,446	271,982	276,193	275,441
1人当金額	29,707	27,988	28,329	29,220	29,198	28,661
入院外 1000人当件数	5,693.88	5,688.26	5,720.13	5,817.45	5,950.86	5,987.82
1件当日数	1.85	1.80	1.77	1.74	1.71	1.67
1件当金額	10,357	9,226	9,154	9,089	9,019	8,787
1人当金額	58,970	52,481	52,361	52,878	53,670	52,617
歯科診療 1000人当件数	1,365.83	1,337.02	1,346.26	1,367.36	1,364.91	1,396.62
1件当日数	2.53	2.50	2.49	2.49	2.40	2.38
1件当金額	12,999	11,939	11,878	11,740	11,757	11,540
1人当金額	17,754	15,963	15,991	16,053	16,047	16,117
出産費 1000人当件数	13.77	13.78	13.56	13.33	13.29	13.32
埋葬料 1000人当件数	1.25	1.25	1.69	1.23	1.24	1.21
看護料 1000人当日数	0.17	0.07	.	.	.	.
1日当金額	3,737	2,977	.	.	.	.
<b>《被扶養者分》</b>						
診療費 1000人当件数	8,054.26	8,158.60	8,117.06	8,109.96	8,144.17	8,205.06
1件当日数	2.12	2.09	2.06	2.02	1.98	1.93
1件当金額	10,443	10,384	10,352	10,410	10,327	10,127
1人当金額	84,107	84,715	84,027	84,424	84,107	83,094
一般診療 1000人当件数	6,598.99	6,715.55	6,693.13	6,693.11	6,749.86	6,794.69
1件当日数	2.10	2.06	2.02	1.99	1.95	1.89
1件当金額	10,968	10,872	10,826	10,901	10,786	10,572
1人当金額	72,378	73,009	72,462	72,962	72,801	71,837
入院 1000人当件数	128.96	129.46	126.62	123.14	120.14	116.71
1件当日数	12.82	12.40	12.18	12.16	11.83	11.60
1件当金額	213,827	218,835	223,281	236,231	239,209	242,028
1人当金額	27,575	28,331	28,273	29,089	28,738	28,247
入院外 1000人当件数	6,470.03	6,586.09	6,566.50	6,569.97	6,629.72	6,677.98
1件当日数	1.88	1.86	1.83	1.80	1.77	1.72
1件当金額	6,925	6,784	6,729	6,678	6,646	6,527
1人当金額	44,803	44,677	44,189	43,872	44,062	43,590
歯科診療 1000人当件数	1,455.27	1,443.05	1,423.93	1,416.85	1,394.31	1,410.37
1件当日数	2.24	2.22	2.22	2.19	2.16	2.12
1件当金額	8,059	8,112	8,122	8,090	8,109	7,982
1人当金額	11,729	11,706	11,566	11,462	11,130	11,257
配偶者出産費 1000人当件数	14.79	14.51	14.28	13.94	13.73	13.20
埋葬料 1000人当件数	5.59	5.85	5.61	5.37	5.26	5.31
看護料 1000人当日数	0.31	0.00	.	.	.	.
1日当金額	4,538	7,000	.	.	.	.

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計 1000人当件数	147.71	146.22	149.01	154.81	156.48	158.88
1件当日数	17.63	18.09	18.40	18.24	20.32	18.43
1日当金額	4,311	4,426	4,446	4,784	5,551	6,656
傷病手当金 1000人当件数	7.24	7.87	8.42	8.95	9.54	9.81
1件当日数	20.21	20.39	21.03	20.44	20.91	20.26
1日当金額	11,791	11,583	11,406	11,843	11,296	11,683
出産手当金 1000人当件数	0.49	0.45	0.45	0.45	0.44	0.43
1件当日数	36.17	41.85	40.46	42.07	43.94	43.58
1日当金額	8,616	8,800	8,958	8,909	9,031	9,002
休業手当金 1000人当件数	0.44	0.46	0.74	0.46	0.54	0.40
1件当日数	18.67	15.88	18.05	15.96	16.61	15.67
1日当金額	9,676	10,401	7,292	10,532	9,761	10,724
育児休業手当金 1000人当件数	121.67	124.09	125.32	127.49	129.46	132.37
(休業中支給分) 1件当日数	19.99	19.82	20.21	20.04	10.43	20.10
1日当金額	3,104	3,176	3,166	3,462	9,128	4,801
育児休業手当金 1000人当件数	17.87	13.35	14.09	13.74	13.74	13.15
(復職後支給分) 1件当金額	96,192	134,953	134,182	141,067	178,670	288,032
介護休業手当金 1000人当件数	.	.	.	3.73	2.75	2.71
1件当日数	.	.	.	15.95	16.17	15.71
1日当金額	.	.	.	5,263	8,071	8,583

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計 1000人当件数	0.30	0.49	0.32	0.46	0.23	0.27
1件当金額	725,531	559,928	655,449	587,937	750,804	722,744
弔慰金 1000人当件数	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
1件当金額	441,414	451,071	430,796	473,130	475,184	468,591
家族弔慰金 1000人当件数	0.03	0.02	0.03	0.03	0.02	0.02
1件当金額	328,582	355,649	354,117	340,802	309,357	359,299
災害見舞金 1000人当件数	0.24	0.44	0.27	0.41	0.19	0.23
1件当金額	803,431	576,133	699,397	609,914	831,397	776,745

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第130表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計 件数	10,665,990	10,943,914	11,205,813	11,420,992	11,747,188	12,097,442
金額	3,937,608,884	4,052,290,462	4,117,695,451	4,142,973,183	4,200,502,305	4,229,753,049
退職共済年金 件数	4,137,534	4,494,779	4,812,545	5,116,265	5,506,236	5,912,032
金額	1,566,933,282	1,687,477,958	1,779,625,930	1,857,802,547	1,962,833,494	2,037,717,082
障害共済年金 件数	43,143	47,173	46,331	51,248	55,935	61,670
金額	7,495,621	8,274,028	9,144,756	10,049,113	10,927,633	11,910,210
遺族共済年金 件数	1,361,041	1,476,158	1,608,210	1,730,884	1,858,165	1,983,524
金額	342,427,560	381,424,604	419,514,334	452,736,770	485,744,663	518,811,967
退職年金 件数	3,763,544	3,614,713	3,473,205	3,308,234	3,158,188	3,015,118
金額	1,721,846,823	1,681,508,170	1,623,713,444	1,547,847,442	1,476,650,377	1,407,188,512
減額退職年金 件数	139,797	136,751	135,994	132,537	129,987	127,851
金額	44,283,821	44,167,425	43,735,516	42,409,442	41,409,016	40,477,429
通算退職年金 件数	231,863	221,409	214,117	205,064	196,271	187,439
金額	30,086,068	29,376,876	28,253,720	27,001,915	25,731,152	24,438,676
退職一時金 件数	—	1	1	5	1	—
金額	—	△ 2	11	△ 2,841	14	—
脱退一時金 件数	22	17	12	17	15	18
金額	84,576	67,258	42,534	58,594	61,339	92,996
返還一時金 件数	86	86	78	84	77	55
金額	151,828	123,553	136,143	142,402	159,392	75,804
障害年金 件数	87,093	82,859	76,158	72,265	68,731	65,347
金額	31,852,310	30,720,105	29,418,906	27,700,503	26,285,506	24,786,049
障害一時金 件数	7	7	6	12	11	8
金額	16,851	16,661	15,795	30,275	24,046	19,854
遺族年金 件数	886,353	855,212	824,887	790,655	760,458	731,827
金額	191,409,465	188,159,607	183,168,184	176,298,991	169,832,273	163,434,406
通算遺族年金 件数	15,448	14,686	14,215	13,667	13,064	12,509
金額	897,114	867,601	837,770	801,823	772,910	731,576
特例死亡一時金 件数	24	27	20	20	15	14
金額	88,134	66,730	59,844	66,758	29,704	38,997
死亡一時金 件数	18	19	15	13	12	9
金額	15,871	21,650	6,030	6,203	14,110	8,805
短期在留脱退一時金 件数	17	17	19	22	22	21
金額	19,559	18,236	22,535	23,245	26,676	20,685

(注) 各年度末の事業報告書による数値である。  
資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第131表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計 人員	89,000	87,222	84,445	95,445	107,563	104,651
金額	194,863,522	193,820,310	185,419,761	212,972,584	202,920,673	186,375,686
退職共済年金 人員	61,115	59,267	55,722	66,134	77,181	73,625
金額	151,851,583	148,442,513	140,406,983	166,760,348	154,805,585	137,408,505
障害共済年金 人員	1,354	1,419	1,430	1,475	1,758	1,977
金額	1,560,079	1,693,061	1,687,473	1,759,364	2,126,182	2,432,535
遺族共済年金 人員	26,047	26,138	26,936	27,556	28,378	28,897
金額	40,512,632	42,929,061	42,660,151	44,034,940	45,625,434	46,299,202
退職年金 人員	259	199	176	104	92	67
金額	713,242	568,703	497,848	279,711	241,506	167,925
減額退職年金 人員	61	37	28	20	18	7
金額	86,658	53,721	39,642	27,427	28,229	9,938
通算退職年金 人員	62	60	59	84	69	35
金額	10,673	11,606	8,821	11,659	11,297	3,759
障害年金 人員	38	39	42	32	26	20
金額	69,116	68,771	72,347	61,781	48,469	32,105
遺族年金 人員	61	56	46	36	34	20
金額	59,005	52,182	45,203	36,683	32,687	20,864
通算遺族年金 人員	3	7	6	4	7	3
金額	535	692	1,293	671	1,284	853

(注) 旧市町村共済法給付及び恩給組合条例給付は除く。  
資料：総務省自治行政局調べ

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計 人員	1,847,915	1,897,501	1,941,584	1,984,185	2,048,583	2,109,455
金額	4,105,903,059	4,228,717,319	4,290,137,610	4,325,747,101	4,378,881,801	4,443,518,635
退職共済年金 人員	736,047	792,394	844,066	900,766	973,861	1,043,157
金額	1,681,127,535	1,800,019,270	1,886,901,609	1,976,193,987	2,069,558,370	2,176,527,752
障害共済年金 人員	13,319	14,644	15,916	17,181	18,727	20,513
金額	16,196,682	17,916,607	19,452,272	20,914,448	22,799,197	24,940,992
遺族共済年金 人員	246,790	270,468	293,232	314,639	335,829	357,877
金額	379,230,137	422,719,965	461,250,195	495,922,570	530,919,493	565,959,307
退職年金 人員	619,657	595,074	570,616	542,190	518,063	493,172
金額	1,717,821,879	1,681,074,052	1,623,389,220	1,545,016,904	1,477,853,454	1,408,146,482
減額退職年金 人員	23,371	23,046	22,708	22,039	21,631	21,224
金額	45,543,915	45,279,782	44,839,157	43,495,755	42,676,134	41,888,285
通算退職年金 人員	38,203	36,679	35,170	33,683	32,226	30,624
金額	30,558,734	29,911,780	28,833,342	27,634,031	26,424,408	25,145,416
障害年金 人員	16,370	15,724	15,077	14,359	13,715	13,108
金額	36,621,398	35,531,569	34,106,943	32,299,329	30,688,376	29,149,248
遺族年金 人員	151,565	146,977	142,394	137,017	132,336	127,676
金額	197,905,424	195,391,089	190,518,524	183,457,118	177,191,587	171,023,031
通算遺族年金 人員	2,593	2,495	2,405	2,311	2,195	2,104
金額	897,355	873,205	846,349	812,961	770,782	738,122

(注) 各年度末の事業報告書による数値である。  
資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第132表 地方公務員等共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
《年金》						
新規裁定	2,189,478	2,222,149	2,195,746	2,231,364	1,886,529	1,780,926
退職共済年金	2,484,686	2,504,640	2,519,776	2,521,552	2,005,747	1,866,329
障害共済年金	1,152,200	1,193,137	1,180,051	1,192,789	1,209,432	1,230,417
遺族共済年金	1,555,367	1,642,400	1,583,760	1,598,016	1,607,775	1,602,215
退職年金	2,753,830	2,857,804	2,828,682	2,689,529	2,625,065	2,506,343
減額退職年金	1,420,623	1,451,919	1,415,786	1,371,350	1,568,278	1,419,714
通算退職年金	172,145	193,433	149,508	138,798	163,725	107,400
障害年金	1,818,842	1,763,359	1,722,548	1,930,656	1,864,192	1,605,250
遺族年金	967,295	931,821	982,674	1,018,972	961,382	1,043,200
通算遺族年金	178,333	98,857	215,500	167,750	183,429	284,333
年度末現在	2,221,911	2,228,572	2,209,607	2,180,113	2,137,517	2,106,477
退職共済年金	2,283,995	2,271,622	2,235,491	2,193,904	2,125,107	2,086,481
障害共済年金	1,216,058	1,223,478	1,222,183	1,217,301	1,217,451	1,215,863
遺族共済年金	1,536,651	1,562,920	1,572,987	1,576,164	1,580,922	1,581,435
退職年金	2,772,214	2,824,983	2,844,977	2,849,586	2,852,652	2,855,285
減額退職年金	1,948,736	1,964,757	1,974,597	1,973,581	1,972,915	1,973,628
通算退職年金	799,904	815,502	819,828	820,415	819,972	821,102
障害年金	2,237,104	2,259,703	2,262,184	2,249,414	2,237,578	2,223,775
遺族年金	1,305,746	1,329,399	1,337,967	1,338,937	1,338,952	1,339,508
通算遺族年金	346,068	349,982	351,912	351,779	351,154	350,818
《一時金》						
脱退一時金	3,844,364	3,956,353	3,544,500	3,446,706	4,089,267	5,166,444
返還一時金	1,765,442	1,436,663	1,745,423	1,695,262	2,070,026	1,378,255
障害一時金	2,407,286	2,380,143	2,632,500	2,522,917	2,186,000	2,481,750
特例死亡一時金	3,672,250	2,471,481	2,992,200	3,337,900	1,980,267	2,785,500
死亡一時金	881,722	1,139,474	402,000	477,154	1,175,833	978,333
短期在留脱退一時金	1,150,529	1,072,706	1,186,053	1,056,591	1,212,545	985,000

(注) 長期部門年金受給権者状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

第133表 地方公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
収 入	1,348,351,250	1,365,971,865	1,403,901,780	1,464,220,608	1,548,586,444	1,559,100,556
短期負担金	571,460,464	582,570,270	592,767,987	587,457,374	603,166,255	612,549,220
介護負担金	.	.	.	35,245,933	37,916,216	36,251,378
短期掛金	562,213,545	575,486,986	582,417,057	578,910,661	590,582,023	600,695,790
介護掛金	.	.	.	35,240,600	37,907,083	36,220,548
短期任意継続掛金	20,354,722	20,877,596	19,845,403	19,845,377	21,736,763	22,494,647
介護任意継続掛金	.	.	.	1,600,297	1,856,549	1,805,654
雑収入	43,397	47,492	23,476	45,278	41,969	22,487
育児・介護休業手当金交付金	.	.	.	10,355,362	14,865,663	17,199,852
短期利息及び短期配当金	9,426,649	7,926,375	6,547,571	5,987,980	3,423,203	3,562,048
介護利息	.	.	.	7,255	1,834	372
償還差益	443,162	1,808	2,099,928	48,153	9,336	20,967
その他	40,352,913	39,377,742	40,160,712	32,607,040	41,719,110	48,741,839
前年度繰越支払準備金	128,870,998	125,718,657	121,784,973	121,500,188	121,568,339	123,414,563
前期損益修正益	.	.	180,645	185,462	332,320	289,639
当期短期損失金	15,185,400	13,964,940	38,074,028	34,968,204	73,144,836	55,607,437
当期介護損失金	.	.	.	215,445	314,944	224,113
支 出	1,348,351,250	1,365,971,865	1,403,901,780	1,464,220,608	1,548,586,444	1,559,100,556
保健給付	673,357,440	649,319,340	652,143,609	656,843,564	660,702,378	650,046,778
直営保健給付	6,427,945	6,551,272	6,231,459	5,800,918	5,602,625	5,267,775
休業給付	33,432,833	34,661,387	35,914,134	39,226,058	50,988,777	55,591,969
災害給付	638,467	805,737	612,845	780,780	503,039	555,790
附加給付	34,206,956	30,146,220	24,679,361	23,613,478	23,201,492	17,523,921
老人保健拠出金	323,854,074	352,844,747	391,945,410	353,958,661	387,815,618	392,895,015
退職者給付拠出金	88,798,364	91,870,226	103,837,307	118,797,183	137,912,477	151,592,241
介護納付金	.	.	.	68,680,527	76,057,636	73,158,469
一部負担金返還金	14,083	5,838	1,327,701	4,680	5,414	4,809
一部負担金払戻金	15,737,209	20,301,528	14,988,595	15,794,433	16,527,235	12,338,874
その他	33,289,771	34,220,138	37,218,257	43,597,880	54,733,668	59,763,667
繰入金	1,010,000	3,652,998	3,884,522	3,899,673	3,884,425	3,843,955
次年度繰越支払準備金	125,718,657	121,784,973	121,500,188	121,568,339	123,414,563	120,394,871
前期損益修正損	.	.	17,916	27,780	28,185	40,796
当期短期利益金	11,865,452	19,807,461	9,600,476	8,084,947	5,260,696	14,809,170
当期介護利益金	.	.	.	3,541,707	1,948,215	1,272,453

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第134表 地方公務員等共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
収 入	28,572,807,888	29,407,970,011	30,305,625,414	30,675,415,758	30,817,748,811	30,941,108,743
負 担 金	3,390,802,798	3,379,886,648	3,356,694,071	3,313,926,974	3,310,036,270	3,249,409,601
掛 金	1,473,162,615	1,487,723,530	1,496,501,155	1,484,459,141	1,483,453,744	1,474,097,917
基礎年金交付金	520,825,910	503,467,167	495,581,154	479,621,258	454,478,153	424,927,758
利息及び配当金	1,093,063,053	1,043,231,431	1,201,790,842	924,569,880	777,510,062	676,365,566
償 還 差 益	2,131,487	5,225,235	3,867,858	2,420,007	2,670,611	2,017,565
その他の収入	1,723,556,220	1,695,714,233	1,698,951,223	1,719,744,771	1,636,003,288	1,585,416,583
前年度繰越支払準備金	36,626	42,155	31,279	26,372	35,214	33,858
前年度繰越長期給付積立金	20,369,222,175	21,292,671,520	22,051,860,708	22,748,029,426	23,153,256,686	23,526,408,123
前年度繰越基礎年金 拠出金負担金充当金	7,003	8,092	7,726	6,028	7,627	2,303
特 別 利 益	.	.	339,397	2,611,897	297,157	2,429,469
当 期 損 失 金	—	—	—	—	—	—
支 出	28,572,807,888	29,407,970,011	30,305,625,414	30,675,415,758	30,817,748,811	30,941,108,743
退 職 給 付	3,362,326,594	3,441,779,804	3,474,686,013	3,474,529,962	3,506,216,290	3,509,443,823
障 害 給 付	39,336,313	38,983,769	38,553,286	37,754,786	37,213,776	36,693,644
遺 族 給 付	531,122,558	567,041,915	600,347,553	626,939,737	653,674,318	680,583,110
基礎年金拠出金	802,124,721	855,753,177	914,452,893	970,302,023	986,093,968	1,010,752,540
負担調整拠出金	1,987,223	—	.	.	.	.
そ の 他	1,741,189,783	1,716,354,151	1,721,371,858	1,885,786,610	1,699,826,831	1,632,489,775
業務経理へ繰入金	2,073,962	5,343,747	5,552,795	5,404,169	5,406,752	5,480,183
次年度繰越支払準備金	43,999	31,279	26,372	34,738	33,858	29,533
次年度繰越長期給付積立金	21,292,398,146	22,051,784,154	22,747,751,953	23,153,230,100	23,526,394,504	23,740,261,437
次年度繰越基礎年金 拠出金負担金充当金	8,092	7,726	6,028	7,627	2,303	1,445
特 別 損 失	.	.	45,280	10,805,735	42,652	100,063
当 期 利 益 金	800,196,496	730,890,291	802,831,386	510,620,270	402,843,560	325,273,192
年度末現在長期給付積立金	32,245,483,770	33,735,764,977	35,234,558,785	36,150,680,296	36,926,665,167	37,465,805,293

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第135表 地方公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
収 入	31,269,062	31,146,635	31,845,102	32,594,522	33,053,802	33,453,093
負 担 金	26,097,718	19,653,768	19,911,284	20,770,304	21,445,955	21,612,657
補 助 金	318,511	352,394	509,131	457,197	369,098	389,840
利息及び配当金	325,528	315,804	186,080	186,645	142,793	112,576
そ の 他	1,064,272	1,368,151	1,375,496	1,413,537	1,337,101	1,341,899
繰 入 金	3,286,102	9,251,343	9,741,042	9,613,757	9,700,614	9,876,427
特 別 利 益	.	.	132	48,325	6,765	12,867
当 期 損 失 金	176,930	205,173	121,938	104,758	51,476	106,828
支 出	31,269,062	31,146,635	31,845,102	32,594,522	33,053,802	33,453,093
役 員 報 酬	434,080	435,756	427,171	419,854	426,382	396,652
職 員 給 与	14,310,750	14,389,442	14,354,537	14,370,110	14,258,078	13,840,975
厚 生 費	32,409	32,040	40,875	42,646	33,104	32,495
旅 費	500,455	470,808	454,551	422,494	384,948	407,216
事 務 費	1,935,906	2,031,595	1,915,518	1,957,641	1,869,136	2,084,633
そ の 他	10,575,837	11,052,044	11,681,111	11,966,031	11,958,701	12,730,544
特 別 損 失	.	.	19,587	16,664	79,335	108,975
当 期 利 益 金	3,479,627	2,734,949	2,951,753	3,399,081	4,044,117	3,851,603

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第136表 地方公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
収 入	92,155,119	87,277,509	87,574,574	89,384,270	94,164,975	87,626,643
負 担 金	38,289,076	36,617,626	36,886,479	34,442,764	33,937,569	33,821,804
掛 金	33,592,626	33,884,565	34,137,876	33,707,880	33,369,356	33,260,246
施設収入	1,928,233	2,014,792	1,957,731	1,985,013	2,105,258	2,110,808
補 助 金	5,546,515	5,546,791	5,639,821	5,984,141	6,066,467	5,426,072
利息及び配当金	582,554	610,123	405,256	616,205	419,315	504,862
そ の 他	1,596,245	1,947,586	1,935,185	2,198,892	2,114,187	2,121,407
繰 入 金	6,362,950	3,921,463	3,601,253	3,998,201	6,092,926	7,836,862
特 別 利 益	.	.	6,094	29,997	559,806	8,447
当 期 損 失 金	4,256,921	2,734,562	3,004,881	6,421,177	9,500,091	2,536,137
支 出	92,155,119	87,277,509	87,574,574	89,384,270	94,164,975	87,626,643
職 員 給 与	3,723,953	3,847,763	3,884,868	3,844,695	3,760,449	3,829,087
厚 生 費	41,533,081	42,080,991	42,698,041	42,970,270	43,587,789	44,346,841
旅 費	225,523	219,243	194,920	185,911	165,222	153,709
事 務 費	436,486	431,654	427,909	435,821	408,617	437,801
そ の 他	5,420,913	5,864,622	5,991,705	6,070,914	6,059,959	6,072,574
繰 入 金	34,529,783	28,246,870	30,091,466	30,783,853	32,934,193	24,678,554
特 別 損 失	.	.	10,708	19,441	93,260	50,203
当 期 利 益 金	6,285,380	6,586,366	4,274,957	5,073,365	7,155,485	8,057,873

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」



9 私立学校教職員共済

第137表 私立学校教職員共済適用状況（学校種別）

年度末現在

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者 1人当り 被扶養者数
						短期 (甲乙任継)	長期 (甲丙)			
平成10年度 (1998)	448,299	399,902	26,486 (26,343)	3,104	18,807	445,195	403,006	13,806	380,172	0.85
11 (1999)	449,240	400,871	26,329 (26,194)	3,083	18,957	446,157	403,954	13,802	379,435	0.85
12 (2000)	451,529	402,710	26,165 (26,036)	3,109	19,545	448,420	405,819	13,821	377,086	0.84
13 (2001)	454,151	405,134	25,617 (25,490)	3,084	20,316	451,067	408,218	13,821	374,366	0.83
14 (2002)	457,968	425,543	9,068 (8,853)	3,225	20,132	454,743	428,768	13,874	372,890	0.82

(注) 乙種の( )内は乙2種組合員の再掲である。

区分	合計	甲1	甲2	乙1	乙2	丙1	丙2	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者 1人当り 被扶養者数
									短期	長期			
平成15年度 (2003)	464,546	431,178	4	426	8,744	3,205	0	20,989	461,341	434,387	13,931	373,164	0.81
大 学	184,487	179,700	1	295	2,853	1,638	—	—	182,849	181,339	581	168,895	0.92
短 大	19,015	18,021	—	—	558	436	—	—	18,579	18,457	454	15,967	0.86
高 専	200	196	—	—	4	—	—	—	200	196	3	254	1.27
高 校	81,837	80,627	1	2	859	348	—	—	81,489	80,976	1,343	96,604	1.19
中 学	12,379	12,218	—	—	48	113	—	—	12,266	12,331	640	12,421	1.01
小 学	3,966	3,875	—	—	48	43	—	—	3,923	3,918	175	3,447	0.88
幼 稚 園	95,881	92,507	2	14	3,358	—	—	—	95,881	92,509	8,479	20,591	0.21
盲・ろう・ 養護	358	350	—	—	8	—	—	—	358	350	15	262	0.73
各 種	8,229	8,003	—	115	111	—	—	—	8,229	8,003	399	8,003	0.97
専 修	35,732	34,209	—	—	896	627	—	—	35,105	34,836	1,816	30,112	0.86
事 業 団	1,473	1,472	—	—	1	—	—	—	1,473	1,472	26	1,294	0.88
任 継	20,989	—	—	—	—	—	—	20,989	20,989	—	—	15,314	0.73

(注) 私学共済法の一部改正(平成元年法律第94号)に伴い、組合員適用種別は、甲種組合員であった者で65歳未満者は甲1種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は甲2種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしている者は乙2種組合員(短期のみ適用)に種別変更となり、乙種組合員は乙1種組合員(短期のみ適用)と名称だけの変更となった。丙種組合員で65歳未満者は丙1種組合員(長期のみ適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は丙2種組合員(長期のみ適用)に変更になった。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第138表 私立学校教職員共済平均標準給与月額（学校種別）

年度末現在

区 分	合計	甲1・2種		乙1・2種	丙1・2種	任継	再掲	
		短期	長期				短期	長期
平成10年度 (1998)	373,086	370,076	356,977	467,595	451,689	291,020	372,538	357,706
11 (1999)	376,634	373,878	360,127	467,982	452,540	295,713	376,110	360,832
12 (2000)	378,558	375,983	365,628	467,371	459,728	299,801	377,995	366,349
13 (2001)	379,665	377,550	366,973	466,021	460,145	300,736	379,115	367,677
14 (2002)	379,681	381,539	369,245	434,218	468,956	301,543	379,048	369,995
15 (2003)	391,079	383,046	370,154	432,594	481,061	302,888	380,384	370,972
平成15年度								
大 学	452,854	449,551	426,226	594,877	542,222	—	452,053	427,274
短 大	430,991	431,417	418,815	470,072	363,385	—	432,578	417,506
高 専	466,200	471,378	464,949	212,500	—	—	466,200	464,949
高 校	426,388	426,216	419,262	418,999	484,437	—	426,140	419,542
中 学	431,810	431,887	424,308	337,958	463,451	—	431,519	424,666
小 学	416,557	416,323	409,304	361,125	499,535	—	415,648	410,294
幼 稚 園	226,704	223,875	222,385	304,320	—	—	226,704	222,385
盲・ろう・ 養護	321,358	319,417	318,731	406,250	—	—	321,358	318,731
各 種	315,022	312,682	305,179	397,867	—	—	315,022	305,179
専 修	334,141	332,355	325,370	354,033	403,145	—	332,908	326,769
事 業 団	381,521	381,644	366,929	200,000	—	—	381,521	366,929
任 継	302,888	—	—	—	—	302,888	302,888	—

(注) 私学共済法の一部改正(平成元年法律第94号)に伴い、組合員適用種別は、甲種組合員であった者で65歳未満者は甲1種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は甲2種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしている者は乙2種組合員(短期のみ適用)に種別変更となり、乙種組合員は乙1種組合員(短期のみ適用)と名称だけの変更となった。丙種組合員で65歳未満者は丙1種組合員(長期のみ適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は丙2種組合員(長期のみ適用)に変更になった。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」



(ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合計 件数	12,942	12,727	13,313	13,117	12,973	13,516
日数	501,627	501,852	503,000	437,082	442,901	459,445
金額	3,616,157	3,630,234	3,908,169	3,783,890	3,890,789	4,076,784
傷病手当金 件数	9,341	9,071	9,322	9,140	8,829	9,263
日数	221,928	214,883	206,761	177,140	170,692	180,238
金額	1,777,642	1,710,577	1,811,350	1,669,128	1,655,960	1,757,545
出産手当金 件数	3,577	3,642	3,988	3,968	4,134	4,244
日数	279,272	286,695	296,160	259,864	272,044	279,045
金額	1,837,024	1,918,418	2,096,561	2,114,124	2,233,390	2,318,409
休業手当金 件数	24	14	3	9	10	9
日数	427	274	79	78	165	162
金額	1,492	1,239	258	637	1,439	830

(iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合計 件数	141	125	218	78	50	100
金額	70,665	61,845	88,645	55,167	33,323	59,091
弔慰金 件数	10	6	9	8	6	10
金額	4,560	1,840	3,480	3,520	3,030	4,540
家族弔慰金 件数	4	17	8	11	2	6
金額	1,400	6,241	2,766	3,697	503	2,394
災害見舞金 件数	127	102	201	59	42	84
金額	64,705	53,764	82,399	47,950	29,790	52,157

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第141表 私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）

(単位 金額：千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
組合員分 件数	3,394,133	3,386,628	3,406,543	3,469,007	3,495,469	3,511,908
日数	6,893,614	6,859,574	6,786,002	6,742,694	6,602,146	6,477,754
金額	44,285,851	44,044,905	44,174,501	44,565,390	43,504,174	40,172,940
一般診療 件数	2,733,290	2,723,303	2,741,602	2,803,840	2,818,956	2,827,853
日数	5,263,667	5,230,986	5,173,328	5,161,417	5,025,134	4,907,473
金額	36,716,811	36,483,931	36,624,257	37,010,203	35,959,368	33,482,476
入院 件数	42,590	42,217	42,384	41,558	41,067	41,694
日数	485,832	484,848	473,708	450,948	429,275	424,376
金額	12,558,194	12,673,293	12,801,465	12,695,913	12,129,409	11,419,681
入院外 件数	2,690,700	2,681,086	2,699,218	2,762,282	2,777,889	2,786,159
日数	4,777,835	4,746,138	4,699,620	4,710,469	4,595,859	4,483,097
金額	24,158,617	23,810,637	23,822,792	24,314,290	23,829,959	22,062,794
歯科診療 件数	660,843	663,325	664,941	665,167	676,513	684,055
日数	1,629,947	1,628,588	1,612,674	1,581,277	1,577,012	1,570,281
金額	7,569,040	7,560,974	7,550,244	7,555,187	7,544,806	6,690,464
被扶養者分 件数	2,632,419	2,620,806	2,624,975	2,635,148	2,647,764	2,653,253
日数	5,590,386	5,474,411	5,407,216	5,308,352	5,208,774	5,120,125
金額	28,548,378	28,328,597	28,785,940	28,505,868	28,214,302	27,641,183
一般診療 件数	2,149,189	2,141,583	2,146,090	2,160,918	2,167,640	2,169,403
日数	4,495,540	4,395,676	4,337,694	4,268,860	4,178,094	4,095,708
金額	24,535,662	24,344,467	24,800,285	24,575,317	24,304,990	23,747,181
入院 件数	38,441	37,525	37,940	36,674	36,326	35,756
日数	505,115	486,170	488,412	466,368	451,680	435,088
金額	9,565,823	9,482,378	9,961,334	9,758,472	9,761,668	8,932,408
入院外 件数	2,110,748	2,104,058	2,108,150	2,124,244	2,131,314	2,133,647
日数	3,990,425	3,909,506	3,849,282	3,802,492	3,726,414	3,660,620
金額	14,969,838	14,862,088	14,838,951	14,816,846	14,543,322	14,814,773
歯科診療 件数	483,230	479,223	478,885	474,230	480,124	483,850
日数	1,094,846	1,078,735	1,069,522	1,039,492	1,030,680	1,024,417
金額	4,012,716	3,984,130	3,985,655	3,930,551	3,909,312	3,894,002

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第142表 私立学校教職員共済短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額：円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
<b>《組合員分》</b>						
診療費	1000人当件数 7,751.69	7,720.27	7,734.81	7,840.59	7,830.72	7,726.21
	1件当日数 2.03	2.03	1.99	1.94	1.89	1.84
	1件当金額 13,048	13,006	12,968	12,847	12,446	11,439
	1人当金額 101,142	100,406	100,302	100,726	97,460	88,381
一般診療	1000人当件数 6,242.43	6,208.13	6,225.01	6,337.19	6,315.16	6,221.28
	1件当日数 1.93	1.92	1.89	1.84	1.78	1.74
	1件当金額 13,433	13,397	13,359	13,200	12,756	11,840
	1人当金額 83,856	83,170	83,158	83,650	80,558	73,662
入院	1000人当件数 97.27	96.24	96.24	93.93	92.00	91.73
	1件当日数 11.41	11.48	11.18	10.85	10.45	10.18
	1件当金額 294,863	300,194	302,035	305,499	295,357	273,893
	1人当金額 28,681	28,890	29,067	28,695	27,173	25,123
入院外	1000人当件数 6,145.16	6,111.89	6,128.78	6,243.26	6,223.16	6,129.56
	1件当日数 1.78	1.77	1.74	1.71	1.65	1.61
	1件当金額 8,979	8,881	8,826	8,802	8,578	7,919
	1人当金額 55,175	54,280	54,091	54,955	53,385	48,538
歯科診療	1000人当件数 1,509.27	1,512.14	1,509.80	1,503.40	1,515.56	1,504.92
	1件当日数 2.47	2.46	2.43	2.38	2.33	2.30
	1件当金額 11,454	11,399	11,355	11,358	11,152	9,781
	1人当金額 17,287	17,236	17,143	17,076	16,902	14,719
看護料	1000人当日数 —	—	—	—	—	—
	1日当金額 —	—	—	—	—	—
出産費	1000人当件数 11.07	11.46	11.72	11.75	12.07	12.06
埋葬料	1000人当件数 1.65	1.80	1.89	1.62	1.61	1.58
<b>《被扶養者分》</b>						
診療費	1000人当件数 6,012.05	5,974.48	5,960.20	5,955.92	5,931.65	5,837.16
	1件当日数 2.12	2.09	2.06	2.01	1.97	1.93
	1件当金額 10,845	10,809	10,966	10,818	10,656	10,418
	1人当金額 65,200	64,579	65,361	64,428	63,207	60,811
一般診療	1000人当件数 4,908.43	4,882.02	4,872.86	4,884.07	4,856.05	4,772.69
	1件当日数 2.09	2.05	2.02	1.98	1.93	1.89
	1件当金額 11,416	11,368	11,556	11,373	11,213	10,946
	1人当金額 56,036	55,496	56,311	55,545	54,449	52,244
入院	1000人当件数 87.79	85.54	86.15	82.89	81.38	78.66
	1件当日数 13.14	12.96	12.87	12.72	12.43	12.17
	1件当金額 248,844	252,695	262,555	266,087	268,724	249,816
	1人当金額 21,847	21,616	22,618	22,056	21,869	19,651
入院外	1000人当件数 4,820.63	4,796.48	4,786.71	4,801.18	4,774.67	4,694.03
	1件当日数 1.89	1.86	1.83	1.79	1.75	1.72
	1件当金額 7,092	7,064	7,039	6,975	6,824	6,943
	1人当金額 34,189	33,880	33,693	33,489	32,581	32,593
歯科診療	1000人当件数 1,103.63	1,092.45	1,087.34	1,071.85	1,075.60	1,064.47
	1件当日数 2.27	2.25	2.23	2.19	2.15	2.12
	1件当金額 8,304	8,314	8,323	8,288	8,142	8,048
	1人当金額 9,164	9,082	9,050	8,884	8,758	8,567
看護料	1000人当日数 —	—	—	—	—	—
	1日当金額 —	—	—	—	—	—
配偶者出産費	1000人当件数 10.85	10.55	10.42	9.82	10.17	9.63
家族埋葬料	1000人当件数 3.68	3.70	3.36	3.37	3.17	2.98

(注) 組合員の数は、各年4月～3月の平均を使用。

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合計	1000人当件数 29.56	29.01	30.23	29.65	29.06	29.74
	1件当日数 38.76	39.43	37.78	33.32	34.14	33.99
	1日当金額 7,209	7,234	7,770	8,657	8,785	8,873
傷病手当金	1000人当件数 21.33	20.68	21.17	20.66	19.78	20.38
	1件当日数 23.76	23.69	22.18	19.38	19.33	19.46
	1日当金額 8,010	7,961	8,761	9,423	9,701	9,751
出産手当金	1000人当件数 8.17	8.30	9.06	8.97	9.26	9.34
	1件当日数 78.07	78.72	74.26	65.49	65.81	65.75
	1日当金額 6,578	6,691	7,079	8,136	8,210	8,308
休業手当金	1000人当件数 0.05	0.03	0.01	0.02	0.02	0.02
	1件当日数 17.79	19.57	26.33	8.67	16.50	18.00
	1日当金額 3,494	4,524	3,266	8,171	8,719	5,126

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合計	1000人当件数 0.32	0.28	0.49	0.18	0.11	0.22
	1件当金額 501,167	494,762	406,630	707,265	666,452	590,910
弔慰金	1000人当件数 0.02	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02
	1件当金額 456,000	306,667	386,667	440,000	505,000	454,000
家族弔慰金	1000人当件数 0.01	0.04	0.02	0.02	0.00	0.01
	1件当金額 350,000	367,129	345,800	336,064	251,300	399,000
災害見舞金	1000人当件数 0.29	0.23	0.46	0.13	0.09	0.18
	1件当金額 509,484	527,098	409,945	812,712	709,286	620,917

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」



第145表 私立学校教職員共済長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
《年金》						
新規裁定	1,125,996	1,123,679	1,172,751	1,020,059	983,643	990,206
退職共済年金	1,178,550	1,185,260	1,226,530	1,069,359	1,030,154	1,027,343
障害共済年金	1,116,038	1,156,986	1,178,932	1,147,597	1,082,447	1,113,357
遺族共済年金	719,905	744,235	767,685	758,093	730,611	755,216
退職年金	1,732,956	1,780,016	1,704,376	1,910,509	1,749,094	1,617,406
減額退職年金	924,400	—	—	1,593,300	1,549,650	—
通算退職年金	173,567	613,320	637,071	244,810	236,553	239,180
障害年金	2,052,443	1,761,900	1,646,800	1,559,788	1,856,575	1,398,850
遺族年金	1,061,613	693,435	1,002,769	950,670	879,867	1,071,883
通算遺族年金	—	177,700	—	582,400	—	90,600
年度末現在	1,117,938	1,107,793	1,089,027	1,061,478	1,052,028	1,036,202
退職共済年金	1,196,565	1,178,670	1,150,303	1,110,293	1,097,723	1,078,859
障害共済年金	1,055,333	1,057,423	1,055,787	1,052,262	1,045,967	1,037,789
遺族共済年金	732,518	738,614	741,499	744,786	745,287	742,479
退職年金	2,222,712	2,231,955	2,228,821	2,225,479	2,219,524	2,194,555
減額退職年金	1,613,062	1,624,654	1,625,598	1,624,057	1,616,657	1,605,841
通算退職年金	619,180	622,367	622,070	620,257	619,419	610,955
障害年金	1,622,654	1,612,669	1,622,887	1,599,082	1,600,145	1,592,640
遺族年金	933,851	939,050	939,577	939,049	941,388	932,756
通算遺族年金	296,661	298,017	298,244	298,358	297,081	292,773
恩給財団年金	1,122,000	1,129,900	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700
《一時金》						
返還一時金	1,180,854	899,647	1,135,400	1,140,032	1,556,057	1,333,046
脱退一時金	2,521,081	2,615,928	2,929,046	3,238,528	3,652,846	3,653,453
新脱退一時金	752,043	741,443	798,698	798,068	771,987	830,237
障害一時金	—	2,403,850	2,262,100	—	—	—
死亡一時金	937,500	1,044,250	—	—	818,000	1,156,000
特例死亡一時金	—	9,604,600	—	3,178,200	1,239,000	3,444,200
恩給財団給付一時扶助金	1,122,000	1,128,077	1,132,700	1,132,700	1,132,700	—

(注)1 平成12年度までは、在職と他年金の複数分調整前の数値だったが、平成13年度より在職と他年金の複数分調整後の数値である。

2 平成13年度より、在職分(既裁定)を除く。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第146表 私立学校教職員共済短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
収入	173,002,052	174,683,723	179,385,957	187,368,721	189,407,925	202,389,300
掛金収入	163,650,172	165,873,151	159,583,223	160,071,229	161,469,416	182,888,870
掛金	—	—	—	—	—	177,738,296
任継掛金	—	—	—	—	—	5,150,574
介護掛金収入	—	—	8,238,301	9,103,190	9,236,427	10,722,630
介護掛金	—	—	—	—	—	10,524,945
任継介護掛金	—	—	—	—	—	197,684
事業雑収入	1,495	2,400	2,817	2,411	2,076	—
支払準備金戻入	8,773,675	8,530,433	8,378,668	8,542,204	8,617,040	8,505,509
事業外収益	555,817	270,157	296,311	265,449	302,885	253,941
利息及び配当金	—	—	—	—	—	—
延滞金	—	—	—	—	—	—
損害賠償金	—	—	—	—	—	—
前期損益修正益	20,893	7,583	7,657	15,525	15,653	18,351
当期損失金	—	—	2,878,980	9,368,713	9,764,429	—
支出	173,002,052	174,683,723	179,385,957	187,368,721	189,407,925	202,389,300
保健給付	88,159,362	88,721,615	90,406,498	91,194,176	90,647,717	88,555,904
休業給付	3,616,157	3,630,234	3,908,169	3,783,890	3,890,789	4,076,784
災害給付	70,665	61,845	88,645	55,167	33,323	59,091
附加給付	6,139,848	5,087,234	5,055,171	5,091,522	4,593,726	3,610,319
老人保健拠出金	43,061,742	49,154,433	44,944,206	48,407,350	49,468,300	47,905,676
退職者給付拠出金	11,574,113	13,221,424	15,046,969	17,560,823	20,106,088	25,977,940
介護納付金	—	—	8,110,426	9,158,012	9,066,173	10,603,788
その他	4,513,306	3,224,912	3,262,486	3,471,635	3,052,420	2,503,814
支払準備金繰入	8,530,433	8,378,668	8,542,204	8,617,040	8,505,509	8,222,346
事業外費用	—	8	11	1,027	11	—
前期損益修正損	19,626	19,799	21,172	20,626	21,099	21,724
財産処分損	—	—	—	7,455	22,771	853
当期利益金	7,316,801	3,183,550	—	—	—	10,851,061

(注) 平成9年度から会計区分の変更により、利息及び配当金、延滞金、損害賠償金は「事業外収益」として計上した。  
資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

第147表 私立学校教職員共済長期経理状況

(単位 千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
収入	3,214,947,244	4,823,647,928	5,014,560,534	5,203,580,366	5,419,494,752	5,634,157,810
掛金収入	228,136,940	231,473,021	235,083,812	238,449,346	250,836,719	265,836,192
掛金	.	.	.	.	.	265,158,246
特別掛金	.	.	.	.	.	677,946
基礎年金交付金	27,723,144	26,173,795	24,483,378	23,227,216	21,812,705	20,313,609
厚生保険特別会計からの繰入金	6	2	1	—	—	—
退職一時金等返還金	419,731	383,037	439,103	521,025	568,054	628,606
事業雑収入	1,848	1,246	1,326	2,243	964	—
運用収入	98,924,654	101,311,727	87,460,342	78,289,211	66,737,219	66,967,519
国庫補助金	34,380,352	36,827,127	40,386,527	41,517,780	42,931,088	45,228,737
都道府県補助金	8,860,695	8,471,831	7,863,556	7,668,407	7,801,506	7,783,099
助成勘定より受入	311,129	102,233	46,449	56,908	64,525	55,289
責任準備金戻入	2,775,907,472	2,935,995,332	4,530,589,997	4,703,868,998	4,881,406,997	5,084,362,997
延滞金	47,697	46,174	57,418	54,659	44,930	54,998
事業外雑益	133	2,823	8,808	10,177	2,582	1,925
前期損益修正益	807,613	317,035	108,233	68,710	83,787	87,176
固定資産売却益	—	6,727	—	—	1,040,429	101,492
当期損失金	39,425,830	1,482,535,818	88,031,583	109,845,686	146,163,248	142,736,169
支出	3,214,947,244	4,823,647,928	5,014,560,534	5,203,580,366	5,419,494,752	5,634,157,810
退職給付	153,792,786	159,273,690	165,571,400	172,345,112	179,814,349	185,827,241
障害給付	1,682,705	1,720,481	1,796,218	1,808,912	1,897,400	1,924,458
遺族給付	23,748,791	25,282,232	26,701,548	28,023,682	29,446,045	30,662,513
恩給財団給付	126,546	124,415	101,807	84,103	74,853	67,679
基礎年金拠出金	93,383,418	100,386,340	110,289,174	113,666,407	118,400,027	126,342,523
年金保険者拠出金	5,814,761	5,814,761	5,814,761	5,814,761	5,133,756	14,283,281
調整拠出金	.	.	.	.	.	.
不動産管理費	3,370	4,714	1,766	15,200	7,995	2,008
負担金	.	.	.	.	.	.
責任準備金繰入	2,935,995,332	4,530,589,997	4,703,868,998	4,881,406,997	5,084,362,997	5,270,506,997
事業外支出等	394,539	450,064	413,249	413,688	356,001	4,540,155
前期損益修正損	4,997	1,235	1,613	1,504	1,328	955
当期利益金	—	—	—	—	—	—
年度末現在責任準備金	2,935,995,332	4,530,589,997	4,703,868,998	4,881,406,997	5,084,362,997	5,270,506,997

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

第148表 私立学校教職員共済業務経理状況

(単位 千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
収入	4,344,371	4,324,115	4,359,622	4,440,058	4,550,479	5,185,657
掛金	3,695,642	3,744,597	3,791,494	3,831,457	3,940,619	4,334,749
補助金	493,707	540,967	493,011	504,046	507,204	509,927
利息及び配当金	38,240	17,462	54,152	83,648	83,514	81,294
事業外雑益	20,071	20,361	20,774	20,707	19,142	19,769
前期損益修正益	4,396	728	191	200	—	239,918
当期損失金	92,314	—	—	—	—	—
支出	4,344,371	4,324,115	4,359,622	4,440,058	4,550,479	5,185,657
一般管理費	4,343,631	4,295,433	4,018,079	4,333,203	4,462,479	4,350,320
給与	.	.	.	.	.	.
職員手当	.	.	.	.	.	.
厚生費	.	.	.	.	.	.
旅費	.	.	.	.	.	.
事務費	.	.	.	.	.	.
その他	.	.	.	.	.	.
前期損益修正損	624	1,215	239	262	256	615
固定資産除却損	116	40	7,016	1,217	—	741
財産処分損	.	.	.	27	502	15
当期利益金	—	27,427	334,288	105,349	87,242	833,966

(注) 平成9年度から会計区分の変更により、給与等の経費は「一般管理費」として計上した。  
資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

第149表 私立学校教職員共済保健経理状況

(単位 千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
収入	5,753,197	6,989,554	6,908,560	5,992,383	6,738,953	6,717,555
施設収入	5,695,955	5,768,769	5,837,991	5,895,940	5,977,957	6,559,040
事業雑収入	.	.	.	9,123	40,807	48,219
特別保健福祉事業費	.	.	.	1,403	—	—
助成金	6,816	7,117	2,044	2,044	2,044	1,390
拠出金	.	.	.	73,388	—	—
利息及び配当金	48,825	15,808	18,080	9,356	6,817	2,150
その他	1,450	1,467	1,339	1,088	1,385	779
前期損益修正益	152	30	—	41	3,852	105,977
当期損失金	.	1,196,364	1,049,106	—	706,092	—
支出	5,753,197	6,989,554	6,908,560	5,992,383	6,738,953	6,717,555
保健事業費	1,981,608	2,024,289	2,041,717	2,081,228	1,878,869	1,877,975
一般管理費	616,771	576,024	571,269	572,709	556,504	469,989
職員給与	.	.	.	.	.	.
厚生費	.	.	.	.	.	.
旅費	.	.	.	.	.	.
事務費	.	.	.	.	.	.
他経理への繰入	2,136,793	4,388,874	4,295,218	3,106,414	4,071,600	2,253,083
事業資産減価償却費	.	.	.	62,973	151,129	151,449
事業外費用	.	.	.	38,599	79,692	73,772
その他	.	.	.	.	.	.
前期損益修正損	4,604	368	356	393	384	408
財産処分損	.	.	.	49	775	23
当期利益金	1,013,421	—	—	130,018	—	1,890,855

(注) 平成9年度から会計区分の変更により、職員給与等の経費は「一般管理費」として計上した。  
資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

10 農林漁業団体職員共済組合

第150表 農林漁業団体職員共済組合適用状況

年度末現在

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
団体数	9,415	8,956	8,571	8,096	7,691	7,249
組合員数	489,880	481,982	474,724	466,979	458,530	447,382
男	302,027	297,069	292,244	287,623	282,897	275,532
女	187,853	184,913	182,480	179,356	175,633	171,850
平均標準給与月額	286,727	289,986	292,577	295,153	296,925	296,582
男	326,930	330,354	333,149	335,999	337,545	336,696
女	222,089	225,133	227,601	229,649	231,496	232,267

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第151表 農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）

平成14年度末現在

標準給与		組合員数			標準給与		組合員数		
等級	月額 (千円)	計	男	女	等級	月額 (千円)	計	男	女
総数		447,382	275,532	171,850	第16級	260	27,082	17,053	10,029
第1級	98	1,598	193	1,405	17	280	25,723	16,403	9,320
2	104	1,284	76	1,208	18	300	25,130	16,673	8,457
3	110	2,891	182	2,709	19	320	23,951	16,620	7,331
4	118	4,916	465	4,451	20	340	22,313	16,312	6,001
5	126	6,581	703	5,878	21	360	20,726	15,867	4,859
6	134	8,371	1,096	7,275	22	380	23,575	18,594	4,981
7	142	9,249	1,623	7,626	23	410	24,133	20,024	4,109
8	150	10,964	2,610	8,354	24	440	18,737	15,937	2,800
9	160	12,752	3,907	8,845	25	470	13,741	12,061	1,680
10	170	13,663	4,997	8,666	26	500	9,956	8,961	995
11	180	14,820	6,286	8,534	27	530	6,752	6,301	451
12	190	15,240	7,014	8,226	28	560	4,408	4,178	230
13	200	24,377	12,357	12,020	29	590	2,941	2,833	108
14	220	31,285	17,500	13,785	30	620	11,684	11,234	450
15	240	28,539	17,472	11,067					

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第152表 農林漁業団体職員共済組合支給状況

(単位 金額：千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)		
				共済年金	移行年金	特例年金
合計	件数 1,781,599 金額 377,419,622	件数 1,856,135 金額 385,377,007	件数 1,947,519 金額 391,634,289	340,772 67,192,029	1,963,541 286,941,260	1,979,469 43,165,275
退職共済年金	件数 882,165 金額 175,215,761	件数 956,279 金額 183,729,069	件数 1,045,747 金額 192,629,844	189,175 33,688,927	1,094,628 143,183,528	1,078,856 23,570,482
障害共済年金	件数 11,772 金額 1,903,287	件数 12,801 金額 2,089,925	件数 13,822 金額 2,189,236	2,459 503,786	16,422 1,586,780	16,556 596,128
遺族共済年金	件数 261,136 金額 45,345,104	件数 284,486 金額 49,161,777	件数 307,622 金額 52,915,851	54,185 9,338,567	299,533 37,775,714	319,615 8,482,877
退職年金	件数 344,968 金額 114,460,643	件数 331,308 金額 111,001,590	件数 318,615 金額 105,993,239	52,056 17,366,236	303,532 76,788,919	300,560 7,667,250
減額退職年金	件数 35,754 金額 8,925,631	件数 35,193 金額 8,796,927	件数 34,648 金額 8,618,317	5,725 1,419,206	33,888 6,371,188	33,649 636,167
通算退職年金	件数 119,171 金額 10,637,075	件数 113,444 金額 10,246,882	件数 108,420 金額 9,623,786	17,675 1,570,840	101,347 6,757,928	101,267 676,848
退職一時金	件数 13 金額 312	件数 17 金額 191	件数 21 金額 169	19 117	. .	. .
脱退一時金	件数 4 金額 5,033	件数 6 金額 18,644	件数 12 金額 19,919	8 13,337	. .	. .
障害年金	件数 11,223 金額 3,042,482	件数 10,729 金額 2,928,804	件数 10,321 金額 2,774,787	1,689 491,597	10,076 2,028,682	10,054 214,801
障害一時金	件数 — 金額 —	件数 3 金額 5,862	件数 2 金額 3,412	— —	. .	. .
遺族年金	件数 102,641 金額 17,249,229	件数 99,553 金額 16,771,667	件数 96,458 金額 16,279,459	15,818 2,669,347	92,882 12,056,880	92,577 1,084,825
通算遺族年金	件数 12,715 金額 586,380	件数 12,239 金額 566,203	件数 11,770 金額 542,422	1,925 88,234	11,233 391,641	11,236 39,268
返還一時金	件数 21 金額 23,401	件数 47 金額 35,191	件数 36 金額 25,686	25 16,982	. .	. .
死亡一時金	件数 7 金額 2,016	件数 19 金額 5,527	件数 19 金額 7,143	4 888	. .	. .
特例死亡一時金	件数 8 金額 23,155	件数 7 金額 17,708	件数 5 金額 10,909	6 22,813	. .	. .
外国人一時金	件数 1 金額 113	件数 4 金額 1,040	件数 1 金額 110	3 1,152	. .	. .
特例老齢農林年金	件数 . 金額 .	件数 . 金額 .	件数 . 金額 .	. .	. .	15,098 195,586
特例脱退一時金	件数 . 金額 .	件数 . 金額 .	件数 . 金額 .	. .	. .	1 1,042

(注) 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、「移行年金」は厚生年金から支給される年金であり、「特例年金」は職域加算部分(3階部分)の給付について農林漁業団体職員共済組合から支給される年金である。「共済年金」は、権利が発生していたにも関わらず未請求だったものである。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」



第153表 農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計	人員 18,566 金額 23,282,439	人員 19,279 金額 22,077,305	人員 19,889 金額 22,699,435	人員 23,295 金額 26,007,340	人員 25,518 金額 22,524,607	人員 17,306 金額 1,735,239
退職共済年金	人員 13,787 金額 18,367,309	人員 14,321 金額 16,990,790	人員 14,241 金額 16,918,989	人員 17,704 金額 20,522,877	人員 19,651 金額 16,792,745	人員 6,627 金額 544,551
障害共済年金	人員 321 金額 302,635	人員 418 金額 393,846	人員 348 金額 346,642	人員 352 金額 350,114	人員 334 金額 332,398	人員 210 金額 59,349
遺族共済年金	人員 4,366 金額 4,521,190	人員 4,432 金額 4,580,370	人員 5,195 金額 5,366,911	人員 4,858 金額 4,981,089	人員 5,276 金額 5,295,665	人員 987 金額 149,644
退職年金	人員 19 金額 29,051	人員 42 金額 72,013	人員 21 金額 32,745	人員 45 金額 72,435	人員 28 金額 47,078	人員 23 金額 3,869
減額退職年金	人員 24 金額 30,072	人員 13 金額 14,683	人員 7 金額 8,553	人員 6 金額 6,779	人員 8 金額 9,226	人員 2 金額 247
通算退職年金	人員 29 金額 2,889	人員 35 金額 5,192	人員 58 金額 6,281	人員 307 金額 46,831	人員 206 金額 33,010	人員 262 金額 6,877
障害年金	人員 18 金額 27,421	人員 16 金額 20,045	人員 15 金額 18,919	人員 20 金額 26,423	人員 11 金額 14,107	人員 12 金額 1,929
遺族年金	人員 2 金額 1,872	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 1 金額 73
通算遺族年金	人員 — 金額 —	人員 2 金額 367	人員 4 金額 395	人員 3 金額 791	人員 4 金額 379	人員 — 金額 —
特例老齢農林年金	人員 . 金額 .	人員 . 金額 .	人員 . 金額 .	人員 . 金額 .	人員 . 金額 .	人員 9,182 金額 968,701

(注) 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、平成14年度の値は、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金(職域加算部分(3階部分))の数値である。

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計	人員 290,383 金額 380,636,171	人員 302,757 金額 394,672,223	人員 314,899 金額 403,579,017	人員 330,718 金額 412,932,463	人員 348,134 金額 417,984,728	人員 357,130 金額 53,322,467
退職共済年金	人員 132,854 金額 166,182,108	人員 145,503 金額 178,248,688	人員 157,682 金額 187,771,228	人員 173,329 金額 198,879,746	人員 190,604 金額 205,783,710	人員 203,913 金額 28,548,230
障害共済年金	人員 2,477 金額 2,484,174	人員 2,800 金額 2,819,468	人員 3,030 金額 3,049,918	人員 3,272 金額 3,274,949	人員 3,497 金額 3,486,642	人員 3,574 金額 1,032,008
遺族共済年金	人員 38,620 金額 40,746,582	人員 42,214 金額 45,138,514	人員 46,484 金額 49,761,849	人員 50,347 金額 53,680,811	人員 54,490 金額 57,796,501	人員 54,353 金額 10,259,032
退職年金	人員 65,068 金額 127,146,151	人員 62,728 金額 125,028,378	人員 60,116 金額 120,811,565	人員 57,747 金額 116,249,148	人員 55,287 金額 111,440,843	人員 52,830 金額 9,934,282
減額退職年金	人員 6,260 金額 9,397,122	人員 6,182 金額 9,443,760	人員 6,071 金額 9,315,627	人員 5,975 金額 9,165,732	人員 5,868 金額 9,002,147	人員 5,752 金額 817,919
通算退職年金	人員 21,634 金額 11,533,760	人員 20,577 金額 11,149,827	人員 19,483 金額 10,603,334	人員 18,701 金額 10,087,954	人員 17,708 金額 9,527,573	人員 16,635 金額 813,349
障害年金	人員 2,607 金額 4,115,267	人員 2,504 金額 4,004,660	人員 2,395 金額 3,835,278	人員 2,310 金額 3,693,506	人員 2,223 金額 3,555,245	人員 2,147 金額 372,192
遺族年金	人員 18,547 金額 18,405,613	人員 18,014 金額 18,226,406	人員 17,495 金額 17,842,212	人員 16,964 金額 17,331,831	人員 16,465 金額 16,846,390	人員 15,999 金額 1,497,404
通算遺族年金	人員 2,316 金額 625,395	人員 2,235 金額 612,522	人員 2,143 金額 588,007	人員 2,073 金額 568,786	人員 1,992 金額 545,677	人員 1,927 金額 48,052

(注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、平成14年度の値は、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金(職域加算部分(3階部分))の数値である。

2 平成14年度の「退職共済年金」には、特例老齢農林年金を含む。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第154表 農林漁業団体職員共済組合給付1人当り金額

(単位 円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
《年金》						
新規裁定	1,254,036	1,145,148	1,141,306	1,116,434	882,695	100,268
退職共済年金	1,332,219	1,186,425	1,188,048	1,159,223	854,549	82,172
障害共済年金	942,789	942,215	996,098	994,641	995,204	282,613
遺族共済年金	1,035,545	1,033,477	1,033,092	1,025,337	1,033,727	151,615
退職年金	1,528,995	1,714,583	1,559,300	1,609,669	1,681,343	168,213
減額退職年金	1,253,017	1,129,469	1,221,843	1,129,867	1,153,225	123,250
通算退職年金	99,624	148,334	108,298	152,544	160,241	26,248
障害年金	1,523,389	1,252,781	1,261,240	1,321,160	1,282,482	160,767
遺族年金	936,100	—	—	—	—	7,310
通算遺族年金	—	183,550	98,800	263,700	94,750	—
特例老齢農林年金	.	.	.	.	.	105,500
年度末現在	1,310,807	1,303,594	1,281,614	1,248,594	1,200,643	149,308
退職共済年金	1,250,863	1,225,052	1,190,822	1,147,412	1,079,640	141,630
障害共済年金	1,002,896	1,006,953	1,006,573	1,000,901	997,038	288,754
遺族共済年金	1,055,064	1,069,278	1,070,516	1,066,217	1,060,681	188,748
退職年金	1,954,050	1,993,183	2,009,641	2,013,077	2,015,679	188,042
減額退職年金	1,501,138	1,527,622	1,534,447	1,534,014	1,534,108	142,197
通算退職年金	533,131	541,859	544,235	539,434	538,038	48,894
障害年金	1,578,545	1,599,305	1,601,369	1,598,920	1,599,300	173,354
遺族年金	992,377	1,011,791	1,019,846	1,021,683	1,023,164	93,594
通算遺族年金	270,032	274,059	274,385	274,378	273,934	24,936
特例老齢農林年金	.	.	.	.	.	105,437
《一時金》						
退職一時金	9,214	67,765	23,992	11,254	8,064	6,170
脱退一時金	608,540	1,806,188	1,258,275	3,107,284	1,659,942	1,667,150
障害一時金	2,101,400	2,165,567	—	1,954,167	1,705,850	—
返還一時金	1,168,600	1,159,289	1,114,329	748,743	713,494	679,268
死亡一時金	556,724	271,783	287,944	290,890	375,921	221,989
特例死亡一時金	3,069,150	1,523,757	2,894,338	2,529,715	2,181,840	3,802,150
外国人一時金	126,000	112,000	112,900	260,000	110,000	383,867
特例年金						
特例脱退一時金	.	.	.	.	.	1,041,700
特例返還一時金	.	.	.	.	.	—

(注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、平成14年度の値は、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金(職域加算部分(3階部分))の数値である。

2 平成14年度の一時金の特例年金以外は、共済年金(権利が発生していたにも関わらず未請求だったもの)である。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第155表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況

(単位 千円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
収 入	523,136,155	518,737,555	516,042,637	520,834,143	532,425,572	2,419,946,764
掛金収入	334,549,592	333,394,847	331,730,226	328,905,969	324,896,863	26,827,667
国庫補助金	53,048,908	52,328,244	53,920,138	57,968,463	59,976,822	13,821,056
負担金収入	.	.	.	.	.	5,868,058
厚生年金保険料 相当額収入	.	.	.	.	.	285,844,562
厚生年金特別保険 料相当額収入	.	.	.	.	.	4,756,591
児童手当拠出金 相当額収入	.	.	.	.	.	1,612,015
基礎年金交付金	50,390,976	48,098,778	53,322,122	56,251,371	52,487,843	8,492,362
制度間調整交付金	.	5,780,066	1,788,074	.	.	.
助成金	7,130,000	7,110,000	7,060,000	7,020,000	7,000,000	.
給付金返還金	583,352	541,843	620,273	918,874	640,769	862,373
雑収入	30	25	24	1,195	246	154
運用収入	77,433,063	71,483,707	67,600,971	69,768,242	50,682,595	10,072,510
引当金等戻入	.	.	.	.	36,740,124	.
責任準備金戻入	.	.	.	.	.	389,686,330
不足責任準備金繰入	.	.	.	.	.	87,197,316
事業外収益	234	45	810	29	310	339
当期損失金	.	.	.	.	.	1,584,905,431
支 出	523,136,155	518,737,555	516,042,637	520,834,143	532,425,572	2,419,946,764
退職給付金	296,594,047	306,365,672	309,267,969	313,829,534	316,911,070	86,738,179
障害給付金	4,856,276	4,994,680	4,945,768	5,024,591	4,967,435	1,801,972
遺族給付金	55,219,719	59,339,733	63,205,884	66,522,882	69,755,783	21,720,479
基礎年金拠出金	112,374,846	115,632,538	121,114,016	127,946,017	135,577,351	31,100,615
制度間調整拠出金	148,136	5,773,543	1,777,845	.	.	.
年金保険者拠出金	666,667	846,846	846,846	846,846	846,846	121,211
厚生年金移換金	.	.	.	.	.	1,580,000,000
厚生年金保険料	.	.	.	.	.	285,844,562
厚生年金特別保険料	.	.	.	.	.	4,756,591
児童手当拠出金	.	.	.	.	.	1,612,015
その他事業費用	606,601	440,024	344,944	402,146	315,448	3,265,059
業務経理へ繰入金	2,641,356	2,866,926	2,769,003	2,807,129	3,092,612	1,009,558
引当金等繰入	50,026,926	22,474,336	11,767,222	3,422,205	.	.
責任準備金繰入	.	.	.	.	.	401,974,941
前期損益修正損	1,579	3,257	3,141	32,794	4,782	1,582
固定資産売却損	.	.	.	.	954,243	.
年度末現在給付準備金	1,973,668,122	1,996,142,458	2,007,909,680	2,011,331,885	1,974,591,761	401,974,941

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第156表 農林漁業団体職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
収 入	3,313,272	3,451,356	3,371,070	3,391,302	3,633,204	3,339,099
国庫補助金	605,463	466,665	536,241	499,415	510,497	449,873
事務受託料	.	.	.	.	.	1,344,695
助成金	.	.	.	.	.	500,650
給付経理より受入	2,615,299	2,857,511	2,752,292	2,795,173	3,081,396	1,009,297
資産見返繰入金戻入	48,097	50,308	58,212	72,450	24,737	27,230
受取利息	31,394	64,481	12,346	13,398	5,117	2,803
雑益	13,019	12,390	11,980	10,865	11,457	4,550
支 出	3,313,272	3,451,356	3,371,070	3,391,302	3,633,204	3,339,099
人件費	1,785,136	1,857,035	1,765,657	1,814,320	1,773,649	1,598,839
事務費	1,480,040	1,544,019	1,557,823	1,476,539	1,834,819	1,699,590
減価償却費	47,788	48,674	46,925	30,735	24,003	22,967
雑損	309	1,628	665	28,379	734	17,704
固定資産除却損	.	.	.	41,329	.	.

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

11 船員保険

第157表 船員保険適用状況

年度末現在

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
<b>《船舶所有者数》</b>						
普通保険	7,822	7,536	7,318	7,100	6,912	6,611
漁船	3,210	3,070	2,972	2,849	2,754	2,651
その他	4,621	4,475	4,354	4,258	4,164	3,966
失業保険	5,234	4,985	4,822	4,700	4,541	4,363
<b>《被保険者数》</b>						
普通保険						
強制適用	91,292	84,171	79,521	75,889	71,317	66,818
漁船	33,779	31,230	29,969	28,405	26,218	24,498
その他	57,513	52,941	49,552	47,484	45,099	42,320
任意継続適用	8,967	9,698	9,243	7,802	6,836	6,620
失業保険	76,451	69,778	65,736	62,830	58,794	54,992
<b>《被扶養者数》</b>						
被保険者1人当り被扶養者数	1.776	1.756	1.751	1.727	1.717	1.693
<b>《平均標準報酬月額》</b>						
普通保険						
強制適用	382,606	380,501	379,634	372,001	372,691	369,469
漁船	305,580	302,111	306,485	290,804	290,641	285,104
その他	427,719	426,743	423,874	420,573	420,390	418,305
任意継続適用	331,882	335,003	332,606	329,385	326,440	321,445
失業保険	405,844	405,455	404,140	397,399	398,860	396,882

(注) 船舶所有者数の「漁船」「その他」は延数である。  
資料：社会保険庁「事業年報」、一部社会保険庁調べ

第158表 船員保険被保険者数(標準報酬等級別)

平成15年3月末現在

等級	標準報酬	普通保険(強制適用)			失業保険
	月額 (千円)	合計	漁船	その他	
総数		66,818	24,498	42,320	54,992
第1級	98	848	743	105	162
2	104	170	151	19	103
3	110	406	394	12	109
4	118	339	323	16	94
5	126	231	215	16	100
6	134	461	448	13	204
7	142	335	302	33	109
8	150	734	646	88	211
9	160	466	430	36	150
10	170	740	619	121	398
11	180	1,195	953	242	510
12	190	886	710	176	420
13	200	1,940	1,376	564	900
14	220	2,161	1,545	616	1,124
15	240	2,547	1,566	981	1,731
16	260	3,125	1,721	1,404	2,304
17	280	3,768	1,926	1,842	3,107
18	300	5,203	1,978	3,225	4,384
19	320	4,191	1,783	2,408	3,625
20	340	3,748	1,107	2,641	3,434
21	360	3,787	972	2,815	3,557
22	380	4,502	1,023	3,479	4,228
23	410	4,970	887	4,083	4,681
24	440	4,229	643	3,586	4,009
25	470	3,557	471	3,086	3,410
26	500	2,824	321	2,503	2,714
27	530	2,100	246	1,854	2,042
28	560	1,613	184	1,429	1,568
29	590	1,124	145	979	1,081
30	620	923	110	813	893
31	650	727	86	641	717
32	680	582	77	505	577
33	710	528	83	445	517
34	750	365	56	309	362
35	790	333	75	258	330
36	830	279	56	223	277
37	880	239	39	200	234
38	930	166	13	153	163
39	980	476	75	401	453

資料：社会保険庁「事業年報」

第159表 船員保険疾病部門給付決定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計	件数 2,197,596 金額 42,018,032	2,134,539 38,848,163	2,026,118 36,894,978	1,951,044 34,802,262	1,876,847 31,560,619	1,765,286 28,654,725
被保険者分	件数 853,640 金額 24,724,014	817,049 22,301,105	770,751 21,005,727	744,387 19,998,834	708,399 17,482,085	659,101 15,879,337
診療費	件数 683,484 日数 1,917,671 金額 16,217,961	634,639 1,737,792 14,133,512	586,686 1,584,608 13,242,919	551,518 1,448,670 12,410,391	515,967 1,307,727 11,316,177	472,863 1,177,594 10,200,081
薬剤支給	件数 120,393 枚数 181,715 金額 801,687	134,371 197,886 810,691	139,916 204,954 893,301	150,572 214,214 976,383	156,332 218,665 1,075,764	153,004 206,302 1,081,959
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数 23,188 日数 364,948 金額 619,980	21,125 323,515 549,490	19,185 292,377 497,072	17,313 257,279 444,168	15,338 222,572 387,906	13,991 199,458 348,958
訪問看護療養費	件数 24 日数 134 金額 1,007	67 538 3,861	53 340 2,456	28 265 1,865	30 243 1,704	25 210 1,480
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給)	件数 16 日数 625 金額 133	9 345 49	7 1,006 218	3 50 6	1 73 8	— — —
療養費	件数 21,339 金額 293,713	19,779 275,620	18,174 253,302	17,611 254,583	16,631 260,892	15,641 159,787
看護費	件数 1 日数 6 金額 25	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —
移送費	件数 54 金額 23,999	64 29,519	46 17,355	49 17,190	34 14,642	14 5,806
高額療養費	件数 1,816 金額 139,157	3,252 258,280	3,112 255,664	2,994 258,259	2,479 221,192	2,084 182,417
傷病手当金	件数 26,048 (7,687) 日数 802,301 (229,626) 金額 6,310,280 (2,272,473)	24,441 (7,247) 754,391 (216,841) 5,958,960 (2,184,738)	22,342 (6,966) 704,705 (212,056) 5,559,083 (2,091,178)	21,215 (6,977) 680,589 (213,786) 5,370,452 (2,106,275)	16,604 (6,184) 521,938 (192,124) 3,992,201 (1,829,660)	15,160 (6,145) 465,960 (185,540) 3,683,739 (1,786,747)
葬祭料	件数 436 (85) 金額 302,773 (60,210)	395 (56) 263,354 (40,032)	386 (63) 269,960 (49,008)	380 (89) 256,276 (65,624)	293 (66) 195,020 (45,441)	271 (54) 189,154 (36,785)
出産育児一時金	件数 11 金額 3,300	9 2,700	15 4,500	10 3,000	11 3,300	14 4,200
出産手当金	件数 18 日数 2,387 金額 9,999	23 3,197 15,069	14 2,071 9,897	7 1,218 6,259	17 2,469 13,281	25 3,756 21,755
被扶養者分	件数 1,343,707 金額 17,267,991	1,317,160 16,509,707	1,255,025 15,846,493	1,206,368 14,772,141	1,168,110 14,046,981	1,103,585 12,695,418
診療費	件数 1,094,893 日数 2,581,285 金額 14,298,797	1,040,686 2,418,129 13,466,592	967,068 2,223,020 12,825,025	904,082 2,024,097 11,811,806	857,103 1,880,421 11,162,988	794,688 1,703,656 9,962,261
薬剤支給	件数 214,343 枚数 344,720 金額 893,710	243,179 388,006 993,963	255,221 402,362 1,100,518	271,498 419,800 1,189,511	281,561 428,931 1,282,570	281,335 417,715 1,290,254

入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数 21,058 日数 304,345 金額 415,043	19,890 280,693 383,752	18,256 259,684 359,054	16,578 226,178 312,021	15,391 206,952 285,455	13,661 179,454 247,909
訪問看護療養費	件数 97 日数 377 金額 2,543	150 559 3,874	288 1,117 7,670	248 1,026 7,005	209 931 6,210	181 867 5,849
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給)	件数 1 日数 41 金額 5	3 145 30	1 45 5	— — —	— — —	1 61 17
療養費	件数 26,786 金額 153,881	25,704 160,259	25,176 153,211	23,829 142,408	23,330 140,266	22,003 127,941
看護費	件数 1 日数 75 金額 250	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —
移送費	件数 7 金額 261	5 160	5 105	2 23	3 188	5 83
高額療養費	件数 4,560 金額 298,752	4,434 285,448	4,534 294,167	4,134 292,481	3,601 243,600	3,200 200,202
家族葬祭料	件数 1,218 金額 664,448	1,264 695,130	1,141 629,438	1,027 552,488	963 523,704	886 475,101
家族出産育児一時金	件数 1,801 金額 540,300	1,735 520,500	1,591 477,300	1,548 464,400	1,340 402,000	1,286 385,800
高齢受給者分(一般)	件数 . 金額 .	. .	. .	. .	. .	2,028 40,253
診療費	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	1,474 3,778 33,769
薬剤支給	件数 . 枚数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	554 904 5,778
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	35 460 706
高齢受給者分(一定以上所得者)	件数 . 金額 .	. .	. .	. .	. .	254 2,996
診療費	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	184 401 2,458
薬剤支給	件数 . 枚数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	70 92 523
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	3 13 15
世帯合算高額療養費	件数 249 金額 26,027	330 37,351	342 42,759	289 31,288	338 31,554	318 36,721

(注) 1 ( )内の数字は職務上(再掲)を示す。  
 2 「傷病手当金」「(家族)葬祭料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。  
 3 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。  
 4 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。  
 5 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。  
 6 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。  
 7 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。  
 資料：社会保険庁「事業年報」

第160表 船員保険疾病部門診療費決定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
被保険者分	件数 683,484 日数 1,917,671 金額 16,217,961	634,639 1,737,792 14,133,512	586,686 1,584,608 13,242,919	551,518 1,448,670 12,410,391	515,967 1,307,727 11,316,177	472,863 1,177,594 10,200,081
一般診療	件数 560,070 日数 1,573,945 金額 13,915,998	518,917 1,414,541 12,017,599	479,287 1,286,390 11,282,449	450,323 1,173,948 10,576,398	420,462 1,051,567 9,557,049	383,412 938,941 8,582,150
入院	件数 25,751 日数 425,352 金額 7,650,552	23,372 373,939 6,718,498	21,399 340,648 6,420,948	19,324 301,028 6,079,332	17,361 263,293 5,433,538	15,857 236,133 4,941,664
入院外	件数 534,319 日数 1,148,593 金額 6,265,446	495,545 1,040,602 5,299,101	457,888 945,742 4,861,501	430,999 872,920 4,497,066	403,101 788,274 4,123,511	367,555 702,808 3,640,486
歯科診療	件数 343,726 日数 123,414 金額 2,301,963	323,251 115,722 2,115,913	298,218 107,399 1,960,470	274,722 101,195 1,833,993	256,160 95,505 1,759,127	238,653 89,451 1,617,932
被扶養者分	件数 1,094,893 日数 2,581,285 金額 14,298,797	1,040,686 2,418,129 13,466,592	967,068 2,223,020 12,825,025	904,082 2,024,097 11,811,806	857,103 1,880,421 11,162,988	794,688 1,703,656 9,962,261
一般診療	件数 909,333 日数 2,107,842 金額 12,462,540	868,834 1,981,272 11,759,569	808,805 1,821,723 11,252,596	756,887 1,655,003 10,351,953	718,753 1,541,493 9,796,857	663,503 1,387,121 8,705,862
入院	件数 22,711 日数 335,528 金額 5,499,260	21,394 309,484 5,241,250	19,736 287,326 5,137,588	18,031 251,419 4,693,927	16,781 231,055 4,460,414	14,993 201,665 3,876,471
入院外	件数 886,622 日数 1,772,314 金額 6,963,280	847,440 1,671,788 6,518,319	789,069 1,534,397 6,115,008	738,856 1,403,584 5,658,026	701,972 1,310,438 5,336,443	648,510 1,185,456 4,829,391
歯科診療	件数 185,560 日数 473,443 金額 1,836,257	171,852 436,857 1,707,023	158,263 401,297 1,572,429	147,195 369,094 1,459,852	138,350 338,928 1,366,132	131,185 316,535 1,256,399
高齢受給者分(一般)	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	1,474 3,778 33,769
一般診療	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	1,365 3,502 32,108
入院	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	35 480 16,099
入院外	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	1,330 3,022 16,009
歯科診療	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	109 276 1,661
高齢受給者分(一定以上所得者)	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	184 401 2,458
一般診療	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	158 328 2,006
入院	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	3 14 584
入院外	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	155 314 1,422
歯科診療	件数 . 日数 . 金額 .	. . .	. . .	. . .	. . .	26 73 451

(注) 1 老人保健による給付分を除く。  
 2 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。  
 3 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。  
 4 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。  
 資料：社会保険庁「事業年報」

第161表 船員保険疾病部門給付諸率

(単位 金額：円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
《被保険者分》						
診療費	1000人当件数 6,658.76 1件当日数 2.81 1件当金額 23,728 1人当金額 158,002	6,556.48 2.74 22,270 146,014	6,441.57 2.70 22,572 145,402	6,430.18 2.63 22,502 144,693	6,408.73 2.53 21,932 140,556	6,280.59 2.49 21,571 135,478
一般診療	1000人当件数 5,456.43 1件当日数 2.81 1件当金額 24,847 1人当金額 135,575	5,360.93 2.73 23,159 124,154	5,262.38 2.68 23,540 123,877	5,250.36 2.61 23,486 123,311	5,222.48 2.50 22,730 118,706	5,092.47 2.45 22,384 113,988
入院	1000人当件数 250.88 1件当日数 16.52 1件当金額 297,097 1人当金額 74,535	241.46 16.00 287,459 69,409	234.95 15.92 300,058 70,499	225.30 15.58 314,600 70,879	215.64 15.17 312,974 67,489	210.61 14.89 311,639 65,635
入院外	1000人当件数 5,205.54 1件当日数 2.15 1件当金額 11,726 1人当金額 61,040	5,119.49 2.10 10,693 54,745	5,027.42 2.07 10,617 53,377	5,025.04 2.03 10,434 52,432	5,006.84 1.96 10,229 51,217	4,881.88 1.91 9,905 48,353
歯科診療	1000人当件数 1,202.35 1件当日数 2.79 1件当金額 18,652 1人当金額 22,427	1,195.53 2.79 18,284 21,860	1,179.20 2.78 18,254 21,525	1,179.84 2.71 18,123 21,383	1,186.25 2.68 18,419 21,850	1,188.09 2.67 18,087 21,489
看護費	1000人当日数 0.06 1日当金額 4,137	— —	— —	— —	— —	. .
傷病手当金	1000人当件数 252.80 1人当日数 7.79 1件当金額 242,256	251.36 7.76 243,810	244.02 7.70 248,818	245.82 7.89 253,144	204.76 6.44 240,436	199.72 6.14 242,991
葬祭料	1000人当件数 4.23	4.06	4.22	4.40	3.61	3.57
出産手当金	1000人当件数 0.17 1件当金額 555,502	0.24 655,189	0.15 706,928	0.08 894,204	0.21 781,214	0.33 870,212
《被扶養者分》						
診療費	1000人当件数 6,806.13 1件当日数 2.36 1件当金額 13,060 1人当金額 88,885	6,940.35 2.32 12,940 89,809	6,881.82 2.30 13,262 91,252	6,905.39 2.24 13,065 90,219	7,023.39 2.19 13,024 91,473	7,047.77 2.14 12,536 88,351
一般診療	1000人当件数 5,652.63 1件当日数 2.32 1件当金額 13,705 1人当金額 77,470	5,794.27 2.28 13,535 78,425	5,754.74 2.25 13,913 80,063	5,781.12 2.19 13,677 79,068	5,889.68 2.14 13,630 80,278	5,884.36 2.09 13,121 77,209
入院	1000人当件数 141.18 1件当日数 14.77 1件当金額 242,141 1人当金額 34,185	142.68 14.47 244,987 34,954	140.42 14.56 260,316 36,555	137.72 13.94 260,325 35,852	137.51 13.77 265,801 36,550	132.97 13.45 258,552 34,379
入院外	1000人当件数 5,511.46 1件当日数 2.00 1件当金額 7,854 1人当金額 43,285	5,651.59 1.97 7,692 43,471	5,614.33 1.94 7,750 43,509	5,643.39 1.90 7,658 43,216	5,752.19 1.87 7,602 43,729	5,751.37 1.83 7,447 42,830
歯科診療	1000人当件数 1,153.49 1件当日数 2.55 1件当金額 9,896 1人当金額 11,415	1,146.08 2.54 9,933 11,384	1,126.06 2.54 9,936 11,188	1,124.28 2.51 9,918 11,150	1,133.69 2.45 9,874 11,195	1,163.43 2.41 9,577 11,142
看護費	1000人当日数 0.47 1日当金額 3,336	— —	— —	— —	— —	. .
家族葬祭料	1000人当件数 6.71	7.46	7.18	6.92	6.95	6.92

《高齢受給者分（一般）》						
診療費	1000人当件数	・	・	・	・	7,255.13
	1件当日数	・	・	・	・	2.56
	1件当金額	・	・	・	・	22,910
入院	1人当金額	・	・	・	・	166,214
	1000人当件数	・	・	・	・	172.27
	1件当日数	・	・	・	・	13.71
入院外	1件当金額	・	・	・	・	459,959
	1人当金額	・	・	・	・	79,238
	1000人当件数	・	・	・	・	6,546.35
歯科診療	1件当日数	・	・	・	・	2.27
	1件当金額	・	・	・	・	12,037
	1人当金額	・	・	・	・	78,798
《高齢受給者分（一定以上所得者）》	1000人当件数	・	・	・	・	536.51
	1件当日数	・	・	・	・	2.53
	1件当金額	・	・	・	・	15,243
診療費	1人当金額	・	・	・	・	8,178
	1000人当件数	・	・	・	・	6,494.12
	1件当日数	・	・	・	・	2.18
入院	1件当金額	・	・	・	・	13,356
	1人当金額	・	・	・	・	86,736
	1000人当件数	・	・	・	・	105.88
入院外	1件当日数	・	・	・	・	4.67
	1件当金額	・	・	・	・	194,761
	1人当金額	・	・	・	・	20,622
歯科診療	1000人当件数	・	・	・	・	5,470.59
	1件当日数	・	・	・	・	2.03
	1件当金額	・	・	・	・	9,175
《高齢受給者分（一定以上所得者）》	1人当金額	・	・	・	・	50,195
	1000人当件数	・	・	・	・	917.65
	1件当日数	・	・	・	・	2.81
入院外	1件当金額	・	・	・	・	17,347
	1人当金額	・	・	・	・	15,919

- (注) 1 「1人当金額」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当り件数及び日数である。
- 2 平成13年度までの「診療費」「看護費」は、老人保健対象者を含まない数値で計算しているが、その他の給付については老人保健対象者を含む数値で計算している。
- 3 平成14年度の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 4 平成14年度の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は、高齢受給者分が含まれており老人保健対象者を含む総数で計算している。
- 5 「高齢受給者分」は、高齢（一般・一定以上所得者）の加入者数で計算している。
- 6 「高齢受給者（一般）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 7 「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。
- 8 平成14年度の「高齢受給者（一般）（一定以上所得者）」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

資料：社会保険庁「事業年報」

第162表 船員保険年金部門(職務上)年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計人員	115	88	82	84	97	65
金額	242,107	204,561	167,695	191,645	183,876	133,950
障害年金人員	19	18	20	21	18	16
金額	38,970	41,442	37,447	45,952	37,569	34,682
遺族年金人員	96	70	62	63	79	49
金額	203,138	163,120	130,248	145,693	146,306	99,268

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計人員	1,661	1,738	1,797	1,857	1,936	1,983
金額	3,432,008	3,627,372	3,749,298	3,899,522	4,052,788	4,129,552
障害年金人員	421	445	457	470	479	493
金額	895,543	945,994	960,710	991,865	1,020,680	1,047,291
遺族年金人員	1,240	1,293	1,340	1,387	1,457	1,490
金額	2,536,465	2,681,379	2,788,589	2,907,657	3,032,108	3,082,261

資料：社会保険庁「事業年報」

第163表 船員保険年金部門(職務上)一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計件数	164	145	126	132	127	118
金額	592,915	518,318	431,275	514,431	432,748	416,459
障害手当金件数	141	129	118	121	109	107
金額	430,577	436,331	365,683	402,582	325,348	337,877
遺族一時金件数	22	15	8	8	17	9
金額	153,597	78,840	65,592	57,960	103,320	57,960
その他の一時金件数	1	1	—	3	1	2
金額	8,742	3,147	—	53,889	4,080	20,622

資料：社会保険庁「事業年報」

第164表 船員保険年金部門(職務上)1人当り金額

(i) 年金

(単位 円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
新規裁定分	2,105,277	2,324,559	2,045,061	2,281,492	1,895,630	2,082,260
障害年金	2,051,063	2,302,306	1,872,340	2,188,195	2,087,211	2,085,463
遺族年金	2,116,007	2,330,281	2,100,777	2,312,590	1,851,978	2,081,111
年度末現在	2,062,664	2,089,940	2,086,421	2,099,904	2,093,382	2,082,477
障害年金	2,111,714	2,125,827	2,102,210	2,110,351	2,130,855	2,124,323
遺族年金	2,045,536	2,077,589	2,081,036	2,096,364	2,081,062	2,068,631

資料：社会保険庁調べ

(ii) 一時金

(単位 円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計	3,615,335	3,574,607	3,422,817	3,897,207	3,407,465	3,529,309
障害手当金	3,053,735	3,382,414	3,099,010	3,327,122	2,984,845	3,157,725
遺族一時金	6,981,682	5,256,000	8,199,000	7,245,000	6,077,647	6,440,000
その他の一時金	8,741,834	3,146,940	—	17,963,157	4,080,000	10,310,950

資料：社会保険庁「事業年報」

第165表 船員保険失業部門給付決定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計	43,783	54,626	52,815	39,484	36,187	36,882
失業保険金	8,620,736	10,960,614	10,032,034	7,471,459	6,749,175	6,812,408
傷病給付金	7,241,535	9,505,858	8,928,387	6,659,087	5,829,406	5,766,922
技能習得手当	2,444	2,415	2,354	1,997	1,748	1,019
通所手当	1,961	1,954	1,971	1,607	1,437	716
教育訓練給付金	・	6	225	292	357	420
寄宿手当	157	226	180	152	93	126
再就職手当	1,278	1,453	1,433	1,073	1,128	1,250
高齢求職者給付金	1,007	992	873	702	876	926
移転に要する費用	220	297	271	238	214	225
失業保険金 月末受給者数(年間平均)	2,750	3,441	3,250	2,467	2,133	2,203
1000人当失業者数	34.77	47.10	47.98	38.30	35.48	38.68
1件当日数	23.90	24.08	24.00	23.99	23.44	23.18
1日当金額	7,831	8,004	7,821	7,903	7,808	7,548
1件当金額	187,047	192,727	187,678	189,610	182,981	174,999
傷病給付金 1件当日数	28.42	29.35	25.74	26.71	29.72	27.30
1日当金額	7,679	7,902	7,559	7,641	7,586	7,889
1件当金額	218,230	231,883	194,573	204,098	225,504	215,358
受講手当 1件当日数	17.98	18.45	18.27	18.60	19.24	20.17
1日当金額	590	590	599	600	600	600
1件当金額	10,607	10,885	10,945	11,157	11,545	12,100
寄宿手当 1件当日数	27.88	28.67	28.71	26.45	38.97	37.40
1日当金額	373	355	360	363	357	351
1件当金額	10,409	10,178	10,342	9,607	13,897	13,142

(注) 1 「通所手当」の件数は、「受講手当」の支給と併せて支給を受けた件数を示し、件数の合計には含まれていない。  
また、「通所手当」の日数は、月数を示す。

2 「移転に要する費用」は、合計には含まれていない。

資料：社会保険庁「事業年報」

第166表 船員保険収支状況

(単位 千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
収入	100,100,746	94,060,446	87,551,654	84,357,656	82,551,642	75,285,842
保険料	87,265,041	81,873,766	76,338,367	71,865,805	70,992,714	66,571,154
疾病給付	57,674,523	54,360,119	50,728,118	48,186,318	48,402,937	45,486,776
医療分	57,674,523	54,360,119	50,728,118	46,787,813	43,931,932	41,322,443
介護分	・	・	・	1,398,505	4,471,005	4,164,333
年金給付	15,009,168	13,955,654	13,021,844	11,968,397	11,403,864	10,675,947
失業給付	8,035,385	7,455,042	6,910,048	6,446,865	6,198,466	5,726,196
福祉施設費	5,673,233	5,289,245	4,921,266	4,562,344	4,322,454	4,057,937
業務取扱費	872,732	813,706	757,091	701,881	664,993	624,298
利子	4,604,615	4,362,275	3,831,913	3,071,230	3,004,010	2,447,318
国庫負担金	6,309,823	6,147,342	6,308,303	5,734,638	5,667,834	5,372,408
疾病給付	3,000,000	3,000,000	3,257,876	3,043,558	3,000,000	3,000,000
年金給付	35,180	31,294	27,012	24,780	24,304	22,254
失業給付	1,941,885	1,840,251	1,794,803	1,495,166	1,509,731	1,226,297
事務費	1,332,758	1,275,797	1,228,612	1,171,134	1,133,799	1,123,857
積立金より受入	—	—	—	—	—	—
厚生保険特会業務勘定より受入	1,344,444	1,231,129	627,052	2,254,232	2,372,508	231,028
雑収入	246,642	230,192	315,656	1,315,119	257,272	391,004
前年度剰余金受入	330,181	215,742	130,363	116,632	257,300	282,929
支出	96,594,822	95,154,200	94,042,114	87,222,122	85,697,456	79,498,402
保険給付費	54,658,224	53,858,100	50,876,795	46,409,506	42,649,786	39,692,742
疾病給付	42,492,806	39,301,279	37,245,120	35,110,022	32,017,660	28,983,611
年金給付	3,467,568	3,554,895	3,558,636	3,755,004	3,806,318	3,913,886
失業給付	8,697,850	11,001,926	10,073,039	7,544,480	6,825,808	6,795,244
老人保健拠出金	14,881,342	14,782,324	17,029,811	14,100,378	13,304,377	13,432,683
退職者給付拠出金	2,572,709	2,596,751	2,928,902	2,988,656	3,134,107	3,272,657
介護納付金	・	・	・	1,548,192	5,411,051	2,731,313
福祉事業費	6,574,992	6,331,887	5,700,151	5,140,888	4,665,980	4,330,623
事務費	2,554,289	2,472,676	2,375,092	2,245,449	2,154,206	2,041,780
諸支出金	15,352,853	15,112,251	15,131,337	14,789,053	14,377,949	13,996,604
厚生保険特別会計児童手当勘定へ繰入	413	211	26	0	0	0
収支差引剰余金	3,505,924	△ 1,093,754	△ 6,490,460	△ 2,864,466	△ 3,145,814	△ 4,212,560
翌年度へ繰越	215,743	130,363	116,632	257,301	282,929	35,032
積立金へ繰入	3,290,181	—	—	—	—	—
積立金から補足	—	△ 1,224,117	△ 6,607,092	△ 3,121,767	△ 3,428,743	△ 4,247,593
年度末現在積立金	122,706,989	121,482,872	114,875,782	111,754,015	108,325,272	104,077,680

資料：社会保険庁「事業年報」、一部社会保険庁調べ

第167表 船員保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
徴収決定額	91,393,578	86,264,994	80,843,231	77,675,204	77,449,614	73,170,478
前年度からの繰越額	3,672,961	3,773,561	4,196,592	4,255,246	5,484,589	6,235,395
本年度分	87,720,616	82,491,433	76,646,639	73,419,958	71,965,025	66,935,083
収納済額	87,265,041	81,873,766	76,338,367	71,865,805	70,992,714	66,571,154
不納欠損額	353,817	194,534	248,859	323,545	221,938	559,280
収納未済額	3,774,720	4,196,693	4,256,005	5,485,854	6,234,963	6,040,044
収納率(%)	95.5	94.9	94.4	92.5	91.7	91.0

資料：社会保険庁「事業年報」

## 12 雇用保険

第168表 雇用保険適用状況

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
《一般、高年齢及び短期雇用特例被保険者関係》							
適用事業所数	1,988,192	2,001,082	2,008,610	2,026,679	2,028,693	2,018,978	2,005,579
新規加入	83,199	76,861	87,471	98,150	89,552	82,778	81,281
廃止・脱退	54,288	62,465	79,881	80,988	88,507	93,506	95,967
被保険者数	33,848,916	33,586,088	33,447,210	33,523,678	33,607,057	33,624,383	33,939,485
資格取得者数	529,639	495,585	492,377	541,285	578,012	578,725	594,837
資格喪失者数	522,863	516,327	505,589	534,468	570,483	576,694	568,005
《日雇労働被保険者関係》							
被保険者数	51,193	48,460	47,080	45,396	41,600	37,675	35,161

(注) 1 「適用事業所数」「被保険者数」は、年度末現在。  
 2 「資格取得者数」「資格喪失者数」は、年度平均。  
 3 日雇労働被保険者関係の「被保険者数」は、日雇労働被保険者手帳交付数より推計。  
 資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」





第171表 一般求職者給付の状況

平成15年度

区 分	計(短時間を含む)	うち男	うち女
受給資格決定件数(件)	2,334,467	1,107,601	1,226,866
受給者実人員(人)	853,137	432,677	420,460
基本手当基本分(人)	839,487	425,338	414,149
一般求職者給付支給総額(円)	1,502,285,142,305	903,995,847,376	598,289,294,929
基本手当支給総額(円)	1,484,315,214,952	894,103,309,660	590,211,905,292

(注)「支給金額」は、業務統計による暫定値である。

第172表 労働保険保険料徴収状況(雇用勘定)

(単位 千円)

区 分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
徴収決定済額	1,895,339,140	1,809,355,874	1,785,127,753	2,403,709,832	2,515,861,489	2,581,302,342
収納済歳入額	1,857,926,674	1,772,645,942	1,747,978,036	2,358,987,005	2,445,858,054	2,527,253,996
不納欠損額	2,975,602	2,396,848	2,372,754	2,461,230	2,819,088	3,478,330
収納未済歳入額	34,436,865	34,313,084	34,776,964	42,261,597	67,184,347	50,570,015
収納率(%)	98.0	98.0	97.9	98.1	97.2	97.9
郵政事業特別会計より受入	903,172	833,363	840,347	784,161	778,301	678,834

資料：厚生労働省職業安定局調べ

平成15年度

基本手当基本分	初回受給者数			受給者実人員			支給終了者数		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	1,990,245	927,321	1,062,924	839,487	425,338	414,149	1,647,405	737,666	909,739
特 定 受 給 資 格 者	627,392	376,145	251,247	331,277	101,335	129,942	472,604	269,143	203,461
29歳以下	102,717	53,688	49,029	30,372	15,439	14,933	71,248	34,751	36,497
被保険者期間1年未満(90日)	10,090	5,468	4,622	2,227	1,186	1,041	4,233	2,202	2,031
1～4年(90日)	40,541	21,129	19,412	9,233	4,711	4,522	18,389	8,972	9,417
5～9年(120日)	16,756	9,160	7,596	4,455	2,316	2,139	6,439	3,021	3,418
10～19年(180日)	1,912	1,227	685	622	372	250	449	251	198
旧法分	33,418	16,704	16,714	13,836	6,854	6,982	41,738	20,305	21,433
30～44歳	193,413	117,146	76,267	78,556	46,932	31,625	127,501	70,473	57,028
被保険者期間1年未満(90日)	11,013	6,570	4,443	2,527	1,485	1,043	5,104	2,958	2,146
1～4年(90日)	46,621	24,586	22,035	10,833	5,550	5,281	22,493	11,111	11,382
5～9年(180日)	28,406	16,676	11,730	9,081	5,122	3,960	6,736	3,618	3,118
10～19年(210日)	13,392	8,737	4,655	4,491	2,737	1,753	2,257	1,216	1,041
10～19年(240日)	25,194	18,513	6,681	8,723	6,151	2,572	2,701	1,774	927
20年以上(240日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20年以上(270日)	8,423	6,495	1,928	2,999	2,223	775	401	285	116
旧法分	60,364	35,569	24,795	39,903	23,662	16,241	87,809	49,511	38,298
45～59歳	274,854	172,344	102,510	189,499	119,537	69,962	220,440	132,839	87,601
被保険者期間1年未満(90日)	9,778	6,879	2,899	2,245	1,550	695	4,466	2,965	1,501
1～4年(180日)	46,428	25,883	20,545	15,262	8,175	7,086	12,678	6,466	6,212
5～9年(240日)	28,642	13,254	15,388	10,738	4,734	6,004	4,002	1,703	2,299
10～19年(270日)	38,594	19,565	19,029	15,147	7,224	7,923	2,620	1,143	1,477
20年以上(330日)	60,839	49,446	11,393	24,107	19,141	4,967	0	0	0
旧法分	90,573	57,317	33,256	122,001	78,714	43,287	196,674	120,562	76,112
60～64歳	56,408	32,967	23,441	32,849	19,426	13,423	53,415	31,080	22,335
被保険者期間1年未満(90日)	1,122	809	313	261	187	75	545	381	164
1～4年(150日)	7,529	4,423	3,106	2,370	1,347	1,024	3,021	1,631	1,390
5～9年(180日)	6,484	3,049	3,435	2,327	1,049	1,279	2,281	988	1,293
10～19年(210日)	9,484	4,359	5,125	3,626	1,603	2,023	2,533	1,065	1,468
20年以上(240日)	10,436	7,447	2,989	4,104	2,887	1,217	1,859	1,337	522
旧法分	21,353	12,880	8,473	20,160	12,355	7,806	43,176	25,678	17,498

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

第173表 労働保険特別会計雇用勘定収支状況

(単位 千円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
収 入	2,826,900,404	3,177,927,059	3,327,583,630	3,352,740,703	3,415,884,065	3,480,943,735
徴収勘定より受入	1,858,504,687	1,859,383,950	1,774,025,062	1,749,303,412	2,360,232,073	2,447,165,500
一般会計より受入	439,649,296	308,635,241	402,003,605	336,279,000	489,275,298	642,575,054
運用収入	190,775,941	122,774,639	79,860,857	38,359,388	19,220,893	8,100,949
積立金より受入	318,284,497	871,694,934	1,055,286,149	1,186,469,783	345,683,934	276,403,833
雇用安定資金より受入	—	—	—	—	135,225,032	90,435,572
雑収入	14,508,730	12,346,115	14,438,417	29,961,620	20,378,554	14,654,395
前年度繰越資金受入	5,177,253	3,092,180	1,969,539	12,367,500	45,868,282	1,608,432
支 出	2,821,577,391	3,168,466,425	3,308,137,444	3,231,607,182	3,327,139,524	3,137,968,883
失業給付費	2,193,928,580	2,576,173,814	2,654,979,835	2,513,835,033	2,600,665,565	2,529,243,874
業務取扱費	83,322,062	85,530,991	87,114,269	88,413,594	90,711,389	90,128,916
施設整備費	18,535,572	16,369,856	14,578,433	13,129,019	12,089,737	10,305,992
雇用安定等事業費	435,348,463	411,202,794	493,886,324	557,258,136	573,073,624	469,560,779
雇用・能力開発機構出資金	67,317,432	55,731,601	35,180,666	35,940,212	27,440,801	14,943,081
徴収勘定へ繰入	23,125,282	23,457,370	22,397,917	23,031,188	23,158,408	23,786,241
雇用安定資金へ繰入	—	—	—	—	—	—
収 支 差 引 残	5,323,013	9,460,634	19,446,186	121,133,521	88,744,541	342,974,852

資料：財務省主計局「特別会計決算参照書」

13 労働者災害補償保険

第174表 労働者災害補償保険適用状況

年度末現在

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
適用事業場数	2,699,013	2,687,662	2,700,055	2,692,395	2,646,286	2,632,411
新規加入	275,421	260,166	274,648	253,029	252,888	274,325
消滅	275,005	271,517	262,255	260,689	298,997	288,200
適用労働者数	48,823,930	48,492,908	48,546,453	48,578,841	48,194,705	47,922,373
新規加入	6,560,075	6,716,859	6,628,210	7,205,914	7,489,492	7,371,136
消滅	6,171,637	7,047,881	6,574,665	7,173,526	7,873,628	7,643,468

《業種別》

年度末現在

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
全業種	2,699,013 (48,823,930)	2,687,662 (48,492,908)	2,700,055 (48,546,453)	2,692,395 (48,578,841)	2,646,286 (48,194,705)	2,632,411 (47,922,373)
林業	23,811 (106,240)	23,037 (96,258)	22,230 (95,706)	21,256 (95,466)	20,351 (89,435)	19,464 (85,359)
漁業	5,384 (50,698)	5,266 (42,782)	5,116 (36,519)	4,997 (33,229)	4,860 (34,433)	4,708 (34,238)
鉱業	5,508 (46,711)	5,386 (44,429)	5,284 (43,280)	5,117 (40,521)	4,897 (37,356)	4,635 (34,357)
建設事業	689,706 (6,014,495)	672,478 (5,450,406)	665,208 (5,325,359)	658,304 (5,208,560)	643,617 (4,991,693)	637,218 (4,854,618)
製造業	522,362 (10,961,625)	510,851 (10,695,099)	502,958 (10,445,610)	491,848 (10,445,959)	476,981 (9,948,744)	467,993 (9,512,901)
運輸業	72,719 (2,424,321)	72,668 (2,391,848)	72,714 (2,418,152)	72,950 (2,417,701)	71,872 (2,402,684)	71,939 (2,396,322)
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	2,287 (186,992)	2,272 (179,065)	2,264 (180,206)	2,279 (176,215)	2,269 (173,258)	2,252 (169,504)
その他の事業	1,377,236 (29,032,848)	1,395,704 (29,593,021)	1,424,281 (30,001,621)	1,435,644 (30,161,190)	1,421,439 (30,517,102)	1,424,202 (30,835,074)

(注) ( ) は適用労働者数。  
資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

第175表 労働者災害補償保険給付支払状況

(単位 金額：千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合計件数	5,298,930	5,260,235	5,306,851	5,394,339	5,326,800	5,360,775
療養補償給付金額	838,958,560	825,025,164	820,227,361	818,620,104	794,166,504	787,034,062
療養補償給付件数	2,969,170	2,942,325	2,987,785	3,066,044	3,008,259	3,091,723
療養補償給付日数	63,614,189	62,481,581	62,958,217	64,362,377	62,604,347	63,569,026
療養補償給付金額	233,830,080	226,220,810	226,437,407	224,437,443	208,716,689	207,560,279
休業補償給付件数	714,748	697,020	694,847	697,120	679,010	674,337
休業補償給付日数	22,008,039	21,454,122	21,326,586	21,441,864	20,754,849	20,573,915
休業補償給付金額	133,069,426	129,056,148	127,646,505	127,547,492	122,765,193	120,440,463
障害補償一時金件数	29,039	27,855	26,558	26,414	25,237	24,543
障害補償一時金金額	56,446,829	53,660,845	50,308,735	49,296,424	46,202,531	43,570,356
遺族補償一時金件数	833	761	807	817	790	757
遺族補償一時金金額	6,436,227	5,742,289	5,919,298	6,227,769	6,171,640	5,902,261
葬祭料件数	3,330	3,349	3,231	3,244	3,239	3,399
葬祭料金額	2,203,705	2,234,919	2,155,744	2,169,309	2,223,902	2,337,577
介護補償給付件数	40,009	41,098	41,924	43,054	43,841	45,109
介護補償給付金額	5,519,641	5,799,603	5,818,373	6,013,773	6,092,724	6,130,941
二次健康診断等給付件数	.	.	.	3,187	10,633	12,606
二次健康診断等給付金額	.	.	.	91,266	300,769	357,021
年金等給付件数	1,541,801	1,547,827	1,551,699	1,554,459	1,555,791	1,508,301
年金等給付金額	401,452,652	402,310,549	401,941,298	402,836,629	401,693,055	400,735,164
障害補償年金件数	555,918	561,324	565,467	568,107	570,432	573,599
障害補償年金金額	149,216,464	150,673,180	151,387,183	152,377,324	153,027,287	153,291,595
遺族補償年金件数	620,982	629,299	636,851	643,377	649,139	655,642
遺族補償年金金額	184,223,606	186,488,782	187,693,566	189,767,525	192,094,755	192,954,166
傷病補償年金件数	90,559	86,232	82,489	79,107	75,424	72,737
傷病補償年金金額	42,680,940	40,648,521	38,792,040	37,199,911	35,380,907	34,012,707
傷病補償年金に係る療養補償給付件数	274,342	270,972	266,892	263,868	260,796	206,323
療養補償給付金額	25,331,642	24,500,066	24,068,509	23,491,869	21,190,105	20,476,695

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、前払一時金を含む。  
資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」



第181表 地方公務員災害補償費支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計	42,609	41,872	41,901	43,504	42,944	44,024
療 養 補 償	21,623,347	21,102,255	20,819,091	21,320,421	21,043,866	20,474,290
件数	34,823	34,376	34,244	35,623	35,300	36,481
日数	613,483	587,042	545,204	559,697	577,784	564,585
金額	7,707,248	7,449,768	6,994,739	7,130,509	6,870,561	6,922,692
休 業 補 償	2,776	2,516	2,620	2,739	2,566	2,499
日数	116,858	110,473	110,981	106,280	106,288	108,971
金額	1,091,953	1,046,305	1,033,803	987,825	990,741	990,919
傷 病 補 償 年 金	82	73	72	71	68	63
金額	359,713	309,258	303,061	341,259	298,859	233,559
障 害 補 償 年 金	1,180	1,184	1,198	1,229	1,226	1,220
金額	3,104,822	3,105,061	3,144,340	3,373,691	3,323,970	3,225,105
障 害 補 償 一 時 金	444	413	435	500	405	403
金額	1,091,743	1,019,540	1,052,629	1,208,479	995,259	996,731
介 護 補 償	135	144	145	149	147	150
金額	94,103	99,271	91,121	98,847	95,186	97,231
遺 族 補 償 年 金	3,084	3,099	3,118	3,128	3,154	3,156
金額	7,962,057	7,908,534	8,073,384	8,007,049	8,223,203	7,881,683
遺 族 補 償 一 時 金	9	8	4	10	13	6
金額	83,693	88,873	67,759	111,114	152,660	79,190
葬 祭 補 償	71	55	65	51	63	45
金額	60,688	48,106	58,257	47,405	57,252	39,311
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	4	3	—	1	2	—
金額	62,414	25,522	—	10,341	36,177	—
障 害 補 償 年 金 前 払 一 時 金	1	1	—	—	—	1
金額	4,913	2,018	—	—	—	7,867
遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
行 方 不 明 補 償	—	—	—	3	—	—
金額	—	—	—	3,903	—	—

(注) 1 通勤災害を含む。  
2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。  
資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

第182表 地方公務員災害補償1件当り補償費

(単位 円)

区 分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
療 養 補 償	221,326	216,714	204,257	200,166	194,633	189,762
休 業 補 償	393,355	415,860	394,581	360,652	386,103	396,526
傷 病 補 償 年 金	4,386,745	4,236,410	4,209,182	4,806,470	4,394,989	3,707,292
障 害 補 償 年 金	2,631,205	2,622,518	2,624,658	2,745,070	2,711,231	2,643,529
障 害 補 償 一 時 金	2,458,880	2,468,619	2,419,837	2,416,957	2,457,429	2,473,279
介 護 補 償	697,058	689,379	628,419	663,402	647,522	648,207
遺 族 補 償 年 金	2,581,730	2,551,963	2,589,283	2,559,798	2,607,230	2,497,365
遺 族 補 償 一 時 金	9,299,207	11,109,125	16,939,625	11,111,382	11,743,074	13,198,333
葬 祭 補 償	854,765	874,657	896,260	929,509	908,761	873,587
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	15,603,473	8,507,247	—	10,340,971	18,088,433	—
障 害 補 償 年 金 前 払 一 時 金	4,912,880	2,017,790	—	—	—	7,867,200
遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金	—	—	—	—	—	—
行 方 不 明 補 償	—	—	—	1,300,957	—	—

(注) 1 通勤災害を含む。  
2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。  
資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

## 15 介護保険

第183表 介護保険適用状況

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
保 険 者 数	2,899	2,877	2,863
世帯数(第1号被保険者のいる世帯)	15,832,694	16,684,774	17,183,112
被 保 険 者 数			
第 1 号 被 保 険 者 数	22,422,221	23,168,174	23,933,684
65歳以上75歳未満	13,191,688	13,423,681	13,708,839
75歳以上 (再掲)	9,230,533	9,744,493	10,224,845
外 国 人 被 保 険 者	85,275	88,587	91,561
住 所 地 特 例 被 保 険 者	84,735	81,912	80,245
第 2 号 被 保 険 者 数	43,083,000	42,817,000	42,645,000

(注) 1 「保険者数」とは、市町村(広域連合及び一部事務組合を含む)及び特別区の数である。  
2 「第2号被保険者数」は、社会保障審議会資料による。  
資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」、一部厚生労働省老健局調べ

第184表 介護保険要介護(要支援)認定者数

平成14年度末現在 (単位 人)

区 分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
被 保 険 者 数	498,992	1,056,269	635,834	425,712	419,292	409,087	3,445,186
第 1 号 被 保 険 者 数	492,979	1,022,487	604,853	408,350	405,036	390,451	3,324,156
65歳以上75歳未満	95,856	187,691	116,200	70,328	63,362	66,788	600,225
75歳以上	397,123	834,796	488,653	338,022	341,674	323,663	2,723,931
第 2 号 被 保 険 者 数	6,013	33,782	30,981	17,362	14,256	18,636	121,030

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

第185表 介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況

平成16年5月末現在（単位 人、％）

区分	総人口(A)	計(B)		要支援(C)		要介護1(D)	
		(B/A)	(C/A)	(D/A)			
総数	126,697,282	3,944,010	3.1	607,600	0.5	1,271,009	1.0
65歳未満	104,692,130	152,787	0.1	10,195	0.0	49,566	0.0
65～70歳未満	7,105,939	220,379	3.1	32,771	0.5	73,143	1.0
70～75歳未満	5,900,576	442,697	7.5	83,157	1.4	150,234	2.5
75～80歳未満	4,150,600	731,284	17.6	152,879	3.7	252,464	6.1
80～85歳未満	2,614,689	919,194	35.2	175,542	6.7	320,069	12.2
85～90歳未満	1,532,323	820,876	53.6	110,223	7.2	265,416	17.3
90～95歳未満	570,281	497,642	87.3	37,846	6.6	132,825	23.3
95歳以上	130,744	159,151	121.7	4,987	3.8	27,292	20.9
男性	61,962,573	1,177,415	1.9	149,545	0.2	356,389	0.6
65歳未満	52,740,457	79,885	0.2	4,589	0.0	24,203	0.0
65～70歳未満	3,357,281	105,119	3.1	10,948	0.3	30,820	0.9
70～75歳未満	2,670,270	181,237	6.8	21,558	0.8	53,248	2.0
75～80歳未満	1,625,822	246,774	15.2	35,309	2.2	74,329	4.6
80～85歳未満	915,268	236,279	25.8	37,153	4.1	74,214	8.1
85～90歳未満	477,083	195,382	41.0	27,377	5.7	61,616	12.9
90～95歳未満	149,295	105,235	70.5	10,976	7.4	31,311	21.0
95歳以上	27,097	27,504	101.5	1,635	6.0	6,648	24.5
女性	64,734,709	2,766,595	4.3	458,055	0.7	914,620	1.4
65歳未満	51,951,673	72,902	0.1	5,606	0.0	25,363	0.0
65～70歳未満	3,748,658	115,260	3.1	21,823	0.6	42,323	1.1
70～75歳未満	3,230,306	261,460	8.1	61,599	1.9	96,986	3.0
75～80歳未満	2,524,778	484,510	19.2	117,570	4.7	178,135	7.1
80～85歳未満	1,699,421	682,915	40.2	138,389	8.1	245,855	14.5
85～90歳未満	1,055,240	625,494	59.3	82,846	7.9	203,800	19.3
90～95歳未満	420,986	392,407	93.2	26,870	6.4	101,514	24.1
95歳以上	103,647	131,647	127.0	3,352	3.2	20,644	19.9

(注) 1 受給者台帳に登録された要支援、要介護の人数である。  
 2 介護保険の被保険者でない生活保護における要介護者を含む。  
 資料：国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」、総人口は「平成12年国勢調査」（平成12年10月1日現在）人口に対する割合は、上記資料より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

要介護2(E)	(E/A)	要介護3(F)	(F/A)	要介護4(G)	(G/A)	要介護5(H)	(H/A)
31,193	0.0	22,347	0.0	18,259	0.0	21,227	0.0
36,720	0.5	28,315	0.4	24,920	0.4	24,510	0.3
66,430	1.1	51,291	0.9	46,159	0.8	45,426	0.8
101,203	2.4	80,707	1.9	73,270	1.8	70,761	1.7
129,333	4.9	104,751	4.0	97,861	3.7	91,638	3.5
128,069	8.4	110,125	7.2	107,299	7.0	99,744	6.5
83,166	14.6	78,495	13.8	85,670	15.0	79,640	14.0
24,236	18.5	27,823	21.3	37,331	28.6	37,482	28.7
207,897	0.3	172,173	0.3	155,709	0.3	135,702	0.2
17,032	0.0	12,602	0.0	10,185	0.0	11,274	0.0
19,950	0.6	16,099	0.5	14,245	0.4	13,057	0.4
33,177	1.2	26,743	1.0	24,182	0.9	22,329	0.8
42,051	2.6	34,877	2.1	31,878	2.0	28,330	1.7
38,874	4.2	32,270	3.5	29,055	3.2	24,713	2.7
32,754	6.9	27,946	5.9	25,224	5.3	20,465	4.3
18,910	12.7	16,653	11.2	15,753	10.6	11,632	7.8
5,149	19.0	4,983	18.4	5,187	19.1	3,902	14.4
392,453	0.6	331,681	0.5	335,060	0.5	334,726	0.5
14,161	0.0	9,745	0.0	8,074	0.0	9,953	0.0
16,770	0.4	12,216	0.3	10,675	0.3	11,453	0.3
33,253	1.0	24,548	0.8	21,977	0.7	23,097	0.7
59,152	2.3	45,830	1.8	41,392	1.6	42,431	1.7
90,459	5.3	72,481	4.3	68,806	4.0	66,925	3.9
95,315	9.0	82,179	7.8	82,075	7.8	79,279	7.5
64,256	15.3	61,842	14.7	69,917	16.6	68,008	16.2
19,087	18.4	22,840	22.0	32,144	31.0	33,580	32.4

第186表 介護保険居宅介護（支援）サービス受給者数

年度累計（単位 人）

区 分	平成13年度(2001)			平成14年度(2002)		
	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者
合 計	18,241,085	17,567,565	673,520	22,078,881	21,266,872	812,009
要 支 援	2,750,976	2,727,565	23,411	3,425,705	3,394,108	31,597
要 介 護 1	6,225,495	6,052,636	172,859	7,940,909	7,714,121	226,788
要 介 護 2	3,757,052	3,566,414	190,638	4,531,715	4,298,575	233,140
要 介 護 3	2,252,176	2,144,331	107,845	2,606,618	2,481,298	125,320
要 介 護 4	1,729,158	1,646,675	82,483	1,925,515	1,833,412	92,103
要 介 護 5	1,526,228	1,429,944	96,284	1,648,419	1,545,358	103,061

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。  
資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

第187表 介護保険施設介護サービス受給者数

年度累計（単位 人）

区 分	平成13年度(2001)			平成14年度(2002)		
	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者
合 計	7,862,716	7,738,251	124,465	8,396,449	8,260,281	136,168
介護老人福祉施設	3,696,438	3,656,705	39,733	3,898,291	3,860,230	38,061
介護老人保健施設	2,863,228	2,821,776	41,452	2,997,617	2,948,663	48,954
介護療養型医療施設	1,303,050	1,259,770	43,280	1,500,541	1,451,388	49,153

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。  
資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

第188表 居宅サービス受給者・施設サービス受給者の年齢階級別・要介護度別状況

平成16年5月サービス分（単位 人）

区 分	計	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
《居宅サービス》							
総 数	2,323,055	385,303	897,867	401,629	282,384	204,654	151,218
65歳未満	84,638	4,380	28,239	20,002	13,297	9,505	9,215
65～70歳未満	133,437	18,351	48,792	25,249	17,616	13,100	10,329
70～75歳未満	269,394	49,033	103,566	45,691	31,112	22,648	17,344
75～80歳未満	449,111	95,649	179,668	69,763	47,672	32,781	23,578
80～85歳未満	562,776	115,313	233,381	88,270	59,178	39,698	26,936
85～90歳未満	483,060	74,097	192,967	85,580	59,653	41,824	28,939
90～95歳未満	268,066	25,194	93,391	52,916	40,809	32,138	23,618
95歳以上	72,573	3,286	17,863	14,158	13,047	12,960	11,259
《施設サービス》							
総 数	752,821	442	63,054	93,020	145,348	218,688	232,269
65歳未満	12,546	5	741	1,376	2,261	3,264	4,899
65～70歳未満	24,119	19	1,860	2,996	4,678	6,774	7,792
70～75歳未満	54,992	42	4,524	6,930	10,524	15,453	17,519
75～80歳未満	102,999	85	8,951	12,699	19,993	29,053	32,218
80～85歳未満	160,118	104	15,011	20,617	31,209	45,232	47,945
85～90歳未満	184,933	111	16,690	23,546	36,616	53,179	54,791
90～95歳未満	148,482	59	11,743	18,243	28,463	44,819	45,155
95歳以上	64,632	17	3,534	6,613	11,604	20,914	21,950

(注) 1 居宅サービス受給者・施設サービス受給者を被保険者番号で名寄せした人数である。  
2 「要支援等」とは、介護福祉施設サービスにおける旧措置入所者の非該当を含む。  
資料：国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」

第189表 介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況

区分	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3
《件数》					
合計	2,105	7,752,626	21,200,515	14,321,151	9,927,440
居宅介護(支援)サービス	—	7,737,410	20,353,860	12,930,310	8,305,517
施設介護サービス	2,105	15,216	846,655	1,390,841	1,621,923
《単位数》					
合計	50,625	12,558,825	75,088,772	80,511,793	80,924,290
居宅介護(支援)サービス	—	12,195,248	54,234,878	43,840,665	35,930,034
施設介護サービス	50,625	363,577	20,853,894	36,671,128	44,994,256
《費用額》					
合計	640,169	135,770,099	828,313,884	908,492,794	921,908,602
居宅介護(支援)サービス	—	131,175,003	568,611,909	456,591,455	371,933,450
施設介護サービス	640,169	4,595,096	259,701,975	451,901,338	549,975,151
《支給額》					
合計	585,011	124,494,118	744,794,322	809,325,088	818,346,150
居宅介護(支援)サービス	—	120,305,344	517,516,732	414,136,111	336,868,647
施設介護サービス	585,011	4,188,774	227,277,590	395,188,978	481,477,502

(注) 平成14年度累計は、平成14年3月サービス分から平成15年2月サービス分までである。  
資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

第190表 介護保険給付の高額介護(居宅支援)サービス費(世帯類型別)

(i) 件数

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計	1,927,890	3,825,969	4,646,713
世帯合計	162,768	377,199	523,718
その他の	1,765,122	3,448,770	4,122,995
高齢福祉年金受給者等	189,589	330,627	420,022
世帯合計	3,881	6,608	6,468
その他の	185,708	624,019	413,554
市町村民税世帯非課税者等	1,305,488	2,706,208	3,313,314
世帯合計	83,570	192,902	273,797
その他の	1,221,918	2,513,306	3,039,517
上記以外の者	432,813	789,134	913,377
世帯合計	75,317	177,689	243,453
その他の	357,496	611,445	669,924

第191表 介護保険における保険料収納額

平成14年度(単位 千円)

区分	調定額累計	収納額累計	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	減免額 (別掲)
合計	815,845,858	802,913,314	859,795	1,449	12,917,969	328,127
特別徴収	655,778,862	655,765,737	739,588	—	—	87,646
普通徴収	160,066,996	147,147,577	120,207	1,449	12,917,969	240,481

(注) 1 調定額の変更等に関する事務処理の不備により、特別徴収の「調定額累計」と「収納額累計」が一致しない。  
2 この他滞納繰越分は、調定額累計9,896,236千円、収納額累計2,536,742千円である。  
資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

平成14年度累計(単位 金額:千円)

要介護4	要介護5	計
9,410,685	9,320,804	71,935,326
7,046,286	6,941,817	63,315,200
2,364,399	2,378,987	8,620,126
102,262,523	106,322,234	457,719,061
31,334,274	31,141,541	208,676,640
70,928,249	75,180,693	249,042,421
1,179,053,068	1,218,698,971	5,192,877,587
322,488,698	318,645,351	2,169,445,868
856,564,370	900,053,620	3,023,431,719
1,045,135,564	1,083,397,571	4,626,077,825
291,824,663	288,179,501	1,968,830,998
753,310,901	795,218,070	2,657,246,826

(ii) 支給額

(単位 千円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合計	13,575,768	25,809,562	31,473,901
世帯合計	1,514,543	3,281,567	4,336,277
その他の	12,061,225	22,527,994	27,137,623
高齢福祉年金受給者等	2,500,546	4,143,008	5,083,486
世帯合計	48,252	75,499	76,027
その他の	2,452,294	4,067,510	5,007,460
市町村民税世帯非課税者等	8,314,283	16,807,584	20,835,056
世帯合計	849,594	1,833,182	2,488,111
その他の	7,464,690	14,974,402	18,346,945
上記以外の者	2,760,939	4,858,969	5,555,358
世帯合計	616,698	1,372,886	1,772,139
その他の	2,144,241	3,486,083	3,783,219

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」



第192表 介護保険特別会計経理状況(保険事業勘定)

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
収 入	3,800,035,085	4,656,612,435	5,047,969,472
介護保険料	192,361,649	589,869,265	806,300,717
分担金及び負担金	5,597,663	6,975,465	7,455,954
使用料及び手数料	54,296	104,663	109,904
国庫支出金	886,850,706	1,074,984,804	1,162,976,498
介護保険給付負担金	701,988,207	841,123,813	904,929,449
調整交付金	159,994,029	202,433,760	225,941,840
事務費交付金	23,410,445	27,699,067	28,553,049
その他	1,458,026	3,728,164	3,572,160
支払基金交付金	1,124,289,189	1,339,045,996	1,538,365,175
都道府県支出金	420,567,088	523,850,237	594,220,424
相互財政安定化事業交付金	87,231	167,061	221,624
財産収入	670,097	329,044	125,136
寄附金	206,265	766,325	—
繰入金	1,166,918,928	908,979,958	807,832,168
一般会計繰入金	417,712,662	515,799,984	586,259,319
円滑導入基金繰入金	575,434,229	204,305,925	2,164,002
その他	173,772,039	188,874,048	219,408,848
繰越金	484,515	197,897,860	99,280,082
市町村債	837,685	11,046,891	28,689,065
諸収入	1,109,772	2,594,865	2,392,724
支 出	3,589,876,869	4,552,963,053	4,983,532,083
総務費	199,453,695	210,602,166	207,645,897
保険給付費	3,251,939,645	4,122,544,972	4,665,914,603
介護サービス等諸費	3,148,670,322	3,990,453,488	4,504,822,819
支援サービス等諸費	84,188,371	98,248,020	120,571,689
高額介護サービス等費	13,647,747	25,814,478	31,444,108
市町村特別給付費	419,118	754,758	585,362
審査支払手数料	4,595,823	7,067,337	8,293,241
その他	418,264	206,892	197,383
財政安定化基金拠出金	22,141,788	23,074,660	22,607,026
相互財政安定化事業負担金	87,231	167,061	221,624
保健福祉事業費	173,907	229,532	202,817
基金積立金	113,983,413	86,786,864	43,391,802
公債費	17,765	348,099	149,691
予備費	26,051	50,469	100
諸支出金	2,053,374	109,159,229	43,398,523
収入支出差引残額	210,158,216	103,649,381	64,437,389
うち基金繰入額	58,539,022	42,065,827	24,933,372
国庫支出金精算額等	124,399,549	27,699,735	△ 17,160,386
国庫支出金精算額等差引額	85,758,591	75,949,646	81,597,775
介護給付費準備基金保有額	112,251,876	188,764,522	194,395,947

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

## 第5節 高齢者保健(医療)福祉

### 1 総括

第193表 ゴールドプラン21の推進

区 分	平成14年度 整備量	(参考) 平成16年度 見込量
特別養護老人ホーム	13,000人分	36万人分
介護老人保健施設	7,000人分	29.7万人分
痴呆対応型共同生活介護 (痴呆性高齢者グループホーム)	500か所	3,200か所
短期入所生活介護/ 短期入所療養介護 (ショートステイ専用床)	— 6,000人分	4,785千週 9.6万人分 (短期入所生活介護専用床)
通所介護(デイサービス)/ 通所リハビリテーション(デイ・ケア)	— 1,200か所	105百万回 (2.6万か所)
訪問看護 訪問看護ステーション	— 1,000か所	44百万時間 (9,900か所)
介護利用型軽費老人ホーム (ケアハウス)	4,000人分	10.5万人分
高齢者生活福祉センター (生活支援ハウス)	230か所	1,800か所

- (注) 1 平成16年度( )の数値については、一定の前提条件の下で試算した参考値である。  
 2 特別養護老人ホームについては、4人部屋を主体としていた従来の居住環境を抜本的に改善し、入居者の尊厳を重視したケアを実現するため、個室・ユニットケアを特徴とする新型特別養護老人ホームの整備を推進する。これに伴い新型特養の入居者については、低所得者に配慮しつつ、ホテルコストの負担を求めることとする。(平成15年度から)  
 3 ケアハウスについては、規制改革推進3カ年計画を受け、設置主体を民間企業等に拡大し、自治体がPFI選定事業者に貸与することを目的としてケアハウスを整備する場合の買取費用についても、施設整備費の補助対象とすることにより、整備を促進する。

資料：厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会資料

第194表 介護保険施設等の比較

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設 介護保険	介護療養型医療施設
対象者	常時介護が必要で生活が困難な要介護者	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーションや看護・介護を必要とする要介護者	病状が安定している長期療養患者であつて、カテーテルを装着している等の常時医学的管理が必要な要介護者(右に該当する者を除く)
指 定 基 準	居室(1人当たり10.65㎡以上) 医務室 機能訓練室 食堂 浴室等  廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上  【小規模生活単位型】 ユニット 居室(個室13.2㎡以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 医務室等	療養室(1人当たり8㎡以上) 診察室 機能訓練室 談話室 食堂 浴室等  廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上	病室(1人当たり6.4㎡以上) 機能訓練室 談話室 浴室 食堂等  廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上
	医師(非常勤可) 1人 看護職員 3人 介護職員 31人 介護支援専門員 1人  その他 生活相談員等	医師(常勤可) 1人 看護職員 9人 介護職員 25人 理学療法士 又は作業療法士 1人 介護支援専門員 1人 その他 支援相談員等	医師 3人 看護職員 17人 介護職員 17人 介護支援専門員 1人  その他 薬剤師・栄養士等
その他	・法施行時の特別養護老人ホームは「みなし指定」 ・旧措置入所者に対する経過措置…5年間	・法施行時の老人保健施設は「みなし」の開設許可 ・短期入所療養介護、通所リハビリテーションの「みなし指定」あり	・短期入所療養介護の「みなし指定」あり

(注) 人員基準については100人当たり。  
資料：厚生労働省老健局調べ

医療保険適用の療養病床 医療保険	
病状が安定している長期療養患者のうち、 ・密度の高い医学的管理や積極的なリハビリテーションを必要とする者 ・40歳未満の者及び40～65歳未満の特定疾病以外の者	
病室(1人当たり6.4㎡以上) 機能訓練室 談話室 浴室 食堂等  廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上	
医師	3人
看護職員	17人
介護職員	17人
その他 薬剤師・栄養士等	

2 老人福祉

第195表 老人福祉施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分	平成9年 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
	総 数	17,036	19,106	21,820	28,643	31,037
施設数	17,036	19,106	21,820	28,643	31,037	33,419
在所者数	351,518	372,025	396,338	416,176	434,872	456,598
養護老人ホーム						
施設数	949	949	949	949	951	954
在所者数	64,584	64,553	64,450	64,026	63,681	63,780
特別養護老人ホーム						
施設数	3,713	3,942	4,214	4,463	4,651	4,870
在所者数	250,482	264,937	281,060	296,082	309,740	326,159
軽費老人ホーム						
施設数	912	1,082	1,272	1,444	1,580	1,714
在所者数	35,728	41,568	49,202	56,068	61,451	66,659
老人短期入所施設						
施設数	33	43	79	.	.	.
在所者数	724	967	1,626	.	.	.
短期入所生活介護						
施設数	.	.	.	4,515	4,887	5,149
老人福祉センター						
施設数	2,234	2,249	2,269	2,271	2,270	2,263
老人日帰り介護施設						
施設数	5,625	6,462	7,401	.	.	.
通所介護						
施設数	.	.	.	8,037	9,138	10,485
老人介護支援センター						
施設数	3,570	4,379	5,636	6,964	7,560	7,984

(注) 1 平成12年以降の「特別養護老人ホーム」は、「平成12年介護サービス施設・事業所調査」において介護老人福祉施設として把握した数値である。  
 2 平成12年以降の「通所介護」「短期入所生活介護」は、「平成12年介護サービス施設・事業所調査」において通所介護、短期入所生活介護として把握した数値である。  
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第196表 職種別にみた従事者数

(i) 訪問介護

平成15年10月1日現在

区 分	訪問介護			訪問入浴介護			訪問看護ステーション		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	151,499	72,364	79,136	11,535	8,083	3,452	24,289	17,486	6,806
平成14年10月1日現在	118,178	56,155	62,023	10,836	7,517	3,319	23,027	16,686	6,341
介護職員(訪問介護員)	144,933	66,791	78,142	7,409	5,402	2,007	...	...	...
介護福祉士(再掲)	21,984	18,448	3,535	1,194	1,080	113	...	...	...
ホームヘルパー1級(再掲)	15,695	11,866	3,828	346	272	74	...	...	...
ホームヘルパー2級(再掲)	98,947	33,535	65,412	3,744	2,453	1,291	...	...	...
ホームヘルパー3級(再掲)	1,177	298	879	64	37	27	...	...	...
保 健 師	...	...	...	...	...	...	666	573	93
助 産 師	...	...	...	...	...	...	41	26	16
看 護 師	...	...	...	1,469	833	637	17,865	12,836	5,029
准 看 護 師	...	...	...	1,935	1,295	640	2,748	1,980	768
理 学 療 法 士	...	...	...	...	...	...	1,216	843	373
作 業 療 法 士	...	...	...	...	...	...	599	467	132
そ の 他 の 職 員	6,567	5,573	994	721	553	168	1,155	761	394
サービス提供責任者(再掲)	32,413	...	...	...	...	...	...	...	...

(注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。  
 2 訪問介護の「サービス提供責任者(再掲)」は、「介護職員(訪問介護員)」の再掲であり、実人数である。

(ii) 通所介護

平成15年10月1日現在

区 分	通所介護			通所リハビリテーション (介護老人保健施 設)	
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤
従 事 者 総 数	122,709	88,255	34,454	26,217	22,415
平成14年10月1日現在	101,350	72,678	28,670	23,089	19,889
医 師	176	139	38	1,236	1,094
歯 科 医 師	...	...	...	...	...
看 護 師	7,507	4,928	2,579	1,361	1,085
准 看 護 師	9,355	6,723	2,632	2,075	1,756
機 能 訓 練 指 導 員	4,488	3,040	1,449	...	...
理 学 療 法 士	262	139	124	1,227	990
作 業 療 法 士	179	128	51	949	814
言 語 聴 覚 士	23	15	8	151	130
柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師	757	495	262	...	...
栄 養 士	1,542	1,309	233	...	...
管 理 栄 養 士 (再 掲)	559	502	57	...	...
調 理 員	7,550	4,273	3,277	...	...
介 護 支 援 専 門 員	...	...	...	...	...
生 活 相 談 員 ・ 支 援 相 談 員	17,230	16,637	593	1,664	1,649
社 会 福 祉 士 (再 掲)	2,127	2,061	66	393	391
介 護 職 員	67,829	46,771	21,057	17,554	14,896
介 護 福 祉 士 (再 掲)	12,953	11,653	1,300	5,427	5,271
そ の 他 の 職 員	7,032	4,434	2,598	...	...

(注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。  
 2 短期入所生活介護には空床利用型の従事者を含まない。  
 3 通所介護、短期入所生活介護の「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師」は、「機能訓練指導員」の再掲である。

5

(iii) 居宅介護等

平成15年10月1日現在

区 分	痴呆対応型共同生活介護			総 数
	総 数	常 勤	非常勤	
従 事 者 総 数	35,907	29,607	6,300	17,005
平成14年10月1日現在	18,616	15,047	3,569	14,559
介 護 職 員	34,151	28,198	5,953	...
看 護 師 (再 掲)	694	599	96	...
准 看 護 師 (再 掲)	1,092	907	185	...
福 祉 用 具 専 門 相 談 員	...	...	...	13,816
介 護 支 援 専 門 員	...	...	...	...
そ の 他 の 職 員	1,756	1,409	347	3,189

(注) 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。  
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査の概況」

ヨ ン 設	通所リハビリテーション (医療施設)			短期入所生活介護		
	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤
	3,802	22,915	19,066	3,849	63,492	54,887
	3,200	22,598	19,343	3,255	60,484	52,138
	142	2,050	1,967	83	602	116
	...	...	...	...	...	...
	276	3,989	3,505	484	2,333	2,044
	319	2,337	2,005	332	3,256	2,910
	...	...	...	...	1,180	1,035
	237	1,446	1,115	331	105	49
	135	957	805	152	57	43
	21	86	68	18	10	9
	...	...	...	...	141	124
	...	...	...	...	1,632	1,604
	...	...	...	...	992	981
	...	...	...	...	4,553	3,622
	...	...	...	...	1,499	1,483
	15	...	...	...	2,576	2,545
	3	...	...	...	575	562
	2,657	12,049	9,601	2,449	41,463	36,162
	156	2,093	1,978	115	16,148	15,800
	...	...	...	...	4,398	3,367
	...	...	...	...	...	1,031

福祉用具貸与		居宅介護支援		
常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
16,079	926	51,234	46,724	4,510
13,716	843	48,872	44,849	4,023
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
13,140	676	...	...	...
...	...	44,723	41,297	3,426
2,939	250	6,511	5,427	1,084

第197表 性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りを要する者の数

平成13年(単位 千人)

区分	手助けや見守りを要する者	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない	屋内での生活は何らかの介助を要し、日常もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する	不詳
総数	2,935	826	1,029	461	425	194
6～39歳	213	77	97	15	20	4
40～64歳	324	126	111	42	34	11
65～69歳	223	72	74	35	28	14
70～74歳	324	92	112	52	39	28
75～79歳	460	142	158	69	61	29
80～84歳	533	154	186	76	76	42
85歳以上	858	164	290	172	167	65
(再掲)65歳以上	2,398	623	821	405	371	179
男	1,100	326	385	166	156	67
6～39歳	135	49	62	10	12	2
40～64歳	167	73	49	21	17	8
65～69歳	113	36	38	18	14	7
70～74歳	146	37	47	25	23	14
75～79歳	165	43	58	29	27	10
80～84歳	152	42	51	20	27	11
85歳以上	221	46	80	43	37	15
(再掲)65歳以上	797	204	274	135	128	57
女	1,835	500	644	295	269	127
6～39歳	78	28	35	5	9	1
40～64歳	157	53	62	21	17	4
65～69歳	110	36	36	17	14	8
70～74歳	178	55	66	27	16	14
75～79歳	295	99	101	41	35	19
80～84歳	381	112	134	56	48	31
85歳以上	637	118	210	129	130	50
(再掲)65歳以上	1,601	420	546	269	243	122

(注)1 「手助けや見守りを要する者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であって、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。  
2 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。  
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第198表 性・年齢階級別にみた手助けや見守りを要する者の数及び率

平成13年(単位 千人)

区分	世帯人員数	手助けや見守りを要する者の数	手助けや見守りを要する者の率(人口千対)
総数	118,740	2,935	24.7
6～39歳	51,561	213	4.1
40～64歳	44,106	324	7.4
65～69歳	7,684	223	29.0
70～74歳	6,301	324	51.3
75～79歳	4,437	460	103.6
80～84歳	2,593	533	205.7
85歳以上	2,057	858	417.1
(再掲)65歳以上	23,073	2,398	103.9
男	57,427	1,100	19.1
6～39歳	25,898	135	5.2
40～64歳	21,655	167	7.7
65～69歳	3,627	113	31.0
70～74歳	2,862	146	51.0
75～79歳	1,797	165	91.9
80～84歳	924	152	164.6
85歳以上	664	221	333.0
(再掲)65歳以上	9,874	797	80.7
女	61,313	1,835	29.9
6～39歳	25,663	78	3.0
40～64歳	22,451	157	7.0
65～69歳	4,058	110	27.2
70～74歳	3,439	178	51.7
75～79歳	2,640	295	111.6
80～84歳	1,669	381	228.4
85歳以上	1,393	637	457.2
(再掲)65歳以上	13,199	1,601	121.3

(注)1 「手助けや見守りを要する者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であって、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。  
2 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。  
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

### 3 老人医療

第199表 老人医療受給対象者数

(単位 人)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
総数	13,013,328	13,604,750	14,185,625	14,778,127	15,405,438	15,926,449
政府管掌健康保険 一般被保険者	2,078,567	2,102,500	2,096,795	2,083,753	2,055,799	2,005,212
法第3条第2項被保険者	6,846	6,455	5,783	3,961	3,553	2,994
組合管掌健康保険	945,253	945,910	919,222	893,546	867,843	823,334
船員保険	22,453	21,150	20,080	19,054	17,879	16,440
国民健康保険	9,498,368	10,085,800	10,704,757	11,342,078	12,028,508	12,654,938
共済組合	461,842	442,936	438,988	435,735	431,856	423,532

(注) 1 市町村からの老人医療実施状況報告を集計したものである。

2 各年度における各月末平均である。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第200表 老人医療費の状況

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
総数	271,337,863	303,488,703	334,119,971	356,934,542	380,433,713	402,904,976
金額	10,278,614,040	10,893,240,478	11,803,965,403	11,199,688,472	11,656,034,186	11,730,013,493
診療費	214,158,324	231,601,646	247,919,201	262,081,569	273,675,820	282,733,398
金額	8,547,504,261	8,888,080,667	9,465,342,787	9,463,956,118	9,795,437,586	9,715,497,427
薬剤支給	47,227,100	60,620,516	73,604,121	87,353,989	99,367,769	110,295,526
金額	560,616,748	690,005,099	880,915,876	1,056,880,019	1,246,227,639	1,391,271,814
食事療養費	10,892,814	11,418,433	11,828,173	11,205,559	11,428,371	11,656,819
金額	486,885,740	496,745,278	511,522,174	461,233,271	467,675,505	468,933,867
老人訪問看護	988,579	1,316,158	1,686,512	422,833	313,711	302,567
金額	47,869,870	65,673,872	85,750,140	23,467,511	19,145,758	19,210,375
医療費の支給	5,796,400	6,075,612	6,396,632	6,676,376	7,078,995	9,574,347
金額	107,263,436	110,121,280	116,853,781	127,142,102	127,717,667	135,219,546
施設療養費	3,167,460	3,874,771	4,513,505	399,775	△ 2,582	△ 862
金額	528,473,985	642,614,282	743,580,646	67,009,451	△ 169,969	△ 119,535
1人当り老人医療費 (円)	789,853	800,694	832,108	757,856	756,618	736,512

(注) 1 金額は一部負担金、食事療養費の標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を含む。

2 「食事療養費」の件数については、再掲である。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第201表 制度別老人医療費の状況

(単位 金額：億円)

区分	被用者保険						国民健康保険			合計
	政管一般	組合	3条の2	船保	共済	小計	市町村	組合	小計	
《実額》										
平成4年度(1992)	12,196	6,128	40	170	2,933	21,466	46,164	1,742	47,905	69,372
5 (1993)	13,071	6,392	35	171	3,069	22,737	49,912	1,862	51,774	74,511
6 (1994)	14,170	6,770	33	176	3,270	24,419	55,149	2,028	57,177	81,596
7 (1995)	15,211	7,069	33	181	3,448	25,941	61,027	2,183	63,210	89,152
8 (1996)	16,287	7,327	29	179	3,561	27,383	67,516	2,333	69,849	97,232
9 (1997)	16,828	7,686	26	182	3,275	27,996	72,390	2,400	74,790	102,786
10 (1998)	17,273	7,687	23	175	3,326	28,484	78,023	2,425	80,448	108,932
11 (1999)	17,872	7,703	23	170	3,463	29,230	86,276	2,534	88,810	118,040
12 (2000)	15,841	6,604	18	144	3,045	25,653	84,012	2,332	86,344	111,997
13 (2001)	15,552	6,377	17	136	3,028	25,110	89,082	2,368	91,450	116,560
14 (2002)	14,821	5,848	14	122	2,886	23,690	91,284	2,326	93,610	117,300
《構成比(%)》										
平成4年度(1992)	17.58	8.83	0.06	0.25	4.23	30.94	66.55	2.51	69.06	100.00
5 (1993)	17.54	8.58	0.05	0.23	4.12	30.52	66.99	2.50	69.48	100.00
6 (1994)	17.37	8.30	0.04	0.22	4.01	29.93	67.59	2.49	70.07	100.00
7 (1995)	17.06	7.93	0.04	0.20	3.87	29.10	68.45	2.45	70.90	100.00
8 (1996)	16.75	7.54	0.03	0.18	3.66	28.16	69.44	2.40	71.84	100.00
9 (1997)	16.37	7.48	0.02	0.18	3.19	27.24	70.43	2.33	72.76	100.00
10 (1998)	15.86	7.06	0.02	0.16	3.05	26.15	71.63	2.23	73.85	100.00
11 (1999)	15.14	6.53	0.02	0.14	2.93	24.76	73.09	2.15	75.24	100.00
12 (2000)	14.14	5.90	0.02	0.13	2.72	22.91	75.01	2.08	77.09	100.00
13 (2001)	13.34	5.47	0.01	0.12	2.60	21.54	76.43	2.03	78.46	100.00
14 (2002)	12.63	4.99	0.01	0.10	2.46	20.20	77.82	1.98	79.80	100.00

(注) 市町村からの老人医療実施状況報告を集計したものである。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第202表 老人医療費(診療費)の状況

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
総数	214,158,324	231,601,646	247,919,201	262,081,569	273,675,820	282,733,398
日数	834,038,536	862,153,134	905,709,288	900,302,795	913,712,889	912,908,320
金額	8,547,504,261	8,888,080,667	9,465,342,787	9,463,956,118	9,795,437,586	9,715,497,427
入院	11,543,818	12,120,238	12,561,010	11,961,558	12,214,762	12,482,585
日数	242,878,167	249,157,750	256,225,958	232,683,977	235,900,053	236,725,668
金額	4,420,459,326	4,678,674,408	4,955,802,314	4,856,812,021	5,029,559,768	5,119,831,635
入院外	186,597,464	202,259,819	216,316,534	229,558,757	239,849,069	246,980,492
日数	544,224,621	564,077,906	595,591,599	610,342,577	618,864,450	613,920,785
金額	3,796,520,981	3,858,352,146	4,118,081,351	4,187,144,099	4,324,312,363	4,143,422,822
歯科	16,017,042	17,221,589	19,041,657	20,561,254	21,611,989	23,270,321
日数	46,935,748	48,917,478	53,891,731	57,276,241	58,948,386	62,261,867
金額	330,523,954	351,054,113	391,459,123	419,999,999	441,565,456	452,242,969

(注) 金額は一部負担金を含む。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第203表 老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移

区 分	老人医療受給対象者数	対前年度比	老人医療費	対前年度比	1人当り老人医療費	対前年度比
	千人	%	億円	%	千円	%
昭和50 (1975)	4,700	4.6	8,666	30.3	184	24.5
51 (1976)	4,894	4.1	10,780	24.4	220	19.5
52 (1977)	5,146	5.1	12,872	19.4	250	13.6
53 (1978)	5,408	5.1	15,948	23.9	295	17.9
54 (1979)	5,675	4.9	18,503	16.0	326	10.6
55 (1980)	5,907	4.1	21,269	14.9	360	10.4
56 (1981)	6,158	4.3	24,281	14.2	394	9.5
昭和57 (1982)	6,465	(5.0)	27,487	(13.2)	425	(7.8)
58 (1983)	7,491	(15.9)	33,185	(20.7)	443	(4.2)
59 (1984)	7,823	4.4	36,098	8.8	461	4.2
60 (1985)	8,157	4.3	40,673	12.7	499	8.1
61 (1986)	8,484	4.0	44,377	9.1	523	4.9
62 (1987)	8,805	3.8	48,309	8.9	549	4.9
63 (1988)	9,084	3.2	51,593	6.8	568	3.5
平成元 (1989)	9,363	3.1	55,578	7.7	594	4.5
2 (1990)	9,732	3.9	59,269	6.6	609	2.6
3 (1991)	10,112	3.9	64,095	8.1	634	4.1
4 (1992)	10,488	3.7	69,372	8.2	661	4.4
5 (1993)	10,884	3.8	74,511	7.4	685	3.5
6 (1994)	11,345	4.2	81,596	9.5	719	5.1
7 (1995)	11,853	4.5	89,152	9.3	752	4.6
8 (1996)	12,440	5.0	97,232	9.1	782	3.9
9 (1997)	13,013	4.6	102,786	5.7	790	1.1
10 (1998)	13,605	4.5	108,932	6.0	801	1.4
11 (1999)	14,186	4.3	118,040	8.4	832	3.9
12 (2000)	14,778	4.2	111,997	△ 5.1	758	△ 8.9
13 (2001)	15,405	4.2	116,560	4.1	757	△ 0.2
14 (2002)	15,926	3.4	117,300	0.6	737	△ 2.7

(注) 老人医療費は、昭和58年1月以前は旧老人医療費支給制度の対象者に係るものであり、昭和58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものであって、老人保健制度の創設に伴う対象者の拡大のため昭和56年度と57年度、57年度と58年度は単純に比較できない。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第204表 老人医療費と国民医療費の推移

区 分	老人医療費		国民医療費		老人医療費の国民医療費に対する割合	国民所得に対する割合	
	実数	伸率	実数	伸率		老人医療費	国民医療費
	億円	%	億円	%	%	%	%
昭和50 (1975)	8,666	30.3	64,779	20.4	13.4	0.70	5.22
51 (1976)	10,780	24.4	76,684	18.4	14.1	0.77	5.46
52 (1977)	12,872	19.4	85,686	11.7	15.0	0.83	5.50
53 (1978)	15,948	23.9	100,042	16.8	15.9	0.93	5.82
54 (1979)	18,503	16.0	109,510	9.5	16.9	1.02	6.01
55 (1980)	21,269	14.9	119,805	9.4	17.8	1.05	5.89
56 (1981)	24,281	14.2	128,709	7.4	18.9	1.15	6.07
昭和57 (1982)	27,487	(13.2)	138,659	7.7	19.8	1.25	6.30
58 (1983)	33,185	(20.7)	145,438	4.9	22.8	1.43	6.29
59 (1984)	36,098	8.8	150,932	3.8	23.9	1.48	6.21
60 (1985)	40,673	12.7	160,159	6.1	25.4	1.56	6.13
61 (1986)	44,377	9.1	170,690	6.6	26.0	1.66	6.37
62 (1987)	48,309	8.9	180,759	5.9	26.7	1.71	6.41
63 (1988)	51,593	6.8	187,554	3.8	27.5	1.70	6.17
平成元 (1989)	55,578	7.7	197,290	5.2	28.2	1.72	6.12
2 (1990)	59,269	6.6	206,074	4.5	28.8	1.70	5.92
3 (1991)	64,095	8.1	218,260	5.9	29.4	1.73	5.88
4 (1992)	69,372	8.2	234,784	7.6	29.5	1.88	6.36
5 (1993)	74,511	7.4	243,631	3.8	30.6	2.02	6.60
6 (1994)	81,596	9.5	257,908	5.9	31.6	2.18	6.89
7 (1995)	89,152	9.3	269,577	4.5	33.1	2.38	7.20
8 (1996)	97,232	9.1	285,210	5.8	34.1	2.51	7.37
9 (1997)	102,786	5.7	290,651	1.9	35.4	2.63	7.44
10 (1998)	108,932	6.0	298,251	2.6	36.5	2.88	7.88
11 (1999)	118,040	8.4	309,337	3.7	38.2	3.17	8.30
12 (2000)	111,997	△ 5.1	303,583	△ 1.9	36.9	2.96	8.02
13 (2001)	116,560	4.1	313,234	3.2	37.2	3.17	8.52
14 (2002)	117,300	0.6	331,240	△ 0.6	37.7	3.23	8.58

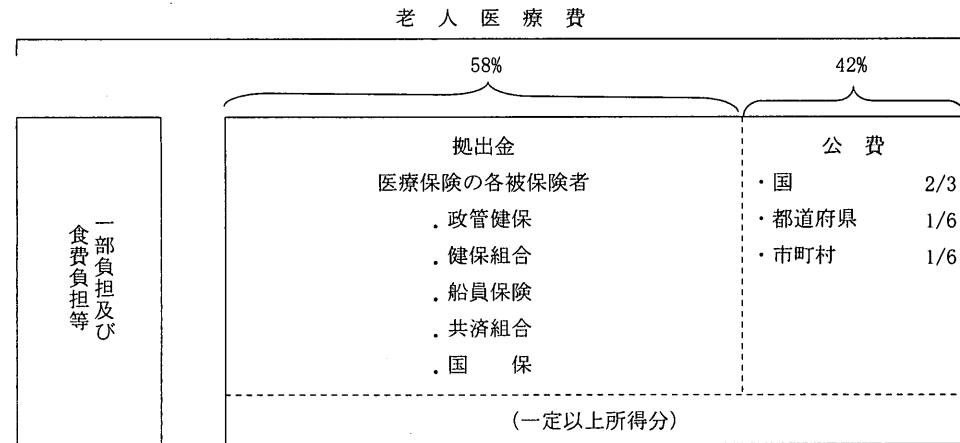
(注) 1 「国民医療費」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」による。

2 「国民所得額」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算」による。

3 老人医療費は、昭和58年1月以前は旧老人医療費支給制度の対象者に係るものであり、昭和58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものであって、老人保健制度の創設に伴う対象者の拡大のため昭和56年度と57年度、57年度と58年度は単純に比較できない。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第205表 老人医療費の負担



(注) 1 平成12年4月の介護保険制度の施行に伴い、老人医療の給付は全て、拠出金70%、公費30%となった。  
 なお、平成14年改正により、公費負担割合は平成14年10月から毎年10月に4%ずつ引き上げられ平成18年10月以降は50%になることになった。  
 2 図は、平成16年10月～平成17年9月の負担割合である。  
 資料：年金金融研究所「新 財政と社会保障のポイント」

第206表 老人医療費の負担の状況

(単位 金額：億円、%)

区分	平成9年度(1997)		10(1998)		11(1999)		12(2000)		13(2001)		14(2002)	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
合計	102,786	100.0	108,932	100.0	118,040	100.0	111,997	100.0	116,560	100.0	117,300	100.0
公費	31,706	30.8	33,535	30.8	36,517	30.9	31,374	28.0	32,166	27.6	32,945	28.1
国	21,137	20.6	22,357	20.5	24,345	20.6	20,916	18.7	21,444	18.4	21,964	18.7
都道府県	5,284	5.1	5,589	5.1	6,086	5.2	5,229	4.7	5,361	4.6	5,491	4.7
市町村	5,284	5.1	5,589	5.1	6,086	5.2	5,229	4.7	5,361	4.6	5,491	4.7
保険者	64,687	62.9	67,556	62.0	72,925	61.8	72,095	64.4	75,059	64.4	74,179	63.2
被用者保険	41,327	40.2	43,146	39.6	46,080	39.0	44,326	39.6	45,308	38.9	43,996	37.5
政管一般	19,761	19.2	20,585	18.9	21,945	18.6	21,365	19.1	21,889	18.8	21,358	18.2
組合	16,297	15.9	17,085	15.7	18,228	15.4	17,347	15.5	17,631	15.1	17,023	14.5
法第3条第2項	26	0.03	24	0.02	24	0.02	21	0.02	19	0.02	16	0.01
船保	157	0.2	154	0.1	154	0.1	140	0.1	136	0.1	124	0.1
共済	5,087	4.9	5,297	4.9	5,730	4.9	5,453	4.9	5,633	4.8	5,475	4.7
国保	23,359	22.7	24,411	22.4	26,845	22.7	27,770	24.8	29,751	25.5	30,183	25.7
患者負担	6,394	6.2	7,840	7.2	8,597	7.3	8,528	7.6	9,336	8.0	10,175	8.7
(臨時特例措置分)	.	.	.	.	(875)	(0.7)	(1,186)	(1.1)	.	.	.	.

(注) 平成11年度及び平成12年度の( )内は、薬剤臨時特例措置による国の支給分(再掲)である。  
 資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第207表 老人医療費拠出金積算内訳

平成14年度(単位 億円)

区分	被用者保険					国民健康保険			合計	
	政管一般	組合	法第3条第2項	船保	共済	小計	市町村	組合		小計
医療費	14,821	5,848	14	122	2,886	23,690	91,284	2,326	93,610	117,300
改正前	8,827	3,490	8	73	1,714	14,112	53,573	1,380	54,952	69,065
改正後	5,994	2,358	6	48	1,173	9,578	37,712	946	38,658	48,236
一部負担金等	1,355	526	1	11	257	2,150	7,813	212	8,025	10,175
改正前	737	294	1	6	145	1,183	4,336	111	4,446	5,630
改正後	619	232	0	5	111	967	3,477	101	3,579	4,546
医療給付費	13,465	5,321	13	111	2,630	21,540	83,471	2,113	85,585	107,125
改正前	8,090	3,196	8	67	1,568	12,929	49,237	1,269	50,506	63,435
改正後	5,375	2,126	5	44	1,061	8,611	34,234	845	35,079	43,690
特定費用額	746	147	0	1	31	925	1,614	180	1,793	2,719
改正前	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
改正後	746	147	0	1	31	925	1,614	180	1,793	2,719
拠出金	21,358	17,023	16	124	5,475	43,996	27,751	2,432	30,183	74,179
改正前	12,590	10,287	10	76	3,279	26,242	16,734	1,430	18,163	44,405
改正後	8,622	6,907	6	48	2,170	17,754	11,017	1,003	12,020	29,774
調整対象外医療費	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
改正前	—	2	—	—	—	2	1	—	1	3
改正後	—	2	—	—	0	3	3	0	3	6
老人加入率(%)	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
改正前	5.667	2.676	6.914	7.808	4.263	4.301	27.109	7.921	25.503	12.601
改正後	5.636	2.614	6.588	7.722	4.225	4.254	26.933	7.836	25.360	12.594
負担調整対象額	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
改正前	—	21	—	—	—	21	—	—	—	21
改正後	—	19	—	—	1	20	—	—	—	20
負担調整額	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
改正前	6	5	0	0	2	13	8	1	9	21
改正後	6	5	0	0	1	12	7	1	8	20
加入者調整率(%)	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
改正前	2.222	4.608	1.821	1.612	2.985	2.901	0.485	1.609	0.513	1.000
改正後	2.267	4.768	1.940	1.654	3.052	2.962	0.476	1.620	0.505	1.000
特定費用率(%)	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
改正前	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
改正後	0.139	0.069	0.017	0.023	0.029	0.107	0.047	0.213	0.051	0.062

(注) 1 医療給付費は、医療費から一部負担金、標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を控除したものである。  
 2 拠出金の年度計の額は、消滅保険者分を債務継承した後の数値である。  
 3 負担調整対象額及び負担調整額は、改正前はそれぞれ特別調整対象額及び特別調整額である。  
 資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」



第208表 開設者別老人病院数、病床数

平成14年10月1日現在

区 分	総数		特例許可老人病院		特例許可以外の老人病院	
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
総 数	244	23,377	239	22,938	5	439
国	—	—	—	—	—	—
公的医療機関	1	95	1	95	—	—
社会保険関係団体	2	462	2	462	—	—
公益法人	6	569	6	569	—	—
医療法人	180	18,261	177	18,074	3	187
学校法人並びにその他の法人	7	481	7	481	—	—
個人	48	3,509	46	3,257	2	252

(注)1 特例許可老人病棟及び特例許可老人病棟以外の老人病棟を有する病院は、特例許可老人病院に含む。

2 「医療施設(静態)調査・病院報告」は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(静態・動態)調査・病院報告」

第209表 老人病院等の区分別状況

各年10月1日現在

区 分	平成5年度 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)
全 病 院 数	9,844 (100.0)	9,490 (100.0)	9,286 (100.0)	9,187 (100.0)
老 人 病 院	1,518 (15.4)	1,701 (17.9)	1,032 (11.1)	244 (2.7)
特 例 許 可	1,390 (14.1)	1,520 (16.0)	1,017 (11.0)	239 (2.6)
特 例 許 可 以 外	112 (1.1)	133 (1.4)	15 (0.2)	5 (0.1)
特例許可・許可以外 両病棟を有する	16 (0.2)	48 (0.5)	・	・

(注)1 ( )内は全病院数に占める割合である。

2 特例許可老人病棟及び特例許可老人病棟以外の老人病棟を有する病院は、特例許可老人病院に含む。

3 「医療施設(静態)調査・病院報告」は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(静態・動態)調査・病院報告」

## 4 老人保健施設

第210表 開設者別にみた施設数及び入所定員数

平成14年10月1日現在

区 分	施 設 数	入所定員数
総 数	2,872	254,918
都 道 府 県	5	328
市 町 村	119	8,427
広域連合・事務組合	29	2,239
日赤・社保関係団体	61	5,414
医 療 法 人	2,092	187,309
社 協	2	110
社 福 (社協以外)	454	41,177
社 団 ・ 財 団 法 人	90	8,118
そ の 他 の 法 人	20	1,796

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

5 老人保健(ヘルス事業)

第211表 老人保健事業の概要

種類等	対象者	内容	実施場所
健康手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人保健法の医療の受給資格がある者</li> <li>健康診査の受診者、要介護者等で希望する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療受給者証及び医療の記録並びに医療の記録の補足</li> <li>○健康診査、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の記録</li> <li>○生活習慣行動等の把握</li> <li>○生活習慣病の予防及び老後における健康の保持と適切な医療のための知識等については、市町村が創意工夫し作成</li> </ul>	
健康教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別健康教育</li> <li>集団健康教育</li> <li>介護家族健康教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本健康診査の結果「要指導」の者等</li> <li>40歳以上の者</li> <li>必要に応じ、その家族等</li> <li>40歳以上の者のうち、家族の介護を担う者等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村保健センター</li> <li>医療機関等</li> </ul>
健康相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点健康相談</li> <li>総合健康相談</li> <li>介護家族健康相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>40歳以上の者</li> <li>必要に応じ、その家族等</li> <li>幅広く相談できる窓口を開設し、以下の健康相談を行う</li> <li>高血圧健康相談・高脂血症健康相談・糖尿病健康相談・歯周疾患健康相談・骨粗鬆症健康相談・病態別健康相談</li> <li>対象者の心身の健康に関する一般的事項に関する指導、助言</li> <li>家族等の介護を行う者の心身の健康に関する指導、助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村保健センター等</li> </ul>

種類等	対象者	内容	実施場所	
基本健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本健康診査</li> <li>訪問基本健康診査</li> <li>介護家族訪問健康診査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>40歳以上の者</li> <li>40歳以上の寝たきり者等</li> <li>40歳以上で家族等の介護を担う者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必須項目</li> <li>問診・身体計測(身長、体重等)・理学的検査(視診、打聴診、腹部触診等)・血圧測定・検尿(糖、蛋白、潜血)・循環器検査(血液化学検査)総コレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪・肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)・腎機能検査(クレアチニン)・血糖検査</li> <li>○選択項目〔医師の判断に基づき実施〕</li> <li>心電図検査・眼底検査・貧血検査(赤血球数、ヘモグロビン値、ヘマトクリット値)・ヘモグロビンA1C検査</li> <li>○基本健康診査の検査項目に準ずる</li> <li>○基本健康診査の検査項目に準ずる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村保健センター</li> <li>保健所</li> <li>検診車</li> <li>医療機関等</li> </ul>
歯周疾患検診	40, 50, 60, 70歳の者	○検診項目・問診 ・歯周組織検査		
骨粗鬆症検診	40歳及び50歳の女性	○検診項目・問診 ・骨量測定		
健康診査	健康度評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>40歳以上の者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活習慣行動質問票及び社会、生活環境等訪問表の配布</li> <li>○質問票の回答結果及び基本健康診査の結果等並びに問診等の方法による食生活、運動、休養等に関する個人の生活習慣を把握、評価し、当該対象者にふさわしい保健サービスを提供するための計画を策定</li> <li>○個人に即した具体的な生活習慣改善方法の提示</li> </ul>	
肝炎ウイルス検診	<ul style="list-style-type: none"> <li>節目検診(5歳刻み)「40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳で老人保健法に基づく基本健康診査の受診者」</li> <li>要指導者等検診「上記節目検診以外の対象者のうち、過去に肝機能異常を指摘されたことのある者、広範な外科的処置を受けたことのある者又は妊娠・分娩時に多量に出血したことのある者であって定期的に肝機能検査を受けていない者、及び、基本健康診査においてALT(GPT)値により要指導とされた者」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○C型肝炎ウイルス検査</li> <li>・HCV抗体検査</li> <li>・HCV抗原検査(必要な者のみ)</li> <li>・HCV核酸増幅検査(必要な者のみ)</li> <li>○HBs抗原検査</li> <li>(注) 節目検診については基本健康診査とあわせて実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村保健センター</li> <li>保健所</li> <li>検診車</li> <li>医療機関等</li> </ul>	
受診指導	基本健康診査の結果「要医療」等と判定された者	○医療機関への受診指導		

種類等	対象者	内容	実施場所
機能訓練	[A型(基本型)] ・40歳以上の者で、疾病、外傷その他の原因による身体又は精神機能の障害又は低下に対する訓練を行う必要がある者	○市町村保健センター等適当と認められる施設で実施 ・転倒予防、失禁予防、体力増進等を目的とした体操 ・習字、絵画、陶芸、革細工等の手工芸 ・レクリエーション及びスポーツ、交流会・懇談会等	市町村保健センター 老人福祉センター 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設等
	[B型(地域参加型)] ・虚弱老人(寝たきり判定基準のランク)に相当する者)	○集会場、公民館等の身近な施設や公園等の屋外で実施 ・スポーツや絵画・工芸等の創作を主体とした活動 ・交流会、懇談会及び地域の諸行事への参加等を主体とした活動	公民館、集会場、体育館、公園等の地域住民の身近な場所
訪問指導	・40歳以上の者であって、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者	○家庭における療養方法等に関する指導 ○介護を要する状態になることの予防に関する指導 ○家庭における機能訓練方法、住宅改造、福祉用具の使用に関する指導 ○家族介護を担う者の健康管理に関する指導 ○生活習慣病の予防に関する指導 ○関係諸制度の活用方法等に関する指導 ○痴呆に対する正しい知識等に関する指導	対象者の居宅

(注)1 平成12年度以降、第4次計画による。  
2 「介護家族健康教育」「介護家族健康相談」「機能訓練B型」については、平成13年度から費用負担を介護予防・生活支援事業で対応。  
資料：厚生労働省老健局調べ

第212表 老人保健事業実施状況

(単位 人)

事業	項目	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
健康手帳の交付	医療受給資格者(年度末現在)						
	総数	13,317,352	13,944,926	14,458,448	15,047,457	15,724,928	15,790,878
	70歳以上	12,969,481	13,575,650	14,082,399	14,665,055	15,332,580	15,369,551
	65～69歳	347,871	369,276	376,049	382,402	392,348	421,327
健康教育	医療受給者以外の者(年度中)	2,122,706	1,801,987	1,617,982	1,786,398	1,609,389	666,677
	個別健康教育						
	基本健診要指導者						
	指導開始	.	.	.	13,767	24,810	26,765
	指導終了	.	.	.	10,704	20,109	22,560
	集団健康教育						
	開催回数	.	.	.	306,073	305,179	313,974
	参加延人員	.	.	.	9,174,341	8,703,046	8,795,082
	1回当り参加人員	.	.	.	30.0	28.5	28.0
	開催回数	340,829	332,972	345,804	.	.	.
	参加延人員	11,905,207	11,336,531	11,248,877	.	.	.
	1回当り参加人員	34.9	34.0	32.5	.	.	.
従事者延人員	.	.	.	.	.	.	
健康相談	開催回数	525,571	529,595	526,349	527,811	527,618	525,009
	被指導延人員	8,488,856	8,236,996	7,991,090	7,436,060	7,330,040	7,188,203
	1回当り被指導延人員	16.2	15.6	15.2	14.1	13.9	13.7
	従事者延人員	.	.	.	.	.	.
基本健康診査	受診者数						
	基本診査	10,574,008	10,894,548	11,210,009	11,532,716	11,824,748	12,305,933
	選択・精密診査	9,144,051	9,475,852	9,563,649	—	—	—
	(再掲)要指導・要医療者						
がん検診	総数	8,707,709	9,097,826	9,447,569	9,790,212	10,070,514	10,613,018
	高血圧境界域	2,095,026	2,170,421	2,229,833	—	—	—
	高血圧	1,603,106	1,638,840	1,714,151	—	—	—
	受診者数						
	胃がん	4,272,814	4,186,620	4,171,075	4,206,543	4,302,562	4,369,358
	肺がん	7,061,535	7,030,639	7,127,240	7,267,718	7,412,212	7,490,412
大腸がん	4,872,954	5,062,822	5,271,196	5,480,593	5,755,703	6,052,473	
子宮がん	3,766,047	3,565,682	3,508,486	3,577,540	3,825,670	3,863,380	
子宮体がん(再掲)	265,176	261,590	266,292	287,759	332,495	349,118	
乳がん	3,228,711	3,079,185	3,057,444	3,093,798	3,279,212	3,337,202	

機能訓練	訓練実施施設数	5,318	6,130	7,292	9,809	9,552	9,482
	実施回数	237,162	257,907	269,022	226,169	216,222	206,305
	被指導実人員	149,561	167,199	188,187	236,392	222,537	233,767
傷病事由	脳血管疾患の後遺症	76,422	78,965	75,851	—	—	—
	その他	73,139	88,234	112,336	—	—	—
	被指導延人員	2,811,585	2,975,540	2,986,153	2,481,288	2,367,839	2,368,397
	1回当り被指導人員	11.9	11.5	11.1	11.0	11.0	11.5
	従事者延人員	978,106	1,048,184	1,062,742	869,735	790,037	795,247
訪問指導	被訪問指導実人員	1,002,951	1,097,277	1,019,976	1,088,296	1,007,470	954,663
傷病事由	脳血管疾患の後遺症	236,837	255,076	231,453	—	—	—
	その他	766,114	842,201	788,523	—	—	—
	被訪問指導延人員	2,863,391	2,887,953	2,517,453	2,102,547	1,897,940	1,743,752
	訪問従事者延人員	1,760,161	1,746,025	1,538,791	1,113,440	1,012,271	933,327

(注) 1 平成11年度までの「健康教育」は、一般健康教育と重点健康教育の合計。  
 2 平成11年度までの「健康相談」は、一般健康相談と重点健康相談の合計。平成12年度以降の「健康相談」は、重点健康相談と介護家族健康相談と総合健康相談の合計。  
 3 平成14年度の「医療受給資格者・70歳以上」「医療受給資格者・65～69歳」は、それぞれ「医療受給資格者・75歳以上」「医療受給資格者・65～74歳」の値である。  
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第213表 老人保健健康手帳の交付状況

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
《総数》						
新規交付	1,499,958	1,563,201	1,489,917	1,597,339	1,560,653	305,909
資格喪失	859,258	906,774	909,100	900,002	941,214	541,831
年度末	13,317,352	13,944,926	14,458,448	15,047,457	15,724,928	15,790,878
《70歳以上の者(再掲)》						
新規交付	1,406,486	1,470,710	1,402,190	1,505,999	1,472,243	249,769
資格喪失	792,795	838,503	840,571	832,888	870,306	512,130
年度末	12,969,481	13,575,650	14,082,399	14,665,055	15,332,580	15,369,551

(注) 平成14年度の「70歳以上の者(再掲)」は、「75歳以上の者(再掲)」の値である。  
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第214表 基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
《総数》						
受診者						
基本健康診査	10,574,008	10,894,548	11,210,009	11,532,716	11,824,748	12,305,933
選択実施実人員(再掲)	9,144,051	9,475,852	9,563,649	—	—	—
判定・指導区分						
異常認めず	1,866,299	1,796,722	1,762,440	1,742,982	1,754,845	1,693,883
要指導	4,122,663	4,222,137	4,278,842	4,316,033	4,347,284	4,512,021
要医療	4,585,046	4,875,689	5,168,727	5,474,179	5,723,230	6,100,997
《70歳以上の者(再掲)》						
受診者						
基本健康診査	3,004,828	3,269,715	3,512,549	3,736,568	3,965,853	4,295,197
選択実施実人員(再掲)	2,643,292	2,889,222	3,057,433	—	—	—
判定・指導区分						
異常認めず	348,497	355,608	356,998	372,032	392,946	397,528
要指導	1,035,311	1,115,750	1,176,730	1,223,549	1,273,291	1,364,786
要医療	1,621,020	1,798,357	1,978,821	2,141,239	2,299,962	2,533,528

(注) 受診者及び判定結果は、各年度中に受診し、及び診査結果の判定した者の数である。  
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第215表 基本健康診査による検査結果別要指導・要医療者数

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
《総数》						
血 圧	—	—	—	3,832,798	4,061,552	4,138,263
総コレステロール	—	—	—	4,539,818	4,955,027	5,436,006
高血圧境界領域	2,095,026	2,170,421	2,229,833	—	—	—
高 血 圧	1,603,106	1,638,840	1,714,151	—	—	—
心電図異常あり	1,916,350	2,023,269	2,129,482	—	—	—
糖 尿 病	1,385,674	1,449,379	1,498,451	1,456,885	1,456,715	1,820,998
貧血(疑いを含む)	1,379,158	1,460,802	1,544,276	1,703,698	1,637,477	1,788,788
肝疾患(疑いを含む)	1,360,451	1,442,172	1,537,736	1,745,923	1,742,937	1,876,579
腎機能障害(疑いを含む)	881,732	983,820	1,063,085	1,193,569	1,128,523	1,190,142
《70歳以上の者(再掲)》						
血 圧	—	—	—	1,613,869	1,758,651	1,853,340
総コレステロール	—	—	—	1,308,532	1,460,285	1,664,941
高血圧境界領域	745,104	813,336	870,048	—	—	—
高 血 圧	647,872	689,585	745,482	—	—	—
心電図異常あり	861,534	944,675	1,027,250	—	—	—
糖 尿 病	483,578	533,869	574,315	591,471	637,533	781,362
貧血(疑いを含む)	550,424	605,038	673,446	750,267	768,980	866,191
肝疾患(疑いを含む)	309,375	345,325	392,666	482,901	490,212	547,392
腎機能障害(疑いを含む)	346,209	400,293	451,255	504,867	508,350	561,286

(注) 1 「高血圧境界領域」とは、最大血圧 140～159mmHg、最小血圧 90～94mmHgのいずれか一方又は両者に該当する場合をいう。(WHO本態性高血圧分類)  
 2 「高血圧」とは、最大血圧 160mmHg以上、最小血圧 95mmHg以上のいずれか一方又は両者に該当する場合をいう。(WHO本態性高血圧分類)  
 3 平成11年度までの「糖尿病」には、疑い分を含む。  
 4 平成14年度の「血圧」は、軽症高血圧・中等度高血圧・重症高血圧の合計である。  
 5 同一人が、複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に計上してある。  
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第216表 がん検診の受診人員・結果別人員状況

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
《総数》						
胃がん						
受診人員	4,272,814	4,186,620	4,171,075	4,206,543	4,302,562	4,371,784
要精密検査者	538,595	518,450	496,766	495,675	495,174	501,337
がん・がんの疑いのある人員	7,479	7,279	7,133	7,469	7,670	7,762
肺がん						
胸部エックス線検査受診人員	—	—	—	7,267,718	7,412,212	7,490,412
要精密検査者	—	—	—	191,200	198,725	207,830
がん・がんの疑いのある人員	—	—	—	6,762	6,907	7,485
喀痰細胞診受診人員	—	—	—	459,155	445,774	443,625
要精密検査者	—	—	—	4,808	5,554	5,131
がん・がんの疑いのある人員	—	—	—	387	367	375
受診人員	7,061,535	7,030,369	7,127,240	—	—	—
要精密検査者	172,561	180,527	189,302	—	—	—
がん・がんの疑いのある人員	5,811	6,117	6,326	—	—	—
大腸がん						
受診人員	4,872,954	5,062,822	5,271,196	5,480,593	5,755,703	6,052,473
要精密検査者	354,215	356,013	372,176	394,225	411,856	432,191
がん・がんの疑いのある人員	10,440	10,637	11,245	11,903	12,062	11,941
子宮がん						
頸部受診人員	3,766,047	3,565,682	3,508,486	3,577,540	3,825,670	3,863,380
要精密検査者	36,356	34,636	34,491	33,913	36,614	38,173
がん・がんの疑いのある人員	7,378	6,991	6,936	6,755	7,327	7,432
体部受診人員	265,176	261,590	266,292	287,759	332,495	349,118
要精密検査者	4,511	5,041	4,625	4,729	5,546	5,647
がん・がんの疑いのある人員	554	631	652	647	667	711
乳がん						
視触診方式のみ受診人員	—	—	—	2,784,095	2,830,296	2,774,120
要精密検査者	—	—	—	117,187	124,605	121,236
がん・がんの疑いのある人員	—	—	—	4,123	4,206	4,645
マンモグラフィ併用方式受診人員	—	—	—	309,703	448,916	563,082
要精密検査者	—	—	—	23,844	34,137	45,411
がん・がんの疑いのある人員	—	—	—	827	1,182	1,524
受診人員	3,228,711	3,079,185	3,057,444	—	—	—
要精密検査者	139,279	133,507	134,788	—	—	—
がん・がんの疑いのある人員	4,450	4,446	4,393	—	—	—

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
《70歳以上の者（再掲）》						
胃がん						
受診人員	824,637	880,023	939,455	1,002,480	1,073,537	1,158,197
要精密検査者	120,416	125,599	127,195	134,963	142,054	153,798
がん・がんの疑いのある人員	2,736	2,860	3,025	3,266	3,401	3,679
肺がん						
胸部エックス線検査受診人員	—	—	—	2,203,764	2,323,799	2,442,553
要精密検査者	—	—	—	85,412	90,230	97,556
がん・がんの疑いのある人員	—	—	—	3,748	3,864	4,281
喀痰細胞診受診人員	—	—	—	137,395	138,073	141,440
要精密検査者	—	—	—	1,748	1,954	1,879
がん・がんの疑いのある人員	—	—	—	223	233	220
受診人員	1,877,432	1,969,213	2,084,287	—	—	—
要精密検査者	68,531	74,531	81,684	—	—	—
がん・がんの疑いのある人員	3,057	3,281	3,404	—	—	—
大腸がん						
受診人員	1,104,691	1,236,223	1,379,883	1,516,978	1,667,166	1,856,359
要精密検査者	101,310	108,833	120,820	134,209	148,028	164,754
がん・がんの疑いのある人員	3,770	4,091	4,538	4,882	5,209	5,321
子宮がん						
頸部受診人員	236,140	252,187	272,792	297,402	332,808	359,204
要精密検査者	1,820	1,875	2,128	2,086	2,208	2,438
がん・がんの疑いのある人員	418	418	446	443	482	475
体部受診人員	7,420	8,199	9,023	10,381	12,966	14,698
要精密検査者	206	232	248	277	351	335
がん・がんの疑いのある人員	36	48	56	55	51	71
乳がん						
視触診方式のみ受診人員	—	—	—	314,254	336,791	354,811
要精密検査者	—	—	—	8,014	9,105	9,811
がん・がんの疑いのある人員	—	—	—	487	493	540
マンモグラフィ併用方式受診人員	—	—	—	25,720	43,820	60,941
要精密検査者	—	—	—	1,564	2,726	3,902
がん・がんの疑いのある人員	—	—	—	93	160	173
受診人員	257,756	283,378	310,570	—	—	—
要精密検査者	6,545	7,485	8,481	—	—	—
がん・がんの疑いのある人員	389	436	455	—	—	—

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

## 第6節 医療供給と医療費

### 1 総 括

第217表 国民医療費推計額

区 分	推 計 額 (億円)						構 成 割 合 (%)					
	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
国民医療費	290,651	298,251	309,337	303,583	313,234	311,240	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公費負担医療給付分	14,008	14,686	15,567	16,051	16,899	17,218	4.8	4.9	5.0	5.3	5.4	5.5
生活保護法	9,254	9,793	10,474	10,650	11,314	11,650	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.7
結核予防治法	130	134	133	120	112	104	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
精神保健福祉法	627	711	785	853	963	1,047	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3
その他	3,997	4,048	4,176	4,427	4,510	4,418	1.4	1.4	1.3	1.5	1.4	1.4
医療保険等給付分	140,159	137,823	138,456	140,214	141,871	139,855	48.2	46.2	44.8	46.2	45.3	44.9
医療保険	136,826	134,575	135,298	137,073	138,755	136,959	47.1	45.1	43.7	45.2	44.3	44.0
被用者保険	81,976	78,474	77,457	77,603	77,833	75,665	28.2	26.3	25.0	25.6	24.8	24.3
被保険者	47,473	43,785	43,155	43,180	43,259	41,698	16.3	14.7	14.0	14.2	13.8	13.4
被扶養者	34,503	34,689	34,303	34,423	34,573	33,966	11.9	11.6	11.1	11.3	11.0	10.9
政府管掌健康保険	41,086	39,032	38,426	38,431	38,562	37,224	14.1	13.1	12.4	12.7	12.3	12.0
組合管掌健康保険	30,463	29,387	29,073	29,123	29,267	28,660	10.5	9.9	9.4	9.6	9.3	9.2
船員保険	342	314	299	281	264	239	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
国家公務員共済組合	2,262	2,192	2,190	2,245	2,255	2,241	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
地方公務員共済組合	6,875	6,632	6,572	6,609	6,558	6,388	2.4	2.2	2.1	2.2	2.1	2.1
私立学校教職員共済	948	918	898	914	927	912	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
国民健康保険	54,849	56,101	57,841	59,470	60,922	61,294	18.9	18.8	18.7	19.6	19.4	19.7
退職者医療制度(再掲)	12,924	13,522	14,584	15,254	15,891	16,159	4.4	4.5	4.7	5.0	5.1	5.2
その他	3,334	3,248	3,158	3,141	3,116	2,896	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	0.9
労働者災害補償保険	2,660	2,592	2,507	2,505	2,479	2,299	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7
その他	674	657	651	636	636	597	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
老人保健給付分	96,762	101,737	110,275	102,399	107,623	106,652	33.3	34.1	35.6	33.7	34.4	34.3
患者負担分	39,721	44,004	45,039	44,919	46,841	47,515	13.7	14.8	14.6	14.8	15.0	15.3
全額自費	3,792	3,796	3,904	4,005	4,005	4,032	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
公費・保険又は老人保健の一部負担	35,929	40,208	41,135	40,915	42,837	43,483	12.4	13.5	13.3	13.5	13.7	14.0
臨時特例措置分(再掲)	—	—	995	1,055	—	—	—	—	0.3	0.3	—	—

(注) 1 「精神保健福祉法」は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律。  
 2 公費負担医療給付分の「その他」は、母子保健法、児童福祉法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、身体障害者福祉法、戦傷病者特別援護法等による医療費及び地方公共団体単独実施に係る医療費である。  
 3 旧適用法人共済組合は、平成9年度から組合管掌健康保険に含まれる。  
 4 医療保険等給付分その他の「その他」は、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、日本体育・学校健康センター法、防衛庁職員給与法、公害健康被害の補償等に関する法律及び医薬品副作用被害救済制度による救済給付による医療費である。  
 5 患者負担分の「臨時特例措置分」は、平成11年7月から平成12年12月の老人薬剤一部負担に関する臨時特例措置による国庫負担分である。  
 6 平成12年4月から介護保険制度が施行されたことに伴い、従来国民医療費の対象となっていた費用のうち、介護保険の費用に移行したものがあがるが、これらは平成12年以降、国民医療費に含んでいない。  
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」

第218表 診療費支払方法別患者数(病院・診療所別)

(単位 千人)

区分	総 数					病 院			
	平成2年 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	平成2 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)
総 数	8,366.3	8,402.5	8,810.3	8,318.5	7,929.0	3,384.1	3,430.3	3,656.8	3,534.0
全 額 自 費	180.2	178.7	193.7	196.2	173.9	74.8	84.1	86.4	83.0
健保・共済の本人	1,695.3	1,826.2	1,787.7	1,481.7	1,282.9	578.8	615.3	607.2	514.8
健保・共済の家族	1,711.2	1,664.0	1,594.6	1,456.0	1,293.6	544.8	545.6	527.9	475.8
国 保	1,817.3	1,693.7	1,701.4	1,599.9	1,517.6	734.1	709.9	720.4	683.1
老人保健法	2,037.7	2,195.5	2,642.3	2,666.9	2,643.0	975.6	1,028.4	1,255.3	1,295.1
労災・公災	71.7	57.5	49.5	48.0	38.5	46.9	38.8	35.2	33.7
自 賠 法	56.5	39.2	36.5	44.1	43.0	36.0	24.2	21.6	22.5
そ の 他	756.1	709.0	760.5	787.2	777.9	377.6	366.1	388.5	409.5
介護保険のみ	.	.	.	.	117.5	.	.	.	.
自費診療と介護保険の併用	.	.	.	.	1.5	.	.	.	.
不 詳	40.2	38.5	44.2	38.6	39.3	15.5	17.9	14.3	16.7
(再掲)									
結核予防法	13.5	10.9	12.1	10.8	7.6	13.1	10.2	10.6	10.5
精神保健法	42.4	27.2	48.1	45.1	77.6	28.3	23.1	31.5	32.3
生活保護法	247.1	226.6	232.9	255.0	271.3	171.0	154.3	161.4	178.0
その他の法律によるもの	.	.	.	.	445.9	.	.	.	.
介護保険	.	.	.	.	132.0	.	.	.	.

(注) 1 全国推計数である。  
 2 船員保険は、「その他」を含む。  
 3 昭和59年以降の調査については、日雇健保・退職者医療の本人・家族を「その他」を含む。  
 4 昭和59年以降の調査については、10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。  
 5 昭和59年以降「患者調査」は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

区分	一般診療所					歯科診療所					
	平成2 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	平成2 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	
14 (2002)	3,330.1	3,737.8	3,713.2	3,851.9	3,634.9	3,451.0	1,244.4	1,258.9	1,301.6	1,149.7	1,147.9
73.9	85.3	77.5	95.1	92.4	84.3	20.2	17.1	12.2	20.8	15.7	
426.9	745.0	798.0	775.6	634.7	552.4	371.5	412.8	404.6	332.2	303.8	
403.5	815.8	781.0	744.2	707.6	638.1	350.5	337.5	322.6	272.5	252.1	
624.3	745.1	682.4	667.1	646.4	611.7	338.1	301.5	313.9	270.4	281.8	
1,235.6	959.7	1,046.7	1,218.7	1,192.8	1,203.5	102.5	120.3	168.3	178.9	203.9	
26.9	24.8	18.6	14.3	14.3	11.6	0.0	0.1	—	0.0	0.0	
19.2	20.5	14.7	14.9	21.5	23.9	—	0.3	—	0.0	0.0	
395.3	320.5	276.9	301.6	308.2	293.9	58.0	66.1	70.3	69.5	88.5	
111.8	.	.	.	.	5.7	.	.	.	.	0.0	
1.5	.	.	.	.	0.0	.	.	.	.	0.0	
11.3	21.1	17.3	20.3	16.8	25.8	3.6	3.2	9.6	5.2	2.2	
7.5	0.5	0.7	1.4	0.3	0.1	—	0.0	—	—	0.0	
49.6	14.1	4.1	16.6	12.8	27.9	—	0.0	—	—	0.0	
178.9	67.1	62.8	64.2	64.9	75.7	9.0	9.4	7.3	12.0	16.6	
246.0	.	.	.	.	181.3	.	.	.	.	18.8	
119.6	.	.	.	.	10.2	.	.	.	.	2.1	

第219表 患者数及び受療率(入院・外来、病院・診療所別)

(単位 千人)

区分	総 数					病 院			
	平成2 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	平成2 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)
《全国推計患者数》									
総 数	8,366.3	8,402.4	8,810.3	8,318.6	7,929.0	3,384.1	3,430.3	3,656.8	3,534.0
入 院	1,500.9	1,429.5	1,480.5	1,482.6	1,451.0	1,407.0	1,347.3	1,396.2	1,401.3
外 来	6,865.4	6,973.0	7,329.8	6,835.9	6,478.0	1,977.1	2,083.0	2,260.6	2,132.7
《受療率(人口10万対)》									
総 数	6,768	6,735	7,000	6,566	6,222	2,738	2,750	2,905	2,789
入 院	1,214	1,146	1,176	1,170	1,139	1,138	1,080	1,109	1,106
外 来	5,554	5,589	5,824	5,396	5,083	1,599	1,670	1,796	1,683

(注) 1 昭和59年以降の調査については、10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。  
 2 平成8年からは、歯科診療所には往診の推計患者数は含まれていない。  
 3 平成11年以降の歯科診療所については、外来のみの調査である。  
 4 昭和59年以降「患者調査」は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

区分	一般診療所					歯科診療所					
	平成2 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	平成2 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	
14 (2002)	3,330.1	3,737.8	3,713.2	3,851.9	3,634.9	3,451.0	1,244.4	1,258.9	1,301.6	1,149.7	1,147.9
1,337.6	93.9	82.1	84.2	81.3	73.4	—	—	—	.	.	
1,952.5	3,644.0	3,631.1	3,767.7	3,553.6	3,377.6	1,244.4	1,258.9	1,301.6	1,149.7	1,147.9	
2,613	3,024	2,976	3,060	2,869	2,708	1,007	1,009	1,034	907	901	
1,081	76	66	67	64	58	—	—	—	.	.	
1,532	2,948	2,910	2,993	2,805	2,650	1,007	1,009	1,034	907	901	

2 医療機関

第220表 病院・診療所数（開設者別）

各年10月1日現在

区分	病院					一般診療所			歯科診療所 総数
	総数	精神病院	伝染病院	結核療養所	一般病院	総数	有床	無床	
平成9年(1997)	9,413	1,055	5	6	8,347	89,292	19,796	69,496	60,579
10(1998)	9,333	1,057	5	5	8,266	90,556	19,397	71,159	61,651
11(1999)	9,286	1,060	・	4	8,222	91,500	18,487	73,013	62,484
12(2000)	9,266	1,058	・	3	8,205	92,824	17,853	74,971	63,361
13(2001)	9,239	1,065	・	3	8,171	94,019	17,218	76,801	64,297
14(2002)	9,187	1,069	・	2	8,116	94,819	16,178	78,641	65,073
平成14年									
国	336	4	・	—	332	586	236	350	1
厚生労働省	198	4	・	—	194	9	1	8	—
文部科学省	57	—	・	—	57	101	—	101	—
労働福祉事業団	39	—	・	—	39	10	—	10	—
その他の他	42	—	・	—	42	466	235	231	1
公的医療機関	1,377	51	・	—	1,326	4,186	353	3,833	326
都道府県	313	41	・	—	272	347	12	335	10
市町村	765	6	・	—	759	3,523	334	3,189	315
日赤	95	—	・	—	95	208	1	207	—
済生会	78	1	・	—	77	43	2	41	1
北海道社会事業協会	6	—	・	—	6	3	—	3	—
厚生連	118	3	・	—	115	62	4	58	—
国民健康保険団体連合会	2	—	・	—	2	—	—	—	—
社会保険関係団体	130	—	・	—	130	828	8	820	12
全国社会保険協会連合会	53	—	・	—	53	19	—	19	—
厚生年金事業振興団	7	—	・	—	7	3	—	3	—
船員保険会	3	—	・	—	3	15	1	14	—
健康保険組合及びその連合会	18	—	・	—	18	448	4	444	6
共済組合及びその連合会	48	—	・	—	48	329	2	327	6
国民健康保険組合	1	—	・	—	1	14	1	13	—
公益法人	400	63	・	1	336	942	56	886	162
医療法人	5,533	850	・	—	4,683	27,108	7,115	19,993	7,499
学校法人	101	2	・	—	99	124	3	121	11
社会福祉法人	162	10	・	—	152	5,101	46	5,055	16
医療生協	74	2	・	—	72	281	36	245	34
会社	61	—	・	—	61	2,550	10	2,540	25
その他の法人	59	2	・	—	57	787	27	760	53
個人	954	85	・	1	868	52,326	8,288	44,038	56,934
医療機関(再掲)	168	2	・	—	166	・	・	・	・

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

第221表 病床数（開設者・種類別）

各年10月1日現在

区分	病院							一般診療所 病床数
	病院病床数合計	精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	経過的旧 その他の病床	
平成9年(1997)	1,660,784	359,778	9,408	29,488	・	1,262,110	・	239,771
10(1998)	1,656,415	359,159	9,210	27,197	・	1,260,849	・	235,530
11(1999)	1,648,217	358,449	3,321	24,773	・	1,261,674	・	224,134
12(2000)	1,647,253	358,153	2,396	22,631	・	1,264,073	・	216,755
13(2001)	1,646,797	357,385	2,033	20,847	33,139	55,310	1,178,083	209,544
14(2002)	1,642,593	355,966	1,854	17,558	113,534	249,858	903,823	196,596
平成14年								
国	136,381	9,061	111	8,761	140	55,812	62,496	2,331
厚生労働省	82,418	6,616	60	8,216	98	25,524	41,904	5
文部科学省	33,084	1,919	8	282	—	24,259	6,616	—
労働福祉事業団	15,118	20	—	126	—	3,960	11,012	—
その他の他	5,761	506	43	137	42	2,069	2,964	2,326
公的医療機関	357,720	29,545	1,597	4,885	4,620	69,078	247,995	3,694
都道府県	88,380	17,088	306	2,119	48	15,146	53,673	95
市町村	168,188	7,550	991	1,992	2,916	30,555	124,184	3,508
日赤	39,781	1,433	165	460	254	9,771	27,698	19
済生会	21,982	459	30	156	281	5,699	15,357	21
北海道社会事業協会	1,660	54	4	—	90	113	1,399	—
厚生連	37,342	2,961	101	158	1,031	7,794	25,297	51
国民健康保険団体連合会	387	—	—	—	—	—	387	—
社会保険関係団体	38,410	350	42	577	417	9,510	27,514	47
全国社会保険協会連合会	15,010	50	36	372	40	3,954	10,558	—
厚生年金事業振興団	2,906	—	—	—	139	110	2,657	—
船員保険会	816	—	—	—	—	251	565	10
健康保険組合及びその連合会	3,436	—	—	—	102	1,060	2,274	26
共済組合及びその連合会	15,922	300	6	205	136	4,135	11,140	10
国民健康保険組合	320	—	—	—	—	—	320	1
公益法人	95,190	27,108	62	1,144	5,550	15,866	45,460	742
医療法人	811,961	261,412	6	1,461	88,805	71,807	388,470	98,166
学校法人	53,450	2,428	26	83	76	11,155	39,682	46
社会福祉法人	29,377	5,215	—	229	1,319	3,894	18,720	390
医療生協	12,080	490	—	—	281	1,298	10,011	431
会社	13,383	302	4	2	116	2,273	10,686	77
その他の法人	9,913	630	6	4	571	1,120	7,582	360
個人	84,728	19,425	—	412	11,639	8,045	45,207	90,312
医療機関(再掲)	94,662	4,841	38	567	40	37,944	51,232	・

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

第222表 医療法人数の推移

各年末現在

区分	平成9年 (1997)	10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
厚生労働大臣所管	333	361	406	455	491	525	585
都道府県知事所管	28,859	30,595	32,302	33,817	35,304	36,781	38,169
全医療法人数	29,192	30,956	32,708	34,272	35,795	37,306	38,754

資料：厚生労働省医政局調べ

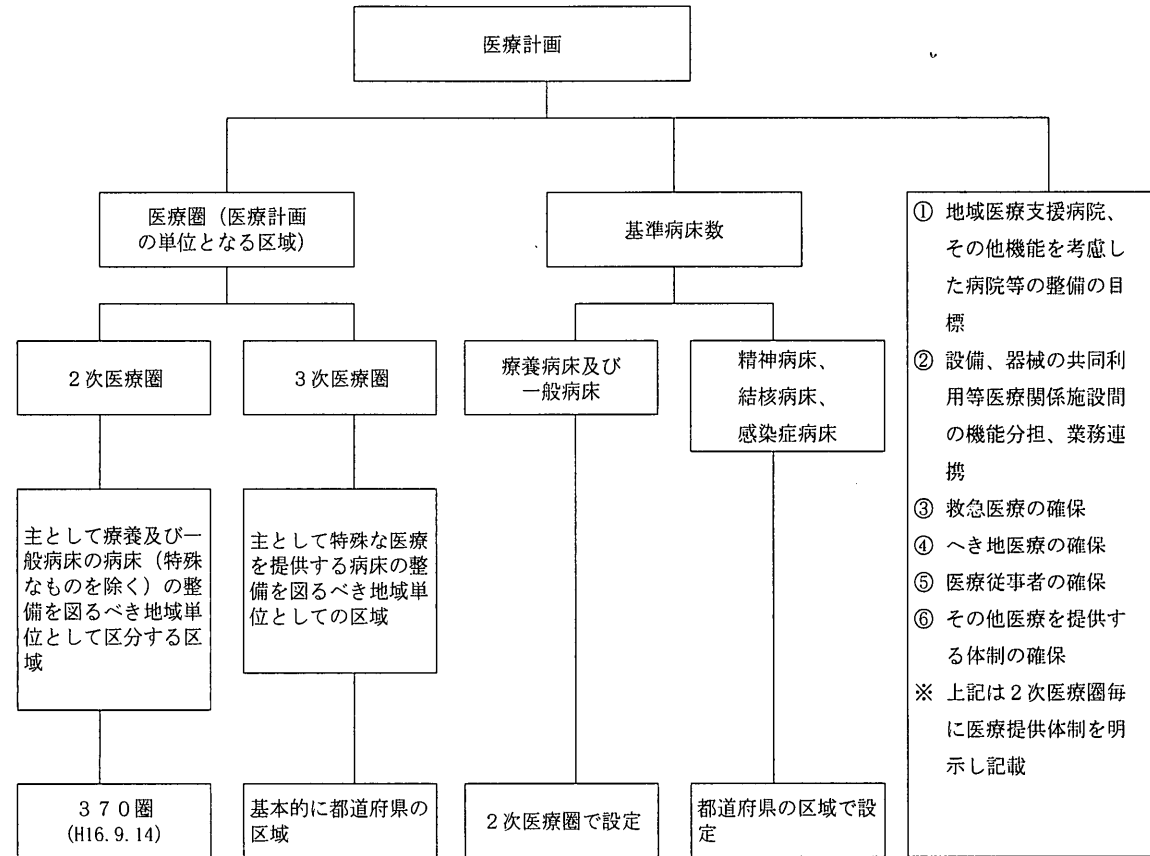




### 3 地域医療計画

第227表 地域医療計画の内容

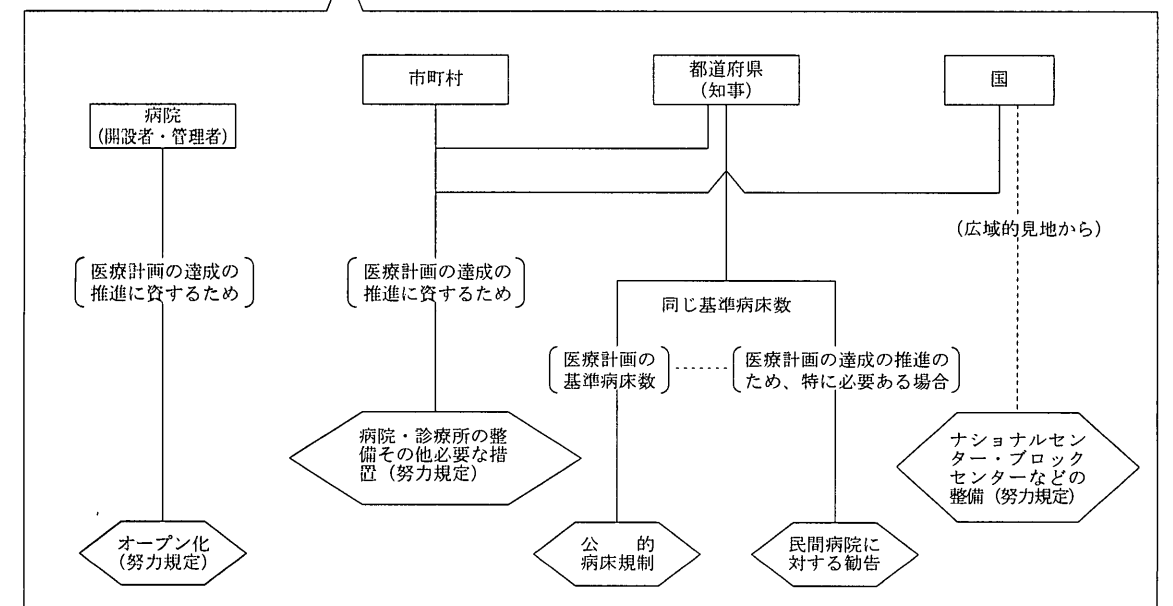
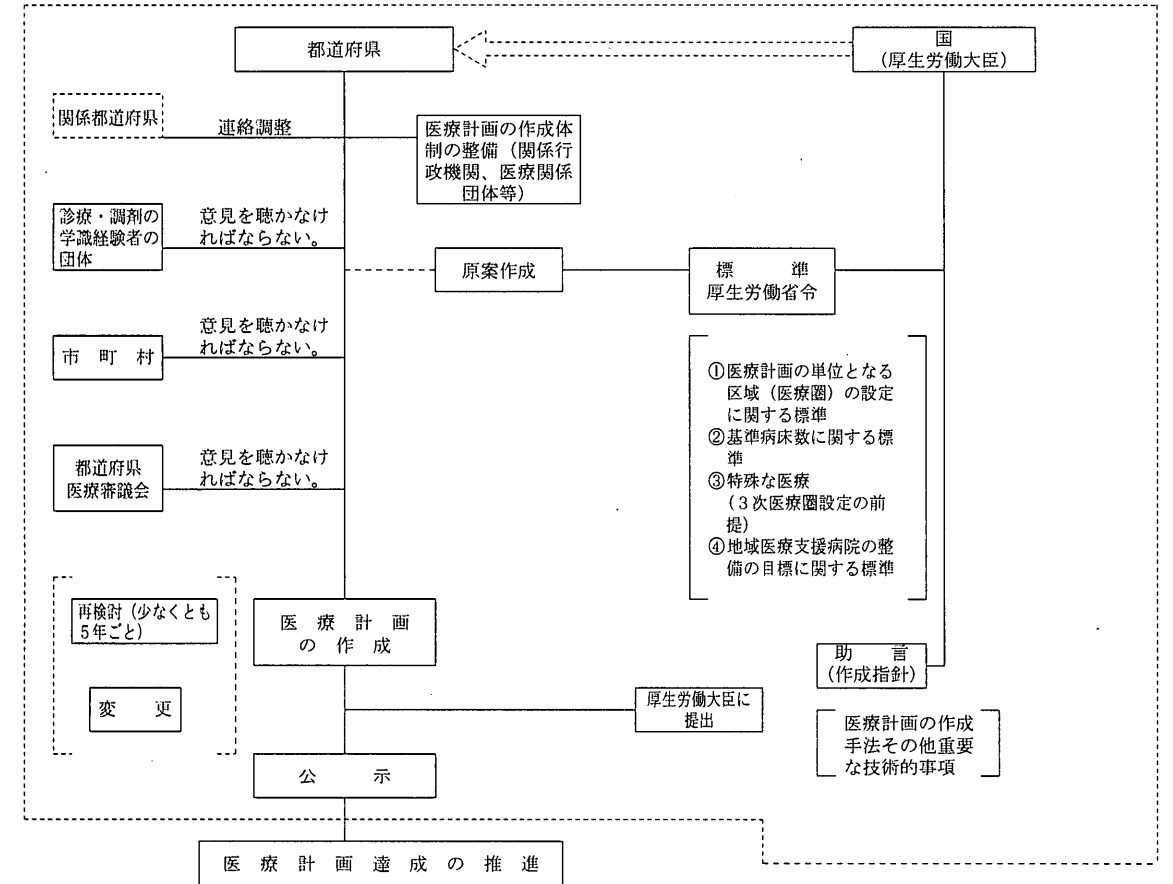
医療計画の内容



資料：厚生労働省医政局作成

第228表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進

医療計画の作成手続き



資料：厚生労働省医政局作成



(ii) 新登録結核患者数

区分	全結核		活動性肺結核 (再掲)		菌陽性肺結核 (再掲)		塗抹陽性肺結核 (再掲)	
	実数	罹患率 (人口10万対)	実数	罹患率 (人口10万対)	実数	罹患率 (人口10万対)	実数	罹患率 (人口10万対)
平成9年(1997)	42,715	33.9	39,949	31.7	19,213	15.2	15,967	12.7
10(1998)	41,033	32.4	33,981	26.9	18,575	14.7	13,405	10.6
	<44,016>	<34.8>	<40,749>	<32.2>	<20,587>	<16.3>	<16,294>	<12.9>
11(1999)	43,818	34.6	36,190	28.6	20,617	16.3	14,482	11.4
	<48,430>	<38.2>	<44,990>	<35.5>	<22,173>	<17.5>	<17,242>	<13.6>
12(2000)	39,384	31.0	32,338	25.5	19,347	15.2	13,220	10.4
	<44,379>	<35.0>	<40,939>	<32.3>	<20,990>	<16.5>	<15,909>	<12.5>
13(2001)	35,489	27.9	28,868	22.7	18,284	14.3	12,656	9.9
14(2002)	32,828	25.8	26,472	20.8	17,534	13.8	11,933	9.4
15(2003)	31,638	24.8	25,478	20.0	17,316	13.6	11,857	9.3

(注) 1 平成10年の分類改正により、平成9年までは旧活動性分類、平成10年以降は新活動性分類。  
平成10～12年は、< >に旧活動性分類による数値を表示。  
2 塗抹陽性肺結核の新分類は、喀痰塗抹陽性肺結核である。  
資料：厚生労働省健康局調べ

第233表 結核病床数・患者数・病床利用率

区分	平成9年 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
結核病床数	29,895	27,374	25,174	22,835	21,067	17,717
1日平均在院患者数	12,713	11,896	11,332	10,036	9,123	8,187
病床利用率(%)	42.5	43.5	45.0	43.8	43.7	45.3

(注) 「病床数」は、6月末現在の値である。  
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(動態)調査・病院報告」

第234表 ハンセン病療養所入所者数

区分	前年度 繰越患者数	本年度 入所患者数	退所患者数	本年度末 患者数
平成9年度(1997) 計	5,333	71	254	5,150
国立療養所	5,293	71	254	5,110
公益法人立病院	40	0	0	40
10(1998) 計	5,150	64	373	4,841
国立療養所	5,110	64	371	4,803
公益法人立病院	40	0	2	38
11(1999) 計	4,841	65	292	4,614
国立療養所	4,803	65	284	4,584
公益法人立病院	38	0	8	30
12(2000) 計	4,614	61	262	4,413
国立療養所	4,584	61	261	4,384
公益法人立病院	30	0	1	29
13(2001) 計	4,413	68	254	4,227
国立療養所	4,384	68	251	4,201
公益法人立病院	29	0	3	26
14(2002) 計	4,227	46	485	3,788
国立療養所	4,201	46	484	3,763
公益法人立病院	26	0	1	25
15(2003) 計	3,788	26	268	3,546
国立療養所	3,763	26	264	3,525
公益法人立病院	25	0	4	21

資料：「国立療養所」は、厚生労働省医政局調べ  
「公益法人立病院」は、厚生労働省健康局調べ

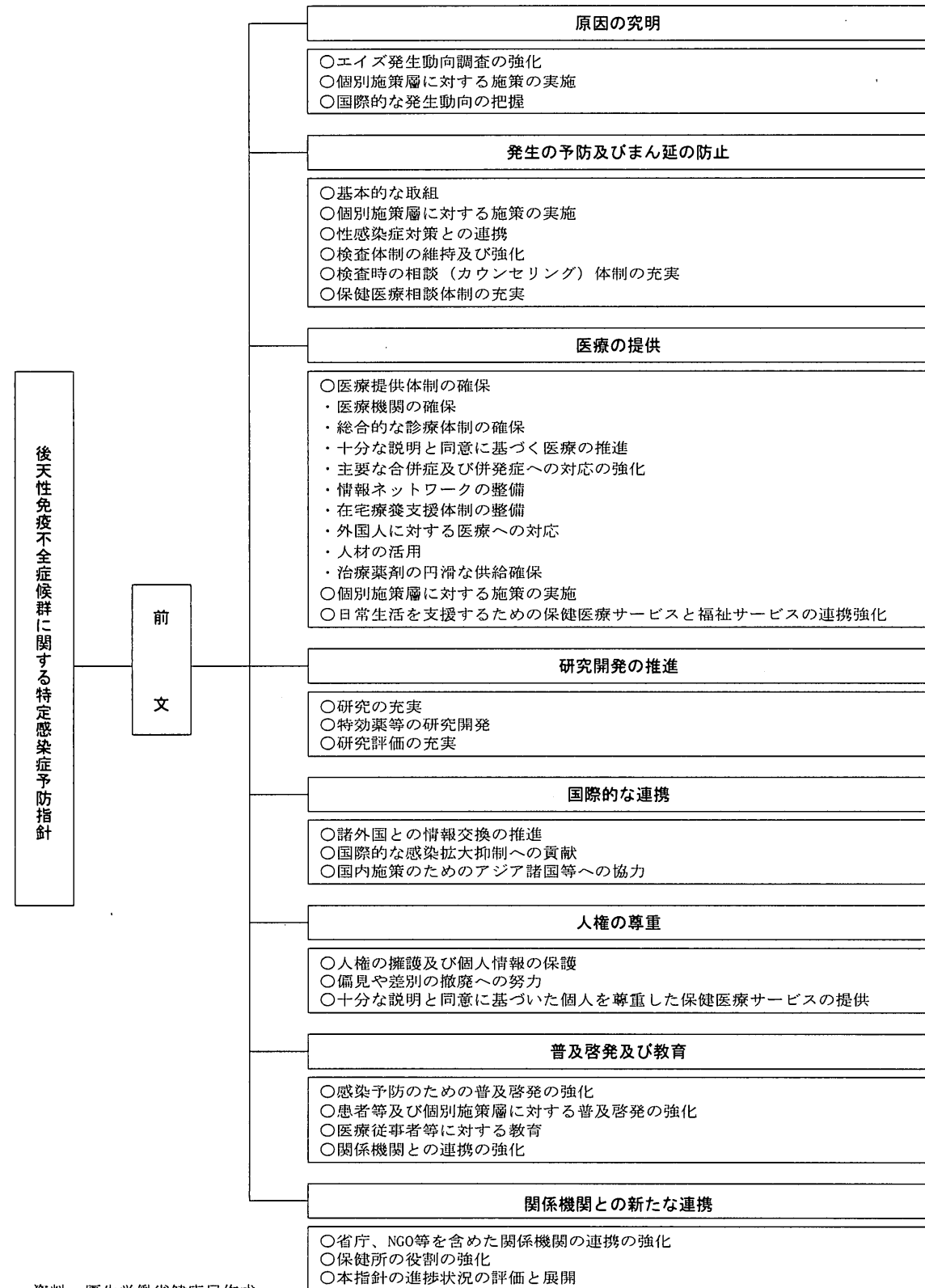
第235表 ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額

(単位 百万円)

区分	ハンセン病療養所入所者 家族生活援護委託費	ハンセン病療養所運営費	
		国立療養所	公益法人立病院
平成9年度(1997)	180	40,758	323
10(1998)	186	41,227	294
11(1999)	179	41,577	283
12(2000)	165	41,470	283
13(2001)	153	41,373	274
14(2002)	139	41,639	263
15(2003)	123	41,142	253

資料：「国立療養所」は、厚生労働省医政局調べ  
それ以外は、厚生労働省健康局調べ

第236表 エイズ対策の概要



資料：厚生労働省健康局作成

第237表 HIV感染者及びエイズ患者の現状

平成16年9月26日現在

区分	感染経路	日本国籍			外国国籍			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
HIV感染者	異性間の性的接触	1,213	398	1,611	250	663	913	1,463	1,061	2,524
	同性間の性的接触	2,270	1	2,271	177	0	177	2,447	1	2,448
	静注薬物濫用	14	1	15	16	2	18	30	3	33
	母子感染	13	7	20	3	7	10	16	14	30
	その他	68	27	95	18	13	31	86	40	126
	不明	404	56	460	243	473	716	647	529	1,176
	合計	3,982	490	4,472	707	1,158	1,865	4,689	1,648	6,337
エイズ患者	異性間の性的接触	954	120	1,074	174	132	306	1,128	252	1,380
	同性間の性的接触	730	1	731	76	2	78	806	3	809
	静注薬物濫用	7	1	8	11	0	11	18	1	19
	母子感染	9	3	12	1	4	5	10	7	17
	その他	45	13	58	15	8	23	60	21	81
	不明	458	49	507	243	108	351	701	157	858
	合計	2,203	187	2,390	520	254	774	2,723	441	3,164
凝固因子製剤による感染者	1,416	18	1,434	—	—	—	1,416	18	1,434	

(注) 1 「同性間の性的接触」には、両性間性的接触を含む。  
 2 「その他」には、輸血などに伴う感染例や推定される感染経路が複数ある例を含む。  
 3 「エイズ患者合計」には、平成11年3月31日までの病状変化によるエイズ患者報告数154件を含む。  
 4 「凝固因子製剤による感染者」は、『血液凝固異常症全国調査』による2003年5月31日現在の凝固因子製剤による感染者数（生存中のAIDS既発症者数167名及び死亡者数564名を含む）。  
 5 平成16年9月30日現在累積死亡者数は、1,351名（『血液凝固異常症全国調査』の累積死亡報告数564名を含む）。  
 資料：厚生労働省健康局調べ

## 2 感染症(伝染病)

第238表 感染症患者数

《全数把握》

区 分	平成12年 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
<b>1類感染症</b>				
エボラ出血熱	0	0	0	0
クリミア・コンゴ出血熱	0	0	0	0
重症急性呼吸器症候群	—	—	—	0
痘	—	—	—	0
ペス	0	0	0	0
マールブルグ病	0	0	0	0
ラッサ熱	0	0	0	0
<b>2類感染症</b>				
コレラ	58	50	51	25
細菌性赤痢	843	844	699	473
腸チフス	86	65	63	62
パラチフス	20	22	35	44
急性灰白髄炎	1	0	0	0
ジフテリア	1	0	0	0
<b>3類感染症</b>				
腸管出血性大腸菌感染症	3,642	4,435	3,183	2,999
<b>4類感染症</b>				
オウムの病	18	35	54	44
つづが虫	791	491	338	402
日本紅斑熱	38	40	36	52
マラリア	154	109	83	78
レジオネラ症	154	86	167	146
その他	84	129	136	80
<b>5類感染症</b>				
アメーバ赤痢	378	429	465	520
ウイルス性肝炎	991	929	948	650
急性脳炎	—	—	—	11
クロイツフェルト・ヤコブ病	108	133	147	118
後天性免疫不全症候群	794	947	916	970
ジアルジア症	98	137	113	103
梅毒	759	585	575	509
破傷風	91	80	106	73
その他	102	107	255	139

(注)1 平成15年11月の法改正により項目等の変更があった。

1～5類感染症は、以下のとおり。

1類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が極めて高い感染症

2類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が高い感染症

3類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性は高くないが、特定の職業への就業によって集団発生を起し得る感染症

4類感染症：動物、飲食物等の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症（人から人への伝染はない）として定められている感染症

5類感染症：国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に情報提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症

2 1類感染症の「重症急性呼吸器症候群」は、病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。

3 4類感染症の「その他」は、E型肝炎、ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎含む)、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、回帰熱、Q熱、狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ、コクシジオイデス症、サル痘、腎症候性出血熱、炭疽、デング熱、ニパウイルス感染症、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、ボツリヌス症、乳児ボツリヌス症、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、レプトスピラ症である。

4 5類感染症の「その他」は、クリプトスポリジウム症、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症である。

5 5類感染症の「ウイルス性肝炎」は、平成15年11月5日以前はE型肝炎及びA型肝炎を含むが、それ以後は含まない。

6 5類感染症の「急性脳炎」は、ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を含まず、平成15年11月5日から全数把握に変更となった。

《定点把握》

区 分	平成13年(2001)		平成14年(2002)		平成15年(2003)	
	報告数	定点当り 報告数	報告数	定点当り 報告数	報告数	定点当り 報告数
<b>5類感染症</b>						
インフルエンザ (高病原性鳥インフルエンザ除く)	305,441	65.70	747,010	159.01	1,162,290	247.14
RSウイルス感染症	—	—	—	—	1,392	—
咽頭結膜炎	25,642	8.49	15,500	5.11	40,751	13.40
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	154,932	51.32	155,999	51.38	166,566	54.77
感染性胃腸炎	874,241	289.58	889,927	293.12	906,803	298.19
水痘	271,409	89.90	263,308	86.73	250,561	82.39
手足口病	127,754	42.32	91,024	29.98	172,659	56.78
伝染性紅斑	67,667	22.41	57,737	19.02	35,802	11.77
突発性発疹	125,228	41.48	116,663	38.43	116,755	38.39
百日咳	1,760	0.58	1,458	0.48	1,544	0.51
風しん	2,561	0.85	2,971	0.98	2,795	0.92
ヘルパンギーナ	140,215	46.44	111,441	36.71	148,674	48.89
麻しん(成人麻しん除く)	33,812	11.20	12,473	4.11	8,285	2.72
流行性耳下腺炎	254,711	84.37	180,827	59.56	84,734	27.86
急性出血性結膜炎	1,338	2.11	1,017	1.60	1,019	1.61
流行性角結膜炎	39,499	62.30	34,569	54.53	30,758	48.51
性器クラミジア感染症	40,836	44.83	43,766	47.73	41,945	45.59
性器ヘルペスウイルス感染症	9,314	10.22	9,666	10.54	9,832	10.79
尖圭コンジローマ	5,178	5.68	5,701	6.22	6,253	6.86
淋菌感染症	20,662	22.68	21,921	23.91	20,697	22.72
クラジミア肺炎(オウム病除く)	183	0.39	245	0.52	201	0.43
細菌性髄膜炎	278	0.59	300	0.63	295	0.63
マイコプラズマ肺炎	4,263	9.07	4,282	9.05	5,691	12.08
成人麻しん	931	1.98	440	0.93	462	0.98
無菌性髄膜炎	1,254	2.67	2,985	6.31	1,619	3.44
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	5,254	11.47	6,132	13.19	6,447	13.86
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	18,409	40.19	20,214	43.47	21,302	45.81
薬剤耐性緑膿菌感染症	611	1.33	716	1.54	759	1.66
急性性脳炎	134	0.29	108	0.23	98	0.21

(注)1 5類感染症の「定点把握」とは、各地域の人口に応じて指定された定点(指定届出医療機関)より報告された感染症。

2 「RSウイルス感染症」は、平成15年11月5日以降の値である。

3 「急性脳炎」は、ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を含まず、平成15年は11月4日までの値である。

資料：厚生労働省健康局調べ

第239表 予防接種被接種者数

区 分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
D P T	1,215,851	1,243,210	1,190,363	1,212,178	1,180,631
急性灰白髄炎	1,191,379	1,190,077	1,064,480	1,207,259	1,159,752
麻しん	1,096,243	1,157,908	1,137,868	1,235,575	1,191,968
風しん	1,242,865	1,242,313	1,089,993	1,149,785	1,126,907
日本脳炎	983,850	1,047,874	1,009,821	1,039,482	1,032,625

(注) 2回以上に分けて接種されるものについては、第1回の被接種者による。

資料：平成10年度は、厚生省大臣官房統計情報部「地域保健事業報告」

平成11年度以降は、厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

### 3 精神保健

第240表 精神病床数・患者数・病床利用率

区 分	平成9年 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
精神病床数	360,432	359,563	358,609	358,597	357,388	356,621
1日平均在院患者数	337,634	336,369	334,222	333,712	332,934	332,022
病床利用率(%)	93.7	93.5	93.2	93.1	93.2	93.1

(注) 病床数は、6月末現在の数である。  
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(動態)調査・病院報告」

第241表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額

(単位 金額：百万円)

区 分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
措置入院患者数	3,547	3,201	2,964	2,817	2,600	2,418
措置入院医療費国庫負担額	6,147	5,902	5,531	4,082	3,927	4,321

(注) 1 「国庫負担額」は、当初予算額である。  
2 「措置入院患者数」は、3月末現在。  
資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第242表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助金額

(単位 金額：百万円)

区 分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
承認件数	294,446	426,845	357,829	501,963	452,577	608,088
通院医療費国庫補助額	30,267	33,265	36,333	41,456	41,926	44,773

(注) 1 「国庫補助額」は、当初予算額である。  
2 「承認件数」は、3月末現在。  
資料：厚生労働省社会・援護局調べ

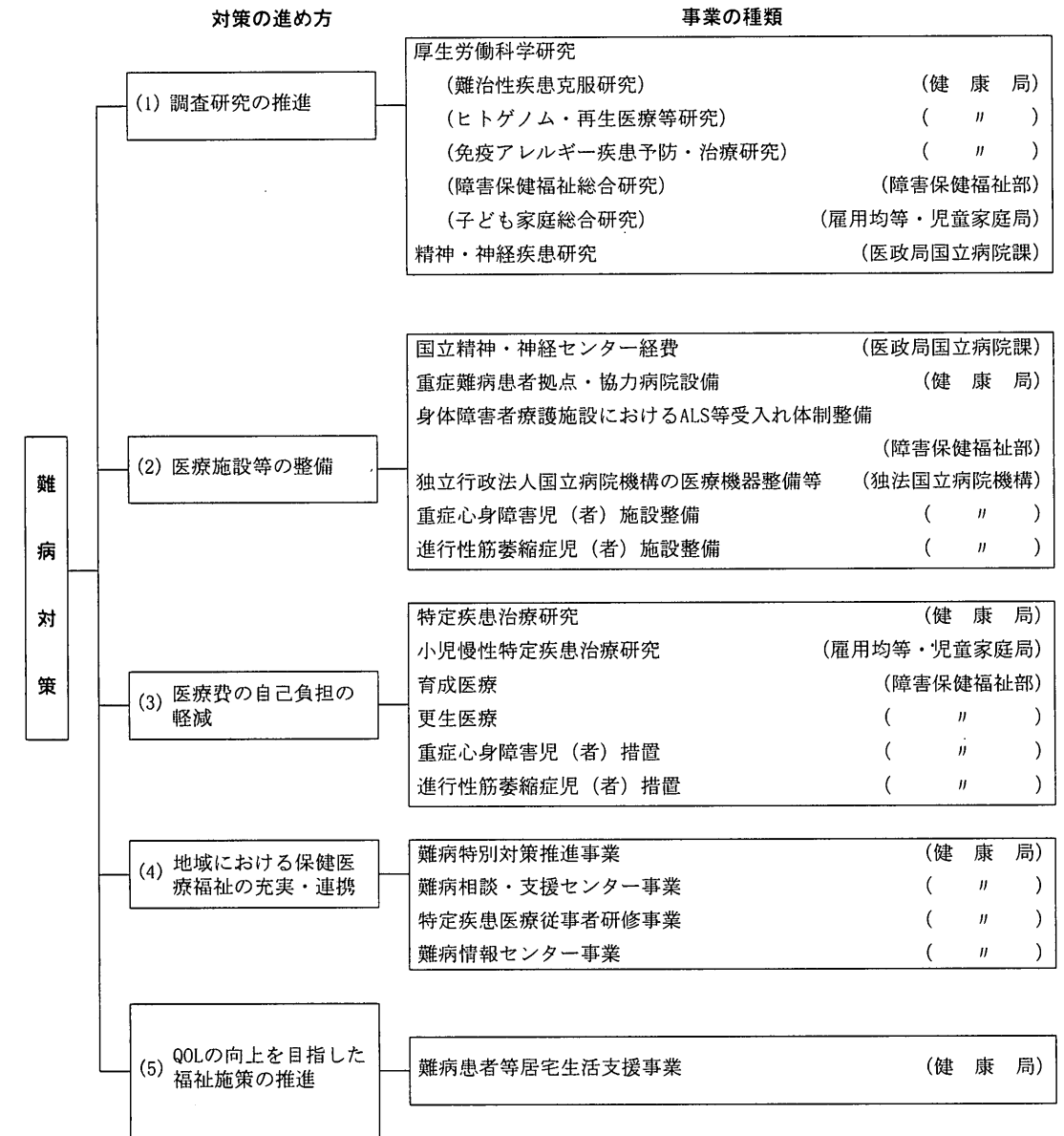
第243表 医療保護入院届出件数

区 分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
入院届出数	101,767	116,857	147,551	140,450	145,387	151,160

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

### 4 難 病

第244表 難病対策の概要



資料：厚生労働省健康局作成

第245表 特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数

平成15年度末現在

疾患名		受給者証交付件数	疾患名		受給者証交付件数
1	ペーチェット病	16,632	24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	10,169
2	多発性硬化症	10,391	25	ウェゲナー肉芽腫症	1,040
3	重症筋無力症	13,536	26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	15,502
4	全身性エリテマトーデス	51,911	27	多系統萎縮症	7,415
5	スモン	2,077	28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	325
6	再生不良性貧血	9,705	29	膿疱性乾癬	1,380
7	サルコイドーシス	18,715	30	広範脊柱管狭窄症	2,387
8	筋萎縮性側索硬化症	6,774	31	原発性胆汁性肝硬変	12,504
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	32,179	32	重症急性膵炎	1,118
10	特発性血小板減少性紫斑病	27,556	33	特発性大腿骨頭壊死症	11,258
11	結節性動脈周囲炎	3,961	34	混合性結合組織病	6,849
12	潰瘍性大腸炎	77,571	35	原発性免疫不全症候群	1,108
13	大動脈炎症候群	5,249	36	特発性間質性肺炎	3,566
14	ビュルガー病	9,085	37	網膜色素変性症	22,075
15	天疱瘡	3,399	38	プリオン病	265
16	脊髄小脳変性症	18,702	39	原発性肺高血圧症	700
17	クローン病	22,395	40	神経線維腫症	1,895
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	278	41	亜急性硬化性全脳炎	100
19	悪性関節リウマチ	5,178	42	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群	211
20	パーキンソン病関連疾患	71,008	43	特発性慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)	542
21	アミロイドーシス	1,024	44	ライソゾーム病(ファブリー(Fabry)病含む)	335
22	後縦靭帯骨化症	22,001	45	副腎白質ジストロフィー	131
23	ハンチントン病	641			
			合計		530,843

(注)1 「パーキンソン病」に「進行性核上性麻痺」「大脳皮質基底核変性症」を加え、「パーキンソン病関連疾患」とした。  
 2 「シャイ・ドレーガー症候群」に「線条体黒質変性症」「オリブ橋小脳萎縮症(脊髄小脳変性症から移行)」を加え、「多系統萎縮症」とした。  
 資料：厚生労働省健康局調べ

5 環境衛生

第246表 全国水道普及状況

年度末現在(単位 千人)

区分	平成9年度(1997)		10(1998)		11(1999)		12(2000)		13(2001)		14(2002)	
	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口
合計	15,493	121,289	15,281	121,777	15,051	122,184	14,802	122,560	14,580	122,977	17,599	123,378
上水道	1,962	113,897	1,964	114,477	1,962	115,001	1,958	115,533	1,956	116,069	1,956	116,567
簡易水道	9,540	6,738	9,370	6,647	9,195	6,552	8,979	6,434	8,790	6,334	8,599	6,228
専用水道	3,881	654	3,837	653	3,784	631	3,754	593	3,723	574	6,933	583
水道用水供給	110	—	110	—	110	—	111	—	111	—	111	—
普及率(%)	96.1		96.3		96.4		96.6		96.7		96.8	

資料：厚生労働省健康局調べ

第247表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況

年度末現在(1日当り)

区分	平成9年度(1997)	10(1998)	11(1999)	12(2000)	13(2001)	14(2002)
下水道終末処理(万人)	7,088	7,311	7,548	7,803	8,032	8,257
ごみ処理(トン)	192,243	192,618	195,125	201,557	202,733	—
し尿処理(kl)	105,039	103,764	100,625	99,860	99,532	—

(注)1 現有処理能力(着工ベース含む)  
 2 平成14年度の「ごみ処理」「し尿処理」は、資料が未刊行のため更新していない。  
 資料：「下水道終末処理」は、国土交通省都市・地域整備局調べ  
 「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

第248表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費

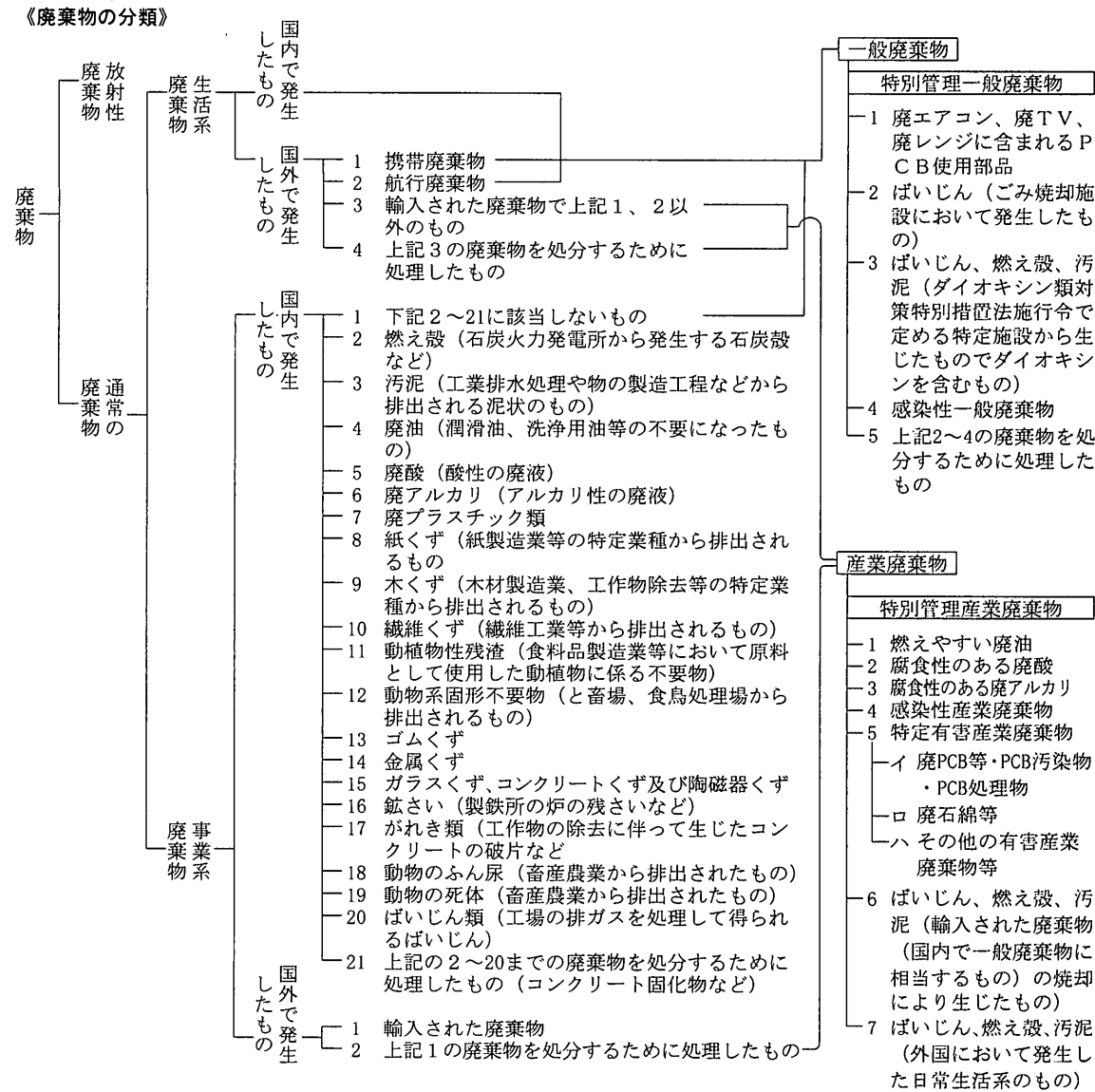
(単位 百万円)

区分	平成9年度(1997)	10(1998)	11(1999)	12(2000)	13(2001)	14(2002)
下水道終末処理						
総事業費	2,513,638	2,541,525	2,661,679	2,427,685	2,293,273	2,188,779
国庫支出金	737,255	798,034	842,124	755,522	732,181	672,099
地方債	1,474,942	1,459,024	1,464,425	1,435,495	1,180,979	1,143,501
その他	301,441	284,467	355,130	236,668	380,113	373,179
ごみ処理						
総事業費	1,998,145	2,026,456	2,048,327	2,049,820	2,120,032	—
国庫支出金	79,643	81,232	107,211	114,969	131,508	—
地方債	299,738	236,737	275,518	274,990	292,861	—
その他	1,618,764	1,708,487	1,665,598	1,659,861	1,695,664	—
し尿処理						
総事業費	338,759	325,554	313,662	302,582	283,525	—
国庫支出金	10,288	7,643	7,974	7,518	5,582	—
地方債	18,203	18,023	16,375	17,593	10,519	—
その他	310,267	299,888	289,313	277,471	267,425	—

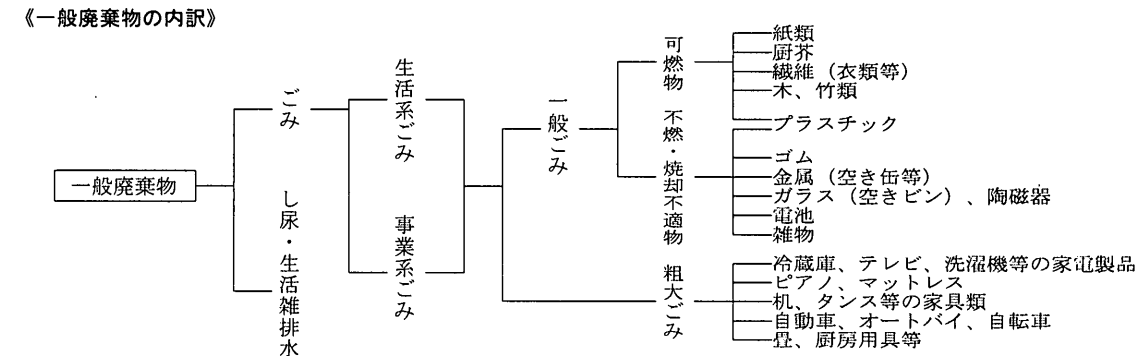
(注)1 「下水道終末処理」は、公共下水道の管渠及び終末処理場の公共事業費である。  
 2 「ごみ処理」「し尿処理」は、市町村分のみ数値である。  
 3 「ごみ処理」「し尿処理」の「その他」には、都道府県支出金、使用料・手数料及び一般財源等を含む。  
 4 平成14年度の「ごみ処理」「し尿処理」は、資料が未刊行のため更新していない。  
 資料：「下水道終末処理」は、国土交通省都市・地域整備局調べ  
 「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」



第249表 廃棄物の分類と処理体制

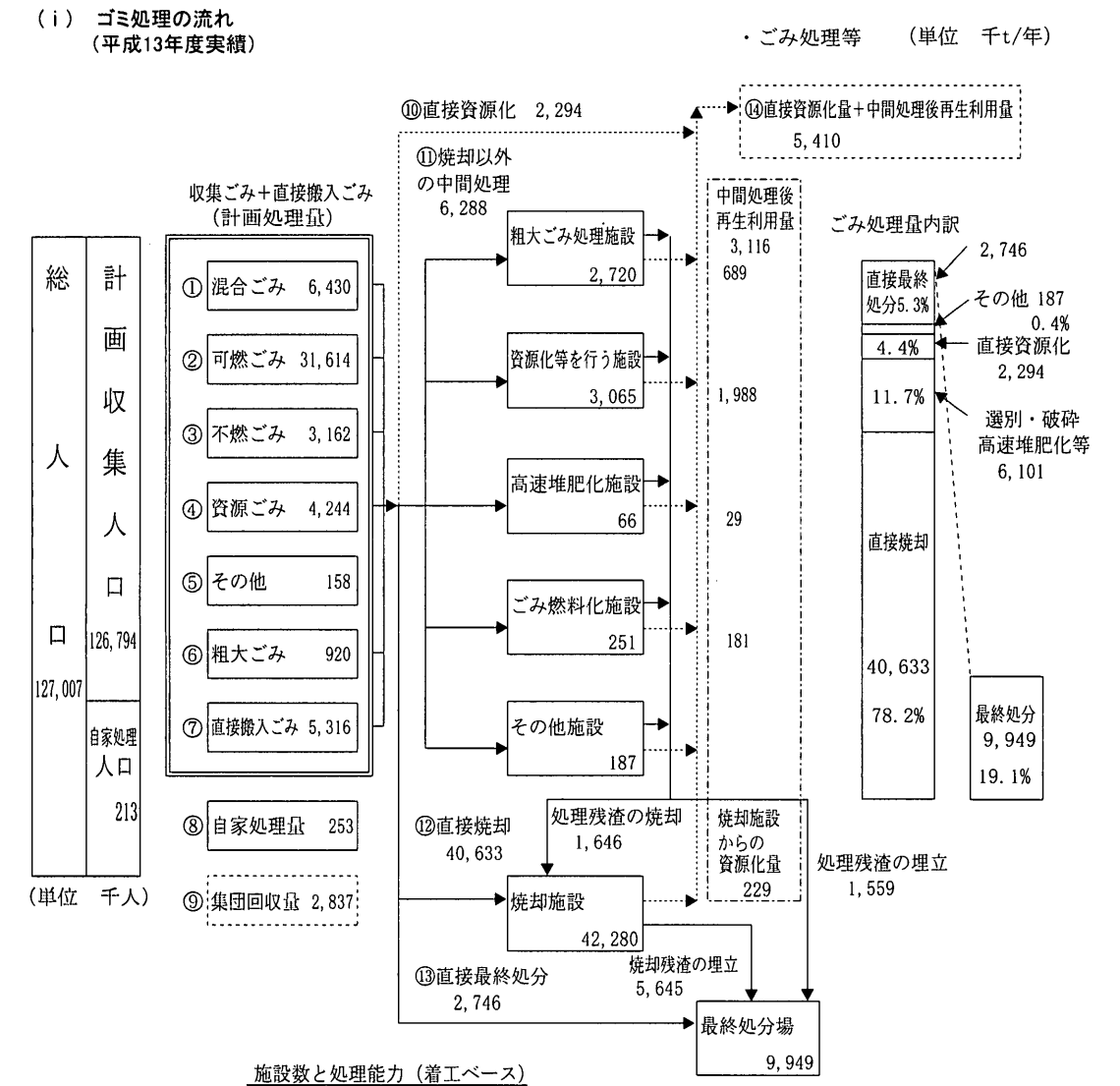


（注）「その他の有害産業廃棄物等」には、当該廃棄物を処分するために処理したものも含まれる。



資料：「一般廃棄物」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課調べ  
「産業廃棄物」は、同部産業廃棄物課調べ

第250表 ゴミ処理等の流れ

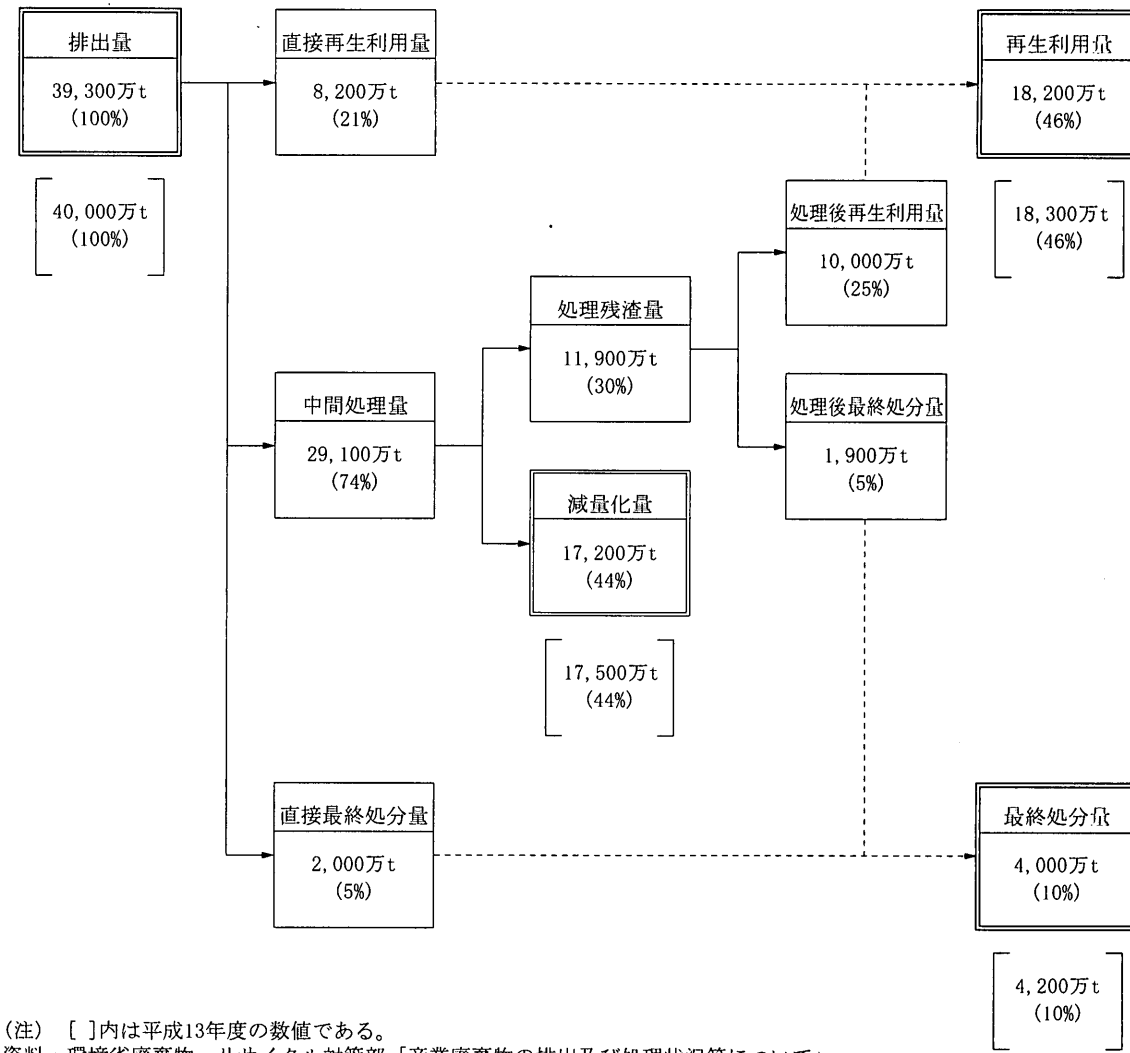


市町村数 3,224  
市※ 673  
町 1,985  
村 566  
ごみ処理事業を行う事務組合数 633

※(東京都23区は1市とした)

資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

(ii) 産業廃棄物の処理の流れ  
(平成14年度)



(注) [ ]内は平成13年度の数値である。  
資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「産業廃棄物の排出及び処理状況等について」

第251表 市町村のごみ処理費用の推移

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
処理費用総額(百万円)	2,284,259	2,236,769	2,249,039	2,264,424	2,370,775	2,602,864
対前年度増加率 (%)	3.0	△ 2.1	0.5	0.7	4.7	9.8
国民1人当りの処理費用 (円)	18,159	17,733	17,790	17,900	18,700	20,500
対前年度増加率 (%)	2.6	△ 2.3	0.3	0.6	4.5	9.6

(注) 人件費、委託費等の運営費のほか、処理施設の整備費等を含む。  
資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

6 公 害

第252表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数

区分	あつせん			調 停			仲 裁			裁 定			業務履行勧告			計			
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	係属	うち新 規受付	終結	未済
昭和45・46年度	0	0	0	8	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成元年度	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
計	3	3	—	701	697	—	1	1	—	60(15)	51(10)	—	2	2	—	—	767	754	—

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。  
2 「調停」の平成8年度の受付件数のうち、2件は分離事件である。  
3 「裁定」の( )内の数字は、原因裁定事件数で内数である。  
資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

第253表 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結状況

区分	受付件数					終結件数					年度末 係属件数
	合計	あっせん	調停	仲裁	業務履行勧告	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和45・46年度	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成元年度	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
11	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
12	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
13	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
14	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
15	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46
計	1,018	36	968	4	10	972	433	406	106	27	—

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。  
 2 昭和45年11月1日～49年10月31日間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。  
 3 昭和56年度受付件数欄の「あっせん」1件は、職権によるあっせんである。  
 資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

第254表 典型7公害の種類別苦情件数の推移

区分	合計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭
昭和45年度	59,467	12,911	8,913	67	22568		11	14,997
50	67,315	11,873	13,453	593	23812		68	17,516
55	54,809	9,282	8,269	230	21,063	3,031	34	12,900
60	51,413	9,036	7,617	222	19,364	2,582	39	12,553
平成2年度	49,359	9,496	7,739	233	18,287	2,144	37	11,423
7	42,701	10,013	6,763	213	13,492	2,060	29	10,131
8	45,378	10,961	7,168	229	14,281	1,877	23	10,839
9	53,625	19,668	6,990	201	13,010	1,590	25	12,141
10	64,928	30,499	7,019	312	12,437	1,448	32	13,181
11	58,915	26,181	7,038	299	12,089	1,547	39	11,722
12	63,782	26,013	8,272	308	13,505	1,640	31	14,013
13	67,632	28,456	8,983	295	14,114	1,758	22	14,004
14	66,727	27,429	8,863	271	14,834	1,722	19	13,589

(注) 平成6年度から調査方法を変更したため、不連続となっている。  
 資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

第255表 典型7公害以外の種類別苦情件数

区分	合計	廃棄物の 不法投棄	害虫等 の発生	動物の 死骸放置	火災の 危険	ふん・ 尿の害	電波障害	土砂の 散乱	土砂の 流出	光害	日照	通風障害	その他
平成2年度	24,935	5,029	4,314	2,423	2,432	594	372	129	119	64	408	23	9,028
3	30,063	6,175	4,137	4,050	3,113	720	648	118	102	71	262	3	10,664
4	31,210	6,741	4,940	4,014	2,569	646	536	111	76	66	324	12	11,175
5	36,142	8,320	4,411	5,784	2,487	847	467	113	321	74	220	2	13,096
6	20,914	5,175	2,868	3,003	1,034	727	414	189	129	62	42	17	7,254
7	18,663	4,065	2,749	2,091	873	635	387	202	113	55	53	18	7,422
8	16,937	4,095	2,233	1,700	594	635	351	196	133	64	27	15	6,894
9	17,350	4,169	2,273	1,865	563	647	370	189	106	59	23	7	7,079
10	17,210	5,049	2,154	1,660	565	495	292	136	107	60	16	21	6,655
11	17,165	5,790	1,924	1,591	638	498	158	167	106	53	23	5	6,212
12	20,099	7,158	2,152	1,703	684	543	170	156	123	81	25	14	7,290
13	27,135	12,397	1,980	2,231	914	576	174	193	117	65	47	11	8,430
14	29,886	13,649	1,999	3,424	856	604	180	165	111	83	48	13	8,754

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

第256表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等

平成15年12月末現在

地域	疾病名	指定地域	実施主体	指定年月日	現存被認定者数		
		数			54,619		
旧第一種地域	慢性気管支炎、気管支喘息、喘息性気管支炎及び肺気腫並びにこれらの続発症	千葉県 千代田区 全域	千葉県 千代田区	昭和49.11.30	381		
		東京都 中央区 全域	東京都 中央区	昭和50.12.19	162		
		東京都 港区 全域	東京都 港区	昭和49.11.30	258		
		東京都 新宿区 全域	東京都 新宿区	昭和49.11.30	491		
		東京都 文京区 全域	東京都 文京区	昭和49.11.30	1,366		
		東京都 台東区 全域	東京都 台東区	昭和50.12.19	568		
		東京都 品川区 全域	東京都 品川区	昭和49.11.30	538		
		東京都 大田区 全域	東京都 大田区	昭和49.11.30	1,076		
		東京都 目黒区 全域	東京都 目黒区	昭和50.12.19	2,703		
		東京都 渋谷区 全域	東京都 渋谷区	昭和49.11.30	616		
		東京都 豊島区 全域	東京都 豊島区	昭和50.12.19	680		
		東京都 北区 全域	東京都 北区	昭和49.11.30	765		
		東京都 板橋区 全域	東京都 板橋区	昭和49.11.30	1,237		
		東京都 墨田区 全域	東京都 墨田区	昭和49.11.30	1,839		
		東京都 江東区 全域	東京都 江東区	昭和49.11.30	747		
		東京都 荒川区 全域	東京都 荒川区	昭和50.12.19	1,683		
		東京都 足立区 全域	東京都 足立区	昭和50.12.19	934		
		東京都 葛飾区 全域	東京都 葛飾区	昭和50.12.19	2,075		
		東京都 江戸川区 全域	東京都 江戸川区	昭和50.12.19	1,306		
				計			1,976
				東京都計			21,020
				横浜市 鶴見臨海地域	横浜市 鶴見区	昭和47.2.1	581
				川崎市 川崎区・幸区	川崎市 川崎区	昭和44.12.27	2,043
				富士市 中部地域	富士市	昭和47.2.1	510
				名古屋市 中南部地域	名古屋市	昭和48.2.1	2,865
				東海市 北部・中部地域	愛知県 東海市	昭和48.2.1	505
				四日市市 臨海地域	三重県 四日市市	昭和44.12.27	505
		桶川市 全地域	三重県 桶川市	昭和49.11.30	49		
		大阪市 全地域	大阪府 大阪市	昭和44.12.27	9,647		
		豊中市 南部地域	豊中市	昭和48.2.1	271		
		吹田市 南部地域	吹田市	昭和49.11.30	269		
		守口市 全地域	守口市	昭和52.1.13	1,523		
		東大阪市 中西部地域	東大阪市	昭和53.6.2	1,813		
		八尾市 中西部地域	八尾市	昭和53.6.2	1,024		
		堺市 西部地域	堺市	昭和48.8.1	2,268		
		神戸市 臨海地域	神戸市	昭和52.1.13	1,189		
		尼崎市 東部・南部地域	尼崎市	昭和45.12.1	2,792		
		倉敷市 水島地域	倉敷市	昭和49.11.30	1,739		
		玉野市 南部臨海地域	岡山県 玉野市	昭和50.12.19	55		
		備前市 片上湾周辺地域	岡山県 備前市	昭和50.12.19	71		
		北九州市 洞海湾周辺地域	北九州市	昭和48.2.1	1,122		
		大牟田市 中部地域	大牟田市	昭和48.8.1	1,260		
		計			53,502		
第二種地域	慢性砒素中毒症	水俣病 阿賀野川 下流地域	新潟県 新潟市	昭和44.12.27	123		
		水俣病 水俣湾 沿岸地域	新潟県 新潟市	昭和44.12.27	171		
		慢性砒素中毒症 神通川 下流地域	鹿児島県 鹿儿岛市	昭和44.12.27	201		
		慢性砒素中毒症 神通川 下流地域	熊本県 熊本市	昭和44.12.27	555		
		慢性砒素中毒症 神通川 下流地域	富山県 富山市	昭和44.12.27	4		
		慢性砒素中毒症 神通川 下流地域	富山県 富山市	昭和49.7.4	5		
		宮崎県 土呂久地区	宮崎県 宮崎市	昭和48.2.1	58		
		計			1,117		

(注) 旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。  
資料：環境省「環境白書」

第257表 独立行政法人環境再生保全機構の事業状況

(i) 譲渡(売買予約)契約ベース

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度(1997)	10(1998)	11(1999)	12(2000)	13(2001)	14(2002)	15(2003)
造成建設事業 件数	15	13	14	11	9	6	4
金額	33,900,000	31,600,000	20,000,000	14,507,000	27,050,000	10,217,000	5,409,000
集団設置建物 件数	3	2	1	1	1	—	—
金額	17,143,000	14,100,000	6,300,000	2,420,000	4,200,000	—	—
工場移転用地 件数	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—
共同福利施設 件数	2	2	2	3	1	1	1
金額	6,054,000	9,207,000	1,835,000	3,260,000	2,600,000	2,651,000	1,255,000
大気汚染対策緑地 件数	6	6	7	3	3	2	1
金額	6,140,000	6,269,000	9,434,000	7,772,000	9,570,000	5,032,000	1,210,000
地球温暖化対策緑地 件数	—	—	1	2	3	3	2
金額	—	—	500,000	624,000	1,686,000	2,534,000	2,944,000
国立・国定公園施設 件数	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物処理施設・一体緑地 件数	3	3	3	2	1	—	—
金額	4,063,000	2,024,000	1,931,000	431,000	8,994,000	—	—
国立・国定公園複合施設 件数	1	—	—	—	—	—	—
金額	500,000	—	—	—	—	—	—
貸付事業 件数	28	50	1	—	—	—	—
金額	18,285,450	15,406,650	93,000	—	—	—	—

(注) 1 「集団設置建物」の昭和63年9月までの区分(名称)は「共同利用建物」である。  
2 「貸付事業」は、平成11年10月1日に日本政策投資銀行に移管された。

(ii) 確定(売買)契約ベース

(単位 金額：千円)

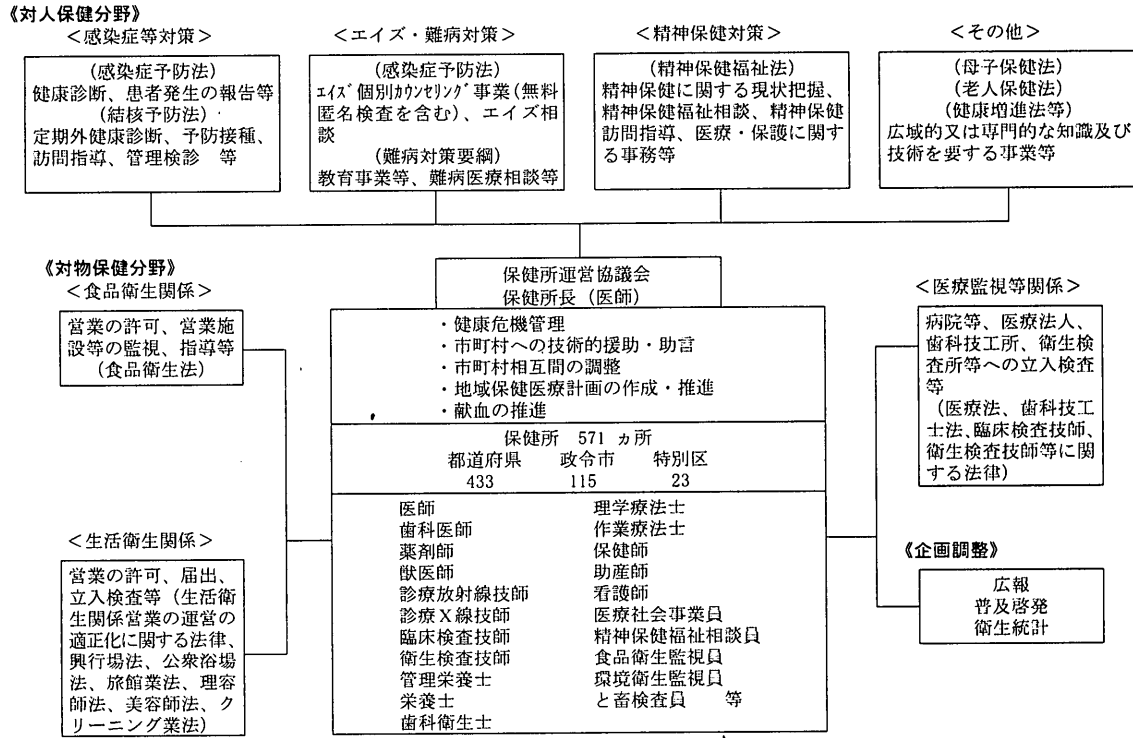
区分	平成9年度(1997)	10(1998)	11(1999)	12(2000)	13(2001)	14(2002)	15(2003)
集団設置建物 件数	5	4	2	2	2	2	—
金額	17,714,344	5,366,823	5,823,177	17,830,131	4,547,878	11,073,573	—
工場移転用地 件数	2	—	—	—	—	—	—
金額	3,482,820	—	—	—	—	—	—
共同福利施設 件数	0	1	2	2	0	—	—
金額	0	3,677,325	9,474,909	13,473,595	0	—	—
大気汚染対策緑地 件数	5	2	5	1	1	3	2
金額	7,237,237	1,408,135	7,357,252	4,852,222	0	22,741,892	6,602,260
地球温暖化対策緑地 件数	—	—	—	—	0	1	1
金額	—	—	—	—	0	1,140,757	3,651,201
国立・国定公園施設 件数	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物処理施設・一体緑地 件数	—	—	1	1	1	—	—
金額	—	—	3,592,232	3,346,965	5,937,218	—	—
国立・国定公園複合施設 件数	1	2	—	—	—	—	—
金額	354,152	1,635,441	—	—	—	—	—

(注) 「集団設置建物」の昭和63年9月までの区分(名称)は「共同利用建物」である。  
資料：独立行政法人環境再生保全機構調べ

7 保健所及び保健センター

第258表 保健所の活動

平成16年4月1日現在



(注) 政令市等の設置する保健所については、老人保健法に基づく健康診査、健康教育等や母子保健法に基づく乳幼児健診等を、これらの業務に加え行っているところもある。  
資料：厚生労働省健康局調べ

第259表 保健所数及び保健所職員総数

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
保健所数	706	663	641	594	592	582
都道府県立	525	490	474	460	459	448
政令市	142	137	136	108	109	111
特別区	39	36	31	26	24	23
職員総数	29,948	30,021	30,531	30,353	30,104	30,301
医師	1,173	1,132	1,102	1,088	1,055	1,027
歯科医師	86	82	79	94	88	88
薬剤師・獣医師	4,800	4,860	4,894	4,898	4,896	4,912
保健師	7,978	7,859	7,981	7,905	7,880	7,837
看護師	263	265	222	231	198	205
助産師	63	66	66	65	68	65
放射線・X線技師	1,051	1,004	966	957	907	888
管理栄養士	1,122	1,114	1,130	1,152	1,090	1,078
栄養士	185	169	132	133	170	177
歯科衛生士	356	358	359	357	353	350
検査技師	1,353	1,309	1,329	1,262	1,249	1,257
理学療法士・作業療法士	62	91	109	118	109	115
その他	11,456	11,712	12,162	12,093	12,041	12,302

(注) 1 「保健所数」は、各年4月1日現在。  
2 平成9年度以降の「職員総数」は、常勤職員数である。  
3 平成9年度以降の「看護師」は、准看護師を含む。  
4 平成12年以前の「保健師」「看護師」「助産師」は、それぞれ「保健婦(士)」「看護婦(士)」「助産婦」である。  
資料：平成9～10年度は厚生省大臣官房統計情報部「地域保健事業報告」、平成11年度以降は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

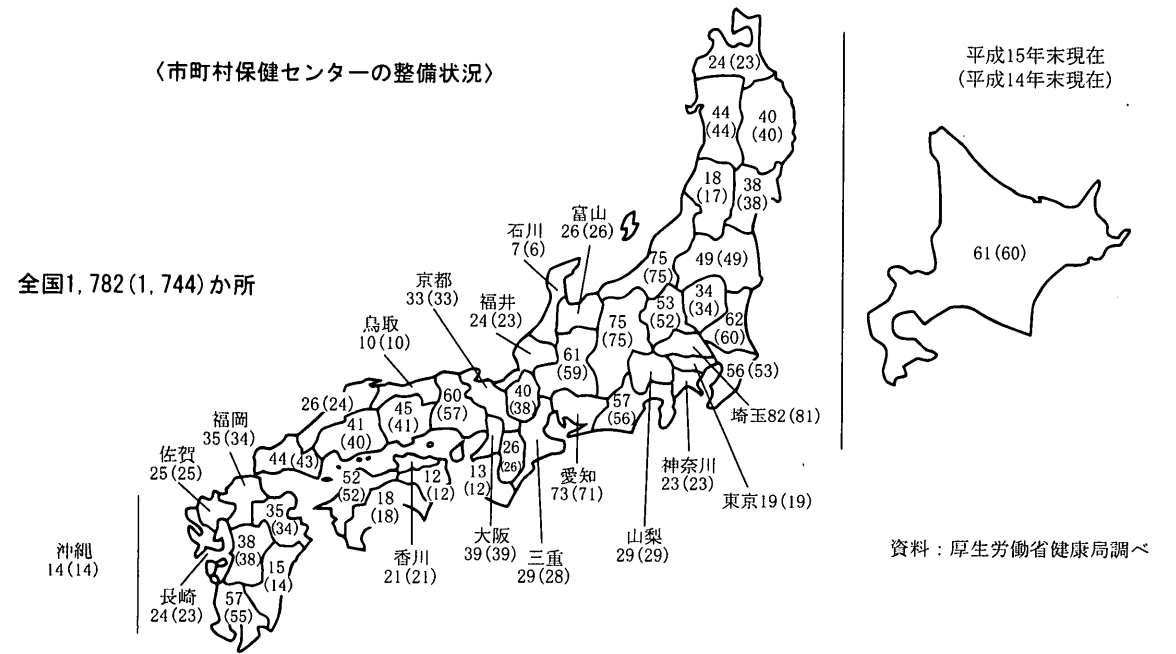
第260表 保健所活動状況

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
健康診断					
受診延人数	3,608,330	3,180,728	3,320,035	3,402,284	3,103,258
梅毒血清反応検査被検査者数	31,516				
母子保健(保健所活動分)					
妊婦保健指導延人員	102,880	101,865	107,591	113,592	111,893
産婦保健指導延人員	58,698	58,630	57,989	57,474	66,455
乳児保健指導延人員	241,394	244,860	269,986	238,333	258,996
幼児保健指導延人員	263,870	258,613	277,205	264,540	265,126
歯科保健					
検診・保健指導受診延人員	1,146,084	1,213,990	1,236,300	1,117,635	1,080,993
予防処置延人員	193,198	202,424	221,837	202,482	199,848
治療延人員	928	545	2,495	2,488	2,672
健康増進個別指導					
栄養指導延人員	547,841	557,456	590,247	471,743	432,471
集団指導					
栄養指導延人員	1,339,259	1,314,731	1,281,324	1,181,616	921,895
衛生教育開催回数	152,262	152,626	145,405	137,504	136,111
環境衛生監視指導施設数	506,939	593,822	479,142	363,196	396,548
試験検査検体数	13,052,163	11,731,759	10,506,458	9,385,268	8,719,575

資料：平成10年度は厚生省大臣官房統計情報部「地域保健事業報告」、平成11年度以降は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第261表 市町村保健センター数

区分	平成9年 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
市町村保健センター数	1,494	1,577	1,630	1,661	1,705	1,744	1,782



資料：厚生労働省健康局調べ

## 第8節 福祉サービス

### 1 身体障害者及び知的障害者福祉

第262表 身体障害者手帳交付台帳登録数

平成14年度末

区分	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
総数	4,448,948	389,508	435,997	54,077	2,512,260	1,057,106
18歳未満	108,280	5,853	18,384	1,076	65,437	17,530
18歳以上	4,340,668	383,655	417,613	53,001	2,446,823	1,039,576

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第263表 福祉事務所における知的障害者相談状況

区分	相談実人員	相談内容							
		総数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	その他
平成7年度(1995)	177,521	327,571	135,564	1,290	23,230	19,906	41,481	10,610	95,490
8(1996)	186,866	302,518	98,046	1,046	24,310	21,326	46,019	10,818	100,953
9(1997)	195,648	311,113	103,036	1,009	24,276	21,096	47,109	11,416	103,171
10(1998)	197,182	314,709	101,671	996	26,383	20,959	47,895	11,029	105,776
11(1999)	220,237	350,416	116,451	977	27,942	23,515	53,466	12,898	115,167
12(2000)	206,415	337,227	107,031	957	26,675	23,689	53,940	12,392	112,543
13(2001)	219,272	355,935	111,273	920	27,769	24,048	61,149	12,326	118,450
14(2002)	242,208	399,165	127,436	707	28,418	24,546	67,571	12,571	137,916

(注) 精神薄弱者は、平成11年4月法律改正により知的障害者となった。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第264表 身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区分	平成9年(1997)	10(1998)	11(1999)	12(2000)	13(2001)	14(2002)
身体障害者更生援護施設	1,488	1,577	1,668	1,766	1,883	2,022
在所者数	44,532	45,713	47,343	48,905	50,156	52,099
肢体不自由者更生施設	38	37	37	37	36	36
在所者数	941	880	837	806	777	744
視覚障害者更生施設	14	14	14	14	14	14
在所者数	1,106	844	898	920	920	880
聴覚・言語障害者更生施設	3	3	3	3	3	3
在所者数	124	101	94	99	102	100
内部障害者更生施設	6	6	6	6	6	6
在所者数	288	291	301	308	289	304
身体障害者療護施設	310	327	352	377	397	427
在所者数	19,336	20,270	21,365	22,641	23,386	24,530
重度身体障害者更生援護施設	72	72	73	73	73	73
在所者数	4,309	4,311	4,373	4,341	4,273	4,334
身体障害者福祉ホーム	28	34	39	42	50	58
在所者数	352	414	458	495	568	624
身体障害者授産施設	83	83	81	81	80	80
在所者数	3,558	3,508	3,433	3,417	3,374	3,304
重度身体障害者授産施設	127	127	127	128	128	129
在所者数	8,019	7,979	8,090	8,151	8,123	8,123
身体障害者通所授産施設	213	233	244	252	259	277
在所者数	5,154	5,770	6,155	6,361	6,565	6,914
身体障害者小規模通所授産施設	.	.	.	.	26	61
在所者数	.	.	.	.	391	918
身体障害者福祉工場	35	35	35	37	37	36
在所者数	1,345	1,345	1,339	1,366	1,388	1,324
身体障害者福祉センター	242	246	248	251	253	256
在宅障害者デイサービス施設	179	220	271	325	371	417
障害者更生センター	10	10	9	9	9	9
補装具製作施設	26	26	24	23	23	22
盲導犬訓練施設	.	.	.	.	7	7
点字図書館	73	73	73	73	74	72
点字出版施設	14	14	14	13	13	13
聴覚障害者情報提供施設	15	17	18	22	24	26
知的障害者援護施設	2,590	2,726	2,884	3,002	3,364	3,650
在所者数	132,556	137,830	144,143	150,873	157,300	165,384
知的障害者サービスセンター	.	.	.	.	157	198
知的障害者更生施設	1,460	1,515	1,589	1,653	1,710	1,773
在所者数	88,997	91,564	94,973	98,864	101,816	104,914
知的障害者授産施設	919	993	1,065	1,118	1,186	1,285
在所者数	39,536	42,148	44,754	47,531	49,759	53,521
知的障害者小規模通所授産施設	.	.	.	.	71	141
在所者数	.	.	.	.	1,115	2,087
知的障害者通勤寮	117	116	119	120	121	124
在所者数	2,634	2,582	2,628	2,662	2,671	2,729
知的障害者福祉ホーム	65	67	68	68	70	72
在所者数	685	686	708	692	711	750
知的障害者福祉工場	29	35	43	43	49	57
在所者数	704	850	1,080	1,124	1,228	1,383

(注) 精神薄弱者は平成11年4月法律改正により知的障害者となった。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第265表 身体障害者更生援護状況

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
18歳以上の身体障害者手帳新規交付者数	287,659	309,150	317,370	303,868	308,042	332,979
更生援護取扱実人員	1,645,768	1,792,186	1,839,200	1,824,652	1,875,008	1,986,910
相談指導及び措置件数	2,400,414	2,607,222	2,657,808	2,663,363	2,733,090	2,395,037
身体障害者更生援護施設等への 入所その利用及び紹介(再掲)	49,024	53,019	47,527	46,975	48,445	53,360
補 装 具 件 数						
交 付	820,658	912,082	967,901	979,601	1,057,585	1,111,827
修 理	85,063	93,872	103,806	112,700	119,724	127,559
更生医療給付決定件数	71,525	82,079	92,164	102,180	123,324	139,277

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第266表 身体障害者に対する補装具交付等の状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
交 付 件 数	820,658	912,082	967,901	979,601	1,057,585	1,111,827
公費負担額	19,964,839	21,709,753	23,351,124	20,585,733	19,387,490	20,048,307
義 肢						
義 手 件 数	2,418	2,431	2,243	2,233	2,153	2,019
公費負担額	280,334	302,753	265,938	279,965	271,557	264,548
義 足 件 数	7,423	7,520	7,368	7,319	7,035	6,897
公費負担額	2,050,281	2,136,215	2,137,143	2,218,886	2,175,703	2,215,752
装 具 件 数	25,049	25,680	26,173	26,479	26,405	27,497
公費負担額	1,700,077	1,722,671	1,731,078	1,790,255	1,751,777	1,791,971
盲人安全つえ 件 数	7,574	7,360	7,720	7,447	7,331	7,018
公費負担額	22,658	22,592	23,583	23,284	23,063	24,841
補 聴 器 件 数	36,800	37,321	38,264	35,192	35,065	36,651
公費負担額	1,867,056	1,944,441	2,027,423	1,890,823	1,915,913	2,035,501
車 い す 件 数	62,403	68,313	74,875	34,203	26,653	24,546
公費負担額	8,111,553	9,042,484	10,067,240	5,363,630	4,499,451	4,267,197
歩 行 補 助 つ え 件 数	14,918	15,038	16,592	10,459	10,497	10,135
公費負担額	75,461	79,151	89,150	54,850	50,697	47,389
そ の 他 件 数	664,073	748,419	794,666	856,269	942,446	997,064
公費負担額	5,857,419	6,459,446	7,009,569	8,964,040	8,699,329	9,401,108
修 理 件 数	85,063	93,872	103,806	112,700	119,724	127,559
公費負担額	1,949,822	2,203,343	2,421,539	2,742,759	2,989,342	3,064,341
義 肢						
義 手 件 数	1,094	1,089	1,092	1,048	958	929
公費負担額	65,255	66,472	75,255	76,301	74,184	75,516
義 足 件 数	5,611	5,990	5,930	6,115	6,291	6,033
公費負担額	597,369	651,890	695,000	752,691	814,701	790,300
装 具 件 数	9,343	9,640	10,518	10,679	10,971	11,086
公費負担額	157,181	162,079	177,908	184,946	192,986	194,469
盲人安全つえ 件 数	53	38	63	58	69	52
公費負担額	62	38	89	80	201	70
補 聴 器 件 数	39,848	44,178	49,883	55,677	59,976	66,868
公費負担額	162,877	184,325	208,024	253,833	275,240	308,691
車 い す 件 数	25,528	29,186	32,483	35,064	36,705	37,025
公費負担額	942,746	1,104,125	1,225,351	1,423,277	1,557,007	1,585,357
歩 行 補 助 つ え 件 数	2,106	2,099	2,193	2,052	2,132	2,104
公費負担額	3,295	3,387	3,415	3,234	5,124	3,201
そ の 他 件 数	1,480	1,652	1,644	2,007	2,622	3,462
公費負担額	21,037	31,027	36,497	48,397	69,899	106,737

(注) 車いすには電動車いすを含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第267表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合 計 件 数	71,525	82,079	92,164	102,180	123,324	139,277
公費負担額	7,926,554	9,147,889	10,530,947	11,859,169	13,394,000	15,986,937
視 覚 障 害 件 数	51	31	46	115	129	111
公費負担額	4,102	2,462	3,558	9,937	12,182	12,318
聴覚・平衡機能障害 件 数	92	111	99	171	166	180
公費負担額	10,112	7,809	8,660	12,264	16,654	21,805
音声・言語・そしゃく機能障害 件 数	146	191	217	247	302	404
公費負担額	6,305	8,237	10,021	11,537	12,514	23,170
肢体不自由 件 数	5,574	6,665	7,931	8,647	11,077	14,272
公費負担額	757,297	886,144	989,302	1,099,989	1,354,270	1,673,566
心臓機能障害 件 数	23,319	27,405	29,533	32,805	40,180	46,019
公費負担額	2,229,408	2,735,018	3,061,285	3,380,777	4,447,505	4,967,100
じん臓機能障害 件 数	42,038	46,664	52,624	57,376	67,554	74,078
公費負担額	4,887,475	5,363,065	6,138,221	6,929,955	6,948,856	8,480,240
小腸障害 件 数	61	86	136	89	93	184
公費負担額	9,040	18,926	18,598	22,085	24,753	37,501
免疫機能障害 件 数	・	427	806	1,236	1,817	2,875
公費負担額	・	76,903	196,396	316,368	491,012	612,317
訪問看護 件 数	244	499	772	1,494	2,006	1,154
公費負担額	22,815	49,325	104,906	76,257	86,254	158,920

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第268表 障害者職業能力開発校修了者数

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
総 数	1,444	1,214	1,205	1,146	1,151	1,199
※電子機器・情報処理	106	178	180	182	175	185
被服縫製	134	119	122	108	99	96
木工	46	48	47	35	30	25
※設計・製図	97	83	82	88	91	129
※印刷・製本	178	153	173	164	135	139
塗 装	11	8	5	7	7	—
皮革工芸	8	21	14	13	—	—
義肢装具	20	23	20	17	23	17
印章彫刻	2	4	—	—	—	—
陶磁器	18	19	20	20	21	19
デザイン	38	60	53	39	59	56
園 芸	30	19	8	12	15	14
※OA事務・一般事務	271	234	250	235	258	278
臨床検査	11	8	8	12	6	4
そ の 他	474	237	223	214	232	237

(注) ※印は類似のものをまとめた数を掲げた。

資料：厚生労働省職業能力開発局調べ

第269表 訪問介護（ホームヘルパー）設置市町村数・訪問介護員数及び派遣対象世帯数

年度末現在

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
設 置 市 町 村			
市 町 村 数	2,634	2,761	2,775
訪 問 介 護 員 数	78,405	92,285	108,859
委 託 市 町 村 (再 掲)			
実 施 市 町 村 数	2,408	2,532	2,544
市町村社会福祉協議会			
市 町 村 数	1,972	2,039	2,050
訪 問 介 護 員 数	27,039	29,557	32,535
社 会 福 祉 法 人			
市 町 村 数	591	666	699
訪 問 介 護 員 数	15,220	19,749	26,282
そ の 他			
市 町 村 数	345	433	529
訪 問 介 護 員 数	31,138	35,530	47,377
派 遣 対 象 世 帯 数	49,101	56,858	62,534

(注) 平成12年度から介護保険導入により介護保険分と分割された。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」



2 児童福祉

第270表 児童相談所処理件数

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
総数	325,925	335,182	346,183	361,124	381,843	398,025
訓戒・誓約	834	740	730	827	1,146	1,113
児童福祉司の指導	3,340	3,604	3,528	4,094	4,284	3,773
福祉事務所へ送致又は通知	853	799	723	750	596	590
児童委員の指導	35	29	31	38	37	36
里親・保護受託者委託	667	728	723	795	982	1,148
児童福祉施設に入所通所	22,774	22,823	23,068	23,594	23,814	22,870
法第27条の3により家庭裁判所に送致されたもの(再掲)	34	44	47	34	58	62
他の機関にあつた紹介	4,057	4,371	4,846	5,571	6,740	5,711
面接指導	259,951	268,283	275,820	284,621	297,934	304,024
その他	33,414	33,805	36,714	20,834	46,310	58,760
年度末現在未処理件数	16,661	17,725	19,339	20,502	20,683	21,193

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第271表 児童福祉施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区分	平成9年 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
総数	33,243	33,198	33,166	33,089	33,217	33,266
施設数	1,809,905	1,860,804	1,915,645	1,976,976	2,022,530	2,078,026
在所者数	547	537	530	516	502	492
助産施設	115	114	114	114	115	114
乳児院	2,652	2,706	2,772	2,784	2,912	2,942
施設数	302	300	293	290	286	285
母子生活支援施設	11,320	11,390	11,525	11,555	11,774	11,560
在所者数	22,387	22,327	22,275	22,199	22,231	22,288
保育所	1,738,802	1,789,599	1,844,244	1,904,067	1,949,899	2,005,002
施設数	526	555	553	552	551	552
児童養護施設	26,046	28,041	28,448	28,913	29,610	30,042
在所者数	284	280	278	272	270	266
知的障害児施設	13,520	13,014	12,586	12,276	11,927	11,618
施設数	6	6	7	7	7	7
自閉症児施設	321	232	283	258	251	240
在所者数	226	229	230	234	239	240
知的障害児通園施設	7,338	7,388	7,581	7,911	8,102	8,216
施設数	15	14	14	14	13	13
盲児施設	194	176	188	178	163	149
在所者数	16	16	16	16	15	15
ろうあ児施設	220	215	218	231	231	222
施設数	27	27	27	26	25	25
難聴幼児通園施設	835	849	849	944	755	740
在所者数	32	.	.	.	.	.
虚弱児施設	1,483	.	.	.	.	.
施設数	69	67	66	65	65	66
肢体不自由児施設	4,838	4,658	4,457	4,248	3,800	3,801
在所者数	81	82	83	85	88	88
肢体不自由通園施設	2,665	2,591	2,614	2,932	2,802	2,809
施設数	7	7	7	7	6	6
肢体不自由療養施設	272	272	264	257	236	240
在所者数	82	88	88	91	97	101
重症心身障害児施設	8,298	8,392	8,629	9,322	9,329	9,582
施設数	16	17	17	17	19	20
情緒障害児短期治療施設	593	673	650	865	719	764
在所者数	57	57	57	57	57	57
児童自立支援施設	1,828	1,998	1,862	1,790	1,794	1,659
施設数	.	.	.	.	29	35
児童家庭支援センター	2,754	2,771	2,785	2,790	2,821	2,834
施設数	1,325	1,366	1,401	1,445	1,583	1,610
児童センター	13	14	15	16	17	16
大型児童館A型	3	4	4	4	4	4
大型児童館B型	1	1	1	1	1	1
大型児童館C型	171	167	162	164	151	146
その他の児童館	4,181	4,152	4,143	4,107	4,025	3,985
施設数						

(注) 在所者数には母子生活支援施設を含まない。  
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第272表 里親・保護受託者及び委託児童数

年度末現在

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
登録里親数	7,760	7,490	7,446	7,403	7,372	7,161
児童が委託されている里親数	1,725	1,697	1,687	1,699	1,729	1,873
里親に委託されている児童数	2,155	2,132	2,122	2,157	2,211	2,517
登録保護受託者数	241	234	227	213	190	169
児童が委託されている保護受託者数	—	—	—	—	2	1
保護受託者に委託されている児童数	—	—	—	—	2	1

(注) 1 現行里親制度は里親を希望する者を登録しておき、適当な場合に児童の養育を委託するという仕組みをとっている。  
2 「保護受託者」とは、義務教育を終了した養護に欠ける児童の保護及び技能指導を行うものである。  
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第273表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
<b>【育成医療】</b>						
給付決定件数	57,437	59,044	61,538	61,852	63,935	66,523
肢体不自由	10,328	10,485	11,108	10,784	12,224	13,052
視覚障害	7,089	7,084	7,454	7,360	6,985	7,111
聴覚・平衡機能障害	2,602	2,605	2,818	3,007	3,178	3,631
音声・言語・そしゃく機能障害	12,633	12,941	12,956	13,213	14,884	16,009
心臓機能障害	8,136	8,644	9,340	9,241	8,775	8,917
腎臓機能障害	1,209	1,280	1,179	1,070	991	1,015
その他の	15,440	16,005	16,683	17,177	16,898	16,788
公費負担額	3,478,370	3,562,617	3,677,674	4,026,469	4,849,976	4,722,765
社会保険・結核予防法による負担額	44,829,358	46,819,545	47,914,698	52,196,128	53,165,592	53,729,276
<b>【養育医療】</b>						
給付決定件数	22,560	26,021	26,854	27,524	28,526	27,688
公費負担額	3,697,057	3,814,288	3,868,811	4,341,650	4,619,592	5,023,579
社会保険・結核予防法による負担額	38,467,498	41,008,152	44,917,329	50,594,638	54,681,976	58,060,539
<b>【療育の給付】</b>						
給付決定件数	57	52	56	42	50	33
骨関節結核	2	1	4	1	—	2
骨関節結核以外の結核	55	51	52	41	50	31
公費負担額	20,377	22,024	31,024	38,081	19,759	16,615
社会保険・結核予防法による負担額	62,849	51,327	46,720	50,079	41,671	35,581
<b>【補装具交付】</b>						
決定件数	67,599	74,472	83,120	109,781	138,984	161,796
義肢	109	123	119	115	91	86
義足	424	411	491	404	364	385
装具	19,189	20,809	21,986	22,185	22,195	23,172
盲人安全つえ器	112	96	112	89	119	141
補聴器	6,566	6,882	6,515	5,697	5,295	5,048
歩行補助つえ器	1,222	1,469	1,353	1,346	1,435	1,750
車いす	10,554	10,877	11,694	11,438	10,687	10,773
その他の	29,423	33,805	40,850	68,507	98,798	120,441
児童福祉法による公費負担額	5,304,268	5,950,109	6,488,300	7,152,863	7,925,396	8,627,553
<b>【補装具修理】</b>						
決定件数	23,599	26,974	29,107	31,305	34,009	35,030
義肢	19	23	11	24	25	8
義足	142	125	182	165	157	132
装具	1,646	1,702	1,816	2,118	2,143	2,245
盲人安全つえ器	2	3	—	—	—	13
補聴器	18,141	20,720	21,880	23,203	24,907	24,965
歩行補助つえ器	63	57	48	75	153	115
車いす	2,472	2,860	3,017	3,471	3,840	4,249
その他の	1,114	1,484	2,153	2,249	2,784	3,303
児童福祉法による公費負担額	287,461	350,615	417,241	487,743	532,716	594,774

(注) 1 「養育医療」及び「療育の給付」の公費負担額には、自己負担額を含む。  
2 車いすには電動車いすを含む。  
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第274表 1歳6か月児健診実施件数

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
件数	1,059,901	1,093,908	1,099,713	1,095,026	1,091,662	1,086,075	1,179,122

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

第275表 3歳児健康診査成績

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
被検者数	1,043,343	1,043,761	1,055,579	1,050,717	1,062,409	1,053,813
精密健康診査受診人数	64,862	66,945	67,610	66,991	63,453	62,492

資料：平成9～10年度は厚生省大臣官房統計情報部「地域保健事業報告」、平成11年度以降は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第276表 児童扶養手当受給世帯数

年度末現在

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
総数	649,816	625,127	664,382	708,395	759,197	822,958
生別母子世帯						
離婚	570,245	546,968	582,794	622,357	668,952	725,403
その他	1,156	1,156	1,085	1,191	1,249	1,412
死別母子世帯	10,936	10,094	9,712	9,570	9,327	9,487
未婚の母子世帯	38,466	43,143	48,051	51,678	55,063	60,238
障害者世帯	3,927	3,288	3,059	2,919	2,859	2,877
遺棄世帯	15,873	10,541	8,242	7,460	6,862	6,563
その他の世帯	9,213	9,937	11,439	13,220	14,885	16,978

(注) 1 生別母子世帯の「その他」とは、父が生死不明の児童、父が引続き1年以上法令により拘禁されている児童を母が監護している世帯をいう。  
2 「その他の世帯」とは、支給要件該当事由の異なる2人以上の児童を母が監護する世帯及び支給要件に該当する児童を母以外の者が養育している世帯をいう。  
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第277表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数

年度末現在

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
特別児童扶養手当受給者数	128,432	131,758	135,940	141,400	146,702	150,980
受給対象障害児数	131,511	134,964	139,480	145,159	150,696	155,388
障害児福祉手当受給者数	51,396	52,125	53,112	54,525	56,088	56,980
特別障害者手当受給者数	99,321	102,906	104,576	103,351	103,307	104,441
経過的福祉手当受給者数	27,975	25,317	22,898	20,815	18,878	17,112

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第278表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況

平成15年2月末現在（単位 金額：千円）

区 分	受給者数				支給対象児童数及び支給額	
	総 計	支給対象児童数別			支給対象児童数	支 給 額
		1 人	2 人	3人以上		
総 計	5,884,043	4,936,223	900,640	47,180	6,880,786	429,839,802.0
児 童 手 当	2,172,390	1,892,064	265,347	14,979	2,468,363	163,419,716.0
特 例 給 付	576,053	509,687	63,038	3,328	645,842	41,656,616.0
就学前特例給付	3,135,600	2,534,472	572,255	28,873	3,766,581	224,763,470.0
市町村支給分計	5,320,829	4,468,511	809,975	42,343	6,217,049	387,935,635.0
児 童 手 当	2,068,743	1,803,919	250,712	14,112	2,348,307	155,615,634.0
特 例 給 付	412,994	367,566	43,226	2,202	460,676	29,546,123.0
就学前特例給付	2,839,092	2,297,026	516,037	26,029	3,408,066	202,773,878.0
被 用 者	3,866,065	3,255,835	582,738	27,492	4,504,620	280,889,729.0
児 童 手 当	1,408,603	1,231,271	168,807	8,525	1,594,770	105,945,365.0
特 例 給 付	412,994	367,566	43,226	2,202	460,676	29,546,123.0
就学前特例給付	2,044,468	1,656,998	370,705	16,765	2,449,174	145,398,241.0
非 被 用 者	1,454,764	1,212,676	227,237	14,851	1,712,429	107,045,906.0
児 童 手 当	660,140	572,648	81,905	5,587	753,537	49,670,269.0
就学前特例給付	794,624	640,028	145,332	9,264	958,892	57,375,637.0
公 務 員 分	563,214	467,712	90,665	4,837	663,737	41,904,167.0
児 童 手 当	103,647	88,145	14,635	867	120,056	7,804,082.0
特 例 給 付	163,059	142,121	19,812	1,126	185,166	12,110,493.0
就学前特例給付	296,508	237,446	56,218	2,844	358,515	21,989,592.0

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

第279表 児童手当拠出金徴収状況

(単位 円)

区 分	平成13年度		平成14年度	
	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額
総 計	142,271,535,849	139,065,469,934	141,264,784,676	138,106,442,986
厚生年金保険関係	138,265,637,230	135,059,947,106	138,315,514,040	135,157,548,141
船員保険関係	375,791	0	375,791	0
共済組合関係	4,005,522,828	4,005,522,828	2,948,894,845	2,948,894,845

(注) 船員保険は過年度に係る額である。

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

第280表 児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況

平成14年度（単位 人）

区 分	平成14年2月末現在 受給者数	新規認定件数	受給資格 消滅件数	被用者と非被用者 の区分の変更 による増減数	平成15年2月末現在 受給者数
総 計	5,750,040	2,067,798	1,933,795	0	5,884,043
児 童 手 当	2,116,547	830,639	774,796	0	2,172,390
特 例 給 付	592,728	284,696	301,371	—	576,053
就学前特例給付	3,040,765	952,463	857,628	0	3,135,600
市町村支給分計	5,185,490	1,858,747	1,723,408	0	5,320,829
児 童 手 当	2,022,397	785,147	738,801	0	2,068,743
特 例 給 付	416,355	223,039	226,400	—	412,994
就学前特例給付	2,746,738	850,561	758,207	0	2,839,092
被 用 者	3,831,126	1,314,706	1,268,680	△ 11,087	3,866,065
児 童 手 当	1,404,364	496,947	489,446	△ 3,262	1,408,603
特 例 給 付	416,355	223,039	226,400	—	412,994
就学前特例給付	2,010,407	594,720	552,834	△ 7,825	2,044,468
非 被 用 者	1,354,364	544,041	454,728	11,087	1,454,764
児 童 手 当	618,033	288,200	249,355	3,262	660,140
就学前特例給付	736,331	255,841	205,373	7,825	794,624
公 務 員 分	564,550	209,051	210,387	—	563,214
児 童 手 当	94,150	45,492	35,995	—	103,647
特 例 給 付	176,373	61,657	74,971	—	163,059
就学前特例給付	294,027	101,902	99,421	—	296,508

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

第281表 児童手当制度の費用負担

平成16年度

費用負担	0歳から3歳未満		3歳から小学校第3学年終了前				公務員
	被用者(サラリーマン)	非被用者(自営業者)	被用者(サラリーマン)	非被用者(自営業者)	国	地方	
特例給付(法附則第6条給付) →	事業主拠出金 10/10		国 2/3	地方 1/3	国 10/10	地方 10/10	
児童手当 →	事業主拠出金 7/10	国 2/10 地方 1/10	国 2/3	地方 1/3	国 10/10	地方 10/10	
小学校第3学年終了前特例給付(法附則第8条給付) →	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	国 10/10	地方 10/10	
小学校第3学年終了前特例給付(法附則第7条給付) →	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	国 10/10	地方 10/10	
・地方負担分は都道府県と市町村で折半 ・公務員分の児童手当、特例給付は、所属庁が全額負担 ・所得制限限度額については、4人世帯(夫婦+子ども2人)の場合の年収							
拠出金率	標準報酬月額及び標準賞与額それぞれの1,000分の0.9厚生年金等の保険料に上乗せして徴収						

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局作成

3 社会福祉関係機関・施設等

第282表 社会福祉行政機関等設置状況

区 分	平成10年度(1998)	11(1999)	12(2000)	13(2001)	14(2002)	15(2003)
福祉事務所						
事務所数 都道府県	340	340	341	335	333	333
区市町村	858	858	859	860	865	879
職員数 査察指導員	2,879	2,892	2,852	2,893	2,913	2,951
現業員	16,837	17,170	17,015	17,371	18,146	18,890
身体障害者福祉司	75	72	72	69	70	77
知的障害者福祉司	78	79	83	82	86	75
老人福祉指導主事	122	143	98	82	93	84
家庭児童福祉主事	32	39	26	27	30	29
身体障害者更生相談所 相談所数	69	68	68	68	68	71
知的障害者更生相談所 相談所数	72	72	72	72	72	75
児童相談所 相談所数	174	174	174	175	180	182
職員数	5,569	5,574	5,770	6,046	6,502	6,607
民生委員・児童委員定数	216,824	216,824	216,824	226,695	226,695	226,695

- (注) 1 福祉事務所は10月1日現在。なお、査察指導員の他は専任職員の数である。  
 2 身体障害者更生相談所は、平成11年度については12月1日現在。平成10、12～15年度については4月1日現在。  
 3 知的障害者更生相談所は、4月1日現在。平成11年度については12月1日現在。  
 4 児童相談所は、5月1日現在。  
 5 民生委員・児童員数については、主任児童委員数を含む(平成6年に主任児童委員制度を創設)。平成10、13年度については12月1日現在。

資料：「福祉事務所」「民生員・児童委員定数」は、厚生労働省社会・援護局調べ  
 「身体障害者更生相談所」「知的障害者更生相談所」は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部調べ  
 「児童相談所」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

第283表 社会福祉施設数(施設の種別)

Table showing the number of social welfare facilities by type from 1960 to 2002. The table is organized into columns for each year and rows for various facility categories such as nursing homes, day care centers, and rehabilitation centers.

Detailed table of social welfare facilities categorized by type (e.g., residential care, day care, special care) and year (1960-2002). It provides a granular breakdown of facility counts for specific services like dementia care, mental health, and physical disability support.

(注) 1 昭和46年までは12月31日現在、昭和47年以降は10月1日現在である。
2 身体障害者福祉法の改正(昭和59年)により、身体障害者福祉センター(A型、B型)、障害者更生センターが「その他の社会福祉施設等」から「身体障害者更生支援施設」に、老人福祉法の改正(平成2年)により、老人日帰り介護施設が「その他の社会福祉施設等」から「老人福祉施設」に、精神障害者福祉法の改正(平成2年)により、精神薄弱者通所寮、精神薄弱者福祉ホーム及び精神薄弱者福祉工場が「その他の社会福祉施設等」から「精神薄弱者支援施設」となった。精神薄弱者は平成11年4月法律改正により知的障害者となった。
3 平成12年の「特別養護老人ホーム」は、「介護サービス・事業所調査」において介護老人福祉施設として把握した数値である。
4 平成12年以降の「通所介護」「短期入所生活介護」は、「介護サービス・事業所調査」において通所介護、短期入所生活介護として把握した数値である。
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第284表 生活福祉資金貸付状況

(単位 金額：千円)

区分	平成10年度(1998)		11 (1999)		12 (2000)		13 (2001)		14 (2002)		15 (2003)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	16,892	15,746,692	14,017	12,789,886	13,893	10,636,145	11,523	9,600,950	13,016	10,437,145	19,013	19,358,500
更生資金	892	1,213,532	859	1,183,861	656	810,658	563	580,154	585	583,419	547	574,783
障害者更生資金	604	1,117,152	450	797,802	357	612,150	293	497,376	246	413,681	199	310,274
生活資金	475	242,896	435	210,346	2,140	527,430	308	149,003	402	197,365	12	6,620
福祉資金	1,917	1,836,333	1,695	1,594,191	1,772	1,546,506	1,448	1,253,316	1,524	1,246,518	1,453	1,098,636
住宅資金	999	1,498,684	731	1,068,703	580	857,087	477	721,421	412	531,153	364	512,525
修学資金	11,377	9,609,419	9,217	7,654,622	7,802	6,091,731	7,921	6,182,824	9,090	7,258,703	8,758	6,771,766
療養・介護資金	556	152,805	493	136,734	538	146,427	431	120,024	691	168,966	863	507,984
災害援護資金	72	75,869	137	143,627	48	44,156	82	96,832	37	35,920	50	50,631
緊急小口資金	.	.	.	.	.	.	.	.	29	1,420	2,008	97,456
離職者支援資金	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	4,623	6,842,270
長期生活支援資金	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	136	2,585,555

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第285表 母子福祉資金貸付状況

(単位 金額：千円)

区分	平成9年度(1997)		10 (1998)		11 (1999)		12 (2000)		13 (2001)		14 (2002)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合計	54,499	19,081,515	55,168	19,683,348	55,782	20,930,372	55,251	21,742,587	54,666	21,863,883	56,466	22,704,969
事業開始資金	125	270,902	128	271,390	96	188,177	110	242,630	141	308,980	122	253,223
事業継続資金	99	108,474	94	111,030	66	74,119	102	111,025	66	70,676	56	71,921
修学資金	39,503	14,839,596	38,528	14,910,944	38,260	16,008,085	38,370	16,799,785	38,006	16,945,613	38,180	17,448,238
技能習得資金	400	110,641	556	161,174	771	278,016	905	337,954	963	365,286	1,208	443,778
修業資金	804	245,077	905	300,283	1,014	391,546	954	398,045	920	394,567	1,028	428,585
就職支度資金	158	25,050	192	31,390	176	30,707	208	38,961	160	31,171	154	33,308
医療介護資金	89	15,122	83	13,802	82	12,788	82	13,868	78	11,027	79	15,514
生活資金	800	307,788	1,043	412,418	1,252	527,837	1,366	556,302	1,488	612,990	1,882	699,474
住宅資金	174	212,879	196	220,781	140	154,651	138	145,237	106	97,077	92	81,128
転宅資金	939	219,709	1,260	289,796	1,326	305,499	1,381	318,353	1,360	311,774	1,523	405,612
就学支度資金	11,337	2,716,524	11,597	2,834,734	11,897	2,848,689	11,360	2,735,763	11,195	2,683,408	11,633	2,751,225
結婚資金	21	5,930	22	6,440	14	4,200	16	4,800	16	4,740	13	24,786
児童扶養資金	50	3,823	564	119,165	688	106,057	259	39,865	167	26,573	496	48,177

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

第286表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況

(単位 金額：千円)

区分	平成10年度(1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
法適用都道府県延数	12	10	9	2	2	4
法適用都道府県実数	11	9	8	2	2	4
法適用市町村延数	27	30	48	4	2	14
災害救助費国庫負担額	3,718,384	5,262,443	2,752,723	90,774	10,994	336,495
国庫負担対象都道府県数	11	11	9	2	2	4

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

## 第9節 生活保護

第287表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
被保護世帯数						
年度合計	7,577,856	7,956,725	8,448,659	9,015,632	9,662,022	10,451,173
1か月平均	631,488	663,060	704,055	751,303	805,169	870,931
被保護人員						
年度合計	10,867,069	11,363,923	12,053,666	12,866,887	13,777,056	14,912,681
1か月平均	905,589	946,994	1,004,472	1,072,241	1,148,088	1,242,723
保護率(人口千対)	7.2	7.5	7.9	8.4	9.0	9.8
総人口(千人)	126,166	126,486	126,686	126,926	127,291	127,435

(注) 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務省統計局発表による各年10月1日現在の推計人口(総人口)で除した。平成12年度については、国勢調査統計表による人口で除した。  
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第288表 被保護実世帯数(世帯主の労働力類型別)

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
被保護実世帯数	631,488	663,060	704,055	751,303	805,169	870,931
現に保護を受けた世帯数	630,577	662,094	703,072	750,181	803,993	869,637
世帯主が働いている世帯	62,987	63,838	66,508	71,151	75,726	82,746
常雇用	38,058	39,027	41,592	45,552	49,397	54,504
日雇	8,529	8,596	8,713	9,318	9,910	11,057
内職	6,599	6,403	6,341	6,360	6,339	6,364
その他	9,802	9,812	9,863	9,921	10,079	10,820
その他の世帯	567,589	598,255	636,564	679,031	728,267	786,891
世帯主が働いている世帯	16,724	16,907	17,568	18,509	19,569	20,965
働いている者のいない世帯	550,865	581,348	618,996	660,522	708,698	765,926
保護停止中の世帯	911	967	983	1,121	1,176	1,294

(注) 年度1か月の平均である。  
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第289表 扶助別人員

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
被保護実人員	905,589	946,994	1,004,472	1,072,241	1,148,088	1,242,723
生活扶助	783,840	821,931	877,080	943,025	1,014,524	1,105,499
住宅扶助	668,756	707,094	763,315	824,129	891,223	975,486
教育扶助	84,006	86,254	91,042	96,944	104,590	114,213
介護扶助	-	-	-	66,832	84,463	105,964
医療扶助	715,662	753,366	803,855	864,231	928,527	1,002,886
入院	126,530	130,358	134,043	132,751	134,956	135,197
単給	74,456	75,352	76,160	71,380	70,260	67,725
併給	52,074	55,006	57,883	61,371	64,696	67,472
入院外	589,132	623,008	669,812	731,480	793,572	867,689
単給	16,799	18,063	18,800	17,952	19,042	20,098
併給	572,334	604,945	651,012	713,529	774,530	847,591
出産扶助	70	80	82	95	91	101
生業扶助	1,228	943	711	713	706	743
葬祭扶助	1,301	1,377	1,442	1,508	1,641	1,791

(注) 年度1か月の平均である。  
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第290表 保護開始世帯数(世帯類型・構造別)

平成14年9月

区分	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総数	16,894	4,137	1,591	7,782	595	2,789
世帯主の傷病	6,692	909	298	4,843	315	327
世帯員の傷病	213	27	14	78	6	88
働いていた者の死亡	49	21	18	1	-	9
働いていた者の離別等	892	110	623	51	17	91
定年・失業	1,096	238	77	111	28	642
高齢による収入減少	858	794	-	17	4	43
事業不振・倒産	165	68	6	13	2	76
その他の働きによる収入減少	687	131	168	50	13	325
要介護状態	43	25	3	6	3	6
社会保障給付金の減少・喪失	235	140	8	25	20	42
仕送りの減少・喪失	533	275	77	68	42	71
貯金等の減少・喪失	2,065	921	180	237	104	623
その他	3,366	478	119	2,282	41	446

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第291表 保護廃止世帯数（世帯類型・構造別）

平成14年9月

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総 数	10,817	2,854	616	5,562	468	1,317
世帯主の傷病治癒	1,055	109	3	898	23	22
世帯員の傷病治癒	14	—	—	9	—	5
死 亡	2,252	1,397	1	659	138	57
失 業	1,265	150	16	735	32	332
働きによる収入の増加・取得	1,140	65	282	339	41	413
働き手の転入	115	27	47	17	1	23
社会保障給付金の増加	508	181	12	156	85	74
仕送りの増加	82	43	17	15	3	4
親類・縁者等の引取り	295	136	45	77	11	26
施設入所	200	155	4	18	16	7
医療費の他法負担	38	11	1	16	9	1
そ の 他	3,853	580	188	2,623	109	353

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第292表 保護費（扶助別）

（単位 千円）

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
総 額	1,637,579,103	1,729,857,095	1,860,271,760	1,973,420,396	2,111,757,630	2,252,319,835
生活扶助費	521,340,874	557,855,734	593,605,715	641,003,527	695,069,736	760,195,683
住宅扶助費	149,639,778	161,522,006	180,232,535	200,684,532	223,992,950	252,144,753
教育扶助費	7,158,316	7,386,347	7,819,249	8,348,790	8,930,353	9,768,178
介護扶助費	・	・	・	14,333,250	22,163,237	29,119,258
医療扶助費	923,005,201	965,857,352	1,041,626,043	1,071,099,195	1,122,908,438	1,162,217,743
出産扶助費	148,733	173,257	180,700	218,744	214,920	227,619
生業扶助費	235,697	172,308	149,101	171,934	188,171	255,062
葬祭扶助費	2,756,465	3,094,059	3,237,751	3,423,498	3,697,152	4,209,930
施設事務費及び委託事務費	33,294,039	33,796,033	33,420,665	34,136,926	34,592,672	34,181,609
《1人当り月額（円）》						
総 額	150,692	152,224	154,332	153,372	153,281	151,034
生活扶助費	55,426	56,559	56,400	56,644	57,093	57,304
住宅扶助費	18,647	19,036	19,677	20,293	20,944	21,540
教育扶助費	7,101	7,136	7,157	7,177	7,115	7,127

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第293表 医療扶助決定状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
合 計 件数	13,181,567	13,980,772	15,159,400	16,419,553	18,940,662	20,967,568
金 額	883,152,886	911,044,073	964,940,762	996,347,313	1,039,079,270	1,064,435,714
一 般 診 療 件数	12,082,934	12,849,904	13,922,628	15,064,306	17,462,856	19,311,290
金 額	859,469,855	885,777,214	936,971,731	965,935,928	1,004,845,357	1,027,740,309
入 院 件数	1,772,033	1,803,699	1,845,905	1,833,626	1,854,063	1,880,038
金 額	627,569,781	650,295,871	683,256,220	695,562,860	713,717,220	722,195,460
入 院 外 件数	10,310,901	11,046,205	12,076,723	13,230,680	15,608,793	17,431,252
金 額	231,900,074	235,481,343	253,715,511	270,373,068	291,128,137	305,544,849
歯 科 診 療 件数	1,098,633	1,130,868	1,236,772	1,355,247	1,477,806	1,656,278
金 額	23,683,031	25,266,859	27,969,031	30,411,385	34,233,913	36,695,405

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」



第294表 生活保護基準額改定の推移

区分	実施年月日	生活扶助	改定率(%)		住宅扶助
第1回	21.3.13	199,80	—	—	—
第1次	21.4.1	252	126.6	—	—
第5次	22.7.1	912	144.8	—	—
第10次	24.5.1	5,200	114.7	—	—
第15次	34.4.1	9,346	105.6	—	—
第16次	35.4.1	9,621	102.9	—	—
第17次	36.4.1	10,344	116.0	—	—
第20次	39.4.1	16,147	113.0	—	2,000
第21次	40.4.1	18,084	112.0	—	2,000
第25次	44.4.1	29,945	113.0	—	2,800
第30次	49.4.1	60,690	120.0	—	5,500
第35次	54.4.1	114,340	108.3	—	9,000
第40次	59.4.1	152,960	102.9	—	9,000
第42次	61.4.1	126,977	102.0	—	9,000
第43次	62.4.1	129,136	101.7	—	9,000
第44次	63.4.1	130,944	101.4	—	9,000
第45次	元.4.1	136,444	104.2	—	13,000
第46次	2.4.1	140,674	103.1	—	13,000
第47次	3.4.1	145,457	103.4	—	13,000
第48次	4.4.1	149,966	103.1	—	13,000
第49次	5.4.1	153,265	102.2	—	13,000
第50次	6.4.1	155,717	101.6	—	13,000
第51次	7.4.1	157,274	101.0	—	13,000
第52次	8.4.1	158,375	100.7	—	13,000
第53次	9.4.1	161,859	102.2	—	13,000
第54次	10.4.1	163,316	100.9	—	13,000
第55次	11.4.1	163,806	100.3	—	13,000
第56次	12.4.1	163,970	100.1	—	13,000
第57次	13.4.1	163,970	100.0 (据置)	—	13,000
第58次	14.4.1	163,970	100.0 (据置)	—	13,000
第59次	15.4.1	162,490	99.1	—	13,000
第60次	16.4.1	162,170	99.8	—	13,000

(注) 1 第16次改定までは1級地標準5人世帯(64歳男、35歳女、9歳男、5歳女、1歳男)、第17次以降は1級地標準4人世帯(35歳男、30歳女、9歳男、4歳女)である。  
 なお、第21次の基準額は18,204円であるが、前年との比較上乳幼児分120円を除いている。  
 第42次以降は1級地標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)である。  
 第43次以降は1級地-1である。

2 上記の他に、米価補正による改定等がある。

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第295表 保護施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
総数施設数	339	336	335	296	295	292
在所者数	21,609	21,747	21,621	19,891	20,009	19,759
救護施設施設数	177	177	177	178	177	180
在所者数	17,133	17,113	17,047	16,851	16,789	16,911
更生施設施設数	17	17	19	19	19	17
在所者数	1,658	1,943	1,956	1,890	2,033	1,736
医療保護施設施設数	65	65	65	64	64	63
授産施設施設数	67	65	62	24	24	22
在所者数	2,284	2,205	2,117	699	703	681
宿所提供施設施設数	13	12	12	11	11	10
在所者数	534	486	501	451	484	431

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

## 第10節 恩給・戦争犠牲者援護

### 1 恩 給

第296表 文官恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給			人員
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	
		千円	円		千円	円		千円	円	
平成9年度(1997)	61,057	72,441,286	1,186,453	12,469	17,165,736	1,376,673	384	1,269,497	3,305,982	64
10 (1998)	56,281	67,189,985	1,193,831	11,022	15,336,511	1,391,445	348	1,152,782	3,312,592	56
11 (1999)	51,836	61,819,728	1,192,602	9,675	13,423,938	1,387,487	322	1,073,260	3,333,105	49
12 (2000)	48,309	57,620,556	1,192,750	8,645	12,218,038	1,413,307	300	994,366	3,314,554	46
13 (2001)	44,508	52,900,554	1,188,563	7,585	10,864,587	1,432,378	274	897,088	3,274,042	41
14 (2002)	40,710	48,166,117	1,183,152	6,602	9,558,821	1,447,868	260	848,797	3,264,602	35
平成14年度										
文 官	21,460	25,681,051	1,196,694	2,480	3,132,704	1,263,187	135	446,592	3,308,092	22
教育職員	5,170	7,174,817	1,387,779	878	1,453,670	1,655,661	27	80,493	2,981,237	3
警察監獄職員	12,814	11,652,450	909,353	2,536	2,296,479	905,551	96	315,728	3,288,833	9
待遇職員	175	188,128	1,075,019	12	12,188	1,015,692	2	5,983	2,991,400	1
執行官	140	235,222	1,680,158	140	235,222	1,680,158	—	—	—	—
備外国人	49	88,476	1,805,627	49	88,476	1,805,627	—	—	—	—
国会議員	902	3,145,973	3,487,775	507	2,340,083	4,615,548	—	—	—	—

資料：総務省人事・恩給局調べ

第297表 軍人恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給			傷病年金	
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額
		千円	円		千円	円		千円	円		千円
平成9年度(1997)	1,560,727	1,367,179,120	875,989	600,657	379,369,501	631,591	24,104	79,283,652	3,289,232	41,850	54,415,152
10 (1998)	1,505,748	1,323,169,718	878,746	554,986	355,118,650	639,870	22,301	74,109,033	3,323,126	38,891	50,992,032
11 (1999)	1,455,300	1,275,211,847	876,254	510,361	329,711,209	646,035	20,526	68,636,635	3,343,887	35,993	47,428,677
12 (2000)	1,408,032	1,226,913,548	871,368	470,422	306,243,931	650,998	18,926	63,463,374	3,353,238	33,369	44,005,103
13 (2001)	1,354,237	1,167,980,340	862,464	428,094	278,349,658	650,207	17,283	57,920,515	3,351,300	30,653	40,333,970
14 (2002)	1,295,662	1,107,171,505	854,522	386,979	251,360,286	649,545	15,681	52,535,770	3,350,282	27,929	36,700,800

資料：総務省人事・恩給局調べ

傷病年金		扶助料						傷病者遺族特別年金		
		普通扶助料			公務扶助料					
金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
86,568	1,352,625	43,359	44,711,497	1,031,193	4,757	9,196,607	1,933,279	24	11,381	474,210
75,736	1,352,429	40,427	41,999,761	1,038,904	4,406	8,614,585	1,955,194	22	10,611	482,310
66,968	1,366,690	37,668	39,170,894	1,039,898	4,099	8,073,435	1,969,611	23	11,233	488,410
62,594	1,360,748	35,430	36,698,489	1,035,803	3,863	7,634,734	1,976,374	25	12,335	493,410
55,510	1,353,893	32,982	33,952,640	1,029,429	3,600	7,117,774	1,977,159	26	12,956	498,310
46,493	1,328,377	30,487	31,176,700	1,022,623	3,299	6,521,705	1,976,873	27	13,601	503,750
28,595	1,299,755	16,201	16,924,280	1,044,644	2,603	5,139,309	1,974,379	19	9,571	503,750
3,999	1,333,000	4,073	5,240,999	1,286,766	189	395,656	2,093,418	—	—	—
12,617	1,401,933	9,687	8,090,948	835,238	478	932,648	1,951,147	8	4,030	503,750
1,282	1,282,200	131	114,584	874,684	29	54,092	1,865,224	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	395	805,891	2,040,229	—	—	—	—	—	—

平均額	特例傷病恩給			扶助料						傷病者遺族特別年金		
	人員	金額	平均額	普通扶助料			公務関係扶助料					
円	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
		千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
1,300,243	1,036	1,791,715	1,729,454	622,271	376,096,836	604,394	248,950	465,878,311	1,871,373	21,859	10,343,954	473,213
1,311,153	966	1,690,302	1,749,795	631,592	386,253,742	611,556	234,739	444,286,130	1,892,681	22,273	10,719,830	481,293
1,317,719	899	1,594,470	1,773,604	643,688	395,871,010	615,004	220,930	420,807,576	1,904,710	22,903	11,162,270	487,372
1,318,742	832	1,484,961	1,784,808	652,421	401,594,402	615,545	208,872	398,706,177	1,908,854	23,190	11,415,600	492,264
1,315,825	758	1,358,667	1,792,437	657,932	404,388,822	614,636	195,966	373,921,673	1,908,095	23,551	11,707,036	497,093
1,314,075	716	1,280,137	1,787,900	657,293	403,505,186	613,889	183,403	349,898,231	1,907,811	23,661	11,891,095	502,561

第298表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況

区分	合計			普通恩給			増加恩給		
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
		千円	円		千円	円		千円	円
平成9年度(1997)	69,942	92,896,859	1,328,198	22,177	34,746,937	1,566,801	103	292,677	2,841,525
10 (1998)	64,554	85,812,395	1,329,312	19,727	30,799,177	1,561,270	94	271,867	2,892,205
11 (1999)	59,454	78,525,237	1,320,773	17,499	27,040,056	1,545,234	86	244,379	2,841,617
12 (2000)	54,758	71,644,336	1,308,381	15,535	23,720,010	1,526,875	82	234,148	2,855,463
13 (2001)	50,118	64,717,753	1,291,308	13,621	20,508,661	1,505,665	73	206,855	2,833,625
14 (2002)	45,796	58,351,909	1,274,170	11,872	17,592,497	1,481,848	69	200,095	2,899,929
平成14年度									
文 官	3,394	4,265,776	1,256,858	338	635,813	1,881,104	11	31,886	2,898,727
教 育 職 員	23,042	34,599,962	1,501,604	7,008	11,987,793	1,710,587	6	22,755	3,792,567
警 察 監 獄 職 員	19,191	19,322,005	1,006,826	4,524	4,966,336	1,097,776	52	145,454	2,797,187
待 遇 職 員	169	164,166	971,394	2	2,555	1,277,600	—	—	—

資料：総務省人事・恩給局調べ

傷病年金			扶助料						傷病者遺族特別年金		
			普通扶助料			公務扶助料					
人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
	千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
7	9,664	1,380,571	46,769	56,136,993	1,200,303	877	1,706,320	1,945,633	9	4,268	474,210
5	7,544	1,508,800	43,873	53,062,987	1,209,468	845	1,665,997	1,971,594	10	4,823	482,310
5	7,597	1,519,400	41,045	49,619,256	1,208,899	809	1,609,066	1,988,956	10	4,884	488,410
5	7,612	1,522,400	38,354	46,137,189	1,202,930	772	1,540,443	1,995,392	10	4,934	493,410
5	7,226	1,445,120	35,681	42,536,207	1,192,125	728	1,453,822	1,997,008	10	4,983	498,310
3	5,110	1,703,467	33,150	39,168,120	1,181,542	691	1,380,545	1,997,894	11	5,541	503,750
—	—	—	2,978	3,458,349	1,161,299	67	139,728	2,085,490	—	—	—
—	—	—	15,906	22,318,513	1,403,151	122	270,901	2,220,498	—	—	—
3	5,110	1,703,467	14,099	13,229,648	938,339	502	969,916	1,932,104	11	5,541	503,750
—	—	—	167	161,610	967,727	—	—	—	—	—	—

2 戦争犠牲者援護

第299表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況

(単位 金額：千円)

区分	平成10年度 (1998)		11 (1999)		12 (2000)		13 (2001)		14 (2002)		15 (2003)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	170	13,257	419	37,182	76	9,027	49	5,623	57	6,053	43	2,517
帰郷旅費	34	31	30	28	3	3	4	4	5	5	22	20
葬祭料	74	12,916	209	36,259	51	8,914	31	5,549	32	5,948	13	2,457
遺骨引取経費	62	310	180	895	22	110	14	70	20	100	8	40

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第300表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況

(単位 金額：千円)

区分	平成10年度 (1998)		11 (1999)		12 (2000)		13 (2001)		14 (2002)		15 (2003)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	42,906	2,287,311	29,540	2,094,318	27,137	1,921,888	25,250	1,757,013	23,115	1,465,549	21,852	1,402,163
療養の給付	40,809	2,087,571	27,583	1,901,183	25,462	1,746,841	23,718	1,597,611	21,767	1,334,021	20,728	1,284,794
療養手当	216	6,414	197	5,870	180	5,364	174	5,185	173	5,155	130	3,835
葬祭費	103	17,954	77	13,365	65	11,602	59	10,558	53	9,967	38	7,182
補装具給付費	1,778	175,372	1,683	173,900	1,430	158,081	1,299	143,659	1,122	116,406	956	106,352

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第301表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況

(単位 金額：千円)

区分	平成10年度 (1998)		11 (1999)		12 (2000)		13 (2001)		14 (2002)		15 (2003)	
	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額
交付	1,085	138,544	1,056	137,045	878	126,541	808	109,527	676	89,069	600	85,548
修理	693	36,828	627	36,855	552	31,540	491	34,132	446	27,337	356	20,804

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第302表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況

年度末現在 (単位 金額：千円)

区分	平成10年度 (1998)		11 (1999)		12 (2000)		13 (2001)		14 (2002)		15 (2003)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合計	46,636	88,574,649	43,332	84,551,440	40,074	77,495,767	37,673	71,602,393	34,331	66,650,153	31,313	60,864,464
障害年金	3,856	8,885,125	3,672	8,580,914	3,478	8,214,178	3,314	7,798,593	3,175	7,303,801	2,983	6,731,950
遺族年金	29,536	54,780,635	27,487	51,733,582	25,439	47,750,674	23,959	44,099,947	21,822	41,128,772	19,960	37,492,724
遺族給与金	13,244	24,908,889	12,173	24,236,944	11,157	21,530,915	10,400	19,703,853	9,334	18,217,580	8,370	16,639,790
弔慰金 (国債) 支給人数		2,084,204		2,084,352		2,084,461		2,084,550		2,084,624		2,084,707

(注) 「遺族年金」「遺族給与金」の人員数は、後順位の人員を含めた数である。  
資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第303表 原爆被爆者対策状況

(単位 金額：千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
健康手帳交付	304,455	297,613	291,824	285,620	279,174	273,918
認定被爆者(再掲)	2,074	2,166	2,238	2,169	2,223	2,271
健康診断受診者証交付	1,604	1,495	1,379	1,274	11,859	12,782
医療給付総額	24,604,536	22,853,220	21,478,606	20,398,503	19,286,709	20,073,800
原爆疾病						
支払総額	175,243	192,702	155,760	151,694	187,000	185,148
件数	6,006	6,030	5,938	6,117	5,876	5,571
1件当り金額(円)	29,178	31,957	26,231	24,799	31,825	33,234
一般疾病						
支払総額	24,429,293	22,660,518	21,322,846	20,246,809	19,099,709	19,888,652
件数	4,113,873	3,825,926	3,563,330	3,344,606	3,151,555	3,224,257
1件当り金額(円)	5,938	5,923	5,984	6,053	6,060	6,168

(注) 健康手帳交付数は年度末現在。  
資料：厚生労働省健康局調べ

## 第11節 関連制度・関係機関

### 1 関連制度

#### ① 住宅関係

第304表 住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1人当り居住室の畳数

平成10(1998)年10月1日現在

区分	住宅数	世帯数	世帯人員	1住宅当り 居住室数	1住宅当り 居住室の 畳数	1住宅当り 延べ面積 (㎡)	1人当り 居住室の 畳数
全 国	43,922,100	44,211,300	123,646,700	4.79	31.77	92.43	11.24
持 家	26,467,800	26,658,700	86,613,600	6.02	40.98	122.74	12.52
借 家	16,730,000	16,824,200	35,476,600	2.84	17.19	44.49	8.11
公 営 の 借 家	2,086,700	2,088,400	5,451,000	3.41	18.92	50.19	7.24
公 団 ・ 公 社 の 借 家	864,300	865,300	2,152,200	3.11	17.42	46.97	7.00
民営借家(木造・設備専用)	5,248,900	5,274,600	11,093,600	2.94	17.43	46.86	8.25
民営借家(木造・設備共用)	177,300	177,900	195,800	1.28	6.90	15.98	6.24
民営借家(非木造・設備専用)	6,575,200	6,606,800	12,322,600	2.49	15.97	39.07	8.52
民営借家(非木造・設備共用)	48,400	49,600	53,800	1.17	7.00	16.20	6.29
給 与 住 宅	1,729,200	1,761,500	4,207,500	3.22	20.24	53.52	8.32
市 部	35,700,900	35,957,400	97,012,600	4.49	29.70	84.97	10.88
持 家	19,850,200	20,022,700	63,745,100	5.79	39.47	116.69	12.29
借 家	15,153,900	15,234,000	31,778,300	2.79	16.91	43.42	8.06
公 営 の 借 家	1,727,500	1,728,300	4,497,000	3.42	18.86	49.66	7.25
公 団 ・ 公 社 の 借 家	819,900	820,800	2,023,200	3.09	17.36	46.79	7.04
民営借家(木造・設備専用)	4,707,200	4,729,200	9,796,500	2.87	16.93	45.01	8.14
民営借家(木造・設備共用)	171,600	172,100	188,700	1.27	6.78	15.67	6.17
民営借家(非木造・設備専用)	6,189,400	6,216,900	11,522,800	2.47	15.84	38.73	8.51
民営借家(非木造・設備共用)	39,800	40,900	44,700	1.17	6.85	16.07	6.09
給 与 住 宅	1,498,600	1,525,700	3,705,400	3.21	20.14	52.69	8.15
人 口 集 中 地 区 ( 再 掲 )	30,290,600	30,521,500	79,086,300	4.22	27.64	77.99	10.54
持 家	15,468,200	15,624,500	48,183,600	5.54	37.60	110.15	12.07
借 家	14,157,800	14,228,900	29,492,100	2.77	16.76	42.85	8.05
公 営 の 借 家	1,524,500	1,525,200	3,936,600	3.42	18.84	49.39	7.30
公 団 ・ 公 社 の 借 家	790,400	791,400	1,943,400	3.10	17.34	46.71	7.05
民営借家(木造・設備専用)	4,371,600	4,391,500	8,970,600	2.83	16.58	43.76	8.08
民営借家(木造・設備共用)	164,400	164,800	180,500	1.27	6.76	15.63	6.16
民営借家(非木造・設備専用)	5,885,400	5,910,200	10,970,300	2.47	15.83	38.68	8.50
民営借家(非木造・設備共用)	38,600	39,600	43,100	1.16	6.77	15.82	6.05
給 与 住 宅	1,382,900	1,406,200	3,447,700	3.21	20.14	52.34	8.08

(注) 1 「市部」「人口集中地区」は、住宅の所有関係「不詳」を含む。  
 2 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。  
 3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。  
 資料：総務省統計局「平成10年住宅・土地統計調査報告」

第305表 居住状況(地域別)

平成10(1998)年10月1日現在

区 分	全 国	市 部
世 帯 総 数	44,133,900	35,876,000
持 家	26,467,800	19,850,200
借 家	16,730,000	15,153,900
公 営	2,086,700	1,727,500
公 団 ・ 公 社	864,300	819,900
民 営	12,049,800	11,107,900
木 造	5,426,200	4,878,800
非 木 造	6,623,600	6,229,100
給 与 住 宅	1,729,200	1,498,600
住 宅 所 有 関 係 不 詳	724,400	696,800
同 居	156,600	141,600
住 宅 以 外 の 建 物 に 居 住	55,100	33,500

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。  
 2 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。  
 資料：総務省統計局「平成10年住宅・土地統計調査報告」

第306表 住宅の所有関係

区 分	全 国			京 浜 葉 大 都 市 圏		
	世帯総数	持 家	借 家	世帯総数	持 家	借 家
昭和43年(1968)	24,197,900	14,594,200	9,603,600	5,668,700	2,719,400	2,949,200
48 (1973)	29,232,800	17,395,000	11,837,900	7,311,200	3,498,000	3,813,200
53 (1978)	32,504,200	19,650,100	12,782,600	8,459,100	4,213,000	4,196,900
58 (1983)	34,903,200	21,758,500	13,040,600	9,253,800	4,966,300	4,242,900
63 (1988)	37,595,200	23,034,100	14,109,100	10,324,700	5,357,000	4,704,500
平成5年(1993)	40,970,700	24,484,800	15,777,700	11,697,800	5,899,400	5,417,400
10 (1998)	44,211,300	26,658,700	16,824,200	12,743,000	6,692,500	5,731,200

(注) 1 世帯総数は、「主世帯」と「同居世帯又は住宅以外の建物に居住する世帯」の合計である。ただし昭和43年は、「主世帯」のみの数である。  
 2 世帯総数は、「持家」「借家」のほか、住宅の所有関係「不詳」を含む。  
 3 京浜葉大都市圏は、東京都特別区部、千葉市、横浜市、川崎市及びこれらの周辺市町村(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県)からなる。  
 4 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。  
 資料：総務省統計局「平成10年住宅・土地統計調査報告」

第307表 1か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）

区 分	総数	50円未満	50～	5,000～	10,000～	15,000～	20,000～	25,000～	30,000～
			4,999	9,999	14,999	19,999	24,999	29,999	39,999
全 国	167,300	4,464	2,858	6,689	7,341	7,330	7,771	7,459	22,203
借家（専用住宅）	163,695	4,021	2,837	6,642	7,255	7,258	7,657	7,362	21,868
公 営 の 借 家	20,853	418	1,478	2,848	2,990	2,999	2,622	2,029	2,606
公 団 ・ 公 社 の 借 家	8,632	—	1	16	103	387	321	709	2,111
民営借家（木造・設備専用）	50,712	1,256	146	350	779	1,013	2,205	2,796	10,223
民営借家（木造・設備共用）	1,749	19	5	35	181	367	401	296	305
民 営 借 家 （ 非 木 造 ）	64,891	619	70	194	282	316	515	764	5,554
給 与 住 宅	16,857	1,708	1,136	3,199	2,921	2,176	1,592	768	1,069
借家（併用住宅）	3,606	443	22	47	86	72	114	96	335

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計がかならずしも総数とは一致しない。  
 2 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。  
 資料：総務省統計局「平成10年住宅・土地統計調査報告」

第308表 公営住宅等建設戸数

区 分	平成12年度(2000)		13(2001)		14(2002)		15(2003)	
	予算戸数	実績戸数	予算戸数	実績戸数	予算戸数	実績戸数	予算戸数	実績戸数
建 設 戸 数 合 計	86,000	45,784	79,000	42,587	83,000	34,024	79,000	30,849
公 営 住 宅	37,000	26,574	33,000	27,821	33,000	22,868	28,000	21,055
木 造	・	1,561	・	2,150	・	1,642	・	1,451
簡易耐火構造平家建	・	129	・	101	・	87	・	99
簡易耐火構造2階建	・	1,143	・	1,476	・	1,387	・	1,241
準耐火構造3階建	・	98	・	210	・	102	・	125
中高層耐火構造	・	23,643	・	23,884	・	19,650	・	18,139
特定優良賃貸住宅	42,000	15,052	30,000	10,844	29,000	6,435	28,000	3,671
高齢者向け優良賃貸住宅	7,000	4,158	16,000	3,922	21,000	4,721	23,000	6,123
予 算 額 ( 千 円 )	275,237,000		266,789,000		211,928,000		194,852,000	

(注) 1 予算戸数は、年度当初予算に係るものである。  
 2 予算額については、公営住宅建設費等補助の額である。  
 資料：国土交通省住宅局調べ

平成10(1998)年10月1日現在(単位 百戸)

40,000～	50,000～	60,000～	70,000～	80,000～	90,000～	100,000～	110,000～	120,000～	130,000	不詳
49,999	59,999	69,999	79,999	89,999	99,999	109,999	119,999	129,999	円以上	
24,203	22,017	18,109	11,613	7,432	4,073	3,402	2,090	1,836	4,267	2,143
23,846	21,596	17,776	11,318	7,235	3,953	3,238	2,017	1,756	3,984	2,076
1,320	765	371	153	71	21	12	3	3	5	138
1,669	986	651	409	289	216	196	153	114	244	56
9,543	7,861	5,771	3,332	1,906	761	670	289	287	795	729
60	29	10	4	5	2	1	0	—	1	27
10,770	11,556	10,679	7,199	4,792	2,845	2,238	1,498	1,279	2,742	980
484	398	293	221	172	109	120	74	73	197	146
356	421	334	294	197	119	164	73	81	283	67

第309表 住宅建設戸数

(単位 千戸)

区 分	公営住宅等	改良住宅等	高齢者向け優良賃貸住宅等	特定優良賃貸住宅	公庫住宅	公団住宅	公的助成民間住宅	その他の住宅	公的資金による住宅計
平成4年度(実績)	48	1	・	・	498	22	15	70	653
5(実績)	69	2	・	・	688	23	17	71	870
6(実績)	72	2	・	・	898	20	19	57	1,068
7(実績)	90	2	・	・	571	22	23	84	792
8(実績)	46	・	—	30	758	22	22	71	949
9(実績)	29	・	—	27	474	19	17	58	623
10(実績)	35	・	4	23	486	14	17	59	638
11(実績)	34	・	9	20	541	15	15	53	688
12(実績)	28	・	11	15	459	13	13	51	590
13(実績見込)	50	・	4	11	294	25	12	40	437
14(実績見込)	37	・	5	6	180	21	8	31	288
15(実績見込)	33	・	6	4	164	20	12	42	282
16(計画)	53	・	23	18	170	26	19	42	350

(注) 1 戸数は、住宅建設5ヵ年計画ベースのものである。  
 2 平成7年度までの公営住宅等には、特定優良賃貸住宅等を含む。  
 3 平成13年度～平成15年度の実績見込戸数は平成16年3月末日現在のものである。  
 4 公的助成民間住宅は、農地所有者等賃貸住宅、住宅市街地総合整備事業による住宅等である。  
 5 「その他の住宅」は、年金資金運用基金融資住宅、地方公共団体単独住宅等である。  
 6 「公庫住宅」については、既存住宅購入融資戸数及び財形住宅融資戸数等を含まない。  
 7 平成8年度より、改良住宅等の区分が「高齢者向け優良賃貸住宅等」及び「特定優良賃貸住宅」に分けられた。  
 8 「公営住宅等」には、第7期住宅建設5箇年計画（平成8～12年度）で「高齢者向け優良賃貸住宅等」に計上されていた公営住宅の高齢者向け改善並びに「その他の住宅」に計上されていた公営住宅の住戸改善及び改良住宅の増改築を含む。  
 9 建設戸数は、四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。  
 資料：国土交通省住宅局調べ

② 雇用関係一般

第310表 労働力人口・非労働力人口（年平均）

（単位 万人）

区分	総人口	15歳以上人口	労働力人口			非労働力人口				労働力人口比率 (%)
			総数	就業者	完全失業者	総数	家事	通学	その他	
《男女計》										
昭和45年(1970)	10,357	7,885	5,153	5,094	59	2,723	1,379	735	609	65.4
55(1980)	11,683	8,932	5,650	5,536	114	3,249	1,568	834	847	63.3
平成2年(1990)	12,354	10,089	6,384	6,249	134	3,657	1,528	989	1,140	63.3
7(1995)	12,520	10,510	6,666	6,457	210	3,836	1,659	914	1,263	63.4
12(2000)	12,688	10,836	6,766	6,446	320	4,057	1,775	815	1,466	62.4
13(2001)	12,715	10,886	6,752	6,412	340	4,125	1,792	801	1,533	62.0
14(2002)	12,740	10,927	6,689	6,330	359	4,229	1,758	788	1,683	61.2
15(2003)	12,758	10,962	6,666	6,316	350	4,285	1,751	780	1,754	60.8
《男》										
昭和45年(1970)	5,090	3,825	3,129	3,091	38	691	6	412	273	81.8
55(1980)	5,753	4,341	3,465	3,394	71	859	8	464	386	79.8
平成2年(1990)	6,072	4,911	3,791	3,713	77	1,095	14	538	543	77.2
7(1995)	6,139	5,108	3,966	3,843	123	1,139	22	489	627	77.6
12(2000)	6,202	5,253	4,014	3,817	196	1,233	36	435	761	76.4
13(2001)	6,211	5,273	3,992	3,783	209	1,277	42	429	806	75.7
14(2002)	6,224	5,294	3,956	3,736	219	1,333	38	419	877	74.7
15(2003)	6,228	5,308	3,934	3,719	215	1,369	38	416	914	74.1
《女》										
昭和45年(1970)	5,268	4,060	2,024	2,003	21	2,032	1,373	323	335	49.9
55(1980)	5,930	4,591	2,185	2,142	43	2,391	1,560	370	461	47.6
平成2年(1990)	6,282	5,178	2,593	2,536	57	2,562	1,514	451	597	50.1
7(1995)	6,381	5,402	2,701	2,614	87	2,698	1,637	424	636	50.0
12(2000)	6,486	5,583	2,753	2,629	123	2,824	1,739	381	705	49.3
13(2001)	6,504	5,613	2,760	2,629	131	2,848	1,750	372	726	49.2
14(2002)	6,517	5,632	2,733	2,594	140	2,895	1,720	369	807	48.5
15(2003)	6,529	5,654	2,732	2,597	135	2,916	1,713	364	840	48.3

（注）統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

第311表 年齢階級別労働力人口比率の推移（年平均）

（単位 %）

区分	総数	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
《男女計》												
昭和45年(1970)	65.4	32.5	75.6	71.2	72.9	77.7	80.1	78.6	75.6	68.6	59.2	31.8
55(1980)	63.3	17.9	69.8	72.7	73.0	77.9	80.8	80.5	77.4	68.9	55.9	26.3
平成2年(1990)	63.3	18.0	73.4	79.0	74.8	80.2	83.6	84.3	80.7	72.7	55.5	24.3
7(1995)	63.4	17.0	74.1	81.7	75.9	79.4	83.8	84.5	82.0	75.2	56.7	24.5
12(2000)	62.4	17.5	72.8	83.2	77.7	79.8	83.7	84.7	82.3	76.1	55.5	22.6
13(2001)	62.0	17.7	71.9	83.5	78.3	80.2	84.0	84.8	82.2	75.8	55.1	21.8
14(2002)	61.2	17.3	70.8	83.4	78.8	79.7	84.0	84.8	82.0	75.6	54.8	20.7
15(2003)	60.8	16.8	70.0	84.0	78.7	80.1	83.9	84.8	82.0	75.9	54.8	20.2
《男》												
昭和45年(1970)	81.8	31.4	80.7	97.1	97.8	97.8	97.5	97.0	95.8	91.2	81.5	49.4
55(1980)	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8	41.0
平成2年(1990)	77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9	36.5
7(1995)	77.6	17.9	74.0	96.4	97.8	98.0	97.8	97.7	97.3	94.1	74.9	37.3
12(2000)	76.4	18.4	72.7	95.8	97.7	97.8	97.7	97.3	96.7	94.2	72.6	34.1
13(2001)	75.7	17.9	71.9	95.4	97.2	97.8	97.7	97.2	96.3	93.9	72.0	32.9
14(2002)	74.7	17.8	71.4	94.6	96.9	97.3	97.4	97.1	96.3	93.8	71.2	31.1
15(2003)	74.1	16.6	70.8	94.4	96.7	96.9	97.5	97.2	96.0	93.5	71.2	29.9
《女》												
昭和45年(1970)	49.9	33.6	70.6	45.5	48.2	57.5	62.8	63.0	58.8	48.7	39.1	17.9
55(1980)	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8	15.5
平成2年(1990)	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5	16.2
7(1995)	50.0	16.0	74.1	66.4	53.7	60.5	69.5	71.3	67.1	57.0	39.7	15.6
12(2000)	49.3	16.6	72.7	69.9	57.1	61.4	69.3	71.8	68.2	58.7	39.5	14.4
13(2001)	49.2	17.5	72.0	71.1	58.8	62.3	70.1	72.7	68.2	58.4	39.5	13.8
14(2002)	48.5	16.7	70.1	71.8	60.3	61.8	70.5	72.4	67.7	58.1	39.2	13.2
15(2003)	48.3	16.6	69.4	73.4	60.3	63.1	70.3	72.5	68.1	58.9	39.4	13.0

（注）労働力人口比率＝（労働力人口）÷（15歳以上人口）×100

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

第312表 就業者数（産業別、年平均）

《男女計》

区分	就業者								
	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
昭和45年(1970)	5,093	842	44	20	394	1,377	353		
55 (1980)	5,536	532	45	11	548	1,367	381		
平成2年(1990)	6,249	411	40	6	588	1,505	406		
7 (1995)	6,457	340	27	6	663	1,456	444		
12 (2000)	6,446	297	29	5	653	1,321	449		
13 (2001)	6,412	286	27	5	632	1,284	441		
14 (2002)	6,330	268	28	5	618	1,222	435		
15 (2003)	6,316	266	27	5	604	1,178	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
							32	164	332

区分	産業別								
	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
昭和45年(1970)	100.0	16.5	0.9	0.4	7.7	27.0	6.9		
55 (1980)	100.0	9.6	0.8	0.2	9.9	24.7	6.9		
平成2年(1990)	100.0	6.6	0.6	0.1	9.4	24.1	6.5		
7 (1995)	100.0	5.3	0.4	0.1	10.3	22.5	6.9		
12 (2000)	100.0	4.6	0.4	0.1	10.1	20.5	7.0		
13 (2001)	100.0	4.5	0.4	0.1	9.9	20.0	6.9		
14 (2002)	100.0	4.2	0.4	0.1	9.8	19.3	6.9		
15 (2003)	100.0	4.2	0.4	0.1	9.6	18.7	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
							0.5	2.6	5.3

数(万人)								
卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
1,144				・	・	・	751	161
1,439				・	・	・	1,001	199
1,674				・	・	・	1,394	195
1,712				・	・	・	1,566	218
1,722				・	・	・	1,718	214
1,713				・	・	・	1,768	211
1,678				・	・	・	1,804	217
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業	502	279	79	845	227
1,133	161	71	350					

構成比(%)								
卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
22.5				・	・	・	14.7	3.2
26.0				・	・	・	18.1	3.6
26.8				・	・	・	22.3	3.1
26.5				・	・	・	24.3	3.4
26.7				・	・	・	26.7	3.3
26.7				・	・	・	27.6	3.3
26.5				・	・	・	28.5	3.4
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業	7.9	4.4	1.3	13.4	3.6
17.9	2.5	1.1	5.5					



《男》

区分	就業者								
	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
昭和45年(1970)	3,091	401	35	17	341	859	307		
55 (1980)	3,394	260	34	10	472	840	335		
平成2年(1990)	3,713	206	29	5	492	910	347		
7 (1995)	3,843	178	20	5	557	915	370		
12 (2000)	3,817	160	21	5	555	860	366		
13 (2001)	3,783	155	20	5	536	842	359		
14 (2002)	3,736	148	20	4	526	811	354		
15 (2003)	3,719	147	20	4	515	785	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
							27	120	279

区分	産業別								
	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
昭和45年(1970)	100.0	13.0	1.1	0.5	11.0	27.8	9.9		
55 (1980)	100.0	7.7	1.0	0.3	13.9	24.7	9.9		
平成2年(1990)	100.0	5.5	0.8	0.1	13.3	24.5	9.3		
7 (1995)	100.0	4.6	0.5	0.1	14.5	23.8	9.6		
12 (2000)	100.0	4.2	0.6	0.1	14.5	22.5	9.6		
13 (2001)	100.0	4.1	0.5	0.1	14.2	22.3	9.5		
14 (2002)	100.0	4.0	0.5	0.1	14.1	21.7	9.5		
15 (2003)	100.0	4.0	0.5	0.1	13.8	21.1	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
							0.7	3.2	7.5

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
618				・	・	・	372	136
776				・	・	・	494	166
858				・	・	・	687	159
855				・	・	・	751	176
849				・	・	・	811	166
840				・	・	・	834	166
823				・	・	・	847	170
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業	116	132	53	471	179
569	81	44	142					

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
20.0				・	・	・	12.0	4.4
22.9				・	・	・	14.6	4.9
23.1				・	・	・	18.5	4.3
22.2				・	・	・	19.5	4.6
22.2				・	・	・	21.2	4.3
22.2				・	・	・	22.0	4.4
22.0				・	・	・	22.7	4.6
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業	3.1	3.5	1.4	12.7	4.8
15.3	2.2	1.2	3.8					

《女》

区分	就業者							産業別		
	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
昭和45年(1970)	2,003	442	9	3	53	518	45			
55 (1980)	2,142	272	11	1	77	527	46			
平成 2年(1990)	2,536	204	11	1	96	595	59			
7 (1995)	2,614	162	7	1	106	542	73			
12 (2000)	2,629	137	8	1	98	461	83			
13 (2001)	2,629	131	7	1	96	442	82			
14 (2002)	2,594	120	7	1	92	411	81			
15 (2003)	2,597	119	7	1	89	394	5	44	53	

区分	産業別							産業別		
	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
昭和45年(1970)	100.0	22.1	0.4	0.1	2.6	25.9	2.2			
55 (1980)	100.0	12.7	0.5	0.0	3.6	24.6	2.1			
平成 2年(1990)	100.0	8.0	0.4	0.0	3.8	23.5	2.3			
7 (1995)	100.0	6.2	0.3	0.0	4.1	20.7	2.8			
12 (2000)	100.0	5.2	0.3	0.0	3.7	17.5	3.2			
13 (2001)	100.0	5.0	0.3	0.0	3.7	16.8	3.1			
14 (2002)	100.0	4.6	0.3	0.0	3.5	15.8	3.1			
15 (2003)	100.0	4.6	0.3	0.0	3.4	15.2	0.2	1.7	2.0	

(注) 1 統計表の数字は推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。  
 2 産業別構成比は、国立社会保障・人口問題研究所で算出した。  
 資料：総務省統計局「労働力調査年報」

数(万人)								
卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
526				・	・	・	379	25
663				・	・	・	508	33
817				・	・	・	706	36
856				・	・	・	814	42
873				・	・	・	907	47
872				・	・	・	935	46
855				・	・	・	957	47
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
564	80	27	209	386	148	26	374	47

構成比(%)								
卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
26.3				・	・	・	18.9	1.2
31.0				・	・	・	23.7	1.5
32.2				・	・	・	27.8	1.4
32.7				・	・	・	31.1	1.6
33.2				・	・	・	34.5	1.8
33.2				・	・	・	35.6	1.7
33.0				・	・	・	36.9	1.8
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
21.7	3.1	1.0	8.0	14.9	5.7	1.0	14.4	1.8

第313表 就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）

（単位 万人）

区分	総数	全産業						専門的・ 技術的職 業従事者
		自営業主	家族従事者	雇用者				
				計	常雇	臨時雇	日雇	
《男女計》								
昭和45年 (1970)	5,094	977	805	3,306	3,023	165	118	295
55 (1980)	5,536	951	603	3,971	3,586	256	130	438
平成2年 (1990)	6,249	878	517	4,835	4,316	393	126	690
7 (1995)	6,457	784	397	5,263	4,709	433	120	790
12 (2000)	6,446	731	340	5,356	4,684	552	119	856
13 (2001)	6,412	693	325	5,369	4,677	570	122	873
14 (2002)	6,330	670	305	5,331	4,604	607	120	890
15 (2003)	6,316	660	296	5,335	4,598	615	122	906
《男》								
昭和45年 (1970)	3,091	692	186	2,210	2,082	62	66	178
55 (1980)	3,394	658	112	2,617	2,476	74	67	233
平成2年 (1990)	3,713	607	93	3,001	2,836	108	58	401
7 (1995)	3,843	550	70	3,215	3,039	124	52	448
12 (2000)	3,817	527	63	3,216	2,995	169	52	475
13 (2001)	3,783	506	60	3,201	2,971	177	54	480
14 (2002)	3,736	495	58	3,170	2,925	191	54	485
15 (2003)	3,719	488	58	3,158	2,908	197	54	491
《女》								
昭和45年 (1970)	2,003	285	619	1,096	941	103	52	117
55 (1980)	2,142	293	491	1,354	1,109	182	63	205
平成2年 (1990)	2,536	271	424	1,834	1,480	286	68	290
7 (1995)	2,614	234	327	2,048	1,670	310	68	342
12 (2000)	2,629	204	278	2,140	1,689	383	67	381
13 (2001)	2,629	187	265	2,168	1,706	393	68	393
14 (2002)	2,594	175	247	2,161	1,679	417	66	405
15 (2003)	2,597	172	238	2,177	1,690	418	68	415

(注) 1 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2 職業は、国勢調査の職業分類に基づいて分類している。なお、昭和62年1月から昭和60年国勢調査に合わせて職業の分類の一部改訂を行った。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

職業別								
管理的職 業従事者	事務 従事者	販売 従事者	保安職業、 サービス職業 従事者	農林漁業 作業者	運輸・通 信従事者	採掘 作業者	製造・制作・ 機械運転及び 建設作業者	労務 作業者
134	755	662	387	880	232	11	1,511	218
220	924	797	501	570	248	5	1,653	168
239	1,157	940	535	448	233	3	1,702	274
236	1,252	945	610	363	237	3	1,687	310
206	1,285	911	677	321	221	3	1,580	347
202	1,249	968	693	309	214	3	1,506	353
187	1,228	934	717	291	211	4	1,468	349
185	1,230	917	729	289	210	4	1,437	353
129	388	390	160	431	210	11	1,048	141
209	429	490	228	290	233	5	1,169	100
220	462	579	245	235	223	3	1,172	155
216	495	582	276	198	224	2	1,215	173
186	509	570	299	182	210	3	1,166	194
183	487	600	306	176	204	3	1,119	197
168	475	584	317	169	200	4	1,108	196
167	481	576	320	169	200	4	1,081	198
5	367	272	228	449	22	1	463	76
11	495	307	273	280	15	0	485	67
19	695	360	290	213	10	0	530	118
21	757	362	335	165	13	0	472	136
19	777	341	379	139	11	0	415	153
18	762	368	386	134	10	0	387	155
18	753	350	401	122	11	—	361	153
18	750	341	409	121	10	0	356	155

第314表 年齢別有効求人倍率

(単位 倍)

区 分	平成9年 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計	0.71	0.49	0.49	0.64	0.55	0.56	0.70
19歳以下	2.64	1.63	1.62	2.31	1.92	2.20	2.74
20歳～24歳	0.84	0.59	0.63	0.87	0.73	0.78	0.97
25歳～29歳	0.80	0.54	0.56	0.73	0.58	0.58	0.73
30歳～34歳	1.22	0.80	0.79	0.99	0.73	0.72	0.86
35歳～39歳	1.47	0.96	0.95	1.17	0.91	0.87	1.03
40歳～44歳	1.23	0.83	0.81	1.04	0.83	0.79	0.94
45歳～49歳	0.63	0.42	0.42	0.56	0.52	0.50	0.64
50歳～54歳	0.52	0.31	0.27	0.32	0.29	0.26	0.34
55歳～59歳	0.26	0.17	0.14	0.18	0.21	0.19	0.23
60歳～64歳	0.07	0.06	0.06	0.08	0.11	0.15	0.19
65歳以上	0.26	0.20	0.20	0.24	0.52	0.62	0.75

(注) 各年10月の常用労働者(新規学卒者及び臨時・季節を除きパートタイムを含む)の有効求職者数に対する有効求人数の割合である。

資料: 厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

第315表 職業転換給付金関係予算の推移

(単位 千円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計	27,315,478	24,396,640	23,288,192	23,082,382	23,581,101	23,770,694	24,181,986
就職促進手当	1,077,030	998,324	1,313,005	2,336,124	1,963,534	2,695,143	3,434,697
職業転換特別給付金	162,129	155,028	150,682	148,951	147,676	351,646	414,121
職業転換訓練費負担金	3,393,019	3,318,849	3,271,618	3,279,298	3,306,705	3,269,961	3,168,797
職業転換訓練費補助金	2,774	0	.	.	.	.	.
高齢者労働能力活用事業費等補助金	17,441,455	7,931,530	7,824,267	0	.	.	.
地域人材育成推進事業費等補助金	.	7,346,695	6,305,488	624,460	163,226	130,101	42,570
高齢者就業機会確保事業費等補助金	.	.	.	12,712,730	14,019,141	13,721,338	13,692,216
職業転換訓練費交付金	5,460,657	4,914,591	4,423,132	3,980,819	3,980,819	3,602,505	3,429,585

(注) 1 平成9年度、11年度～15年度は補正後予算額である。

2 「高齢者労働能力活用事業費等地方公共団体補助金」は、平成11年度より「高齢者就業機会確保事業費等補助金」と名称変更。

資料: 厚生労働省職業安定局調べ

第316表 地域別最低賃金額の改定状況

平成16年度(単位 円)

	最低賃金額		発効年月日		最低賃金額		発効年月日
	日額	時間額			日額	時間額	
北海道	—	638	16.10.1	滋賀	—	652	16.10.1
青森	—	606	16.10.1	京都	—	678	16.10.1
岩手	—	606	16.10.1	大阪	—	704	16.9.30
宮城	—	619	16.10.1	兵庫	—	676	16.9.30
秋田	—	606	16.9.30	奈良	—	648	16.10.1
山形	—	607	16.10.1	和歌山	—	645	14.10.1
福島	—	611	16.10.1	鳥取	—	611	16.10.1
茨城	—	648	16.10.17	島根	—	610	16.10.1
栃木	—	649	16.10.1	岡山	—	641	16.10.1
群馬	—	645	16.10.1	広島	—	645	16.10.1
埼玉	—	679	16.10.1	山口	—	638	16.10.1
千葉	—	678	16.10.1	徳島	—	612	16.10.1
東京	—	710	16.10.1	香川	—	620	16.10.1
神奈川	—	708	16.10.1	愛媛	—	612	16.10.1
新潟	—	642	16.9.30	高知	—	611	14.10.1
富山	—	644	14.10.1	福岡	—	645	16.10.1
石川	—	646	16.10.1	佐賀	—	606	16.10.1
福井	—	643	16.10.1	長崎	—	606	16.10.1
山梨	—	648	16.10.1	熊本	—	607	16.10.1
長野	—	647	16.10.1	大分	—	607	16.10.1
岐阜	—	669	16.10.1	宮崎	—	606	16.10.1
静岡	—	673	16.10.1	鹿児島	—	606	16.10.1
愛知	—	683	16.10.1	沖縄	—	606	16.10.1
三重	—	668	16.10.1				

(注)1 「時間額」は、賃金の大部分が時間によって定められている労働者に適用される。  
 2 平成14年度改正時から「日額」の表示がなくなった。  
 資料：厚生労働省労働基準局「地域別最低賃金額改定状況」

第317表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

平成16年3月31日現在(単位 件、人)

区 分	決定件数	適用使用者数	適用労働者数
総 合 計	249	141,500	4,090,200
新 産 業 別 計	246	140,500	4,087,500
食料品・飲料製造業関係	7	300	16,200
繊維工業関係	9	2,000	30,300
木材・木製品製造業関係	1	100	1,000
家具・装備品製造業関係	1	100	1,900
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	3	300	20,900
印刷・同関連産業関係	2	1,700	14,500
塗料・製造業関係	4	200	7,800
ゴム製品製造業関係	1	200	6,600
窯業・土石製品製造業関係	5	2,100	28,600
鉄鋼業関係	23	3,700	175,800
非鉄金属製造業関係	9	1,100	47,700
金属製品製造業関係	6	1,700	35,600
一般機械器具製造業関係	27	32,900	586,100
電気機械器具製造業等関係	46	36,900	1,427,000
輸送用機械器具製造業関係	34	20,100	854,700
精密機械器具製造業関係	10	1,800	45,500
新聞・出版業関係	2	2,900	55,000
各種商品小売業関係	31	4,500	482,600
自動車小売業関係	23	26,700	244,400
自動車整備業関係	1	1,000	3,800
道路貨物運送業関係	1	200	1,500
従来 の 産 業 別 計	3	1,000	2,700
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	800	2,000
道路貨物運送業関係	1	100	300
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	100	400

(注)1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。  
 2 「適用使用者数」及び「適用労働者数」は、平成13年事業所・企業統計調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。  
 資料：労働調査会「最低賃金決定要覧」

第318表 障害者雇用の現状

(i) 一般の民間企業における障害者の雇用状況

平成15年6月1日現在

企業数	雇用状況			雇用率未達成 企業の割合 (%)
	常用労働者数	障害者数	実雇用率 (%)	
61,025 (60,938)	16,748,964 (16,749,384)	247,093 (246,284)	1.48 (1.47)	57.5 (57.5)

(注) ( ) 内は前年度の状況。

《規模別》

56～99人	1.47%
100～299人	1.29%
300～499人	1.48%
500～999人	1.47%
1,000人以上	1.58%

《主な産業別》

製造業	1.70%
サービス業	1.37%
建設業	1.34%
金融・保険・不動産業	1.33%
卸売・小売業、飲食店	1.16%

(ii) 公共職業安定所における障害者の求職登録の状況

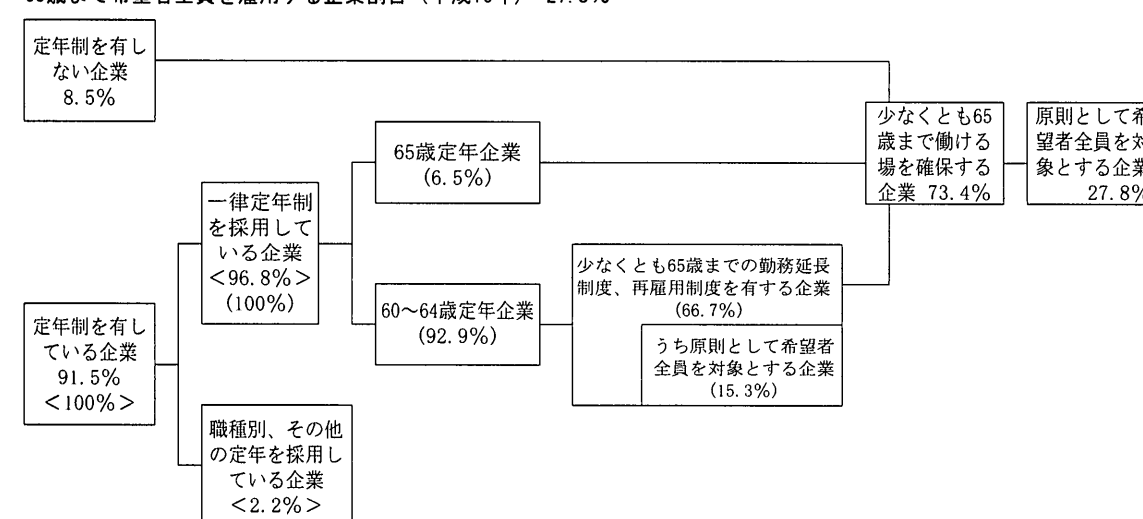
平成16年3月現在

区分	総数	身体障害者		身体障害者以外	
			重度身体障害者		知的障害者
登録者数	489,802	330,579	133,958	159,223	133,685
(%)	100.0	67.5	27.3	32.5	27.3
有効求職者	153,544	107,113	45,209	46,431	31,544
(%)	31.3	21.9	9.2	9.5	6.4
就業中の者	295,641	195,905	76,721	99,736	92,555
(%)	60.4	40.0	15.7	20.4	18.9
保留中の者	40,617	27,561	12,028	13,056	9,586
(%)	8.3	5.6	2.5	2.7	2.0

資料：厚生労働省職業安定局調べ

第319表 定年制等の状況

65歳まで働ける場を確保する企業割合 (平成16年) = 73.4%  
65歳まで希望者全員を雇用する企業割合 (平成16年) = 27.8%



(注) 1 < >内は定年制を有している企業を100%とした場合の割合  
2 ( )内は一律定年制を有している企業を100%とした場合の割合  
3 事業規模30人以上の企業が調査対象  
4 「職種別、その他の定年を採用している企業」でも、65歳までの雇用を確保する企業が若干存在する。  
5 「65歳定年企業」でも、65歳を超える定年企業も若干存在する。  
資料：厚生労働省「雇用管理調査」(平成16年)より厚生労働省職業安定局作成

2 関係機関

第320表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額

(単位 金額：千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合計 件数	739,396,335	750,520,072	760,649,097	789,751,622	793,166,639	786,664,849
金額	11,071,678,679	11,157,394,817	10,828,988,062	10,938,941,087	10,626,623,832	10,087,121,934
《審査及び支払取扱分》						
医療保険合計 件数	635,559,627	641,699,074	647,957,015	672,411,006	673,670,645	668,805,965
金額	7,334,728,105	7,284,512,848	7,265,772,430	7,361,646,906	7,159,521,578	6,686,867,479
政府管掌健康保険 件数	304,674,818	306,462,611	308,798,047	319,999,057	319,061,999	315,161,874
金額	3,756,770,860	3,710,501,566	3,689,396,091	3,729,857,976	3,600,459,793	3,331,080,905
船員保険 件数	2,051,695	1,963,501	1,876,763	1,824,989	1,713,595	1,598,194
金額	30,532,850	29,044,112	27,279,968	25,767,543	23,323,484	21,121,193
共済組合 件数	80,087,659	81,919,513	82,992,290	86,474,163	87,086,622	87,693,476
金額	852,003,722	860,881,411	866,523,206	884,305,466	868,586,905	830,994,401
健康保険組合 件数	248,745,455	251,353,449	254,289,915	264,112,797	265,808,429	264,352,421
金額	2,695,420,672	2,684,085,759	2,682,573,165	2,721,715,921	2,667,151,396	2,503,670,981
医療保険以外の合計 件数	103,813,028	108,798,557	112,671,291	117,320,793	119,477,447	117,841,586
金額	3,736,950,574	3,872,881,969	3,563,215,632	3,577,294,182	3,467,102,255	3,400,254,453
老人保健 件数	74,984,393	78,109,892	78,532,953	78,824,244	77,933,931	73,236,205
金額	2,617,953,833	2,685,162,267	2,342,691,239	2,281,762,195	2,131,320,779	1,977,837,548
自衛官等 件数	691,354	705,947	710,583	740,869	766,748	763,444
金額	10,338,241	10,263,130	10,393,664	10,536,335	10,701,586	9,304,659
結核予防 件数	272,493	288,939	272,339	258,760	230,729	204,625
金額	9,526,924	9,334,171	8,462,565	7,889,466	7,242,168	6,548,446
生活保護 件数	16,399,683	18,017,752	19,713,445	22,951,648	25,485,077	28,041,093
金額	966,895,358	1,033,202,269	1,055,173,987	1,118,475,616	1,152,909,745	1,229,477,578
戦傷病者 件数	5,355	4,753	3,914	3,407	2,827	2,429
金額	598,947	515,392	437,716	391,660	317,357	290,019
身体障害 件数	262,972	270,169	290,092	319,687	343,028	373,436
金額	4,180,813	4,557,935	4,967,598	6,172,204	6,745,471	7,833,596
児童福祉 件数	91,421	94,025	99,014	98,228	98,561	100,051
金額	2,848,986	2,957,594	3,185,361	3,427,388	3,534,609	3,788,271
原爆医療 件数	1,567,267	1,449,702	1,340,834	1,249,170	1,139,284	1,064,819
金額	10,747,255	10,231,015	9,880,663	9,540,296	9,052,931	9,509,548

精神保健 件数	3,648,619	4,058,737	4,581,583	5,137,862	5,757,811	6,539,547
金額	45,218,707	49,873,003	54,922,439	61,521,279	66,896,885	74,035,978
麻薬取締 件数	—	—	2	1	—	2
金額	—	—	437	56	—	84
母子保健 件数	46,466	47,341	48,979	50,109	50,677	51,420
金額	3,420,272	3,464,882	3,661,953	4,142,563	4,256,748	4,785,665
感染症 件数	—	237	263	198	162	140
金額	—	10,772	13,152	9,632	7,233	8,535
老人被爆 件数	690,070	609,582	568,835	632,198	673,497	717,335
金額	2,115,915	2,005,546	1,780,613	2,096,551	2,181,998	2,309,513
特定疾患 件数	2,753,248	2,692,037	3,264,813	3,595,582	3,506,971	3,204,091
金額	23,164,274	22,623,087	25,731,221	28,242,113	28,837,825	30,032,924
小児慢性 件数	1,395,514	1,423,497	1,595,230	1,651,712	1,656,830	1,645,663
金額	20,154,867	18,984,845	19,891,849	20,273,350	20,169,172	20,879,686
措置医療 件数	1,004,173	1,025,947	1,048,102	1,082,802	1,092,665	1,092,766
金額	19,786,181	19,696,063	20,016,348	20,445,546	20,547,715	20,910,663
自治体医療 件数	—	—	600,310	724,316	738,649	804,520
金額	—	—	2,004,826	2,367,932	2,380,033	2,701,740
《審査のみ取扱分》						
戦傷病者・引揚患者 件数	23,680	22,441	20,791	19,823	18,547	17,298

資料：社会保険診療報酬支払基金「基金年報」

第321表 年金資金運用基金の資金別、融資実行額・回収額・融資残高

(単位 金額：千円)

区分	合計		厚生年金保険	
	件数	金額	件数	金額
平成11年度(1999)				
融資実行	210,848	912,956,420	98,004	756,574,550
回収	309,206	1,442,832,454	195,443	1,251,065,202
年度末残高	1,657,610	9,792,567,953	1,342,924	9,215,274,216
平成12年度(2000)				
融資実行	208,867	697,121,900	73,944	519,362,740
回収	286,525	1,307,941,186	162,741	1,107,013,653
年度末残高	1,580,101	9,181,748,668	1,254,276	8,627,623,303
平成13年度(2001)				
融資実行	25,061	253,020,600	24,211	248,571,000
回収	294,859	1,396,160,186	169,110	1,224,466,429
年度末残高	1,310,333	8,038,609,081	1,109,407	7,651,727,874
平成14年度(2002)				
融資実行	7,214	67,800,500	6,804	65,818,600
被保険者住宅資金	7,212	60,832,500	6,802	58,850,600
分譲住宅等資金	2	6,968,000	2	6,968,000
回収	252,079	1,942,152,695	177,350	1,872,719,579
被保険者住宅資金	178,749	1,889,273,488	165,429	1,842,506,287
分譲住宅等資金	238	25,854,238	238	25,854,238
年金担保資金	73,092	27,024,969	11,683	4,359,055
年度末残高	1,065,468	6,164,256,886	938,861	5,844,826,895
被保険者住宅資金	1,055,968	6,030,861,672	935,004	5,714,423,281
分譲住宅等資金	1,216	130,387,803	1,203	128,805,217
年金担保資金	8,284	3,007,411	2,654	1,598,396

(注) 1 平成13年度以降の「融資実行」「回収」及び「年度末残高」については、福祉施設設置整備資金を含んでいる。  
 2 「年度末残高件数」については、分譲住宅の既貸付分を分割したため、平成11年度では178件、平成12年度では149件、平成13年度では30件増加している。  
 資料：年金資金運用基金「事業年報」

船員保険		国民年金		国民年金・厚生年金保険	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
32	54,150	20,230	30,387,570	92,582	125,940,150
23	47,045	37,773	79,144,288	75,967	112,575,919
38	42,320	192,949	475,512,656	121,699	101,738,760
27	47,500	19,465	24,677,540	115,431	153,034,120
30	53,282	34,265	71,261,639	89,489	129,612,612
35	36,539	178,149	428,928,558	147,641	125,160,268
—	—	850	4,449,600	—	—
29	33,544	33,152	67,595,898	92,568	104,064,315
6	2,995	145,847	365,782,259	55,073	21,095,953
—	—	410	1,981,900	—	—
—	—	410	1,981,900	—	—
—	—	0	0	—	—
6	2,995	23,224	49,107,396	51,499	20,322,725
—	—	13,320	46,767,201	—	—
—	—	0	0	—	—
6	2,995	9,904	2,340,195	51,499	20,322,725
0	0	123,033	318,656,763	3,574	773,228
—	—	120,964	316,438,391	—	—
—	—	13	1,582,586	—	—
0	0	2,056	635,787	3,574	773,228



第322表 年金資金運用基金の運用資産状況

年度末現在 (単位 金額: 億円)

区分	平成13年度(2001)		14(2002)		15(2003)	
	時価総額	構成比 (%)	時価総額	構成比 (%)	時価総額	構成比 (%)
合計	266,877	100.00	315,988	100.00	480,610	100.00
国内債券	143,673	53.84	162,269	51.35	252,012	52.44
国内株式	68,251	25.57	73,818	23.36	120,019	24.97
外国債券	13,459	5.04	25,458	8.06	39,520	8.22
外国株式	38,203	14.31	44,676	14.14	59,255	12.33
短期資産	3,291	1.23	9,766	3.09	9,804	2.04
財投債(簿価)	119,138	—	186,155	—	222,801	—

(注) 1 数値は四捨五入のため、数値の合算は合計の値と必ずしも合致しない。  
 2 「時価総額」は、未収収益及び未払費用等を含む。  
 3 財投債(簿価)は、償却原価法による簿価に未収収益を加えたもの。  
 資料: 年金資金運用基金「資金運用業務概況書」

第323表 年金資金運用基金の資金別被保険者住宅資金融資決定状況

(単位 金額: 千円)

区分	合計			厚生年金保険			国民年金		
	件数	戸数	金額	件数	戸数	金額	件数	戸数	金額
平成8年度	236,762	236,762	2,295,847,800	218,017	218,017	2,223,011,200	18,745	18,745	72,836,600
(1996)	(49,755)	(49,755)	(437,799,500)	(43,456)	(43,456)	(412,682,500)	(6,299)	(6,299)	(25,117,000)
9	122,942	122,942	1,135,151,500	111,976	111,976	1,091,765,300	10,966	10,966	43,386,200
(1997)	(27,554)	(27,554)	(227,387,900)	(24,144)	(24,144)	(214,456,000)	(3,410)	(3,410)	(12,931,900)
10	92,439	92,439	848,562,600	87,916	87,916	828,967,900	4,523	4,523	19,594,700
(1998)	(19,973)	(19,973)	(168,425,600)	(18,693)	(18,693)	(162,992,200)	(1,280)	(1,280)	(5,433,400)
11	58,637	58,637	580,320,500	56,519	56,519	568,819,700	2,118	2,118	11,500,800
(1999)	(12,748)	(12,748)	(120,033,900)	(12,121)	(12,121)	(116,573,900)	(627)	(627)	(3,460,000)
12	39,553	39,553	380,034,400	38,496	38,496	374,247,100	1,057	1,057	5,787,300
(2000)	(1,583)	(1,583)	(19,720,000)	(1,482)	(1,482)	(19,039,500)	(101)	(101)	(680,500)
13	13,347	13,347	117,329,400	12,724	12,724	114,367,200	623	623	2,962,200
(2001)	(594)	(594)	(7,687,600)	(534)	(534)	(7,263,600)	(60)	(60)	(424,000)
14	2,721	2,721	23,647,500	2,472	2,472	22,421,700	249	249	1,225,800
(2002)	(151)	(151)	(7,881,200)	(129)	(129)	(1,765,400)	(22)	(22)	(115,800)
平成12年度									
転貸融資	32,526	32,526	316,380,400	32,526	32,526	316,380,400	—	—	—
	(973)	(973)	(12,505,700)	(973)	(973)	(12,505,700)	(—)	(—)	(—)
個人融資	7,027	7,027	63,654,000	5,970	5,970	57,866,700	1,057	1,057	5,787,300
	(610)	(610)	(7,214,300)	(509)	(509)	(6,533,800)	(101)	(101)	(680,500)
平成13年度									
転貸融資	9,114	9,114	83,278,400	9,114	9,114	83,278,400	—	—	—
	(284)	(284)	(4,283,900)	(284)	(284)	(4,283,900)	(—)	(—)	(—)
個人融資	4,233	4,233	34,051,000	3,610	3,610	31,088,800	623	623	2,962,200
	(310)	(310)	(3,403,700)	(250)	(250)	(2,979,700)	(60)	(60)	(424,000)
平成14年度									
転貸融資	741	741	7,828,500	741	741	7,828,500	—	—	—
	(38)	(38)	(610,100)	(38)	(38)	(610,100)	(—)	(—)	(—)
個人融資	1,980	1,980	15,819,000	1,731	1,731	14,593,200	249	249	1,225,800
	(113)	(113)	(1,271,100)	(91)	(91)	(1,155,300)	(22)	(22)	(115,800)

(注) ( )内は大型住宅の再掲である。  
 資料: 年金資金運用基金「事業年報」

第324表 独立行政法人福祉医療機構の医療貸付状況（施設・資金別）

（単位 金額：百万円）

区 分	平成10年度 (1998)		11 (1999)		12 (2000)		13 (2001)		14 (2002)		15 (2003)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
《施設種類別》												
総 数	1,024	282,521	1,277	318,833	975	243,747	878	248,246	737	224,625	1,352	250,299
病 院	270	144,938	405	196,068	311	144,929	261	152,978	238	138,117	260	156,550
介護老人保健施設	246	116,986	217	93,181	221	76,934	190	74,706	152	69,202	192	73,153
診 療 所												
一般診療所	434	19,155	550	27,506	392	20,253	390	19,238	320	16,771	571	17,996
歯科診療所	68	886	91	1,509	37	752	28	528	22	487	326	2,216
共同利用施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
助 産 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
薬 局	1	10	3	26	—	—	5	27	5	48	1	10
医療従事者養成施設	2	526	5	526	9	861	2	764	—	—	1	370
歯 科 技 工 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
衛 生 検 査 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
施 術 所	2	13	3	10	3	9	2	7	—	—	1	5
疾病予防運動施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
温泉療養運動施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国立病院等購入資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
指定訪問看護事業	1	5	3	7	2	10	—	—	—	—	—	—
《資金種類別》												
総 数	1,024	282,521	1,277	318,833	975	243,747	878	248,246	737	224,625	1,352	250,299
新 築 資 金	430	145,709	496	126,904	387	94,289	369	100,394	325	80,716	303	99,178
甲種増改築資金	173	64,166	265	85,686	162	56,642	147	54,152	149	56,851	104	65,314
乙種増改築資金	153	67,495	233	100,030	175	85,075	156	88,064	154	84,235	132	73,778
国立病院等購入資金	—	—	—	—	3	1,658	2	131	3	600	3	377
機 械 購 入 資 金	103	2,667	141	3,318	131	3,802	122	4,116	71	1,733	55	1,697
長 期 運 転 資 金	165	2,483	142	2,895	117	2,282	82	1,391	35	491	755	9,956

(注) 1 「介護老人保健施設」は、平成12年度以前は「老人保健施設」である。  
 2 「指定訪問看護事業」は、平成14年以前は「指定老人訪問看護事業」である。  
 資料：独立行政法人福祉医療機構「業務統計」

第325表 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付状況（事業種別）

（単位 金額：千円）

区 分	平成10年度 (1998)		11 (1999)		12 (2000)		13 (2001)		14 (2002)		15 (2003)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	697	125,279,000	946	115,082,700	2,392	164,973,500	1,041	113,662,600	1,069	132,607,700	1,384	168,299,900
保 護 施 設	1	20,000	2	573,600	5	591,500	7	892,600	3	452,800	4	612,000
老人福祉施設	518	101,055,100	573	93,198,100	1,781	135,848,600	546	87,550,200	545	101,679,300	565	135,755,500
身体障害者更生援護施設	34	3,101,100	38	3,815,300	37	3,789,400	48	5,273,700	42	3,492,500	127	6,537,600
婦人保護施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	254	10,782,200	204	9,013,800	246	11,693,000	272	11,098,400	288	15,052,900	298	13,253,900
知的障害者援護施設	138	9,395,800	110	7,570,700	122	7,595,200	145	8,003,100	165	11,043,200	299	10,335,100
母子福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
精神障害者社会復帰施設	14	474,400	14	495,700	13	464,400	17	580,100	23	669,600	28	996,800
社会福祉法に規定するその他の施設	6	285,200	3	93,500	41	634,800	2	106,900	1	184,900	57	582,700
その他の施設	1	65,200	1	20,000	2	42,400	3	140,100	—	—	2	165,600
有料老人ホーム	1	100,000	1	302,000	—	—	—	—	1	10,000	—	—
在宅サービス事業等	—	—	—	—	145	4,314,200	1	17,500	1	22,500	4	60,700
償 還 額	65,921,568	70,180,372	75,324,174	97,754,158	102,062,414	107,463,697						

(注) 「社会福祉法に規定するその他の施設」は、平成14年度以前は「社会福祉事業法による施設及び事業」である。  
 資料：独立行政法人福祉医療機構「業務統計」

第326表 独立行政法人労働者健康福祉機構の経営施設数

年度末現在

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合 計	106	110	113	118	122	123	124
労 災 病 院	37	37	37	37	37	37	37
医療リハビリテーションセンター	1	1	1	1	1	1	1
総合せき損センター	1	1	1	1	1	1	1
勤労者予防医療センター	—	—	—	—	2	4	6
健康診断センター	8	8	8	8	6	4	2
海外勤務健康管理センター	1	1	1	1	1	1	1
看護専門学校	13	13	13	13	13	13	13
リハビリテーション大学校	1	1	1	1	1	1	1
労災リハビリテーション工学センター	1	1	1	1	1	1	1
産業保健推進センター	24	29	33	38	42	45	47
労災リハビリテーション作業所	8	8	8	8	8	8	8
労 災 保 険 会 館	1	1	1	1	1	1	1
休 養 所	9	8	7	7	7	5	4
納 骨 堂	1	1	1	1	1	1	1

資料：独立行政法人労働者健康福祉機構調べ

第327表 独立行政法人雇用・能力開発機構の設置運営施設数

年度末現在

区分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合計	146,483	146,705	146,707	146,163	145,357	143,719	142,358
職業能力開発総合大学校	・	・	1	1	1	1	1
職業能力開発大学校(新)	・	・	3	7	10	10	10
職業能力開発大学校(旧)	1	1	・	・	・	・	・
職業能力開発短期大学校	26	26	19	10	3	1	1
職業能力開発促進センター	65	60	60	60	60	60	62
私のしごと館	・	・	・	・	・	・	1
雇用促進住宅	144,323	144,540	144,544	144,027	143,338	143,056	142,082
全国勤労青少年会館	1	1	1	1	1	1	1
簡易宿泊所	19	18	17	15	15	15	7
福祉センター等	2,048	2,059	2,062	2,042	1,929	575	193

(注) 平成15年度より「移転就職者用宿舎」が「雇用促進住宅」に変更となった。  
資料：独立行政法人雇用・能力開発機構調べ

第328表 中小企業退職金共済加入状況

(i) 産業別

平成15年度末現在

区分	合計	農・林・漁業	鉱業	建設業	製造業	運輸・通信 ・公益事業	商業	金融・保険 ・不動産業	サービス業
共済契約者数	395,544	4,742	771	68,258	95,061	14,406	101,151	7,569	103,586
被共済者数	2,608,928	29,251	7,576	402,008	910,337	217,872	480,146	31,585	530,153

(ii) 規模別

平成15年度末現在

区分	合計	1人～4人	5～9	10～19	20～30	31～50	51～100	101～200	201～300	301人以上
共済契約者数	395,544	153,138	111,370	73,492	27,078	16,813	10,074	2,859	513	207
被共済者数	2,608,928	271,335	414,439	534,799	349,233	351,724	375,470	207,162	61,248	43,518

資料：独立行政法人勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

第329表 中小企業退職金共済支給状況

(単位 金額：千円)

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
合計件数	297,635	288,942	292,741	314,548	323,280	293,572
金額	342,235,133	352,400,793	363,570,887	402,095,390	421,831,704	385,636,378
退職金件数	284,278	276,064	279,883	300,791	305,161	276,242
金額	332,333,846	342,004,119	353,205,686	390,505,679	406,291,051	370,420,424
解約手当金件数	13,357	12,878	12,858	13,757	18,119	17,330
金額	9,901,287	10,396,674	10,365,202	11,589,711	15,540,653	15,215,954
1件当たり金額(円)	1,149,848	1,219,625	1,241,954	1,278,328	1,304,849	1,313,601

資料：独立行政法人勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

## 第12節 社会保障分野における人的資源の状況

第330表 医師数(業務別)

年末現在

区分	平成4年 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)
総数	219,704	230,519	240,908	248,611	255,792	262,687
医療施設の従事者	211,498	220,853	230,297	236,933	243,201	249,574
病院の開設者又は法人の代表者	6,443	6,344	6,096	6,015	5,898	5,834
診療所の開設者又は法人の代表者	63,221	63,947	66,488	66,461	69,274	69,936
病院(医育機関附属病院を除く)の勤務者	90,339	96,321	100,940	105,984	106,845	110,159
診療所の勤務者	12,432	13,494	15,610	17,372	19,339	20,507
医育機関附属病院の勤務者	39,063	40,747	41,163	41,101	41,845	43,138
介護老人保健施設の従事者	349	861	1,128	1,838	2,114	2,315
介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者	35	156	144	244	275	263
介護老人保健施設の勤務者	314	705	984	1,594	1,839	2,052
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	6,219	6,929	7,577	7,777	8,154	8,611
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	3,904	4,374	4,946	5,269	5,426	5,374
行政機関・産業医・保健衛生施設の従事者	2,315	2,555	2,631	2,508	2,728	3,237
その他	1,638	1,876	1,906	2,063	2,323	2,178

(注) 1 昭和57年より隔年報。  
2 昭和63年より「老人保健施設の開設者・勤務者」を業態の種別に加えた。  
3 平成4年より「開設者数」に「法人の代表者数」を加えた。  
4 平成12年4月より介護保険法が施行されたことに伴い、「老人保健施設」は「介護老人保健施設」に変更された。  
5 平成12年の「その他」には、不詳を含む。  
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第331表 歯科医師数(業務別)

年末現在

区分	平成4年 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)
総数	77,416	81,055	85,518	88,061	90,857	92,874
医療施設の従事者	75,628	79,091	83,403	85,669	88,410	90,499
病院の開設者又は法人の代表者	17	16	12	13	14	12
診療所の開設者又は法人の代表者	49,588	51,495	53,789	55,056	56,866	57,784
病院(医育機関附属病院を除く)の勤務者	2,030	2,173	2,082	2,217	2,267	2,502
診療所の勤務者	16,503	17,382	18,891	19,070	20,018	21,041
医育機関附属病院の勤務者	7,490	8,025	8,629	9,313	9,245	9,160
介護老人保健施設の勤務者	1	1	1	2	6	11
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	714	804	962	1,176	1,252	1,273
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	549	619	767	971	1,039	1,021
衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	165	185	195	205	213	252
その他	1,073	1,159	1,152	1,214	1,189	1,088

(注) 1 昭和57年より隔年報。  
2 昭和63年より「老人保健施設の開設者・勤務者」を業態の種別に加えた。  
3 平成4年より「開設者数」に「法人の代表者数」を加えた。  
4 平成12年4月より介護保険法が施行されたことに伴い、「老人保健施設」は「介護老人保健施設」に変更された。  
5 平成12年の「その他」には、不詳を含む。  
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第332表 歯科衛生士数（就業場所別）

区分	年末現在						
	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10年度 (1998)	12 (2000)	14 (2002)
総数	40,932	44,219	48,659	56,466	61,331	67,376	73,297
保健所	602	686	765	781	593	634	648
市町村	・	462	600	799	1,427	1,481	1,613
病院	2,764	3,002	3,103	3,288	3,575	3,604	3,881
診療所	36,258	38,966	43,080	50,403	54,402	60,428	65,761
介護老人保健施設	・	4	3	2	109	27	54
事業所	・	252	204	197	235	204	352
学校又は養成所	535	592	540	561	587	574	550
その他	773	255	364	435	403	424	438

(注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。  
 2 平成10年より年度報となった。  
 3 平成12年4月より介護保険法が施行されたことに伴い、「老人保健施設」は「介護老人保健施設」に変更された。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

第333表 歯科技工士数（就業場所別）

区分	年末現在						
	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10年度 (1998)	12 (2000)	14 (2002)
総数	32,433	32,629	34,543	36,652	36,569	37,244	36,765
技工所	14,862	16,987	19,487	21,377	22,309	23,194	23,552
病院・診療所	16,085	14,907	14,402	14,492	13,667	13,097	12,534
その他	1,486	735	654	783	593	953	679

(注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。  
 2 平成10年より年度報となった。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

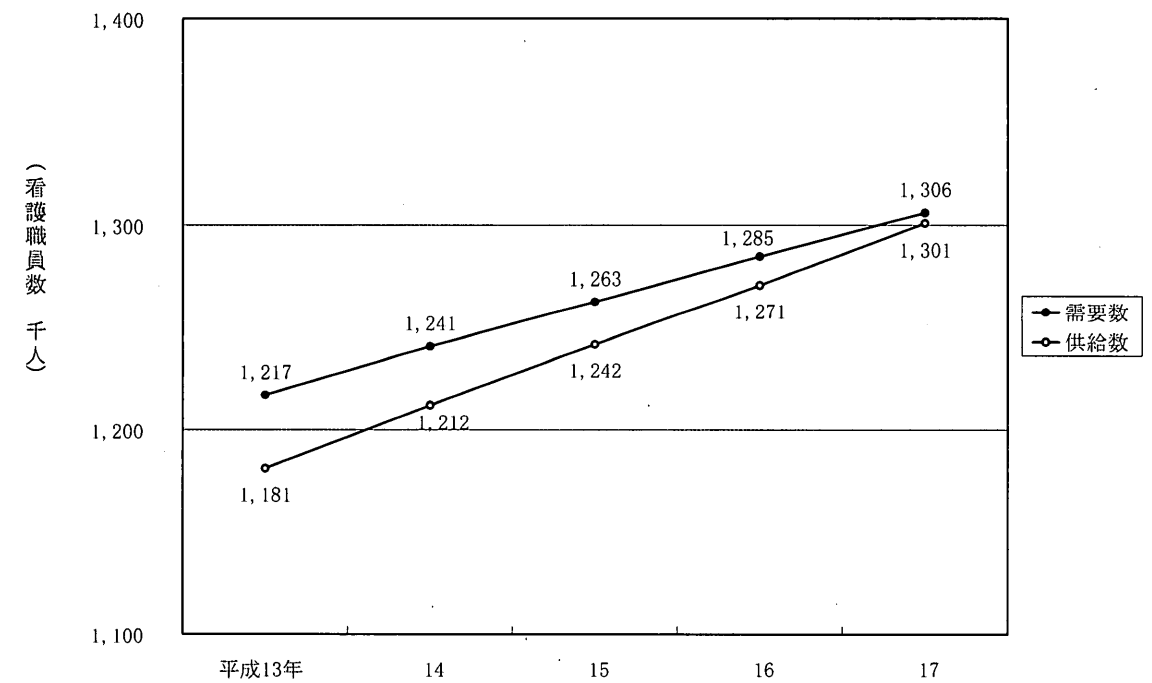
第334表 薬剤師数（業務別）

区分	年末現在						
	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)
総数	150,627	162,021	176,871	194,300	205,953	217,477	229,744
薬局の開設者又は法人の代表者	17,461	16,923	20,333	20,460	20,500	20,608	20,446
薬局の勤務者	31,350	35,303	40,533	49,410	60,720	74,152	86,446
病院・診療所の従事者	41,214	43,416	45,553	48,984	49,039	48,150	47,536
大学の従事者	2,969	3,146	5,107	5,708	6,038	6,393	7,077
衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	4,931	5,168	5,312	5,441	5,592	5,691	5,673
医薬品関係企業の従事者	31,358	36,248	40,881	45,116	45,821	44,803	45,542
毒物劇物営業(製造・輸入・販売)従事者	179	180	・	・	・	・	・
その他の化学工業従事者	1,142	1,246	・	・	・	・	・
その他	20,023	20,391	19,152	19,181	18,243	17,680	16,998

(注) 1 昭和57年より隔年報。  
 2 平成12年の「その他」には、不詳を含む。  
 3 平成13年の「総数」には、施設・業務の種別不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第335表 看護職員需給見通し



(単位 人)

区分	平成13年 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
需要数	1,216,700	1,240,700	1,263,100	1,284,900	1,305,700
供給数	1,181,300	1,212,000	1,242,000	1,271,400	1,300,500
年当初就業者数	1,151,100	1,181,300	1,212,000	1,242,000	1,271,400
新卒就業者数	61,300	60,300	58,600	57,600	56,200
再就業者数	35,400	37,900	40,100	42,000	43,800
退職等による減少数	66,600	67,400	68,700	70,100	71,000
年末就業者数	1,181,300	1,212,000	1,242,000	1,271,400	1,300,500

資料：厚生労働省医政局調べ

第336表 保健師数（就業場所別）

区 分	年末現在					
	平成4年 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10年度 (1998)	12 (2000)	14 (2002)
総 数	26,909	29,008	31,581	34,468	36,781	38,366
保健師学校・養成所	310	331	379	519	641	826
保健所						7,670
市内勤務	8,536	8,694	8,703	7,755	7,570	.
市町村駐在	299	261	184	59	60	.
市町村	12,563	13,802	15,641	18,410	20,646	21,645
病院	1,512	1,644	1,615	1,744	1,770	1,653
診療所	1,043	1,222	1,362	1,448	1,388	1,323
老人保健施設	35	58	70	54	52	.
訪問看護ステーション	.	.	.	.	.	.
管理者	.	.	.	.	.	213
従事者	.	.	.	.	.	284
介護保険施設等	.	.	.	.	.	629
社会福祉施設	.	.	.	.	.	472
助産所従事者	.	.	.	.	.	4
事業所	1,377	1,532	1,475	1,659	1,672	1,910
その他	1,234	1,464	2,152	2,820	2,982	1,737

(注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。  
 2 平成8年以降は保健士数を含む。  
 3 平成10年より年度報となった。  
 4 平成14年度より保健婦(士)が保健師と変更になった。  
 5 平成14年度より就業場所の区分が変更になった。  
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

第337表 助産師数（就業場所別）

区 分	年末現在					
	平成4年 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10年度 (1998)	12 (2000)	14 (2002)
総 数	22,690	23,048	23,615	24,202	24,511	24,340
助産師学校・養成所	380	375	502	559	638	960
保健所	292	336	347	257	249	222
市町村	.	.	.	.	.	480
病院	15,643	16,370	16,958	17,486	17,914	17,336
診療所	2,256	2,397	2,545	2,746	2,864	3,389
助産所	3,452	2,811	2,539	2,078	1,858	1,706
開設者	1,290	1,059	947	805	802	730
従事者	190	196	190	166	150	195
出張のみによる者	1,972	1,556	1,402	1,107	906	781
訪問看護ステーション	.	.	.	.	.	13
社会福祉施設	.	.	.	.	.	11
事業所	.	.	.	.	.	11
その他	667	759	724	1,076	988	212

(注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。  
 2 平成10年より年度報となった。  
 3 平成14年度より助産婦が助産師と変更になった。  
 4 平成14年度より就業場所の区分が変更になった。  
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

第338表 看護師数及び准看護師数（就業場所・資格別）

区 分	年末現在					
	平成4年 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10年度 (1998)	12 (2000)	14 (2002)
総 数	795,810	862,013	928,896	985,821	1,042,468	1,097,326
《就業場所別》						
看護師学校・養成所	7,192	7,873	9,150	9,651	10,102	11,120
保健所	1,331	1,732	1,888	1,392	1,323	1,376
市町村	.	.	.	.	.	7,570
病院	616,360	660,180	695,855	720,905	736,646	761,961
診療所	147,310	158,308	170,989	181,324	196,506	202,183
助産所従事者	.	.	.	.	.	82
訪問看護ステーション	.	.	7,465	14,498	21,667	23,287
介護保険施設等	.	.	.	.	.	67,396
老人保健施設	4,547	8,334	13,111	20,422	26,749	.
社会福祉施設	.	.	17,583	22,098	31,363	13,119
事業所	.	.	.	.	.	4,091
学校	847	1,055	1,259	1,436	1,265	.
派出看護婦	272	176	.	.	.	.
その他	17,951	24,355	11,596	14,095	16,847	5,141
《資格別》						
看護師	.	.	.	.	.	703,913
准看護師	.	.	.	.	.	393,413
看護婦	430,499	479,584	530,044	576,640	631,428	.
看護婦	338,771	353,087	365,378	370,885	367,582	.
看護士	10,810	12,768	14,885	17,807	22,189	.
准看護士	15,730	16,574	18,589	20,489	21,269	.

(注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。  
 2 平成10年より年度報となった。  
 3 平成14年度より看護婦(士)が看護師、准看護婦(士)が准看護師と変更になった。  
 4 平成14年度より就業場所の区分が変更になった。  
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

第339表 就業あん摩指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数

区 分	年末現在					
	平成4年 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10年度 (1998)	12 (2000)	14 (2002)
あん摩指圧師	94,150	95,365	98,070	94,655	96,788	97,313
はり師	63,543	66,322	69,231	69,236	71,551	73,967
きゅう師	62,428	65,363	68,214	67,746	70,146	72,307
柔道整復師	24,776	26,221	28,244	29,087	30,830	32,483

(注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。  
 2 平成10年より年度報となった。  
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

第340表 理学療法士及び作業療法士数（登録者数）

区 分	年末現在						
	平成9年 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
理学療法士	19,112	21,330	23,896	26,944	30,084	33,439	37,068
作業療法士	9,808	11,039	12,627	14,880	17,227	19,817	22,757

資料：厚生労働省医政局調べ

第341表 社会福祉士・介護福祉士登録者数

年末現在

区分	社会福祉士	介護福祉士				
		法第39条1号	法第39条2号	法第39条3号	法第39条4号	合計
平成4年(1992)	1,903	7,086	40	878	15,821	23,825
5 (1993)	2,795	11,422	93	1,335	22,017	34,867
6 (1994)	3,819	16,766	158	1,859	28,971	47,754
7 (1995)	5,347	23,498	227	2,441	36,655	62,821
8 (1996)	7,549	31,798	325	3,118	45,906	81,147
9 (1997)	10,323	41,529	439	3,936	57,671	103,575
10 (1998)	13,734	53,412	555	4,893	73,195	132,055
11 (1999)	18,456	67,125	676	6,045	93,899	167,745
12 (2000)	24,111	82,298	837	7,380	120,670	211,185
13 (2001)	30,077	99,439	974	8,811	147,213	256,437
14 (2002)	38,304	117,840	1,130	10,081	172,034	301,085
15 (2003)	48,585	134,958	1,289	11,371	204,060	351,678

(注) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条1号：高卒後養成施設(2年課程)卒業者  
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条2号：福祉系大卒後養成施設(1年課程)卒業者  
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条3号：高卒後保育士養成所等終了後養成施設(1年課程)卒業者  
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条4号：介護福祉士試験に合格した者  
 資料：社会福祉振興・試験センター調べ

第342表 全医療施設の従事者数(業務の種類別)

各年10月1日現在

区分	平成2年 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)
総数	2,182,975.5	2,380,092.8	2,568,253.5	2,690,373.0	2,518,338.8
医師	250,471.0	263,807.8	277,325.4	283,654.2	290,286.0
非常勤	201,316	212,246	223,731	234,263	242,311
歯科医師	49,155.0	51,561.8	53,594.4	49,391.2	47,975.0
非常勤	81,709.5	88,472.0	92,942.1	97,601.8	100,498.0
看護師	72,734	78,449	82,779	85,995	90,828
非常勤	8,975.5	10,023.0	10,163.1	11,606.8	9,670.0
介輔	20.0	15.0	12.0	7.0	5.0
薬剤師	44,125	48,922	51,555	52,087	46,015.3
保健師	4,706	5,991	6,962	8,106	7,458.3
助産師	18,231	18,827	20,017	21,048	20,508.0
看護	403,286	459,961	527,004	597,138	614,128.3
准看護師	354,092	375,048	384,493	380,520	326,855.0
看護業務補助者	178,401	197,607	240,512	250,358	232,902.7
理学療法士(P.T)	9,849	12,315	15,620	20,736	25,486.4
作業療法士(O.T)	3,816	4,838	6,397	9,145	12,961.7
視能訓練士	1,509	1,750	2,463	3,176	3,445.6
言語聴覚士	.	.	.	2,492	3,777.1
義肢装具士	55	147	121	132	128.2
歯科衛生士	48,974	56,553	65,276	71,936	64,831.3
歯科技工士	20,898	19,042	17,705	16,100	13,288.8
歯科業務補助者	93,586	107,429	107,951	107,014	82,525.3
社会福祉士	.	.	.	705	2,737.3
介護福祉士	.	.	.	8,005	25,630.4
診療放射線技師	28,207	32,173	35,599	38,892	39,587.2
診療エックス線技師	2,978	2,860	2,703	2,726	1,962.2
臨床検査					
臨床検査技師	47,353	50,517	53,258	54,753	54,475.2
衛生検査技師	1,252	1,065	1,099	831	705.9
その他	3,991	3,387	2,698	2,032	.
臨床工学技士	1,857	4,988	6,544	8,174	10,320.8
あん摩マッサージ指圧師	11,048	11,447	11,561	10,751	9,354.6
柔道整復師	.	.	.	1,610	2,396.3
管理栄養士	7,452	9,978	13,355	14,765	14,973.6
栄養士	20,187	19,503	17,863	16,511	14,049.8
精神保健福祉士	.	.	.	1,625	3,603.7
その他の技術員	30,009	31,584	33,807	29,775	28,263.4
医療社会事業従事者	4,630	5,359	6,837	9,096	10,299.4
事務職員	303,416	332,920	353,544	363,828	343,440.5
その他の職員	206,867	213,587	213,030	205,043	111,438.5

(注) 1 非常勤職員を含む。  
 2 平成2年から平成11年までは非常勤の医師・歯科医師については、各施設における常勤医師・歯科医師の通常の勤務時間に換算して計上した。ただし、その他の職種については、常勤換算は行っていない。  
 3 平成14年は、全ての職種を常勤換算している。  
 4 平成11年までの「介輔」には、歯科介輔を含む。  
 5 平成14年より保健婦(士)が保健師、助産婦が助産師、看護婦(士)が看護師、准看護婦(士)が准看護師と変更になった。  
 6 「医療施設(静態)調査・病院報告」は、3年ごとの調査である。  
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(静態・動態)調査・病院報告」

## 第13節 財政

第343表 一般関係歳出予算額の推移（当初予算）

（単位 億円、％）

区 分	平成7年度 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
一般会計予算	709,871	751,049	773,900	776,692	808,601	849,871	826,524	812,300	817,891	821,109
対前年度伸び率	△ 2.9	5.8	3.0	0.4	5.4	3.8	△ 2.7	△ 1.7	0.7	0.4
1. 国債費	132,213	163,752	168,023	172,628	198,319	219,653	171,705	166,712	167,981	175,686
対前年度伸び率	△ 7.9	23.9	2.6	2.7	14.9	10.8	△ 21.8	△ 2.9	4.6	4.6
2. 地方交付税交付金	132,154	136,038	154,810	158,702	135,230	149,304	168,230	170,116	173,988	164,935
対前年度伸び率	3.6	2.9	13.8	2.5	△ 14.8	10.4	12.7	1.1	2.3	△ 5.2
3. 一般歳出	421,417	431,409	438,067	445,362	468,878	480,914	486,589	475,472	475,922	476,320
対前年度伸び率	3.1	2.4	1.5	△ 1.3	5.3	2.6	1.2	△ 2.3	0.1	0.1
4. 産業投資特別会計へ繰入等	24,087	13,000	—	—	—	—	—	—	—	—
社会保障関係費	139,244	142,879	145,501	148,431	160,950	167,666	175,552	182,795	189,907	197,970
対前年度伸び率	3.3	2.6	1.8	2.0	8.4	4.1	4.7	3.8	3.9	4.2
一般会計に占める割合	19.6	19.0	18.8	19.1	19.7	19.7	21.2	22.5	23.2	24.1
一般歳出に占める割合	33.0	33.1	33.2	33.3	34.3	34.9	36.1	38.4	39.9	41.6
厚生労働省予算	140,115	143,778	147,167	149,990	162,478	172,644	180,421	186,684	193,787	201,910
対前年度伸び率	2.9	2.6	2.4	1.9	8.3	...	4.5	3.5	3.8	4.2
一般会計に占める割合	19.7	19.1	19.0	19.3	19.9	20.3	21.8	23.0	23.7	24.6
一般歳出に占める割合	33.2	33.3	33.6	33.7	34.7	35.9	37.1	39.3	40.7	42.4
防衛関係費	47,236	48,455	49,475	49,397	49,322	49,358	49,553	49,560	49,530	49,030
対前年度伸び率	0.9	2.6	2.1	△ 0.2	△ 0.2	0.1	0.4	0.0	△ 0.1	△ 1.0
一般会計に占める割合	6.7	6.5	6.4	6.4	6.0	5.8	6.0	6.1	6.1	6.0
一般歳出に占める割合	11.2	11.2	11.3	11.1	10.5	10.3	10.2	12.5	10.4	10.3

（注）平成12年度厚生労働省予算の対前年度伸び率は、平成13年1月の省庁再編により厚生労働省となったため比較に不適当のため不計上。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第344表 一般会計歳入・歳出（目的別）

（単位 百万円）

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
歳 入	89,018,897	89,770,227	86,352,554	83,688,984	81,939,569	82,110,925
租税及び印紙収入	45,678,000	49,895,000	49,625,000	44,276,000	41,786,000	41,747,000
租 税	44,094,000	48,384,000	48,120,000	42,832,000	40,647,000	40,599,000
印 紙 収 入	1,584,000	1,511,000	1,505,000	1,444,000	1,129,000	1,148,000
専売納付金	20,327	15,429	—	—	—	—
官業益金及び官業収入	18,038	23,613	18,657	20,062	16,601	16,704
政府資産整理収入	328,778	349,136	357,744	342,182	358,056	261,771
雑 収 入	3,399,145	3,377,072	5,867,236	4,081,700	2,946,509	3,495,450
公 債 金	38,616,000	34,598,000	30,000,000	34,968,000	36,445,000	36,590,000
前年度剰余金受入	958,609	1,511,977	483,918	1,041	387,403	—
歳 出	89,018,897	89,770,227	86,352,554	83,688,984	81,939,569	82,110,925
国家機関費	4,319,488	4,859,799	4,811,495	4,286,448	4,341,012	4,332,611
地方財政費	13,105,217	15,849,374	16,725,786	16,501,087	17,427,352	16,512,376
防衛関係費	4,941,489	4,958,452	4,999,241	4,944,722	4,927,008	4,926,183
国土保全及び開発費	10,386,837	9,849,146	8,462,209	8,756,395	7,203,625	7,093,162
産業経済費	4,124,528	4,122,476	5,923,917	3,697,321	3,218,431	3,028,307
教育文化費	6,661,837	6,646,472	6,415,340	6,609,439	6,068,896	5,866,376
社会保障関係費	21,296,730	19,793,433	21,007,150	21,225,206	21,067,234	21,157,557
社会保険費	10,846,069	11,482,581	14,666,689	14,844,789	15,241,392	15,492,668
生活保護費	1,397,044	1,483,656	1,581,977	1,676,919	1,810,223	1,748,858
社会福祉費	5,945,918	4,142,975	1,927,904	1,944,639	1,886,408	1,739,996
住宅対策費	1,507,429	1,321,287	1,151,103	979,868	930,393	886,119
失業対策費	443,108	81,027	412,280	546,596	42,104	41,932
保健衛生費	1,032,054	1,051,030	950,776	910,349	840,131	819,180
その他	125,108	230,874	316,421	322,047	316,583	428,805
恩 給 費	1,477,635	1,424,841	1,355,230	1,271,879	1,201,939	1,131,458
文官恩給費	65,928	60,725	56,229	51,364	47,545	42,947
旧軍人遺族等恩給費	1,314,099	1,275,320	1,217,960	1,143,897	1,082,885	1,023,253
その他	97,608	88,797	81,042	76,618	71,509	65,257
国 債 費	20,271,924	21,446,082	16,284,001	16,060,543	16,082,419	17,568,580
予 備 費	700,000	700,000	250,000	200,000	250,000	350,000
そ の 他	1,733,212	120,151	118,187	135,945	151,652	144,314

（注）1 平成16年度は当初予算額、他は補正後予算額。

2 平成11、12年度の「予備費」には、公共事業等予備費を含んでいる。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第345表 地方財政（普通会計）歳入歳出

(単位 百万円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
歳 入 合 計	105,672,938	109,679,117	110,586,638	107,219,061	106,900,572	103,260,764
地 方 税	36,155,510	35,922,183	35,026,119	35,546,434	35,548,783	33,378,518
地 方 譲 与 税	1,080,532	595,210	608,905	620,177	623,971	634,222
利 子 割 交 付 金	210,800	169,319	173,482	662,368	688,942	210,551
地 方 消 費 税 交 付 金	295,291	1,301,466	1,219,283	1,257,514	1,233,793	1,083,730
ゴルフ場利用税交付金	68,456	64,372	61,407	57,036	55,212	52,288
特別地方消費税交付金	43,186	44,520	41,232	9,162	482	188
自動車取得税交付金	397,679	342,463	320,896	321,138	318,039	285,223
軽油引取税交付金	124,713	122,067	117,342	112,597	111,963	107,762
地方特例交付税	-	-	639,860	914,014	901,818	903,588
地方交付税	17,127,557	18,048,865	20,864,236	21,776,420	20,349,760	19,544,863
交通安全対策特別交付金	87,893	87,528	86,947	74,841	76,708	75,700
分担金及び負担金	1,537,438	1,642,177	1,567,450	1,269,563	1,247,605	1,219,864
使 用 料	1,890,867	1,852,861	1,877,977	1,889,729	1,907,186	1,897,784
手 数 料	523,391	527,614	571,569	587,316	590,939	587,481
国 庫 支 出 金	14,256,386	15,628,392	16,482,930	14,350,300	14,443,288	13,068,995
義務教育費負担金	3,010,885	3,011,625	3,000,161	2,980,092	3,011,382	2,988,008
生活保護費負担金	1,234,800	1,292,028	1,390,790	1,477,814	1,575,117	1,669,225
児童保護費負担金	558,527	592,404	618,227	649,059	691,751	708,871
結核医療費負担金	9,530	9,122	9,804	9,495	9,087	8,289
精神衛生費負担金	24,510	29,289	34,291	37,767	38,912	40,331
老人保護費負担金	431,045	453,689	470,014	87,858	72,283	71,474
普通建設事業費支出金	5,850,150	6,303,855	6,106,835	5,551,536	5,159,193	4,109,965
災害復旧事業費支出金	281,687	310,918	411,389	317,737	238,955	212,112
失業対策事業費支出金	17,283	16,183	15,230	14,427	17,599	6,524
委 託 金	284,762	351,971	289,006	408,630	323,684	229,478
財 政 補 給 金	8,981	9,925	8,549	15,682	14,383	15,159
そ の 他	2,544,227	3,247,384	4,128,634	2,800,203	3,290,940	3,009,559
国有提供施設等所在市町村 助成交付金	28,150	29,150	29,150	29,150	30,150	30,150
都 道 府 県 支 出 金	2,547,416	2,581,084	2,608,211	2,385,230	2,328,904	2,268,460
財 産 収 入	803,407	794,858	720,374	769,401	716,539	673,769
寄 附 金	160,519	159,376	142,425	130,659	119,937	103,524
繰 入 金	3,402,770	3,233,554	2,694,247	2,136,094	2,277,231	3,050,909
繰 越 金	2,208,383	2,099,626	2,589,011	2,253,102	2,534,961	2,457,978
諸 収 入	7,839,824	8,465,449	8,314,487	8,062,372	8,090,443	7,473,346
地 方 債	14,172,595	15,226,982	13,150,076	11,173,506	11,873,420	13,382,616
特別区財政調整交付金・納付金	710,176	739,999	679,024	830,938	830,497	769,255

(単位 百万円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
歳 出 合 計	103,458,924	107,007,759	108,209,244	104,560,321	104,328,178	100,929,961
議 会 費	604,459	602,290	581,347	576,033	573,504	562,557
総 務 費	9,268,242	9,281,003	9,782,082	9,786,366	9,542,960	9,110,647
民 生 費	13,821,811	14,610,708	16,312,923	14,557,908	15,322,713	15,642,331
社会福祉費	3,737,044	3,864,073	3,982,647	3,924,331	4,097,456	4,044,516
老人福祉費	4,393,680	4,793,214	5,993,445	4,024,846	4,212,348	4,351,716
児童福祉費	3,815,276	3,976,606	4,213,638	4,385,941	4,658,027	4,764,054
生活保護費	1,848,890	1,950,244	2,079,923	2,192,640	2,347,175	2,476,305
災害救助費	26,921	26,571	43,269	30,150	7,707	5,740
衛生費	6,903,851	6,815,372	6,756,811	6,669,140	6,836,628	6,618,004
公衆衛生費	3,715,317	3,609,755	3,571,321	3,449,350	3,463,485	3,439,267
結核対策費	40,582	40,710	41,027	39,618	38,845	36,782
保健所費	311,404	309,738	299,129	286,811	271,803	267,268
清掃費	2,836,548	2,855,170	2,845,333	2,893,361	3,062,495	2,874,687
労働費	495,427	467,684	676,644	524,292	834,064	548,067
失業対策費	44,212	42,483	100,648	60,899	175,916	74,720
その他の他	451,216	425,201	575,996	463,393	658,148	473,346
農林水産業費	7,682,958	7,531,148	7,270,943	6,810,338	6,408,417	5,952,342
商 工 費	5,433,445	6,324,277	6,077,600	5,480,701	5,422,576	5,036,887
土 木 費	21,768,646	22,436,787	21,374,494	19,912,479	18,913,708	17,988,269
消 防 費	1,951,368	1,977,442	1,947,025	1,948,849	1,937,153	1,935,738
警 察 費	3,423,949	3,456,830	3,418,136	3,428,936	3,393,850	3,407,457
教 育 費	18,895,146	18,706,600	18,271,769	18,167,789	18,096,382	17,741,614
災害復旧費	536,011	620,742	787,704	566,438	436,799	374,843
公 債 費	10,422,811	11,035,535	11,917,761	12,507,369	12,967,329	13,167,667
諸 支 出 金	394,491	351,971	380,668	363,060	373,454	308,232
前年度繰上充用金	6,008	5,167	40,672	9,870	29,709	26,312
特別区財政調整交付金・納付金	710,176	739,999	679,024	830,938	830,497	769,255
利 子 割 交 付 金	210,800	169,319	173,482	662,368	688,942	210,551
地 方 消 費 税 交 付 金	295,291	1,301,466	1,219,283	1,257,514	1,233,793	1,083,730
ゴルフ場利用税交付金	68,456	64,372	61,407	57,036	55,212	52,288
特別地方消費税交付金	43,186	44,520	41,232	9,162	482	188
自動車取得税交付金	397,679	342,463	320,896	321,138	318,042	285,220
軽油引取税交付金	124,713	122,067	117,342	112,597	111,963	107,762

資料：財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」



第346表 地方の民生費と衛生費の状況

(i) 民生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円、%)

区 分	平成14年度(2002年度)				
	都道府県		市 町 村		純 計
合 計	4,374,484	100.0	11,267,847	100.0	14,303,211
社 会 福 祉 費	1,011,026	23.1	3,033,490	26.9	3,732,739
老 人 福 祉 費	1,828,916	41.8	2,522,800	22.4	3,793,219
児 童 福 祉 費	1,190,679	27.2	3,573,375	31.7	4,337,136
生 活 保 護 費	341,485	7.8	2,134,820	18.9	2,435,162
災 害 救 助 費	2,378	0.1	3,362	0.0	4,954

その2 性質別内訳

(単位 百万円、%)

区 分	平成14年度(2002年度)				
	都道府県		市 町 村		純 計
合 計	4,374,484	100.0	11,267,847	100.0	14,303,211
人 件 費	283,126	6.5	1,793,377	15.9	2,076,502
物 件 費	112,810	2.6	761,673	6.8	874,484
扶 助 費	1,121,331	25.6	5,108,080	45.3	6,229,411
補 助 費 等	2,316,301	53.0	540,456	4.8	1,573,116
普 通 建 設 事 業 費	367,958	8.4	509,485	4.5	823,789
補 助 事 業 費	286,491	6.5	177,739	1.6	422,554
単 独 事 業 費	81,467	1.9	331,338	2.9	401,235
県 営 事 業 負 担 金	—	—	408	0	—
貸 付 金	85,210	1.9	41,116	0.4	124,500
繰 出 金	3,257	0.1	2,482,756	22.0	2,486,014
そ の 他	84,491	1.9	30,904	0.3	115,394

その3 財源内訳

(単位 百万円、%)

区 分	平成14年度(2002年度)				
	都道府県		市 町 村		純 計
合 計	4,374,484	100.0	11,267,847	100.0	14,303,211
国 庫 支 出 金	880,070	20.1	2,991,142	26.5	3,871,212
都 道 府 県 支 出 金	—	—	941,549	8.4	—
使 用 料 ・ 手 数 料	48,991	1.1	257,080	2.3	306,071
分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 寄 附 金	92,921	2.1	332,186	2.9	339,342
地 方 債	171,031	3.9	170,270	1.5	337,352
そ の 他 特 定 財 源	186,713	4.3	208,697	1.9	391,492
一 般 財 源 等	2,994,757	68.5	6,366,924	56.5	9,057,741

額	平成13年度(2001年度)		比較			
	純 計 額		増 減 額		増 減 率	前 年 度 増 減 率
100.0	14,054,411	100.0	248,799	100.0	1.8	4.9
26.1	3,796,537	27.0	△ 63,798	△ 25.6	△ 1.7	4.3
26.5	3,688,104	26.2	105,115	42.2	2.9	4.2
30.3	4,255,391	30.3	81,745	32.9	1.9	5.6
17.0	2,307,878	16.4	127,285	51.2	5.5	7.1
0.0	6,502	0.0	△ 1,547	△ 0.6	△ 23.8	△ 74.6

額	平成13年度(2001年度)		比較			
	純 計 額		増 減 額		増 減 率	前 年 度 増 減 率
100.0	14,054,411	100.0	248,799	100.0	1.8	4.9
14.5	2,143,360	15.3	△ 66,858	△ 26.9	△ 3.1	△ 0.1
6.1	848,993	6.0	25,491	10.2	3.0	3.1
43.6	5,976,019	42.5	253,393	101.8	4.2	6.3
11.0	1,603,744	11.4	△ 30,628	△ 12.3	△ 1.9	10.0
5.8	887,647	6.3	△ 63,858	△ 25.7	△ 7.2	1.8
3.0	428,323	3.0	△ 5,769	△ 2.3	△ 1.3	6.2
2.8	459,324	3.3	△ 58,089	△ 23.3	△ 12.6	△ 1.9
—	—	—	—	—	—	—
0.9	118,202	0.8	6,298	2.5	5.3	1.2
17.4	2,361,895	16.8	124,119	49.9	5.3	6.1
0.8	114,552	0.8	842	0.3	0.7	△ 11.4

額	平成13年度(2001年度)		比較			
	純 計 額		増 減 額		増 減 率	前 年 度 増 減 率
100.0	14,054,411	100.0	248,799	100.0	1.8	4.9
27.1	3,920,189	27.9	△ 48,977	△ 19.7	△ 1.2	9.8
—	—	—	—	—	—	—
2.1	305,873	2.2	198	0.1	0.1	2.9
2.4	345,215	2.5	△ 5,873	△ 2.4	△ 1.7	4.4
2.4	202,598	1.4	134,754	54.2	66.5	△ 13.6
2.7	397,039	2.8	△ 5,546	△ 2.2	△ 1.4	△ 9.1
63.3	8,883,497	63.2	174,244	70.0	2.0	4.2

(ii) 衛生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円、%)

区 分	平成14年度(2002年度)				
	都道府県		市 町 村		純 計
合 計	1,586,994	100.0	5,031,010	100.0	6,454,941
公 衆 衛 生 費	1,368,570	86.2	2,070,697	41.2	3,316,792
結 核 対 策 費	9,241	0.6	27,541	0.5	36,359
保 健 所 費	154,310	9.7	112,958	2.2	265,373
清 掃 費	54,874	3.5	2,819,813	56.0	2,836,418

その2 性質別内訳

(単位 百万円、%)

区 分	平成14年度(2002年度)				
	都道府県		市 町 村		純 計
合 計	1,586,994	100.0	5,031,010	100.0	6,454,941
人 件 費	324,423	20.4	1,114,794	22.2	1,439,217
物 件 費	122,649	7.7	1,545,485	30.7	1,668,134
扶 助 費	246,663	15.5	164,637	3.3	411,300
補 助 費 等	525,850	33.1	609,993	12.1	1,018,262
普 通 建 設 事 業 費	165,810	10.4	1,204,195	23.9	1,325,448
補 助 事 業 費	72,157	4.5	683,340	13.6	749,927
単 独 事 業 費	93,653	5.9	511,273	10.2	575,521
県 営 事 業 負 担 金	—	—	9,582	0.2	—
貸 付 金	107,011	6.7	37,472	0.7	143,558
繰 出 金	27,463	1.7	111,433	2.2	138,896
そ の 他	67,125	4.2	243,001	4.8	310,126

その3 財源内訳

(単位 百万円、%)

区 分	平成14年度(2002年度)				
	都道府県		市 町 村		純 計
合 計	1,586,994	100.0	5,031,010	100.0	6,454,941
国 庫 支 出 金	224,852	14.2	256,255	5.1	481,107
都 道 府 県 支 出 金	—	—	110,163	2.2	—
使 用 料 ・ 手 数 料	37,637	2.4	314,006	6.2	351,642
分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 寄 附 金	3,491	0.2	59,568	1.2	27,078
地 方 債	84,692	5.3	727,045	14.5	801,514
そ の 他 特 定 財 源	150,380	9.5	214,045	4.3	363,632
一 般 財 源 等	1,085,943	68.4	3,349,929	66.6	4,429,967

資料：財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」

額	平成13年度(2001年度)		比較			
	純 計	額	増 減 額		増 減 率	前年度増減率
100.0	6,675,965	100.0	△ 221,023	100.0	△ 3.3	2.4
51.4	3,345,526	50.1	△ 28,734	13.0	△ 0.9	0.3
0.6	38,088	0.6	△ 1,728	0.8	△ 4.5	△ 2.3
4.1	269,211	4.0	△ 3,838	1.7	△ 1.4	△ 5.2
43.9	3,023,140	45.3	△ 186,723	84.5	△ 6.2	5.7

額	平成13年度(2001年度)		比較			
	純 計	額	増 減 額		増 減 率	前年度増減率
100.0	6,675,965	100.0	△ 221,023	100.0	△ 3.3	2.4
22.3	1,478,371	22.1	△ 39,154	17.7	△ 2.6	△ 1.6
25.8	1,629,805	24.4	38,329	△ 17.3	2.4	3.6
6.4	402,145	6.0	9,155	△ 4.1	2.3	5.4
15.8	1,001,180	15.0	17,082	△ 7.7	1.7	△ 0.0
20.5	1,545,444	23.1	△ 219,995	99.5	△ 14.2	11.4
11.6	911,346	13.7	△ 161,419	73.0	△ 17.7	25.5
8.9	634,098	9.5	△ 58,577	26.5	△ 9.2	△ 4.1
—	—	—	—	—	—	—
2.2	171,717	2.6	△ 28,159	12.7	△ 16.4	△ 6.8
2.2	142,816	2.1	△ 3,920	1.8	△ 2.7	△ 1.7
4.8	304,487	4.6	5,639	△ 2.6	1.9	△ 11.7

額	平成13年度(2001年度)		比較			
	純 計	額	増 減 額		増 減 率	前年度増減率
100.0	6,675,965	100.0	△ 221,023	100.0	△ 3.3	2.4
7.5	625,558	9.4	△ 144,451	65.4	△ 23.1	7.7
—	—	—	—	—	—	—
5.4	342,676	5.1	8,966	△ 4.1	2.6	1.1
0.4	28,927	0.4	△ 1,849	0.8	△ 6.4	△ 6.3
12.4	845,782	12.7	△ 44,268	20.0	△ 5.2	8.4
5.6	343,457	5.1	20,175	△ 9.1	5.9	△ 4.5
68.6	4,489,564	67.2	△ 59,597	27.0	△ 1.3	1.4

第347表 国内総支出に対する財政規模

(単位 億円)

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
国内総支出(A)	5,206,128	5,124,417	5,080,004	5,132,094	5,009,200	4,976,466
歳出総額						
国(B)	849,085	923,131	1,019,345	1,007,263	939,081	924,941
地方(C)	976,738	1,001,975	1,016,291	976,164	974,317	948,394
国から地方に対する支出(D)	325,805	343,891	387,120	377,649	365,011	350,045
地方から国に対する支出(E)	12,543	17,384	16,106	15,467	15,347	14,770
歳出純計額						
国(B)-(D)(F)	523,280	579,240	632,225	629,614	574,070	574,896
地方(C)-(E)(G)	964,195	984,591	1,000,185	960,697	958,970	933,624
合計(F)+(G)(H)	1,487,475	1,563,831	1,632,410	1,590,311	1,533,040	1,508,520
国内総支出に対する比率(%)						
(F)/(A)×100	10.1	11.3	12.4	12.3	11.5	11.6
(G)/(A)×100	18.5	19.2	19.7	18.7	19.1	18.8
(H)/(A)×100	28.6	30.5	32.1	31.0	30.6	30.3

- (注) 1 「国内総支出」は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、「国民経済計算(93SNA、平成7年基準)」によっており名目値である。  
 2 「国の歳出額」は、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業(治山勘定のみ)、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策、厚生保険(児童手当勘定のみ)及び電源開発促進対策(電源立地勘定のみ)の10特別会計との純計決算額である。  
 3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税(地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業償還交付金等を含む)、地方譲与税及び国庫支出金(交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共事業債を含む)の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。  
 4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額)である。  
 5 決算額からは、特定資金公共事業償還時補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

資料：財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」

第348表 国税及び地方税

(単位 億円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
国税及び地方税合計	842,400	882,673	855,172	792,227	764,864	770,081
国 税	492,139	527,209	499,684	458,442	438,566	442,327
直 接 税	281,293	323,193	297,393	257,891	242,760	247,099
所 得 税	154,468	187,889	178,065	148,122	138,100	137,780
源 泉 分	126,186	158,785	150,301	122,492	112,410	114,050
申 告 分	28,282	29,104	27,764	25,631	25,690	23,730
法 人 税	107,951	117,472	102,578	95,234	91,140	94,070
法 人 特 別 税	—	1	—	—	—	—
相 続 税	18,050	17,822	16,745	14,529	13,510	11,000
地 価 税	17	9	8	5	10	—
旧 税	2	0	△3	0	—	—
法人臨時特別税(特)	1	—	—	—	—	—
所得税(譲与分)(特)	—	—	—	—	—	4,249
間 接 税 等	210,846	204,016	202,291	200,551	195,806	195,228
地 方 税	350,261	355,464	355,488	333,785	326,298	327,754
道 府 県 税	145,862	155,850	155,303	138,035	136,350	138,888
市 町 村 税	204,399	199,614	200,185	195,750	189,948	188,866

- (注) 国税は、平成14年度以前は決算額、平成15年度は補正後予算額、平成16年度は当初予算額である。  
 地方税は、平成14年度以前は決算額、平成15年度以降は当初予算額又は地方財政計画額(計画外税収見込額を含む)である。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第349表 高齢社会対策関係予算(一般会計分)の推移

(単位 億円)

区 分	就業・所得	健康・福祉	学習・社会参加	生活環境	調査研究等の推進	総 計
平成10年度(1998)	44,078	45,476	593	404	380	90,932
11 (1999)	52,095	49,694	583	399	445	103,215
12 (2000)	53,386	52,297	516	418	851	107,467
13 (2001)	54,884	55,862	356	329	968	112,398
14 (2002)	56,387	59,264	358	292	1,187	117,488
15 (2003)	57,705	61,298	346	267	1,114	120,730
16 (2004)	59,943	63,100	276	138	453	123,910

- (注) 1 平成7年度以前は、長寿社会対策関係予算である。  
 2 本表の予算額は、高齢社会対策関係予算として特掲できるもののみを合計した額である。

資料：内閣府「高齢社会白書」

第350表 市町村税納税義務者数

平成15年7月1日現在(単位 人)

区 分	市町村数	個人均等割	法人均等割		市町村民税所得割	法人税割	固定資産税
			法人	法人でない 社団等			
合 計	3,186	46,082,712	3,565,192	4,165	49,974,592	3,465,513	44,578,645
人口50万以上の市	24	13,579,749	1,404,975	1,638	14,687,807	1,349,173	10,929,490
人口5万以上50万未満の市	427	21,176,221	1,439,063	1,373	23,052,641	1,427,072	19,475,072
人口5万未満の市	227	2,573,105	184,771	408	2,803,746	188,250	3,033,605
町 村	2,508	8,753,637	536,383	746	9,430,398	501,018	11,140,478

資料：総務省自治税務局調べ

## 第14節 国際統計及び比較

### 1 人 口

第351表 世界の主要地域別人口及び人口増加率

(単位 千人)

区 分	1950年	1975年	2000年	2005年	2025年	2050年	年平均人口増加率(%)		
							1950～ 55年	2000～ 2005年	2045～ 50年
世界全域	2,518,629	4,068,109	6,070,581	6,453,628	7,851,455	8,918,724	1.82	1.23	0.33
先進地域	812,771	1,047,474	1,193,872	1,208,817	1,241,377	1,219,662	1.21	0.25	△ 0.14
発展途上地域	1,705,858	3,020,634	4,876,709	5,244,811	6,610,079	7,699,061	2.10	1.47	0.40
アフリカ	221,214	408,160	795,671	887,964	1,292,085	1,803,298	2.21	2.22	1.09
東部アフリカ	65,565	124,826	262,515	282,269	423,117	614,457	2.27	2.25	1.26
中部アフリカ	26,316	46,215	92,960	106,241	172,134	266,301	1.82	2.71	1.40
北部アフリカ	53,302	97,543	173,615	190,494	254,150	306,046	2.31	1.87	0.48
南部アフリカ	15,619	29,208	50,448	52,040	49,576	46,602	2.32	0.62	△ 0.15
西部アフリカ	60,412	110,369	226,133	256,921	393,108	569,891	2.19	2.59	1.20
アメリカ	338,713	565,331	836,144	890,438	1,081,170	1,215,616	2.20	1.27	0.27
ラテンアメリカ	167,097	321,906	520,229	558,281	686,857	767,985	2.69	1.42	0.20
カリブ海	17,037	27,153	37,673	39,355	44,586	45,814	1.79	0.88	△ 0.10
中央アメリカ	37,065	78,657	135,213	146,884	186,441	221,758	2.78	1.67	0.23
南アメリカ	112,995	216,096	347,343	372,042	455,829	510,113	2.79	1.38	0.22
北部アメリカ	171,616	243,425	315,915	332,156	394,312	447,931	1.72	1.01	0.40
アジア	1,398,488	2,397,512	3,679,737	3,917,508	4,742,232	5,222,058	1.97	1.26	0.18
東部アジア	670,985	1,096,726	1,481,110	1,531,567	1,655,784	1,590,070	1.81	0.67	△ 0.38
南部・中央アジア	498,508	879,443	1,486,049	1,614,573	2,097,128	2,463,916	2.06	1.67	0.43
南東部アジア	178,073	321,368	520,355	558,155	687,621	767,250	2.10	1.41	0.21
西部アジア	50,922	99,975	192,222	213,213	301,699	400,822	2.68	2.09	0.86
ヨーロッパ	547,403	675,542	727,986	724,722	696,036	631,938	1.00	△ 0.09	△ 0.46
東部ヨーロッパ	220,199	285,700	304,538	297,321	267,070	221,736	1.49	△ 0.48	△ 0.82
北部ヨーロッパ	77,294	88,210	94,123	95,234	99,134	100,072	0.40	0.23	△ 0.02
南部ヨーロッパ	108,993	132,467	145,822	146,426	140,630	125,596	0.83	0.08	△ 0.59
西部ヨーロッパ	140,916	169,164	183,502	185,741	189,201	184,534	0.66	0.24	△ 0.16
欧州連合(別掲)	295,351	348,522	377,335	371,152	383,939	369,771	0.60	0.20	△ 0.23
オセアニア	12,812	21,564	31,043	32,998	39,933	45,815	2.17	1.23	0.39

(注) 1 UN, *World population Prospects The 2002 Revision* (中位推計)による。

2 先進地域：ヨーロッパ、北部アメリカ、日本、オーストラリア及びニュージーランドからなる地域。

3 発展途上地域：先進地域以外の地域。

4 欧州連合：1995年1月現在欧州連合を構成する15カ国(ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、デンマーク、アイルランド、イギリス、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、スウェーデン、フィンランド)の合計。

5 年平均人口増加率は、 $(n\sqrt[n]{P_1/P_0} - 1) \times 100$ によって算出。ただし、 $P_0$ 、 $P_1$ はそれぞれ期首、期末人口、 $n$ は期間。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第352表 平均寿命の国際比較

区分	1926~1930年	1947年	1955年	1965年	1975年	1985年	1995年	直近の実績
<b>《男》</b>								
日本	44.82	50.06	63.60	67.74	71.73	74.78	76.38	78.40 (2002)
アメリカ	57.71 (1929~31)	...	66.60	66.80	68.70	71.20	72.50	74.60 (2002)
イギリス	58.74 (1930~32)	66.39 (1948)	67.52	68.30 (1963~65)	69.62 (1974~76)	71.90 (1985~87)	74.06 (1994)	75.80 (2002)
ドイツ	55.97 (1924~26)	57.72 (1946~47)	66.21 (1957~58)	67.41 (1963~65)	68.30 (1974~76)	71.54 (1984~86)	73.30 (1994~96)	75.60 (2002)
フランス	54.30 (1928~33)	61.87 (1946~49)	65.04 (1952~56)	67.80	69.00 (1974)	71.31 (1984~86)	73.92	76.00 (2002)
スウェーデン	60.97 (1921~30)	69.04 (1946~50)	70.49 (1951~55)	71.60 (1961~65)	72.12	73.79	76.08 (1994)	78.00 (2002)
<b>《女》</b>								
日本	46.54	53.96	67.75	72.92	76.89	80.48	82.85	85.30 (2002)
アメリカ	60.99 (1929~31)	...	72.70	73.70	76.50	78.20	78.90	79.80 (2002)
イギリス	62.88 (1930~32)	71.15 (1948)	72.99	74.40 (1963~65)	75.82 (1974~76)	77.64 (1985~87)	79.32 (1994)	80.50 (2002)
ドイツ	58.82 (1924~26)	63.44 (1946~47)	71.34 (1957~58)	73.22 (1963~65)	74.81 (1974~76)	78.10 (1984~86)	79.70 (1994~96)	81.60 (2002)
フランス	59.02 (1928~33)	67.43 (1946~49)	71.15 (1952~56)	75.00	76.90 (1974)	79.49 (1984~86)	81.86	83.60 (2002)
スウェーデン	63.16 (1921~30)	71.58 (1946~50)	73.43 (1951~55)	75.70 (1963~65)	77.37	79.68	81.38 (1994)	82.60 (2002)

(注) 1 1995年までの日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「完全生命表」による。1995年までの諸外国はUN, *Demographic Yearbook*による。  
 2 直近の実績の日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「簡易生命表」による。直近の実績の諸外国はWHO, *The World Health Report 2004*による。  
 3 1982年以前のイギリスは、イングランド=ウェールズ。1957~86年までのドイツは、旧西ドイツである。  
 4 ( )内の年次は、作成基礎期間。  
 5 平均寿命とは0歳児の平均余命をいう。  
 資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第353表 主要国の65歳以上人口比率の推移と予測

(i) 主要国の65歳以上人口割合(1850~2050年)

区分	日本	カナダ	アメリカ	オーストリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	ドイツ <sup>1)</sup>
1850年	...	...	...	...	5.87 <sup>15)</sup>	...	5.45	6.47 <sup>23)</sup>	...
1860	...	...	...	...	5.64 <sup>16)</sup>	...	5.20	6.89 <sup>24)</sup>	...
1870	...	...	...	3.92 <sup>12)</sup>	5.88 <sup>17)</sup>	...	5.81	7.41 <sup>25)</sup>	...
1880	5.72 <sup>2)</sup>	...	...	4.39	6.10	...	6.08	8.11 <sup>26)</sup>	4.72
1890	5.49 <sup>3)</sup>	...	...	4.87	5.98	5.62 <sup>18)</sup>	6.97	8.28 <sup>27)</sup>	5.10
1900	5.49 <sup>4)</sup>	5.07 <sup>7)</sup>	4.07	4.98	5.74	5.13	6.66	8.20 <sup>7)</sup>	4.88
1910	5.25 <sup>5)</sup>	4.66 <sup>8)</sup>	4.30	5.27	5.84	5.34 <sup>19)</sup>	6.62 <sup>8)</sup>	8.36 <sup>8)</sup>	5.04
1920	5.26	4.78 <sup>9)</sup>	4.67	6.23	5.83	5.66	6.85 <sup>9)</sup>	9.05 <sup>9)</sup>	5.77 <sup>28)</sup>
1930	4.75	5.56 <sup>10)</sup>	5.41	6.77 <sup>13)</sup>	6.91	5.21 <sup>20)</sup>	7.52 <sup>21)</sup>	9.35 <sup>10)</sup>	7.36 <sup>29)</sup>
1940	4.80 <sup>6)</sup>	6.67 <sup>11)</sup>	6.85	8.81 <sup>14)</sup>	...	...	8.38 <sup>22)</sup>	11.42	8.86 <sup>30)</sup>
1950	4.94	7.67	8.26	10.37	11.05	6.73	9.13	11.38	9.72
1960	5.73	7.50	9.19	12.05	11.97	7.51	10.59	11.64	11.52
1970	7.06	7.90	9.84	14.08	13.38	9.59	12.27	12.87	13.69
1980	9.10	9.40	11.21	15.40	14.37	11.86	14.41	13.97	15.60
1990	12.05	11.27	12.21	14.94	14.92	12.99	15.60	13.99	14.96
2000	17.34	12.62	12.28	15.50	17.01	16.13	14.99	15.96	16.31
2005	19.88	13.23	12.28	16.46	17.66	16.43	15.28	16.31	18.59
2010	22.54	14.37	12.82	18.07	18.01	16.66	16.89	16.54	20.19
2020	27.85	18.74	15.89	20.88	21.06	19.45	20.70	20.30	22.11
2030	29.57	23.73	19.18	26.33	25.02	22.04	23.59	23.63	26.42
2040	33.23	25.25	19.85	30.50	27.09	25.35	25.84	25.87	28.68
2050	35.65	25.71	19.98	30.63	27.19	29.91	24.87	26.44	27.95

1)全ドイツ。2)1884年。3)1888年。4)1898年。5)1908年。6)国勢調査の「全人口から内外地にいた軍人・軍属等の年齢別推計数を差し引いて得た補正人口。7)1901年。8)1911年。9)1921年。10)1931年。11)1941年。12)1869年。13)1927年。14)1939年。15)1846年。16)1856年。17)1866年。18)1893年。19)1905年。20)1934年。21)1935年。22)1945年。23)1851年。24)1861年。25)1872年。26)1881年。27)1891年。28)1925年。29)1933年。30)西ドイツ 1946年。31)1879年。32)1889年。33)1907年。34)1928年。35)1871年。36)1936年。37)1849年。38)1859年。39)1909年。40)1855年。41)1865年。42)1875年。43)1864年。44)1878年。

(単位 %)

区分	ギリシャ	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポルトガル	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
1850年	...	...	4.75 <sup>37)</sup>	...	...	4.78	...	4.64 <sup>23)</sup>	...
1860	...	4.19 <sup>24)</sup>	4.89 <sup>38)</sup>	5.75 <sup>40)</sup>	4.67 <sup>43)</sup>	5.22	5.11	4.68 <sup>24)</sup>	...
1870	3.63	5.11 <sup>35)</sup>	5.52 <sup>12)</sup>	6.23 <sup>41)</sup>	...	5.43	5.54	4.79 <sup>35)</sup>	...
1880	3.53 <sup>31)</sup>	5.12 <sup>26)</sup>	5.45 <sup>31)</sup>	6.10 <sup>42)</sup>	4.73 <sup>44)</sup>	5.90	5.53	4.62 <sup>26)</sup>	...
1890	3.51 <sup>32)</sup>	...	6.01 <sup>32)</sup>	7.63 <sup>27)</sup>	6.00	7.68	5.81 <sup>3)</sup>	4.77 <sup>27)</sup>	...
1900	...	6.16 <sup>7)</sup>	6.01	7.91	5.72	8.37	5.84	4.69 <sup>7)</sup>	...
1910	4.13 <sup>33)</sup>	6.50 <sup>8)</sup>	6.12 <sup>39)</sup>	7.79	5.90	8.44	5.80	5.22 <sup>8)</sup>	4.29 <sup>8)</sup>
1920	5.66 <sup>9)</sup>	6.74 <sup>9)</sup>	5.88	7.70	5.92	8.40	5.83	6.03 <sup>9)</sup>	4.42
1930	5.86 <sup>34)</sup>	...	6.21	8.29	6.19	9.20	6.87	7.40 <sup>10)</sup>	6.49 <sup>29)</sup>
1940	6.31	7.43 <sup>36)</sup>	7.01	...	6.46	9.41	8.56	8.97 <sup>14)</sup>	...
1950	6.79	8.26	7.74	9.68	6.98	10.25	9.61	10.73	8.13
1960	8.25	9.31	9.01	11.11	7.99	11.97	10.05	11.68	8.46
1970	11.15	10.89	10.16	12.89	9.20	13.67	11.35	12.94	8.35
1980	13.14	13.15	11.51	14.76	10.45	16.29	13.85	15.07	9.59
1990	13.69	15.32	12.84	16.31	13.61	17.78	14.35	15.94	11.15
2000	17.50	18.07	13.62	15.37	15.61	17.40	15.99	15.86	12.30
2005	18.97	19.56	14.11	15.08	16.38	17.72	17.30	15.92	12.78
2010	19.80	20.59	15.10	15.91	16.98	19.28	19.51	16.44	13.71
2020	22.27	23.72	19.24	19.75	19.26	22.72	24.22	18.62	17.27
2030	25.87	28.22	23.28	23.26	22.48	25.18	29.78	21.11	20.74
2040	30.29	33.70	25.72	26.20	27.00	27.25	31.87	22.99	22.87
2050	33.20	34.42	24.73	26.06	29.75	27.04	30.75	23.33	23.86

(注) 1 1940年以前はUN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956)、1950年以降はUN, *World Population Prospects The 2002 Revision* (中位推計) による。各年中央推計人口に基づく。

2 日本は、総務省統計局「国勢調査報告」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年1月推計) による人口(中位推計値)。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

(ii) 主要国の65歳以上人口割合別の到達年次とその倍化年数

区分	65歳以上人口割合(到達年次)								倍化年数(年間)	
	7%	10%	14%	15%	20%	23%	25%	30%	7%→14%	10%→20%
日本	1970	1985	1994	1996	2006	2012	2014	2033	24	21
フィンランド	1958	1973	1994	2001	2015	2021	2027	—	36	42
ドイツ	1932	1952	1972	1976	2010	2023	2028	—	40	58
ギリシャ	1951	1968	1992	1994	2011	2023	2028	2040	41	43
オーストリア	1929	1945	1970	1976	2017	2025	2028	2038	41	72
ポルトガル	1951	1977	1992	1998	2023	2032	2037	—	41	46
ルーマニア	1962	1977	2003	2016	2035	2041	2045	—	41	58
ブルガリア	1952	1972	1993	1996	2022	2034	2040	...	41	50
スペイン	1947	1975	1991	1995	2019	2026	2030	2038	44	44
イギリス	1929	1946	1976	1980	2020	2041	—	—	47	74
ベルギー	1925	1946	1976	1991	2017	2026	2030	—	51	71
スイス	1931	1959	1982	1996	2011	2018	2022	3031	51	52
デンマーク	1925	1957	1978	1985	2017	2029	2036	—	53	60
イタリア	1927	1966	1988	1990	2008	2018	2024	2033	61	42
カナダ	1945	1984	2009	2012	2023	2029	2037	—	64	39
オランダ	1940	1969	2005	2010	2023	2030	2035	—	65	54
オーストラリア	1939	1984	2011	2014	2028	2041	—	—	72	44
アメリカ	1942	1972	2015	2018	—	—	—	—	73	...
スウェーデン	1887	1948	1972	1975	2012	2022	2030	2041	85	64
ノルウェー	1885	1954	1977	1982	2021	2030	2035	—	92	67
フランス	1864	1943	1979	1995	2020	2028	2036	—	115	77

(注) 1 1950年以前はUN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956) 及び *Demographic Yearbook* による。

1950年以降はUN, *World Population Prospects The 2002 Revision* (中位推計) による。

2 日本は、総務省統計局「国勢調査報告」「人口推計年報」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年1月推計) による人口(中位推計値)。

3 1950年以前は既知年次のデータを基に補間推計したものによる。それぞれの人口割合を超えた最初の年次を示す。

4 倍化年数は、7%から14%へ、あるいは10%から20%へそれぞれ要した期間。国の配列は、倍化年数7%→14%の短い順。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第354表 主要先進国の合計特殊出生率（1950～2003年）

区 分	日 本	カナダ	アメリカ 合衆国	オース トリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	ドイツ
1950年	3.65	3.37	3.02	...	2.35	...	2.58	2.92	...
1955	2.37	3.75	3.52	2.23	2.39	2.38	2.58	2.70	...
1960	2.00	3.81	3.64	2.70 E	2.53	2.31	2.54	2.72	2.37 E
1965	2.14	3.11	2.93	2.69	2.60	2.08	2.60	2.82	2.50 E
1970	2.13	2.26	2.46	2.31	2.24	2.18	1.97	2.47	2.03 E
1975	1.91	1.82	1.80	1.84	1.74	2.24	1.92	1.96	1.48 E
1980	1.75	1.71	1.84	1.68	1.69	2.06	1.54	1.99	1.56 E
1985	1.76	1.65	1.84	1.48	1.51 E	1.98	1.45	1.83	1.37 E
1986	1.72	1.62	1.84	1.46	1.54 E	2.04	1.48	1.85	1.43 E
1987	1.69	1.62	1.87	1.44	1.54 E	1.95	1.49	1.82	1.46 E
1988	1.66	1.66	1.93	1.46	1.58 E	1.97	1.56	1.83	1.42 E
1989	1.57	1.73	2.01	1.46	1.59 E	1.87	1.62 E	1.81	1.45 E
1990	1.54	1.83	2.08 U	1.47	1.62 E	1.73	1.68	1.78	1.45 E
1991	1.53	...	2.07	1.52	1.66 E	1.57 E	1.69	1.80	1.33 E
1992	1.50	1.69	2.05 U	1.53	1.66	1.54	1.77	1.73 E	1.30 E
1993	1.46	...	2.05	1.48 E	1.60 E	1.46	1.75 E	1.65	1.28 E
1994	1.50	1.66	2.04	1.46	1.55 E	1.37	1.82	1.65 E	1.24
1995	1.42	1.64	2.02	1.41	1.56 E	1.23	1.82	1.71 E	1.25
1996	1.43	...	1.98 U	1.43	1.59 E	1.23 E	1.76	1.72 E	1.31
1997	1.39	1.55	2.04	1.37	1.60 E	1.09	1.75 E	1.71 E	1.36
1998	1.38	...	2.06	1.35	1.59 E	1.11 E	1.72 E	1.76 E	1.36 E
1999	1.34	...	2.01 U	1.32	1.61 E	1.23 E	1.74	1.79 E	1.36 E
2000	1.36	...	2.13	1.36 E	1.66 E	1.30 E	1.77 E	1.89 E	1.38 E
2001	1.33	...	2.03 U	1.31	1.64 E	1.24	1.75	1.84	1.35 E
2002	1.32	...	2.01 U	1.40 E	1.62 E	1.21 E	1.72 E	1.89 E	1.31 E
2003	1.29	...	2.04 U*	1.39 S	1.61 S	1.23 S	1.76 S	1.89 S	1.34 S

区 分	ハンガリー	イタリア	オランダ	ノルウェー	スペイン	スウェー デン	スイス	イギリス	オースト ラリア
1950年	...	2.52	3.10	2.53	2.46	2.32	2.40	2.19	3.06
1955	2.81	...	3.05	2.76	...	2.25	2.33	2.16	3.27
1960	2.02	2.31	3.11	2.85	2.81	2.17	2.34	2.57	3.45
1965	1.81	2.55	3.03	2.93	2.94 E	2.39	2.57	2.86 E	2.98
1970	1.96	2.43 E	2.58	2.50	2.82	1.94	2.09	2.43 E	2.86
1975	2.38	2.14	1.67	1.99	2.80 E	1.78	1.60	1.81 E	2.22
1980	1.93	1.61	1.60	1.73	2.20 E	1.68	1.53	1.89 E	1.92
1985	1.83	1.42 E	1.51	1.68	1.64 E	1.74	1.51	1.80	...
1986	1.83	1.34 E	1.55	1.71	1.54	1.80	1.53	1.78	1.92
1987	1.81	1.32	1.56	1.74	1.48 E	1.84	1.52	1.82	1.85
1988	1.79	1.33	1.55	1.84	1.43 E	1.96	1.57 E	1.84	1.84
1989	1.78	1.33 E	1.56	1.89	1.38 E	2.02	1.57	1.81	1.85
1990	1.85	1.33 E	1.62	1.93	1.36 E	2.13	1.60	1.85	1.91
1991	1.86	1.27	1.62	1.92	1.35	2.11	1.58 E	1.83	...
1992	1.77	1.33 E	1.60	1.89	1.32 E	2.09	1.60	1.81	1.89
1993	1.69	1.26 E	1.58	1.86 E	1.27 E	1.99	1.53	1.77	1.87
1994	1.65	1.22 E	1.58	1.87 E	1.21	1.88	1.51	1.75	1.85
1995	1.57	1.19 D	1.54	1.87 E	1.18	1.73 E	1.50	1.71	1.82
1996	1.46	1.19 E	1.54	1.90	1.17	1.61	1.53	1.73	1.86
1997	1.38	1.18 E	1.56 E	1.87	1.19	1.54	1.48 E	1.72	...
1998	1.34	1.20 E	1.64	1.75	1.17	1.50 E	1.50	1.71 E	1.75
1999	1.29	1.23	1.65 E	1.85	1.20 E	1.50	1.48	1.69	...
2000	1.32 E	1.24 E	1.72 E	1.85 E	1.24 E	1.54 E	1.50 E	1.64 E	1.75
2001	1.30	1.23 E	1.71 E	1.79	1.26 E	1.57	1.41	1.63 E	...
2002	1.30 E	1.26 S	1.73 E	1.75 E	1.25 E	1.65 E	1.40 E	1.64 E	...
2003	1.30 S	1.29 S	1.75 S	1.80 S	1.29 S	1.71 S	1.41 S	1.71 S	...

(注) 1 UN, *Demographic Yearbook* による（5歳階級の年齢別出生率に基づくため年齢各歳で計算した値とは異なることがある）。

2 日本は、国立社会保障・人口問題研究所の算出による。

3 E=Council of Europe, *Recent Demographic developments in Europe, 2003*

4 U=U.S. Department of Health and Human Services, *National Vital Statistics Reports, Vol.51, NO.2 及び Vol.53, NO.9*

5 S=Eurostat *Statistics in Focus: Population and Social Conditions 13/2004*

6 \*印は、暫定値である。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第355表 諸外国の出生率

(単位 人口千対)

区分	1970年 (昭和45年)	1975 (50)	1980 (55)	1985 (60)	1990 (平成2)	1995 (7)	1996 (8)	1997 (9)	1998 (10)	1999 (11)	2000 (12)
日本	18.8	17.1	13.6	11.9	10.0	9.6	9.7	9.5	9.6	9.4	9.5
エジプト	34.8	36.0	...	37.5	...	27.9	28.3	27.5	27.5	...	...
カナダ	17.4	15.8	15.5	14.9	15.2	12.9	12.3	11.6	11.3	11.0	10.8*
アメリカ合衆国	18.2	14.6	15.9	15.6	16.6	14.8	14.7	14.5	14.6	14.5	14.3*
アルゼンチン	22.9	...	24.7	21.5	20.9	18.9	19.2	19.4	18.9	18.8*	19.0*
インド	36.8	35.2	33.7	32.9	30.2	28.3	27.3	...	...	...	...
タイ	41.9 <sup>1)</sup>	37.9 <sup>2)</sup>	32.3 <sup>3)</sup>	27.8 <sup>4)</sup>	19.4 <sup>5)</sup>	16.2	...	14.8	14.7	12.5	...
チェコ共和国	15.9	19.6	16.3	14.6	13.4	9.3	8.8	8.8	8.8	8.7	...
デンマーク	14.4	14.2	11.2	10.5	12.3	13.3	12.9	12.8	12.5	12.5	...
フランス	16.7	14.1	14.9	13.9	13.4	12.5	12.6	12.4	12.6	12.6*	13.2*
ドイツ	13.4	9.7	10.1	9.6	11.4	9.4	9.7	9.9	9.7	9.4	...
イタリア	16.8	14.8	11.4	10.3	9.8	9.2	9.2	9.2	9.0	9.1	9.3*
イギリス	16.3	12.5	13.4	13.3	13.9	12.5	12.5	12.3	12.1	11.8	11.4*
オーストラリア	20.6	16.9	15.3	15.7	15.4	14.2	13.9	13.6	13.3	13.1	13.0*
ロシア	17.4	18.1	18.3	19.4	13.4	9.2	8.8	8.6	8.8	8.3	...

(注) 1 UN, *Demographic Yearbook*による。  
 2 日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」による。  
 3 国連人口部による推計。1)1965～1970年、2)1970～1975年、3)1975～1980年、4)1980～1985年、5)1985～1990年。  
 4 1990年以前のチェコ共和国は、旧チェコスロバキア。  
 5 1990年以前のドイツは、西ドイツ。  
 6 \*印は、暫定値である。  
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

2 社会保障

第356表 ILO条約及び勧告 (社会保障関係)

(i) ILO条約

2004年12月31日現在

総会会期	条約番号	条約の名称	批准国数	日本批准登録
1(1919)	2	失業ニ関スル条約	55	大11.11.23
1(1919)	3	産前産後に於ける婦人使用に関する条約	33	
2(1920)	8	船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約	59	昭30.8.22
3(1921)	12	農業に於ける労働者補償に関する条約	76	
7(1925)	17	労働者災害補償に関する条約	72	
7(1925)	18	労働者職業病補償ニ関スル条約	66	昭3.10.8
7(1925)	19	労働者災害補償ニ付テノ内外人労働者ノ均等待遇ニ関スル条約	120	昭3.10.8
9(1926)	23	海員の送還に関する条約	45	
10(1927)	24	工業及商業に於ける労働者並に家庭使用人の為の疾病保険に関する条約	28	
10(1927)	25	農業労働者の為の疾病保険に関する条約	20	
17(1933)	35	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及家庭使用人の為の強制老齢保険に関する条約	11	
17(1933)	36	農業的企業に使用せらるる者の為の強制老齢保険に関する条約	10	
17(1933)	37	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及家庭使用人の為の強制廃疾保険に関する条約	11	
17(1933)	38	農業的企業に使用せらるる者の為の強制廃疾保険に関する条約	10	
17(1933)	39	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及家庭使用人の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	8	
17(1933)	40	農業的企業に使用せらるる者の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	7	
18(1934)	42	労働者職業病補償ニ関スル条約(1934年改正)	53	昭11.6.6
18(1934)	44	非任意的失業者に対し給付又は手当を確保する条約	14	
19(1935)	48	廃疾、老齢並に寡婦及孤児保険に基く権利の保全の為の国際制度の確立に関する条約	11	
21(1936)	55	海員の疾病、傷病又は死亡の場合に於ける船舶所有者の責任に関する条約	16	
21(1936)	56	海員の為の疾病保険に関する条約	19	
28(1946)	70	船員のための社会保障に関する条約	7	
28(1946)	71	船員の年金に関する条約	13	
35(1952)	102	社会保障の最低基準に関する条約	41	昭51.2.2
35(1952)	103	母性保護に関する条約(1952年改正)	40	
46(1962)	118	社会保障における内国民及び非内国民の均等待遇に関する条約	38	
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する条約	23	昭49.6.7
51(1967)	128	障害、老齢及び遺族給付に関する条約	16	
53(1969)	130	医療及び疾病給付に関する条約	14	



67(1981)	156	家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約	36	平 7. 6. 9
68(1982)	157	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する条約	3	
68(1982)	158	使用者の発意による雇用の終了に関する条約	33	
69(1983)	159	障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約	78	平 3. 6. 1
74(1987)	164	船員の健康の保護及び医療に関する条約	12	
74(1987)	165	船員のための社会保障に関する条約(1987年改正)	3	
75(1988)	168	雇用の促進及び失業に対する保護に関する条約	6	
81(1994)	175	パートタイム労働に関する条約	10	
83(1996)	177	在宅形態の労働に関する条約	4	
85(1997)	181	民間職業仲介事業所に関する条約	17	平11. 7. 28
87(1999)	182	最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約	150	平13. 3. 1
88(2000)	183	千九百五十二年の母性保護条約(改正)に関する改正条約	10	
89(2001)	184	農業における安全及び健康に関する条約(仮称)	5	

67(1981)	165	男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する勧告
68(1982)	166	使用者の発意による雇用の終了に関する勧告
69(1983)	167	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する勧告
69(1983)	168	職業リハビリテーション及び雇用(障害者)に関する勧告
75(1988)	176	雇用の促進及び失業に対する保護に関する勧告
81(1994)	182	パートタイム労働に関する勧告
83(1996)	184	在宅形態の労働に関する勧告
85(1997)	188	民間職業事業所に関する勧告
88(2000)	191	千九百五十二年の母性保護勧告に関する改正勧告

(注) 1 「社会保障」の範囲は、ILO第102号条約第2部～第10部(医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、母性給付、廃疾給付、遺族給付)を参考にして、これらの社会保障関連事項について、その条項の一部にでも直接の規定がなされている条約及び勧告も掲げた。従って、社会保障に関する事項を主に取り扱っているものとは限らない。  
 2 条約及び勧告の配列は、会期別、採択順とした。  
 3 1980年ILO第66回総会において「業務災害の場合における給付に関する条約の付表I(職業病の一覧表)の改正(第121号)」が採択され、我が国は1981年にこの改正の受諾を行った。

資料：厚生労働省大臣官房国際課調べ

(ii) ILO勧告

総会会期	勧告番号	勧告の名称
1(1919)	1	失業に関する勧告
2(1920)	10	海員の失業保険に関する勧告
3(1921)	12	産前産後に於ける農業婦人賃金労働者の保護に関する勧告
3(1921)	17	農業に於ける社会保険に関する勧告
7(1925)	22	労働者補償の最小限度の規模に関する勧告
7(1925)	23	労働者補償に付ての争議の裁判に関する勧告
7(1925)	24	労働者職業病補償に関する勧告
7(1925)	25	労働者災害補償に付ての内外人労働者の均等待遇に関する勧告
9(1926)	27	船員及見習の送還に関する勧告
10(1927)	29	疾病保険の一般原則に関する勧告
17(1933)	43	疾病、老令並に寡婦及孤児保険の一般原則に関する勧告
18(1934)	44	失業保険及失業者の為の各種の扶助に関する勧告
26(1944)	67	所得保障に関する勧告
26(1944)	68	軍隊及び類似の任務から解除された者並びに戦時雇用から解除された者に対する所得保障及び医的保護に関する勧告
26(1944)	69	医的保護に関する勧告
28(1946)	75	船員の社会保障に関する協定に関する勧告
28(1946)	76	船員の被扶養者に対する医的保護に関する勧告
35(1952)	95	母性保護に関する勧告
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する勧告
51(1967)	131	障害、老齢及び遺族給付に関する勧告
53(1969)	134	医療及び疾病給付に関する勧告
66(1980)	162	高齢労働者に関する勧告

(参考) ILOの現勢

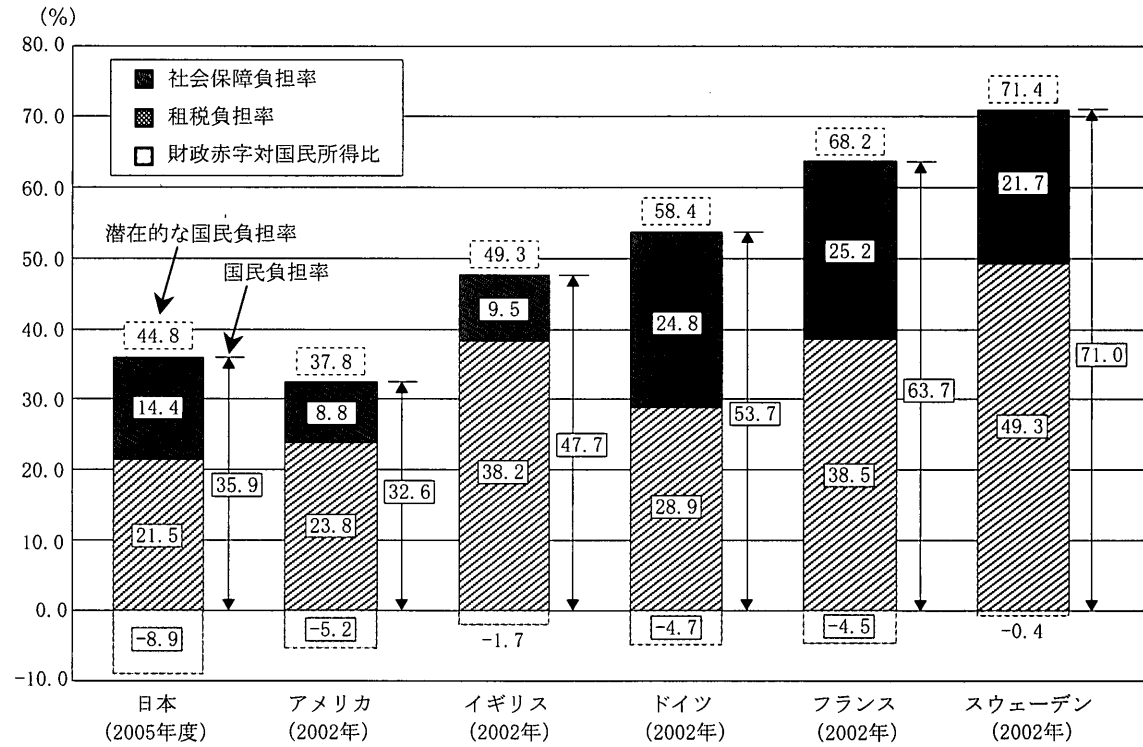
各年12月31日現在

	平成11年 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
加盟国数	174	175	175	175	177	177
条約数	182	183	184	184	185	185
勧告数	190	191	192	194	194	195
加盟国の平均批准数	38	39	40	...	...	...
OECD諸国の平均批准数	65	66	67	...	...	...
日本の批准条約数	43	44	45	46	46	46

資料：厚生労働省大臣官房国際課調べ

第357表 国民負担率の国際比較等

[国民負担率=租税負担率+社会保障負担率] [潜在的な国民負担率=国民負担率+財政赤字対国民所得比]



(注) 1 日本は年度見通し。諸外国は暦年実績。  
 2 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。  
 資料：財務省調べ

第358表 諸外国の社会保障費 | L O基準第19次調査収入表

(単位 百万各国通貨)

区分	日本			アメリカ合衆国		ドイツ		
	1994年度	1995	1996	1994年	1995	1994年度	1995	1996
総収入	67,742,633	72,865,252	74,986,491	1,215,863.2	1,287,845.6	956,528.7	997,050.2	1,056,423.3
I. 社会保険料	47,492,209	51,222,116	52,708,994	593,736.8	615,768.4	650,153.9	677,246.7	699,743.3
1. 事業主拠出	24,945,388	26,807,523	27,464,906	325,166.7	331,236.8	364,804.5	380,047.3	387,379.4
実際の社会保険料拠出	24,945,388	26,807,523	27,464,906	—	—	270,863.9	280,136.0	289,243.3
内民間事業主	19,997,166	21,656,362	22,231,081	—	—	232,333.2	241,024.5	248,994.1
内政府事業主	4,948,222	5,151,161	5,233,825	—	—	38,530.7	39,111.5	40,249.2
インビュテッド拠出	—	—	—	—	—	93,940.6	99,911.3	98,136.1
2. 被保険者からの拠出	22,546,821	24,414,593	25,244,088	268,570.1	284,531.6	285,349.4	297,199.4	312,363.9
内被用者	17,607,652	19,290,417	19,885,883	—	—	235,023.0	243,171.3	253,912.5
内自営業者	4,939,169	5,124,176	5,358,205	—	—	11,606.5	12,739.2	12,963.2
内年金生活者	—	—	—	—	—	38,359.9	40,938.9	44,958.2
内その他の人	—	—	—	—	—	360.0	350.0	530.0
II. 税	19,476,561	20,790,117	21,330,400	461,856.4	503,344.2	286,566.4	296,821.2	330,777.2
1. 目的税	—	—	—	33,671.2	34,365.0	—	—	—
中央政府	—	—	—	—	—	—	—	—
その他地方政府	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 一般歳入	19,476,561	20,790,117	21,330,400	428,185.2	468,979.2	286,566.4	296,821.2	330,777.2
中央政府	15,693,411	16,568,263	16,832,857	—	—	184,925.3	191,645.0	201,012.8
その他地方政府	3,783,150	4,221,854	4,497,543	—	—	101,641.2	105,176.2	129,764.5
III. 他収入	—	—	—	156,744.4	164,613.0	19,808.3	22,982.3	25,902.8
資産収入	—	—	—	156,325.7	164,254.0	13,976.7	14,550.0	15,316.5
その他	—	—	—	418.7	359.0	5,831.7	8,432.3	10,586.3
IV. 積立金からの受入	773,863	853,019	947,097	3,525.6	4,120.0	—	—	—
総収入	67,742,633	72,865,252	74,986,491	1,215,863.2	1,287,845.6	956,528.7	997,050.2	1,056,423.3
A. 老齢・遺族・障害	—	—	—	642,584.6	688,909.6	430,446.9	452,572.6	476,080.3
I. 社会保険料拠出	—	—	—	424,017.3	440,951.4	298,091.5	312,496.0	329,717.0
II. 税	—	—	—	73,947.0	95,097.2	119,928.6	125,169.9	129,009.5
III. 他収入	—	—	—	141,094.7	148,741.0	12,426.9	14,906.7	17,353.9
IV. 積立金からの受入	—	—	—	3,525.6	4,120.0	—	—	—
B. 労働災害	—	—	—	60,296.0	56,915.0	21,290.2	22,311.6	21,858.0
I. 社会保険料拠出	—	—	—	59,150.0	55,834.0	19,316.7	20,359.8	19,803.3
II. 税	—	—	—	1,146.0	1,081.0	799.6	797.4	848.0
III. 他収入	—	—	—	—	—	1,173.9	1,154.4	1,206.6
IV. 積立金からの受入	—	—	—	—	—	—	—	—
C. 保健医療	—	—	—	259,041.6	274,364.0	251,933.2	261,609.5	267,798.6
I. 社会保険料拠出	—	—	—	109,776.4	118,299.0	246,765.1	256,525.4	262,434.9
II. 税	—	—	—	136,137.5	142,900.0	2,071.6	2,138.4	2,136.6



区 分	日 本			アメリカ合衆国		ドイツ		
	1994年度	1995	1996	1994年	1995	1994年度	1995	1996
資 産 収 入	—	—	—	12,709.0	12,806.0	1,666.3	1,521.7	1,086.0
そ の 他	—	—	—	418.7	359.0	1,430.3	1,424.0	2,141.1
IV. 積立金からの受入	—	—	—	—	—	—	—	—
D. 家 族	—	—	—	—	—	68,533.5	70,214.9	92,941.1
I. 社会保険料拠出	—	—	—	—	—	—	—	—
1. 事業主拠出	—	—	—	—	—	—	—	—
実際の社会保険料拠出	—	—	—	—	—	—	—	—
内民間事業主	—	—	—	—	—	—	—	—
内政府事業主	—	—	—	—	—	—	—	—
インビュートド拠出	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 被保険者からの拠出	—	—	—	—	—	—	—	—
内被用者	—	—	—	—	—	—	—	—
内自営業者	—	—	—	—	—	—	—	—
内年金生活者	—	—	—	—	—	—	—	—
内その他の人	—	—	—	—	—	—	—	—
II. 税	—	—	—	—	—	66,140.6	67,866.8	90,704.9
1. 目的税	—	—	—	—	—	—	—	—
中央政府	—	—	—	—	—	—	—	—
その他地方政府	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 一般歳入	—	—	—	—	—	66,140.6	67,866.8	90,704.9
中央政府	—	—	—	—	—	29,953.1	30,887.6	28,572.3
その他地方政府	—	—	—	—	—	36,187.5	36,979.2	62,132.7
III. 他 の 収 入	—	—	—	—	—	2,392.9	2,348.1	2,236.2
資産収入	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	2,392.9	2,348.1	2,236.2
IV. 積立金からの受入	—	—	—	—	—	—	—	—
E. 失 業	—	—	—	33,815.3	32,818.0	125,778.9	129,730.9	137,986.5
I. 社会保険料拠出	—	—	—	793.1	684.0	85,980.7	87,865.4	87,788.1
1. 事業主拠出	—	—	—	793.1	684.0	45,081.0	45,673.4	45,464.6
実際の社会保険料拠出	—	—	—	—	—	45,081.0	45,673.4	45,464.6
内民間事業主	—	—	—	—	—	39,709.0	40,325.8	40,107.7
内政府事業主	—	—	—	—	—	5,372.0	5,347.6	5,356.8
インビュートド拠出	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 被保険者からの拠出	—	—	—	—	—	40,899.7	42,192.1	42,323.6
内被用者	—	—	—	—	—	40,539.7	41,842.1	41,793.6
内自営業者	—	—	—	—	—	—	—	—
内年金生活者	—	—	—	—	—	—	—	—
内その他の人	—	—	—	—	—	360.0	350.0	530.0
II. 税	—	—	—	30,500.2	29,427.0	39,080.1	40,238.0	48,319.3

区 分	日 本			アメリカ合衆国		ドイツ		
	1994年度	1995	1996	1994年	1995	1994年度	1995	1996
1. 目的税	—	—	—	27,944.6	28,854.0	—	—	—
中央政府	—	—	—	—	—	—	—	—
その他地方政府	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 一般歳入	—	—	—	2,555.6	573.0	39,080.1	40,238.0	48,319.3
中央政府	—	—	—	—	—	38,161.6	39,344.6	47,475.3
その他地方政府	—	—	—	—	—	918.6	893.4	844.0
III. 他 の 収 入	—	—	—	2,522.0	2,707.0	718.1	1,627.5	1,879.0
資産収入	—	—	—	2,522.0	2,707.0	133.4	118.7	87.2
そ の 他	—	—	—	—	—	584.7	1,508.7	1,791.8
IV. 積立金からの受入	—	—	—	—	—	—	—	—
F. 住宅・生活保護その他	—	—	—	220,125.7	234,839.0	58,545.9	60,610.7	59,758.8
I. 税	—	—	—	220,125.7	234,839.0	58,545.9	60,610.7	59,758.8
1. 目的税	—	—	—	—	—	—	—	—
中央政府	—	—	—	—	—	—	—	—
その他地方政府	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 一般歳入	—	—	—	220,125.7	234,839.0	58,545.9	60,610.7	59,758.8
中央政府	—	—	—	—	—	4,357.0	4,489.0	4,616.0
その他地方政府	—	—	—	—	—	54,188.9	56,121.7	55,142.8

- (注) 1 アメリカ
- (1) 老齢・障害・遺族：「事業主拠出」は、老齢遺族年金保険、鉄道従業者退職年金保険、公務員退職年金保険、障害年金保険、鉄道従業者一時障害年金保険、公務員一時障害年金保険  
「被保険者からの拠出」は、老齢遺族年金保険、鉄道従業者退職年金保険、公務員退職年金保険、障害年金保険  
「目的税」は、老齢遺族年金保険、鉄道従業者退職年金保険、障害年金保険  
「一般歳入」は、老齢遺族年金保険、鉄道従業者退職年金保険、公務員退職年金保険、退役軍人年金および補償、障害年金保険  
「他の収入および資産収入」は、老齢遺族年金保険、鉄道従業者退職年金保険、公務員退職年金保険、障害年金保険
  - (2) 労働災害：「事業主拠出」は、労働災害補償保険
  - (3) 保健医療：「事業主拠出」は、メディケイド  
「被保険者からの拠出」は、メディケア、補足的医療保険  
「一般歳入」は、メディケア、補足的医療保険、公衆衛生、退役軍人医療保険  
「資産収入」は、メディケア、補足的医療保険  
「その他」は、メディケア、補足的医療保険のその他の収入
  - (4) 失業：「事業主拠出」は、失業保険、鉄道従業者失業保険  
「目的税」「一般歳入」「資産収入」は、失業保険
  - (5) 住宅・生活保護その他：「一般歳入」は、公的扶助、住宅にかかる収入
- 2 スウェーデンの財源のデータはなし。

資料：Cost of Social Security 1990-1996, ILO



区 分	日 本			アメリカ合衆国	
	1994年度	1995	1996	1994年	1995
一括給付金	5,791	7,519	7,395	—	—
遺族給付金	—	—	—	—	—
その他の現金給付	95,772	94,937	86,165	—	—
埋葬補助給付	—	—	—	—	—
現物給付	1,388	1,518	1,290	—	—
埋葬費	—	—	—	—	—
その他の	1,388	1,516	1,290	—	—
III. 障害	1,589,992	1,665,069	1,690,594	39,860.9	43,213.2
現金給付	1,432,347	1,495,257	1,515,023	39,808.8	43,170.0
障害年金	1,431,278	1,495,324	1,513,084	39,808.8	43,170.0
家族や扶養者対象の付加給付	—	—	—	—	—
軽度障害年金	—	—	—	—	—
家族や扶養者対象の付加給付	—	—	—	—	—
早期退職年金	—	—	—	—	—
家族や扶養者対象の付加給付	—	—	—	—	—
一括給付金	—	—	4	—	—
障害給付金	252	362	379	—	—
その他の現金給付	—	—	—	—	—
現物給付	157,645	167,812	175,570	52.1	43.2
IV. 労働災害	1,028,321	1,049,765	1,066,317	44,626.0	43,450.0
被保険者に対する現金給付	510,042	513,592	517,501	27,426.0	26,750.0
短期現金給付	206,692	205,848	205,645	—	—
家族や扶養者対象の付加給付	—	—	—	—	—
長期現金給付（年金）	231,942	235,488	239,444	—	—
家族や扶養者対象の付加給付	1,610	1,794	1,943	—	—
その他の現金給付	71,408	72,256	72,412	—	—
遺族に対する現金給付	233,773	246,315	250,393	—	—
定期的給付	208,949	218,499	226,138	—	—
家族や扶養者対象の付加給付	147	77	132	—	—
その他の現金給付	24,824	27,816	24,255	—	—
現物給付	284,506	289,858	298,423	17,200.0	16,700.0
医療の現物給付	283,171	288,462	296,963	—	—
その他の現物給付	1,335	1,396	1,461	—	—
V. 保健医療	23,526,498	24,756,221	25,876,800	255,218.6	277,359.0
現金給付	929,033	975,186	981,412	—	—
疾病給付	292,508	301,199	301,738	—	—
家族や扶養者対象の付加給付	—	—	—	—	—
出産給付	422,390	475,252	459,399	—	—
家族や扶養者対象の付加給付	205,594	220,368	223,166	—	—
その他の現金給付	214,134	198,735	220,276	—	—
現物給付（保健）	22,597,466	23,781,035	24,895,388	255,218.6	277,359.0
入院患者に対する現物給付	—	—	—	—	—
外来患者に対する現物給付	—	—	—	—	—
診療	—	—	—	—	—
薬	—	—	—	—	—
その他の現物給付	8,080	10,160	13,495	—	—
VI. 家族	1,570,123	1,661,616	1,902,074	—	—
現金給付	493,337	543,869	570,833	—	—
定期的現金給付	493,337	543,869	570,833	—	—
その他の現金給付	—	—	—	—	—
現物給付	1,076,787	1,117,747	1,331,241	—	—
VII. 失業	1,903,685	2,195,234	2,187,333	29,981.8	21,772.0
現金給付	1,903,685	2,195,234	2,187,333	29,981.8	21,772.0
正規失業者手当	1,588,097	1,740,437	1,802,399	29,981.8	21,772.0

	ドイツ			スウェーデン		
	1994年度	1995	1996	1994年度	1995	1996
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
1,205.5	1,251.2	1,239.3	—	—	—	
468.9	487.7	506.3	—	—	—	
10.0	10.0	10.0	—	—	—	
10.0	10.0	10.0	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	
42,448.3	48,081.3	55,854.8	65,266.0	71,357.0	69,541.0	
32,998.0	37,699.3	39,435.1	47,861.0	48,001.0	46,380.0	
30,530.7	32,802.1	33,791.0	43,459.0	43,538.0	42,739.0	
—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	
2,467.3	4,897.2	5,644.1	4,402.0	4,463.0	3,641.0	
9,450.3	10,382.0	16,419.7	17,405.0	23,356.0	23,161.0	
15,712.3	16,110.0	16,269.4	—	—	—	
10,429.9	10,618.1	10,815.0	—	—	—	
1,149.8	1,155.8	1,173.1	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	
8,483.5	8,656.1	8,776.8	—	—	—	
190.1	194.6	198.5	—	—	—	
606.5	611.6	666.7	—	—	—	
1,536.2	1,550.2	1,549.8	—	—	—	
1,478.6	1,492.0	1,491.1	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	
57.6	58.2	58.7	—	—	—	
3,746.3	3,941.7	3,904.7	—	—	—	
3,394.3	3,541.7	3,472.1	—	—	—	
352.0	400.0	432.5	—	—	—	
276,429.4	293,632.6	298,477.2	121,848.0	125,732.0	127,907.0	
66,411.0	73,546.9	70,319.2	29,587.0	28,702.0	25,110.0	
60,898.6	67,913.6	64,658.4	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	
3,875.5	4,019.3	4,022.4	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	
1,636.8	1,614.1	1,638.4	—	—	—	
210,018.5	220,085.7	228,158.0	92,261.0	97,030.0	102,797.0	
85,253.4	89,466.7	90,802.0	45,742.0	48,710.0	49,974.0	
116,773.7	124,518.1	131,960.4	44,434.0	46,394.0	51,017.0	
—	—	—	33,400.0	33,986.0	37,500.0	
31,039.3	33,421.3	35,558.1	11,034.0	12,408.0	13,517.0	
7,991.4	6,100.9	5,395.5	2,085.0	1,926.0	1,806.0	
66,430.4	68,009.8	91,381.2	67,747.0	65,876.0	61,273.0	
39,863.8	40,847.0	64,108.0	37,933.0	35,168.0	29,607.0	
39,863.8	40,847.0	64,108.0	37,911.0	35,144.0	29,583.0	
—	—	—	22.0	24.0	24.0	
26,566.5	27,162.9	27,273.2	29,814.0	30,708.0	31,666.0	
87,877.2	84,696.4	90,141.1	66,378.0	64,606.0	59,679.0	
77,169.4	73,298.1	77,562.0	57,407.0	54,610.0	51,593.0	
44,942.6	43,053.5	48,947.0	40,347.0	40,564.0	37,565.0	

区 分	日 本			アメリカ合衆国	
	1994年度	1995	1996	1994年	1995
家族や扶養者対象の付加給付	—	—	—	—	—
特別失業手当	123,886	159,022	198,053	—	—
家族や扶養者対象の付加給付	—	—	—	—	—
退職/余剰手当	—	—	—	—	—
その他の現金給付	191,702	295,776	186,881	—	—
現物給付	—	—	—	—	—
求職サービス	—	—	—	—	—
訓練	—	—	—	—	—
その他の現物給付	—	—	—	—	—
VIII. 住宅	120,651	127,512	134,822	24,724.4	28,136.0
現金給付	120,651	127,512	134,822	—	—
家賃補助金	120,651	127,512	134,822	—	—
現物給付	—	—	—	—	—
家賃補助	—	—	—	—	—
家主補助金	—	—	—	—	—
その他の現金給付	—	—	—	—	—
IX. 生活保護その他	671,271	619,050	547,230	182,871.7	194,301.0
現金給付	530,713	539,376	532,930	54,662.6	52,319.0
定期的現金給付	506,608	516,065	529,865	—	—
その他の現金給付	24,105	23,311	3,065	—	—
現物給付	140,558	79,674	14,300	128,209.1	141,982.0
B. 管理費	1,159,464	1,215,436	1,252,846	35,995.3	25,674.8
高齢	—	—	—	14,637.6	4,297.3
遺族	—	—	—	—	—
障害	—	—	—	1,222.9	1,281.1
労働災害	—	—	—	1,394.0	1,360.0
保健医療	—	—	—	2,996.6	3,019.4
家族	—	—	—	—	—
失業	—	—	—	3,214.6	3,315.0
住宅	—	—	—	—	—
生活保護その他	—	—	—	12,529.6	12,402.0
C. その他支出	—	—	—	—	—
D. 積立金への繰入	—	—	—	3,920.4	4,478.0
法律上定められた移転	—	—	—	3,920.4	4,478.0

- (注)1 アメリカ(集計期間は各年10月1日～9月30日である)
- 高齢: 遺族給付を含む。「現金給付」は、老齢保険、遺族年金保険、鉄道従業員退職年金、公務員退職年金、退役軍人年金、補償などの制度における給付
  - 障害: 「現金給付」は、障害年金保険、鉄道従業員一時障害年金保険、公務員一時障害年金「現物給付」は、一時障害年金保険
  - 労働災害: 労働補償保険制度
  - 保健医療: 「現物給付」は、メディケア、補足的医療保険、公衆衛生、退役軍人の入院及び治療給付
  - 家族: 該当無し
  - 失業: 「現金給付」は、失業保険、鉄道従業者失業保険
  - 住宅: 公共住宅及びその関連の住宅政策
  - 生活保護その他: 「現金給付」は、生活扶助の有期限手当「現物給付」は、メディケイド、福祉サービス給付

1994年度	ドイツ			スウェーデン		
	1995	1996	1994年度	1995	1996	
—	—	—	—	—	—	
—	—	—	77.0	45.0	—	
—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	
32,226.8	30,244.6	28,615.0	16,983.0	14,001.0	14,028.0	
10,707.8	11,398.4	12,579.1	8,971.0	9,996.0	8,086.0	
92.3	110.2	126.2	78.0	205.0	232.0	
6,717.5	7,192.2	8,002.1	8,886.0	9,771.0	7,854.0	
3,898.1	4,096.0	4,450.8	7.0	20.0	—	
5,716.0	5,756.0	6,146.0	19,839.0	19,825.0	18,441.0	
—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	
5,716.0	5,756.0	6,146.0	19,839.0	19,825.0	18,441.0	
5,044.0	5,149.0	5,508.2	—	—	—	
672.0	607.0	637.8	—	—	—	
—	—	—	19,839.0	19,825.0	18,441.0	
48,319.0	50,152.6	48,927.1	17,917.0	17,790.0	18,251.0	
28,959.6	30,543.2	31,813.9	11,070.0	11,228.0	12,208.0	
26,415.7	27,696.5	28,864.6	11,070.0	11,228.0	12,208.0	
2,543.9	2,846.8	2,949.2	—	—	—	
19,359.3	19,609.4	17,113.2	6,847.0	6,562.0	6,043.0	
34,679.4	36,187.8	37,073.5	—	—	—	
5,288.7	6,337.0	6,361.3	—	—	—	
1,879.2	2,122.6	2,052.3	—	—	—	
851.2	1,050.3	1,161.8	—	—	—	
2,124.5	2,202.6	2,208.0	—	—	—	
12,028.9	11,769.8	12,471.3	—	—	—	
2,696.3	2,875.0	2,233.7	—	—	—	
6,570.6	6,485.4	7,310.4	—	—	—	
475.0	464.1	493.5	—	—	—	
2,765.0	2,881.0	2,781.2	—	—	—	
2,307.4	2,505.2	2,638.1	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	

- スウェーデン
    - 障害: 労働災害給付を含む。
  - ドイツ
    - 高齢、遺族、障害: 社会保険拠出が移転されている事実に加え、それぞれ互いに影響
    - 遺族: 寡夫(寡婦)年金保険、遺児年金
    - 保健医療: 様々な迂回した拠出
    - 生活保護その他: 社会援護のもとに束ねられている
    - 失業: 早期退職年金は、「高齢」を含む
    - 管理費: 「高齢」「遺族」「障害」は、給付拠出の割合で按分
- 資料: Cost of Social Security 1990-1996, ILO

第360表 OECD社会支出（公的+義務化されている私的社会支出）の推移

(単位 百万各国通貨)

区分	1980年	1985	1990	1991	1992	1993
オーストラリア	16,482	33,455	56,615	62,628	70,044	75,045
オーストリア	17,712	25,316	33,542	36,369	39,533	43,271
ベルギー	22,167	33,678	43,966	47,316	51,093	55,391
カナダ	46,037	84,677	124,902	143,352	151,567	156,989
チェコ共和国	—	—	106,657	138,248	157,553	195,746
デンマーク	112,130	176,685	245,835	262,375	276,393	295,010
フィンランド	6,079	13,033	21,801	25,124	27,788	28,297
フランス	92,879	193,617	268,521	285,743	304,436	324,770
ドイツ	190,809	240,269	310,885	397,051	452,100	471,819
ギリシャ	701	2,978	8,172	9,695	11,277	13,294
ハンガリー	—	—	—	—	—	—
アイスランド	—	—	64,815	73,217	75,651	79,587
アイルランド	2,185	5,407	6,772	7,333	8,154	8,782
イタリア	38,197	93,385	169,264	188,249	206,144	213,754
日本	25,497,249	36,863,148	51,006,652	54,403,044	58,027,283	61,753,991
韓国	—	—	7,536,724	8,643,049	10,706,276	12,367,933
ルクセンブルク	890	1,343	2,007	2,273	2,442	2,739
メキシコ	—	887	28,368	41,139	51,851	61,778
オランダ	43,945	54,970	68,249	72,034	76,356	79,027
ニュージーランド	4,038	8,359	16,028	16,272	16,694	16,627
ノルウェー	57,052	106,503	187,786	207,288	220,777	230,005
ポーランド	—	—	9,073	18,619	31,392	41,508
ポルトガル	830	2,389	7,187	8,825	10,417	12,066
スロバキア共和国	—	—	—	—	—	—
スペイン	15,141	31,905	61,067	69,645	79,128	85,772
スウェーデン	158,138	269,551	437,549	496,600	540,435	575,471
スイス	28,980	41,270	58,526	66,251	74,833	82,570
トルコ	226,641	1,476,692	30,010,338	51,438,978	93,216,509	164,137,547
イギリス	42,942	77,146	111,851	126,748	144,778	156,324
アメリカ	369,827	549,020	792,332	885,718	972,586	1,034,967

資料：OECD SOCX 2004ed

1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
77,848	95,162	101,154	105,807	111,326	115,840	130,552	134,636
46,701	47,495	49,134	48,892	50,490	53,209	55,448	57,013
56,896	56,753	59,096	59,648	61,838	64,138	66,179	69,105
158,033	157,855	157,111	160,397	168,355	172,783	185,093	200,745
227,182	260,801	294,823	330,939	359,507	376,748	403,239	437,049
322,706	332,311	340,762	346,349	351,997	364,452	373,651	390,620
29,197	29,775	30,644	30,831	30,951	31,471	32,057	33,704
334,555	345,490	356,061	368,049	378,166	391,780	402,397	419,854
492,603	522,869	540,567	539,756	550,998	567,115	578,264	596,623
15,087	17,084	19,386	21,479	24,106	26,563	28,689	31,891
—	—	—	—	—	2,372,151	2,639,470	2,980,553
84,781	89,745	94,996	101,721	113,487	127,520	139,538	158,391
9,298	10,187	10,554	11,287	12,061	12,723	14,013	15,779
222,686	229,181	246,824	264,618	272,918	284,007	298,573	315,319
65,513,681	69,099,837	71,844,285	73,537,768	76,634,994	79,476,278	85,166,888	88,345,199
15,076,431	18,959,851	22,000,645	29,085,574	48,141,579	47,167,329	47,647,969	48,001,615
2,926	3,146	3,324	3,503	3,694	4,038	4,258	4,583
77,321	148,167	203,271	280,100	338,746	415,256	543,134	689,371
79,751	79,157	79,158	82,610	84,357	87,159	90,536	96,323
16,943	17,493	18,274	19,926	20,439	20,926	21,861	22,594
238,799	252,279	267,957	279,691	304,196	333,086	356,548	385,149
57,262	76,225	96,465	114,438	126,794	142,115	156,487	172,939
13,268	14,860	16,781	17,901	19,717	21,807	24,188	26,509
—	113,999	124,860	136,279	151,685	163,997	172,933	183,290
89,266	93,641	100,151	103,471	107,143	112,699	121,389	127,878
588,240	589,610	594,783	592,423	608,888	631,951	639,940	668,694
85,023	88,959	93,557	98,737	100,737	103,748	105,437	111,886
305,156,056	583,761,511	1,428,805,060	3,113,868,438	5,804,819,401	10,220,355,686	16,447,494,379	23,553,990,394
162,534	170,025	179,466	184,590	190,953	198,939	213,500	224,982
1,096,835	1,154,013	1,200,199	1,244,817	1,280,912	1,330,381	1,408,371	1,510,161



第361表 OECD社会支出（公的+義務化されている私的社会支出）の対GDP比率の推移

(単位 %)

区分	1980年	1985	1990	1991	1992	1993
オーストラリア	11.3	13.5	14.2	15.4	16.4	16.8
オーストリア	23.7	25.1	25.1	25.4	26.0	27.6
ベルギー	25.1	27.6	26.9	27.7	28.4	29.9
カナダ	14.3	17.4	18.6	21.1	21.8	21.6
チェコ共和国	—	—	17.0	18.3	18.7	19.2
デンマーク	29.1	27.9	29.8	30.6	31.1	32.8
フィンランド	18.5	23.0	24.8	29.9	33.9	34.1
フランス	21.1	26.6	26.6	27.2	28.0	29.5
ドイツ	24.9	25.2	24.4	26.4	28.0	28.5
ギリシヤ	11.5	17.9	20.9	20.1	20.2	21.1
ハンガリー	—	—	—	—	—	—
アイスランド	—	—	17.8	18.6	19.2	19.6
アイルランド	17.0	22.1	18.6	19.5	20.4	20.3
イタリア	19.2	22.2	24.8	25.3	26.3	26.5
日本	10.3	11.2	11.4	11.5	12.0	12.7
韓国	—	—	4.2	4.0	4.4	4.5
ルクセンブルク	23.5	23.0	21.9	22.4	22.8	23.1
メキシコ	—	1.8	3.8	4.3	4.6	4.9
オランダ	27.3	27.6	28.0	28.1	28.7	28.9
ニュージーランド	17.2	18.1	21.9	22.3	22.2	20.4
ノルウェー	18.1	19.5	25.8	26.9	27.9	27.7
ポーランド	—	—	15.5	22.1	26.2	25.6
ポルトガル	11.1	11.4	14.1	15.1	15.8	17.4
スロバキア共和国	—	—	—	—	—	—
スペイン	15.9	18.2	19.5	20.3	21.4	22.5
スウェーデン	28.8	30.0	30.8	32.4	35.3	37.3
スイス	16.1	17.4	18.4	19.9	21.9	23.6
トルコ	4.3	4.2	7.6	8.2	8.5	8.3
英国	18.2	21.3	19.8	21.4	23.4	24.0
アメリカ	13.6	13.4	14.0	15.0	15.7	15.9
OECD 21カ国平均	18.0	20.0	20.8	21.9	23.0	23.6

資料：OECD SOCX 2004ed

1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
16.5	18.9	19.1	18.9	18.8	18.4	19.5	18.9
28.2	27.6	27.6	26.8	26.5	27.0	26.8	26.8
29.2	28.1	28.6	27.5	27.5	27.2	26.7	27.2
20.6	19.6	18.8	18.3	18.4	17.4	17.3	18.2
19.2	18.9	18.8	19.7	19.5	19.8	20.3	20.1
33.4	32.9	32.1	31.0	30.5	30.2	29.2	29.5
33.2	31.3	31.1	28.8	26.6	26.2	24.6	24.9
29.3	29.2	29.4	29.4	29.0	28.9	28.3	28.5
28.4	29.0	29.5	28.8	28.6	28.7	28.5	28.8
21.2	21.4	22.1	22.1	22.8	23.6	23.6	24.3
—	—	—	—	—	20.8	20.0	20.1
19.7	20.3	20.0	19.8	19.9	20.9	21.1	21.3
20.0	19.4	18.2	16.8	15.6	14.2	13.6	13.8
26.1	24.8	25.1	25.8	25.4	25.6	25.6	25.8
13.3	13.8	14.0	14.1	14.9	15.6	16.6	17.5
4.7	5.0	5.3	6.4	10.8	9.8	9.1	8.7
23.0	23.8	23.9	22.6	21.7	21.5	20.0	20.8
5.4	8.1	8.0	8.8	8.8	9.0	9.9	11.8
27.7	26.2	25.1	24.8	23.8	23.3	22.5	22.4
19.4	18.9	18.8	19.8	20.0	19.5	19.2	18.5
27.3	26.9	26.1	25.2	26.9	27.0	24.3	25.2
24.4	23.8	23.9	23.3	22.0	22.2	21.9	23.0
17.7	18.4	19.5	19.2	19.5	20.2	20.9	21.5
—	19.8	19.6	19.1	19.4	19.4	18.5	18.2
22.0	21.4	21.6	20.9	20.3	19.9	19.9	19.6
35.7	33.3	32.8	31.4	30.9	30.4	29.2	29.5
23.8	24.5	25.6	26.6	26.5	26.7	26.0	27.0
7.9	7.5	9.7	10.8	11.1	13.2	13.2	13.2
23.5	23.3	23.2	22.4	21.9	21.7	22.2	22.4
15.9	15.9	15.7	15.3	14.9	14.6	14.6	15.2
23.2	22.9	23.0	22.6	22.3	22.2	22.0	22.3

第362表 イギリスの社会保障概況

(i) 国民保険の適用状況

(単位 万人)

区 分	1985年度	1990	1995	2000	2001
被 保 険 者 総 数	2,401	2,561	2,457	2,811	2,835
被 用 者	2,185	2,311	2,199	2,546	2,562
付 加 年 金 適 用 者	1,088	1,254	1,296	1,606	1,627
付 加 年 金 適 用 除 外 者	833	842	726	760	757
同年度に付加年金の適用者でも適用除外者でもあった者	114	142	143	166	167
減額保険料適用被用者(既婚婦人、寡婦)	150	73	34	14	11
自 営 業 者	173	206	208	205	210
同年度に被用者でも自営業者でもあった者	26	32	33	48	53
無 業 者 等	10	9	17	13	11

(注) 1 各年度は4月6日に始まり、翌年4月5日に終わる1年。その間に被保険者であった者の数を示す。同年度に被用者か自営業者であり、かつ無業者としても加入していたことのある者は、無業者の項ではなく、被用者か自営業者の項に含めている。  
2 Annual Abstract of Statistics, 2004 Edition による。

(ii) 社会保障給付受給者数

(単位 千人)

区 分	1985年	1990	1995	2000	2003
求 職 者 手 当 金	901	331.4	426.5	972.7	832.3
労 働 不 能 給 付	1,098	1,312.3	1,894.1	1,504.3	1,506.5
付 添 手 当 金	—	871.0	1,109.0	1,249.6	1,340.7
障 害 者 生 活 手 当 金	—	615.0	1,579.0	2,130.5	2,497.6
保 護 者 手 当 金	3.2	1.8	2.1	2.5	2.6
寡 婦 給 付	398	365.2	323.1	261.0	196.1
退 職 年 金	9,732	10,179.6	10,505.9	10,967.4	11,242.5
老 人 年 金	39	36.0	31.0	23.4	23.5
労 災 障 害 年 金	191	196.3	235.2	280.8	200.3
児 童 給 付	7,034	6,732.0	6,996.0	7,340.0	7,342.0
世 帯 給 付	214	315.0	608.0	1,167.8	1,377.3
所 得 補 助	4,771	4,376.0	5,670.2	3,810.5	3,982.2
住 宅 給 付	—	3,995.3	4,734.4	4,033.5	3,796.4
戦 争 年 金	291	248.0	315.4	295.7	260.7

(注) 1 求職者手当金は、1997年より始まり、それまでの失業給付と失業扶助はこれに一本化された。従って、国民保険の失業給付だけを示す1996年までの数値より大きくなっている。他方、所得補助の受給者は、失業者が求職者手当に移ったことにより、1997年以降に大きく減少している。労働不能給付は1995年4月より支給された。1995年までの数値は、疾病・障害給付の数値である。障害者生活手当金の1990年の数値は、移動手当金受給者である。1985年は不明。世帯給付と所得補助は、1988年4月以降実施された。それ以前は、世帯所得補足と補足給付の数値である。世帯給付は、1999年10月より常勤有子世帯給付に変わっている。児童給付は、受給世帯数である。労災障害年金受給者の計算方法は2003年より変更されている。  
2 Annual Abstract of Statistics, 2004 Edition による。

(iii) 社会保障費用

(単位 100万ポンド)

区 分	1985年度	1990	1999	2000	2001
社 会 保 障	42,665	58,131	96,969	99,492	105,798
国 民 保 険	23,173	31,323	47,043	48,282	52,486
退 職 年 金	16,837	22,725	37,918	39,361	43,222
年金受給者への一時金	105	114	123	128	134
寡婦給付・保護者手当金	801	893	990	982	1,113
失業給付	1,589	892	—	—	—
求職者手当金	—	—	462	435	441
疾病給付	276	222	—	—	—
障害給付	2,349	4,544	—	—	—
労働不能給付	—	—	6,897	6,677	6,836
出産給付	164	35	40	52	56
死亡一時金	18	—	—	—	—
労働災害給付	465	588	—	—	—
法定傷病手当金	561	966	28	36	32
法定出産手当金	—	344	585	611	652
社 会 基 金	—	123	920	1,957	1,859
戦 争 年 金	563	688	1,254	1,201	1,182
児 童 給 付	4,770	5,067	8,212	8,528	8,685
世 帯 給 付	142	466	1,927	—	—
出 産 一 時 金	17	—	—	—	—
所 得 補 助	7,813	9,106	12,227	13,076	14,222
そ の 他 の 無 抛 出 給 付	4,452	8,152	21,649	22,512	23,378
老 人 年 金	41	38	28	28	27
年金受給者への一時金	7	8	17	17	17
付 添 手 当 金	686	1,698	2,834	2,957	3,121
障 害 者 介 護 手 当 金	13	229	814	849	924
障 害 者 移 動 手 当 金	422	895	—	—	—
障 害 者 生 活 手 当 金	—	—	5,653	6,021	6,567
障 害 者 就 労 手 当 金	—	—	40	—	—
重 度 障 害 手 当 金	266	407	1,016	1,024	1,034
労 働 災 害 給 付	—	142	—	—	—
住 宅 給 付	3,017	4,735	11,247	11,616	11,688
事 務 費	1,735	3,206	3,737	3,936	3,986
国 民 保 健 サ ー ビ ス	16,343	26,063	49,081	53,786	61,416
病 院 ・ 家 庭 医 等 サ ー ビ ス	16,407	26,255	48,275	52,599	59,355
患 者 負 担	△ 489	△ 1,198	△ 1,026	△ 1,068	△ 1,205
中 央 政 府 事 務 費	142	268	231	324	366
そ の 他 の サ ー ビ ス	283	738	1,601	1,931	2,900
社 会 福 祉 サ ー ビ ス	3,092	5,185	11,613	12,454	13,331
合 計	62,100	89,379	157,663	165,732	180,545
対 国 内 総 生 産 比 ( % )	17.4	16.1	17.5	17.4	18.2

(注) 1 国民保健サービス、社会福祉サービスの資本支出は除いている。対国内総生産比は暦年値である。1988年より、世帯所得補足は世帯給付に、補足給付は所得補助に変わっている。1993年より、付添手当金と移動手当金は障害者生活手当金に変わっている。1995年より、疾病給付と障害給付に変わって労働不能給付が支払われている。1997年より、失業給付は求職者手当金に変わっている。1999年より、世帯給付は常勤有子世帯給付に変わっている。  
2 Annual Abstract of Statistics, 2004 Edition による。  
資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第363表 フランスの社会保障概況

(i) 社会保障適用諸率

区 分	1980年	1985	1990	1995	1996
総 人 口 千人	53,731	55,157	56,577	58,020	58,258
被用者(商・工・サービス業) 千人	...	...	14,920	15,038	15,346
失 業 率 %	...	10.2	8.9	11.6	12.3
老 齡 補 足 手 当 受 給 者 数 千人	...	1,539.5	1,212.9	989.0	943.0
老 齡 扶 助 受 給 者 数(国費分) 人	12,330	...	6,500	1,010	...
〃 (県費分) 人	163,140	...	143,800	137,490	...
家 族 給 付 受 給 者 数(世帯数) 千世帯	5,701	5,890	5,848	5,854	5,836
〃 (児童数) 千人	12,588	12,446	12,406	12,296	12,349

(注) INSEE, *Annuaire statistique de la France*.  
CNAMTS, Validation. CNAF, CAF. その他 による。

(ii) 給付部門別社会保障給付費

(単位 100万フラン)

区 分	1985年	1990	1993	1994	1995	1996
合 計	1,127,439	1,504,777	1,811,251	1,864,538	1,931,266	1,998,012
疾 病 給 付	201,277	282,453	336,532	344,932	356,938	371,283
障 害 給 付	77,006	105,107	119,683	123,846	131,283	137,040
労 災・職 業 病 補 償	30,572	35,845	36,888	36,777	36,441	36,967
老 齡 給 付	481,005	645,103	761,350	787,870	820,685	853,681
遺 族 給 付	102,421	116,966	135,787	138,319	144,273	148,902
出 産 給 付	16,420	19,132	20,854	21,314	22,314	22,256
家 族 給 付	141,150	177,281	211,564	219,448	228,309	234,634
雇 用・失 業 補 償	74,426	109,052	167,312	167,842	163,369	164,554
そ の 他	3,162	13,588	21,281	24,190	27,654	28,695

(注) INSEE, *Annuaire statistique de la France*. による。

(iii) 一般制度社会保障機関別収支状況

(単位 100万フラン、%)

区 分	1997年		1998		1999		2000	
	対前年度比		対前年度比		対前年度比		対前年度比	
(1) 疾 病 保 険 金 庫								
(a) 疾 病 給 付 部 門								
収 入	558,795	6.0	577,411	3.3	602,028	4.3	630,705	4.8
支 出	573,210	1.8	593,336	3.5	614,137	3.5	634,428	3.3
収 支 差	△ 14,415		△ 15,925		△ 12,110		△ 3,723	
(b) 労 災・職 業 病 補 償 部 門								
収 入	44,171	1.6	45,723	3.5	46,599	1.9	47,916	2.8
支 出	48,897	1.4	44,153	0.6	46,155	4.5	27,267	2.4
収 支 差	274		1,570		444		648	
(2) 老 齡 保 険 金 庫								
収 入	366,314	4.4	385,386	5.2	404,700	5.0	416,019	2.8
支 出	371,480	3.5	385,610	3.8	400,304	3.8	409,505	2.3
収 支 差	△ 5,166		△ 224		4,396		6,513	
(3) 家 族 手 当 金 庫								
収 入	242,513	6.1	252,543	4.1	269,385	6.7	268,194	△ 0.4
支 出	257,053	7.9	254,446	△ 1.0	266,126	4.6	265,651	△ 0.2
収 支 差	△ 14,540		△ 1,903		3,259		5,982	
(4) 一 般 制 度 計								
収 入	1,211,793	5.4	1,261,063	4.1	1,322,711	4.9	1,362,834	3.0
支 出	1,245,640	3.5	1,777,545	2.6	1,326,723	3.8	1,356,852	2.3
収 支 差	△ 33,847		△ 16,482		△ 4,012		5,982	

(注) 1 1999年、2000年の数値は暫定値である。  
2 疾病給付部門には、障害給付・遺族給付が含まれる。  
3 INSEE, *Annuaire statistique de la France*. による。  
資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第364表 ドイツの社会保障概況

(i) 社会保険の適用状況

(単位 千人)

区 分	1990年度	1995	2000	2001	2002
労働者年金保険					
被保険者総数	16,541	21,542	20,166	...	...
拠出義務者	11,377	16,283	15,567	...	...
その他の者	5,164	5,259	4,599	...	...
職員年金保険					
被保険者総数	16,788	21,583	22,488	...	...
拠出義務者	11,438	15,839	16,685	...	...
その他の者	5,350	5,745	5,803	...	...
鉱山従業員年金保険					
被保険者総数	204	230	...	230	...
農業者老齢扶助					
被保険者総数	506	544	388	360	345
拠出者	427	348	...	...	...
疾病保険					
被保険者総数	37,939	50,702	51,036	50,994	50,970
加入義務者	22,494	30,146	29,206	29,041	28,826
任意加入者	4,435	5,637	6,528	6,639	5,914
年金受給者	11,011	14,883	15,302	15,314	16,230
労災保険					
被保険者総数	41,134	55,055	57,960	58,105	...
失業保険					
被保険者総数	22,442	22,829	...	...	...
拠出者	22,442	22,829	...	...	...
介護保険					
被保険者総数	...	71,901	71,338	70,013	...

(注) 1 労働者年金保険および職員年金保険は4月現在。  
 1995年度の鉱山従業員年金保険は1996年7月1日現在。  
 農業者老齢扶助は各年末現在。  
 疾病保険は年平均、被用者本人のみの数値。このほかに2001年1月現在、家族被保険者(被扶養者)数が1,999万7千人。  
 また1999年4月のマイクロセンサス結果によれば、特別の制度で対応されている者が197万人、無保険者(超富裕層)が15万人(うち旧東独州は2万人)を数える。  
 なお、民間疾病保険の加入者数は90年度661万4千人、95年度694万5千人、2000年度752万2千人、2001年度260万人である。  
 2 Statistisches Jahrbuch 2003, Bundesarbeitsblatt, 9/1997, STATISTISCHES TASCHENBUCH GESUNDHEIT 2000, Monatsstatistik der Krankenversicherung über Mitglieder und Kranke, Januar 2001.  
 Daten Gesundheitswesens, Ausgabe 2001.  
 Die Private Krankenversicherung, Zahlenbericht 2000/2001. による。

(ii) 社会保障費用

(単位 100万マルク)

区 分	1990年度	1995	1997	1998	1999
合 計	568,207	997,854	1,032,115	1,018,596	1,037,019
労働者年金保険	115,182	190,991	202,870	208,574	213,774
年 金	98,128	161,391	172,792	178,089	200,798
リハビリ対策	3,495	5,989	4,948	4,651	4,720
職員年金保険	93,100	180,572	189,151	190,364	193,407
年 金	77,746	137,086	149,236	155,407	176,180
リハビリ対策	2,081	3,770	3,022	3,152	3,119
鉱山従業員年金保険	17,225	26,519	27,484	27,790	28,025
年 金	14,663	22,746	23,645	23,947	26,533
リハビリ対策	89	245	179	152	140
農業者老齢扶助	4,131	5,754	6,106	6,050	6,057
老 齢 扶 助 金	3,481	4,497	...	...	5,146
疾病保険	141,654	262,825	267,930	249,315	256,054
一般・歯科医療	112,472	185,625	193,117	195,696	201,239
薬剤・治療材料					
病院医療	12,721	18,406	14,444	13,784	13,976
現金給付	13,462	25,411	26,239	25,952	25,971
労災保険	7,449	10,714	11,004	11,024	11,070
年金	3,019	5,196	5,297	5,520	5,692
労災予防					
介護保険	...	10,356	30,780	31,045	31,924
雇用促進	49,289	97,103	102,723	98,852	101,104
児童手当	14,619	21,244	428	161	187
公務員等児童手当	9,772	13,042	13,258	13,364	14,314
育児手当	4,597	7,243	7,012	7,156	6,890
戦争犠牲者援護	12,999	14,315	12,688	11,362	10,864
社会扶助	31,782	53,328	50,827	50,137	50,233
青少年扶助	13,686	29,170	29,536	30,940	32,851
負担調整	1,097	620	462	357	314
公衆保健サービス	2,330	3,394	3,081	3,341	...
公務員恩給	43,282	55,967	61,540	63,836	65,050
対国民所得比(%)	30.4	38.2	37.3	36.1	36.1

(注) 1 1990年度までは旧西ドイツ。  
 2 1998年度、99年度の疾病保険はリスク構造調整額を含まない。  
 3 介護保険は1995年1月施行、同4月から在宅介護給付、1996年7月から施設介護給付が実施されている。  
 1999年8月からデイケアおよびナイトケアの給付改善が行われた。  
 4 児童手当について、1996年1月から家族調整給付の枠組みの中で規定されている。  
 5 各制度の費用は他制度への繰入を含むが、合計は各制度間の相互繰入を含まない。  
 6 Statistisches Jahrbuch, 1992-2001. による。  
 資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第365表 アメリカの社会保障概況

(i) 社会保険の適用状況

(単位 100万人)

区 分	1985年	1990	1995	1997
公 的 年 金 制 度	106.6	117.7	...	...
老 齢 ・ 遺 族 ・ 障 害 ・ 健 康 保 険	100.3	110.2	141.0	146.7
鉄 道 従 業 員 退 職 年 金 制 度	0.3	0.3	...	...
公 務 員 等 退 職 年 金 制 度	6.0	7.2	...	...
そ の 他 の 社 会 保 険 制 度				
失 業 保 険	98.2	109.5	113.5	119.4
労 災 補 償 保 険	85.1	96.7	96.1	...
一 時 障 害 保 険	19.8	...	20.2	20.9

- (注) 1 鉄道従業員退職年金制度・公務員等退職年金制度の1995年以降について、1984年から新規採用の鉄道従業員や公務員は老齢・遺族・障害・健康保険に加入することになっているため、これらの特定制度はやがて消滅することになっている。  
 2 労災補償保険の1995年は、1993年度の数値である。1997年は調査中止。  
 3 一時障害保険の1995年は、1993年度の数値である。1997年は1994年度の数値である。  
 4 *Statistical Abstract of the U.S.*, 1989, 1993, 1996.  
*Annual Statistical Supplement, 1999 to the Social Security Bulletin.* による。

(ii) 社会保障費用

(単位 100万ドル)

区 分	1980年度	1985	1990	1994	1995
合 計	492,713.7	732,570.1	1,048,950.8	1,435,714.3	1,505,136.4
社 会 保 険	229,754.4	369,595.2	513,821.8	683,778.7	705,488.3
老 齢 ・ 遺 族 ・ 障 害 ・ 健 康 保 険	152,110.4	257,535.1	355,264.5	477,339.7	496,355.8
健 康 保 険 (メ ディ ケ ア)	34,991.5	71,384.3	109,709.0	161,392.7	164,713.3
鉄 道 従 業 員 退 職 年 金	4,768.7	6,275.6	7,229.9	8,025.2	8,106.2
公 務 員 退 職 年 金	39,490.2	63,044.0	90,391.2	119,253.1	128,001.8
失 業 保 険 ・ 雇 用 事 業	18,326.4	18,343.8	19,973.7	31,251.1	26,302.0
鉄 道 従 業 員 失 業 保 険	155.4	138.4	64.6	53.5	48.4
鉄 道 従 業 員 一 時 障 害 保 険	68.7	50.6	40.3	29.3	30.0
州 一 時 障 害 保 険	1,377.7	1,944.1	3,224.2	3,200.8	3,189.1
労 働 者 災 害 補 償	13,457.2	22,263.6	37,633.4	44,626.0	43,450.0
公 的 援 助	72,703.1	98,361.8	146,811.1	238,025.3	253,530.0
公 的 扶 助	45,064.3	66,170.2	105,093.8	171,755.1	187,219.0
補 足 的 保 障 所 得	8,226.5	11,840.0	17,230.4	30,085.5	30,138.0
食 料 ス タ ン プ	9,083.3	12,512.7	16,254.5	25,273.6	25,319.0
そ の 他 の 公 的 援 助	10,329.0	7,838.9	8,232.4	10,911.1	10,854.0
保 健 及 び 医 療	27,263.0	39,373.0	61,684.0	80,130.0	85,507.0
病 院 及 び 医 療	12,303.0	16,373.0	25,971.0	31,562.0	31,904.0
母 子 保 健	870.0	1,222.0	1,865.0	2,272.0	2,348.0
医 学 調 査 研 究	4,924.0	6,903.0	10,848.0	13,988.0	14,982.0
学 校 保 健	575.0	790.0	1,113.0	1,384.0	1,667.0
そ の 他 の 公 衆 衛 生 活 動	6,931.0	11,919.0	19,354.0	27,685.0	30,808.0
医 療 機 関 整 備	1,660.0	2,166.0	2,533.0	3,239.0	3,798.0
退 役 軍 人 関 係 制 度	21,465.5	27,042.3	30,916.2	37,894.8	39,072.0
年 金 ・ 所 得 補 償	11,306.0	14,333.0	15,792.6	17,481.0	18,070.4
保 健 ・ 医 療	6,203.9	9,493.2	12,004.1	16,231.4	16,654.4
教 育	2,400.7	1,170.8	522.8	1,098.3	1,118.2
生 命 保 険	664.5	795.5	1,037.8	971.5	946.3
福 祉 ・ そ の 他	890.4	1,249.8	1,588.9	2,112.6	2,282.7
教 育	121,049.6	172,047.5	258,331.6	344,091.0	365,625.3
住 宅 関 係	6,879.0	12,598.5	19,468.5	27,032.0	29,361.1
そ の 他 の 社 会 福 祉	13,599.1	13,551.8	17,917.6	24,762.5	26,557.7
職 業 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	1,251.1	1,536.7	2,126.6	2,560.1	2,630.3
施 設 福 祉	482.4	379.6	629.4	783.1	874.0
学 校 給 食	4,852.3	5,308.5	7,165.4	10,099.1	10,653.4
児 童 福 祉	800.0	200.0	252.6	294.6	292.0
特 別 計 画 ・ OEO ・ Action	2,302.7	503.8	169.4	204.4	222.0
そ の 他	3,910.6	5,623.2	7,574.2	10,821.2	11,886.0

- (注) 1 健康保険(メディケア)は、病院保険と補足的医療保険分を再掲。  
 2 病院および医療は、軍人家族の医療を含む。  
 3 母子保健は、障害児へのサービスを含む。  
 4 生命保険は、団体生命保険を除く。  
 5 *Annual Statistical Supplement, 1999 to the Social Security Bulletin.* による。  
 資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第366表 スウェーデンの社会保障概況

(i) 分野別社会保障支出の推移 (国民経済計算ベース)

(単位 100万クローナ)

区分	1997	1998	1999	2000	2001
保健医療	141,797	154,067	168,762	184,626	202,635
うち現金給付	26,507	34,635	42,785	51,511	59,447
うち現金給付以外	115,290	119,432	121,977	133,115	143,188
障害者	70,775	74,137	77,829	80,661	85,980
うち現金給付	46,374	46,679	47,567	48,871	51,113
うち現金給付以外	24,401	27,458	30,262	31,790	34,867
高齢者	228,569	235,202	242,857	246,972	255,478
うち現金給付	179,017	182,710	187,874	189,826	194,925
うち現金給付以外	49,552	52,492	54,983	57,146	60,553
遺族	14,004	14,071	14,388	14,707	14,868
うち現金給付	14,004	14,071	14,388	14,707	14,868
うち現金給付以外	—	—	—	—	—
家庭・児童	63,474	59,036	61,341	61,669	66,456
うち現金給付	28,141	31,100	31,393	33,774	36,731
うち現金給付以外	35,333	27,936	29,948	27,895	29,725
失業	62,241	57,802	52,301	43,262	38,806
うち現金給付	55,722	50,417	44,388	36,533	31,900
うち現金給付以外	6,519	7,385	7,913	6,729	6,906
住宅	15,903	15,356	15,006	13,992	14,401
うち現金給付	—	—	—	—	—
うち現金給付以外	15,903	15,356	15,006	13,992	14,401
その他	17,932	16,876	16,064	15,655	15,254
うち現金給付	12,652	11,738	10,961	10,059	9,355
うち現金給付以外	5,280	5,138	5,103	5,596	5,899
合計	614,695	626,547	648,548	661,544	693,878
対GDP比	32.5	31.7	31.2	30.1	30.6
うち現金給付	362,417	371,350	379,356	385,281	398,339
うち現金給付以外	252,278	255,197	269,192	276,263	295,539
(参考) GDP	1,890,187	1,973,848	2,078,549	2,196,764	2,266,619

(注) 1 昨年までのデータと比較して、付加価値税の取扱い等が変更された。  
 2 SCB, Statistisk Årsbok för Sverige 2004.による。

(ii) 社会保険制度収支

2002年(単位 100万クローナ)

区分	収入				支出		
	保険料	国庫負担	その他	計	給付費	事務費	計
合計	341,978	73,516	△ 80,233	335,261	371,426	9,878	381,124
傷病手当	86,020	15,920	—	101,940	98,734	3,206	101,940
薬剤給付等	—	2,147	—	2,147	1,969	178	2,147
障害手当	—	1,277	—	1,277	1,177	100	1,277
労災手当	13,620	168	—	13,788	7,273	369	7,642
自動車補助	—	249	—	249	212	37	249
介助者手当	—	7,630	2,241	9,871	9,767	104	9,871
高齢年金							
A P 基金	160,553	—	△ 84,542	76,011	151,562	2,081	153,643
国庫	11,898	—	—	11,898	9,665	100	9,765
積立年金制度	20,403	—	—	20,403	1	526	527
遺族年金	16,743	26	—	16,769	14,421	70	14,491
住宅費補助(BTP)	—	10,786	11	10,797	10,514	283	10,797
部分年金	0	186	—	186	182	4	186
両親保険	21,634	131	—	21,765	19,630	799	20,429
児童手当	—	21,127	—	21,127	21,018	109	21,127
住宅手当	—	4,082	—	4,082	3,717	365	4,082
障害児介護手当	—	2,242	—	2,242	2,110	132	2,242
養育費補助	—	2,747	1,956	4,703	4,298	405	4,703
児童養育期間中の年金権	—	3,669	—	3,669	3,669	—	3,669
その他の給付	11,107	383	101	11,591	11,327	264	11,591
その他の事務費	—	746	—	746	—	746	746

(注) RFV, Socialförsäkringsboken 2003.による。  
 資料: 健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

3 医 療

第367表 医療保障制度の国際比較

		日本	ドイツ
制度の種類		社会保険方式	社会保険方式
適用対象		全国民を対象（加入率100%） 健康保険 民間企業の被用者とその家族 共済組合 公務員とその家族 国民健康保険 自営業者、農業従事者等	全国民を対象（ただし、加入義務免除・任意加入有）（加入率90%） 一般疾病保険 年収40,500ユーロ以下の被用者、年金受給者、学生等（上限年収を超える被用者は任意加入） 農業者疾病保険 自営農業従事者等
医療給付		現物給付  患者負担 ・3歳未満 2割 ・3歳～69歳 3割 ・70歳以上 1割	現物給付  患者負担 ・入院時：1日につき9ユーロ ・薬剤：包装の大きさに応じて4ユーロ、4.5ユーロ、5ユーロ ・義歯：費用の35%～50% ・補装具、めがねは一定差額
現金給付		傷病手当金・出産手当金・出産育児一時金・埋葬料	傷病手当金・出産手当金・出産一時金
費用負担	被用者等	政管健保：総報酬の4.1%（2003年） 国保：165,660円（1世帯平均、2001年）	基本賃金の7.15%（2003年上半期平均）
	使用者等	政管健保：総報酬の4.1%（2003年）	被保険者に同じ
	国庫	政管健保：給付費等の13.0%（老人保健拠出金の16.4%） 国保：保険給付費等の50% 共済組合：なし （いずれも2003年）	原則としてなし

（注）上記は基本的な給付内容等について単純化して記述してあることに留意。  
 資料：年金金融研究所「新 財政と社会保障のポイント」

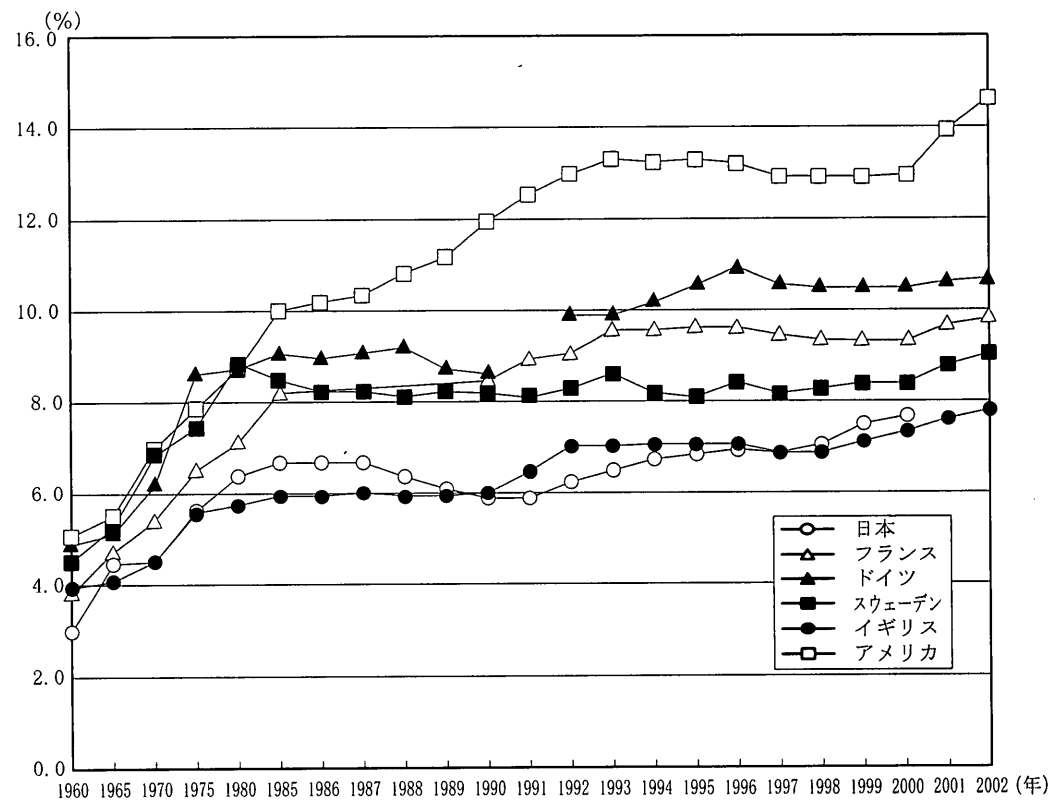
フランス	イギリス	アメリカ
社会保険方式	保健サービス方式	社会保険方式
全国民を対象（加入率99%） 一般制度 民間商工業の被用者、公務員 特別制度 鉱業労働者、船員、国鉄職員等特定業種の被用者 その他の制度 農業従事者、自営業者等	全国民を対象（加入率100%）	全国民対象の公的医療保険制度はない。（加入率約25%） メディケア 65歳以上の者、障害年金受給者、慢性腎臓病患者等、ただし、パートBは任意加入 メディケイド 低所得者等
償還制（制度・給付科目毎に償還率が異なる） （一般制度の例） ・入院時：入院費は80%を償還（30日限度） ・外来：費用の70%を償還 ・薬剤：費用の65%を償還（代替不可能かつ高額な薬剤は100%、軽治療薬は35%、ビタミン剤等は全額負担）	現物給付  患者負担 ・薬剤：処方1件6.10ポンド ・歯科：費用の80% （ただし上限は1件360ポンド）	メディケア・パートA：入院サービス等 患者負担（入院の例）： 60日まで…期間792ドル 61～90日…1日198ドル 91～150日…1日396ドル* 151日～…全額患者負担 （*生涯60日を限度） メディケア・パートB：入院・外来の医師サービス等 患者負担：年間100ドルまでは全額負担、それを超える部分は20% メディケイド：州政府管轄 患者負担：原則としてなし
傷病手当金・出産手当金・育児手当金	傷病手当金・出産手当金（国民保険制度からの給付）	傷病手当金・出産手当金（一部の州において州法に基づき実施）
総報酬の0.75%（一般制度）	なし	メディケア・パートA：報酬の1.45%（自営業者2.9%） メディケア・パートB：月58.70ドル メディケイド：なし
総報酬の12.8%（一般制度）	なし	メディケア・パートA：報酬の1.45% メディケア・パートB：なし メディケイド：なし
原則としてなし	国民保健サービス費用の約78%（国民保険からの拠出金12%）（2001年）	メディケア・パートA：原則としてなし メディケア・パートB：保険料で費用の約25%をカバー（残りは国庫補助） メディケイド：連邦、州にて負担

第368表 医療費の対国内総生産比の国際比較

(単位 %)

区分	日本	フランス	ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ
1960年	3.0	3.8	4.8	4.5	3.9	5.0
1965	4.4	4.7	5.1	5.3	4.1	5.5
1970	4.5	5.4	6.2	6.9	4.5	6.9
1975	5.6	6.5	8.6	7.6	5.5	7.8
1980	6.5	7.1	8.7	9.1	5.6	8.7
1985	6.7	8.2	9.0	8.7	5.9	10.0
1990	5.9	8.6	8.5	8.4	6.0	11.9
1991	6.0	8.8	—	8.2	6.5	12.6
1992	6.2	9.0	9.9	8.3	6.9	13.0
1993	6.5	9.4	9.9	8.6	6.9	13.3
1994	6.7	9.4	10.2	8.2	7.0	13.2
1995	6.8	9.5	10.6	8.1	7.0	13.3
1996	7.0	9.5	10.9	8.4	7.0	13.2
1997	6.9	9.4	10.7	8.2	6.8	13.0
1998	7.2	9.3	10.6	8.3	6.9	13.0
1999	7.4	9.3	10.6	8.4	7.2	13.0
2000	7.6	9.3	10.6	8.4	7.3	13.1
2001	7.8	9.5	10.8	8.8	7.5	13.9
2002	—	9.7	10.9	9.2	7.7	14.6

資料：OECD “HEALTH DATA 2004”, 1st edition



第369表 診療報酬支払方式の国際比較

	アメリカ(メディケア)	イギリス	ドイツ	フランス	日本
診療所開業医	出来高払い制 (診療報酬点数表に基づいて支払う) RBRVS方式 (医師の各医療行為の価値を、当該行為に使用した資源の量に基づき評価し、その結果を点数として表す考え方)	登録人头制(登録患者数に応じて支払う)+基本診療手当(各種加算あり)	総額請負制 (保険医協会に保険診療を一括して請負わせ、その費用を保険者より一括して支払う。個々の医師については、個々の医師ごとに定められた予算の枠内において、医師会より点数表に基づき出来高払いで配分される)	出来高払い制 (毎年、国会で決められた医療費の伸びの枠内で、全国疾病金庫と医師組合が協約(診療報酬)を締結。枠を超えた場合は、次年度の診療報酬減額又は払い戻しが行われる)	出来高払い制 (各診療行為についてそれぞれ評価を行い、評価額の合計額を診療報酬として支払う方式) 一部包括払い制
病院	DRG-PPS方式 (入院患者の診断群分類に従いあらかじめ定まった額を支払う)	NHS病院トラストは保健当局との契約に基づき支払を受ける。 NHS病院トラストの運営は独立採算にて行われる。	入院費用 ・特定の療養について1件当たり包括払制 ・一定の給付について特別報酬 ・1件当たり包括払の対象とならない給付について、1人1日当たり定額の形で支払われる診療科別療養費+基礎療養費の組み合わせ	公的病院 総枠予算制 私的病院 地方疾病保険金庫と各病院の契約により決定された患者1人1日当たり定額のホスピタルフィーと全国協約方式によるドクターフィー	外来 同上 入院 ・療養環境、看護及び医学的管理費用については、入院基本料で患者1人1日当たりの定額払い ・手術料等については、原則として出来高払い ・特定の病棟については、入院基本料と技術料を包括払いするしくみ(特定入院料)

資料：年金金融研究所「新 財政と社会保障のポイント」

第370表 医療供給に関する指標の国際比較 (人口1,000人当たり)

(単位 人、床)

区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
医師数	1.9	2.8	1.8	3.6	3.0	2.9
病床数	16.5	3.6	4.1	9.1	8.2	3.6

(注) 各国とも1995~2000年のうち、最新の数値。

資料：総務省統計局「世界の統計」



4 年 金

第371表 諸外国の公的年金制度の概要

	日 本	アメリカ
制 度 体 系		
適 用	<p>(被用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般被用者は厚生年金保険と国民年金(基礎年金)に強制加入</li> <li>公務員等は共済年金と国民年金(基礎年金)に強制加入</li> <li>(自営業者)</li> <li>国民年金に強制加入</li> <li>(無業の者)</li> <li>国民年金に強制加入(ただし、第3号被保険者と低所得の第1号被保険者は保険料を納付しない)</li> </ul>	<p>(被用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>OASDIに強制加入</li> <li>鉄道労働者は、鉄道退職者制度に強制加入</li> <li>州・地方政府公務員は、州・地方退職制度に強制加入</li> <li>(自営業者)</li> <li>OASDIに強制加入</li> <li>(無業の者)</li> <li>適用なし</li> </ul>
保 険 料 率 (2002年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般被用者 13.58% (労使折半)</li> <li>第1号被保険者は定額 (月あたり13,300円)</li> </ul>	12.4% (被用者は労使折半)
支 給 開 始 年 齢 (2002年)	<p>国民年金(基礎年金): 65歳 厚生年金: 60歳 (男子は2025年までに、女子は2030年までに、65歳引上げ)</p>	65歳 (2027年までに67歳に引上げ)
老 齢 年 金 平 均 受 給 額 (月額) <small>(国によって受給権を得るための最低加入期間に差があるので、この平均額で年金水準を単純に比較することはできない。)</small>	<p>[2002年] 厚生年金全受給者: 174,839円 (原則20年以上厚生年金に加入した受給者についての厚生年金及び基礎年金受給額の平均)</p>	<p>[2001年] 単身: 874ドル (105,317円) 夫婦: 1,320ドル (159,060円) (1ドル=120.5円)</p>
国 庫 負 担	基礎年金給付費の1/3	なし

(注) 1 各国通貨の換算レートは、日本銀行「基準外国為替市場・裁定外国為替相場」より引用。それぞれの調査年の平均レ  
2 スウェーデンについては、新制度の内容を記載。ただし、新制度の給付(2001年開始)は移行段階のため、表中給付資料:厚生労働省「厚生労働白書」

イギリス	ドイツ	スウェーデン
<p>(被用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎年金と付加年金に強制加入</li> <li>一定の要件を満たす職域年金または個人年金に加入する場合には、付加年金への加入を免除される</li> <li>(自営業者)</li> <li>基礎年金に強制加入</li> <li>(無業の者)</li> <li>基礎年金に任意加入</li> </ul>	<p>(被用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働者(ブルーカラー)、職員(ホワイトカラー)はそれぞれ労働者年金、職員年金に強制加入</li> <li>(自営業者)</li> <li>一部(農業者等)は特別制度に強制加入</li> <li>一部(芸術家等)は労働者年金または職員年金に強制加入</li> <li>その他の者は労働者年金または職員年金に任意加入</li> <li>(無業の者)</li> <li>労働者年金または職員年金に任意加入</li> </ul>	<p>(被用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>強制加入</li> <li>(自営業者)</li> <li>強制加入</li> <li>(無業の者)</li> <li>適用なし(保証年金の対象となる)</li> </ul>
<p>被用者: 21.8% (本人10.0%、事業主11.8%) *自営業者は週あたり2.0ポンドの定額と年収4,385ポンドを超えた金額の7.0%</p>	19.1% (被用者は労使折半)	17.21% (被用者は本人7.0%、事業主(老齢)10.21% (将来は労使折半とする予定)) ・その他に遺族年金の保険料1.70%が事業主にかかる(老齢年金とは別制度)
男子65歳、女子60歳(女子は2010年から2020年にかけて65歳に引上げ)	65歳	65歳 ・61歳以降本人が選択。ただし保障年金の支給開始年齢は65歳
<p>[2002年] &lt;基礎年金&gt; 単身: 328ポンド (61,172円) 夫婦: 524ポンド (97,726円) &lt;付加年金&gt; 全受給者: 84ポンド (15,666円) (1ポンド=186.5円)</p>	<p>[2001年] &lt;労働者年金&gt; 全受給者: 1,156マルク (63,580円) &lt;職員年金&gt; 全受給者: 1,572マルク (86,460円) (1マルク=55円)</p>	<p>[2001年] (旧制度) &lt;基礎年金&gt; 全受給者: 2,780クローネ (32,600円) &lt;付加年金&gt; 全受給者: 6,090クローネ (71,300円) (1クローネ=12円)</p>
原則なし ミーンズテスト付給付と保険料の伴わない給付については国庫負担	給付費の約30% (2000年)	保証年金部分

ートによる。  
の欄には旧制度の内容を記載。

5 児童手当

第372表 主要国の児童手当制度

各国の児童手当制度を見るに当たっては、各々の国の人口政策に関する考え方（例えば、フランスの伝統的取組み）、Nは扶養控除がない、フランスはN分N乗制度を採る等）などに留意する必要がある。

国名	日本(2004年現在)	アメリカ(2004年現在)	イギリス(2003年現在)
支給対象児童	第1子から9歳到達後最初の年度末まで(小学校第3学年修了前)		第1子から16歳未満 全日制教育を受けている場合は19歳未満
支給月額	第1・2子 0.5万円 第3子～ 1.0万円	制度なし  (ただし、児童手当に相当するものとして、税制上の児童税額控除制度がある。)	第1子 68.25ポンド [1.4万円] 第2子～ 45.72ポンド [0.9万円]
所得制限	・一定の年収(4人世帯:年収ベース596.3万円)以上の者には支給しない ・被用者については一定年収(4人世帯:年収ベース780万円)未満まで支給		なし
財源	<0～3歳未満> 被用者 事業主7/10: 国 2/10: 地方1/10 非被用者 国 2/3: 地方1/3 特例給付 全額事業主負担 <3歳～小学校第3学年修了前> 国 2/3: 地方1/3		国庫負担
運営	政府		政府
税制上の児童控除	扶養控除 扶養親族 38万円 特定扶養親族 63万円 (16歳以上23歳未満)	扶養控除: 被扶養者1人につき3,100ドル[33.8万円]の所得控除 児童税額控除: 17歳未満の扶養児童1人につき1,000ドル[10.9万円]の税額控除又は給付 *児童税額控除は世帯年収10,500ドル[114万円]以上の全ての児童養育世帯に適用(非課税者等に対しては給付)	児童税額控除: 16歳未満(学生等は19歳未満)の児童のいる世帯に対して、児童数及び世帯の所得に応じて税額控除又は給付 ・児童税額控除(family element) 扶養児童が1人以上ある場合、児童の数に関わらず、最大545ポンド[10.8万円]の税額控除(給付)、なお、扶養児童に1歳未満の児童がいる場合は545ポンド[10.8万円]加算 ・児童税額控除(child element) 扶養児童1人につき、最大1,445ポンド[28.6万円]の税額控除 *全ての児童養育世帯に適用(非課税者等に対しては給付)

(注) 1 イギリスの児童手当額は週単位であり、これを月額に換算した。  
2 換算レートは基準外国為替相場及び裁定外国為替相場(平成16年6月から平成16年11月までの間における実勢相場の平均値)  
1米ドル=¥109、1英ポンド=¥198、1ユーロ=¥135、1クローネ=¥15  
資料: 厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

賃金体系(欧米は概ね能力給体系、我が国は概ね生活給・年功給体系)、税制(イギリス、スウェーデン)

ドイツ(2003年現在)	フランス(2004年現在)	スウェーデン(2003年現在)
第1子から18歳未満 学生等は27歳未満 失業者は21歳未満	第2子から20歳未満	第1子から16歳未満(義務教育終了前) 20歳の春学期まで奨学手当等
第1～3子 154ユーロ [2.1万円] 第4子～ 179ユーロ [2.4万円]	第1子 なし 第2子 115.07ユーロ [1.6万円] 第3子～ 147.42ユーロ [2.0万円] <割増給付> 11～16歳未満 32.36ユーロの加算 [0.4万円] 16歳～ 57.54ユーロの加算 [0.8万円]	第1・2子 950クローネ [1.4万円] 第3子 1,204クローネ [1.8万円] 第4子 1,710クローネ [2.6万円] 第5子～ 1,900クローネ [2.9万円] 奨学手当等も同額
18歳未満: なし 18歳以上: 児童の年収が7,118ユーロ[約96万円]以上の場合には支給しない	なし	なし
公費 児童手当及び児童扶養控除に要する費用の負担割合は連邦74%、州及び自治体26%	家族給付全国基金 事業主拠出金 (65%) 税(一般社会拠出金等) (35%)	国庫負担
政府 児童控除: 扶養児童1人につき5,808ユーロ[78.4万円]の所得控除 *児童控除と児童手当(扶養児童1人につき1,848ユーロ[24.9万円])の有効な方を適用	家族手当金庫 なし  N分N乗課税 *家族除数 独身者 1 夫婦者 2 夫婦子1人 2.5 夫婦子2人 3 夫婦子3人 4 夫婦子4人 5 以下扶養児童1人増す毎に1を加算する	政府 なし

6 労働

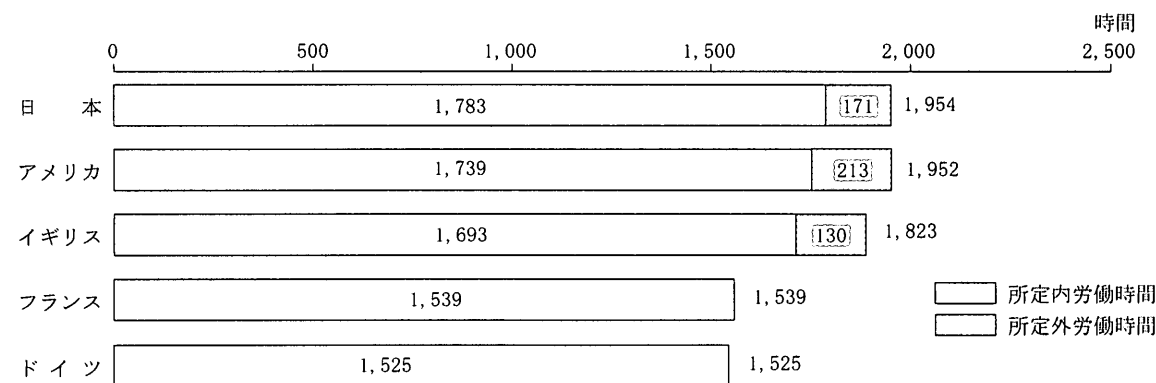
第373表 主要国の失業者数及び失業率

(単位 万人、%)

区分	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ(登録)		フランス(登録)	
	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率
1988年	155	2.5	670	5.5	237	8.3	224	7.7	256	10.0
1989	139	2.3	653	5.3	180	6.3	204	7.1	253	9.4
1990	134	2.1	687	5.6	166	5.8	188	7.2	250	8.9
1991	136	2.1	864	6.9	229	8.0	169	6.3	271	9.5
1992	142	2.2	961	7.5	283	9.9	298	7.8	283	10.3
1993	166	2.5	894	6.9	300	10.5	342	8.9	308	11.6
1994	192	2.9	800	6.1	280	9.8	370	9.6	306	12.3
1995	210	3.2	740	5.6	252	8.8	361	9.4	300	11.5
1996	225	3.4	724	5.4	239	8.3	397	10.4	309	12.1
1997	230	3.4	674	4.9	209	7.2	438	11.5	305	12.3
1998	279	4.1	621	4.5	182	6.3	428	11.1	292	11.6
1999	317	4.7	588	4.2	180	6.1	410	10.5	258	11.0
2000	320	4.7	566	4.0	166	5.6	389	9.6	216	9.5
2001	340	5.0	674	4.8	145	4.9	385	9.4	221	8.8
2002	359	5.4	827	5.8	152	5.2	407	9.8	231	9.0

(注) 1 イギリスは、3～5月期の数値。  
 2 ドイツは、職業安定機関に登録している失業者。1993年までは旧西ドイツ地域、1994年以降は統一ドイツの数値。  
 3 フランスは、職業安定機関に登録している失業者。  
 4 日本：総務省統計局「労働力調査」  
 アメリカ：労働省「Employment and Earnings」  
 イギリス：国家統計局「Labor Market Trends」  
 ドイツ：連邦統計局「Wirtschaft und Statistik」  
 フランス：国立統計経済研究所「Bulletin Mensuel de Statistique」  
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

第374表 年間総実労働時間の国際比較（製造業生産労働者、2002年）



(注) 1 フランス、ドイツは、総労働時間である。  
 2 日本は厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
 諸外国はEU及び各国資料より厚生労働省労働基準局推計  
 資料：年金金融研究所「新 財政と社会保障のポイント」

第375表 ILO労働統計報告による週当たり労働時間（製造業）

(単位 時間)

区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
1985年	41.5	40.5	—	40.7	38.6
1986	41.1	40.7	41.9	40.4	38.7
1987	41.3	41.0	42.0	40.1	38.7
1988	41.8	41.1	42.3	40.0	38.8
1989	41.4	41.0	42.5	39.9	38.8
1990	40.8	40.8	42.3	39.5	38.8
1991	40.0	40.7	41.3	39.2	38.7
1992	38.8	41.0	41.5	38.9	38.8
1993	37.7	41.4	41.3	37.6	38.6
1994	37.6	42.0	41.6	38.0	38.7
1995	37.8	41.6	42.2	38.3	38.8
1996	38.2	41.6	41.9	37.4	38.7
1997	38.2	42.0	42.0	37.4	38.6
1998	37.5	41.7	41.8	37.5	—
1999	37.4	41.7	41.4	—	—
2000	38.0	41.6	41.4	—	—
2001	37.6	40.7	—	—	—

① 定義 実労働時間 支払労働時間 支払労働時間 支払労働時間 実労働時間  
 ② 対象 雇用労働者男女計 生産労働者男女計 常用雇用労働者男女計 生産労働者男女計 生産労働者男女計

(注) 1 日本は、1985年からサンプル替えにより、それ以前の数値と接続しない。  
 2 アメリカは、1988年から新しい産業分類による調査で、それ以前の数値と接続しない。  
 3 イギリスは、北アイルランドを除く。4月の数値。  
 4 ドイツは、1990年3月10日以降、統一ドイツ。  
 5 フランスは、1985年より4月始まり。フランスの1995年は、産業分類の変更。公企業を含む。  
 6 定義の「支払労働時間」とは、実労働時間のほかに実際に就業しないが、賃金の支払われた時間（有給休暇、有効特定休日等）を含む。  
 7 ILO "Yearbook of Labour Statistics" による。  
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

第376表 労働費用構成の国際比較

(単位 %)

区分	日本		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
	1995年	1998年	2001年	1996年	1996年	1996年
労働費用計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
賃金計	82.3	81.2	80.7	83.8	74.3	65.6
賃金・俸給	82.3	81.2	73.1	73.7	63.3	58.2
不就業給						
その他の労働費用計	17.7	18.8	19.3	16.2	25.7	34.4
法定福利費	8.9	9.5	8.0	8.4	15.4	21.2
法定外福利費	3.1	2.9	11.3	5.0	7.8	7.4
退職金等の費用	4.9	5.5		0.0	0.6	2.0
現物給与	0.4	0.3	0.1	2.6	0.1	0.1
教育訓練費	0.2	0.2				
その他	0.3	0.2	0.0	0.0	0.7	2.3

(注) 1 日本は企業規模30人以上、アメリカは1人以上、EUは10人以上の全労働者。  
 2 日本は、厚生労働省「賃金労働時間制度等総合調査」（企業規模30人以上）による。  
 アメリカは、Bureau of Labor Statistics「Employer Costs for Employee Compensation」  
 その他は、Eurostat「Labour Costs 1988-1999」  
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

7 国際協力

8 国民所得

第377表 WHOへの分担率（分担金の占有率）の推移

(単位 %)

区分	平成6年 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
アメリカ	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	22.00	22.00	22.00
日本	12.24	12.24	15.17	15.38	15.38	19.67	20.24	20.24	19.35	19.35	19.20
ドイツ	8.78	8.78	8.89	8.90	8.90	9.65	9.70	9.70	9.69	9.69	9.61
フランス	5.90	5.90	6.30	6.31	6.31	6.44	6.44	6.44	6.41	6.41	6.36
イギリス	4.94	4.94	5.23	5.23	5.23	5.01	5.01	5.01	5.49	5.49	5.45

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

第378表 厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移

(単位 人)

区分	平成10年 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
研修員等受入	2,093	2,061	2,277	1,925	1,406	1,312
国際協力事業団(JICA)	897	822	869	774	770	824
世界保健機関(WHO)	23	45	13	48	22	29
国際労働機関(ILO)	23	33	48	47	39	33
その他	1,150	1,161	1,347	1,056	575	426
専門家派遣	481	544	440	384	338	344
国際協力事業団(JICA)	420	504	408	375	329	332
国際厚生事業団(JICWELS)他	61	40	32	9	9	12

(注) 研修員等受入の「その他」は、中央職業能力開発協会(JAVADA)、国際厚生事業団(JICWELS)等である。  
資料：厚生労働省「厚生労働白書」

第379表 国民所得（総額）

(単位 億ドル)

区分	1994年	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
アメリカ	61,219	64,539	68,401	72,922	77,528	82,367	87,952	89,812	92,908
日本	39,592	43,333	38,558	35,455	32,183	36,428	38,491	33,537	32,117
ドイツ	17,736	20,818	20,192	17,867	18,119	17,832	15,828	15,700	16,856
イギリス	9,209	9,992	10,527	11,844	12,856	13,012	12,909	12,922	14,198
イタリア	8,694	9,348	10,561	10,050	10,296	10,192	9,256	9,290	10,182
カナダ	4,628	4,848	5,026	5,238	5,043	5,424	6,027	5,913	6,091
スペイン	4,306	5,069	5,267	4,833	5,047	5,171	4,791	4,954	5,550
オーストラリア	2,756	3,000	3,368	3,392	3,030	3,288	3,163	2,996	3,316
オランダ	2,963	3,571	3,517	3,249	3,282	3,391	3,158	3,216	3,444
スウェーデン	1,824	2,138	2,327	2,131	2,152	2,185	2,079	1,893	2,087
ベルギー	2,075	2,424	2,349	2,134	2,182	2,184	1,979	1,958	2,124
スイス	2,291	2,726	2,631	2,337	2,413	2,385	2,242	2,195	—
インドネシア	1,118	1,419	1,677	3,586	10,117	9,705	15,134	17,774	18,047
南アフリカ	2,448	2,914	4,069	4,408	5,952	6,601	8,543	14,497	12,825
オーストラリア	1,697	1,987	1,970	1,741	1,794	1,767	1,603	1,590	1,734
デンマーク	1,251	1,492	1,514	1,397	1,433	1,445	1,302	1,317	1,420
ベネズエラ	208	576	1,971	2,869	4,087	5,485	7,443	8,652	20,453
ノルウェー	1,013	1,225	1,333	1,322	1,255	1,320	1,420	1,445	1,639
フィンランド	763	1,015	1,013	993	1,051	1,048	989	1,005	1,101
韓国	3,765	4,529	4,849	4,439	2,868	3,738	4,357	4,128	4,748
ギリシャ	944	1,106	1,165	1,138	1,142	1,159	1,042	1,070	1,214
タイ	1,309	1,542	1,660	2,938	2,307	2,320	2,728	2,800	3,135
ニュージーランド	412	487	528	535	447	462	419	423	487

(注) 市場価格表示。  
資料：日本は、内閣府国民経済計算部推計値  
OECD加盟国はOECD "National Accounts of OECD Countries"  
その他の国はIMF "International Financial Statistics" October 2004  
内閣府政策統括官付海外経済担当で集計

第380表 1人当り国民所得

(単位 ドル)

区 分	1994年	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
アメリカ	23,237	24,209	25,361	26,715	28,074	29,488	31,142	31,473	32,233
日本	31,684	34,509	30,635	28,102	25,444	28,755	30,326	26,347	25,202
ドイツ	21,783	25,493	24,655	21,775	22,089	21,723	19,258	19,068	20,436
イギリス	15,933	17,250	18,136	20,362	22,049	22,250	22,013	21,891	23,980
イタリア	15,199	16,314	18,401	17,475	17,878	17,680	16,025	16,210	17,547
カナダ	15,937	16,516	16,938	17,467	16,673	17,779	19,575	19,006	19,391
スペイン	10,995	12,924	13,410	12,283	12,793	13,049	11,999	12,303	13,689
オーストラリア	15,345	16,488	18,285	18,213	16,085	17,266	16,413	15,360	16,788
オランダ	19,262	23,098	22,653	20,815	20,900	21,447	19,835	20,045	21,325
スウェーデン	20,767	24,217	26,322	24,086	24,315	24,668	23,428	21,276	23,380
ベルギー	20,512	23,912	23,136	20,965	21,381	21,366	19,313	19,046	20,557
スイス	32,550	38,493	37,035	32,856	33,827	33,284	31,096	30,228	—
インドネシア	575	720	838	1,766	4,914	4,649	7,154	8,292	8,312
南アフリカ	6,096	7,120	9,767	10,413	13,854	15,171	19,416	32,637	28,653
オーストリア	21,138	24,994	24,757	21,854	22,487	22,108	20,003	19,802	21,531
デンマーク	24,029	28,523	28,776	26,442	27,014	27,154	24,393	24,580	26,423
ベネズエラ	974	2,632	8,813	12,555	17,526	23,046	30,653	34,959	81,068
ノルウェー	23,354	28,115	30,434	30,021	28,325	29,590	31,617	32,026	36,107
フィンランド	14,985	19,867	19,770	19,328	20,393	20,286	19,104	19,364	21,170
韓国	8,435	10,044	10,651	9,660	6,196	8,018	9,268	8,719	9,965
ギリシャ	8,905	10,402	10,875	10,564	10,543	10,652	9,549	9,783	11,086
タイ	2,290	2,666	2,840	4,973	3,866	3,846	4,478	4,548	5,041
ニュージーランド	11,285	13,149	14,045	14,070	11,664	12,008	10,811	10,820	12,253

(注) 市場価格表示。

資料：日本は、内閣府国民経済計算部推計値

OECD加盟国はOECD "National Accounts of OECD Countries"

その他の国はIMF "International Financial Statistics" October 2004

内閣府政策統括官付海外経済担当で集計

